

苗敷山総合学術調査報告書

苗敷山の総合研究

二〇一一年三月

韮崎市教育委員会
苗敷山総合学術調査研究会

苗敷山総合学術調査報告書

苗敷山の総合研究

二〇一一年三月

韮崎市教育委員会
苗敷山総合学術調査研究会



苗敷山穂見神社奥宮の拝殿正面



苗敷山穂見神社奥宮の本殿・幣殿・拝殿



苗敷山穗見神社の木造明王形立像(Ⅰ)

卷頭図版 3



右侧面



正面



左侧面



右斜め



背面



左斜め



頭部



腕部

苗敷山穗見神社の木造明王形立像(Ⅱ)



法善寺の銅造虚空藏菩薩坐像

卷頭図版 5



磁石建物跡（宝生寺庫裡跡・客殿跡）全景



磁石建物跡（宝生寺庫裡跡・客殿跡）出土遺物（I）



礎石建物跡（宝生寺庫裡跡・客殿跡）出土遺物（II）



礎石建物跡（宝生寺庫裡跡・客殿跡）出土遺物（III）

序

莊崎市は、西には鳳凰三山をはじめとする南アルプスの山々がそびえ、北に八ヶ岳、東に茅ヶ岳を望み、南に富士山を遠望できる風光明媚な甲府盆地の北側に位置します。釜無川や塩川の浸食によって形成された七里岩台地、總坂台地や釜無川右岸の小扇状地地帯を生活の舞台にして、先人たちが培ってきた知恵や努力を礎にして、歴史・文化が刻まれてきました。

また、甲斐源氏武田氏の始祖武田信義が居館を構え、その末裔である武田勝頼が新府城を築城したところでもあり、武田発祥の地並びに終焉の地として広く知られ、信義の菩提寺となつた願成寺、武田信玄再建と伝える本殿のある武田八幡宮などの文化財が点在しており、武田氏ゆかりの地となっています。

そのなかでも苗敷山は、甲府盆地湖水伝説と結びつきながら古代以来、信仰の山として地元のみならず多くの方々から愛され敬われてきました。地元での苗敷山に対する愛着は深く、春・秋の例大祭の執行や参道の清掃などその保護に努めており、山頂に鎮座する總見神社、山頂部分に展開する礎石建物跡などの遺構群、参道や参道沿いに奉納された江戸期の石造物、祭礼などの民俗が保存され伝えられています。それら文化財に対する調査成果については、本書に掲載された各々の報告をご覧いただければ、これまで以上に詳細にかつ鮮明にご理解いただけることと思います。

今同、苗敷山にこのような学術的な総合調査が入つたことは、非常に喜ばしいことであり、郷土にのこる文化財としての価値を高め、より地域に密着した歴史文化が明らかになったことと思われます。本書が、文献史、地域史、社会史、文化史、考古、民俗等々の研究に寄与し、もつて歴史文化の発展に貢献すればと願っております。

おわりに、苗敷山総合学術調査並びに報告書作成に關して、多大なるご理解ご協力を賜った関係者の皆様方並びに関係諸機関に深く感謝申し上げる次第です。

平成二十三年三月吉日

莊崎市教育委員会
教育長　興　水　豊

例 言

一、本書は山梨県韮崎市旭町上条南割に所在する苗敷山の総合的な学術調査報告書である。

二、学術調査は平成十九年（二〇〇七年）度から平成二十一年（二〇一〇年）度の四ヶ年で実施した。調査は韮崎市教育委員会から委託を受けた「苗敷山総合学術調査研究会（会長清雲後元）」が行い、考古学、文献史学、民俗学、建築学等の各分野から検討を重ねた。

三、本書は、第一編序編、第二編総合調査編、第三編研究編、第四編總括からなり、各調査項目が執筆を分担した。文責を明らかにするために第三編と第四編は冒頭に、それ以外の編は末尾に執筆者名を明記した。なお、用語等については極力統一するよう努めたが、執筆者が多数におよぶため、整理しきれなかった部分もある。

四、図と表は章ごとに通し番号にした。註・参考文献は草木ないし節末等に示した。

五、中世陶器については、藤原良祐氏（愛知学院大学）よりご教示いただいた。見解に関する部分については極力それを尊重し、あえて内容の統一を図っていない。したがって、各報告に關して矛盾をきたすところもあるが、苗敷山に關してはなおさまざま議論があるとしてご理解いただきたい。

六、本調査で確認された出土・表採遺物及び調査記録は、韮崎市教育委員会が保管している。

七、本調査で確認された出土・表採遺物及び調査記録は、韮崎市教育委員会が保管している。

八、本学術調査の実施にあたっては、韮崎市教育委員会をはじめ、多くの方々及び関係機関のご指導、ご協力を賜った。（ここにご芳名を記し、謝意を表す（順不同・敬称略）。

青柳茂 阿部由美子 板塙みさと 石原ひろみ 稲垣白由 岩崎満佑子

上野理江 小野初美 河西学 賀宮寛子 櫻原ゆかり 斎藤由香 芝田操

清水裕子 須田泰美 鷹野義朗 田草川悠 田中真紀美 土屋啓子

萩原義見 半澤李恵 深澤真知子 藤巻達平 古川明口香 松尾絵里

樺森奈緒 吉岡駿介 山本雄次 沼田道夫 湯舟豊雄 山本昌雄 堀内中

功刀光齊 功刀茂樹 山本昭次 山本幸治 沼舟吉人 吉岡克美

山本力 佐々木邦男 小幡齊 旭町上条南割区 苗敷山總見寺村氏子総代会 山梨県立博物館 市原明廣 越賀悠子 清水征二 堀内寛 佐野隆

村松佳幸 石荷孝子 森原明廣 湯舟辰夫 湯舟久男 堀石邦次 角田勇雄

小幡齊 森原明廣 越賀悠子 清水征二 堀石邦次 角田勇雄

山梨県立博物館 市原明廣 湯舟辰夫 湯舟久男 堀内寛 佐野隆 堀石邦次 角田勇雄

脚テクノプラニング

目次

卷頭図版	序	例言																												
第一編 序編	第一章 溝蓋経過	第二章 石造物																												
	第二章 潟蓋に至る経緯	第三節 墓地の石造物																												
	第三章 白山神社の歴史的環境	第四節 参道脇集石上の石造物																												
	第四章 葵敷山の研究史	第五節 参道の石造物																												
	第五章 発掘調査	第六節 現存の仏像																												
第二編 総合調査編	第一章 苗敷山及び周辺の歴史的環境	第七章 文獻調査																												
	第二節 歴史環境	第一節 苗敷山建見神社文書調査																												
	第三節 苗敷山の研究史	第二節 筑波ほか苗敷山關係文獻																												
	第四節 白山神社の歴史的環境	第三節 高尾山建見神社文書調査																												
	第五節 白山神社の歴史的環境	第八章 民俗芸能																												
第三編 研究編	第一章 古代堅穴建物跡の調査	第一節 民俗芸能の伝承母胎——上条兩制——																												
	第二章 古代堅穴建物跡の調査	第二節 積見神社の倭神樂																												
	第三章 古代堅穴建物跡の調査	第九章 苗敷道																												
	第四章 古代堅穴建物跡の調査	第十章 地藏ヶ岳の採集遺物																												
	第五章 古代堅穴建物跡の調査																													
第四編 研究編	第一章 延喜式内社總見神社について																													
	第二章 苗敷山山頂遺跡における平安時代の堅穴建物跡群をめぐる問題																													
	第三章 善應寺經塚の研究																													
	第四章 日本の山岳宗教と苗敷山																													
	第五章 苗敷山周辺の山岳信仰																													
	第六章 中世の苗敷山																													
	第七章 苗敷山の石造物の変遷																													
	第八章 石鳥居の造立工について																													
第五章 仏像																														
109	78	70	45	43	38	24	23	21	16	11	11	10	7	7	7	2	1	100	98	96	94	92	90	88	86	84	82	80	79	78

第九章 参道石造物に関する考察													
第十章 山内の石造物をめぐる人びと													
第十一章 苗穂山総合調査出土近世陶磁器の様相とその歴史的評価													
第十二章 高尾山總見神社所蔵資料からみる苗穂山													
—地誌網にみえる所蔵資料の再検討から—													
第十三章 大曾池の雨乞い信仰													
第十四章 高尾山總見神社との関係													
第十五章 苗穂山總見神社の信仰圈—明治二十年代を中心にして—													
第四編 総括編													
写真図版													
第一章													
第一回 甲府盆地から苗穂山方面の鳥瞰図													
第二回 苗穂山周辺地形図													
第三回 周辺遺跡等の分布													
第三章													
第一回 苗穂山のテラス等位置及び主要石造物等の位置図													
第二回 苗穂山周辺地形図													
第三回 石段・山門跡・隨神門跡・鐘楼堂跡等位置平面図													
第四回 山門跡礎石配置概要図													
19	18	13	12	8	7	7	315	308	303	292	282	275	265	256

挿図目次

第一編

第五回 鐘楼堂跡礎石配置概要図																															
第六回 山頂部一サテラストレンチ断面図																															
第七回 東斜面5テラス北西後背部石積立面概要図																															
第八回 苗穂山山頂通路既存の成果																															
第九回 山頂部1号テラストレンチ断面図																															
第十回 山頂部1号テラストレンチ断面図																															
第十一回 山頂部1号テラストレンチ出土遺物																															
第十二回 西側斜面部全体図																															
第十三回 西側斜面部トレンチ断面図																															
第十四回 西側斜面部トレンチ遺物出土状況図																															
第十五回 西側斜面部トレンチ出土遺物																															
第十六回 2号堅穴建築物跡平面図																															
第十七回 2号堅穴建築物跡断面図																															
第十八回 2号堅穴建築物跡カマド平・断面図																															
第十九回 2号堅穴建築物跡カマド、Pit平・断面図																															
第二十回 2号堅穴建築物跡出土遺物																															
第二十五回 2号堅穴建築物跡カマド平・断面図																															
第二十二回 2号堅穴建築物跡カマド出土遺物																															
第二十三回 碓石建築物跡平・断面図																															
第二十四回 碓石建築物跡断面図																															
第二十五回 碓石建築物跡出土状況図(Ⅰ)																															
第二十六回 碓石建築物跡出土状況図(Ⅱ)																															
第二十七回 碓石群平・断面図																															
第二十八回 第1号碓石建築物跡出土遺物																															
第二十九回 第2号碓石建築物跡出土遺物(Ⅰ)																															
第三十回 第2号碓石建築物跡出土遺物(Ⅱ)																															
第三十五回 第3号碓石建築物跡出土遺物(Ⅰ)																															
48	48	47	47	44	44	42	42	40	39	35	34	33	32	31	30	29	29	28	27	26	26	25	25	24	23	22	22	20	20	19	19	19

第32回	第3分礎石建物跡出土遺物（II）	49
第33回	第3号礎石建物跡出土遺物（III）	50
第34回	礎石建物跡出土遺物（石器・古錢・鐵製品）（I）	51
第35回	礎石建物跡出土遺物（鐵製品）（II）	52
第36回	礎石建物跡出土遺物（鐵製品）（III）	53
第37回	表探遺物（I）	54
第38回	表探遺物（II）	55
第39回	表探遺物（III）	56
第40回	表探遺物（IV）	57
第41回	表探遺物（V）	58
第42回	表探遺物（VI）	59
第43回	表探遺物（VII）	60
第44回	表探遺物（VIII）	61
第45回	表探遺物（IX）	62
第46回	表探遺物（X）	63
第47回	表探遺物（XI）	64
第48回	表探遺物（XII）	65
第四章		71
第一回	徳見神社奥宮平面図	75
第二回	徳見神社奥宮断面図	76
第三回	棟札等実測図（I）	81
第四回	棟札等実測図（II）	84
第五章		85
第一回	明星天子菩薩像	84
第六章		85
第一回	奥宮から山門跡にかけての石造物位置図	72
第二回	奥宮から山門跡にかけての石造物（I）	73
第八章		74
第一回	上矢南割と周辺	75

第3回	第3回 【甲斐名勝志】卷之一捕圖「甲斐之国形」	86
第4回	第4回 【甲斐義記】前攝卷之二捕圖「甲斐國全圖」	87
第5回	第5回 【甲斐義記】前攝卷之四捕圖「苗敷山」	88
第6回		89
第七章		90
第一回	第1回 西行歌碑拓本	91
第二回	第2回 参道の石造物（I）	92
第三回	第3回 参道の石造物（II）	93
第四回	第4回 参道の石造物（III）	94
第五回		95
第一回	第一回 墓地の石造物（I）	96
第二回	第二回 墓地の石造物（II）	97
第三回	第三回 墓地の石造物（III）	98
第四回	第四回 集石上の石造物	99
第五回	第五回 参道の石造物（I）	100
第六回	第六回 参道の石造物（II）	101
第七回	第七回 参道の石造物（III）	102
第八回		103
第一回	第一回 丁石種子	104
第二回	第二回 第22回	105
第三回	第三回 第23回	106
第四回	第四回 西行歌碑拓本	107
第五回		108
第六回		109
第七回		110
第八回		111
第一回	第一回 112	112
第二回	第二回 113	113
第三回	第三回 114	114
第四回	第四回 115	115
第五回		116
第六回		117
第七回		118
第八回		119
第一回	第一回 120	120
第二回	第二回 121	121
第三回	第三回 122	122
第四回	第四回 123	123
第五回		124
第六回		125
第七回		126

第九章

第1図	苗敷道と主要な旧街道	167
第2図	庚申塔(野牛島)実測図	170
第3図	甲子塔(六科)実測図 拓本	171
第4図	六科村絵図	172
第5図	明治4年未六科村堤防図	172
第6図	明治24年河川流域面積取調書添付図面 六科部分	173
第7図	明治29年御影村水害図 六科部分	173
第8図	苗敷道および御勤使川横断ルート 明治21年測量地形図	174
第9図	丁石実測図	175
第十章		176
第1図	地蔵ヶ岳採集遺物(Ⅰ)	202
第2図	地蔵ヶ岳採集遺物(Ⅱ)	202

211 209 205 206 199 196 195 194 192

180 179 175 174 173 173 172 171 170 167

第五章

善心寺経塚出土遺物実測図(Ⅱ)

第四章		
第1図	苗敷山から風風三山に至る地形断面	
第七章		
第1図	江戸および周辺村落の墓標の分類	228
第2図	人穴碑塔群の分類	228
第九章		
第1図	大坂吉兵衛の石鳥居と石工銘	
第2図	石工銘	

第十一章		
第1図	飯沢河岸跡出土火災資料の器種組成	
第2図	甲府城下町遺跡第14号溝出土遺物の器種組成	
第十一章		
第1図	古碑実測図	
第2図	桿札銘に記された村の分布図	
第十三章		
第1図	大釜池の雨乞いが記録された村々と入会關係図	
第十五章		
第1図	苗敷山總見神社の信仰圏	

第一回	サト・サトヤマとオクヤマの概念図	192
第二回	堂所遺跡	192
第三回	横尾遺跡	192
第四回	熊倉遺跡	192
第五回	苗敷山頂遺跡南北西地点	192
第三章		
第一回	善心寺経塚出土遺物模写図	202
第二回	善心寺経塚発見地点図	202
第三回	善心寺経塚の位置	202
第四回	善心寺経塚出土遺物実測図(Ⅰ)	202
313	293 289 284	279 279

表目次

第一編	第十一章	第1表 丁石奉納者名	265							
	第十二章	第2表 寛文7年宗門改帳による上条南割村民の家族構成	266							
第三編	第十三章	第1表 出土遺物器種組成	267							
	第十四章	第2表 出土遺物年代組成	268							
第六章	第十五章	第3表 宮沢中村遺跡2面・3面出土遺物の器種構成	269							
第1表 被葬者等一覧表	第1表 「大々講人名簿」基本表	270								
第七章	第2表 大々講地区別分布	271								
第1表 苗敷山德見神社文書日録	第3表 大々講規模構成	272								
第2表 地誌ほか苗敷山関係文獻	第4表 大々講地区別規模分布	273								
第3表 高尾山德見神社宗教關係文書日録	第5表 苗敷山德見神社御神樂講姓名簿	274								
第八章										
第1表 近世村と小名、道祖神祭祀一覧表										
第2表 北巨摩地方（藍崎市・北杜市）神楽伝承地一覧表										
第十章										
第1表 地蔵ヶ岳採集の遺物一覧表										
第三編										
第八章										
第1表 宇津谷村石切時代別変名一覧表										
第2表 寛文十三年甲府城下町下府中（魚町）町内宿泊人一覧表										
第3表 十七世紀の棟札に見える他国職人一覧表										
第九章										
第1表 参道の丁石										
第2表 参道の丁石台座										
第十章										
256	256	181	159	154	143	125	119	105	66	36

写真目次

第一編	第四章	写真1 本殿外観	266							
		写真2 本殿妻柱と組物	267							
第三編		写真3 本殿の縁	268							
		写真4 本殿と幣殿の取り合い	269							
第六章		写真5 紋殿・拜殿の外観	270							
第1表 被葬者等一覧表		写真6 写真6 拝殿より幣殿を見る	271							
第七章		写真7 拝殿化粧軒裏	272							
第1表 近世村と小名、道祖神祭祀一覧表		写真8 拝殿向拝柱	273							
第2表 北巨摩地方（藍崎市・北杜市）神楽伝承地一覧表			274							
第十章										
第1表 地蔵ヶ岳採集の遺物一覧表										
第三編										
第八章										
第1表 宇津谷村石切時代別変名一覧表										
第2表 寛文十三年甲府城下町下府中（魚町）町内宿泊人一覧表										
第3表 十七世紀の棟札に見える他国職人一覧表										
第九章										
第1表 参道の丁石										
第2表 参道の丁石台座										
第十章										
256	256	181	159	154	143	125	119	105	66	36
写真9										
元文元年墨書きの部材										
74	73	73	73	73	73	73	70	70	70	70
73	73	73	73	73	73	73	70	70	70	70

写真 10	弘化3年棟札	写真 18	岩戸（宇豆女）												
写真 11	明治36年棟札	写真 19	苗敷神社（北杜市高根町）												
写真 12	昭和28年板書	写真 20	苗敷大神社（北杜市長坂町）												
第五章		第三編													
写真 1	智光寺・虚空蔵菩薩坐像	写真 1	庚申塔（野牛島）												
写真 2	法善寺・虚空蔵菩薩坐像右手	写真 2	甲子塔（六科）												
写真 3	木造魔王形立像	写真 3	府中街道 苗敷道之碑												
写真 4	同・右脇面	写真 4	丁石 二丁目												
写真 5	同・前脇														
第八章		第十章													
写真 1	山寺の道祖神	写真 1	掛鏡 懸仏												
写真 2	竹之内の道祖神														
写真 3	久保の道祖神														
写真 4	湯舟の道祖神	写真 1	鳳凰三山と苗敷山の山並み												
写真 5	道祖神の当番表（湯舟）	写真 2	鳳凰山高童寺山門より望む地蔵ヶ岳												
写真 6	どんどん焼（湯舟）	写真 3	精進ヶ滝												
写真 7	武者講の引き繼ぎ物（湯舟）	写真 4	地蔵ヶ岳の磐座												
写真 8	水神碑（竹之内）	写真 5	薬師岳の磐座（山頂付近）												
写真 9	水神石祠（竹之内）	写真 6	薬師岳磐座下の岩屋内												
写真 10	山田の景観（井同墓地より写す）	写真 7	南御室小屋												
写真 11	里吉の神楽殿	写真 8	薬師岳山頂南の後継上岩屋												
写真 12	宿場淨	写真 9	觀音岳・薬師岳の稜線												
写真 13	鍛冶屋	写真 10	天狗岩の岩屋遠望												
写真 14	宇豆女	写真 11	甘利山より苗敷山を望む												
写真 15	乙の舞	写真 12	嵯峨野虚空藏法輪寺本堂												
写真 16	四弓	写真 13	「十三參り」												
写真 17	天狗														
164	162	162	153	153	153	153	153	82	82	82	81	81	77	76	74
178								175	174	171	170		165	165	164

第九章

図版 8 東尾根2号テラスの調査

写真 1 古兵衛の作品例

図版 9 出土遺物集含写真

写真 2 勘兵衛の作品例

図版 10 奥宮から山門跡にかけての石造物(Ⅰ)

第十二章

図版 11 奥宮から山門跡にかけての石造物(Ⅱ)

写真 1 御正林

図版 12 墓地の石造物(Ⅰ)

写真 2 古碑

図版 13 墓地の石造物(Ⅱ)

写真 3 古碑

図版 14 墓地の石造物(Ⅲ)

写真 4 横札

図版 15 参道脇集石上の石造物

写真 5 横札三

図版 16 参道の石造物(Ⅰ)

第十三章

図版 17 参道の石造物(Ⅱ)

写真 1 大便池

図版 18 参道の石造物(Ⅲ)

写真 2 長谷寺

図版 19 参道の石造物(Ⅳ)

写真 3 長谷寺十一面觀音立像

写真 4 善應寺

写真 5 善應寺千手觀音立像

298 298 297 296 292 290 287 284 264 263 234

図版 1	石段・門跡・石積等
図版 2	山頂部テラスの調査(Ⅰ)
図版 3	山頂部テラスの測定(Ⅱ)
図版 4	西斜面テラスの調査(Ⅰ)
図版 5	東斜面テラスの調査(Ⅰ)
図版 6	東斜面テラスの調査(Ⅱ)

第一編序編

第一章 調査に至る経緯

山に開する総合的な学術調査を委託することとなつた。

組織された苗敷山総合学術調査研究会の組織と構成員は次のとおりである。

山梨県韮崎市越町の一帯は歴史文化資産の豊富な地域である。古代末には甘利荘として立庄され、鳥羽上草の宝莊殿院領となつた。条里制が取り入れられていてあるうちとも現行地名に「条」や「割」が用いられていることから垣間見ることができる。中世の当地の領主は武田信義の嫡男一条忠頼で、その子行忠は大輪寺（越町上条北割）の地に館を構えたと伝えられている。このような歴史を背景として、大輪寺関連遺跡（甘利氏館跡、扇子平（城郭跡）などの城館跡が残る。近世以降に日を転じてみると、山裾を縫うように通水する篠島堰があり、甘利山や越山などから流れ出る小河川とともに、水田地帯を開拓している。

山や越山などから流出する小河川とともに、水田地帯を開拓している。

このようないくつかの舞台を構成するものとして苗敷山がある。

苗敷山は、江戸時代の頃には甲府盆地湖水伝説などと結びつき、稻作に関わる信仰の対象とされ、信仰の起源については古代にまで遡ると理解された。苗敷山に対する信仰心は現代まで継ぎ、山麓の四地区からなる苗敷山總見神社氏子総代会等を中心に大切に守られている。また、功刀吉彦氏や竹之内ふる里研究部により調査研究が進められてきた。

このようなかつて、平成十三年、山頂部における林道建設により古代の遺物が検出された。市教育委員会では緊急的にその調査を実施し、標高一〇〇〇mという高所に古代の堅穴建物跡の存在を確認すると共に、これまで把握されていない山頂部周辺の造構の存在を認めた。市教育委員会では、埋蔵文化財保護法の追加及びその範囲を特定し、適切な文化財保護を目的として、平成十五年から二ヶ年をかけて苗敷山一帯に展開する遺構を中心とした測量図の作成を行つた。

さらに、市教育委員会では、苗敷山という信仰空間の成立から展開について検討することが必要と考え、地元の總見神社氏子総代会、文化庁及び山梨県教育委員会と協議を進めた。その結果、平成十九年度から四ヶ年をかけて、考古学、文献史学、建築学、民俗学等が中心となる「苗敷山総合学術調査研究会」に苗敷

会長	清雲 俊元	伊藤 正彦	大隅 清陽	影山 正美
調査員	秋山 敬	数野 雅彦	坂本 美夫	佐々木 満
			田中 大輔	谷川 章雄
			西川 広平	荻原 三雄
			保阪 太一	堀内 秀樹
			渡辺 洋子	宮澤富美恵

助言者	山下孝司	伊藤正彦	大隅 清陽	影山 正美
事務局	(庶務) 萩原三雄 (兼任)	(会計) 林紀子	数野 雅彦	佐々木 満
			坂本 美夫	田中 大輔
			谷川 章雄	西川 広平
			荻原 三雄	荻原 三雄
			保阪 太一	堀内 秀樹
			渡辺 洋子	宮澤富美恵

助言者	山下孝司	伊藤正彦	大隅 清陽	影山 正美
事務局	(庶務) 萩原三雄 (兼任)	(会計) 林紀子	数野 雅彦	佐々木 満
			坂本 美夫	田中 大輔
			谷川 章雄	西川 広平
			荻原 三雄	荻原 三雄
			保阪 太一	堀内 秀樹
			渡辺 洋子	宮澤富美恵

助言者	山下孝司	伊藤正彦	大隅 清陽	影山 正美
事務局	(庶務) 萩原三雄 (兼任)	(会計) 林紀子	数野 雅彦	佐々木 満
			坂本 美夫	田中 大輔
			谷川 章雄	西川 広平
			荻原 三雄	荻原 三雄
			保阪 太一	堀内 秀樹
			渡辺 洋子	宮澤富美恵

助言者	山下孝司	伊藤正彦	大隅 清陽	影山 正美
事務局	(庶務) 萩原三雄 (兼任)	(会計) 林紀子	数野 雅彦	佐々木 満
			坂本 美夫	田中 大輔
			谷川 章雄	西川 広平
			荻原 三雄	荻原 三雄
			保阪 太一	堀内 秀樹
			渡辺 洋子	宮澤富美恵

助言者	山下孝司	伊藤正彦	大隅 清陽	影山 正美
事務局	(庶務) 萩原三雄 (兼任)	(会計) 林紀子	数野 雅彦	佐々木 満
			坂本 美夫	田中 大輔
			谷川 章雄	西川 広平
			荻原 三雄	荻原 三雄
			保阪 太一	堀内 秀樹
			渡辺 洋子	宮澤富美恵

助言者	山下孝司	伊藤正彦	大隅 清陽	影山 正美
事務局	(庶務) 萩原三雄 (兼任)	(会計) 林紀子	数野 雅彦	佐々木 満
			坂本 美夫	田中 大輔
			谷川 章雄	西川 広平
			荻原 三雄	荻原 三雄
			保阪 太一	堀内 秀樹
			渡辺 洋子	宮澤富美恵

助言者	山下孝司	伊藤正彦	大隅 清陽	影山 正美
事務局	(庶務) 萩原三雄 (兼任)	(会計) 林紀子	数野 雅彦	佐々木 満
			坂本 美夫	田中 大輔
			谷川 章雄	西川 広平
			荻原 三雄	荻原 三雄
			保阪 太一	堀内 秀樹
			渡辺 洋子	宮澤富美恵

助言者	山下孝司	伊藤正彦	大隅 清陽	影山 正美
事務局	(庶務) 萩原三雄 (兼任)	(会計) 林紀子	数野 雅彦	佐々木 満
			坂本 美夫	田中 大輔
			谷川 章雄	西川 広平
			荻原 三雄	荻原 三雄
			保阪 太一	堀内 秀樹
			渡辺 洋子	宮澤富美恵

(閑間 俊明)

第二章 調査の経過

この四年間で九回におよぶ研究会を開催し、現地調査会等を隨時実施してきた。
年度」との調査研究活動の内容を次に示す。

- 平成十九年度**
- 一 研究会等
- 平成十九年
十二月九日 検討会（於・帝京大学山梨文化財研究所）
〔協議事項〕
- (1) 調査研究項目について
 - (2) 第一回研究会の内容について
- 十二月二十一日 第一回研究会（於・帝京大学山梨文化財研究所）
〔報告〕
- (1) 関間俊明「苗敷山研究の現状について」
 - (2) 鈴木麻里子「苗敷山の仏像等について」
 - (3) 櫻原功「山梨の山岳信仰について」
 - (4) 畑大介「六十六部廻図・結経と甘利莊」
- 十二月二十三日 現地調査会 里宮宝物館と山麓の調査
〔協議事項〕
- (1) 調査状況について
 - (2) 第二回研究会の内容について
- 三月一日 検討会（於・帝京大学山梨文化財研究所）
〔協議事項〕
- ・苗敷山出土遺物の検討
 - ・苗敷山の発掘調査等で出土した遺物の分析や検討を行った。
 - ・苗敷山に関係する仏像の調査
 - ・苗敷山別当生寺旧蔵の仏像等について、追跡調査を行った。
 - ・石造物の所在確認調査
- 三月十五日 第二回研究会（於・帝京大学山梨文化財研究所）
〔報告〕
- (1) 斎藤康彦「文献史料の状況について」
 - (2) 堀内秀樹「苗敷山表採の近世陶磁器について」
 - (3) 斎藤秀樹「苗敷道と大笹池の雨乞い信仰について」
 - (4) 秋山敬「種見神社石鳥居の造立（石工について）」
- 三月十六日 現地調査会 奥宮と山道の調査
三月二十九日 検討会（於・帝京大学山梨文化財研究所）
〔1) 平成十九年度の総括
〔2) 平成二十年度以降の調査計画について
- 三月三十日 調査研究内容
・里宮宝物館の文献史料の目録作成
- 里宮で収蔵されていた史料群について、目録作成を行うとともに、その特徴について分析を行った。
- ・苗敷山関係の文献史料の所在確認調査
- 苗敷山関係の文献史料等について、どの程度残存しているのか、関係者や機関等に対して所在確認調査を行った。
- ・苗敷山表採の近世陶磁器の分析
- これまでに表採された膨大な陶磁器について概観し、分析を行うとともに、特徴を抽出した。

奥宮周辺から参道にかけて、石造物の所在確認調査を行った。

・苗敷道の調査

道標や伝承等から、苗敷山参詣者が通った苗敷道のルートを検討した。

(三) 柳原功「苗敷山登山道の丁石(中間報告)」

(四) 畑大介「住職墓地の石造物(中間報告)」

【協議事項】
(一) 来年度の調査内容と日程について

平成二十年度

一 研究会等

平成二十年

五月三十一日

現地調査会 奥宮周辺の現地調査

六月一日 第三回研究会(於:帝京大学山梨文化財研究所)

〔報告〕

(一) 間間俊明「苗敷山山麓の地名と地割等(一)」

〔協議事項〕

(一) 今年度の調査内容と日程について

(二) 第四回研究会の日程について

十月四日 現地検討会 奥宮周辺の試掘調査の検討会

十一月五日 第四回研究会(於:帝京大学山梨文化財研究所)

〔報告〕

(一) 斎藤康彦「苗敷山穂見神社の信仰圏」

(一) 山本義学・信藤祐仁「風凰山・苗敷山の信仰」

〔協議事項〕

(一) 今年度の調査状況について

(二) 第五回研究会について

平成二十一年

三月二十一日 第五回研究会(於:帝京大学山梨文化財研究所)

〔報告〕
(一) 間間俊明「平成二十年度発掘調査概要」

(一) 坂本美夫「苗敷山の石仏」

一 調査研究内容
・山頂部1号テラスの発掘調査
・奥宮西側の山頂部1号テラスに調査区を設定して人力で掘り下げ、調査を行った。

・集石(東尾根2号テラス)の清掃発掘
・参道脇の尾根筋の平坦面に点在する集石を清掃発掘し、状況や性格を探った。

・集石(東尾根2号テラス)の清掃発掘

・奥宮の建築物の調査
・本殿・幣殿・拝殿の測量調査を実施し、平面図・断面図の作成に取り組んだ。

・文献史料の分析
・奥宮の建築物の調査

・本殿・幣殿・拝殿の測量調査を実施し、平面図・断面図の作成に取り組んだ。

・文献史料の分析
・奥宮の建築物の調査

平成二十一年度

一 研究会等

平成二十一年
九月二十一日

十月十一日

打ち合わせ会（於・帝京大学山梨文化財研究所）
第六回研究会（於・帝京大学山梨文化財研究所）

〔報告〕

- (一) 今年度の事業について
(二) 第六回研究会と現地検討会の運営について

三月三十日

打ち合わせ会（於・帝京大学山梨文化財研究所）
第八回研究会（於・帝京大学山梨文化財研究所）

〔報告〕

- (一) 斎藤康彦「高尾山櫛見神社文書について」
〔協議事項〕

(一) 今後の調査研究内容について

- (二) 報告書の構成及びスケジュールについて

(三) 報告書の構成及びスケジュールについて

- (四) 報告書の執筆分担と内容について

(五) 今後の研究会等の日程について

〔協議事項〕

- (一) 今後の調査計画と日程について
(二) 来年度の計画について

(三) 第七回研究会の日程について

(四) 現場検討会の日程について

(五) 第七回研究会の日程について

十月十二日 現場検討会 奥宮背後の平安盛六建物跡検出地点（山頂部）

3号テラス周辺）と参道脇集石群地点（東尾根2号テラス）

二 調査研究内容

・山頂部分の発掘調査

平成十三年度に緊急発掘した二号竪穴建物跡の実態を探るため、再発掘を実施した。また、斜面下方の竪穴建物跡群地点や上方テラス（山頂部）においてもトレンチを設定して土地利用状況を調査した。

- (一) 間間俊明「過去に記録された苗敷山宝生寺庫裡・集石（東尾根2号テラス）の調査

(二) 客殿について
(一) 宮澤富美恵「苗敷山内石造物の人名など」
〔協議事項〕

- (一) 今後の調査研究内容について
(二) 報告書の構成及びスケジュールについて

平成二十年度に清掃発掘した参道脇の集石に対し、トレンチ調査を実

施した。また、集石上の石造物の実測も行つた。

・宝生寺庫裡・客殿（東斜面5号テラス）の調査

(一) 今後の調査研究内容について
(二) 報告書の構成及びスケジュールについて

一部トレーンチを入れて地下の様子を探った。

(三) 報告書の執筆分担について

(四) 第八回研究会の日程について

打ち合わせ会（於・帝京大学山梨文化財研究所）
第八回研究会（於・帝京大学山梨文化財研究所）

・奥宮の墨書き木材の調査

奥宮に保管されていた棊札や墨書き建築木材等を調査し、実測した。

・高尾山穗見神社史料の調査

高尾山穗見神社の史料を調査して、苗敷山穗見神社に関係する情報を探出した。

・苗敷山関係の文献史料調査

平成二十一年度に続き、近世の地誌類をはじめ、苗敷山に関係する文献史料について悉皆調査を進めた。

・石造物の調査

奥宮周辺の石灯籠や近世の石仏類を調査し、図化した。

・石造物造立者等の調査

参道の丁石や総門跡の石灯籠などを造立した人々を文献史料から探つた。

・報告書作成に向けての検討

平成二十一年度の報告書作成に向けて、構成や執筆分担・内容等について検討した。

平成二十二年度

一 研究会等

平成二十二年

第九回研究会（於：帝京大学山梨文化財研究所）

「報告」

（一）時枝務「善光寺経塲について」

「協議事項」

（一）報告書の編集方針等について

（二）報告会の開催について

平成二十二年

二月二十七日 報告会「苗敷山の魅力を語る」

【報告】

（一）間間俊明「苗敷山の魅力の概要～苗敷山の総合学術調査を通して～」

（二）山本義孝「苗敷山周辺の山岳信仰」

（三）宮澤富美恵「江戸時代の苗敷山をめぐる人々」

二 調査研究内容

・集石の調査

平成二十一年度に引き続き東尾根2号テラスの集石のトレンチ調査を実施し、図化を行った。

・近世陶磁器の調査

苗敷山で表探しした近世陶磁器類の年代や産地、器種などを把握し、他の遺跡との比較調査を行った。

・その他の遺構調査

東斜面テラス群の石段・門跡・石積等について調査を行った。

・石造物の追加調査

西行歌碑の追加調査や、苗敷山に石造物を残した石工の作品の追跡調査を行った。

・民俗芸能の調査

穗見神社里宮・奥宮の神楽や久保区・湯丹区のドンドン焼き等について調査を行った。

・報告書の作成

各自担当部分を執筆し、報告書を作成した。

（細 大介）

第二編 総合調査編

第一章 苗敷山及び周辺の歴史的環境

第一節 立地環境

地・巨摩山地で構成される赤石山脈のはば中央の東尖端にある。甲府盆地側から苗敷山方向は、苗敷山・甘利山・薬師岳・觀音岳・地藏ヶ岳で構成される鳳凰三山が直線状に並ぶ重層的な景観である。

山梨県は周囲を山で開まれ、その中央部に甲府盆地がある。

盆地の北側には茅ヶ岳・八ヶ

岳・奥秩父・西側に赤石山脈（南

アルブス）、東から南にかけて

は御坂山地があり、南東に富士

山が控えている。八ヶ岳と赤石

山脈に挟まれた塵廊状の地形に

流れれる釜無川に、南アルブスに

水源のある御動使川と茅ヶ岳・

八ヶ岳から流れる塩川が合流

し、甲府盆地へ流れ込んでいる。

苗敷山は、この釜無川と御動使

川の合流する付近に位置する。

苗敷山は御動使川の左岸にあ

り、標高約1000mの山である。山体としては一つであり、

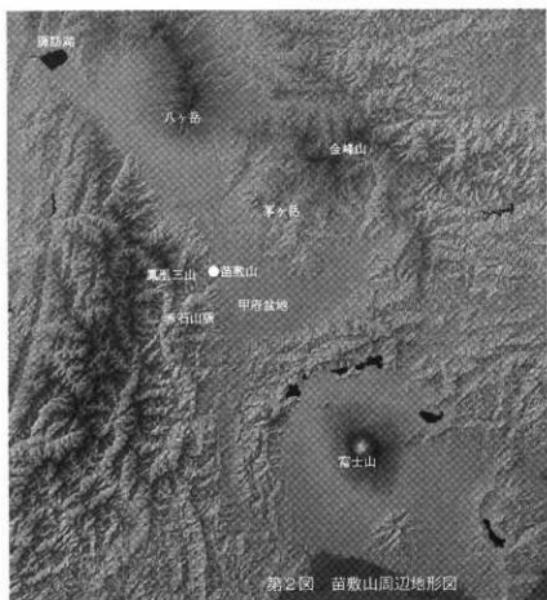
国土地理院発行の地図等では旭

山と呼称されているが、地元で

は山頂部の鞍部によって旭山と

苗敷山に区別されている。巨視

的にみると、赤石山地・白根山



第二節 歴史環境

苗敷山の眼下に展開する御動使川扇状地及びその周辺は、古代において甘利莊が展開していた地域である。发掘調査された古代以降の遺跡を概観してみると、御動使川左岸の氾濫原にある空間では現在のところ治水に関する遺跡以外に確認されていない。割羽沢の

上流域にあたる御坊沢や大門沢によつて形成された扇状地上に大輪寺間連遺跡群（大輪寺東遺跡を含む）があり、竜岡台地上で、久保屋敷遺跡、築地遺跡、大門遺跡などの集落跡がある他、経簡の発見された大六経塚などの存在が知られる。

御動使川の右岸では、大塚遺跡で奈良から平安時代の堅穴建物跡三三軒、石橋山からは土製筒瓦・鉄錐・短刀などが出土している。

次に、苗敷山に關わる歴史について寺記や地誌類を参考にしながら概観しておく。神龜元年（七二四）に苗敷山頂に苗敷山権現が祀られたと伝えられているが定かではない^①。天文十年（一五四二）、武田信玄による武田八幡宮の再建に宝生寺の阿闍梨榮真が子旦那として関わる^②。永祿九年（一五六六）七月十八日に宝生寺に対し種別役と普請役を免除し、国内安全等について祈禱させる文書が武田信玄によって発給されている^③。天正五年（一五七七）には、坊譲与に関する安堵の武田家の朱印状が出されている^④。天正十年の織田信長の侵攻により金山焼失する^⑤。同十一年四月十九日に徳川家康により宝生寺領として五貫二百文が安堵される^⑥。この時期に、大公寺などの所領安堵も行われている。金山焼失から一年ほどで復興の兆しが見られるが、金山焼失の内容については検討の余地が残る。同十五年には、宝嚴院の惟大僧都宥智の逆修に苗敷山が関わっていることが、高野山成慶院所蔵の『甲州月牌帳』^{二印}に記録されている^⑦。同十七年には前年から甲斐国

の檢地を行つている伊那熊藏によって宝生寺に寺領証文が与えられている^⑧。文禄元年（一五九二）二月、甲府城主の加藤泰春が寺領として二〇俵の地を寄進し、禁制を頒つて外護する文書を発給している^⑨。寛文四年（一六六四）に、參道中に大鳥居が建立される（大鳥居鉢文）。その後、元禄四年（一六九一）の銘を持つ丁石などが参道に寄進される享保三年（一七一八）に火災により寺社が焼失し、元文元年（一七三六）に本殿が再建される（部材の墨書き）。寛延三年（一七五〇）



第3図 周辺遺跡等の分布

に山代王子宮が焼失しているが、山上の堂宇には類焼はなく、宝曆六年（一七五六）に山代王子宮が焼失しているが、山上の堂宇には類焼はなく、宝曆六年（一七五六）の検地を行つている伊那熊藏によって宝生寺に寺領証文が与えられている^⑩。明治元年（一八六八）の神仏分離令の施行により、別當として總見神社を管理していた宝生寺という形態は終了する。

註

（1）總見神社 一九六〇【總見神社由緒】

- (2) ~ (4) 【寺記】
- (5) 【甲斐國志】
- (6) 【寺記】
- (7) 丸島相洋：「〇一〇「高野山成蹊院『甲斐國供養帳』」、「武田氏研究」四二号
- (8) ~ (10) 【寺記】
- (11) 功刀吉彦：一九九九「高教山御見神社の研究」
(闇間 優明)

第二章 苗敷山の研究史

苗敷山及び穂見神社や宝生寺について、まとまつた記載がされているのは「甲斐國志」(以下「国志」)である。その後は「寺記」がある。「国志」には、苗敷山中の諸施設や石造物などについて紹介し、甲府盆地湖水伝説と関係する中で、成立した社寺で、真言宗法善寺の末寺であり、本地仏が虚空藏菩薩、国建大明神、山代王子権現であることが記録されている。また、現在の穂見神社奥宮は虚空藏堂と呼ばれ、山麓にあつたものが山頂部へ遷つたことが指摘されている。

「寺記」には、縁結社・奥掛石・西行坂の山菜、享保三年(一七一八)・寛延三年(一七五九)の火災、山頂部ならびに山麓の堂社の規模、所有していた文書の内容、仏像の種類など、「国志」で記載されていない内容が記録されている。

「苗敷市誌」では、市内の山岳信仰の一つとして提え、「国志」や「寺記」の記述に従つて、苗敷山中の文化財について編纂時調査段階の現状を記している。編纂時の調査について記したものに「苗敷山—山上まで」と「苗敷山—山上にて」がある。この中で山寺仁太郎は、苗敷山が信仰の山として成立した背景について、「苗敷山の山の姿と、位置とが、この古い信仰を発祥させたのである。黒牛の背の様に山上が平坦で、甲府盆地から見て、この山が、鳳凰山の顎骨的な前山であるということから、山岳信仰を生じ、仏教以前の信仰が、後に修道と融合して、苗敷神社が生まれたのではないか」と、苗敷山の立地条件と山容が信仰の成立に関与していることを指摘している。

地誌の編纂から一步踏み込んだ研究として功力吉彦による「苗敷山穂見神社の研究」がある。「国志」や「寺記」を参考しつつ、地元の古文書、苗敷道の推定や近代以降の祭礼などの民俗調査や伝承の調査が行なわれ報告されている。現在ではすでに伝えられていない伝承などが多く含まれている。また、この研究を契機に、平成五年六月二十三日に穂見神社本殿が市指定文化財の建造物となり、さらに地元で苗敷山を中心とした文化財について研究を推進する竹之内分館の有志

が立ち上がり、その成果として「ふるさとの研究誌」が刊行された。

平成十三年に林道建設に伴い、苗敷市教育委員会による発掘調査が実施された。と考えられる遺構・遺物が確認された。その遺跡の性格付けの研究が行われているが、その中で山本義孝は、穂見の名称を持つ神社の分布、金峰山との関係のある御岳信仰の伝播に虚空藏信仰が伴う点や虚空藏信仰が地蔵信仰と融合する点などから、「金峰山を頂点とした山岳修驗に付随する形で鳳凰三山から苗敷山への入峰が行われたのではないか」とし、苗敷山をも含めた広域にわたる宗教空間の存在を推定している。

平成十三年に林道建設に伴い、苗敷市教育委員会による発掘調査が実施された。その成果に基づき、闇間俊明は山梨県内の中世の仏教開闢遺跡との比較を通じて、苗敷山山頂遺跡で確認された堅穴建物跡が仏教的施設を構成する、施設の可能性を指摘した⁽⁷⁾。しかし、狭小な範囲での調査結果からの類推であり、確認された堅穴建物跡の構造的な特徴が把握されておらず、推論の域をでていない。苗敷山に関する由緒をもとに検討されてきたが、功力氏等による地元における丹念な資料の収集や発掘調査成果によつて、苗敷山中で行われてきた先人達の活動が具体的に検討される段階に入りつつある。

註

- (1) 山寺仁太郎 一九七九「第三話 苗敷山の信仰」『苗敷市誌』下巻
- (2) 山寺仁太郎 一九八〇「甘利山、山梨日々新聞社
- (3) 功力吉彦 一九九三「苗敷山穂見神社の研究」
- (4) 竹之内分館ふる里研究会 一九九九
- (5) 明野村教育委員会 一〇〇三「深山山道跡」
- (6) 山本義孝 一〇〇三「深山山道跡と中世修驗道」『深山山道跡』
- (7) 苗敷市教育委員会 一〇〇三「甲斐における山岳信仰研究の展望」『山梨文化財研究所報』46
- (8) 闇間俊明 一〇〇三「古代山林寺院の一例——山梨県北埼玉郡苗敷山山頂遺跡をめぐる——」『修驗道と飯山』はおずき書簡

第三章 発掘調査

第一節 苗敷山山中の諸施設等の概要

一 参道

本節では、苗敷山の麓の旭町上条南割の徳見神社里宮から山頂部の山宮に至るまでの参道及びテラスや丁石等の現状の概要について述べることとする(第1回)。

徳見神社奥宮まで至る参道を含め道は、旭町の各地区をはじめ、南アルプス市の源を結ぶものなどが存在しているが、ここでは現在主要参道として用いられている徳見神社里宮からのものを中心に報告する。

地元で「オオジ」とも呼ばれている標高四二〇mの里宮の本殿の裏手から参道があり、西側に烟の中を走る集落と山との境界付近で、現在参道として使われているものよりも南側に旧参道がある。標高五三五mの山ノ神の祠で、北西及び南東方向に二股に分かれる。両者が同時期に参道として抜けていたかは判断できないが、北西方向の参道については現在、崩落箇所があり、通行が困難である。

また、この参道は「水晶坂」と地元で伝承されている。二股に分かれた参道は標高六一〇m付近で合流し、北側にトラバース、湯舟集落からの参道と合流し、尾根の突端を回りこむ形で大石鳥居のあるテラスに統く。なお、二股に分かれた参道の合流地点と大石鳥居を直線的に結んだ斜面地には複数の道状の痕跡が認められるが、周辺の参道の形態と異なることから、獸道や山管理用の道と考えられる。大鳥居の先是、右手に標高七〇八mの小山を取り巻きながら標高七一〇mまで進む。この間の参道は併走して造られた林道と一部重なりながら、尾根筋沿いの参道となる。尾根筋に向かう地点で、丁石の台座のみが確認されている。この

尾根筋の参道は複数に枝分かれしながら、そのまま尾根筋上を走る道(「苗敷山徳見神社の研究」)では「裏道」としている)と一〇mほど低い斜面を走る道(前掲書「表道」)に分かれる。尾根筋の道は標高八五〇m前後の丁石台座及び宝篋印塔等の載る石積みの塚のある東尾根2号テラスの北側を通る。斜面下方の道の途中の標高八二〇m付近に十九丁目の丁石がある。二つの道は二十丁目の丁石のあたりで一旦重なり、北側にトラバースする道と西に向かう道に分かれる。なお、

前掲書(「苗敷山徳見神社の研究」)では、縁結社前で合流することが記されているが、現況ではそのことを把握することはできなかった。西に向かう道沿いには、縁結社跡や丁石などを確認することができる。湧水地(前掲書で「水舟」としている)であり、西行歌碑や丁石のある地点で、奥宮に通じる石段に向かう道と縁結社跡や丁石などを確認することができる。湧水地(前掲書で「水舟」として

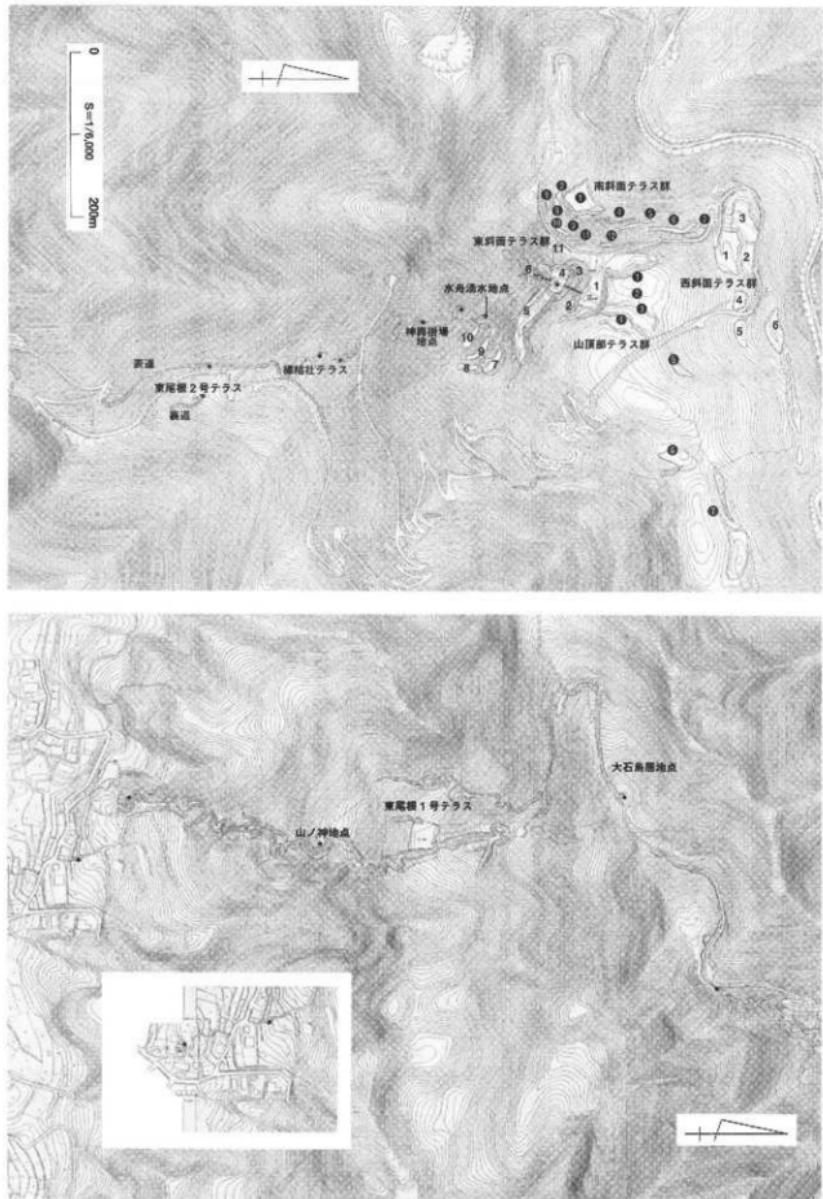
下で合流する。合流地点のテラスの南西端から臺石のまとまるテラスまで続く道がある。二十丁目の丁石で分かれた北に進む道は、馬場と呼ばれる苗敷山山頂と旭山山頂間の鞍部のほぼ中央に通じているが、明瞭に確認できる地点は少ない。

二 丁石

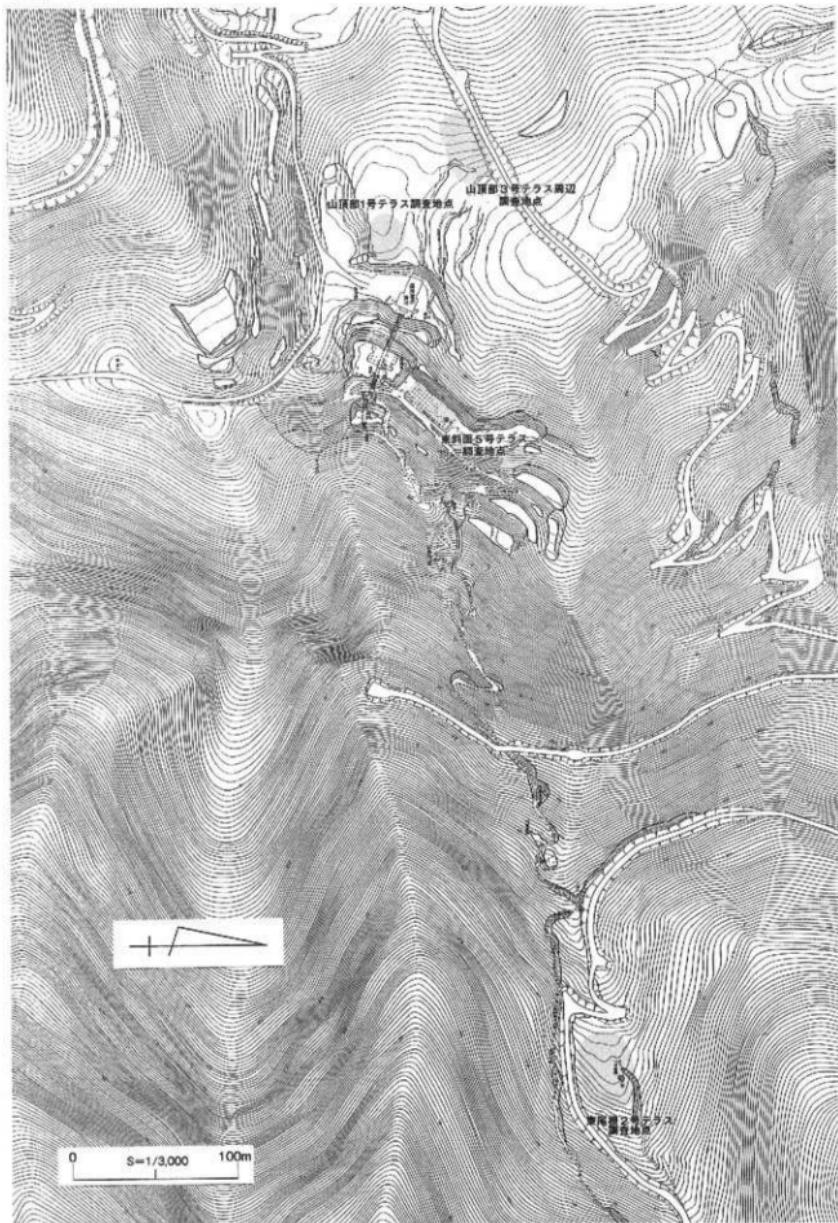
徳見神社里宮の拝殿と本殿の間にある樹木の根元に、丁石として一番目となる「元禄四年(一六九一)辛未歳、苗敷道初丁目 長衛門」がある。次の「二丁目に

は台座は現存せず、本来の位置であるかは定かではない。また、「莊崎市誌」の編纂時の調査では、初丁目も二丁目も確認されていない。集落から離れ、山中の旧参道の脇に、三丁目が台座とともにある。四一十八丁目の丁石については、現

在確認することができない。参道が水道となっていることから、降雨等に転石したことも一つの要因と考えられる。なお、山ノ神の祠の地点を七二丁目、山寺・竹之内・久保・湯舟からの参道が合流し、徳見神社社有林の始まる地点を十一丁目、大石鳥居の地点を十三丁目であると「甲斐國志」に記録されている。石鳥居から三〇m程のところに丁石の台座のみが確認され、この場所から参道は尾根上になる。標高八五〇m前後の東尾根2号テラスには丁石台座のみがある。十九丁目・

第1図 苗敷山のテラス等位置及び主要石造物等の位置図($S = 1/6,000$)※「・」は丁石の現地位置

第1節 苗敷山山中の諸施設等の概要



第2図 苗敷山山頂遺跡遺構等配置図(S=1/3,000)

二十一丁目・二十二丁目は奥宮へ続く参道沿いにあり、縁結社周辺に丁石台座がある。

この台座は不安定なことから、転石の結果現在の位置に所在するようになつたとも考えられる。二十二丁目の文字の刻まれた丁石は確認できないが、二十一丁目と二十三丁目のほぼ中間地点に御神輿掛の石碑があり二十一丁目という「甲斐國志」の位置づけと符合する。樹木に寄りかかる形で台座のない二十三丁目、

湧水地にある二十四丁目が所在する。二十四丁目については「甲斐國志」では宝生寺の場所にあつたことが記録されていることから、丁石が移動した可能性がある。二十五丁目は確認できず、二十六丁目は本殿石階段下のテラスに取り付く石段脇にある。

個々の丁石の報告を含めて考察については、第二編第六章第五節に譲る。

(一) 山ノ神地點

テラス等の遺構の呼称方法については、これまで地元で名前が付されてきたもの参考に付した。

三 テラス等の諸施設

里宮からやや急な傾斜から緩やかになる標高五三七mに、祠と狛犬の石造によつて山ノ神が祀られている。狛犬に「慶応四年（一八六八）戊辰二月十七日建立 久保竹之内謹中」とあることから、竹之内地区と久保地区の協同で祭つ立ることがわかる。昭和四十年代以降、祭礼は執り行われていないことが「ふるさとの研究誌」で指摘されているが、比較的新しい弓と矢を現地で確認でき、本来の姿よりも規模は小さいが祭事が復活しないは継続しているものと考えられる。

(一) 東尾根1号テラス

東西・南北二十mの略方形を呈した標高五八〇mにあるテラスである。斜面側の北西・南西隅に土塁があり、テラスの先端部に礎で構成される環状のもの二、三基を確認できる。テラスの東側に走る道が主要な参道であろうが、テラスの南東隅から東に下る道があり、山ノ神地點で参道の二股に分かれる地点につながる。既存の調査でもこのテラスについては触れられたことがなく、テラスの存在がど

こまでさかのほるのかは不明である。

本テラスを北方向にトラバースした地点の別参道沿いに三段程度のテラス状のものが認められるが、人為的なものによるのかどうかは判断し得ない。この地点についても伝承等もなく明確な遺構や遺物は確認できていない。

(三) 大石鳥居地點

標高六六五mにある東西二〇m、南北二〇m程のテラスである。人工的なテラスであるかどうかは判断し得ない。寛文四年（一六六四）の記年銘を持つ石鳥居があり、谷間を挟み、奥宮の方向を向いている。

(四) 東尾根2号テラス

「表道」と「裏道」に挟まれた標高八二五mにある南北四〇m、東西二一〇mの緩やかに傾斜する尾根上の平坦面である。細かい礎を集積した壇が認められる。

「苗敷山禮見神社の研究」では、壇に祭られている石造物について、行路病者等への供養の石仏と伝えられていることが記されている。この他に礎がブロック状に集積するものが数箇所で認められる。現状図面の作成及び発掘調査を実施したが、その詳細については本章第七節に譲る。

(五) 縁結社跡

東西一〇m、南北七m程の方形のテラスである。参道からの取り付けは石段による。テラスには礎石が並ぶ。

(六) 神輿掛場地點

標高九一〇mの斜面部に幅三m程度の平坦部があり、神輿掛場と刻まれた石碑がある。

(七) 水舟湧水地點

この地点から山頂部までの範囲にテラス等が集中する。丁石や西行歌碑が現存し、「甲斐國志」では不動堂があつたことが記録されている。不動堂は「寺記」によれば三尺四方の板葺であった。

(八) 東斜面テラス群

水舟湧水地点及び参道の石段部分から總見神社里宮までの苗敷山東斜面部のテラス並びに礎石建物跡などの遺構をまとめた総称として呼ぶこととする。

東斜面1号テラス 苗敷山總見神社奥宮のあるテラスで、山宮の背面は削られ石積みを数段確認できる。テラスの東隅に一段高いテラスがある。奥宮の両脇には空間が広がるが、建物跡などの礎石は現状では確認できず、「甲斐國志」や「社記」などにも該当するような建物の記録がないことから、「国志」の編纂され現段階で実施していない。

東斜面2号テラス 錦襷堂があつたとされるテラスである。現況での礎石の確認は困難であるが、「苗敷山總見神社の研究」では三・二×三・〇mの方形に並ぶ礎石の存在が報告されている。

東斜面3号テラス 2号テラスとは石段を挟んで西側の対称的な位置にある。本

テラスの三田程下に幅の狭いテラスが確認できるが、明顯ではないことから、その存在のみを指摘しておきたい。

東斜面4号テラス 隨神門もしくは山門があつたとされるテラスである。「神社山経書」によれば、明治二十五年九月二十八日に倒壊したとされている。礎石の規模から想定すると、「守記」の前殿の規模と類似していることや前殿に相当する建物跡の規模が他のテラスに見当たらない点から、その可能性を指摘しておく。

東斜面5号テラス 4号テラスから東側に一段下がったテラスである。廻裏跡を示す礎石建物跡があり、さらに東側に茶室跡、馬場跡の存在が伝えられている。

茶室跡と推定されている地点では、長さ六寸の縁石状の配石が確認できる。その配石の東側にやや大きめの石がテラスの中央部分にまとまっている。さらにその奥の東側にテラスが広がり、馬場跡と推定されている。テラスの東先端部分から

道の存在を確認できるが、途中で痕跡が消えているため、どの地点を結ぶものであるのかは不明である。

東斜面6号テラス 総門があつたとされるテラスである。礎石を現状で確認でき

る。

東斜面7号テラス 水舟湧水地点で二つに分かれた参道のうち右段を登らずに宝生寺庫跡に向かう道の斜面で確認できる四つのテラスのうち最上段にある。南北九寸・東西三五寸程度の平坦面である。現状では礎石等を確認していない。

東斜面8号テラス 7号テラスの南側にあり、他の三つのテラスと長軸方向が異なる。南北三五寸・東西五寸を測る。

東斜面9号テラス 7号テラスの南西下にあり、南北一〇寸・東西三五寸を測る。9号テラスの南西下にあり、南北一〇寸・東西三五寸を測る。

東斜面10号テラス 4号テラスの南の高い位置にあり、石造物の集中しているテラスである。「苗敷山總見神社の研究」では、「修行僧の墓地」と位置付けられている。

(九) 山頂部テラス群

苗敷山總見神社奥宮の背後から旭山の山頂の間ににあるテラスで、七つのテラスを今回確認した。

山頂部1号テラス を確認するための発掘調査を実施した。

山頂部2号テラス 1号テラスと3号テラスに挟まれた一段低いテラスである。

南北六〇寸・東西二五寸である。

山頂部3号テラス 2号テラスの東側にあり、南北六五寸・東西一五寸の広がりがある。北半分で若干広がる。遺構の有無を確認するための発掘調査を行なった。

古代の堅穴建物跡はこのテラスから西に三田程高を下げた緩やかな傾斜地面で検出されている。

山頂部4号テラス 3号テラスの南側にあり、南北四五寸・東西一五寸の広がりがある。

山頂部5号テラス 南北一〇寸・東西四〇寸の広がりがある。堅穴建物跡の確認された地点と隣接している。

山頂部6号テラス 苗敷山の最高地点の東側にある東西三〇寸・南北四〇寸の平

垣面である。テラス北東部から東斜面に続く道がある。この道は断続的に確認でき、緑結社地点で主要な参道として認識されている道と接続するものと考えられる。

山頂部7号テラス 苗敷山と旭山の鞍部にあたり、南北一〇m・東西一四〇mの広がりがある。地元で馬場路という伝承のある地点である。東側と西側に高まりがあり、崖地状となっている。

(一〇) 西斜面テラス群

山頂部から二〇m程標高を下げた地点に、六つのテラスを確認できる。

西斜面1号テラス 南北二〇m・東西五〇m程度の長方形のテラスである。山梨県教育委員会による発掘調査が実施されている。

西斜面2号テラス 1号テラスより一段低い北側のテラスである。南北一五m・東西三五m程度の広がりを持つ。

西斜面3号テラス 1号テラスの北西側の一段低いテラスであり、2号テラスよりも若干低い。南北二〇m・東西五五m程度の広がりを持つ。

西斜面4号テラス 1号テラスより東に二〇m程度離れた位置にあり、南北一五m・東西二〇m程度の広がりを持つ。

西斜面5号テラス 4号テラスから東に一〇m程度の位置にあり、南北一五m・東西三五m程度の広がりを持つ。

西斜面6号テラス 5号テラスから北に一五mの位置にあり、南北一〇m・東西五五m程度の広がりを持つ。本テラスの北側には基底部幅一〇m・長さ一三五mの土壠状の高まりがある。今回の総合調査における現地踏査では、人為的な構造物ではなく、地すべり等による自然地形の可能性が高いものと判断されている。

1~3号テラスでは土器類等の遺物が比較的容易に表探ができる散布状況である。4~6号テラスでは、少ないものの、遺物の散布が認められ、人による活動が何らかの形で行われていたものと考えられる。

(一一) 南斜面テラス群
茶畠が存在したことが伝承で伝えられている場所である。麓からは山頂部を挟んで反対側にあたる。今回の調査では遺物の採取には至らなかつたが、本テラス群と同斜面から古代の土器が確認されている。

一二個のテラスを確認した。1号テラスは南斜面の谷地形にある長軸三五m・短軸三〇mの略正方形の平面形態をしている。1号テラスの上段に幅四五m・長さ三〇mの7号テラスがある。同様な形態のテラスが西に向かって、2号~6号まで続いている。これらのテラスよりもさらに上段に8号から12号テラスまでの五テラスを確認している。なお、今回の総合調査ではテラスの確認を主目的として行ったことから、各テラスの全てが人為による造成の痕跡であることを確認したわけではない。

註

(1) 功力吉彦 一九九三「苗敷山鬼見神社の研究」

(2) 山寺仁太郎 一九九一「吉利山」

(3) 竹之内ふる里研究部 一九九一「ふるさとの研究誌」

(関間 俊明)

第二節 石段・門跡・石積等

一 石 段

麓から続く参道は、標高九六三m付近で右段となり奥宮のある西側に向つてほぼ直角に曲がる。奥宮は標高九五五mの高さの場所(東斜面1号テラス)に位置し、石段の比高差は二二mあまりである。石段は所々でズレたり孕んだりしている。山門や境内を横断する通路や隨神門などの平坦面で石段は途切れるが、山門の後背斜面を通するとおよそ一五度北側に方向が振れる。途切れた部分で五つ別けられ、下から下段、中段1、中段2、中段3、上段と便宜的に名称を付し概要を説明する。

下段は段数二、下端の幅二田、上端の幅一六二田、石は基本的に四十五個の平たい四角の切石を並べ、縁石を伴う。厚さは測定できる部分の石材で六田ほど。幅は二〇~三〇cm前後である。中段1は段数三〇、下端の幅一四四田、上端の幅一二二田、途中で幅一七田でくびれている。石は基本的に四十七個の平たい四角の切石を並べ、縁石を伴う。厚さは測定できる部分の石材で一四~一〇田ほど。幅は二〇田ほどである。中段2は、段数二、下端の幅二三五田、上端の幅一四田、石は基本的に三七個の平たい四角の切石を並べ、縁石を伴う。

中段3は段数三六、下端の幅一三田、上端の幅一九田ほど、中途で木を避けるようくびれている。石材は基本的に四角い切石であるが、下端は自然石のようであり、所々に角の丸い石材がみられる。上段は段数八二、下端の幅二四四田、上端の幅二一田、縁石を伴い、石材は基本的に四角い切石で四七個を並べるが、下端は自然石のようである。中途で二箇所、木を避けるようくびれている。厚さは測定できる部分の石材で一四田ほど。幅は三〇田ほどである。四角い石材の一部は、幅三四、深さ〇五〇~七田の控えがあり、そこに上の石が重なるような構造となっている。

石段構築の時期は定かではないが、『甲斐国志』卷之三十山川部第十一「苗穂山」の項に「第二十五町ヨリ疊道八十級ヲ上レバ即堂ナリ」と記述があり、『甲斐国志』編纂時の十八世紀末から十九世紀初頭には石段は存在していたとみられる。

二 山門跡

下段の石段を登ると、東辺約二〇田、西辺約一〇田、南北の長さ八田ほどのやや不整な台形をしたテラス（東斜面6号テラス）がある。これは「山門跡」あるいは「總門跡」といわれる場所で、現在でも四個の礎石が地表に露出している。東辺の露出した礎石の間隔は、石のおよその中心で測ると、中央部分は二・一六田、南側は二〇田、北側は一・二田ある。ボーリングステッキで他の礎石の位置を確認したところ、この並びで西側に二列礎石が配されることが判明し、南北七・四六田、東西二・八mの規模の建物であったことが想定される。

三 隨神門跡

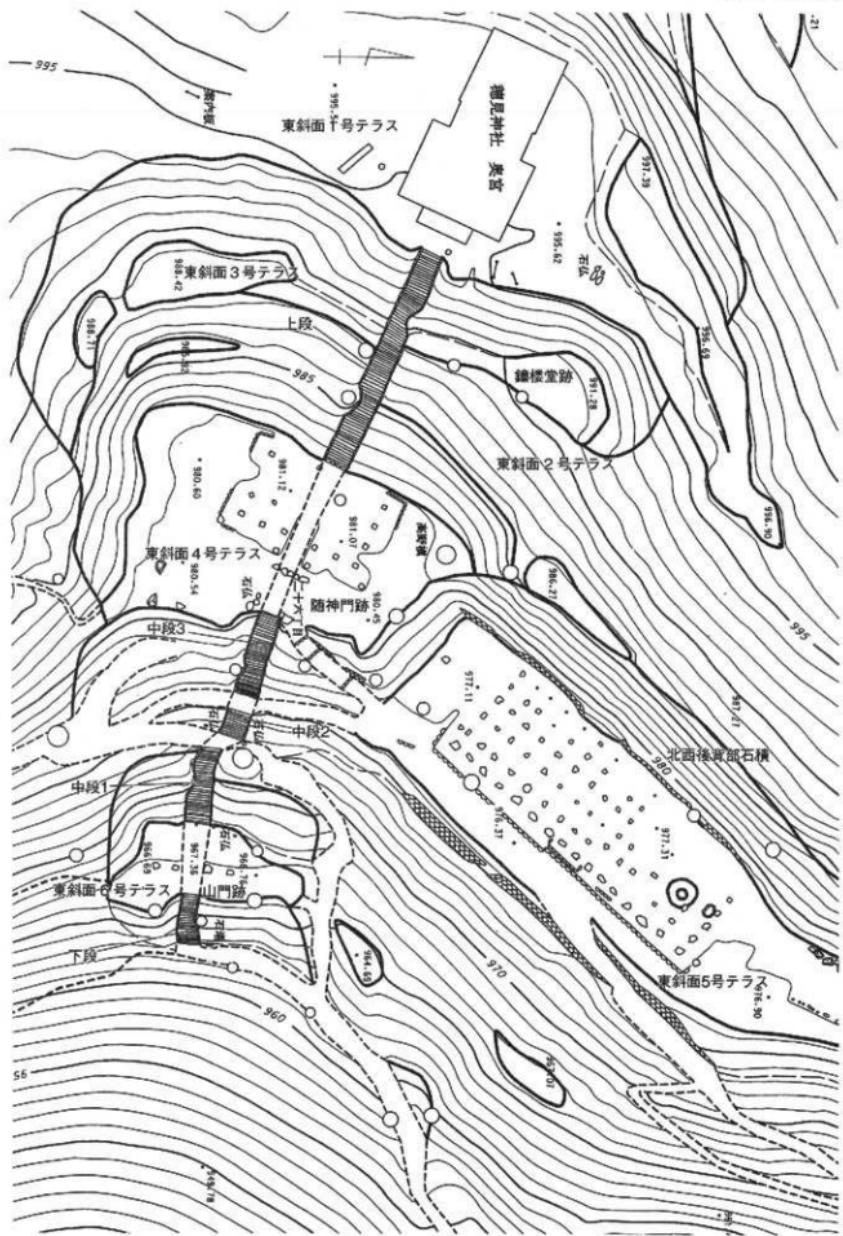
中段3の石段を登ると、東西約二五田、北側の南北約一六田、南側の南北約二〇田の広さの不整な長方形のテラス（東斜面4号テラス）となる。ここは隨神門跡と呼ばれる場所で、四角い礎石が露出している。門跡は中央西寄りに位置し、石を周間に配し一段高くなつてお、建物は南北二・五田、東西七田の規模がある。中央東側に一間間隔で礎石が飛び出している。向拝の類であるうか。

慶応四年（一八六八年）に書き上げた山経では、「本殿」「渡殿」「拝殿」に續き「前敷山別当宝生寺」の「種豆神社」の項では、「本殿」「渡殿」「拝殿」に續き「前殿」と「山門」が順次記載されている。本殿・渡殿・拝殿が奥宮の建物を指すと思われるので、その継ぎで記述されたものとすると、前殿は隨神門跡、山門は山門跡に該当するであろう。そこには前殿七間半三間四尺（二・五m×六・六m）、山門四間二尺二間半（七・八m×四・五m）と大きさが記載されるが、現状で確認できる礎石の配置規模は微妙に異なるようである。また、建物は茅葺であったことが窺える。

なお、中段3の石段を登りきった両脇の隨神門跡から東に八田ほど離れた所には、礎石と思われる半石が二個あり、南側のものは六〇cm×九〇cm、北側のものは九〇cm×九五cmの大きさがある。北側の石の上には円形の台座のような石がのっている。華表の礎石であろうか。『甲斐国社記・寺記』には「石花表 卷丈（式尺通り九尺）」とみえる。

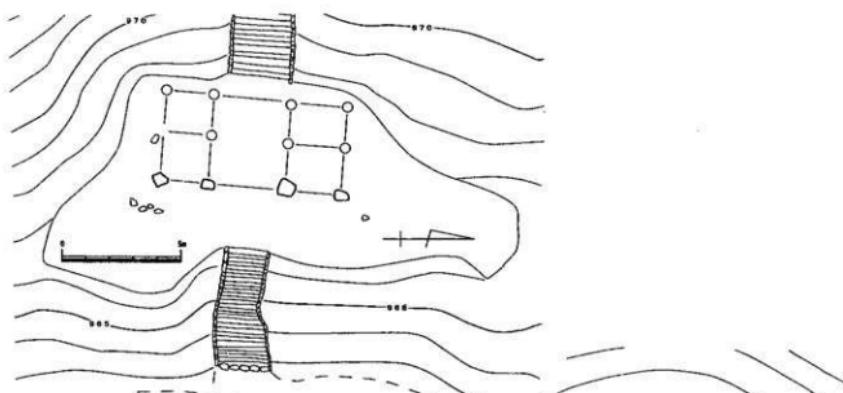
四 鐘樓堂跡

奥宮から東側の一級下にあるテラス（東斜面2号テラス）は鐘樓堂跡といわれ、半円形の平面形を呈し、東西約六田、南北約一〇mの広さがあり、南側へは石段からの通路がのびている。石段に取り付くところの西側には石積がみられる。埋没して部分的にしか礎石はわからないが、ボーリングステッキで確認し表面を清掃したところ、テラス中央に四個が配されていることが判明した。礎石中心

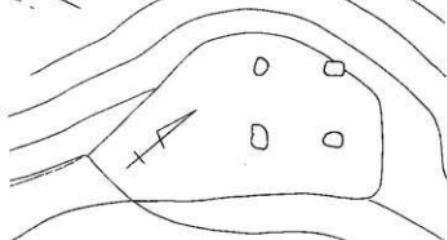


第3図 石段・山門跡・隨神門跡・鐘樓堂跡等位置平面図 (1/500)

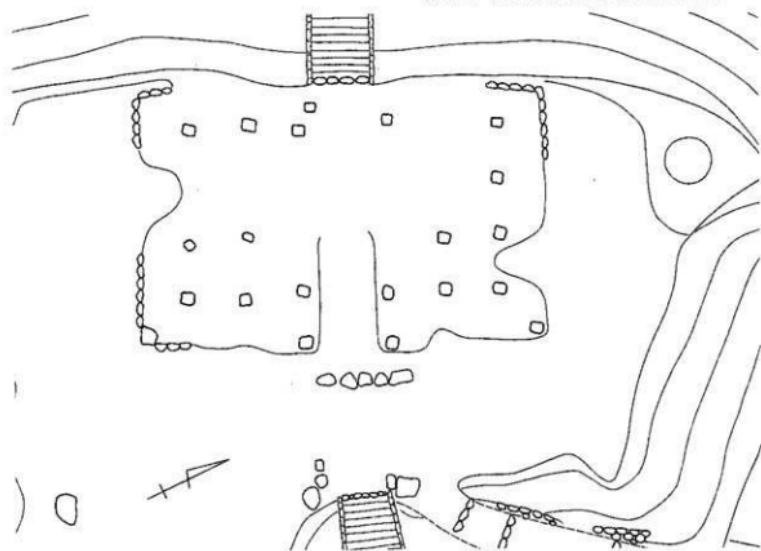
第2節 石段・門跡・石積等



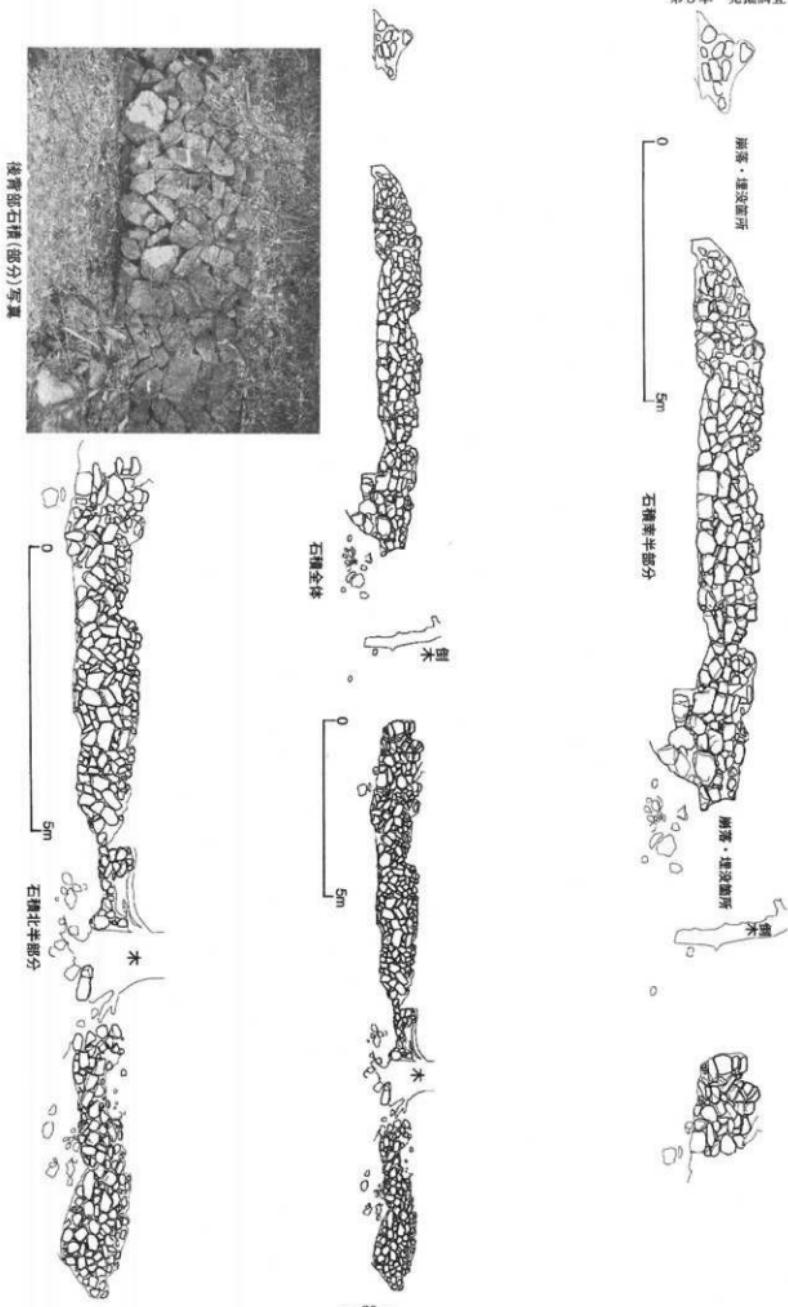
第4図 山門跡礎石配置概要図 (1/200)



第5図 鐘樓堂跡礎石配置概要図 (1/200)



第6図 隨神門跡礎石配置概要図 (1/200)



第7図 東斜面5号テラス北西後部石積立面概要図 (縮尺任意)

の幅は四辺とも二・四あり、一間半四方の建築物であったことが窺える。【甲斐国社記・寺記】には「鐘楼堂」は、一間半四方で米菴であつたと記載される。

（4）北垣郷・郡一〇一〇「芦川集落に残る石積み遺構について」[芦川・中井民家と石垣の風景] 芦吹町西川町伝統的建造物群保存対策調査報告書

（山下 孝司）

東斜面5号テラスの石積

客殿跡・庫裏跡と呼ばれる建物跡があるテラス（東斜面5号テラス）は、随神

門跡のあるテラス（東斜面4号テラス）の東側石段から北東方向に緩やかな斜面階段を経て至る。長さは一〇〇mほどあり、建物礎石ののこる北東方向に伸びた東西一七呎、南北四二呎の長方形のテラスと、そこから北側に茶室跡・馬場跡といわれる平坦地がつづいている。建物跡は長方形に段造されたテラスであり、が開口しており、石を用いた階段がある。建物正面方向から北東に下る通路が北西後背部と南東前面に石積が施されている。建物跡は通路を挟んで北と南にみられる。

随神門跡とつながる階段の西側にも石積がみられる。北西後背部石積は、崩落・埋没している箇所や孕んだ部分がみられるが、三六号ほどの延長が確認できる。残存の良好な箇所で地表からの高さは一・二寸前後あり、トレンチ調査によって掘り下げられた箇所では現地表面から下に石があつて、一・五mほどの高さとなる。なお、立面図は石積をデジタルカメラで撮影後酉像をトレースし、つなげて作成したもので、厳密に測量をしたものではない。

石積の構築方法は、基本的に大小の瓶石を用いた落し積みであり、場所によつては、石と石の隙間に小石を挟み込むハサミ石が施されている。笛吹市における石積調査の成果によれば、芦川町の長徳寺・本国寺の寺院にみられる大小瓶石による落し積みは、寛文から文政期の遺構と捉えられている。^{〔3〕} 苗敷山東斜面5号テラスの石積は、同じ頃成立のものであろうか。

註

〔1〕竹之内分館ふる里研究部 一九九九「ふるさとの研究誌」

〔2〕功効吉彦 一九九二「苗敷山聖観音社の研究」

〔3〕註〔2〕文献では「隨身門跡・三門跡」、註〔1〕文献では「三門跡」

第三節 過去の発掘調査の概要

これまで、苗敷山において発掘調査は蘿崎市教育委員会と山梨県教育委員会によつて一度実施されている（第8回）。

一 蘿崎市教育委員会調査概要

苗敷山と旭山の鞍部の西斜面に対し調査が実施された。^{〔1〕} 重複関係のある1・

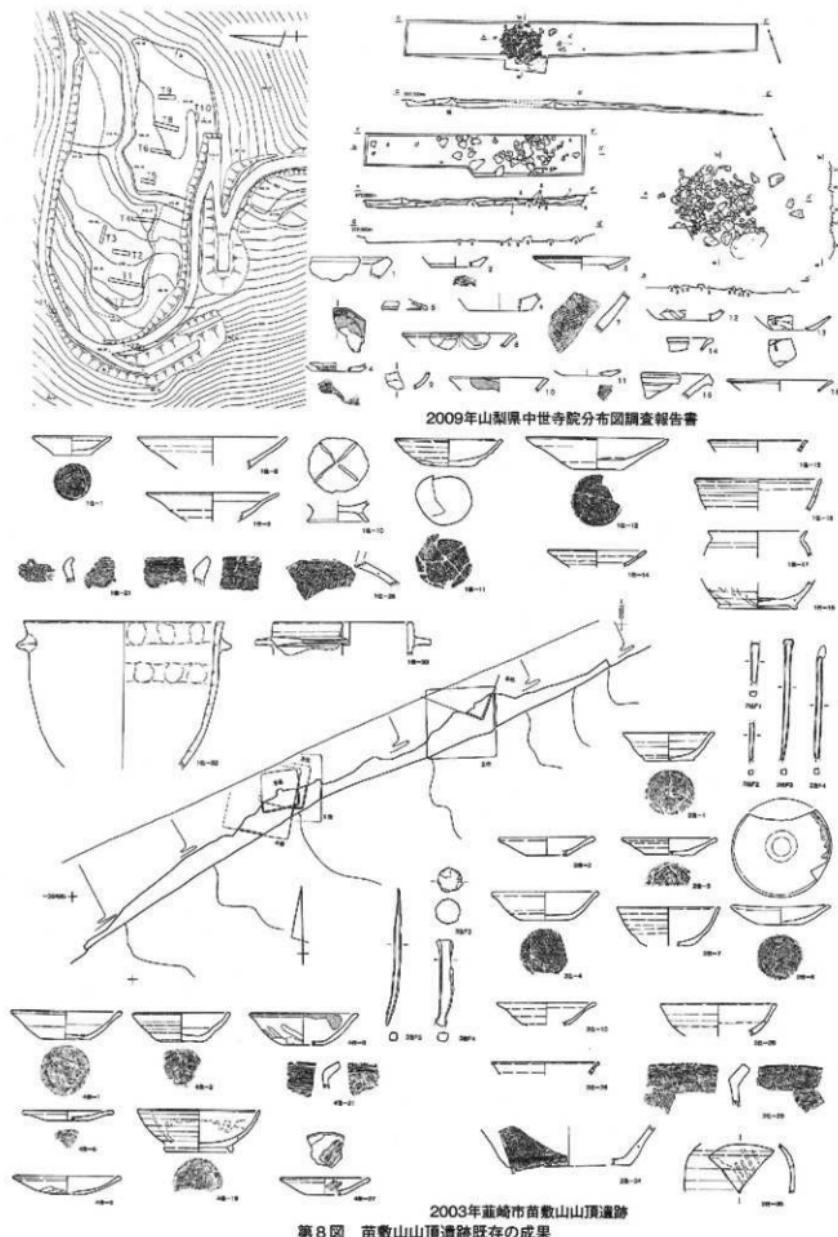
3・5号の四軒の堅穴建物跡（斜面下方堅穴住居跡群）と2・6号の一軒の堅穴建物跡（斜面上方堅穴住居跡群）の合計六軒を検出している。出土遺物から以下の年代が想定されている。1号は十一世紀前半、2号は十世紀後半、4号は十世紀前半～後半、3・5・6号では、遺物の層級が明確でないことから、遺物からの年代推定は困難である。

器種組成は土器器の壺・皿・甕・羽釜、須恵器の壺、灰釉陶器、綠釉陶器碗、釘等の鉄製品である。また、土器器壺は灯明皿として使用された痕跡の確認できるものが比較的多い。鉄製品では、用途不明の球状のもの等がある。

二 山梨県教育委員会調査概要

苗敷山山頂部から西側の緩傾斜地（西斜面テラス群）に対して、古代の遺構の広がりや中世に関わる資料の有無確認を主目的とした調査が実施された。^{〔2〕}

この地点は、堅穴建物跡の確認された地点よりも低い位置に当たり、現状で六段のテラスを確認できる。これまでの踏査においても土器器などが検出された地点である。また、当テラスには若千の窪地があり、雨季には泥原が出現すること



から、五穀豊穣祈願という信仰の一端を産み出したともいわれている場所である。

周囲に焼土や炭化物粒子の散在する直径約一・五㍍の円形の集石一基、不定形の集石一基及び石列状の遺構が確認された。遺構を構成する集石から十～十一世紀代の土師器・須恵器が出上しており、遺構及び斜面のテラスが当該期に祭祀の場として形成されたものと位置づけられている。なお、古代以外の遺物については検出されず、山頂部を挟んで西側斜面において古代以降の人的な活動を示す資料は考古学的には捉えることはできない。

これまでの調査により、次のことを指摘できる。

①表面採集で得られた遺物を概観すると、古代の遺物は山頂全域で確認できる。

中世の遺物は總見神社奥宮の位置する南斜面で極めて少なくな散布している。近世の遺物は、總見神社奥宮から湧水地点までのテラスに集中すること。

②古代の堅穴建物跡は西斜面の山頂部に近い傾斜面でのみ確認され、同斜面の大規模なテラスでは堅穴建物跡の展開は確認されていないこと。堅穴建物跡から出土する遺物には綠釉陶器・墨書き土器・灯明皿に使用された土師器皿などが散見されるが、信仰的（非日常的）な遺物と断定できるものはない（但し、鉄製品で器種不明なものがあり、その可能性を完全否定するものではない）。

③南斜面の礎石建物跡を始めとする遺構群は近世の遺物が散布していることがら、近世段階の所属であることが想定されるが、それ以前の状況については未把握であること。

苗敷山総合学術調査研究会では、既存の調査を踏まえて、以下の点について追究することを目的とした。

①踏査によって、現在の總見神社奥宮本殿の背後にあたる山頂部に平坦面がある。この平坦面の人工的な造成等の有無の確認をおこなうこと。

②総見神社奥宮の調査で確認された堅穴建物跡の規模や性格を探ること及び堅穴建物跡の広がりを確認するために苗敷山西部の緩傾斜地へのトレンチ調査を実施すること。

③近世以降の遺物が最も多く集中して採取してきた東斜面5号テラスの礎石建

物跡の機能把握及び所属年代を検討すること。

④里宮から奥宮に至る尾根筋上の二箇所に平坦面があり、集石の存在が踏査によつて確認された。参道沿いの平坦面ということから、人為的な構造物の可能性が研究会で指摘された、その範囲と平面形態を押さえることを目的とし、一部発掘調査を実施し、年代等を押さえること。

⑤地元住民等によって表採された資料が膨大に存在する。その資料について年代等や組成など苗敷山中の変遷過程の一端を考古学的に捉えること。

註

(1) 藤崎市教育委員会 二〇〇三「苗敷山山頂遺跡」

(2) 山梨県埋蔵文化財センター 二〇〇九「山梨県中世寺院分布調査報告書」

第四節 苗敷山山頂部テラス群の調査

一 山頂部1号テラス（第9図）

總見神社奥宮のある東斜面1号テラスの背後の山頂部分の平坦面に対し、遺構、遺物の有無等の確認を目的とした。平坦面は東西約三〇㍍、南北約一六㍍の略長方形をしている。東部は小段があり、全体としては二段のテラスの存在を現状で確認できる。

二つのテラスの関係を押さえるために、トレンチ（TR）1～3を設定した。麻績土の1層を除去すると地山が現れる。小段の立ち上がりはいずれのトレンチでも明確に捉えられ、直線的であることから、人為的に小段を作り出したものと考えられるが、時期を特定するには至っていない。

テラスの遺構の有無の確認のために、トレンチ（TR）4～8を設定した。I層を除去すると地山が現れる。地山面はほぼ平坦だが、水平地行の結果なのかなは判断し得なかった。トレンチ（TR）6で風削木痕と考えられる土坑一基を確認

し、覆土から縄文時代早期の条痕文系の土器が出土した。トレンチ (TR) 8では、溝状の遺構を確認した。覆土に炭化物粒子と焼土粒子を含むものである。底面にピットを三基確認している。時期を特定する状況での遺物の出土はなく、所属年代・性格については現段階では不明である。

明確な遺構を確認するには至っていないが、少ないながらも古代の土師器や瓦片期の占領などが出土しており、何らかの活動が行われていたと考えられるが、その把握は今後の課題である。

二 山頂部3号テラス

山頂部から西斜面にかけて展開するテラスである。遺構・遺物の確認と人工的な造成の有無の確認を目的として、平坦面の軸に沿ってトレンチ (TR) C1-C5・E1-Dを設定した。いずれのトレンチからも遺構は確認されていない。

斜面に設定したトレンチ (TR) Dでは堆積土が乱れた状況であったが、斜面とテラスの境界に高まりの存在を示す堆積土が認められる。

第五節 苗敷山西部の緩傾斜地（山頂部3号テラス周辺）の古代堅穴建物跡の調査

平成十三年度の苗敷市教育委員会による調査で検出された堅穴建物跡のうち、斜面上方堅穴住居跡群として報告されている部分、斜面下方堅穴住居跡群として報告されている地点の南側のやや緩やかに傾斜する平場について、規模や構造、遺構の展開などの把握を主目的とした。

一 斜面上方堅穴住居跡群地点

2号堅穴建物跡（2号堅穴住居跡） 平成十三年度に調査した南側にあたり、堅穴建物跡の南壁を確認するとともに、カマドや棚状施設を把握した。貼り床を

確認しているが、堅穴内の中央部のみであり、壁に向かって、脆弱な床となる。斜面下の西壁の立ち上がりを平面では把握できず、上層堆積状況の確認でからうにして把握した。これにより、南壁の長さは約2mの比較的小規模な略正方形の堅穴建物跡であることを確認した。

カマドは堅穴内の南東隅に位置し、斜面上方に向かって煙を排出する構造である。大型の礫を中心しながら、粘土で固めている。使用されている礫は山中のものと考えられる花崗岩が主である。なお、天井石などの一部が崩落しているものの、麻糸行為の一環としての破碎行為などを積極的に認める検出状況ではなかった（第18図）。

カマドに向かって右側（堅穴内の南壁）に幅約60cmの地山を削り残した棚状の小段があり、遺物の出土量が比較的多い。「奉」の墨書きをはじめとする土師器や壺を主体として、須恵器類、土師器質、磁石、鉄製品などが出土した。

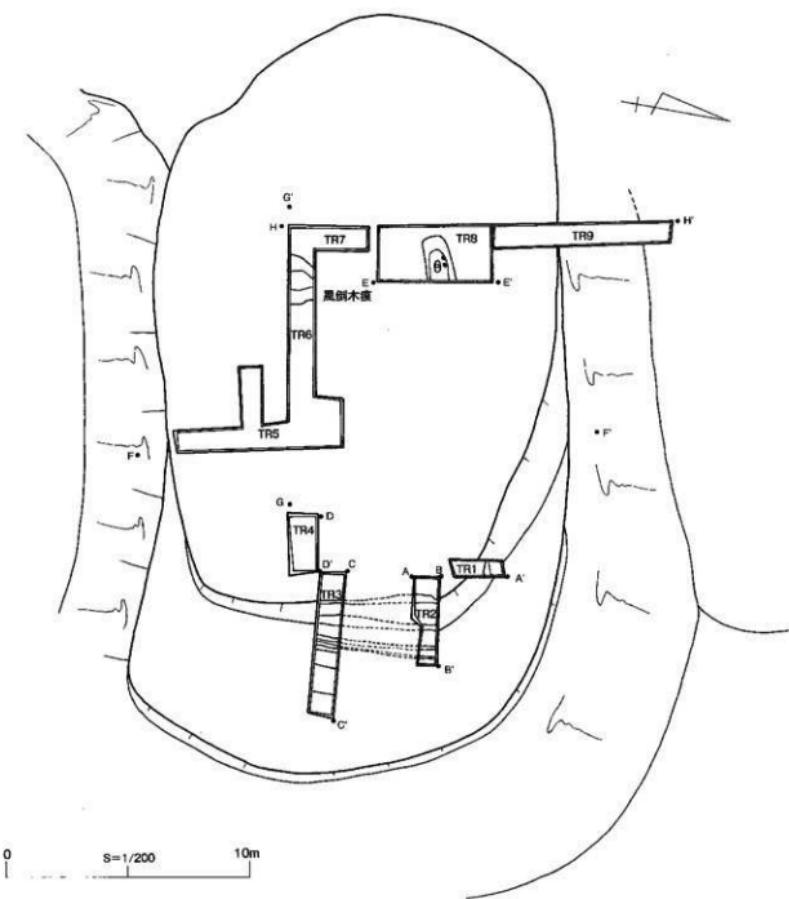
二 斜面下方堅穴建物跡群南側平坦面地点

平成十二年度調査で確認された堅穴建物跡の分布を把握するためにトレンチを南北方向に二列設定した。斜面上方からA列トレンチ、B列トレンチとした。II層からIII層上面を中心に遺物の出土があるが、傾斜の高い南側では遺物の出土は少なく、遺構は確認しえなかつた（A列トレンチ・B3トレンチ）。

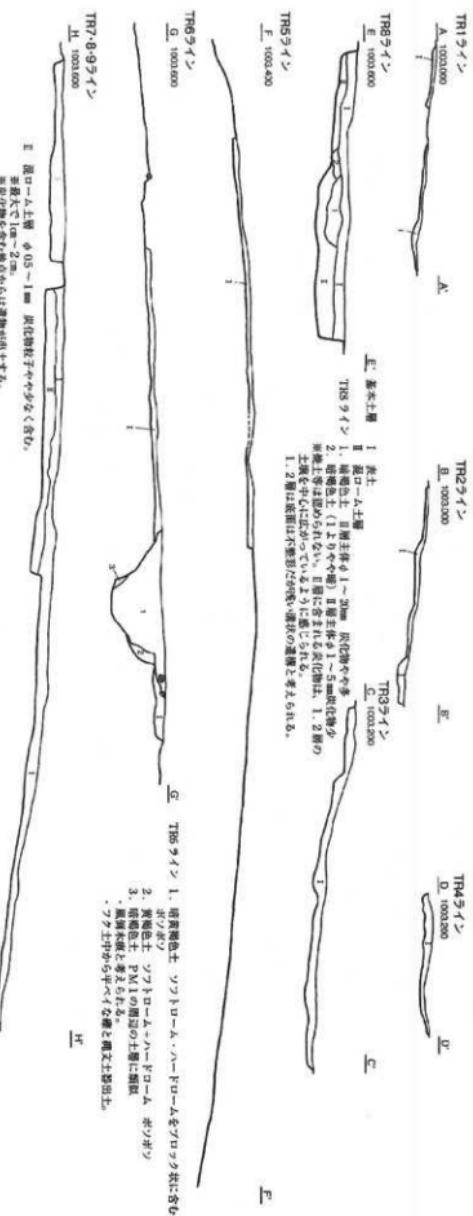
B1-2トレンチでは、III層上面が遺構確認となる堅穴建物跡が確認された。この住居は平成十三年度調査時の堅穴建物とは距離が離れていることから、別の堅穴建物跡と考えられる。

第15図の遺物出土状況図はII層からIII層上面にかけてのものである。「六」の他、解説不明なもの二点の合計三点の墨書き土器や鐵鏃などが出土している。

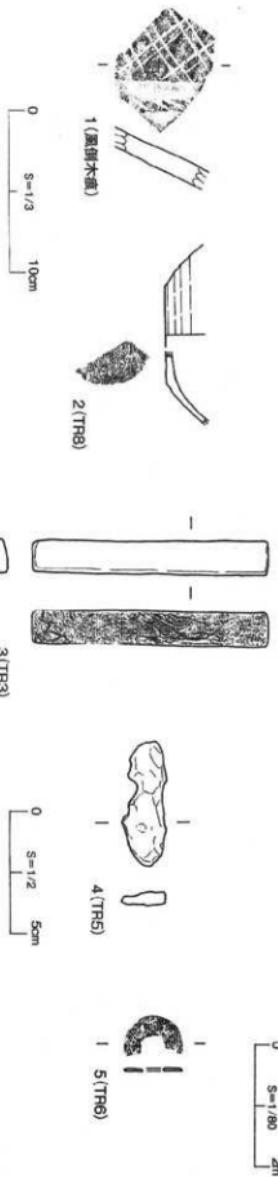
現地の観察で傾斜の若干緩やかになる地点において、遺構・遺物が確認されていることから、周辺の同様な地形的特徴のある地点については堅穴建物跡の存在する可能性が高い。



第9図 山頂部1号テラストレンチ配置図(S=1/200)

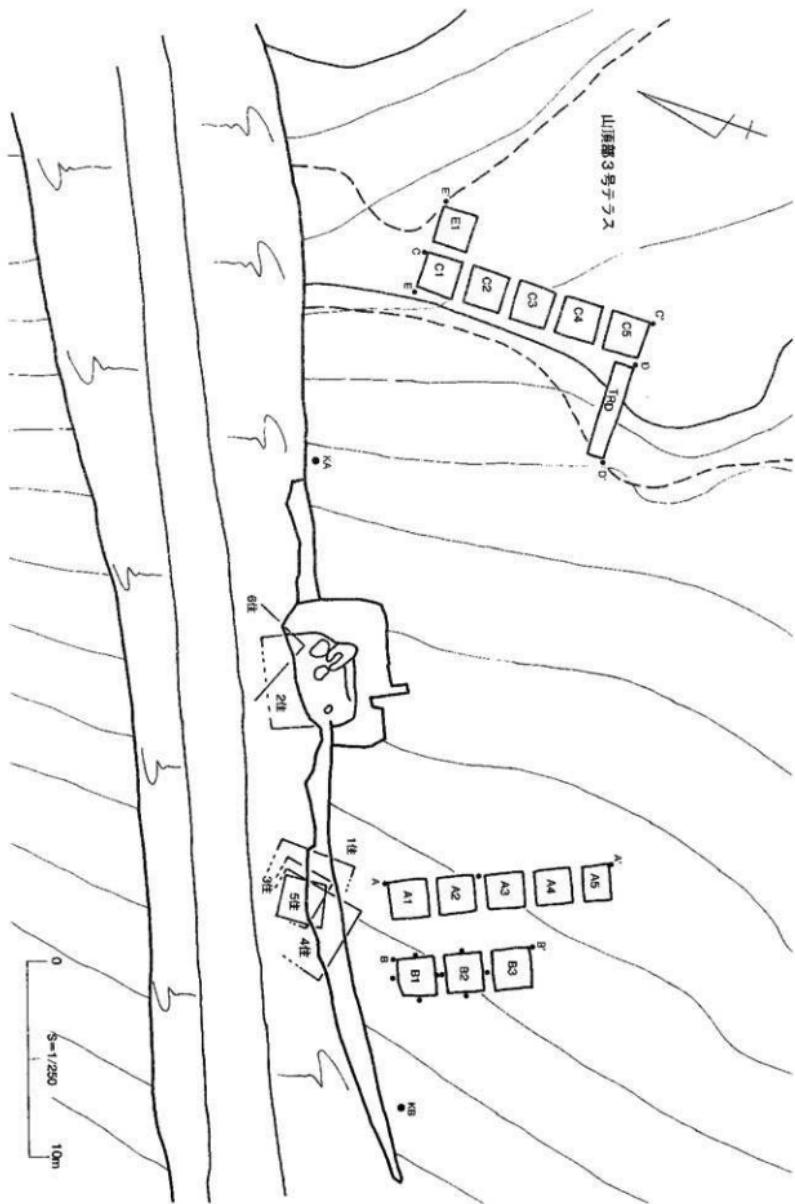


第10図 山頂部1号テラストレンチ断面図

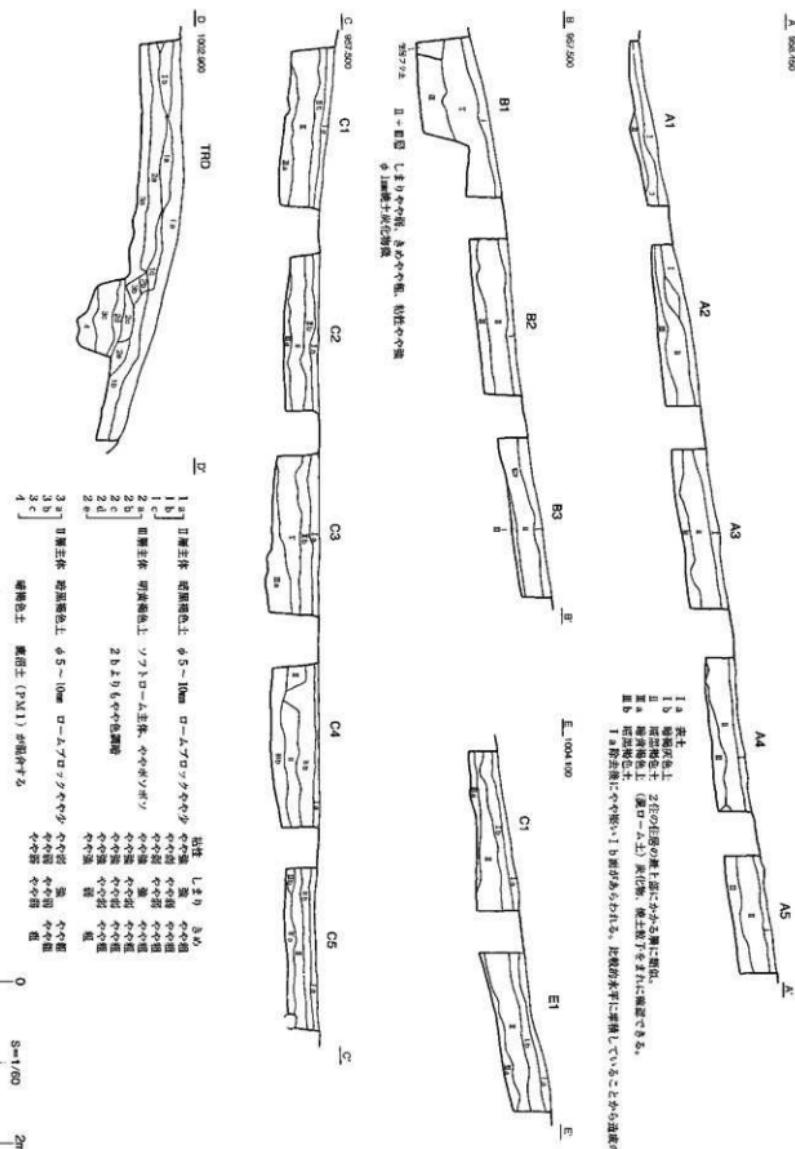


第11図 山頂部1号テラストレンチ出土遺物(S=1/2・1/3)

第5節 齢敷山西部の緩傾斜地（山頂部3号テラス周辺）の古代堅穴建物跡の調査

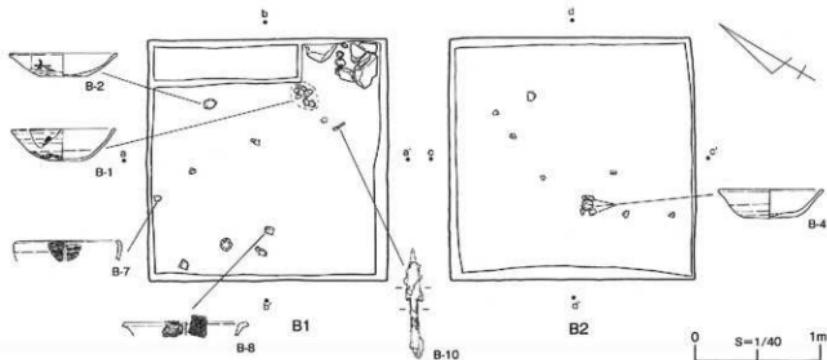


第12図 西側斜面部全体図 (S=1/250)

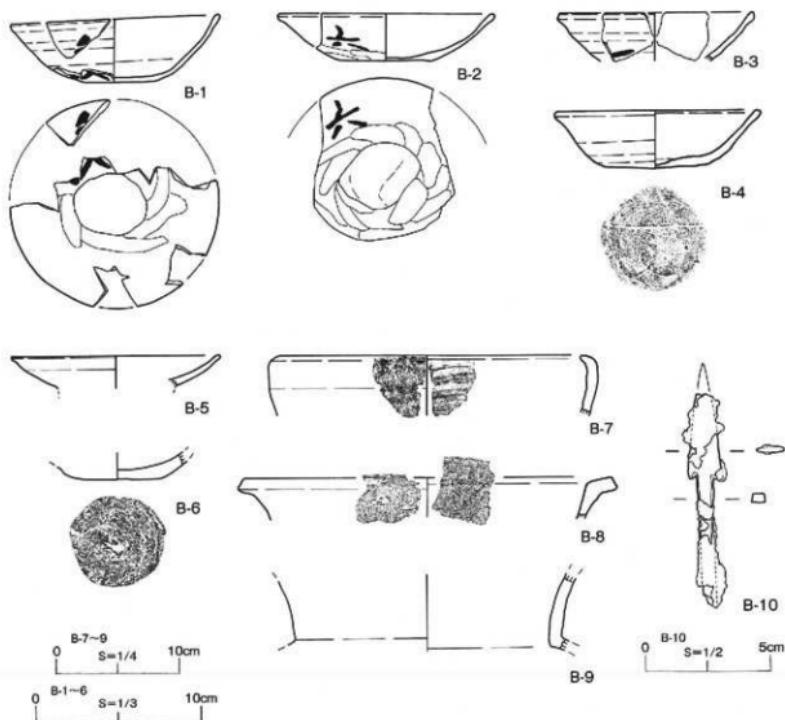


第13図 西側斜面部トレーンチ断面図(S=1/60)

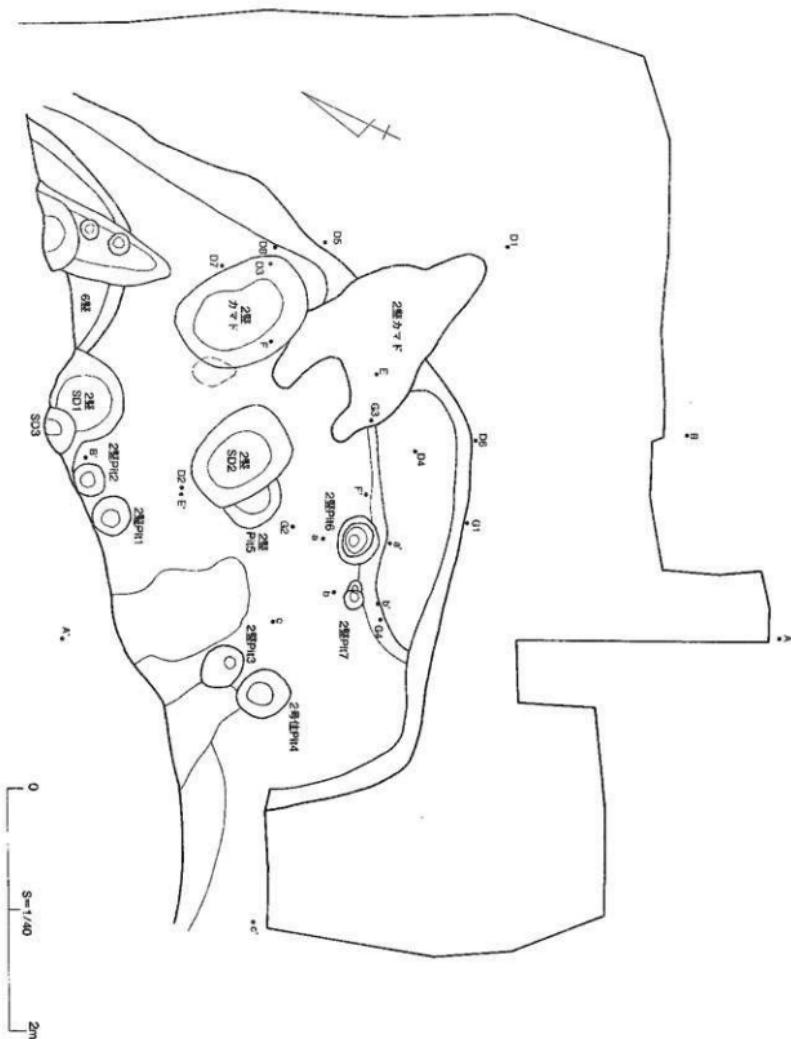
第5節 苗穂山西部の緩傾斜地（山頂部3号テラス周辺）の古代堅穴建物跡の調査



第14図 西側斜面部トレンチ遺物出土状況図(S=1/40)

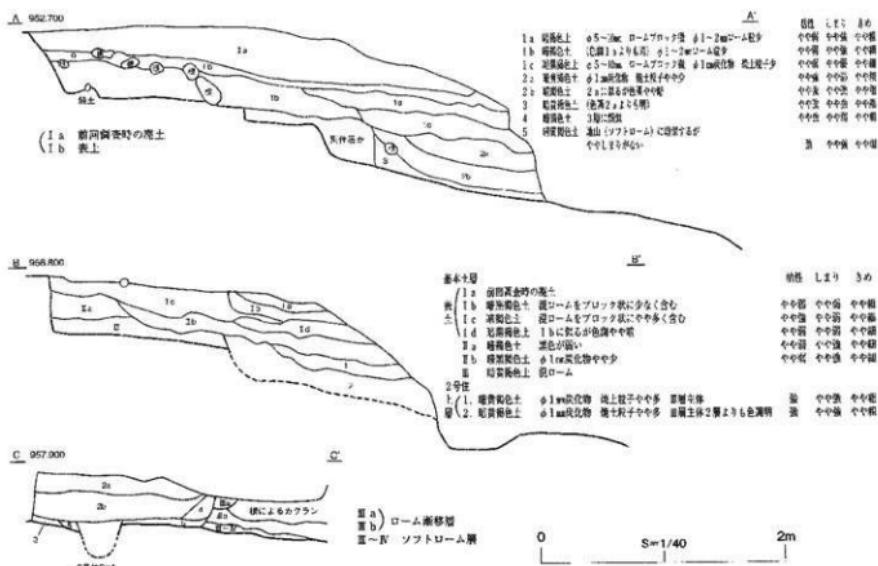


第15図 西側斜面部トレンチ出土遺物(S=1/2・1/3・1/4)

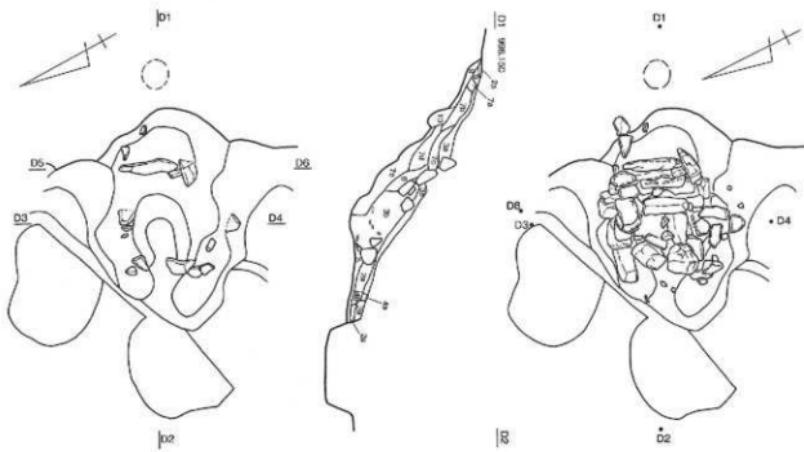


第16図 2号竪穴建物跡平面図(S=1/40)

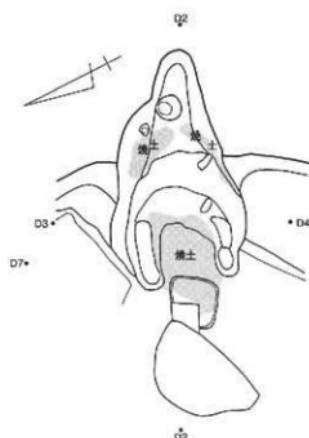
第5節 苗敷山西部の城傾斜地（山頂部3号テラス周辺）の古代堅穴建物跡の調査



第17図 2号堅穴建物跡断面図(S=1/40)



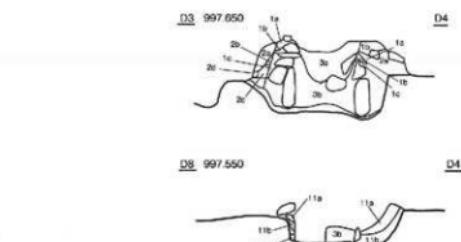
2号カマド確認状況図



D7 997.450



2号カマド完成図



2号カマド平・断面図

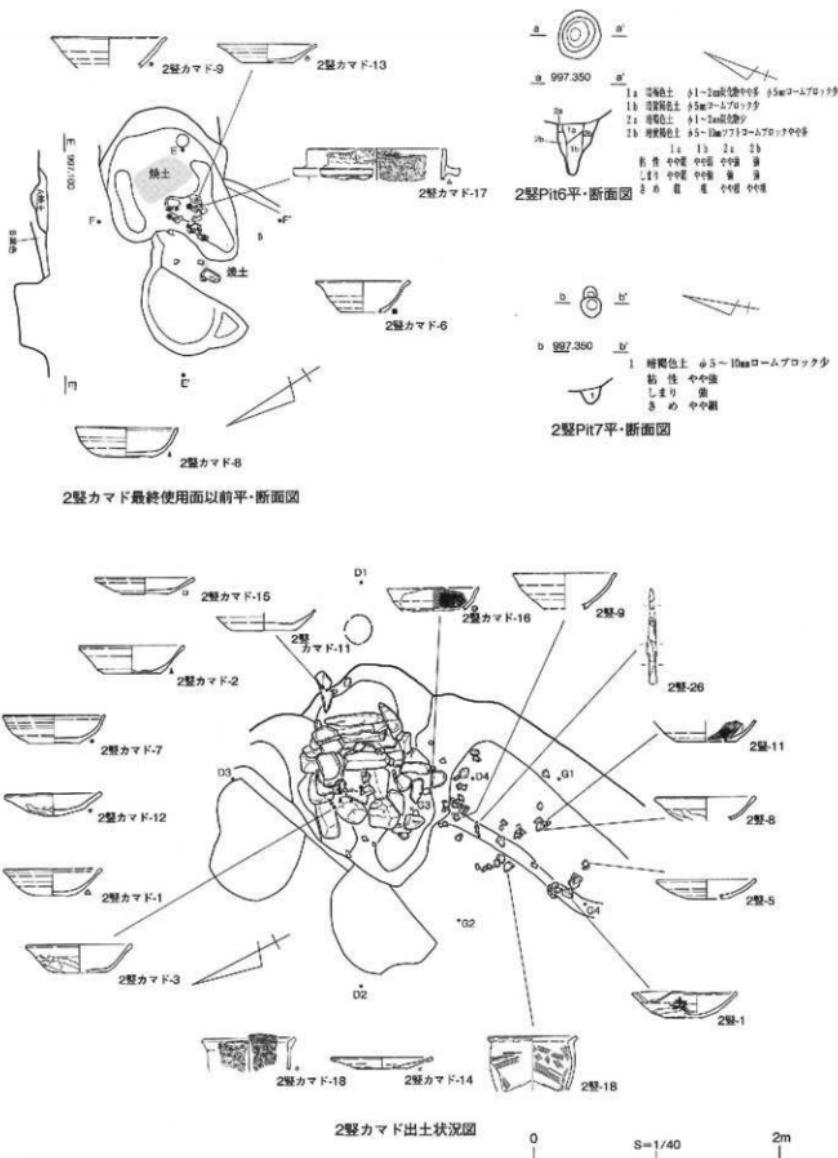
カマド裏土	1 a	粘性	しまり	あめ
1 a	緑白灰褐色土	弱	弱	やや細
1 b	緑灰灰褐色土	弱	弱	やや細
1 c	赤白色土	弱	弱	やや細
2 a	緑白灰褐色土	やや弱	やや強	やや細
2 b	緑墨灰褐色土	やや弱	弱	やや細
2 c	明墨灰褐色土	やや弱	弱	やや細
2 d	赤白色土	弱	弱	やや細
3 a	緑墨灰褐色土	やや強	弱	やや粗
3 b	緑墨灰褐色土	やや強	弱	やや粗
4 a	緑墨灰褐色土	強	多	やや粗
4 b	緑墨灰褐色土	強	多	化物多
5	炭化物層	弱	弱	粗
6	暗赤色土	弱	強	粗
7 a	暗黃褐色土	やや強	やや強	やや細
7 b	暗黃褐色土	やや強	やや弱	やや少
7 c	暗褐色土	やや弱	やや弱	やや少
7 d	暗褐色土	弱	やや弱	上級子少
7 e	暗灰褐色土	弱	やや強	中級子少
8	暗灰褐色土	やや強	やや強	やや少
9	暗黃褐色土	やや強	やや強	やや少
10	暗褐色土	やや強	やや強	地山に觸れるがやや少
11 a	暗灰白色土	弱	やや弱	5~10mmソフトロームブロック少
11 b	明黄褐色土	強	やや粗	5~10mmソフトロームブロックやや少
11 c	暗黃褐色土	強	強	粗

*基本的に2 aが焼けたり、崩落によって変化したもの。

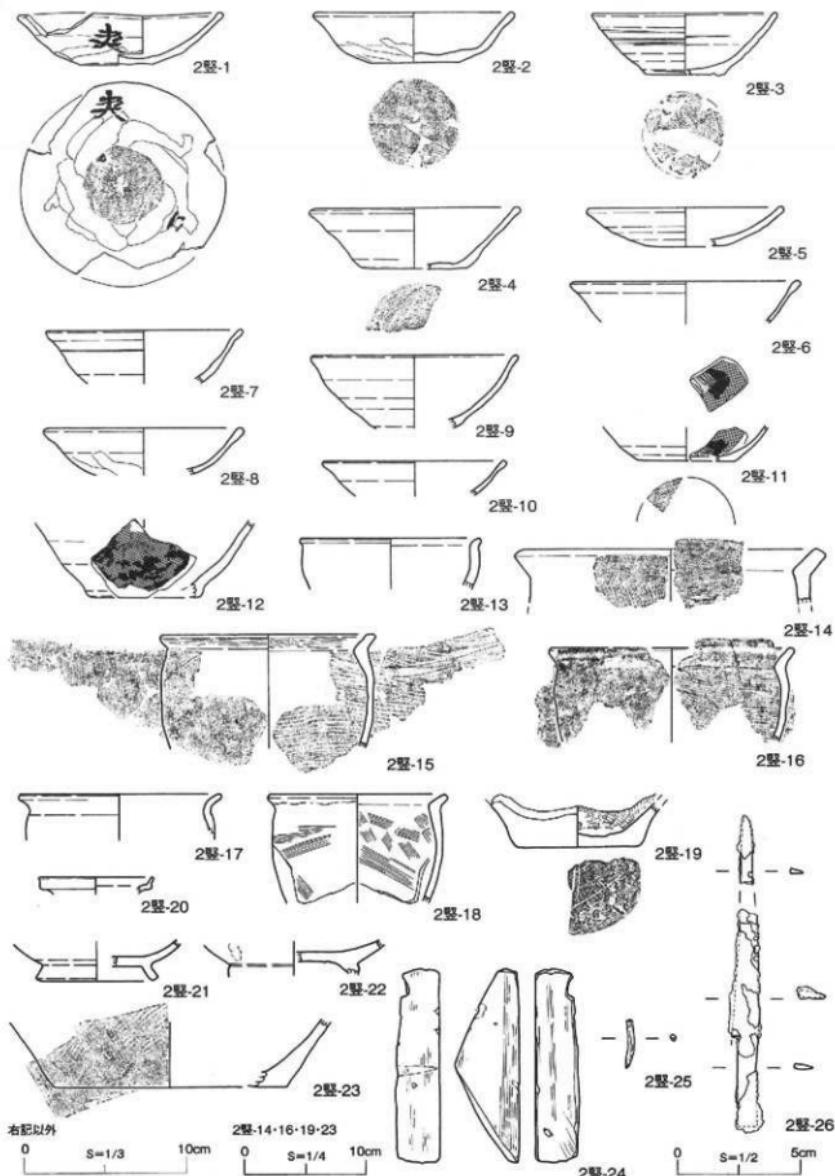
0 S=1/40 2m

第18図 2号竪穴建跡カマド平・断面図(S=1/40)

第5節 苗敷山西部の緩傾斜地（山頂部3号テラス周辺）の古代竪穴建物跡の調査

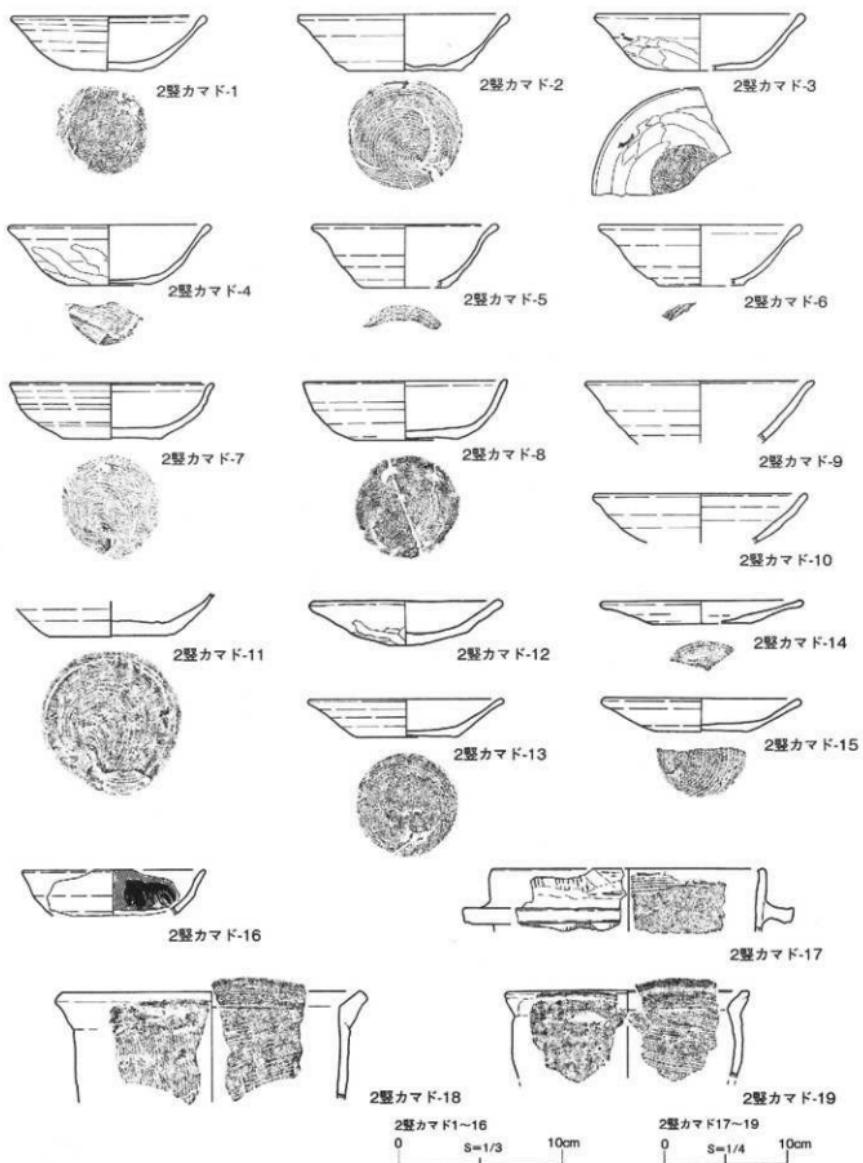


第19図 2号竪穴建物跡カマド、Pit平・断面図(S=1/40)



第20図 2号竖穴建物跡出土遺物 (S=1/2・1/3・1/4)

第5節 苗穂山西部の緩傾斜地（山頂部3号テラス周辺）の古代竪穴建物跡の調査



第21図 2号竪穴建物跡カマド出土遺物(S=1/3・1/4)

第1表 山頂部テラス群出土遺物一覧表

報告番号	注記	種類	器種	時期	色調 (内)	色調 (外)	施上	部位	器高 (cm)	口径 (cm)	底径 (cm)	重量 (g)	備考
第11回1	鹿角木底 錫文土器	深鉢		早期									
第11回2	銀製器	壺											
第11回3	青銅製品	不明											
第11回4	銀製品	不明											
第11回5	青銅製品	古鏡											
第15回 B 1	B1-7 II層	土師器	壺	平安	明赤褐色	橙		白・ 赤・ 黒・ 光	口縁～底部 1/2残	3.9	12.6	4.4	墨書き器 (外) 体下部 ～底部へラ削り 回転糸 切痕不明
第15回 B 2	B1-1 II層	土師器	壺	平安	橙	同左		白・ 赤・ 黒・ 1/2残	口縁～底部 1/2残	2.9	13.0	5.5	墨書き器 (外) 体下部 ～底部へラ削り 回転糸 切痕不明
第15回 B-3	B1-8 II	土師器	壺	明赤褐色	同左			白・ 赤・ 黒・ 光	口縁部片	-	12.0	-	5.2 摂で 黒書
第15回 B 4	B2-1, 2.4 II層	土師器	壺	平安	にぶい 模様	橙		白・ 赤・ 金・ 白・ 2/3残	口縁～底部 1/2残	3.5	12.2	6.3	クロロ撫で (内) スス 付着 底部回転糸切痕
第15回 B-5	B1-11 II層	緑釉陶器	瓶	平安	灰光 灰光 リーブ	同左		白・ 黒・ 1/2残	口縁部片	-	12.8	-	5.4 緑釉
第15回 B-6	B1-5 II層	土師器	壺	平安	浅黄褐色	同左		白・ 黒・ 1/2残	口縁～底部 1/2残	-	-	5.5	57.8 (内) (外) クロロ撫で 底部回転糸切痕
第15回 B-7	B1-3 II層	土師器	鉢	平安	暗褐色	暗褐色		白・ 赤・ 黒・ 1/2残	口縁部片	-	24.6	-	23.2 (内) 横方向撫で、刷毛 日 (外) 横方向へラ削 り一撫で
第15回 B-8	B1-6 II層	土師器	壺	平安	にぶい 赤褐色	同左		白・ 乳・ 黒・ 金・ 白	口縁部片	-	30.0	-	43.0 (内) 横刷毛目 (外) 刷毛
第15回 B-9	B1-4 II層	須恵器	壺		灰	灰		白・ 乳・ 白	頭部片	-	-	-	60.5 摂で
第15回 B-10	B1-12 II層	鉢	鉢										10.9 (縦) 8.7cm (横) 1.3cm (厚 さ) 10.4cm
第20回 2551	255- 23, 36, 63 上層	土師器	壺	明赤褐色	同左			赤・ 金・ 白	口縁～底部 3/4残	3.2	12.2	4.5	92.3 クロロ整形 (外) 体下半 斜めへラ削り 底部回転 糸切痕後へラ削り 露書
第20回 2552	255- 28, 29 上 層	土師器	壺	平安	橙	同左		赤・ 黒・ 1/2残 白・ 金	口縁～底部 1/2残	3.1	12.0	5.4	50.2 (内) 体下部へラ削り 底 部回転糸切痕
第20回 2553	255-14 上層	土師器	壺		黒褐色	橙		赤・ 白・ 金	口縁～底部 2/3残	3.9	11.1	5.0	52.8 クロロ整形 (内) スス付 着 (外) ロココ彫形柄後無で 底部回転糸切痕
第20回 2554	2型PTA2	土師器	壺	平安	橙	同左		赤・ 金・ 白	口縁～底部 1/5残	3.8	12.2	6.5	24.6 (外) ロココ彫形後無で 底部回転糸切痕
第20回 2555	2型IB1 下層	土師器	壺	平安	黒褐色	灰褐色		黒・ 赤・ 白・ 赤	口縁～底部 1/2残	(2.4)	11.6	(5.0)	15.1 (内) (外) クロロ撫で 底 部回転糸切痕
第20回 2556	2型IB1 下層	土師器	壺	平安	にぶい 赤	同左		白・ 黒・ 赤・ 赤	口縁部片	-	14.0	-	7.6 摂で
第20回 2557	2型IB2 下層	土師器	壺	平安	明赤褐色	同左		黒・ 白・ 赤・ 赤	口縁部片	-	12.0	-	11.5 摂で
第20回 2558	2型IB24 下層	土師器	壺	平安	橙	同左		赤・ 黒・ 白・ 白・ 赤・ 白	口縁～体部 1/2残	-	11.8	-	14.7 (外) ヘラ削り
第20回 2559	2型IB50 下層	土師器	壺	平安	明黄褐色	黃褐色		赤・ 黒・ 白・ 白・ 赤・ 白	口縁～体部 1/2残	-	12.4	-	23.5
第20回 2560	2型IB44 下層	土師器	壺	平安	橙	同左		白・ 赤・ 白・ 白・ 赤・ 白	口縁部片	-	10.8	-	8.6
第20回 2561	2型IB25 下層	土師器	壺	平安	黒褐色	明褐色		白・ 赤・ 黒・ 金・ 白	体下部～ 底部片	-	-	6.0	(内) スス付着 底部回転 糸切痕 灰色斑?
第20回 2562	2型9 上層	土師器	壺	平安	黒	橙		赤・ 金・ 白	体下部片	-	-	6.8	クロロ整形 内黒・炭化物 付着 底部回転糸切痕?
第20回 2563	2型34 下層	土師器	壺	平安	黒	橙		赤・ 金・ 白	口縁部片	-	-	7.0	
第20回 2564	2型11 上層	土師器	壺	平安	にぶい 褐	同左		白・ 赤・ 黒・ 光	口縁部片	-	10.8	-	
第20回 2565	2型11 上層	土師器	壺	平安	黒	橙		白・ 赤・ 黒・ 金・ 白	口縁部片	-	-	23.4	54.3 (内) 横刷毛目(外) 縦刷毛 目
第20回 2566	2型33, 37, 15 上層	土師器	壺	平安	赤褐色	明赤褐色		白・ 赤・ 黒・ 金・ 白	口縁1/3残	-	12.9	-	70.6 口縁内外横撫で (内) 横 刷毛目(外) 縦刷毛目
第20回 2567	2型33, 15 上層	土師器	壺	平安	灰褐色	暗褐色		白・ 赤・ 黒・ 金・ 白	口縁～胴部	-	19.6	-	69.5 (内) 横刷毛目 (外) 縦刷毛 目
第20回 2568	2型30 上層	土師器	小壺	平安	橙	明褐色		白・ 赤・ 金・ 白	口縁部片	-	12.0	-	6.5
第20回 2569	2型17 上層	土師器	小壺										

第5節 苗穂山西部の緩傾斜地（山頂部3号テラス周辺）の古代竖穴建物跡の調査

報告No.	注記	種類	器種	時期	色調 (内)	色調 (外)	粘土	部位	認高 (cm)	口径 (cm)	底径 (cm)	重量 (g)	備考
第20回 2518	2號1810 下層	土師器	小甕	平安	にぶい 赤	白・ 金・ 赤・黒	口縁部片	-	11.0	-	32.0	(内) 横刷毛目 (外) 横刷毛目、擬頭彌	
第20回 2519	2號17	土師器	甕	平安	にぶい 黒	同左	白・ 黒・ 金	底部1/4残	-	10.0	109.6	(内) 刷毛目、擬頭彌? (外) 無文 底部に角み	
第20回 2520	2號26 上層	縦軸陶器	甕	オリー ブ質	同左	黒・白	口縁部片	-	7.0	-	1.0	縦軸	
第20回 2521	2號60 下層	縦軸陶器	甕	オリー ブ灰	同左	白	底部1/2	-	7.6	36.7	縦軸		
第20回 2522	2號139 下層	縦軸陶器	甕	オリー ブ黄	同左	白	底部片	-	-	-	33.4	縦軸	
第20回 2523	2號12 上層	須恵器	甕	暗灰黄	同左	白・黒	底部片	-	-	19.0	204.5	焼で タタキ目	
第20回 2524	2號20 上層	石製品	砥石								147.7	(縦) 11.9cm (横) 3.8cm (厚さ) 12.6cm	
第20回 2525	2號1842 下層	鉄製品	釘								0.02	(縦) 2.0cm (横) 0.25cm (厚さ) 0.15cm	
第20回 2526	2號1841 下層	鉄製品	刀子								11.2	上部(横) 2.8cm (厚さ) 0.5cm (厚さ) 2.0cm 下部(横) 9.1cm (厚さ) 1.1cm (厚さ) 0.3cm	
第21回2號 カマド1	2號カマ ド 17, 19, 22	土師器	壺	平安	橙	同左	白・ 赤・ 黒・ 金	11縫～底部 4/5残	3.3	11.5	4.4	83.6	(内) スス付着(外) 底部糸切痕
第21回2號 カマド2	2號カマ ド 16, 38, 39	土師器	壺	平安	にぶい 黄澄	同左	赤・ 白・ 黒・ 金	11縫～底部 2/3残	3.4	12.5	6.8	72.5	クロロ整形 (内) 唐文 みがき痕あるが不鮮明 (外) 底部糸切痕
第21回2號 カマド3	2號カマ ド12	土師器	壺	平安	橙 にぶい	同左	赤・ 白・ 黒・ 金	11縫～底部 1/4残	3.5	12.4	(5.0)	クロロ整形 (外) 焼け 糸割り 底部糸切痕 墨書き	
第21回2號 カマド4	2號カマ ド28, 32		壺	平安		同左	赤・ 白・ 黒・ 金	口縁～底部 2/3残	3.7	12.2	5.2	36.2	(外) 体部～底部不焼 糸切痕
第21回2號 カマド5	2號カマ ド57, 59	土師器	壺	平安	暗黒褐	同左	白・ 赤・ 黒・ 金	口縁～底部 1/4残	3.9	11.0	5.2	28.4	クロロ整形 (内) スス付 青 (外) 底部凹凸糸切痕
第21回2號 カマド6	2住カマ ド25	土師器	壺	平安	橙	同左	白・ 赤・ 黒・ 金	口縁～底部 1/8残	3.7	12.2	5.8	11.8	クロロ整形 底部糸切痕 糸切痕
第21回2號 カマド7	2號カマ ド 18, 25, 26 34	土師器	壺	平安	橙	同左	白・ 赤・ 金	口縁～底部 2/3残	3.4	12.3	6.1	66.0	クロロ整形 (外) 底部糸 糸切痕
第21回2號 カマド8	2號カマ ド 54, 55, 56	土師器	壺	平安	橙	同左	白・ 赤・ 金	口縁～底部 2/3残	3.7	12.3	6.2	59.0	クロロ整形
第21回2號 カマド9	2號カマ ド 51, 52, 53	土師器	壺	平安	にぶい 褐	同左	赤・ 白・ 黒・ 金	口縁～体部 1/4残	-	13.8	-	25.5	クロロ整形
第21回2號 カマド10	2號カマ ド14	土師器	壺	平安	橙 黄澄	同左	白・ 赤・ 黒・ 金	11縫～体部 1/4残	-	12.8	-	17.1	クロロ整形
第21回2號 カマド11	2號カマ ド45	土師器	壺	平安	橙	明赤褐	白・ 赤・ 黒・ 金	口縁部欠損	-	-	7.4	131.7	(内) スス付着 底部糸切痕 糸切痕
第21回2號 カマド12	2號カマ ド 27, 37, 41	土師器	皿	平安	橙	同左	白・ 赤・ 白	光形	2.8	11.2	2.0	114.5	クロロ整形 (外) 体下半 ～底部不焼 糸切痕
第21回2號 カマド13	2號カマ ド60	土師器	皿	平安	橙	同左	白・ 赤・ 黒・ 金	口縁～底部 3/4残	2.3	11.8	6.2	61.8	底部糸切痕
第21回2號 カマド14	2號カマ ド34	土師器	皿	平安	黃褐	明赤褐	赤・ 金・ 白	1/5残	1.4	11.9	5.9	20.1	クロロ整形 (外) 底部糸 糸切痕
第21回2號 カマド15	2號カマ ド20, 26	土師器	皿	平安	橙	同左	赤・ 白・ 黒・ 金	11縫～底部 1/3残	2.0	12.0	5.6	40.5	底部糸切痕
第21回2號 カマド16	2號カマ ド3	土師器	灯明	平安	褐灰	黄澄	白・ 赤・ 黒	口縁部片	-	11.2	-	7.3	スス付着
第21回2號 カマド17	2號カマ ド58	土師器	羽釜	平安	にぶい 赤褐	同左	白・ 赤・ 黒	口縁～鋸	-	22.0	-	83.8	(内) 口縁付近に横刷毛目 (外) 口縁部下に跨が付く 横刷毛目 (不鮮明)
第21回2號 カマド18	2號カマ ド24	土師器	甕	平安	赤褐	同左	白・ 赤・ 黒	口縁～網上部片	-	24.4	-	87.1	(内) 横刷毛目 (外) 縦刷毛目
第21回2號 カマド19	2號カマ ド23	土師器	小甕	平安	にぶい 赤褐	同左	白・ 赤・ 黒	口縁～網部	-	19.6	-	50.5	(内) 横刷毛目 (外) 縦刷毛目

第六節 東斜面部5号テラス（宝生寺庫裡跡）及びその周辺の調査

出土遺物の年代から十九世紀前～中葉頃に廃絶したものと考えられる。

2号礎石建物跡（ST2）（第22・23図）

本テラスの建造物について「寺記」には回廊台もしくは白雲軒と呼ばれ、板葺の客殿（七間半・五間半）、板葺の庫裡（七間・五間）と板葺の廊下（五間半・三間）の存在が記録されている。また、功刀古墳等による調査によって礎石建物跡の概要が把握されている。¹⁾今回の調査では、礎石の配置状況の再確認、礎石建物跡の構成関係の有無の把握、出土遺物の時期や組成の傾向分析などを目的とした。

清掃発掘により礎石の並びを把握し、その後礎石の配置を検証しながらトレーンを設定し、全体の配置を確認した。礎石の配置状況から二棟の礎石建物跡から構成されていることを把握した。

1号礎石建物跡（ST1）（第22・23図）

西に位置する礎石建物跡である。六間×五間で、東面と北面の西半分に底を支える礎石列が新たに確認された。

ほぼ中央の礎石列に対し、南北方向のトレーンを設定し、覆土や地山の状況の確認をおこなった。斜面上方側にある北側で斜面崩落上による堆積土が認められるものの、礎石設置面から数cmの堆積土であった。堆積土には若干の炭化物が含まれていたが、形状をとどめた木材の出土ではなく、礎石についても視覚的には熱を受けた痕跡を認めるることはできなかった。トレーン内に礎石設置面での掘り込みを伴う造構は把握されていない。なお、礎石設置面は地山を削りだしたものと調査段階で判断したが、礎石設置面より下部の掘削を行っていないため、礎石建物跡の建つ基礎が削りだししか盛り土による整地なのかも確認していない。

3号礎石建物跡（ST3）（第22・23図）

東に位置する六間×五間の礎石建物跡である。礎石建物跡の中央よりやや東側に直徑三mの円形の落ち込みがある。「甲斐国志」や「寺記」に記録されている庫裡の規模とほぼ一致し、地元の伝承とも一致する。

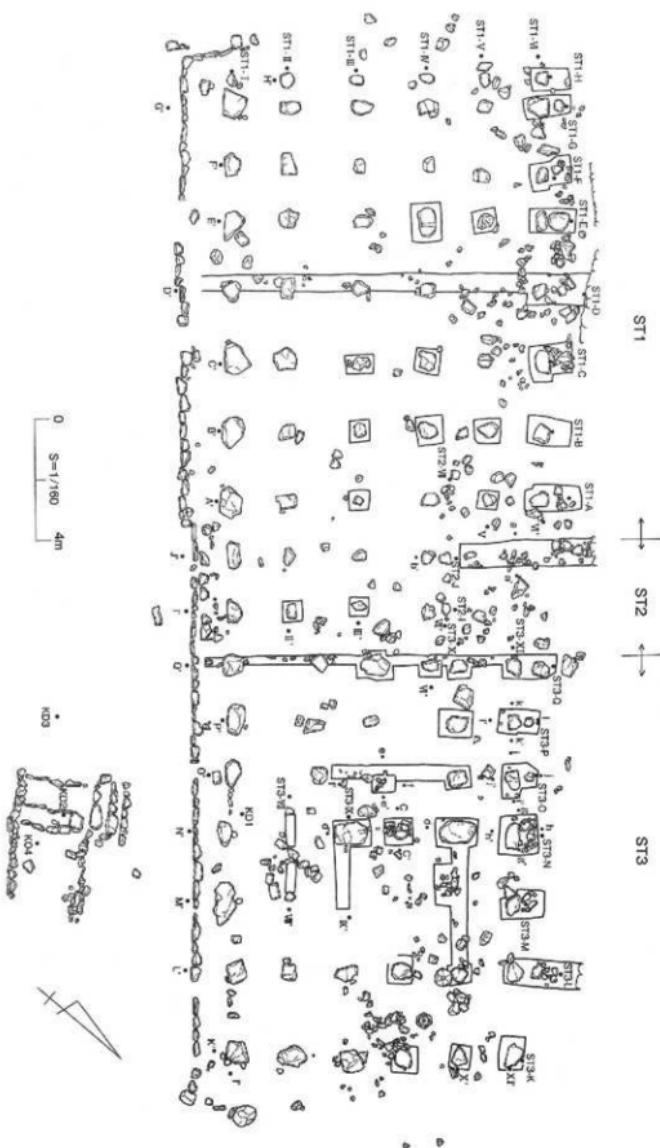
南面の礎石列の中央の2つの礎石の面は他のものよりもやや南側に張り出し、その延長線上に東斜面7号テラスから続く道を構成する石段がある。2号礎石建物跡と3号礎石建物跡は接続した建物であると地誌類から推察できるが、礎石Q列の配置をみると、南面を除き、両者の礎石の並びはずれている。これが時期差によるものか建物の構造上によるものかは判断しえなかつた。中央の円形の落ち込みの北側の礎石K列では、直方体に加工した礎石を用いた礎の配列を確認した。出土遺物は他の建物跡と比較して量的に少ないが、過去に表面採集が行われた経過があり、その結果として遺物量が少ない可能性がある。今回の遺物の多寡が建物の性格や廃絶後の様相を確実に反映しているものとは限らない。

「甲斐国志」や「寺記」に記録されている客殿の規模とはほぼ一致し、地元の伝承とも一致する。

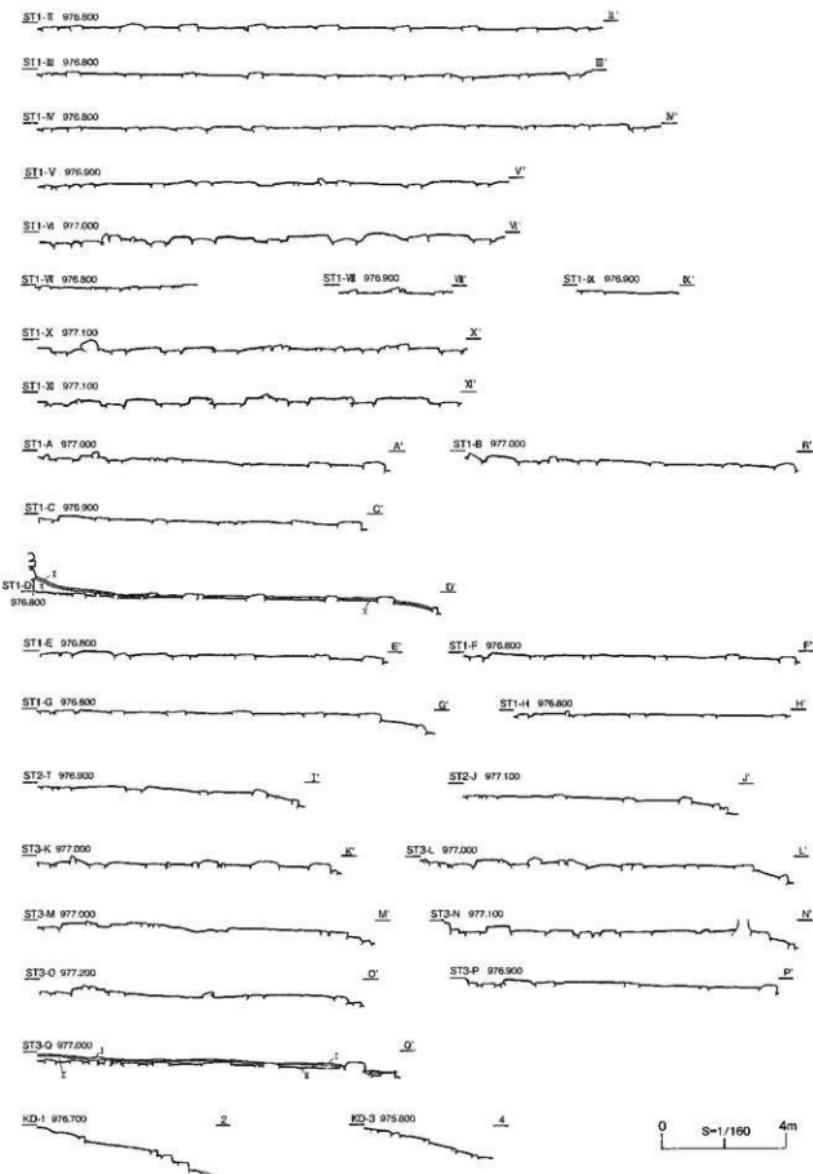
（第25図）

トレーン4では、地山と礎石上面間の堆積土中から、十能・煙管・火鉢などが出土している。トレーン4の南のトレーン5では、火箸一対が出土している。そ

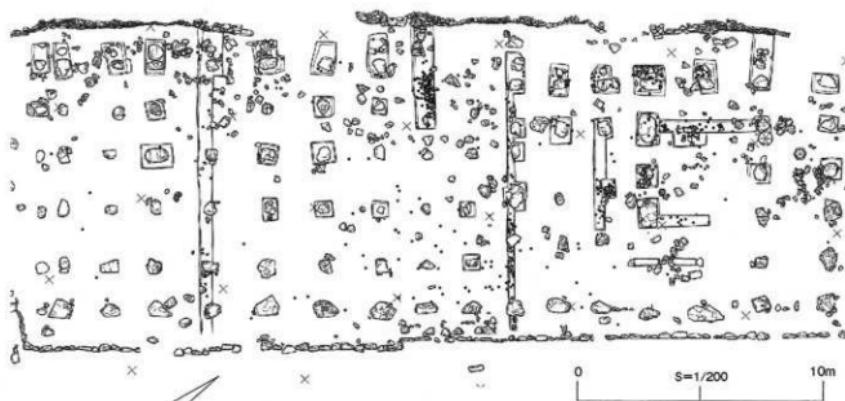
第6節 東斜面部5号テラス（宝生寺跡裏跡）及びその周辺の調査



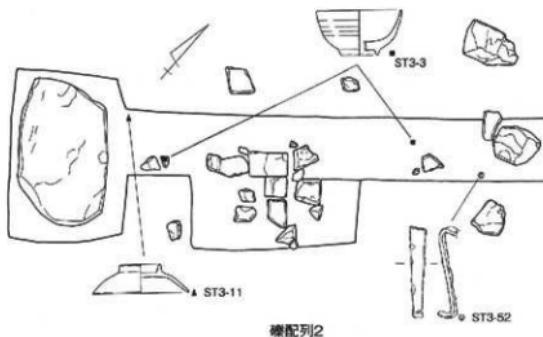
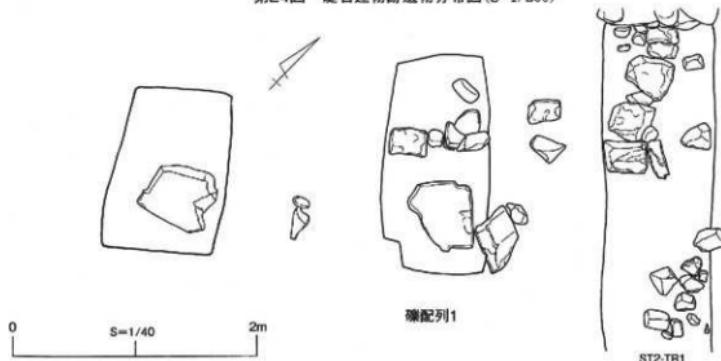
第22図 砂石建物跡平・断面図(S=1/160)



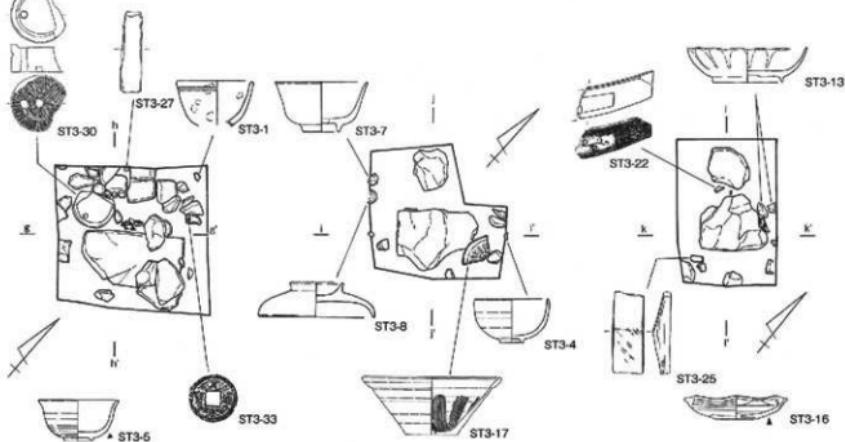
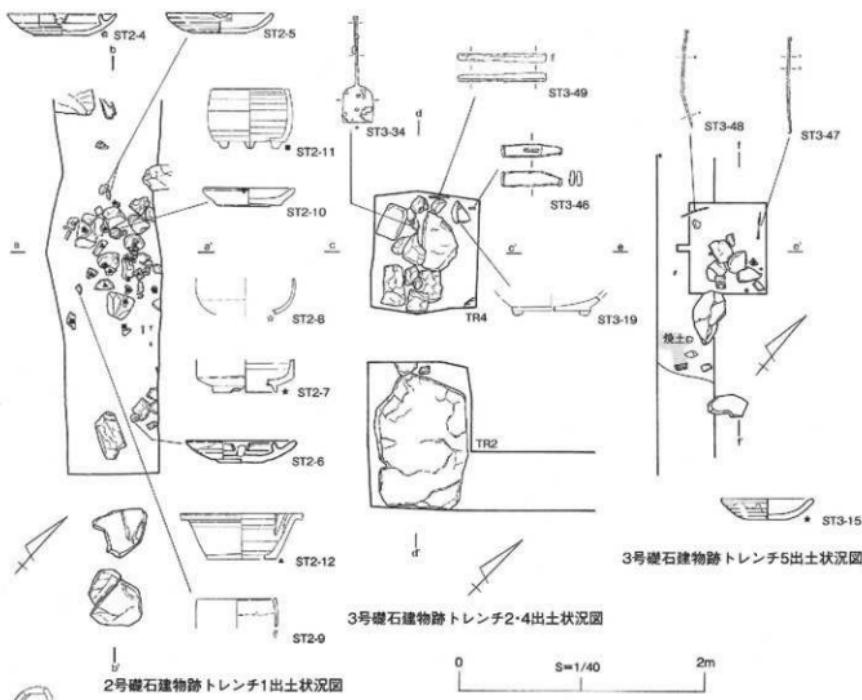
第23図 煤石建物跡断面図 (S=1/160)



第24図 磚石建物跡遺物分布図 (S=1/200)



第25図 磚石建物跡遺物出土状況図 (I) (S=1/40)



第26図 磚石建物跡遺物出土状況図(II) (S=1/40)

他のトレンチの遺物も同様に地山と礎石上面の堆積土から主に出土している。

S.T.3・22・23などの瓦が出土しているが、地誌類の記録では、礎石建物跡及びその周辺で瓦を用いた建造物の存在は記されていない。（第26図）

現況で、六地蔵石輪なし石灯籠の笠・中台が見られるなど、建物内での使用を考えにくものが散見され、礎石建物の廃絶後に人的な活動が行われた可能性がある。

出土遺物の年代から十九世紀前（中葉頃）に廃絶されたものと考えられる。

出土陶器の詳細な分析については、第三編第十一章に譲る。

註

（1）功力吉彦 一九九二「萬葉山御見神社の研究」

第七節 東尾根2号テラスの調査（参道脇集石の調査）

今回の総合学術調査研究会による踏査で、宝篋印塔や天明二年（一七八二）の石造物の置かれた石積みの場を確認し、参道途中の数少ない緩傾斜地であることから、周辺の現況を観察した。その結果、最初に確認した石積みの場のようないくつかの石積みが、石の集積が數箇所で確認された。そこで、緩傾斜地の石積みの場及び石の集積の配置図の作成、石の集積の構造の把握を目的として調査を実施することとした。調査に当たっては、保存を前提としておこない、除去した石は正面に記録し、適宜記録写真の撮影をおこない、最終的には除去した石を概ねもの場所に戻した。また、今後石の移動が最小限となるように、保護シートで覆う処置をとった。なお、以下の「集石」は、石がまとまりをもつて集っている状況を示すものであり、自然なか人工的なものであるのかについて区分したこと呼称ではないことを付け加えておく。

確認した集石は石積みの場を含め六つである（第27図）。

集石1

南へと傾斜を強める変換点に位置する。長さ七〇cmをはじめとする大型の礎などが積み重なりながら、東西一七m・南北一三mの範囲に礎のまとまりを把握できたものである。傾斜面に軸をあわせたトレンチを設定し、堆積状況の確認をおこなうとともに、下部構造の有無を確認するために北西部の調査をおこなった。

やや大型の礎が外周部にあり、内側にやや小型の礎が多く見られる。礎が積み重なる状況で、礎のすき間に黄褐色のローム土が認められる。外周部と地山の境界は不明確である。北西部については、大型の礎をなるべく残し、やや小型の礎及び下に腐植土のある礎を取り外しながら、礎がすさまなく寄集する面を底面と捉え掘削をおこなったところ、浅い不整な円形の盡みとなつた。掘削中には炭化物粒子等を含めて遺物の出土はない。

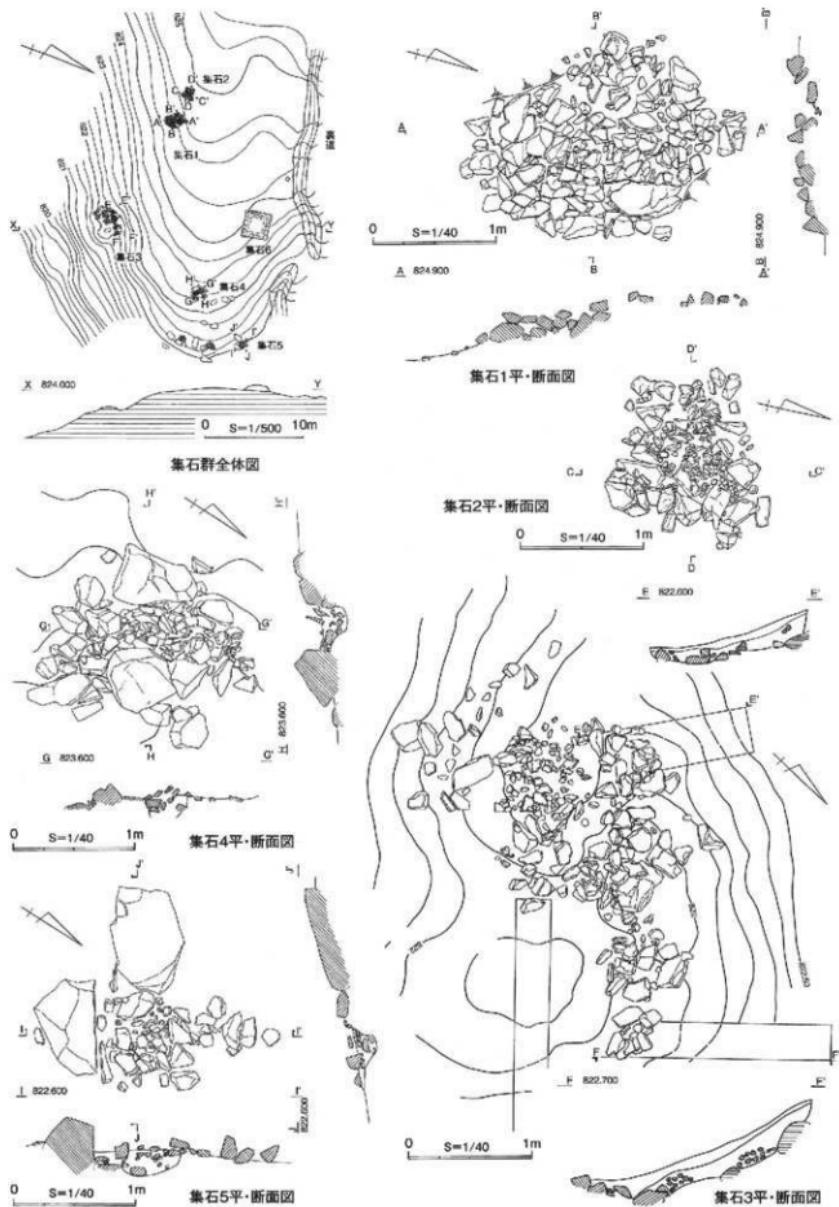
集石2

礎石1に北西に隣接して東西・南北一m四方の楕円形に礎のまとまりを把握したものである。清掃後、礎の現状の固化をおこなつた。北側と東側で大型の礎が見られ、礎石の中央部分はやや小型の礎が多い。石の積みあがる状況ではなく、地山に対し平坦な集石である。

集石3

南斜面に坂状の高まりが認められ、その周辺に礎のまとまりを認めることができた。斜面と坂状の高まりの間隔、坂状の高まり上の人為的な掘り込みの有無、礎のまとまりの範囲を確認するために第27図のようすサブトレンチを設定し、調査を実施した。

サブトレンチ1では、腐植土を取り除いたところ、礎のまとまりを確認するに到つた。斜面と坂状の高まりについては、斜面との傾斜角と異なる角度での立ち上がりを確認できたが、人為的な掘削によるものであるかは判断し得ない。サブトレンチ1と2の間では大型の礎によって複数のまとまりを想定できるが、明瞭なものではない。坂状の高まりの頂上部では掘り込み等の存在は確認されなかつた。



第27図 集石群平・断面図

集石4

緩傾斜地の東先端部に位置する。東側と西側に大型の礫があり、その間に小型の礫がまとまりを持つ集石である。中心部分が人為的なものであるかを確認するために半截をおこなった。礫と黄褐色土で構成されている。掘り進むに従い、礫と黄褐色土は粘性・しまりともに強くなる傾向があった。掘削中に炭化物粒子をはじめとして遺物等は出土していない。

集石5

緩傾斜地の東先端部よりもやや北側に位置する。東側と南側に大型の礫があり、それに挟まれる状況で小型の礫のまとまる集石である。中心部分が人為的なものであるかを確認するために半截をおこなった。礫と黄褐色土で構成されている。掘り進むに従い、礫と黄褐色土は粘性・しまりともに強くなる傾向があった。掘削中に炭化物粒子をはじめとして遺物等は出土していない。

集石6

「苗穂山穂見神社の研究」で「裏道」と呼ばれている参道沿いにあり、宝鏡印塔と天明二年（一七八二）の記年銘を持つ石造物が頂部に設置されている。細かい礫を積み上げたものであり、基底部にはやや大型の礫を配し、一辺約二七日の方形を形成している。

当初の目的の一つである集石が自然の営為によるものか人工的な構造物であるか、今回の調査では見出することはできない。あくまでも保存を目的とした調査と位置づけたことから、サブトレーナーでの把握を試みた結果である。今後は断ち割り調査などを視野に入れ、礫層を含む地山との関連性や風倒木痕との相違などの比較検証も必要なことと考えられる。また、「表道」と「裏道」に挟まれている点や、奥宮と里宮を結ぶ尾根上に存在するやや大型のテラスという地形的な特徴から、空間的に何らかの意識が働いていた可能性も考えられる。空間に対する位置づけを試みる際の手法の検討も今後は必要といえよう。

なお、今回調査を実施した集石については、保護のため、黒色の養生シートで

覆う保存処置をとった。

第八節 東斜面部5号テラス及び

その周辺の出土遺物について

一 遺物の散布状況

古代の遺物は、他の時期の遺物よりも広範囲に散布している。特に、苗穂山山頂の西斜面には、中世以降の遺物の散布は現在のこところ確認されておらず、遺物の残る人行為が古代で終了している。古代の遺物は主に土器の壊れ片である。表採品の國化はしていないが、口唇部の形状が、堅穴建物跡から出土しているものと類似しており、九世紀～十世紀後半に所属するものが中心である。

鎌倉時代初期の仏像が穂見神社奥宮本殿に存在することから、宗教的空间が山中にあったといえるが、考古学的な資料としては、古代及び近世とは量的に格段の差がある。今回の調査では、苗穂山穂見神社奥宮本殿の床下から十二世紀後半の三筋壇（四耳壇）の可能性あり・第47図8-3）、十三世紀代と考えられるヘラ削りが特徴的な釣頭部（第48図9-2）が出土している。現在の本殿との関連性は考えにくく、本殿建築以前にこれらの壇が伴う遺構等があつたことを考えられる。戦国時代末の遺物についても少ないながらも検出されている。大窓I-2段階に相当する丸皿（第44図99-15-16）が出土している。鎌倉期、戦国時代と出土しており、遺物の廃棄される人の活動は活発ではないものの、山中で何らかの行為がおこなわれていたことを示しているものといえる。又、『甲斐国志』に古寺跡方一町許山麓ニアリ」とあることから、中世段階では、篠を中心とした活動がおこなわれていた可能性もある。

近世には、穂見神社奥宮本殿にはじまる南斜面のテラスに散布し、特に庫裡跡などを見有する東斜面テラス群で散布が認められる。

確認され、中世ではその活動は少なくなり、山頂一帯以外での活動を想定する必要があるものと考えられる。近世に入ると、東斜面テラス群に範囲は絞り込まれる。

二 表探遺物について（土器部）

土器は、基本的に在地で生産されたもので構成され、陶磁器に比べて消耗が激しく、消費が早い特徴があるため、年代決定の材料としては有効な遺物である。苗穂山で表探された量の遺物の中で土器の占める割合は、古代の土器を除くと、極めて低い結果であったが、数少ない遺物から苗穂山における土器の様相や年代について概観してみることとする。

まず、礎石建物跡の調査区内出土遺物をみると、1号礎石建物跡では小型のかわらけが一点出土しており（第28図ST1-5）、年代的には十七世紀後半から十八世紀前半と考えられる。2号礎石建物跡では、十七世紀後半から十八世紀前半とみられるかわらけ（第29図ST2-10）のほか、第30図に掲載した火鉢（ST2-11・七厘（ST2-12）などが出土しており、年代的には、十八世紀後半から十九世紀前半のものと考えられる。この二つの器種は、苗穂山で表探された土器の中でも比較的多く、形態的にいくつかの種類が存在する。3号礎石建物跡ではかわらけが一点出土しているが、厚手のもの（第33図ST3-20）は十七世紀代のものと考えられ、薄手のもの（同ST3-21）は十八世紀後半から十九世紀前半のものと見られる。後者には煤が付着していたことから、灯明皿に使用されていたと考えられる。

その他、表探品には十七世紀後半から十八世紀前半とみられるかわらけ（第45図99-122・123）や焼造（同99-130・131）などがあり、中でも焼造は数量的に多い。焼造の年代は、概ね十七世紀後半から十八世紀代のものまで存在するが、十九世紀代のものは確認されていない。珍しいものでは、年代は不明であるものの、土器の置き臺（第46図地元-1）が採集されている。

（問問 優明）

まとめ

近世には土器様式が多様化し、在地において様々な器種が現れるが、苗穂山の表探を含む出土土器全体の様相を概観すると、調査規模に比して土器の数量は少ないものの、城下町や村落遺跡の器種組成とは大きな差は感じられない。

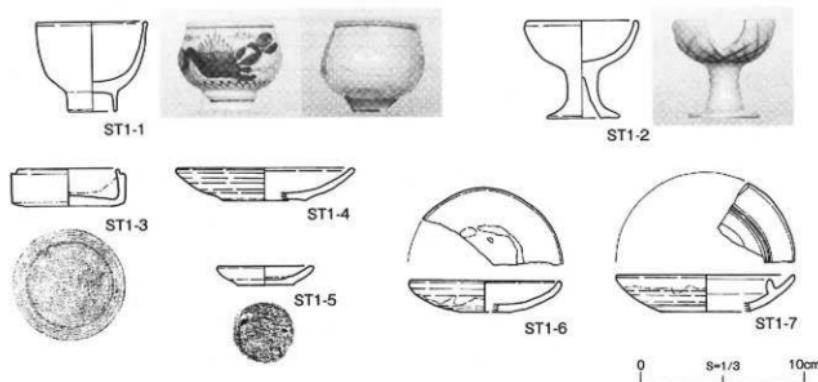
しかしながら、焼造のような煮炊きの道具や火鉢や七厘などの火処として使用する道具が多いことは一つの特徴である。こうした屋内型の火器が多い理由が寺院という性格であるためか、山上という寒冷な場所であるためかは定かではないが、施設内への煮炊きを含めた火の持ち込み頻度が高かつたことは間違いない。

その一方で、かわらけなどが多いことも特徴の一つと言える。年代的にもかわらけは十七世紀後半から十八世紀前半までの一群がまとまるのみで、それ以前のものは僅かに一点のみであり、当該期の陶磁器の出土量とは比較にならない。宗教施設であつたならば、近世であつてもかわらけを用いた何らかの儀礼行為が行われても不思議はないが、採集された遺物を見る限りにおいては、少なくとも十八世紀中葉以降、苗穂山上ではかわらけの使用頻度は低かったと思われる。

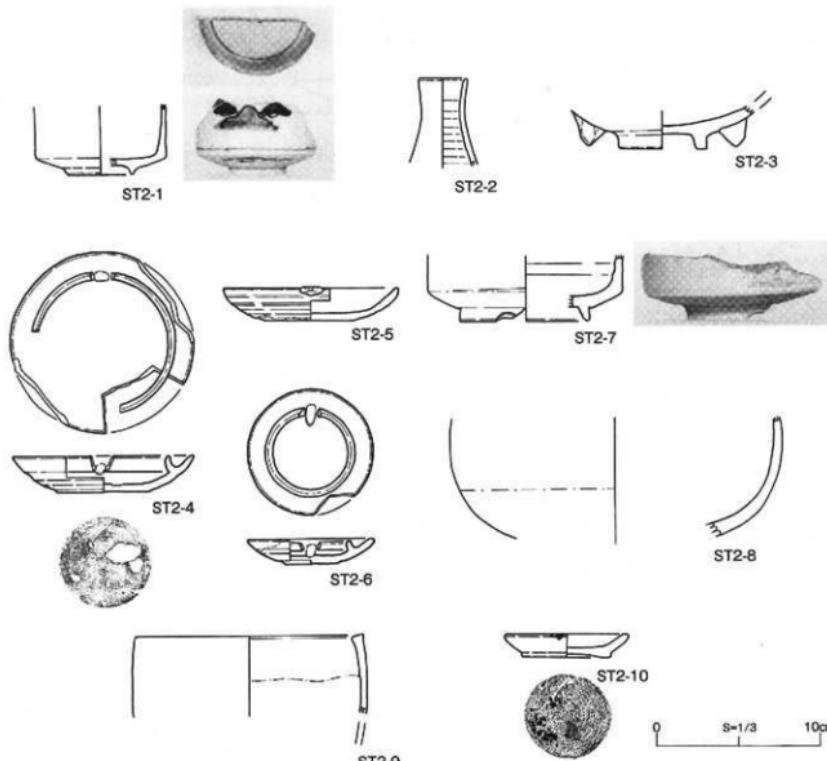
最後に、土器に関しては、近世以前にさかのほる可能性がある遺物は、古代の土器を除くと、管見の範囲では皆無であることが明らかになった。これまで山梨県内で実施されている中世寺院跡とみられる遺跡の発掘調査事例をみると、陶磁器に比べて土器の比率が高い傾向にあることから、近世以前に苗穂山上に何らかの宗教施設が存在したのであれば、その段階の土器が少なからず含まれるはずである。今回報告した遺物は、主に表探品であることから中世段階の活動がなかつたと断定するのは時期尚早であるが、結果的に表探遺物から中世の痕跡を確認することはできなかった。このことは、少なくとも中世における苗穂山の活動が小規模であったか、あるいは、活動拠点が調査対象地と異なる可能性も想定されるのではないか。その点に関しては、他分野の成果と合わせて再検討する必要があるが、今後の大きな課題として提示しておくこととする。

参考文献

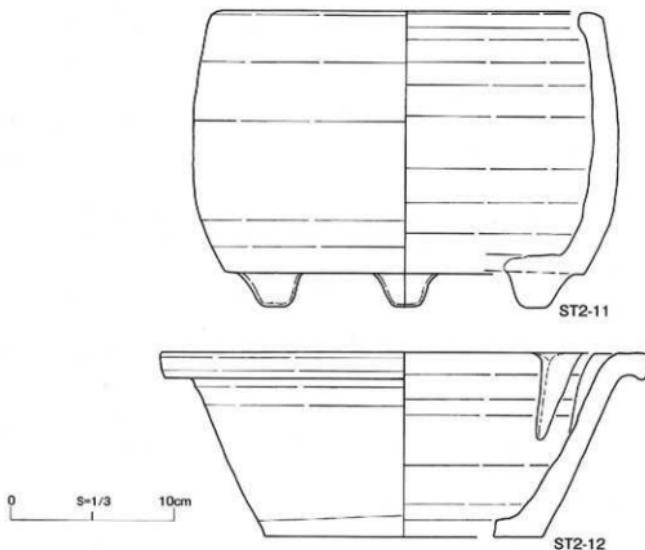
- 甲府市教育委員会
（二〇〇一）『甲府城下町遺跡』
二〇〇四 甲府城下町遺跡



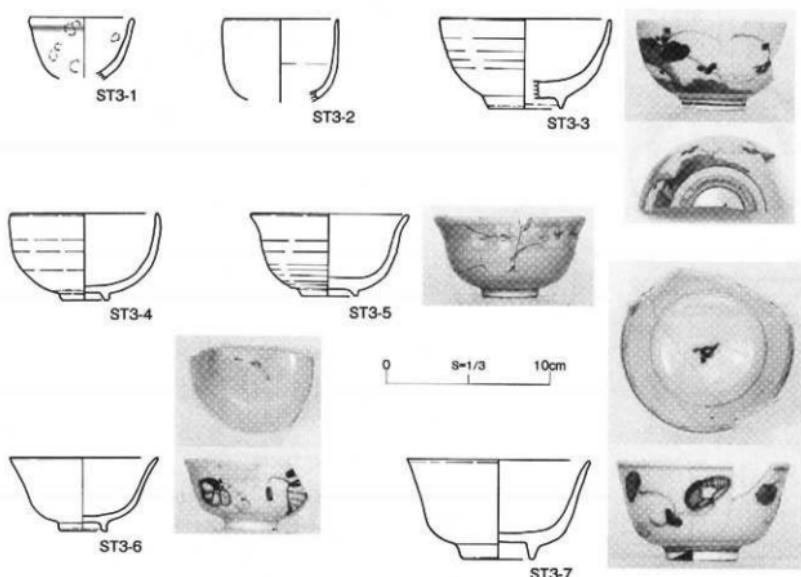
第28図 第1号礎石建物跡出土遺物(S=1/3)



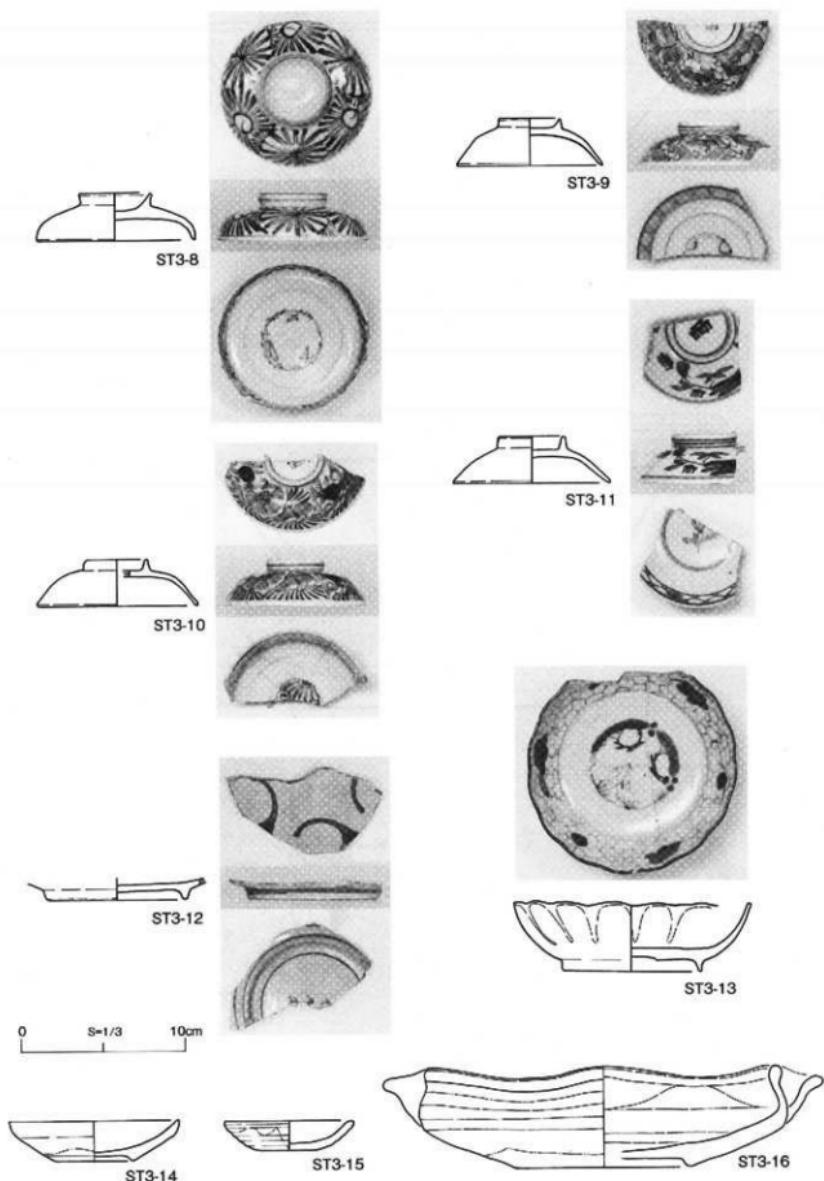
第29図 第2号礎石建物跡出土遺物(I)(S=1/3)



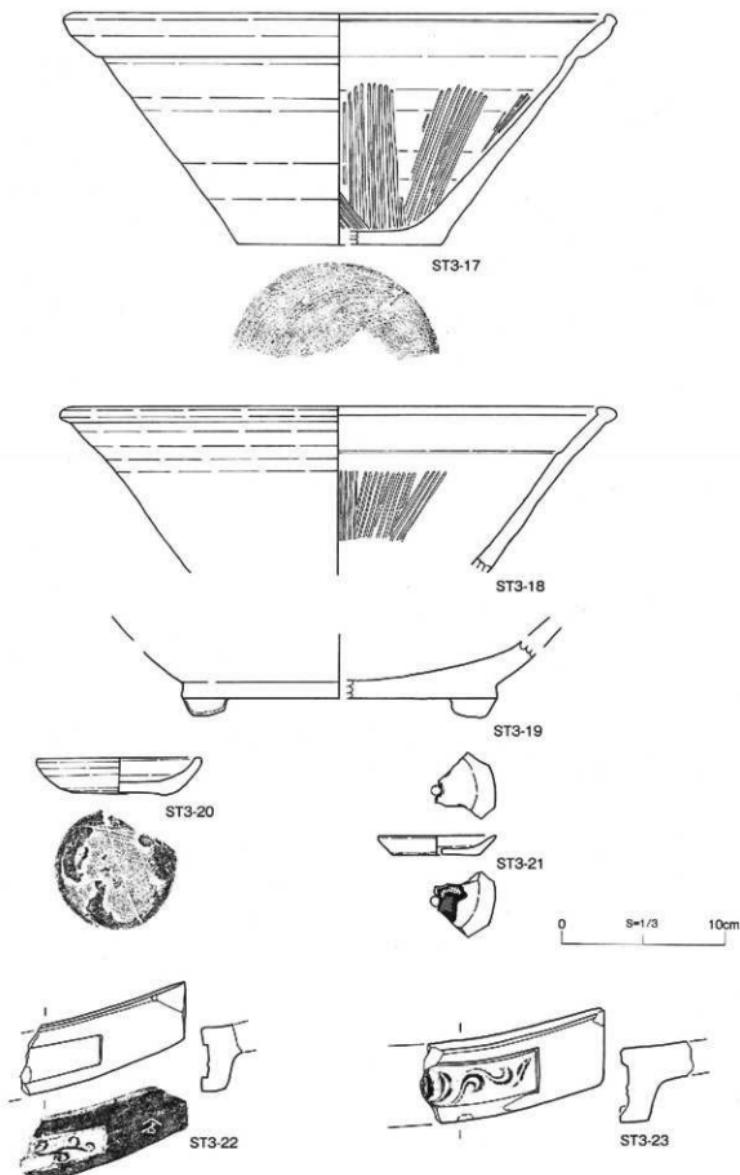
第30図 第2号礎石建物跡出土遺物(Ⅱ)(S=1/3)



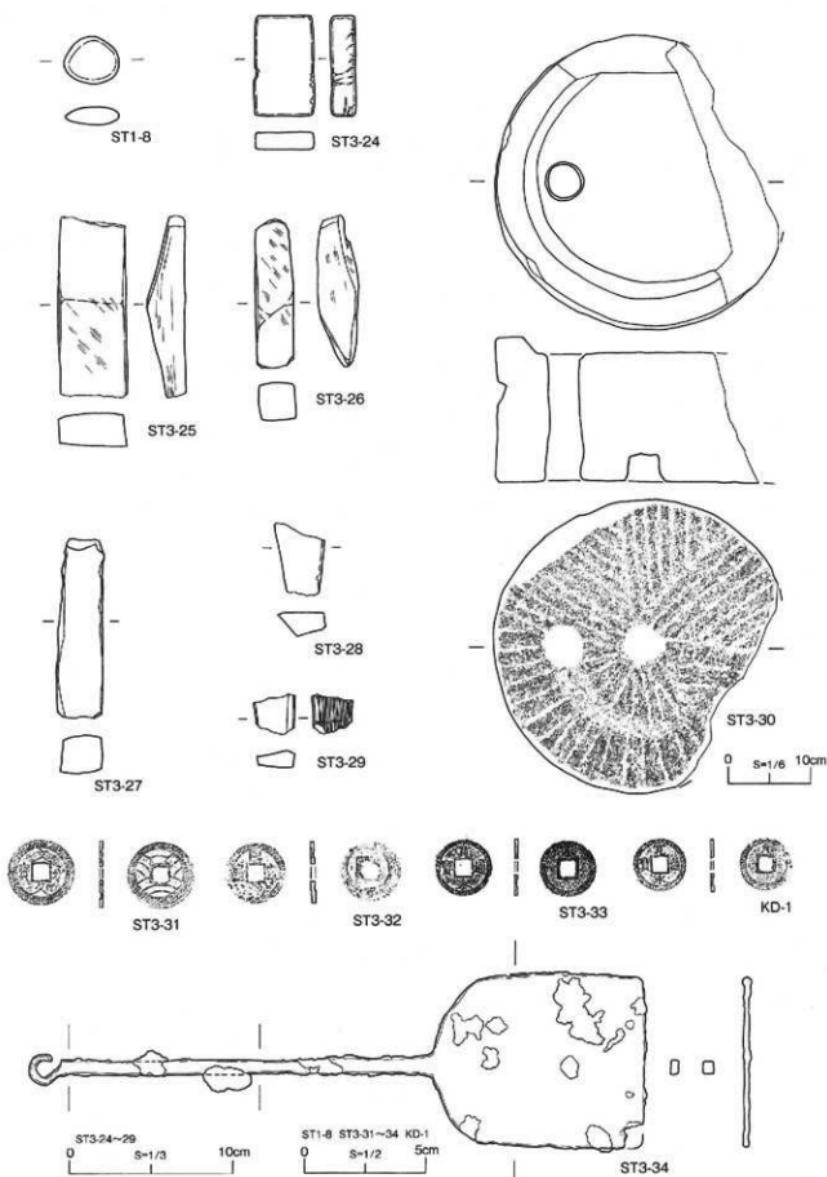
第31図 第3号礎石建物跡出土遺物(Ⅰ)(S=1/3)



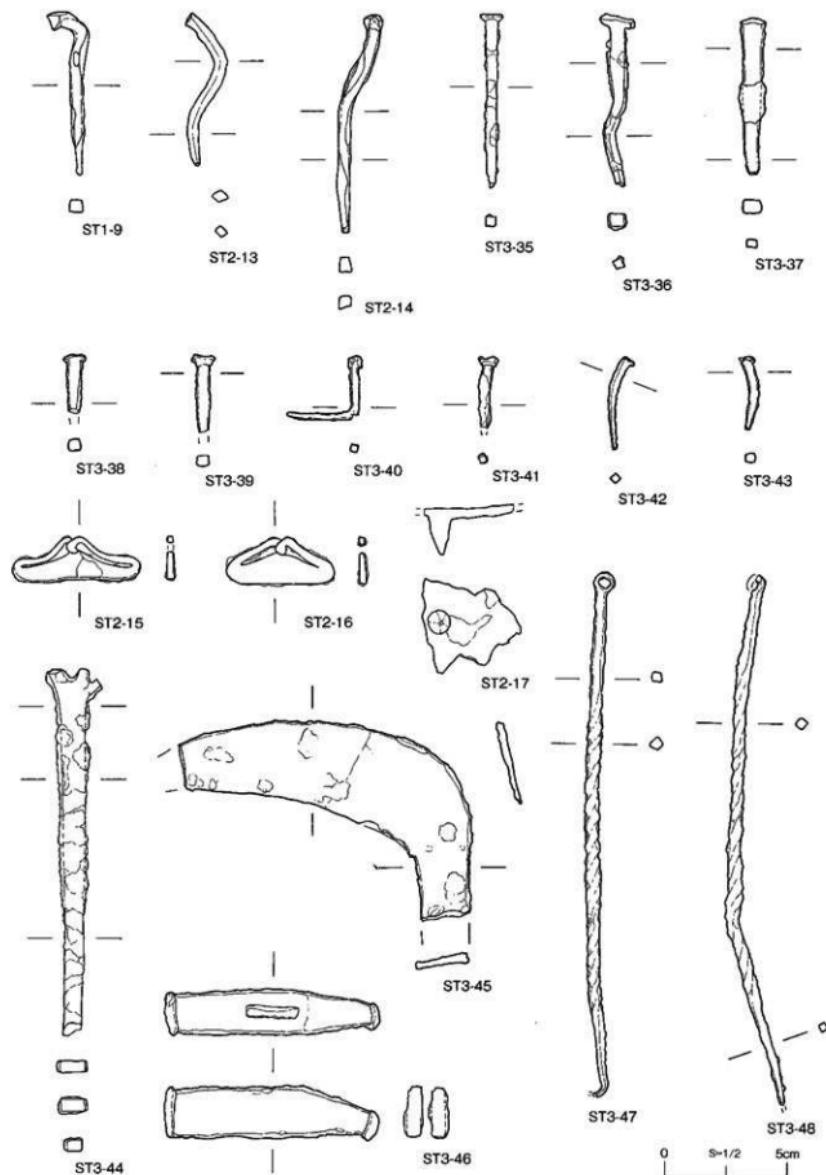
第32図 第3号礎石建物跡出土遺物(Ⅱ)(S=1/3)



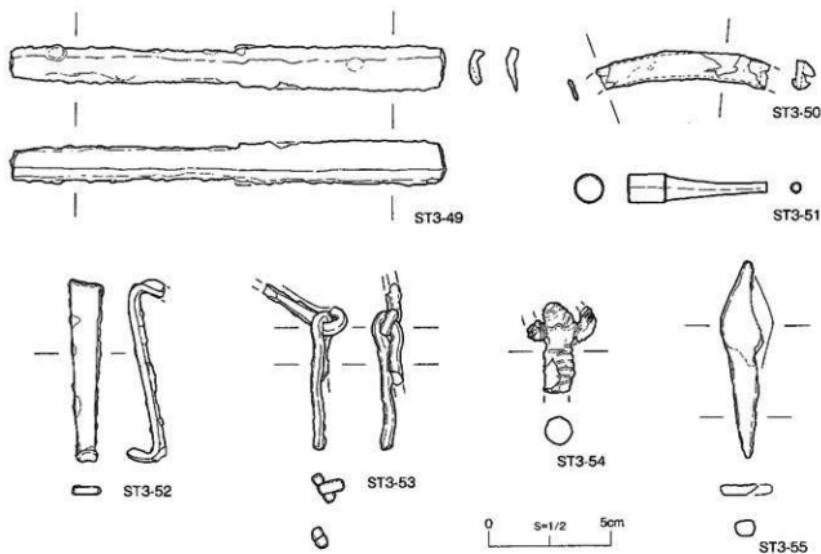
第33図 第3号磁石建物跡出土遺物(III) (S=1/3)



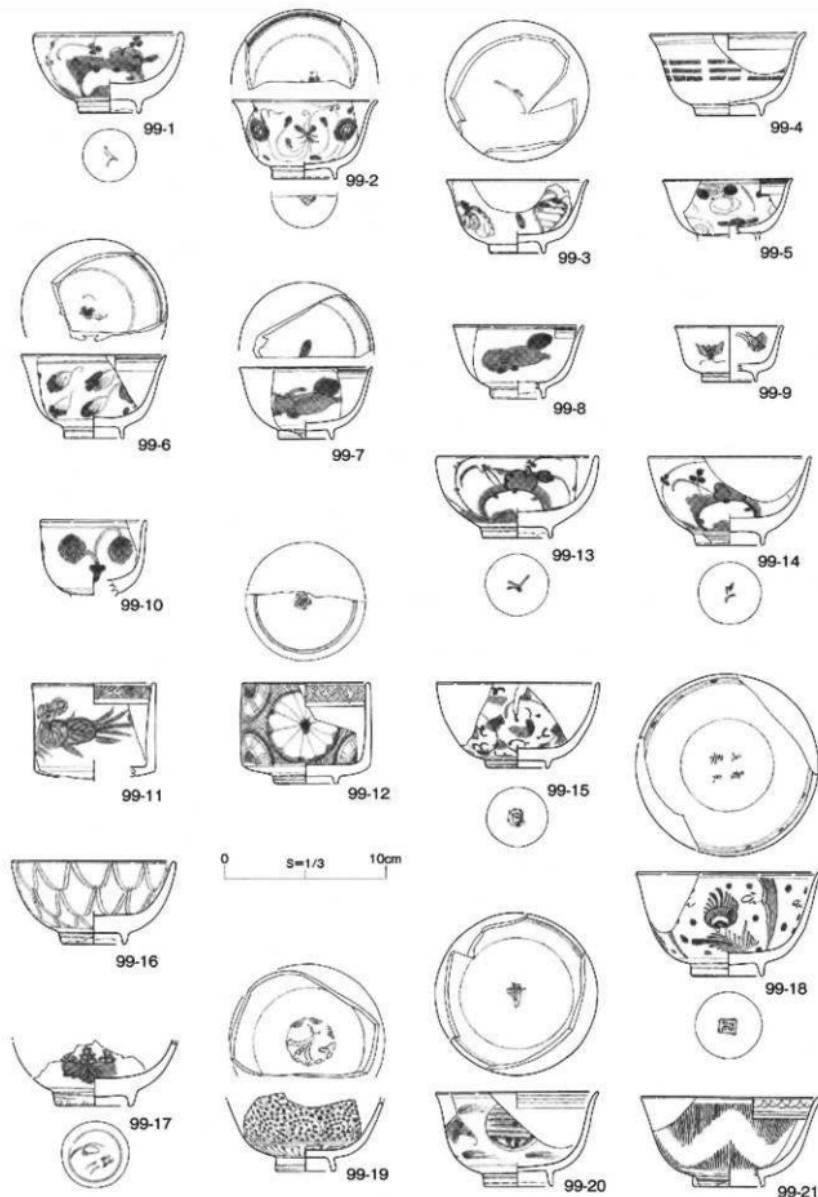
第34図 碳石建物跡出土遺物(石器・古銭・鐵製品)(I)(S=1/2・1/3・1/6)

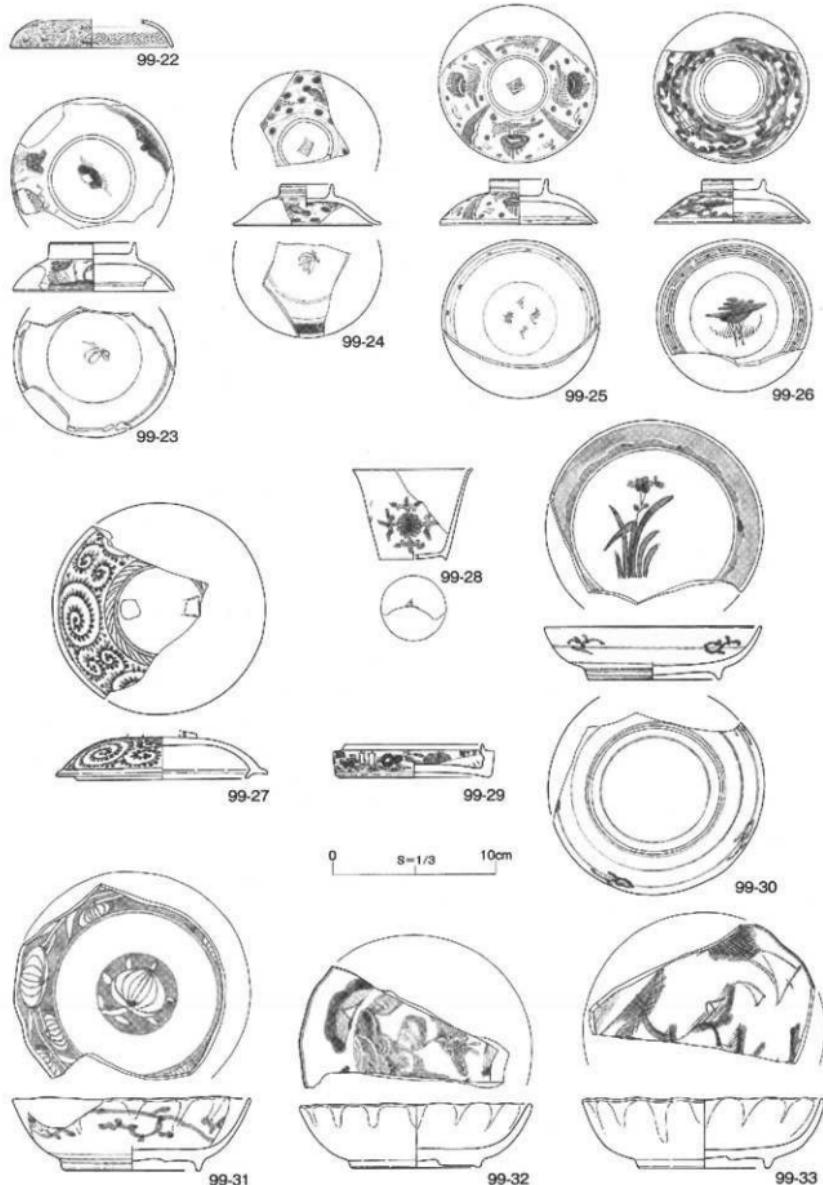


第35図 磐石建物跡出土遺物(鉄製品)(II)(S=1/2)

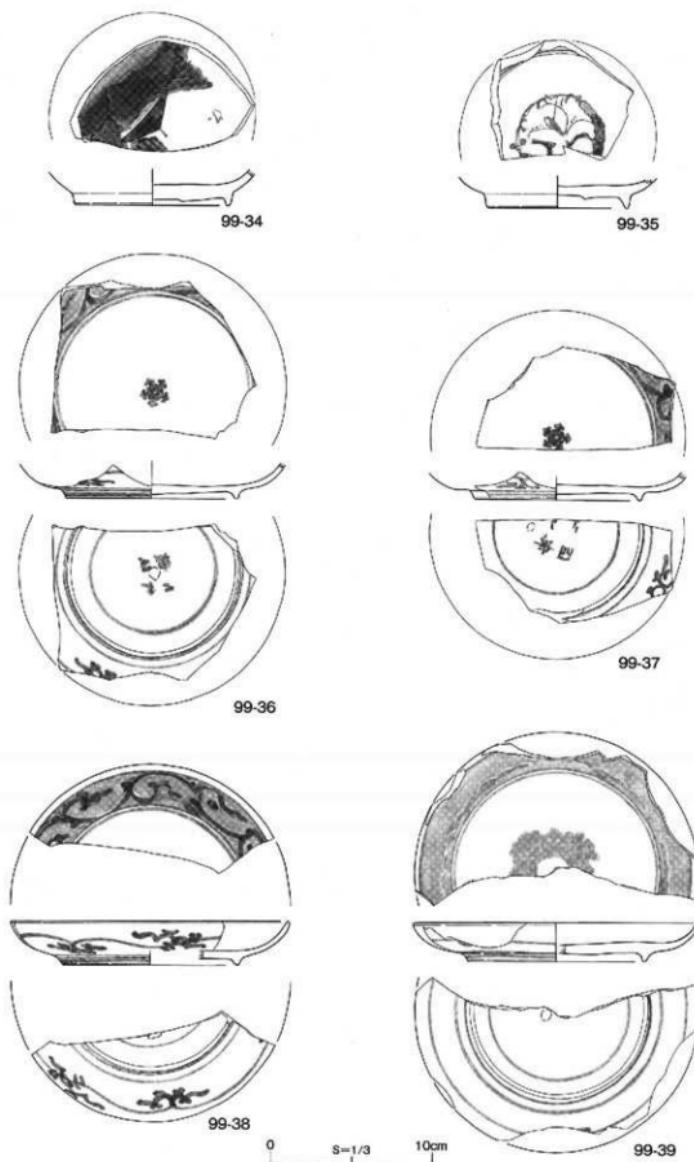


第36図 磐石建物跡出土遺物(鉄製品)(III)(S=1/2)

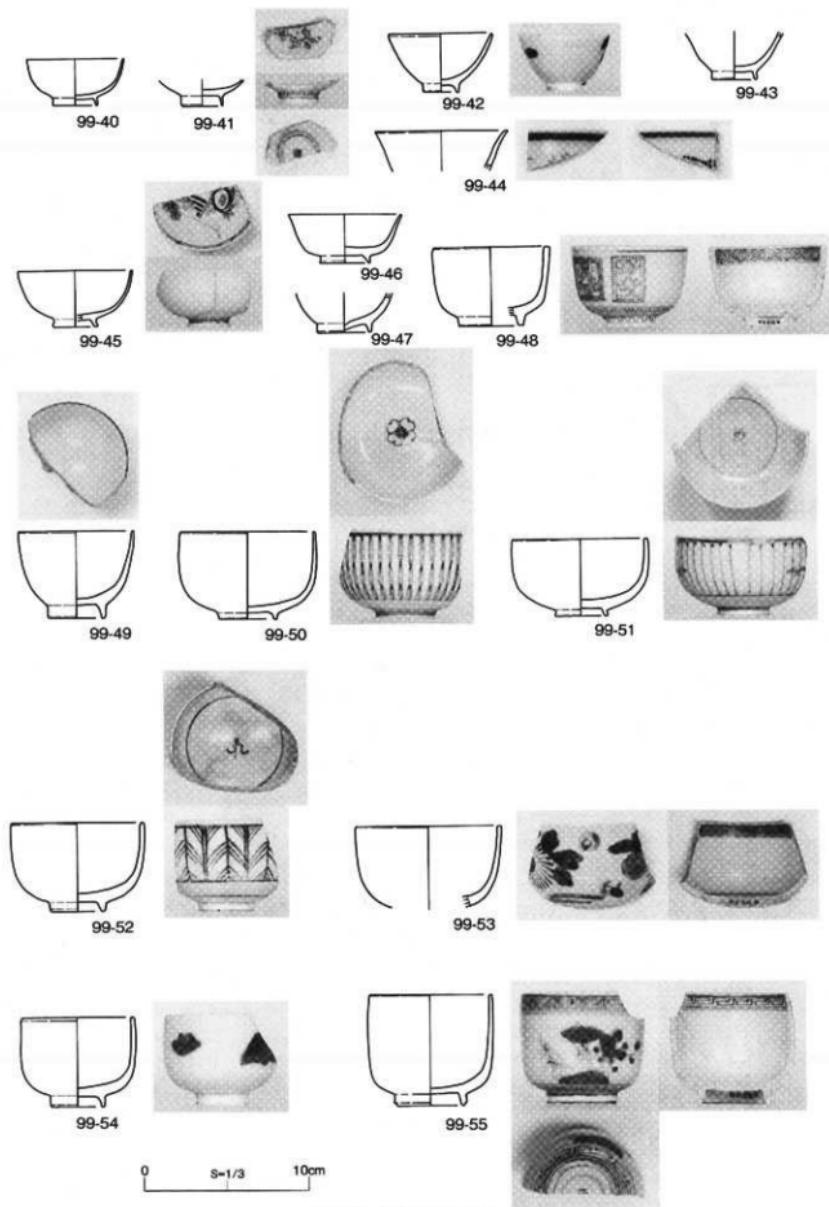
第37図 表探遺物(I) ($S = 1/3$)



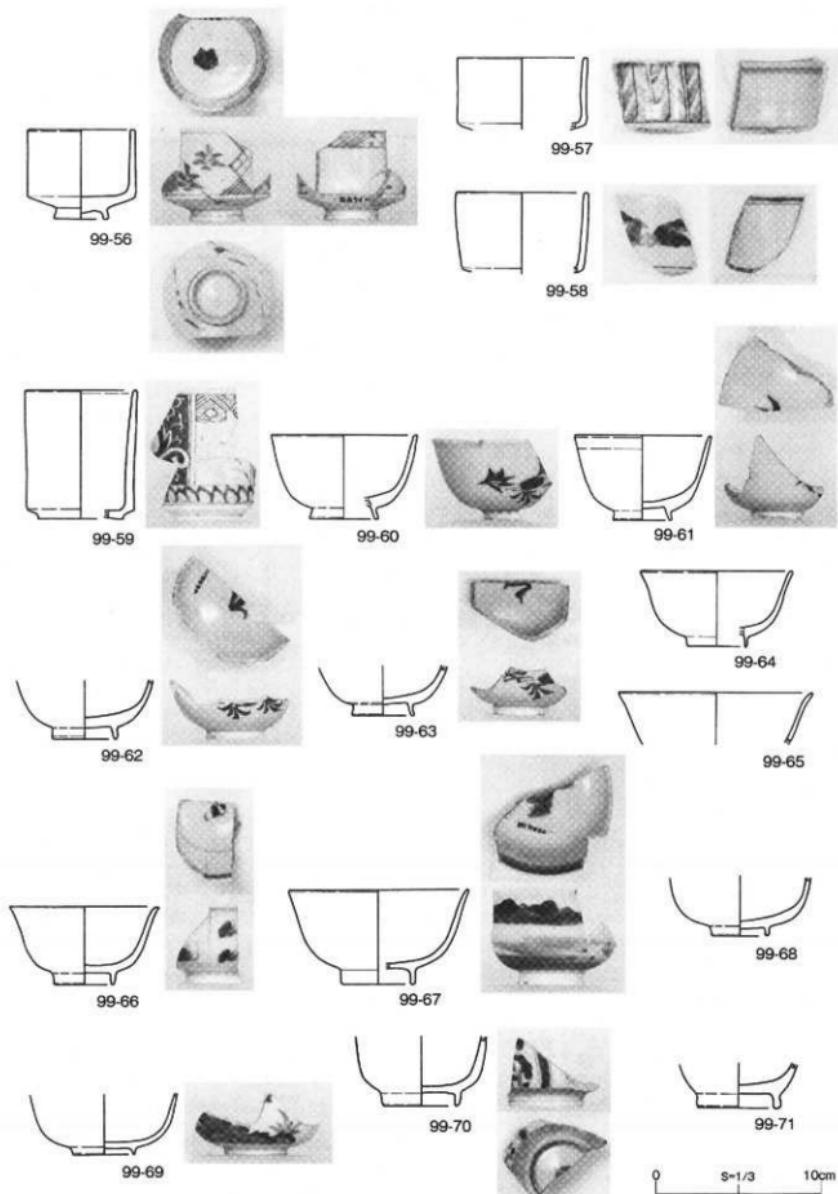
第38図 表探遺物(II) (S=1/3)



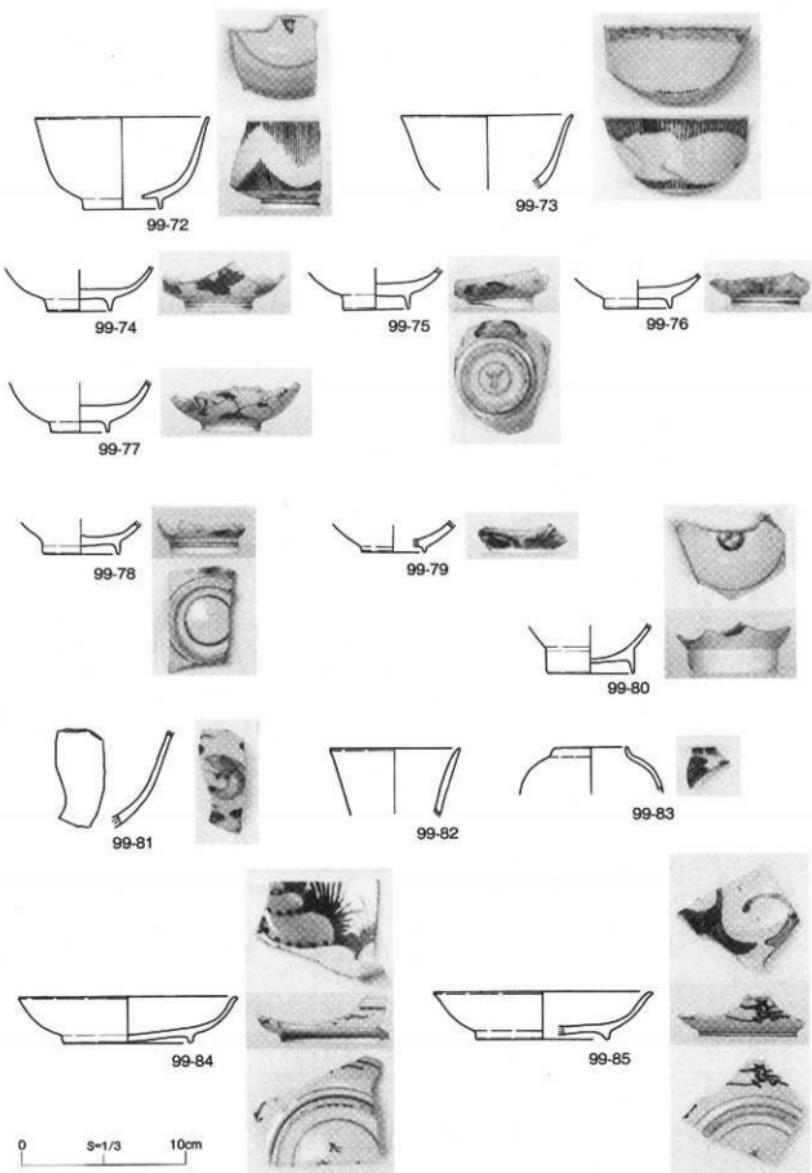
第39図 表探遺物(III) (S=1/3)



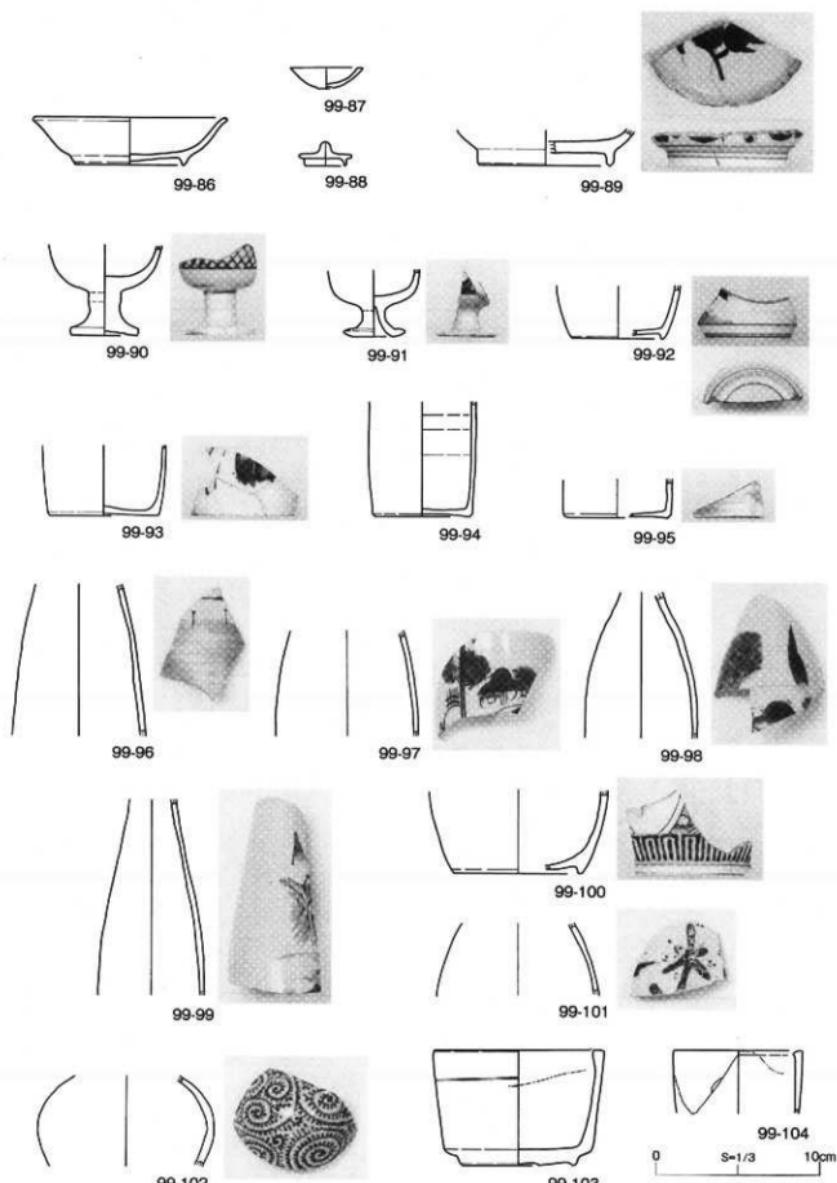
第40図 表探遺物(IV)(S=1/3)

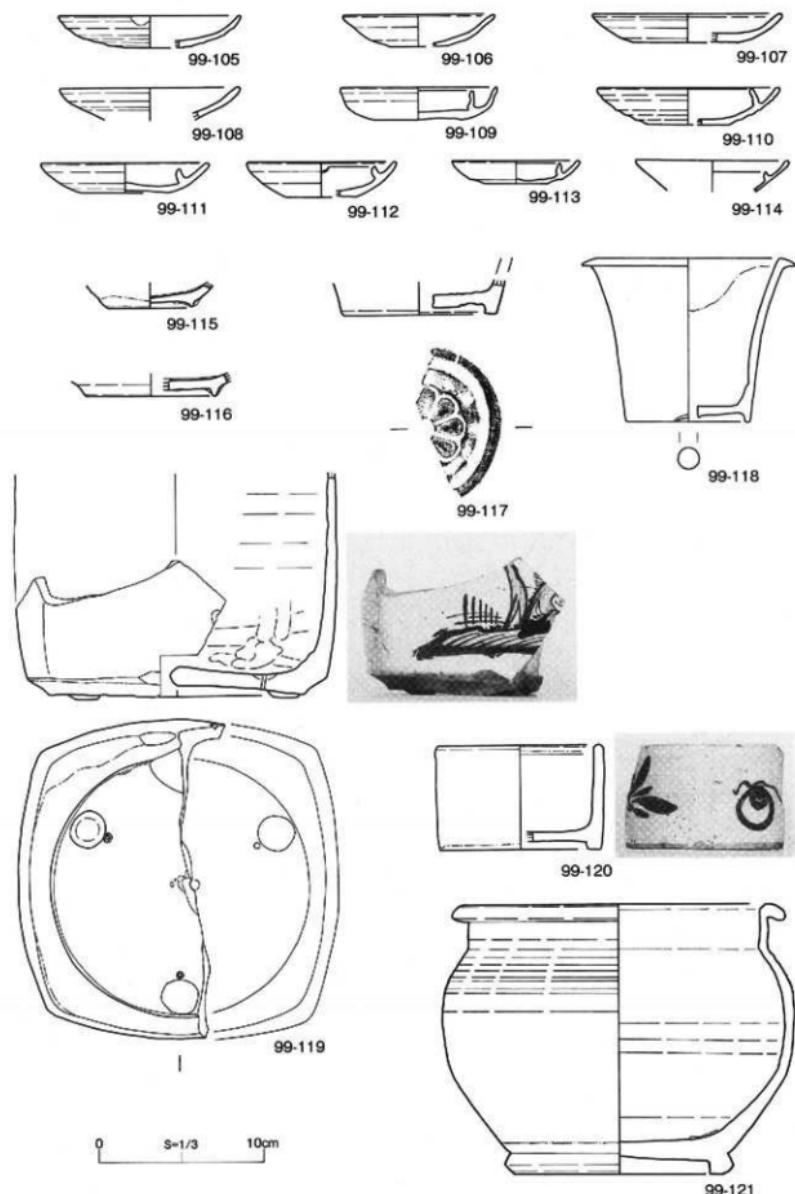


第41図 表採遺物(V)(S=1/3)

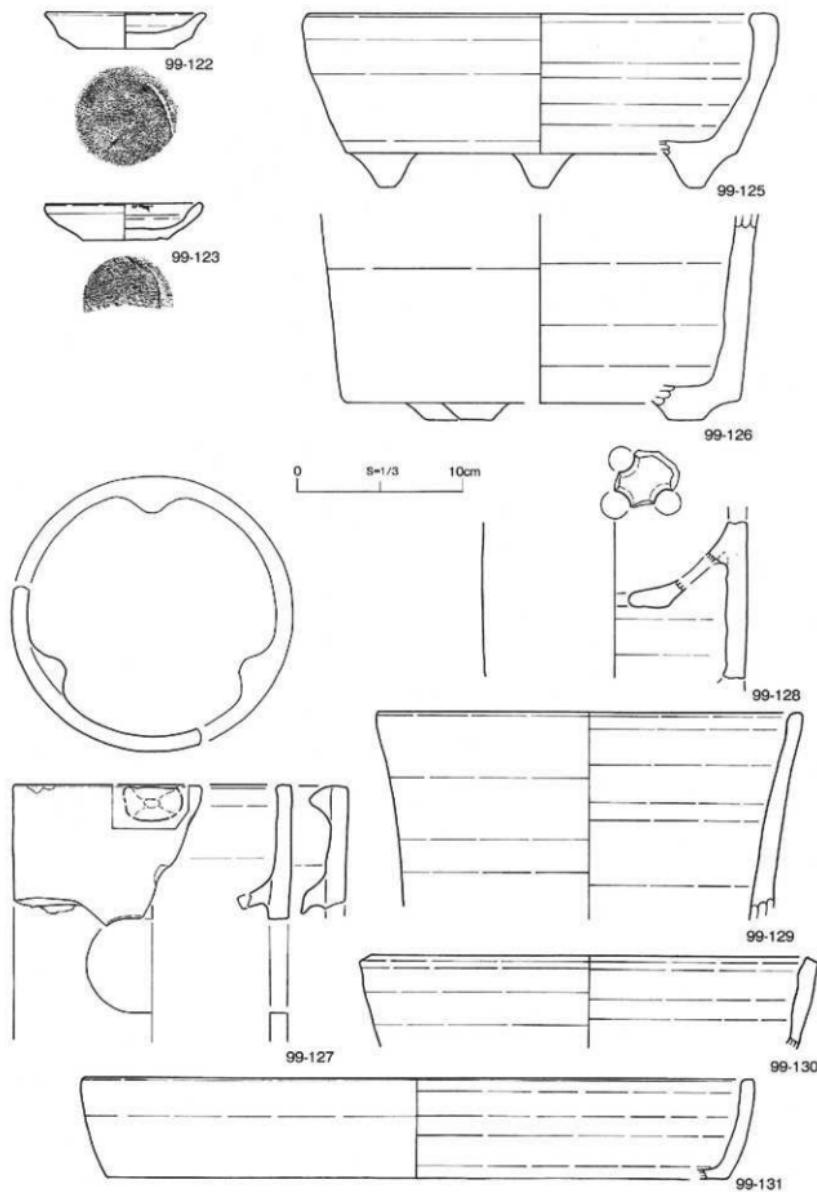


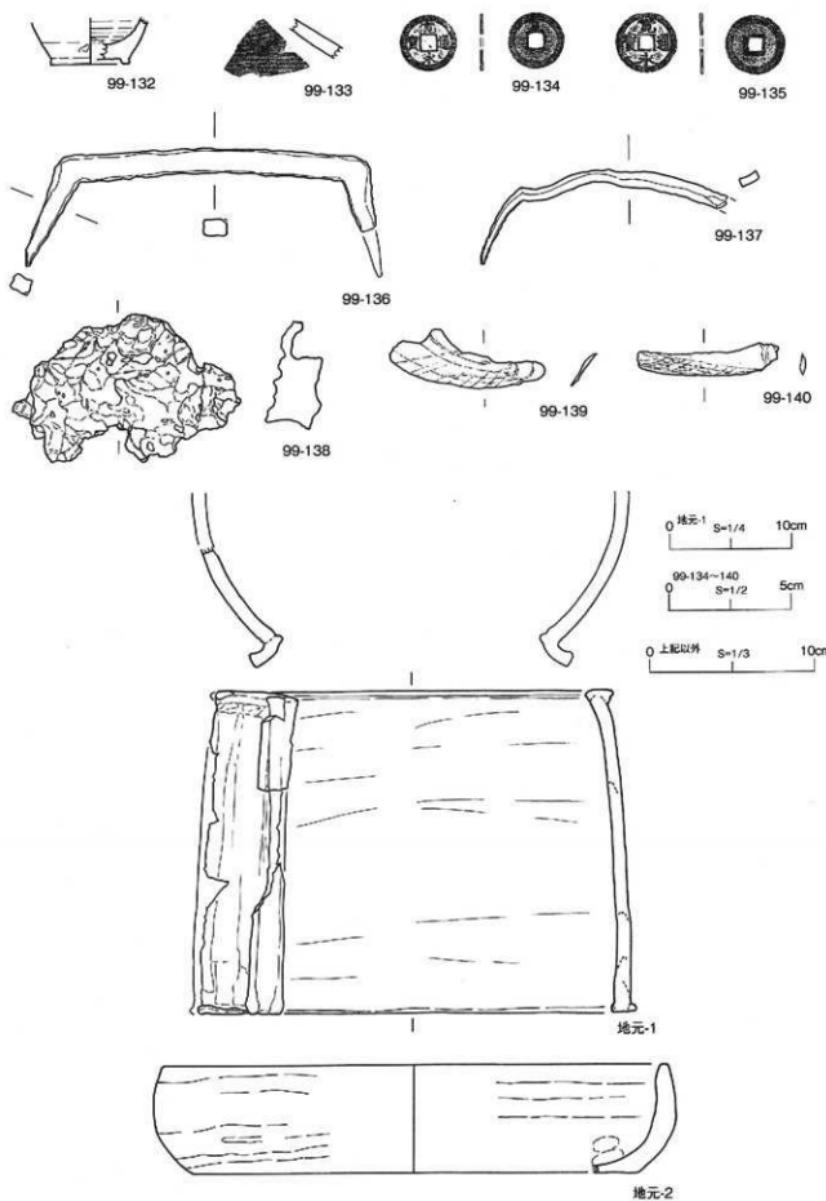
第42図 表探遺物(VI) (S=1/3)

第43図 表採遺物 (VII) ($S = 1/3$)

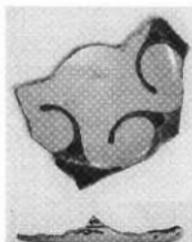
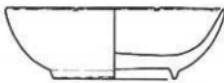
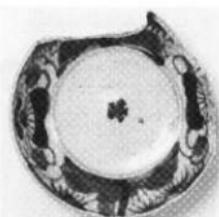
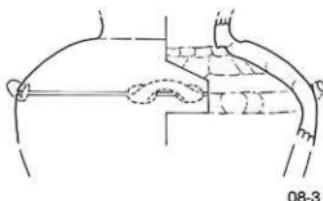
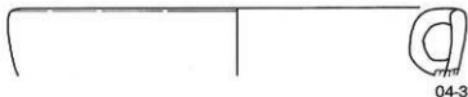
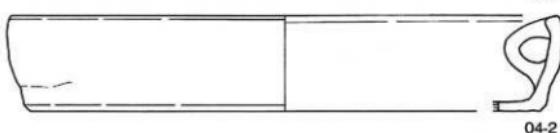
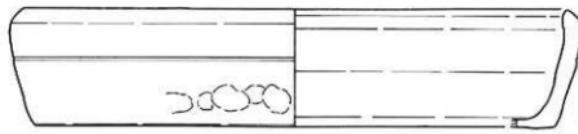


第44図 表探遺物(VII) (S=1/3)

第45図 表採遺物(IX) ($S=1/3$)



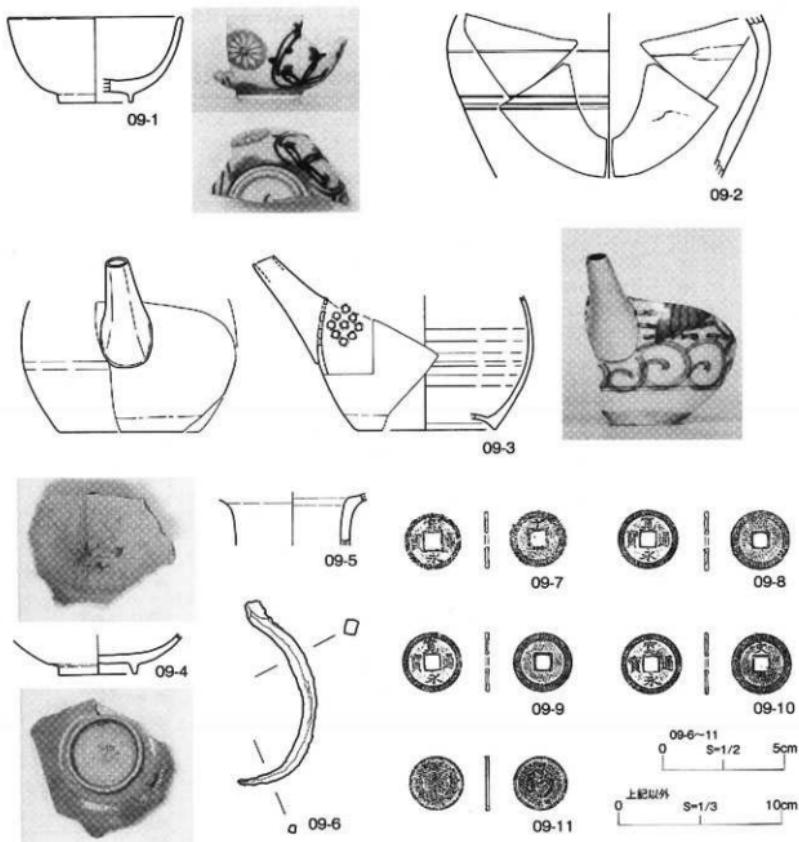
第46図 表採遺物(X)(S=1/2・1/3・1/4)



0 S=1/3 10cm



第47図 表探遺物(XI) (S=1/3)



第48図 表掲遺物(XII) ($S = 1/2 \cdot 1/3$)

第2表 東斜面部5号テラス出土遺物及び表採遺物等一覧表

報告番号	注記	詳細出土地点	種類1	種類2	部位	時期	产地	備考
第28回ST1-1	ST1-025	1号礫石建物跡	磁器	瓶	口縁部～底部	19c前～中	瀬・美	
第28回ST1-2	ST1-008	1号礫石建物跡	磁器	仏頭器	口縁部～底部	19c前～中？	瀬・美	ST1-8・35回一個体
第28回ST1-3	ST1-010	1号礫石建物跡	磁器	合子	口縁部～底部	18c	肥前	ST1-10・12・15回 鉄体、板熱、墨書き
第28回ST1-4	ST1-018	1号礫石建物跡	陶器	灯明皿	口縁部～底部	18c後～19c中	瀬・美	
第28回ST1-5	ST1-028	1号礫石建物跡	上	かわらけ	口縁部～底部	17c後～18c前	在地	
第28回ST1-6	ST1-016	1号礫石建物跡	陶器	灯明皿	口縁部～底部	18c後～19c中	瀬・美	
第28回ST1-7	ST1-036	1号礫石建物跡	陶器	灯明受皿	口縁部～底部	19c前～中	瀬・美	
第34回ST1-8	ST1-038	1号礫石建物跡	石	碁石				
第35回ST1-9	ST1-044	1号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第29回ST2-1	ST2-047	2号礫石建物跡	磁器	碗	底部	18c後～19c	肥前	筒形碗
第29回ST2-2	ST2-111	2号礫石建物跡	磁器	網飾利	口縁部	19c中～後	瀬・美	
第29回ST2-3	ST2-045	2号礫石建物跡	磁器	香炉・火入れ	底部	18c後～19c中	肥前	
第29回ST2-4	ST2-004	2号礫石建物跡	陶器	灯明受皿	口縁部～底部	18c中～後	瀬・美	
第29回ST2-5	ST2-073	2号礫石建物跡	陶器	灯明皿	口縁部～底部	18c中～後	瀬・美	
第29回ST2-6	ST2-067	2号礫石建物跡	陶器	灯明受皿	口縁部～底部	19c前～中	瀬・美	
第29回ST2-7	ST2-072	2号礫石建物跡	陶器	蓋物(笠)	底部	18c中～後	瀬・美	擂絵
第29回ST2-8	ST2-071	2号礫石建物跡	陶器	土瓶	胸部	18c後～19c前	?	
第29回ST2-9	ST2-068	2号礫石建物跡	陶器	香炉・火入れ	口縁部	18c後～19c前	瀬・美	
第29回ST2-10	ST2-095	2号礫石建物跡	土器	かわらけ	口縁部～底部	17c後～18c前	在地	
第30回ST2-11	ST2-093	2号礫石建物跡	土器	火鉢	口縁部～底部	18c後～19c前	在地	
第30回ST2-12	ST2-015	2号礫石建物跡	上器	七重五透・爐灰	口縁部～底部	18c後～19c前	在地	ST2-15・79・80・84・85回 個体
第35回ST2-13	ST2-038	2号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST2-14	ST2-124	2号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST2-15	ST2-016	2号礫石建物跡	火打ち金					
第35回ST2-16	ST2-025	2号礫石建物跡	鉄製品	火打ち金				
第35回ST2-17	ST2-021	2号礫石建物跡	鉄製品	鍛鍋				
第31回ST3-01	ST3-224	3号礫石建物跡	陶器	小碗	口縁部	18c後～19c中？	在地？	
第31回ST3-02	ST3-159	3号礫石建物跡	磁器	碗	口縁部	19c中	瀬・美	ST3-175・159回一個体
第31回ST3-03	ST3-068	3号礫石建物跡	磁器	碗	口縁部～底部	18c前～中	肥前	ST3-98・100・186回 一個体
第31回ST3-04	ST3-072	3号礫石建物跡	陶器	碗	口縁部～底部	18c中～後	瀬・美	
第31回ST3-05	ST3-176	3号礫石建物跡	陶器	碗	口縁部～底部	18c末～19c初	瀬・美	折枝梅花 ST3-176～ 179回 個体
第31回ST3-05	ST3-179	3号礫石建物跡	陶器	碗	口縁部～底部	18c末～19c初	瀬・美	折枝梅花 ST3-176～ 179回 個体
第31回ST3-06	ST3-011	3号礫石建物跡	磁器	碗	口縁部～底部	19c中	瀬・美	
第31回ST3-07	ST3-075	3号礫石建物跡	磁器	碗	口縁部～底部	19c中	瀬・美	
第32回ST3-08	ST3-074	3号礫石建物跡	磁器	碗(蓋)	口縁部～底部	19c中	肥前	
第32回ST3-09	ST3-015	3号礫石建物跡	磁器	楓(蓋)	口縁部～底部	19c中	肥前	
第32回ST3-10	ST3-156	3号礫石建物跡	磁器	碗(蓋)	口縁部～底部	19c中	肥前	ST3-156・221回一個体
第32回ST3-11	ST3-191	3号礫石建物跡	磁器	碗(蓋)	口縁部～底部	19c中	肥前	
第32回ST3-12	ST3-157	3号礫石建物跡	磁器	皿	底部	17c末	肥前	
第32回ST3-13	ST3-066	3号礫石建物跡	磁器	皿	口縁部～底部	19c前～中	肥前	ST3-66・67回一個体
第32回ST3-14	ST3-189	3号礫石建物跡	陶器	灯明皿	口縁部～底部	18c前～中	瀬・美	
第32回ST3-15	ST3-078	3号礫石建物跡	陶器	灯明皿	口縁部～底部	18c後～19c前	瀬・美	板熱 ST3-78・203回 一個体
第32回ST3-16	ST3-065	3号礫石建物跡	陶器	疎	口縁部～底部	18c後半	瀬・美	
第33回ST3-17	ST3-071	3号礫石建物跡	陶器	疎(蓋)	口縁部～底部	18c中	肥前	
第33回ST3-18	ST3-014	3号礫石建物跡	陶器	插鉢	口縁部	19c前～中	瀬・美	ST3-14・16・17・77・ 145・182回 個体
第33回ST3-19	ST3-092	3号礫石建物跡	陶器	疎	底部	18c末～19c前	瀬・美	ST3-92・97回 個体
第33回ST3-20	ST3-153	3号礫石建物跡	土器	かわらけ	口縁部～底部	17c	在地	
第33回ST3-21	ST3-023	3号礫石建物跡	土器	かわらけ	口縁部～底部	18c後～19c前	在地	
第33回ST3-22	ST3-069	3号礫石建物跡	瓦					
第33回ST3-23	ST3-190	3号礫石建物跡	瓦					
第34回ST3-24	ST3-043	3号礫石建物跡	不製品	瓦				
第34回ST3-25	ST3-070	3号礫石建物跡	石製品	瓦				
第34回ST3-26	ST3-146	3号礫石建物跡	石製品	瓦				
第34回ST3-27	ST3-216	3号礫石建物跡	石製品	瓦				
第34回ST3-28	ST3-094	3号礫石建物跡	石製品	瓦				
第34回ST3-29	ST3-202	3号礫石建物跡	石製品	瓦				
第34回ST3-30	ST3-217	3号礫石建物跡	石製品	瓦				
第34回ST3-31	ST3-062	3号礫石建物跡	古鐵	瓦				文久水寶

第8節 東斜面部5号テラス及びその周辺の出土遺物について

報告No.	社記	詳細出土地点	種類1	種類2	部位	時期	産地	備考
第34回ST3-22	ST3-135	3号礫石建物跡	古鉄	銅錢			熙寧元寶	
第34回ST3-33	ST3-215	3号礫石建物跡	古鉄	銅錢			寛永通寶	
第34回ST3-34	ST3-218	3号礫石建物跡	鉄製品	土能				
第35回ST3-35	ST3-200	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-36	ST3-199	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-37	ST3-020	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-38	ST3-132	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-39	ST3-133	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-40	ST3-021	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-41	ST3-129	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-42	ST3-136	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-43	ST3-089	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-44	ST3-154	3号礫石建物跡	鉄製品	釘?				
第35回ST3-45	ST3-117	3号礫石建物跡	鉄製品	釘				
第35回ST3-46	ST3-090	3号礫石建物跡	鉄製品	金打ち				
第35回ST3-47	ST3-087	3号礫石建物跡	鉄製品	火ばし				
第35回ST3-48	ST3-088	3号礫石建物跡	鉄製品	火ばし				
第36回ST3-49	ST3-091	3号礫石建物跡	鉄製品	不詳				
第36回ST3-50	ST3-037	3号礫石建物跡	鉄製品	不詳				
第36回ST3-51	ST3-068	3号礫石建物跡	鉄製品	煙管				
第36回ST3-52	ST3-173	3号礫石建物跡	鉄製品	掛け金具?				
第36回ST3-53	ST3-151	3号礫石建物跡	鉄製品	不詳				
第36回ST3-54	ST3-130	3号礫石建物跡	鉄製品	不詳				
第36回ST3-55	ST3-220	3号礫石建物跡	鉄製品	小片				
第37回99-001	99表探-075	磁器	中碗	口縁部～底部	18c前～中	肥前	くらわんか窯	
第37回99-002	99表探-008	東斜面5号テラス	磁器	小碗	口縁部～底部	19c前	海・火	堆反碗
第37回99-003	99表探-009	東斜面5号テラス	磁器	小碗	底部	19c前～中	海・火	堆反碗
第37回99-004	99表探-158	東斜面5号テラス	磁器	小碗	口縁部～底部	19c前～中	海・火	堆反碗・算木文
第37回99-005	99表探-013	磁器	小碗	口縁部～底部	19c中	海・火	堆反碗	
第37回99-006	99表探-163	磁器	小碗	口縁部～底部	19c前～中	海・火	堆反碗	
第37回99-007	99表探-010	東斜面5号テラス	磁器	小碗	口縁部～底部	19c前～中	海・火	堆反碗・毛彫り
第37回99-008	99表探-018	磁器	小碗	口縁部～底部	19c前～中	海・火	堆反碗・毛彫り	
第37回99-009	99表探-021	磁器	小碗	口縁部～底部	19c中	海・火	堆反碗	
第37回99-010	99表探-014	磁器	小碗?	口縁部	19c中	海・火	堆反碗	
第37回99-011	99表探-058	東斜面5号テラス	磁器	小碗	口縁部	18c後～19c初	肥前	海・火
第37回99-012	99表探-056	東斜面5号テラス	磁器	小碗	口縁部～底部	18c後～19c初	肥前	海・火
第37回99-013	99表探-070	東斜面5号テラス	磁器	中碗	口縁部～底部	18c前～中	肥前	くらわんか窯
第37回99-014	99表探-077	磁器	中碗	口縁部～底部	18c前～中	肥前	くらわんか窯	
第37回99-015	99表探-080	磁器	中碗	口縁部～底部	18c中～後	肥前	くらわんか窯	
第37回99-016	99表探-069	東斜面5号テラス	磁器	中碗	口縁部～底部	18c中～後	肥前	二重網目文
第37回99-017	99表探-076	磁器	中碗	底部	18c前～中	肥前	くらわんか窯・コンニャク印判	
第37回99-018	99表探-139	磁器	中碗	口縁部～底部	19c前～中	海・火	堆反碗	「道光年製」
第37回99-019	99表探-073	磁器	中碗	底部	19c前～中	肥前	堆反碗	
第37回99-020	99表探-157	磁器	中碗	口縁部～底部	19c前～中	海・火	堆反碗・燒綻	
第37回99-021	99表探-161	東斜面5号テラス	磁器	中碗	口縁部～底部	19c中	海・火	堆反碗
第37回99-022	99表探-056	東斜面5号テラス	磁器	小碗	脚部	19c前～中	海・火	堆反碗
第38回99-023	99表探-220	東斜面5号テラス	磁器	(蓋)	口縁部～底部	18c末～19c前	肥前	広東陶器
第38回99-024	99表探-222	東斜面5号テラス	磁器	中碗(蓋)	口縁部～底部	19c前	海・火	堆反碗
第38回99-025	99表探-218	東斜面5号テラス	磁器	中蓋	口縁部～底部	19c前～中	海・火	堆反碗・「道光年製」
第38回99-026	99表探-217	東斜面5号テラス	磁器	中蓋(蓋)	口縁部～底部	19c前～中	肥前	堆反碗
第38回99-027	99表探-219	—	磁器	中蓋(蓋)	口縁部～底部	19c前～中	肥前	堆反碗・印判
第38回99-028	99表探-002	—	磁器	盤?	口縁部～底部	17c末	肥前	櫻紋
第38回99-029	99表探-261	—	磁器	合子	口縁部～底部	19c中	海・火	
第38回99-030	99表探-193	—	磁器	小盤	口縁部～底部	17c末～18c初	肥前	圓溝
第38回99-031	99表探-196	東斜面5号テラス	磁器	五寸皿	口縁部～底部	19c前～中	肥前	地方窯の可能性有
第38回99-032	99表探-187	—	磁器	五寸皿	口縁部～底部	19c	海・火	蛇ノ目日型高台
第38回99-033	99表探-193	—	磁器	五寸皿	口縁部～底部	19c前～中	肥前?	地方窯の可能性有・蛇ノ目単型高台
第39回99-034	99表探-186	東斜面5号テラス	磁器	五寸皿	底部	19c前～中	肥前	
第39回99-035	99表探-192	東斜面5号テラス	磁器	中皿?	底部	19c前～中	肥前	蛇ノ目日型高台
第39回99-036	99表探-212	—	磁器	中皿	底部	17c末	肥前	圓溝・コンニャク印判
第39回99-037	99表探-214	東斜面5号テラス	磁器	中皿	底部	17c末	肥前	圓溝・コンニャク印判
第39回99-038	99表探-213	—	磁器	皿	口縁部～底部	17c末	肥前	圓溝・コンニャク印判

報告番号	井記	詳細出土地点	種類1	種類2	部位	時期	産地	備考
第39回99-039	99表探-211	—	磁器	中壺	口縁部～底部	17c末	肥前	墨焼・コンニャク印判
第40回99-040	99表探-004	東斜面5号テラス	磁器	小壺	底部	19c中	瀬・美	
第40回99-041	99表探-005	東斜面5号テラス	磁器	小壺	底部	19c中	瀬・美	江戸駄付
第40回99-042	99表探-042	東斜面5号テラス	磁器	小碗	口縁部～底部	19c前～中	肥前	
第40回99-043	99表探-006	東斜面5号テラス	磁器	小碗	底部	19c前～中	肥前	
第40回99-044	99表探-012	東斜面5号テラス	磁器	小碗	口縁部～底部	19c前～中	瀬・美	端反彌
第40回99-045	99表探-001	東斜面5号テラス	磁器	小碗	口縁部	19c中	瀬・美	江戸駄付
第40回99-046	99表探-012	—	磁器	小碗	口縁部～底部	19c中	瀬・美	端反彌
第40回99-047	99表探-003	東斜面4号テラス	磁器	小碗	底部	19c中～後?	瀬・美	小碗
第40回99-048	99表探-041	—	磁器	小碗	口縁部～底部	19c中	瀬・美	
第40回99-049	99表探-039	—	磁器	小碗	11縫部～底部	19c中	瀬・美	「寿」文木押打込み
第40回99-050	99表探-028	—	磁器	小碗	口縁部～底部	19c後	肥前	小丸碗
第40回99-051	99表探-032	—	磁器	小碗	口縁部～底部	18c後～19c初	肥前	小丸碗
第40回99-052	99表探-029	—	磁器	小碗	11縫部～底部	18c後～19c前	肥前	小丸碗
第40回99-053	99表探-040	—	磁器	小碗	口縁部	18c後～19c初	肥前	小丸碗
第40回99-054	99表探-037	—	磁器	小碗	口縁部～底部	19c前～中	瀬・美	添香碗・毛彫り
第40回99-055	99表探-035	—	磁器	小碗	11縫部～底部	19c前～中	瀬・美	湯呑碗
第41回99-056	99表探-061	—	磁器	小碗	口縁部～底部	18c後～19c初	肥前	筒形彌
第41回99-057	99表探-060	—	磁器	小碗	口縁部	18c後～19c初	肥前	筒形彌
第41回99-058	99表探-063	—	磁器	小碗	11縫部	18c後～19c初	肥前	筒形彌
第41回99-059	99表探-062	—	磁器	蓋物(蓋)	底部	18c後～19c初	肥前	地元製造No.37と接合 実袋やり直し
第41回99-060	99表探-106	—	磁器	中壺	口縁部～底部	19c前～中	肥前	
第41回99-061	99表探-109	—	磁器	中壺	口縁部～底部	19c前～中	肥前	端反彌
第41回99-062	99表探-105	—	磁器	中壺	底部	19c前～中	肥前	端反彌
第41回99-063	99表探-104	—	磁器	中壺	底部	19c前～中	肥前	端反彌
第41回99-064	99表探-163	—	磁器	中壺	口縁部	19c前～中	瀬・美	端反彌・壇溝輪
第41回99-065	99表探-177	—	磁器	中壺	11縫部	19c前～中	肥前	端反彌
第41回99-066	99表探-130	—	磁器	中壺	口縁部～底部	19c前～中	瀬・美	No.24と同・端反彌
第41回99-067	99表探-168	—	磁器	中壺	口縁部	19c前～中	肥前	端反彌・Na130と接合
第41回99-068	99表探-114	—	磁器	中壺	底部	18c後～19c初	肥前	小丸碗
第41回99-069	99表探-081	—	磁器	中壺	底部	18c中～後	肥前	小丸碗
第41回99-070	99表探-089	—	磁器	中壺	底部	19c前～中	瀬・美	鳥糞碗
第41回99-071	99表探-141	—	磁器	瓶	底部	18c?	肥前	二次の放熱
第42回99-072	99表探-164	—	磁器	中壺	口縁部～底部	19c	瀬・美	端反彌
第42回99-073	99表探-166	—	磁器	中壺	11縫部	19c中	瀬・美	端反彌
第42回99-074	99表探-087	—	磁器	中碗	底部	18c前～中	肥前	くらわんか碗・コンニャク印判
第42回99-075	99表探-101	—	磁器	中碗	底部	18c前～中	肥前	
第42回99-076	99表探-102	—	磁器	中碗	底部	18c?	肥前	
第42回99-077	99表探-082	—	磁器	中碗	底部	18c中～後	肥前	くらわんか碗
第42回99-078	99表探-091	—	磁器	中碗	底部	17c末	肥前	
第42回99-079	99表探-112	—	磁器	中碗	底部	18c中～後	肥前	
第42回99-080	99表探-115	—	磁器	中碗	底部	18c末～19c前	肥前	廣東碗
第42回99-081	99表探-127	—	磁器	中碗	脚部	清	中国	青花・釉裏紅
第42回99-082	99表探-169	—	磁器	猪口?	11縫部	19c?	瀬・美	
第42回99-083	99表探-251	—	磁器	小壺	口縁部	19c	肥前	
第42回99-084	99表探-190	—	磁器	小壺	11縫部～底部	18c前	肥前	
第42回99-085	99表探-198	—	磁器	小壺	口縁部～底部	19c	肥前	
第42回99-086	99表探-188	—	磁器	小壺	口縁部～底部	明末	中国	白磁
第42回99-087	99表探-262	—	磁器	紅豆	11縫部～底部	19c	肥前	
第42回99-088	99表探-230	—	磁器	蓋物(蓋)	先形	19c中～後	瀬・美	何の蓋か不明
第42回99-089	99表探-189	—	磁器	底部	底部	19c前～中	肥前	
第42回99-090	99表探-236	—	磁器	佛龕	底部	18c後～19c中	肥前	
第42回99-091	99表探-237	—	磁器	仏壇器	底部	19c前～中	瀬・美	
第42回99-092	99表探-247	—	磁器	猪口?	底部	17c末～18c前	肥前	
第42回99-093	99表探-200	—	磁器	瓶	底部	19c	瀬・美	No.240接合
第42回99-094	99表探-240	—	磁器	瓶	底部	19c	瀬・美	No.200と接合
第42回99-095	99表探-244	—	磁器	瓶	底部	19c中～後	肥前	
第42回99-096	99表探-250	—	磁器	小瓶	底部	19c中	肥前	
第42回99-097	99表探-239	—	磁器	小瓶	脚部	19c中	瀬・美	
第42回99-098	99表探-238	—	磁器	瓶	脚部	19c中	瀬・美	
第42回99-099	99表探-243	—	磁器	瓶	脚部	19c中～後	肥前	
第43回99-100	99表探-242	—	磁器	中壺	底部	18c中～後	肥前	99表探-242・281同 一側体
第43回99-101	99表探-248	—	磁器	中壺	脚部	18c中～後	肥前	99表探-242・281同 一側体の可能性有

第8節 東斜面部5号テラス及びその周辺の出土遺物について

報告番号	江記	詳細出土地点	種類1	種類2	部位	時期	産地	備考
第43回99-102	99表探-241	—	磁器	小瓶?	胴部	19c	肥前	始青草
第43回99-103	99表探-259	—	磁器	火入れ	口縁部～底部	18c後～19c前	肥前	No無し表探と接合実測やり直し
第43回99-104	99表探-260	—	磁器	火入れ	口縁部	19c	肥前	
第44回99-105	99表探-536	—	陶器	灯明皿	口縁部～底部	18c中～後	瀬・美	
第44回99-106	99表探-501	—	陶器	灯明受皿	11縦部～底部	18c前～19c中	瀬・美	
第44回99-107	99表探-500	—	陶器	灯明皿	口縁部～底部	18c後～19c中	瀬・美	
第44回99-108	99表探-499	—	陶器	灯明皿	口縁部	18c後～19c初	瀬・美	
第44回99-109	99表探-493	—	陶器	灯明受皿	11縦部～底部	18c後～19c中	瀬・美	
第44回99-110	99表探-495	—	陶器	灯明皿	口縁部～底部	18c後～19c中	瀬・美	
第44回99-111	99表探-497	—	陶器	灯明受皿	口縁部～底部	18c後～19c中	瀬・美	
第44回99-112	99表探-498	—	陶器	灯明受皿	口縁部～底部	19c前～中	瀬・美	
第44回99-113	99表探-496	—	陶器	灯明受皿	口縁部～底部	19c前～中	瀬・美	
第44回99-114	99表探-494	—	陶器	灯明受皿	口縁部	19c前～中	瀬・美	
第44回99-115	99表探-436	—	陶器	中碗	底部	16c前～中	瀬・美	
第44回99-116	99表探-437	—	陶器	中碗	底部	16c	瀬・美	
第44回99-117	99表探-510	—	陶器	楓木鉢	底部	18c後～19c中	?	地方窯か?
第44回99-118	99表探-492	—	陶器	楓木鉢	口縁部～底部	18c後～19c前		
第44回99-119	99表探-511	—	陶器	火鉢	底部	19c	瀬・美	地元調査 63・99表探-511同一個体
第44回99-120	99表探-513	—	陶器	火入れ	口縁部～底部	18c後～19c前	瀬・美	
第44回99-121	99表探-450	—	陶器	盃	11縦部～底部	18c後～19c前	瀬・美	
第45回99-122	99表探-722	—	土器	かわらけ	口縁部～底部	17c後～18c前	瀬・美	
第45回99-123	99表探-723	—	土器	かわらけ	口縁部～底部	17c後～18c前	瀬・美	
第45回99-125	99表探-716	東斜面5号テラス	上器	火鉢	11縦部～底部	近世		
第45回99-126	99表探-714	—	土器	火鉢	胴部～底部	近世		
第45回99-127	99表探-715	東斜面5号テラス	土器	七厘	口縁部～底部	近世		
第45回99-128	99表探-717	—	土器	七厘(さん)	口縁部～底部	近世		
第45回99-129	99表探-713	—	土器	鉢?	口縁部～胴部	近世		
第45回99-130	99表探-712	—	土器	焼造	口縁部	17c後～18c前		
第45回99-131	99表探-711	—	土器	焼造	口縁部～底部	18c		
第45回99-132	99表探-720	—	須恵器	壺	口縁部～底部	平安		
第46回99-133	99表探-721	—	須恵器	壺	胴部	平安		
第46回99-134	99表探-710	東斜面5号テラス	古鉢	網鉢				寛永通宝
第46回99-135	99表探-709	—	古鉢	網鉢				寛永通宝
第46回99-136	99表探-718	—	鉄製品	鉢				
第46回99-137	99表探-719	—	鉄製品	鉢?				
第46回99-138	99表探-708	—	鉄製品	鉢				
第46回99-139	99表探-707	—	貝殻					
第46回99-140	99表探-707	—	貝殻					
第46回地元-1	地元-76	上器	費カカマド	筒き口		近世		
第46回地元-2	地元-77	—	土器	焙烙	口縁部～底部	近世		
第47回04-001	04表探-204	東斜面5号テラス	土器	焙烙	胴部～底部	17c後～18c前		
第47回04-002	04表探-706	東斜面5号テラス	上器	造塙	口縁部～胴部	18c		
第47回04-003	04表探-705	東斜面5号テラス	土器	焙烙	口縁部～胴部	近世		
第47回08-001	08表探-1105	—	土器	かわらけ	口縁部～底部	17c後～18c前		
第47回08-002	08表探-1114	縫結社跡	瓦	瓦		近世		
第47回08-003	08表探-1112	東斜面5号テラス	陶器	-施回転巻?	肩部	12c末		
第47回08-004	08表探-1019	東斜面5号テラス	磁器	皿	口縁部～底部	18c中～後	肥前	
第47回08-005	08表探-1018	東斜面5号テラス	磁器	皿	胴部～底部	17c末	肥前	波紋
第48回09-001	09表探-2007	舟舟浦本地点	磁器	胸		17c末～18c前	肥前	
第48回09-002	09表探-2029	東斜面1号テラス	陶器	三筋壺	胴	12c?		
第48回09-003	09表探-2020	—	磁器	急須		明治	瀬・美	
第48回09-004	09表探-2008	舟舟浦本地点	陶器	碗	腰～高台	17c末	肥前	「中村金」刻印
第48回09-005	09表探-2030	東斜面1号テラス	須恵器	壺?	頸部	平安		
第48回09-006	09表探-2041	東斜面1号テラス	鉄製品	鉢?				
第48回09-007	09表探-2036	東斜面1号テラス	古鉢	網鉢				寛永通寶
第48回09-008	09表探-2037	東斜面1号テラス	古鉢	網鉢				寛永通寶
第48回09-009	09表探-2038	東斜面1号テラス	古鉢	網鉢				寛永通寶
第48回09-010	09表探-2039	東斜面1号テラス	古鉢	網鉢				寛永通寶 (文哉)
第48回09-011	09表探-2040	東斜面1号テラス	古鉢	網鉢				半錢銅鏡
第53回KD-001	KD-001	古鉢	網鉢					寛永通寶

第四章 建築物

奥宮の建築

【甲斐国志】によると、奥宮の建築について、「虚空蔵堂ト称スレドモ宮造り也」としている。「昔ハ大社ナリシガ天正壬午ノ兵災ニ罹リテ後祠宇旧ニ復スル事能ハズト云ヘリ」とあり、戦国期の兵火で荒廃したのち、再建されたことがうかがえる。虚空蔵堂の三扉の中は本地虚空蔵、右は国建大明神、左は山代王子権現を祀るとするが、現在は本殿内部に厨子は一字のみである。

記載のある建築は正殿、拝殿、蓋り屋、二王門、攝待屋、鐘樓堂、天神宮、稻荷ノ社、千体仏堂、不動堂、役ノ行者堂等、である。これらは甲斐国志編纂の文化十一年（一八一四）頃に存在していた。

【甲斐国寺記】（慶応四年＝一八六八）苗敷山別当宝生寺の由緒には、穗見神社として本殿、渡殿、拝殿ほか一六の建物と、各規模が記されている。【甲斐国志】との相違はこれらに渡殿、すなわち幣殿が記載されていることで、幣殿は両史料間の五十年に築かれたと推察することができるが、【国志】には記載されていないだけと考えることもできる。

本殿

本殿は身舎桁行三間、梁間二間の入母屋造である。

実長は桁行柱真々四・五三
m、梁間二・八九m、向拝柱真までは五・九〇mである。

身舎正面に梁間一間の床を低くした吹放ちを設け、



写真1 本殿外観

さらにその先に向拝を設ける。そのため縁は両側面にのみ付けられる。身舎柱は円柱、吹放ち前面柱および向拝柱は角柱である。

身舎の床は板張、天井は竿縁天井である。組物は拝宗様木鼻をつける三手先斗構で、出隅では鬼斗を用いた脛やかな構成となる。中備は外回りに裏股を置く。

身舎両側面の切目縁には刎高欄を備え、縁は四手先の持送りで支承し、脇障子を備える。

この社殿の特徴となるのは身舎前面に梁間一間の吹放ちを設けることである。吹放ちの両側面は引戸とする。一般の本殿では身舎正面の縁となる空間であるが、縁より幅をとり、身舎柱間一間分と同寸法としている。前面の角柱上には大斗の上に三斗を懸き、中備は幕股である。



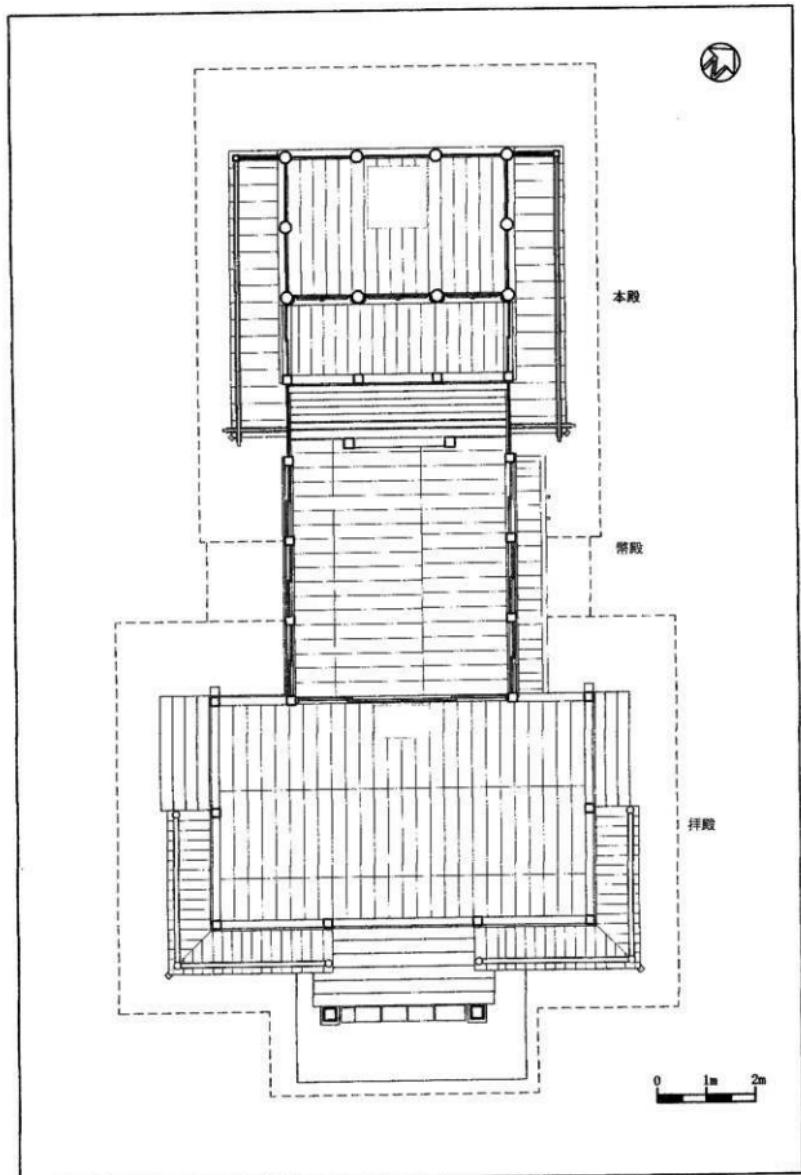
写真4 本殿と幣殿の取り合い



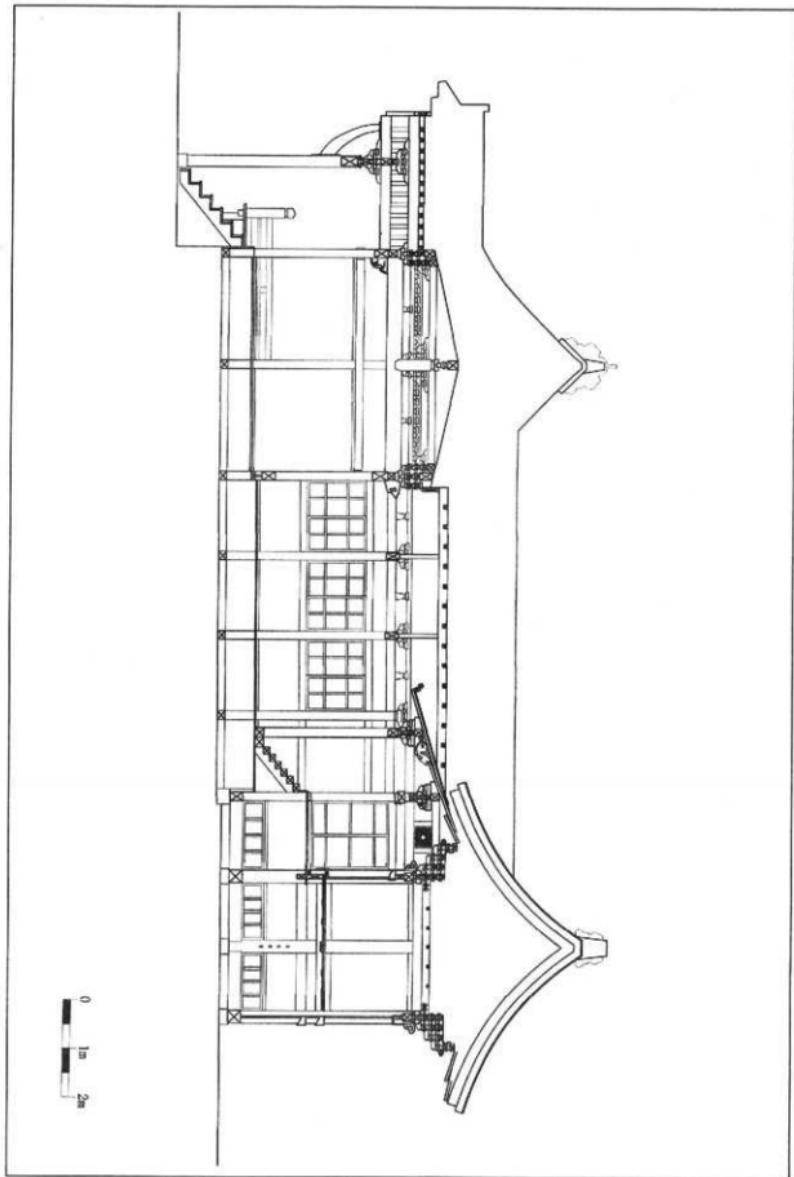
写真3 本殿の縁



写真2 本殿妻と組物



第1図 稲見神社奥宮平面図 S=1:100



第2図 穂見神社奥宮断面図 S-1100

向拝は、角柱上に大斗、側方連三斗、前後に三斗を重ねる。向拝柱は身舎から軸線に乗らず、身舎の中央間より広く配備する。この柱は特に新しいと思われる。

軒は二軒垂垂木で、身舎の飛檻垂木を吹放ち前面の角柱列上の軒で打越し、さらにその先に飛檻垂木を付ける。

妻は虹梁家又首で、棟木裏隠しに燕懸魚を付ける。

屋根は現在、金属板葺であるが、元来は柿葺である。幣殿・拝殿も一体の屋根として算かれている。

『甲斐国志』の記載では、「戸前二間流レ破風、組物三手先」とある。戸前とは正殿正面の吹放ちおよび向拝を指すのである。特徴として『国志』にも特記されており、現存造構と合致する内容である。また、『甲斐国守記』による二間半、二間一尺という寸法について、桁行は一致、梁間は吹放ちまでの規模をとると、この数値と整合する。

幣殿および拝殿

總見神社の幣殿、拝殿は本殿から接続した一体の建築である。いずれも面取り角柱の建築で、幣殿は桁行を本殿と同じくし、梁間は三間（実長桁行四、梁間四・五三寸）の建物である。

拝殿は桁行三間、梁間二間（実長桁行七・六三寸、梁間四・五九寸）である。

幣殿、拝殿ともに外廻りの組物を出組とし、中備は間斗束である。幣殿の内廻りでは柱上の肘木先に斗を置き、桁受けする。また柱間に虹梁を渡す。

拝殿はより華やかで、出組上の通し



写真5 币殿・拝殿の外観

肘木に五斗を戴せる。拝殿の架構はダイナミックで、幣殿と拝殿の境に太い梁を架け、正面の平柱二本から奥へ虹梁を各一度し、その太い梁に架ける。虹梁二本の中央に四角い断面の大瓶束を建て、その上に大斗と三斗を置いて棟木を支えている。

幣殿屋根は切妻造、拝殿屋根は入母屋造で、軒はいずれも二軒半垂垂木である。幣殿の天井は中央を竿縁天井とし、両側は化粧軒裏、拝殿はすべて化粧軒裏で垂木を顯しとする。拝殿の屋根の妻は虹梁大瓶束、猪目懸魚である。

拝殿には前面階段の両側にし字型に切目縁を廻らす。擬宝珠高欄を設けるが、縁は全体に新しい。

また、拝殿前面には一間の向拝を付ける。向拝破風は軒唐破風であり、輪垂木を配する。柱は几帳面取りの角柱で、上に皿斗付き大斗、柱肘木、実肘木を置く。

向拝中備は幕板である。虹梁と笈形付大瓶束で唐破風棟木を支撑しており、参拝の場を彩っている。

『甲斐国志』の記載では、「拝殿梁間三間桁行五間組物出組向拝唐破風」とある。



写真8 拝殿向拝柱



写真6 拝殿より幣殿を見る

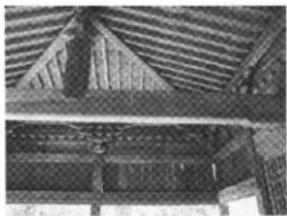


写真7 拝殿化粧軒裏

また、組物と向拝については現存遺構とまったく合致する。統いて『甲斐国寺記』による「渡殿四間二間二尺」「拝殿四間半三間」はスパンではなく実長を表し、これも現状に近い。

本殿・幣殿・拝殿の渦・若葉の彫刻、絵様は十八世前半と推定され、後述する墨書の元文元年（一七三六）と一致する。しかしながら、この墨書が後年の写しと考えられること、全体に新しい材が多く用いられていることから考慮するべき点がある。

棟札等史料による考察

棟札等史料を用いて奥宮の建築を考察する。

①元文元年（一七三六）部材墨書

元文元年甲辰年 本殿拝殿不残 新建立之、権大僧都法印俊栄並大工西郡筋山寺村秋山善右衛門光財

この材（写真9、第3図①）は本殿脇障子の障子板上に嵌め込まれる横架材である。四角い穴は脇障子用の柱が入り、上部は竹の節欄間になっていたと推察される。しかし材としては古いものではなく、近代の改築の材と考えられる。

この横架材の下面、障子板の入る溝に墨書きが書かれている。元文元年甲辰とされているが、元文元年は丙辰である。おそらく、旧材を解体した際に出てきた墨書きを写し取つて、脇障子を造り直したものであろう。横架材の上面には和釘と竹の筋欄間用の斜材の取り付いた痕跡が残る。

これは、おそらく後述する明治三十六年修理で造られた脇障子であり、それを昭和二十八年の修理で取り外したものである。現在も同形式の脇障子が設けられている。

本殿の渦・若葉 絵様は十八世紀前期の形であり、元文元年に建立されたものと考へて差し支えない。近代に入り、明治・

昭和と大修復を経て、現在の姿を残していると考えられる。

②延宝二年（一六七四）陰刻の祈持札（第3図②）

岩延宝二甲寅 甲陽巨麻郡

奉立願讀誦虚空藏經毫釐大願成就抽○林祈所而施主春沙門兌

仲秋吉祥日 山寺村居住

③弘化三年（一八四六）御殿修復棟札（写真10、第4図③）

弘化三年丙午歲 宝生寺 現住

釋密乘忍海

敬請

（梵字）御殿修復為時卯

巨摩郡河内下山住 達藤忠右工門 藤原 德菴（？）（花押）

平成二十一年の墨根替えて隠し、解体した材から発見された墨書きである。

③と④は「忍海」という人物名と同じことから、御殿すなわち本殿と同時に拝殿も修復したのではないかと推察できる。④はその際に入れた材であろう。弘化三年は『甲斐国志』と『甲斐国寺記』の間の時期にあたり、後者の建築記載は弘化修復後の姿を記録したものである。しかし、渡殿すなわち幣殿についての記録は棟札類において特に存在していないようである。

⑤明治三十六年（一九〇三）上棟棟札（写真11）

苗穂山 奉上棟

禮見神社

明治三十六年の社殿大修復を伝えるもので、里宮宝物館に同年の本社修繕工事の費用開連史料が五点所蔵されており、この年の修理を裏付ける。



写真9 元文元年墨書きの部材



写真10 弘化3年棟札



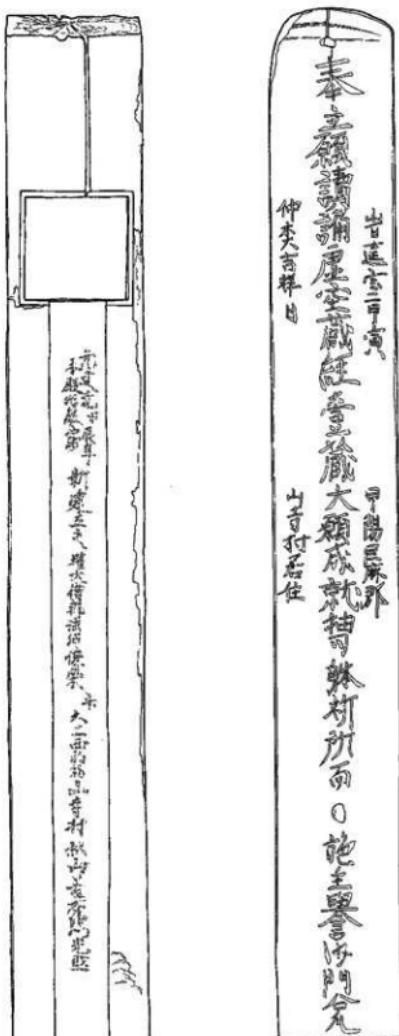
① 元文元年墨書の部材



0 20cm

第3図 棟札等実測図(Ⅰ)

- 75 -

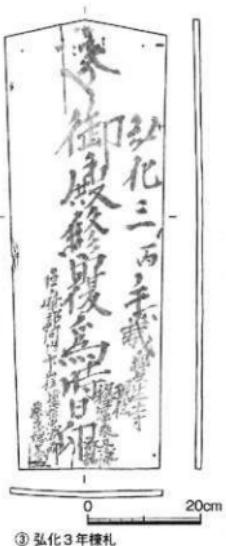


② 延宝2年折詰札

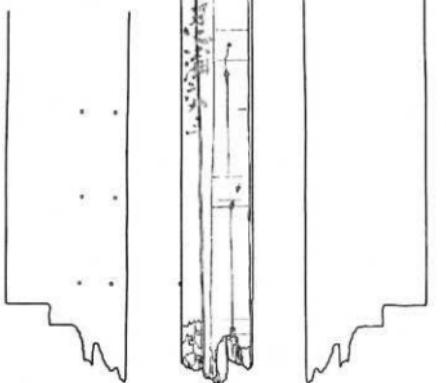




写真11 明治36年棟札



③ 弘化3年棟札



④ 年不詳墨書きの部材

第4図 棟札等実測図(II)

この棟札は本殿内部の椅子近くに置かれており、同型同大で記載の無い板も一点あつた。また、年不詳であるが「看(着)取り当番表も堂内にある。

正五年（一九一六）の奥宮修繕に関する四点がある。
 ⑥昭和二十八年（一九五三）修築並に神像建影に関する板書（写真12）
 本殿内部の壁面に貼られている木板で、戦後の平和回復と復古意識の高揚により、神社組織を法人化したこと、荒廃腐した社殿を修復するべく昭和二十八年に工事に着手したことを述べている。責任者以下継代氏子代表として建築委員一六名、大工以下各職延七三〇名が参加、同年十一月二十三日に大工事を完了とある。

現在の社殿の新部材はこの時に入れ替えたものであるが、基本的に旧形式を正確に踏襲したのである。なお、本殿向拝などは同時に新しい意匠とした。

と考えられる。里宮宝物館にも昭和二十八年から二十九年にかけて修復関連史料六点がある。

以上による奥宮本殿・幣殿・拝殿の建築は元文元年（一七三六）建立による社殿を基本とし、明治三十六年および昭和二十八年に大修復を施したものであると言える。修復によつてかなりの材が入れ替わったと推察できるが、十八世紀前半の彫刻、絵様の特徴を忠

（渡辺 洋子）



写真12 昭和28年板書

第五章 仏像

第一節 江戸時代末期から神仏分離後の状況

江戸時代末期に苗敷山に祀られていた仏像については、『甲斐国社記寺記』（以下「寺記」と略す。）宝生寺条に詳しく記される。同条に記される当山の仏像は次の通りである。

1 虚空蔵菩薩	木像	一体
2 明星天子	金仏	一体
3 不動明王	木像	一体
4 役之行者	木像	一体
5 千体仏	木像	千体
6 同中央大日	木像	一体
7 本尊不動明王	木像	一体
8 仁天 広日天 増長天	木像	二体
9 文殊菩薩騎士共	石像	三体

これらのうち、1 虚空蔵菩薩像は、当山の本地仏であり、『甲斐国志』宝生寺条によると、虚空蔵堂とも称される本殿の三層のうちの中央の間に祀られていた。三層の右は国建大明神、左は山代王子權現である。同条によれば本像は、國玉の能満寺・松尾の智光寺の虚空蔵菩薩像とともに甲斐国に伝わる福智能の三重空蔵とされ、行基和尚の一本三像の彫刻と伝えられていた。この三重空蔵のうち、甲府市・能満寺像は未調査で詳細は不明だが、笛吹市・智光寺像は現存する。後述するように、同像は、脚部裏の墨書きから、建長六年（一二五四）の造立が知られ

る全国にも類例がない四臂の虚空蔵菩薩坐像である。本像は現存しないが、明治二年、甘利十ヶ村が、市川御役所に提出した「建言書」に「仏法渡米已來、虚空蔵菩薩安置ニテ」とあるように、当山の信仰の中心となる尊像であった。

2 明星天子像は、後述するように、現在宝生寺の本寺である南アルプス市・法善寺の所蔵する銅造虚空蔵菩薩坐像がこれにあると考えられる。明星天子は、虚空蔵菩薩と強い関係があり、その化身または虚空蔵菩薩を本地とするとされており、当山にとっては1の本地仏に次ぐ重要な尊像であったと考えられる。

3 不動明王像については不明である。

4 役之行者像は、「寺記」同条に記す当山の堂宇のうちの役之行者社に祀られていたと思われる。

5と6の千体仏とその中央の大日如来像は、同じく「寺記」に記す当山の堂宇のうち千体仏堂に祀られていたと思われる。この千体仏について、先述の「建言書」や明治初年の「總坂造酒之助言上書」では、同じ真言宗の榎原村（現南アルプス市）長谷寺へ売り渡したとする。長谷寺は、平安時代制作の十一面觀音像を本尊とする古刹だが、その十一面觀音像を安置する觀音堂には、四百体にのぼる奉納仏が安置され、本堂には木造の大日如来像が安置される。大日如来像は江戸時代・奉納仏は、現代までの像も含まれるが、大部分は江戸時代の制作と考えられる。これらが当山の千体仏と大日如来にあたるとも考えられるが確証はない。

7 本尊不動明王像は、本尊であることから「寺記」に記す当山の堂宇のうちの不動堂に祀られていたと思われる。

8 二天像は、「寺記」に記す当山の堂宇のうち山門に安置されていたと考えられる。この二天像は「寺記」によれば、高さ一丈二尺（三田六〇センチ）であったといふ。通常、寺院の山門には仁王像を安置することが多く、二天像を安置する場合は少ない。県内で山門に二天像を安置する主な例としては、本寺の法善寺と忍野村・忍草浅間神社があげられる。いずれも木像で、法善寺像は像高約三田・忍草浅間神社は像高約二田四〇センチの半丈六像である。また、二天像を安置する場合

増長天を安置する例は少ない。法善寺の二天像は、持国天、多聞天で、当山の広目天、增長天の像高が台座を含めた高さとする、法善寺の二天像と像高も近く、合わせて四天王となり、当山と法善寺の関係の深さを示すようにも思われ、興味深い。

9文殊菩薩及び脇侍像は、石造で、境内の石像のうちのいずれかにあたるのでないかと思われるが不明である。

以上が、「寺記」と「甲斐國志」に記す当山の仏像である。両書には、当山の堂宇も記され、右にみたように、これらの像の安置されていた堂宇もほぼ推定できる。「甲斐國志」に記される本殿三扉のうち右の国建大明神、左の山代王子様現については「寺記」に記載がなく、この二神の像があつたかどうかはつきりしない。

「寺記」に記されるこうした当山の尊像の構成は、県内の密教寺院のそれとはほとんど変わらないが、宮臺の社殿に本尊を安置し、左右には二神を配し、施壇と称すなど神仏合体の実態は甚だしかった。そのため、明治初年の神仏分離に際しては、当山は大きな打撃を受け、当山の信仰そのものも消滅したのである。この神仏分離の際の状況について、先の「建言書」には、

(前略) 全ク神社ニシハ、虚空藏ハ出、其砌ニ速ニ焼却可仕之處、巨摩郡加賀美村法善寺工本地虛空藏安置爲致、又金仏毫末體虛空藏之本体トシ、猶又千体

仏同郡復原村長善寺工充渡シ、兩寺共虛空藏之札守差出シ、苗敷山ニテハ御神樂執行、右三ヶ所ニおいて去六月十三日大会式致シ (後略)

と記し、これも先述の「總坂造酒之助請上書」では、同様な状況を記した後、「前略」國中頑愚之男女、其外本末且正不許ヲしらす、是カ為ニ惑ヒ三ヶ所工參会仕右(有方)様(後略)

と記している。また、功刀吉彦氏は「苗敷山總見神社の研究」中に、古考の話として「残在物件を何駁かに別けて、馬の背で法善寺に運んだ」と記されるなど、当時の混乱した状況の中で、当山の仏像が四散していく様が窺われる。

これらの史料から、恐らく本地虛空藏菩薩像以下の主要な仏像は法善寺へ、千

体仏と中央の大日如来像は長谷寺へ運ばれたものと考えられる。「苗敷山總見神社の研究」によると、寺に關わる御蘇は全て解体され、この時処分を免れた三門も明治二十五年九月二十八日に破壊されたとあり、同門に安置されていた二天像もこの時破壊されたのだろう。これららのうち、法善寺に運ばれた仏像は、明治四年五月三日、同寺宝蔵の火災により、次節に述べる明星天子像以外のすべてが焼失した。

第二節 現存の仏像

(1) 銅造虚空藏菩薩坐像 (南アルプス市・法善寺蔵、巻頭図版4)

前節にみた「寺記」に記される2明星天子像にあたると考えられる。

前節にみたように、明治初年の神仏分離の際の状況を記す「建言書」と「總坂造酒之助請上書」では、金仏虚空藏菩薩像は、千体仏とともに復原村長谷寺へ充渡されたと述べており、この点について確認しておきたい。

まず長谷寺であるが、近年同寺の仏像の悉皆調査が行われたが、先述のように千体仏と大口如来像の可能性のある像はあつたものの、金仏虚空藏菩薩像にあたる像はなかった。一方、法善寺では、本像をもと苗敷山の御正体で、神仏分離により同寺へ移されたと交代々伝えてきている。また、本像が「寺記」に記されるように金仏で、後述するように、類例まれな明星天子像とみられる事からも、2明星天子にあたると考えてよいようと思われる。先述のように、神仏分離の混乱した状況の中で、長谷寺へ充られたとの風聞があったものの、実際には本寺である法善寺が、本地仏虚空藏菩薩像とこれを本地とする明星天子像を受け継ぐことになったと考えられる。「寺記」によれば、2明星天子像には厨子が付属しているとされるが、現在の本像の厨子、光背、台座は他の像のそれの転用である。本来の厨子や莊嚴を失い、像表面に火心中した後が残るのは、明治四年の法善寺宝蔵の火災によるためと思われる。

この焼失した房子には銘があり、「寺記」は次のように記す。

房子銘二日癸元文年中之節、御殿地行ニ付、裏通り山ヨリ掘出ス、依之書印ト有之

やや文意が通りにくいが、元文年間（一七二六—四）に御殿地に行つたところ

裏通り山より本像を掘り出したので書き記した、ということかと思われる。

【寺記】によれば、当山は享保三年（一七一八）と寛延三年（一七五〇）に、山上山下とも炎焼している。このうち、享保三年の火災後は、元文元年（一七三六）に社殿を再建している。この再建された本殿の材に記された墨書には「元文元甲辰年、本殿拜殿、不残新建立之（以下略）」とあり、享保の火災は山上伽藍を焼き尽くす程の大火灾があったとみられ、その復旧事業の際に旧殿地などから本像が出上したということなのかも知れない。

本像は、像高一六寸。頭部に高髷を結う菩薩像に通例の姿で、左手（左右は像にとっての左右をさす）は、やや上方に曲げて五個の宝珠を捧げ、右手は現在は上部が消失する持物を持ち、結跏趺坐する。

銅造で、表面は鍍金を施す。両腕以外は一度に铸造し、像内部を中空としないムクである。両腕は別に铸造し、両肩の柄で嵌め込む。丸彫りで背面も丁寧に成形する。背面肩下がりと腰中央に鏡板を取り付けるための枘を作り出し、像底にも台座に固定するための枘を作り出しており、鏡板を失つた御正体の本尊であることがわかる。制作は鎌倉時代、十三世紀後半とみられる。

御正体、或いは鏡板を失つた御正体の本尊は県内にも幾つか伝わる。鎌倉時代の鏡板を備えた作例としては、南アルプス市・總見寺の天福元年（一二二二）銘男神鏡像と本寺法善寺藏の正応三年（一二九〇）銘武田八幡宮本地仏の阿弥陀三尊菩薩がある。県内の御正体の本尊像の構造をみると、本体と台座を共錫として、半身のみとする例が多く、本像のように、丸彫りで両腕を別錫して嵌め込む本格的な構造の像は他にはない。また、表現も端正で洗練された趣があり、本像を調査された伊藤信二氏は、総体に都ぶりの整った作風」とされている。これらの場合や表現の特徴から、本像の作者は都の仏師ではないかと考えられる。

次に、本像が明星天子像とされる点についてみていい。本像の形状は、先述のように、菩薩形で左手は宝珠を捧げ、右手は膝上で持物を持つ形で、虚空蔵菩薩の姿であり、明星天子の本来の形とは全く異なる。

明星天子は、明星（金星）を神格化したもので、虚空蔵菩薩とは強い関係があり、其の化身とも。明星天子の本體が虚空蔵菩薩であるともされた。その姿は、図像集などによると、如来の相で、四本の腕を持ち、その左第一手には宝印を、同第二手には如意宝珠、その右第一手には宝鑑（鍵）を持ち、同第三手は施無畏印とし、龍に乗るとされる（第1図）。中世に遡る遺例としては、画像では、上部に円輪中の虚空蔵菩薩、下部にほほ先の図像通りの姿の明星天子を描く根津美術館本などがあるが、彫像としては、前節にみた中堅三虚空蔵の一つ智光寺像（写真1）が現存する唯一の例である。智光寺像は、木造で像高六五寸、脚部内の墨書に「奉造立供養」「星菩薩」と記され、四本の腕を持つことからも明星天子像であることが明らかである。持物は後補だが、左第一手は宝珠、同第二手は鍵、右第一手は宝塔とし、同第二手は与願印としている。

この智光寺像の形は、図像に示す明星天子の形とは大きく異なるが、もっとも大きな違いは菩薩形の像とする点である。虚空蔵菩薩のもつとも古い修法である求聞持法は、明星供とあわせて修されるとされるが、この求聞持法の本尊となる虚空蔵菩薩は、腕一本で、左手は蓮華上の宝珠を持ち、右手は与願印を結ぶ菩薩形の像または半跏像である。智光寺像の像内には、明星天子の真言と求聞持虚空蔵菩薩の真言が記されており、同像は、求聞持虚空蔵菩薩と明星天子を合せた姿として表されたのではないかと考えられる。

この智光寺像と比べると本像は腕が一本である点が異なる。持物は、左手は宝珠であるが、右手は確認できない。しかし、本像の右手を見ると、その下部に持物の下端の棒が表されている（写真2）。この棒は、通例の虚空蔵菩薩の持物である劍の下端とするにはやや長いようにも見え、むしろ智光寺像が左第二手に持つ劍の下端に近いように見える。明星天子の特徴的な持物である劍を持つことにより、本像は智光寺像よりもさらに簡略化した形で、明星天子を表したのではな

いかと考えられる。

持物の維は、別鋲か共鋲か確認できなかつたが、造立当初のものと思われ、本像は、鎌倉時代後半の当地の虚空蔵信仰の隆盛の中で、智光寺像などの新しい図

像の影響を受けて制作されたと考えられる。



写真1 智光寺・虚空蔵菩薩坐像



第1図 明星天子菩薩像〔大正武經圖像〕5)

(2)木造明星王形立像（巻頭図版2-3）
本像（写真3）は、近年まで当社奥宮本殿の右の間に安置されていた。現在は県立博物館に寄託される。本像は破損が甚だしいが、後述するように、右脇面はじめ腕や足などの各部が多く残されていることをみると、破損は経年のためではなく、神仏分離時の打ちこわしによるものではないかと思われる。また、この神仏分離の際に他の像と共に法善寺へ移されなかつたのは、破損が大きかつたためと考えられる。

次に安徳堂宇についてみていただきたい。前節にみた「寺記」記載の当山の仏像のリストをふり返つてみると、前節に述べたように、1から8の木造の各像はほぼその安置される堂社を推定できる。これに対し、3不動明王のみは、安徳堂宇が不明である。この不動明王は、当山の本地虚空蔵菩薩とその化身である明星天子に次いであげられているところをみると、当山にとつては両像について重要な尊像であつたとみられる。本像が明星王形である点、また鎌倉時代の制作と考えられることから、当山にとつて恐らく創建または中興以来の由緒をもつと考えられる。本像が近年まで本殿に祀られていたのも、本来本殿に祀られていたためではないかと考えられる。

像高は一二五二四。現状は、正面のほとんどと左脇面を失い、腕は本体を離れるが、右脇面や手、腕の多くは残つており、これらを総合して本像の形状を述べると次の通りである。

頭部が三つに腕が六本ある三面六臂の姿に表される。頭部は額の左右から炎髪を表し、天冠台を戴く（本面、右脇面）。三目、開口し、牙を上出させる（右脇面）。六臂は本体を離れる（現在本体につけられている腕は後補）ため、構成は不明である。各手首には蛇が巻きつく。腰を右に捻り、左足をやや左に開いて立つ。左



写真3 同・木造明王形立像



写真5 同・前膝

肩から余帛を掛け下半身には裙と腰布を着ける。天衣はつけない。

木造で割り造 三目とも玉眼を嵌入していたが、現在は消失する。

構造は、六臂と足先以外の頭体部すべてを一材から彫出し、各面部を割り放し

た後、全身を正中で割り放し内割りを施す。六臂は、各肩、肘、手首または肩、

肘で矧ぐ。腕は、手まで共彫りとした前膊が一本、手がつかない前膊が三本、上

膊が三本、拳を作り持物を握る形の手が二個残る。足先も矧ぐが左足先は残る。

かなり大きな材の節が、正面下半身中央と背面左腰にあるのは靈木を使用したた

めか。像内の内割りはやや荒く、左半身は材を厚めに彫り残すのに対し、右半身

はかなり薄く、大きく三カ所に穴があくのは、材が薄いためか。像表面は、現在

素地となるが、わずかに白土下地が残り、彩色像であったと思われる。

本像は、各面部や六臂が本体から離れるという痛ましい姿ながら、腰を右に捻り、左足をやや開いて立つ伸びやかな体態は、生気に満ち若々しい力に溌漫する。

胸前に掛ける条帛や下半身に着ける衣の表現も簡潔で、刻まれる衣文にも勢いがある。側面はやや抑揚に欠けるが充分な量感を示す。ほぼ全体が残る右脇面からある頬のふくらとした瑞々しい相貌が窺える。こうした表現や比較的単純な構造から、制作年代は、鎌倉時代、十三世紀前半とみられ、高い作行きから前項の明星天子像と同じく作者は中央の仏師と考えられる。

本像は、腕の形や持物などは不明だが、三面三目六臂の明王形である点から三

宝荒神ではないかと思われる。三宝荒神像の中世まで遡る作例はあまりないが、

室町時代の制作とされる鎌倉五山の一つ淨妙寺の荒神立像⁽³⁾や兵庫・伽耶院の三宝

荒神立像⁽⁴⁾はいずれも三面三目六臂の明王形である。

三宝荒神は、仏教正統の經典には登場せず、その成立も不明である。江戸時代には荒の神として信仰されたが、それ以前には異なる性格を持つていたようである。その一つは山神としての性格である。荒神とは本来、荒ぶる神の意味であるが、大阪府北部の山岳寺院である勝尾寺の縁起を記す寛元元年（一二四二）の「応

頂山勝尾寺古流記」には、同寺創建の宝龜三年（七七二）八面八臂の荒神の出現があつたと述べる。同寺本尊である平安時代初頭制作の薬師三尊像について考

察された安藤住香氏は、この荒神について、この地域の固有の山神であり、同寺のようないわゆる山寺の草創に際しては、こうした固有の神との融合が必須あつたとされる。⁽⁵⁾

山神としての荒神は、やがて修驗道と結びつき、三宝荒神は役行者が葛城山で

感得した神とされるようになる。その時期については不明だが、金峯山經塚出土

品のうちの平安後期から鎌倉時代とされる金剛冠金具殘闕には、三面三目八臂忿

怒形の荒神立像が線刻されており、この頃にはそうした伝承が成立していたもの

と思われる。なお、前述の室町時代の三宝荒神像を安置する兵庫の伽耶院は、播磨の本山派修驗の中心寺院である。

本像は、三宝荒神像とすれば非常に早い時期の作例であるが、県内には、これも現存作例としては全国でもっとも早い、鎌倉時代初頭の役行者像が笛吹市・円慶寺に伝えられており、同像との関係も興味深いところである。ただ、各手首に

蛇が巻き付く表現は後代の三宝荒神像ではなく、これは本來の山神としての性格を表すようにも思われる。

以上に、現存する当山の仏像一覧についてみた。両像は、制作年代がやや異なるとみられるが、ともに本格的な構造で、作行き高く中央作とみられる点が共通する。

鎌倉時代前半における当地方のもつとも大きな慈寺造仏は、一二〇八年から五六六年にかけての加賀美遠經の法善寺中興であった。『甲斐國志』法善寺条に引用される『仁治中日記』及び『毘沙門堂縁起』により、高野山から覚応上人を招き、多くの尊字や仏像を造立した同寺中興の様子がわかる。このうち、仁治元年（一二四〇）造立の毘沙門天像の作者として記される大仏師倍定賢は、都の仏師ではないかと思われ、中興全體でも都から仏師を招くことがあつたと思われる。

当山と法善寺、武田氏との関係は、天文十年（一二五四）の棲札までしか遡れないが、ある期間をおいた造仏に都の仏師を起用し得たことは、法善寺の造仏で活況を呈していた当地の状況と無関係とは思えない。また、願主は相応の人物であるとみられ、当山のある地域が武田家と深く関わっていたことからも、本二像又本地虚空菩薩像の造立、当山の創建または中興に武田氏が関与していた可能性は充分あると考えられよう。

註

- (1) 功力吉彦氏が一九九二年に著した「苗穂山櫛見神社の研究」では、苗穂市の蔵前院本尊である虚空菩薩坐像は当山の本地虚空菩薩像が移されたものとしている。
- (2) 『甲斐國志』蔵前院条に「本尊は虚空藏」とあるように、同寺は江戸時代にはすでに虚空菩薩像を本尊としている。この本尊像は江戸時代の制作で、同寺他の仏像とともに多くつりあり、造立当初から同寺の本尊であったと思われる。同寺は曹洞宗で、真言宗の宝生寺から仏像が移されることを考えにくく、『苗穂市誌』に苗穂山の本尊と同時に弘法大師が勧請したという伝承が載せられるように、当山の影響を受けての造立ではあつたかもしれないが、蔵前院本来の本尊であることをえ

(2) 高尾山德見神社文書四四一
られる。

(3) 高尾山德見神社文書五八二

(4) 山梨県 一〇〇四 「山梨県摸査調査報告書」 国中II (山梨県史資料叢書)

(5) 山梨県 二〇〇六 「山梨縣の文化財」 (文化財集中地区特別調査報告第22集)

(6) 鎌倉市教育委員会 一九九九 「鎌倉の文化財」 第一四集

(7) 大阪市立美術館 一九九九 「役行者と修驗道の世界」

(8) 安藤佳香 一九八五 「勝尾寺薬師三面像考」「仏教藝術」 一六三号 每日新聞社

(9) 註(7) 文獻

(鈴木麻里子)

第六章 石造物

第一節 奥宮から山門跡にかけての石造物

この範囲(第1図)には、さまざまな石造物が点在している。第2・3図に実測図、図版10・11に写真を示す。奥宮側から地図とともに、その状況を示したい。

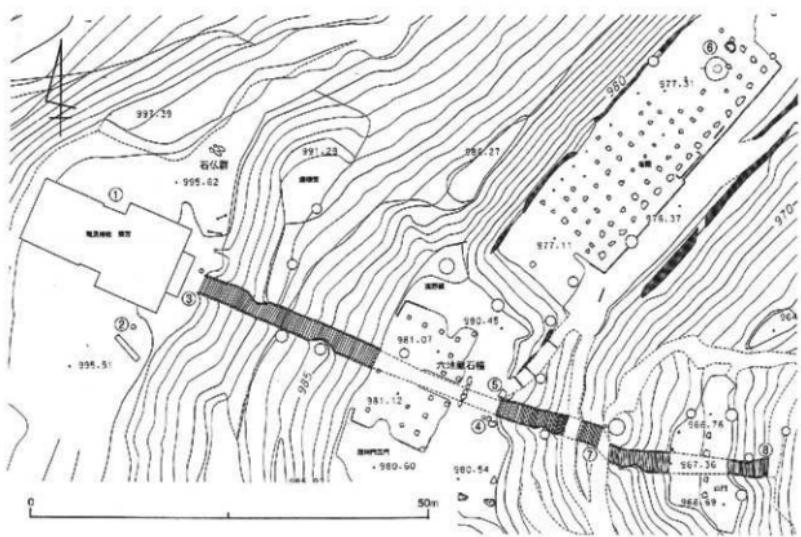
- ① 奥宮の北側に位置する。平面円形の不整形な基礎であり、上部には深さ一四cmの擂鉢状の柄穴が開けられている。石灯籠か石鐘の基礎であろうか。

- ② 奥宮の南側に立つ。上から笠・中台・竿・基礎の四部材からなるが、本来の組み合わせではない。笠は六角形であり、石鐘か石灯籠の笠であろう。中台も平面六角形で、各側面には沈線で一区ずつ棒が刻まれている。上面は笠がのるためどうようになっているかは不明であるが、底部は中央部に向けて若干傾んでいる。竿は四角柱で、正面には次の銘文が刻まれている。

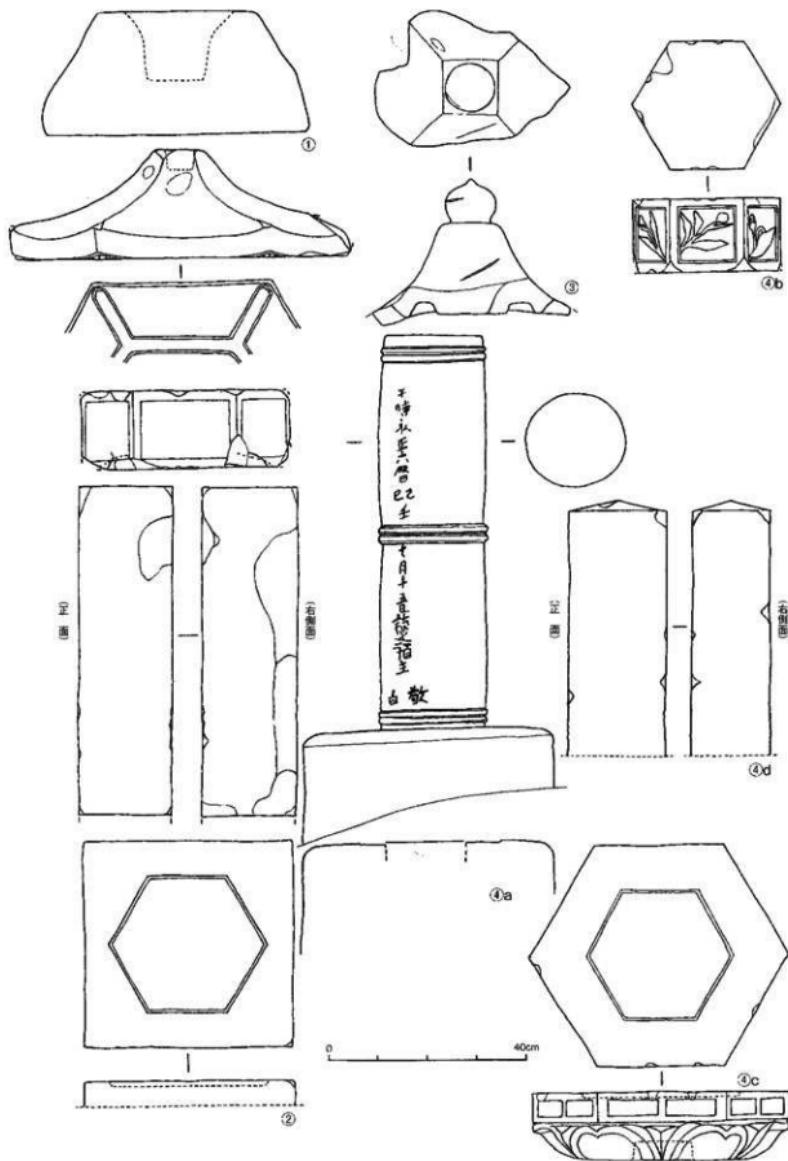
応安二酉卯月三日
種口妙口

銘文から下部が欠損していることがわかる。応安二年(一二六九)四月三日に、檜那の妙口によって造立されたと考えられる。当該地域で重制六地蔵石鐘が造られるのは十五世紀になってからであり、石鐘の場合六角柱はあるが四角柱はみられないため、これは石灯籠の竿であろうか。上面の状況は中台と重なっているため確認できない。基礎の平面は正方形で、上部に六角形の浅い掘り込みがみられる。

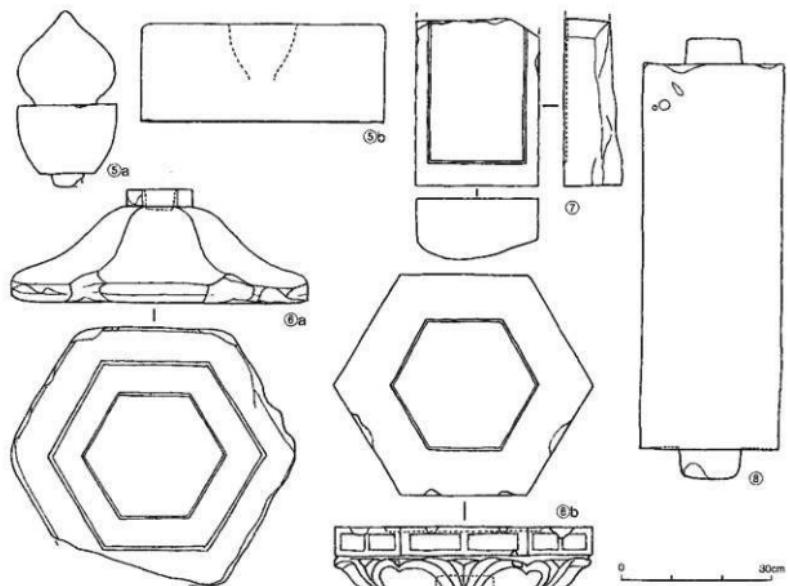
③ 拝殿前左側に所在する。宝珠が付いた石灯籠の竿とみられ、平面形は正方形と考えられるが、先端は悉く欠損している。底部には四ヶ所火袋の柱に入る窪みが造られている。



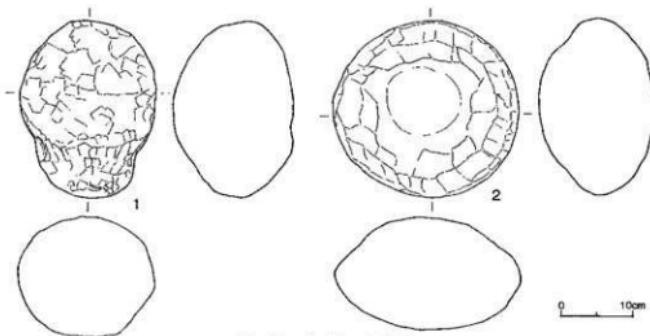
第1図 奥宮から山門跡にかけての石造物位置図



第2図 奥宮から山門跡にかけての石造物(I)



第3図 奥宮から山門跡にかけての石造物(II)



第4図 奥宮内の石造物

④ 隨神門跡正面左手に複数の石造物がみられる。aは石灯籠の竿と基礎で
あり、竿には次の銘文が刻まれている。

于時永正六年壬
七月十五日謹白
主

年
水正六年（一五〇九）閏七月十五日により造立されたと考えられるが、永正六
年の閏月は八月である。竿下部の柄と基礎上部の柄穴で連結しているとみら
れる。

この時期の石灯籠

は県内唯一であり、中台
以上を欠損していること

が惜しまれる。bは平面
六角形で、正面側となる
三側面には植物が浮き影
りされ、裏側となる三側

面には「宝永庚寅歳」
「九月吉日」と刻まれ
ている。宝永庚寅歳は宝
永七年（一七一〇）であ
る。cは平面六角形の中
台で、反花の上に二区画
で表現された高欄がの
る。上部には深さ一cmの
六角形の窪みがみられ、
底部には竿と連結させる
ための柄穴が穿たれてい
る。石灯籠が六地蔵石輪
の中台と考えられる。d
は角柱形の石造物で、正
面に「元禄三年」と刻

面に「元禄三年」と刻
された。eは平面六角形の
中台で、反花の上に二区画
で表現された高欄がの
る。上部には深さ一cmの
六角形の窪みがみられ、
底部には竿と連結させる
ための柄穴が穿たれてい
る。石灯籠が六地蔵石輪
の中台と考えられる。d
は角柱形の石造物で、正
面に「元禄三年」と刻

まれている。元禄三年（一六九〇）に造ったことを示す石標と考えられるが、何を造ったのか現状でははつきりしない。上から四一印より下側は荒削りとなつており、この部分は地中に埋められていたと考えられる。

⑤ 隨神門跡正面右手に位置する。aは近世の五輪塔の空風輪であり、南側上方の墓地から落ちてきた可能性もある。bは平面円形の石灯籠等の基礎であり、上面中央に直径一四cmの納穴が穿たれている。

⑥ 庵裡の北側に位置する。aは平面六角形の竿で、石灯籠か六地蔵石燈の竿と思われる。bは④cとほぼ同形の中台であり、aとセットであろうか。

⑦ 總門跡と隨神門跡の間の石段間に所在する。墓標のような形態で上部を欠損し、正面には次の銘文が刻まれている。

白是左江

為法界建之

塙前道

塙前（南アルプス市塙前）は、当地から二町ほど南へ下った御勅使川沿いの村である。

⑧ 總門手前の石段の登り口右側に位置する円柱形の石灯籠の竿であり、次の銘文が刻まれている。

吉田元禄四年辛未歲當村

奉造立石燈籠一基
九月吉祥日本願主
米山氏

堀内氏

西都吉田村施入人

名取一郎兵衛

秋山十郎左衛門

五味安兵衛

名取七郎衛門

名取十郎兵衛

為法界四人分馬村米山〔次左衛門

上条中割村
半十郎後家

米山長二郎

西都加賀美村深沢清左衛門
吉田村と加賀美村は現在、南アルプス市内である。

泉院であろうか。

②の応安二年（一三六九）銘の竿や、④aの永正六年（一五〇九）の石灯籠は、中世における当地での営みを具体的に示すものである。④dの元禄三年（一六九〇）の石標や⑧の元禄四年の石灯籠は、丁石の類が造られた時期とも重なっており、この時期に参道から奥宮にかけて再整備されたことを物語っているのであろう。

ここで奥宮内に保管されていた石造物についてもふれておきたい（第4図）。1.

2とともに加工されたあと磨かれたのであるか、表面はツルツルで、部分的に黒みが付いている。石材は河西学氏によると安山岩質（苦鉄質火成岩類）である。これらは「あげぼとけ」の可能性もあるが、何のために造られ、どのように用いられたのかはつきりしない。

（畠 大介）

第二節 奥宮周辺の石仏

一 石仏の位置

ここでとりあげる石仏は、奥宮周辺の二ヶ所に安置されている（第1図参照）。まず、かつて隨神門が建てられた場所で、奥宮に上がる最後の石段の踊り場の右脇に六地蔵石燈が、他の石造物を利用した台座に据えられている。また、この踊り場の左脇には、永正銘をもつ石灯籠の竿が台座に据えられている。

拝殿前の最後の石段を上がった拝殿右脇の杉の切り株の脇に手水鉢が据えられ、その後ろ側に五地蔵石幢^(一) 大日如来像をはじめとする諸菩薩像が安置されている。また、拝殿の左脇には、應安銘を持つ石灯籠の角形の竿が据えられている。なお、石段周辺などに、石幢の笠が幾つかみつけられるが、これらは五地蔵石幢の時期とそれ程矛盾するものではない。だが、それが五地蔵石幢に組み合うものなのか否か直ちに判断できない。

二 石仏の概要と年代

六地蔵石幢（第5図1）

安山岩製。幢の高さ四六・二cm、幅二五・三cm、像高一九・三cm、幅八・八cmを測る。

全体に破損・磨滅がひろがり、明確ではない部分が多い。笠（半球形）と龕と幢身との一体形式で、幢身の各面中程に龕が彫られ、中に地蔵像が陽刻される。龕の頂部に突出部はみられないが、アーチ状となつておらず、花頭窓を表したものであろう。底部は半壇し、やや大きな窟みがみられるが、この窟みが柄穴なのかも否か明確ではない。

地蔵の形態も大半が磨耗等で明瞭性を失くが、それぞれ持物や印が異なる像容とみられる。地蔵像は、頭部に対し体部が短く、少々寸詰まりのような形態をみせ、このため袖丈も短めのようである。着衣は、下半部に沈線で彫られた二列三段ほどの袈裟の格子文が辛うじて確認できる。脚部、爪先については、残存の良好な面でも痕跡が明瞭でなく、また、袖裾と台部との間隔がせまく、爪先のみが台部につけられたものか否か明確でない。

県内の六地蔵石幢の幢身部は、別造りの龕に、別造りの地蔵を彫った幢身が組み込まれる形態で推移してきたが、ある時期に新たな二つの形態が加わってく。そのうちの一つが幢身部の龕と幢身とが一体となつた形態である。永祿二年（一五五九）の紀年銘をもつ笛吹市一宮町塩田の長昌寺にある六地蔵石幢^(二) がそれで、本例の所産時期を探る手がかりとなるであろう。いま一つが、本例のような幢身部の龕と幢身それにこの上部に笠が一体となつて付く形態で、幢身部以下に

は中台、竿を備えていなかつたと考えられるものである。

地蔵像の年代は、先ずす結まりの像容からすれば、さほど遙るとは考えられず、他形式の六地蔵石幢に彫られた六地蔵像^(三) と比べても、新しい時期の要素として捉えられるところである。六地蔵石幢の地蔵像に格子状の袈裟を刻む例は、甲州市の応量寺の一例のみで、像容としてはやや堅い雰囲気をもつものである。他形式の石仏では、天文十六年（一五四七）銘の甲府城跡地蔵石仏（丸彫り）^(四) が確認できる最古のもので、このほか天正四年（一五七六）銘をもつ山梨市七日市場の阿弥陀三尊石仏（光背型）、永祿（一五五八）一五七〇）銘をもつ甲府市瑞泉寺の阿弥陀如來立像（丸彫り）、慶長（一五九六）一六一五）銘をもつ甲府市惣命院の二尊石仏（光背型）、過去缺などから慶長年間に推測できる甲府市一蓮寺の二尊石仏^(五) などがある。このように格子状の袈裟は、比較的新しい時期に登場するもののようにみられ、特に十六世紀後半代に集中する傾向が強く窺えるのである。

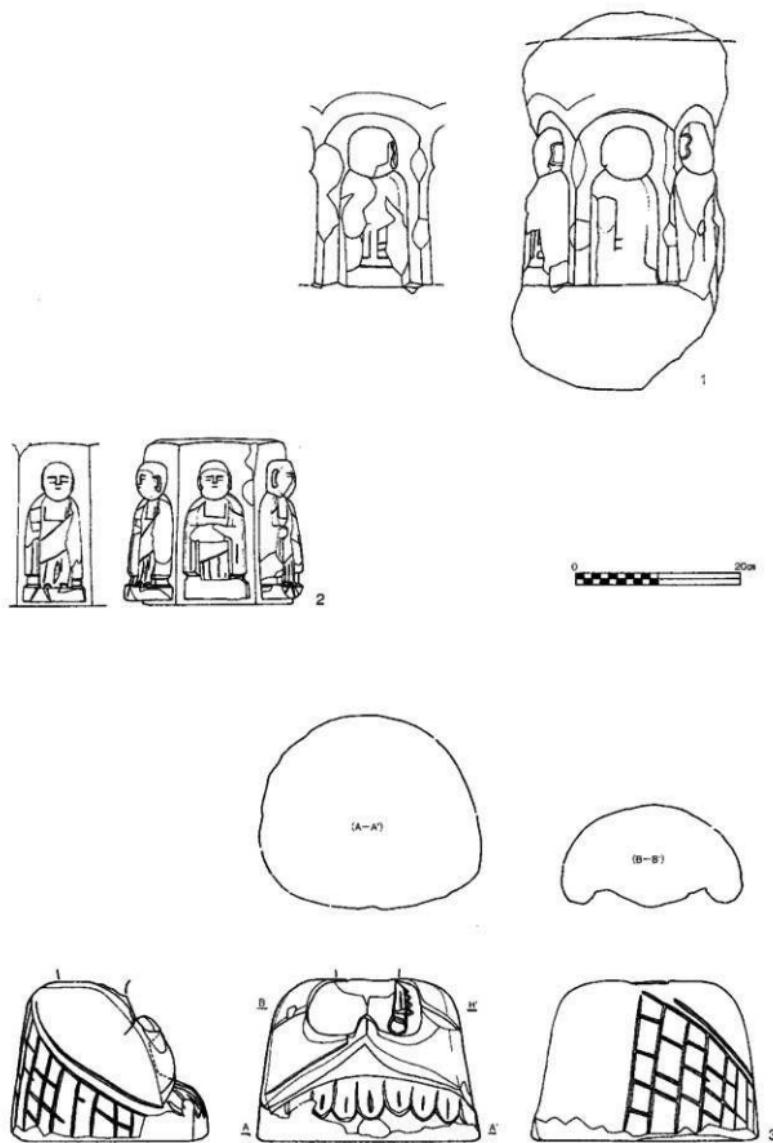
花頭窓については六地蔵石幢の初期より漸的にみられる形態で、花頭窓の有無により時期差が捉えられるようであるが、本例は頂部に突出部がみられないドーム状の形態をとり花頭窓の典型例とはいえず、下降した時期を示しているようと思われる。なお、花頭窓自体は若干の違いはみせるものの、正保年間から寛文年間あたりまでの長期間に渡り確認できる形態のようにも思われる。

六地蔵石幢の年代は、地蔵像が県内に見られる中世的要素の新しい時期の形態を留めていること、また袈裟の格子文が見られることなどから十六世紀後半代ころに造られたものと考えておきたい。なお、次の五地蔵石幢との時期差についてはどの程度なのか確定できないが、地蔵像の形態からすれば本例が先行する時期のものであることは間違いないところであろう。

五地蔵石幢（第5図2）

安山岩製。幢身の高さ二〇cm、上部幅一六・八cm、下部幅一八・一cm、像高一五六cm、像幅七・六cm、厚さ一八cmを測る。

上部が細く、下部が太い六角柱の小型の幢身に、表面を除く残り五面に持物や印の異なる地蔵が陽刻される。基本的には六地蔵石幢を踏襲するものといえよう。



第5図 六地蔵石幢(1)、五地蔵石幢(2)、地蔵菩薩坐像(3)

地蔵像にはさほど中世的要素は感じられない。地蔵像は頭部に対し体部が短く、

合わせて幅広がりのため肩平闊もみられ、載る台座も同様に高さのない横長のも

のとなっている。着衣各部の表現は、ほとんど沈線のみで表されており、凸帯、

段差での表現はみられない。袖形態は短く、内側は段差はあるものの、肩から腕

にかけてすんなり垂下し、袖筒に至るように行き渡る。第一の腕が、肩から

第二の腕に至る間を僅かに溝まし表現される。

袖に一条の沈線が垂下する。この沈線は、県内の中世六地蔵石幢の大半のものがその末端を袖筋に沿って湾曲するが、本例は裾に沿うことなくそのまま裾端部に達する。胸前にみられる袈裟は、二条の糸めの沈線で表される。

台座は沈継で、左右に「ハ」の字状の文様が彫られた石座で、像の幅広がりを承けて厚み（高さ）のない横長の幅広の形態をとる。

六地蔵石幢は、中世から近世にかけて県内に多数造立されたものであるが、その體身に彫られた像は六地蔵の彫られる例がほとんどであり、石幢といえば六地蔵石幢をさすものと捉えてよいほどである。しかし、本例は五地蔵の形態をとるもので、甲斐市竜王の七地蔵石幢と同様に県内唯一の例外ではと思われる希有な存在である。この五地蔵の形態は、修羅道を全く五道輪廻思想によるものではないかと考えられるのである。また「五」という数字は、後述の村山地蔵像にもみられるが、これは一軸（体）に同じ持物を五つ、残りの手に宝珠をもつものの、基本的には同一印相であり、五道輪廻思想とはやや違う「百觀音」のような「多數」信仰を示すものなのであらうか。

年代について、地蔵石仏を彫った體身が前例に比べ小型であること一目瞭然であり、また六角錐状の形態をとることが捉えられる。先ず六角錐状の形態をとる点から考えてみたい。県内の六地蔵石幢を縦に当たつたわけではなく、地中に埋め込まれたものであることが捉えられる。先ず六角錐状の形態をとる点から見てみると、六角錐状が常態であらうともその点を意識して観察したわけではないが、つねづね六角柱が常態であらうともいっている。本例は、これらとは違ひ僅かであるが六角錐状を呈している。同様な形態は蘿崎市伊藤達の六地蔵石幢（亨保銘、時期は不明だが南アルプス市桃園（旧柳形町）藏珠院前の六地蔵石幢の體身などにみられ、その像容の調法にも

沈線を多用するなど共通点が多い。明確な判断は下せないが、地蔵像の調法を合せ考へると六角錐状の體身が時期を分ける可能性もあり、時期的には中世末以降とみておきたい。

次に小型の点について触れてみたい。小型というより細身の六地蔵石幢の體身に至つて以

ては該当しないことは明らかであるが、體身は細身のものから次第に太くなり、やがて安定したある一定の大きさとなりその後へ引き締められてゆき、再び水様鉛をもつ山梨市西園寺および笛吹市一宮町塩田長昌寺の六地蔵石幢の體身に至つて以前に比べ再び小型の傾向となり、さらにその後のこととなるが再度太身のものへと変わって行く変遷を推測している。（勝沼古事記）（坂本勘解由直昌とその子孫が記述した天正三年（一五七五）から慶応元年（一八六五）までの記録）の慶長九年（一六〇四）条に、甲州市勝沼町の向原の辻に地蔵を立てたとみえ、文献上では慶長期に造立のあったことを窺えるもので、現在の桜姫地蔵であると地域で考えられている。この地蔵は六地蔵石幢で、體身は直徑三〇cmほどを測り、水様鉛の例に比べ極めて太身のものといえる。そこに彫られた地蔵像は、角張った厚さ一五cmほどの板に近い様で扁平な形態をみせ、像容の各部位は簡略化されてしまっている。この地蔵は六地蔵石幢で、體身は直徑三〇cmほどを測り、水様鉛の例に比べ極めて太身のものといえる。そこに彫られた地蔵像は、角張った厚さ一五cmほどの板に近い様で扁平な形態をみせ、像容の各部位は簡略化されてしまっている。從つてこれを慶长期間の形態とするにはやや躊躇する状況にあり、逆に江戸時代の元禄期前後の扁平な像容に通じるとみられることがから、詳細な検討はしていないが記されたものよりも新しい時期の可能性もある。さら

に江戸時代の寛文年間に造られたものに太身の體身が複数確認されており、これほどここまで遡れるのか具体的に断言できないが、これらから細身の體身の時期は、水様鉛から江戸時代の寛文期以前ころの中にあるのであらうか。

地蔵像には中世的要素はほとんど見られないものとしながら、胸前の調法が二条の沈線で表されるという特徴があり、中世末に類似するものがみられる。この二条の沈線で表された調法の初現は、北杜市須玉町の海岸寺の水正元年（一五〇四）銘の陽刻六地蔵板碑の地蔵像あたりにあると考えているが、こちらの下端は段差

で表されており見かけの類似ということになる。さらに新しい時期を想定している機並びの六地蔵石像の地蔵像の袈裟柄も同様な段差である。

この二条の袈裟形態は、江戸時代の寛永十四年（一六三七）の銘をもつ甲斐市牛勾道祖神場の石仏例にみられる。ここでは下端も沈線で彫られており、さらに平行線的に左肩あたりから右脇あたりに抜ける。このような二条線の形態は、正保期（一六四〇—一六四八）ころの時期までみられるようである。これらから本

石像の時期を慶長（一五九六—一六一五）期前後と考えておきたい。

地蔵菩薩坐像（第5図3）

安山石製。現存高一九・七cm、幅二七・一cm、厚さ二四・二cmを測る。

頭部を欠く。袈裟を偏袒右肩に着けた丸彫りで、合掌印を結び安坐する。背闊の襟は平坦な造りで、上方に突出しない。後造りではない。偏袒右肩の袈裟は段差で表現され、さらにこの中央辺りから横方向に徐々に湾曲しながら垂下して腕が表現される。そして胸前で合掌するが、この腕の内側は同様に段差状に彫られ、次第に内側に向かって窪んで行き、そして胸の中央で再び隆起、肥厚した曲線を描くよう彫られている。一方の腕の外側の袖裾も、脇から胸前に向かって段差などで彫られる。このため袖が三角形状を呈する。左の胸前には環状の袈裟吊りが段差、沈線で彫られ、その上方に帯状に伸び、またその外側に沿って沈線で三角形の文様がつづら折り状に上方に伸びる。安坐した胸部の袈裟は、中央が高まる曲線状の形態で、中央に短い沈線を垂下し、その縁を段差で表した下向きの花弁状の連續文を配する。背中は球形を呈し、左胸前から紙ものであろう左肩から右脇腹にかけ九条二—五段ほどの格子目が沈線で彫られている。

紀年銘はなく、時期を特定できないが、それでも時期を推定できる幾つかの要素がみられる。

袈裟の有無は、時期を決定する要素の一つとなるが、県内で格子状の袈裟が石仏にみられるのは、六地蔵石像（1）で述べたように、十六世紀前半に現れ後半で顕著に認められるところとなる。一方、江戸時代での存在はというと、ほとんど確認された例はない状況にある。ただ、江戸時代元和期の石仏の確認が皆

無いう状況であるが、紀年銘をもつ数例の寛永期の石仏には格子状の袈裟の表現はみられず、左肩から右脇腹へ垂下する二条の沈線で袈裟が彫られているといつた著しい違いがある。これからすれば、少なくとも寛永期以前という時期が考えられるものである。

安坐の形態は、中央で高まり両膝に向かい餘りに低まつていく曲線状に表現されており、かつ袖裾と脚部との間にごく僅かであるが空間が存在する形態である。

安坐の形態は天正年間までは袖部が膝頭を覆う形態が確認されている。その後、前述したような格子状の袈裟の顯著な時期に新たな安坐形態が確認できる。それは本例のように中央が高まる曲線状の形態と、ほぼ平らな形態の二つであるが、これらはいずれも袖裾と脚部との間に一定の空間を存在させることの形態である。江戸時代寛永期の坐像は県内で確認されていないので明確な判断は下せないが、その後の江戸時代全般の安坐形態は空間を持たず袖裾が膝頭を覆うものようである。

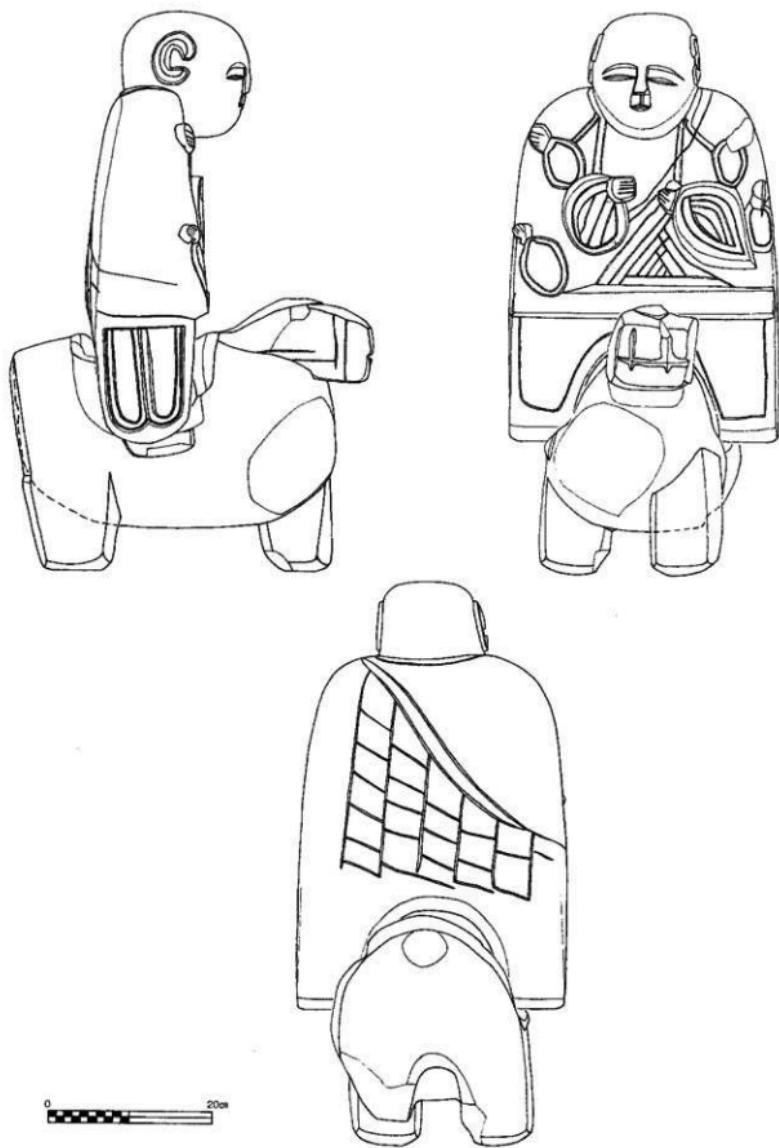
今ひとつ、垂下して合掌する腕の形態も石仏の時期を示す要素といえよう。前述の寛永期の石仏の腕から合掌する手までの形態をみると、腕の内側が緩やかに垂んで胸の中央へと向かう形態のものが顯著な状況にある。本例もこの状況に極めて近い形態といえるものである。

これらから、特に格子状の袈裟と袖裾と脚部との間に空間をもつ安坐形態、湾曲する腕形態そして中世的形態の消失している点などを勘案すると、江戸時代初期の慶長期（元和期）（一六一五—一六二四）あたりの石仏と捉えてよいのではないだろうか。

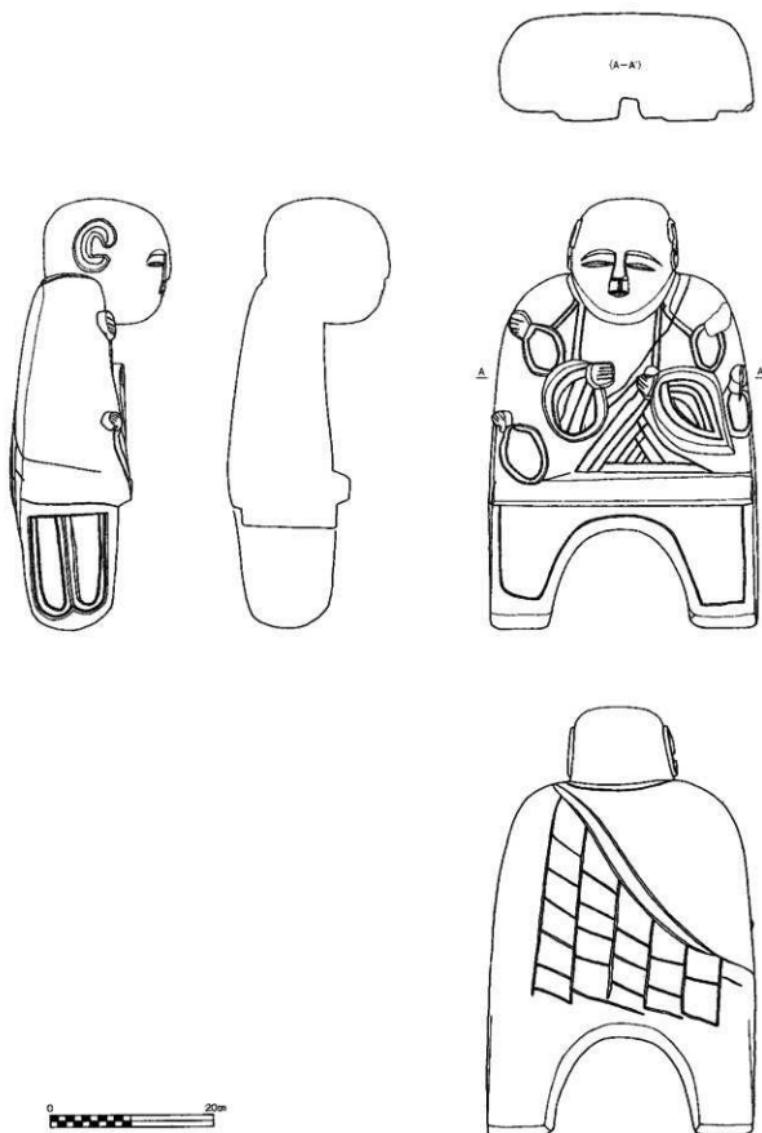
將軍地蔵像（第6—8図）

安山岩製。騎乗する形態から將軍地蔵と考えたが、後述のように虚空菩薩像

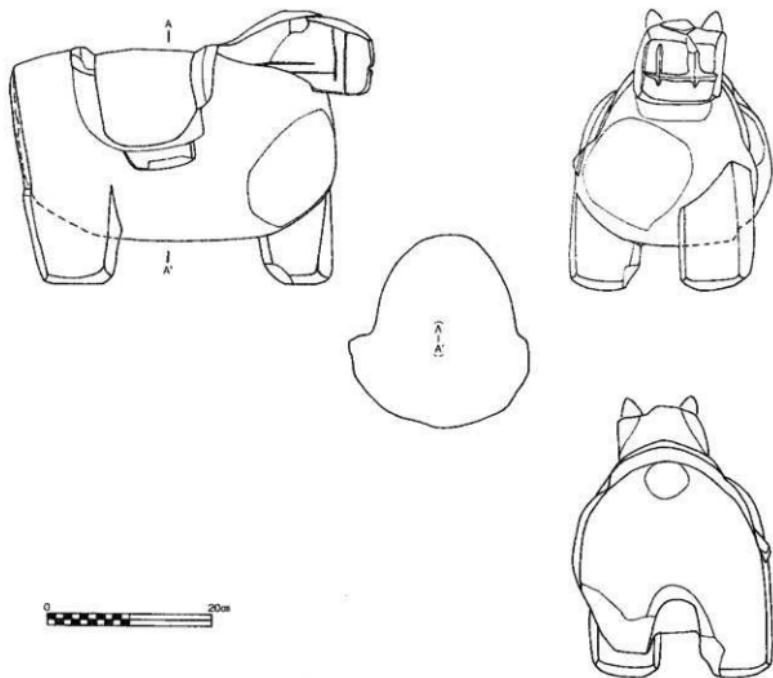
とするのが解釈が通るようである。騎乗形態で高さ六九・二cmを測るが、個別実測後の組合せより求めた数値で多少の前後がある。このうち地蔵像は高さ五三・一cm、幅三三・一cm、厚さ一五・一cm、馬像は高さ三三・七cm、幅二四・三cm、長さ四・八cmをそれぞれ測る。



第6図 将軍地蔵像(I)



第7図 将軍地蔵像(Ⅱ)



第8図 将軍地蔵像(III)

地蔵像は、基本的には偏袒右肩の丸彫り立像である。像容は、右手が三本、左手が一本の合計六臂（内容的には五臂か）、騎乗形態から下部左右に広がった脚部をもつという特異な形態をみせる。また、造りは概して扁平で、仕上げは丁寧にされている。

頭部は円頂で、顎はやや下唇形態をとる。そして眉毛、鼻が段差、目、口が沈線で表される。左右の肩に袈裟、胸前に襟部が凸帯で彫られ、左襟部からは衣紋であろうか、三角形状の沈線が交互に数条彫られる。また左肩から右手の袖部に衣紋と同様な角度で左肩から沈線が彫られて、さらに左半先から右手袖部にも同様な沈線が彫られ、二条縞状の形態をみせる。左右の襟の下に手と円弧状の袖部が段差で彫られる。右手は鎧杖などを握ったのであろうか小孔が穿たれ、左手は宝珠を戴せる形態である。さらに右手側の上下には小孔を穿った手と、段差と沈線で表された袖部が彫られる。左手側の上下にも段差と沈線とで表された袖部が彫られているが、左手についてはどんな持物をもっていたのか破損しており確認できない。しかし、そのうちの一つには穿孔かと考えられる痕跡がみられ、右手側同様な形態をもみせる。左手が右手と同様とすれば五臂が同様な持物を握り、一臂が宝珠を戴せた形態となり、五地蔵を簡略的に表したものともみられるが、鎧杖は右手が基本とみてるので断定はできない。同一とすれば「多數 信仰となろう。上半身の下端に繞つた横位の太い凸帯を経て脚部となる。この脚部は騎乗するため内側をアーチ型にし、縁に沿って一条の沈線が繞る。また、脚部側面にも二条の沈線による下向きの花弁状の連弧文が彫られる。

背中には左肩から右脇腹に沈線により六条一（六段）の格子文が彫られ、一部が側面まで延びる。

馬像は、地蔵像に比べやや粗い仕上げのようにならへられ、目、耳、右前足・左後足、尾などを欠損している。鼻と口が太い沈線で、側

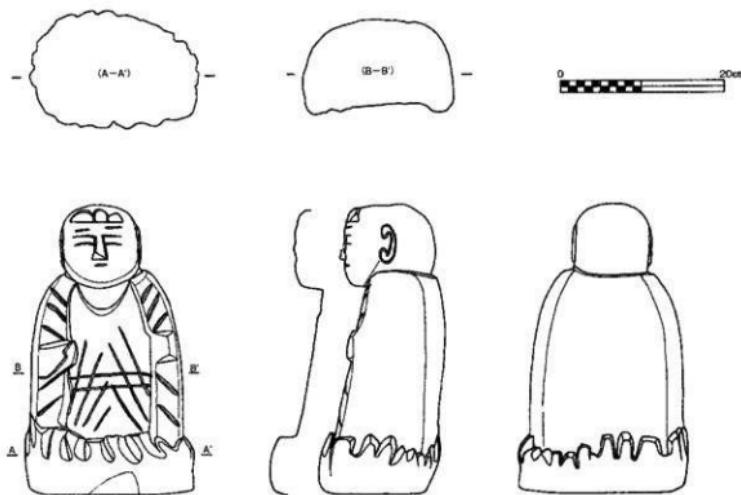
面に轍と引手とが細い沈線で彫られる。軸の前輪と後輪それに障泥の下に鍾が凸
形で彫られる。やや太めに造られ、牛の想定もできるが鍾と共に鍾がみられるこ
とから、牛ではなく馬であろう。

本像は、他に例のない一見奇抜な形態をみせるもので、尊名は何なのであろう
か。円頂形態から地蔵菩薩、さらに馬に騎乗することから將軍地蔵と考え、多臂
については、県内において五地蔵の存在が前述の五地蔵石碑で確認されているほ
か、江戸時代に入つても若干ではあるが知られることから、この五地蔵を一體的
にしたのが五臂の地蔵像とし、これらを合わせて將軍地蔵と考えた所以である。
だが、県内でもみられる將軍地蔵は、本例の他に江戸時代と考えられる鍾を纏つた
例が、南アルプス市桃園(旧柳町)成珠院前で確認できるに程度に過ぎず、これ
は一臂の形態をとるものである。木造仏を含め、多臂の將軍地蔵例は県内外を含
めてほとんど無く、通常形の地蔵像を將軍地蔵と呼んでいるのがほとんどである。
密教に深い関わりを持つ菩薩に虚空藏菩薩があるが、その中に金剛界五仏の変
化仏として五大虚空藏菩薩がある。⁽⁶⁾ 左右の違いはあるが、いずれの手にも劍を持
つ。また、その中の一つに馬に騎乗する例がある。本石仏が將軍地蔵でないと
すれば、五大虚空藏菩薩を一体的に表したものとの可能性も高いものと考えている。
紀年銘がなく、正確な時期を特定できない。しかしそれでも丁寧な仕上げであ
ること、左肩から右脇腹あたりに抜ける袈裟形態、特に背の格子文は前述の地蔵
像に極めて類似していることから、江戸時代寛永期から正保期ころの時期を窺え
そうである。

修驗者坐像(第9図)

安山岩製。高さ三五・八四、幅二〇・七〇、厚さ一九・七四を測る。

安坐形態の菩薩形である。形態は、地蔵像に見られる形態はあまりみられず、
特異な形態をとる部分が多い。先ず頭部では、冠ならぬ頭巾であろうか三連に繋
がる半球形形状の彫りものがみられ、眉毛、目、口が沈線で、鼻が段差で彫られる
が、眉毛の上部にはさらに一条の沈線が彫られ、頭巾とあわせこれらは地蔵像な
どにはみられない特異なものといえる。襟は段差で表され、続く胸前には袈裟ら



第9図 修驗者像

しき彫りは全くみられず、胸前から左右斜め下方に沈線が三から四条、腹部あたりに横位に二条の沈線が彫られている。左右の胸も特異な形態で、段差で彫られた右手には持物がみられず、特に左手は断面三角形の形態で表したものと考えられる。左右の袖部は肩から裾あたりまで内側が段差で彫られる体造りで、中に上部と下部とで方向を異にした沈線が彫られる。脚部正面には裾縫と考えられる

極太の沈線が多数彫られ、これに続く横腹から背にかけては逆に段差で彫られた花卉状の連續文となる。腹部の横位の二条線は袴の腰紐などを表しているかのようである。なお、背側の襟は平坦な造りだが、段造りではない。

当初は頭部の円頂形態から地蔵像と考えていた。しかし、袈裟や持物が全くみられず、頭部に彫られた頬毛、眉毛の上部の沈線、腹部の横位の二条線を袴や着物の腰紐（帯）などとみれば、地蔵像と比べあまりにも特異とみられる部位が多く、地蔵像とするより修驗像とするのが年も適当であろうと考えるに至った。

紀元銘はみられないが、脚部正面と横腹から背にかけてみられる花卉状の連續文は、前述の地蔵菩薩像の如しとも見ることもでき、さほど時間的に経過しない時期が想定され、さらに腰部の形態が段差であることは、同様に江戸時代寛永期に近い時期とみることができる。

なお、本例を修驗者像としたが、修驗者像とすれば境内において希有の存在といえるものであろう。

大日如来坐像（第10図）

安山岩製。高さ五三・四cm、幅四一・四cm、厚さ二六・三cmを測る。

欠損部のほとんどみられない完形で、胸前で智拳印を結び安坐する。頭部に螺髻はみられないが肉髻とみられる一段尖った部分がみられ、素文の天冠台に花卉状の突起をもつ宝冠を戴き、額には白毫をつける。眉毛、鼻、波状の口を段差で、目を沈線で彫る。また法輪線が窪みで表される。耳は済巻き状であるが、恐らく垂髪と耳を一体としたみずら状に表現したものであろう。三道はみられない。着衣には珍しく袈裟を纏ったときの両肩に偏袒右肩などの形態がみられない。左右の耳の下から袈裟が襟状に凸昂で、さらに左肩からは段差で彫られた幅広な袈裟

が右脇腹に向かつてU字状に垂下する。腕に絡めた袈裟は筒状袖部を形成し、段差一部沈線で彫られる。膝を覆う裳、裙は、裾が沈線で彫られる。後ろ襟部は段で表されるが、上面は突出せず平坦な仕上げとなる。右肩から背にかかつた袈裟は、中央に三段、その左右から垂れさがるよう三・四段の縫が段差で表される。

紀年銘がみられず、明確な時期は下せない。類例をあたってみると、先ず古くは大永七年（五二二）をもつ甲州市塙山の延命院の毘盧舍那佛¹が知られるが、これは中世の形態（後半）の典型例とするものである。その後のものは江戸時代にならなければ確認できないが、その数量もさほど多いものではなく、また県内にみられる大日如来像は、江戸時代の紀年銘をもつものが目につき、無銘のものもその形態などからしておおよそ江戸時代以降のものと考えられる。

本県の中世仏の形態は、先ほどの毘盧舍那佛をはじめ地蔵菩薩、阿弥陀如来、薬師如来などに共通することが既に確認されている。觀音菩薩像についても慶長期と考えられる甲府市一蓮寺の二尊石仏の阿弥陀如来立像と觀音立像が同様な中世的形態をとっていることから、中世末の大日如来像についても中世的形態をとっていたことが推測でき、この観点に立てば本例が中世的形態をほとんど留めていないことから、中世の時期まで遡ることはありえないこととなる。

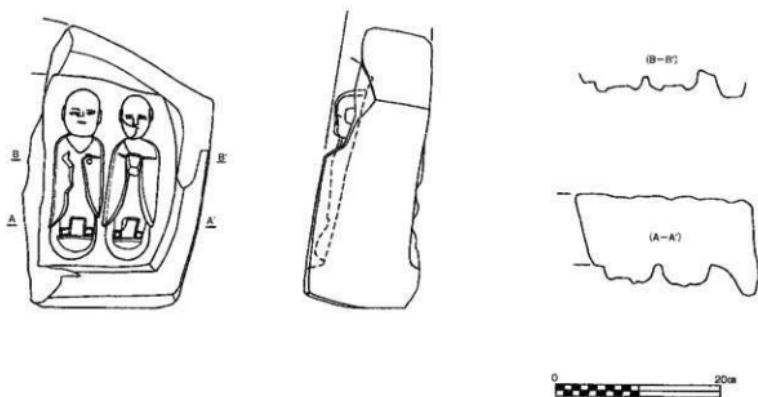
それでは江戸時代のどのあたりの所産なのであるか。しかし、近隣で確認される大日如来像は少なく、このためか形態、着衣などにそれ程類似性がみいだせない。紀年銘をもつものは、袈裟状の着衣のものが多いようにみうけられ、そして十八世紀前半代に集中しているようにも見えるが、あまりにも資料が少ないことから妥当性に問題を持つ。ただ座長期ころと考えている形態とは明らかに違うことから、江戸時代寛永期以降の十七世紀後半代を中心とする時期ころの所産と考へてみたい。

六地蔵（第11図）

安山岩製。現存高さ三三・四・六cm、現存幅二三・六cm、像高（台座含む）二一・四cm、像幅一三・七cmを測る。



第10図 大日如来坐像



第11図 六地蔵

全体の三分の二ほどを欠く。切り妻型の龕に地蔵を刻む。半球形の無文の台座に載るもので、持物がそれぞれ違うようである。断面は扁平な滑鋸状で、燕尾形の袖、板状の脚・足などが段差で表現される。

本例の地蔵像には中世的形態は全くみられず、江戸時代の所産であること間に間違いない。台座形態からすれば、中世末以降と考えている六地蔵石幢の台座は横長の長方形をとるが、本例は半球形のもので、やや時間的な開きがあろう。

江戸時代の半球形の台座に載った地蔵像をよくみかけるが、未だ変遷状況を検討したことはない。しかも寛永期から正保期の例がほとんどみられない状況からすると大いに躊躇するが、正保期以降に六地蔵石幢が目立つてくるというなかで考えてみると、半球形の台座は元禄期（一六八八—一七〇四）から享保期（一七一六—一七三六）ころに多くみられるようである。また、地蔵像の持物がそれぞれ違う例は、大きくくれば元禄期ころまでではないかとみている。これらから本例も江戸時代元禄期を前後とする時期で、ここでは最も新しい時期のものと考えてみたい。

三 石幢、石仏の時間的推移と様相

六地蔵石幢、五地蔵石幢、地蔵菩薩坐像、將軍地蔵像、修驗者坐像、大日如來坐像、六地蔵についてやや煩雜となつたが、その概要と、やや不安なところはあるが造立年代などについて述べてきた。次にこれら石仏の推移と様相について触れてみたい。

先づどのような時間的推移の中で造立されたのか、想定した時期別に並べると次のようになる。六地蔵石幢（十六世紀後半代、こう、五地蔵石幢（慶長（一五九六—一六一五）期前後）、地蔵菩薩坐像（慶長期から元和期（一六一五—一六二四）、將軍地蔵像（寛永期から正保期（一六二四—一六四八）、修驗者坐像（寛永期（一六二四—一六四四）以降）、大日如來坐像（寛永期（一六二四—一六四四）以後の十七世紀後半代の前後）、六地蔵（元禄期（一六八八—一七〇四）前後の順である。

これらを時間的間隔をもとに大きく括ってみると、先ず中世と明白に確認できることみられる六地蔵石像の時期がある。これは參道脇に置かれたもので、やや時間的開きがあるようだが永正銘の石灯籠とともに、当初より參道脇に設置されたものなのであるか。次に慶長期前後の五地蔵石像・將軍地蔵像、次に江戸時代での寛永・正保期ごろの地蔵菩薩坐像・修驗者坐像・大日如来坐像、江戸時代でも最も新しい時期の六地蔵の時期の四時期ぐらいに区分でき、六地蔵石像と五地蔵石像との間に中世と江戸時代初期を分ける時期があるものと思われる。そしてこれらの想定時期からみる限り、慶長期を含めて江戸時代初期あたりに、さほど時間的問題をもたず大方のものが次々と造立されたのではないかとみられる。このことは、この時期が造立のピークにあつたことを合わせ想定できるのではないだろうか。そしてこれらの造立が神社・寺院なりの、あるいは関係者に關する何らかの契機に伴つて行われたものと想定したい。だが残念ながら石仏からは、これらの具体的契機については明らかとはならない。石仏にその具体的内容が記されているか、あるいは神社・寺院等の歴史的背景やそこで行われた事業・行事さらにはそれらにかかわってどんな石仏が造立、安置されたか具体的記載の無い限り明らかにする事はできないであろう。(二)ではピーカーのあつたことを想定できるに止めておきたい。

次に、像容にどのような推移があるか、その様相をみてみたい。まず六地蔵・五地蔵石像といつた地蔵菩薩像で、既に述べたように六道ないし五道輪廻思想に基づく石仏が造立されたことになり、これからは直接的には修驗的あるいは密教的要素を読み取ることができない。次には修驗者像・將軍地蔵像・大日如来像といつた性格を直接的に表現した石仏が次々に造立されている。これに時間軸を加えると、慶長期前後から寛永期前後の時期に、修驗者像・將軍地蔵像・大日如來像が造立されたこととなり、特にこの時期に修驗的、密教的色彩の強まつた石仏がみられることは、先に述べたように神社・寺院においての信仰自体が盛んになった時期にあつたと捉えることができる。とすれば、特に修驗者像・大日如來像は、その性格から神社・寺院に当初から奉納、造立されていたものとみても差

し支えあるまい。また將軍地蔵像は、奇怪で特異な形態からくる不思議さからすれば同様であつたかもしれない。さらに修驗者像の形態が地蔵菩薩坐像を寫したとすれば、地蔵菩薩坐像も当初から、この場所にあつた可能性が強いであろう。最も新しい時期に六地蔵像の造立となるが、信仰の隆盛を考えると何で地蔵なりか、やや違和感は感じる。

すでにみたように安置された石仏の種類は、大日如来像・修驗者像以外は全て地蔵像である。従つて地蔵像の占める率は高いものといえよう。中世の十五・十六世紀は、県内において地蔵石仏が多数造立されたことが明らかとなつてゐるが、その後の江戸時代に至つてはそれを上回るような地蔵石仏の造立がみられ、地蔵信仰が一層盛んがあつたことが分かる。地蔵菩薩の比率の大きいことは、これに由来する結果なのであろうか。否、その性格にこそ所以があつたのであろう。地蔵菩薩像は奈良時代よりみられるところとされるが、単独像としてではなく、虚空蔵菩薩の対象像と考えられ、長く一对として造像された経緯がある。(三)このことは、密教の修法である求聞持法の祈願の対象としての虚空蔵菩薩の対象像あるいは代わりともおかしくないであろう。そもそもその由来が密教の宗派に原点があり、真言宗の僧たちが地蔵菩薩にも積極的にかかわっていたのであり、先に挙げたように、虚空蔵菩薩と共に場で受容された初期地蔵信仰はその後も長い命脈を保ら、特に日本固有の山岳信仰と結びついた修驗道において重視されたといわれている。(四)これらの性格から神社・寺院の脇という一種の聖域的な場所に、修驗道・密教に関わりある石仏と共に地蔵菩薩が造立、安置されたものと考えられる。

安置された石仏のうち修驗者像・大日如来像・將軍地蔵像はほとんど完全な形で残っている。一方、六地蔵・五地蔵石像・地蔵菩薩坐像の類はその組合せが崩されたり、頭部や塔身などを破損していたり、石仏の像によってその残存状況に大きな落差がみられるが、これは何故であろうか。將軍地蔵を虚空蔵菩薩とするとき日如來像に密教にかかわる尊像となり、そこに完全な形を保つているのは修驗道・密教にかかわるものに限られ、總見神社の祭主が虚空蔵菩薩であることから、これらにかかわるであろう石仏のみが破壊をまぬがれたともいき、將軍

地蔵を虚空蔵菩薩とする方が解釈が素直のようである。この破壊は明治時代初期に全国で実施された廢仏毀釈の結果であろうか。とすれば、廢仏毀釈の直前までは全ての石仏が同一場所あるいは近くにあった可能性が高い。それは他所で壊されていたものを集めて同一場所にあらためて祀ったものとは考えにくく、遺立当初からこの場所に安置されていたものといえよう。

註

- (1) 坂本美大 一〇〇五「山梨県の中世石仏—水母三年銘六地蔵石碑—」[武田氏研究]

第三一分

- (2) 坂本美夫 一〇〇四「山梨県の中世石仏—六地蔵石碑（単列）—」[研究紀要]

(3) 山梨県立考古博物館 山梨県埋蔵文化財センター

- (4) 山梨県教育委員会・山梨県土木部 一〇〇三「累指定史跡山城 稲荷社白石馬頭

修工事報告書」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第一〇八集

- (5) 坂本美大 一〇〇四「山梨県の中世石仏—阿弥陀二尊石仏—」[山梨県考古学年鑑]

V
竹林古道記念発表

- 坂本美大 一〇〇七「山梨県の中世石仏—阿弥陀如来立像—」[列島の考古学] 渡辺誠先生古希記念論集

坂本美大 一〇一〇「山梨県の中世石仏—熾命院の二尊石仏—」[談林の考古学] 大竹憲吉著

坂本美夫「山梨県の中世石仏—慈寧寺の二尊石仏龕—」(機関正義氏追悼論集に掲載中)

坂本美夫 一〇〇二「山梨県の中世石仏—地蔵石仏（光背形）を中心として—」[研究紀要] 八 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター

坂本美夫 一〇〇三「山梨県の中世石仏—石・仏陽刻六地蔵石仏龕—」[新紀元考古学] 大塚初重先生墓誌記念論集

- (5) 下中 弘編 一九九四「日本歴史事典」六 平凡社
(6) 中州市教育委員会空伏徹氏に教示、ご援助をいただいた

(7) 坂本美夫 一〇〇一「山梨県の中世石仏—陽刻地蔵菩薩板碑を中心として—」[斐の美術・建築・城郭] 羽仁田莊廉先生冥寿記念論集

(8) 田中義恭・星山晋也 二〇〇八「日でみる仏像事典」東京美術

(9) 坂本美夫 二〇〇二「山梨県の中世石仏—塩山市延命院の十三仏—」[研究紀要]

(10) 遠水信一 一九九一「地蔵信仰」[新書四九] ほか

(11) 佐野賛治編 一〇〇〇「虚空藏信仰」[民衆宗教史叢書第一四卷] 嶋山閣出版

中山久夫 二〇〇二「地蔵信仰」岩田書院 ほか

(12) 松島 錠 一九九六「地蔵菩薩像」日本の美術第三三九分 至文堂

参考文献

古村 恰 一〇〇三「古代比丘像の着衣と名称—僧祇文・汗衫・偏衫・直裰について—」[MUSEUM] 第五八七号 東京国立博物館

蓮崎市 一九八八「石塔の石造物」

双葉町 一九九二「双葉町の石造物」

山梨県 一〇〇四「甲斐の中世石碑」山梨県史 資料編七 中世四 考古資料別冊

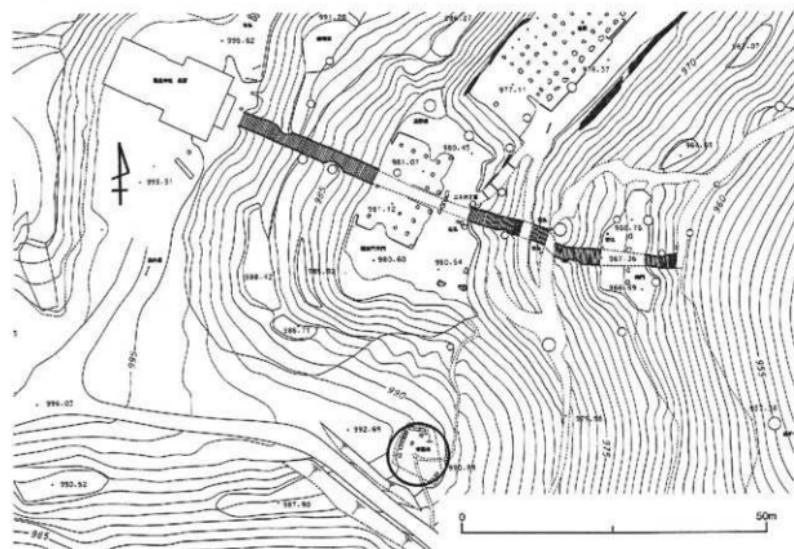
(坂本 美大)

第三節 墓地の石造物

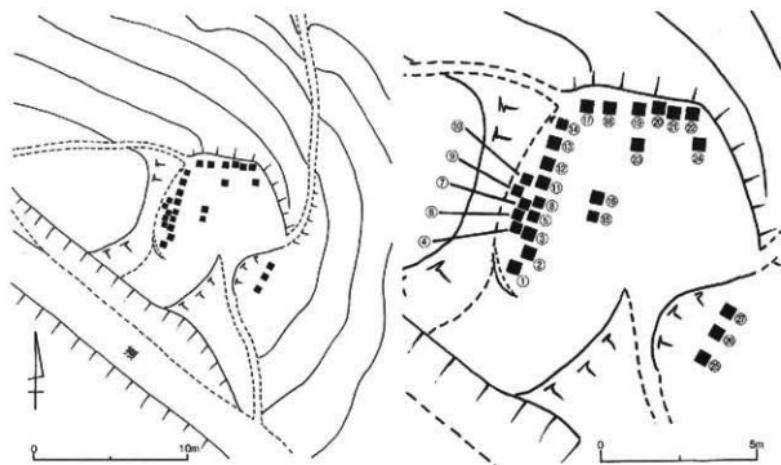
墓地は奥宮の南側から東側に向かって延びる屋根上で、随神門跡の削平地から南北に見上げる地点に位置する(第12図)。林道脇の八口×八mほどの削平地及びその周辺に石造物が存在し、石造物の多くは削平地の北端と西端に列状に配されている(第13図)。ここでは第14図のとおり二七のかたまりに分けて報告する。

第15~17圖に実測図を、図版11~14に写真を示す。

① aは五輪塔の火輪で正面のみに梵字(ラ)を刻む。底部には直径一九四cmの円形の縫みが掘られ、水輪の上部と接していたと考えられる。bは五輪塔の地輪で、

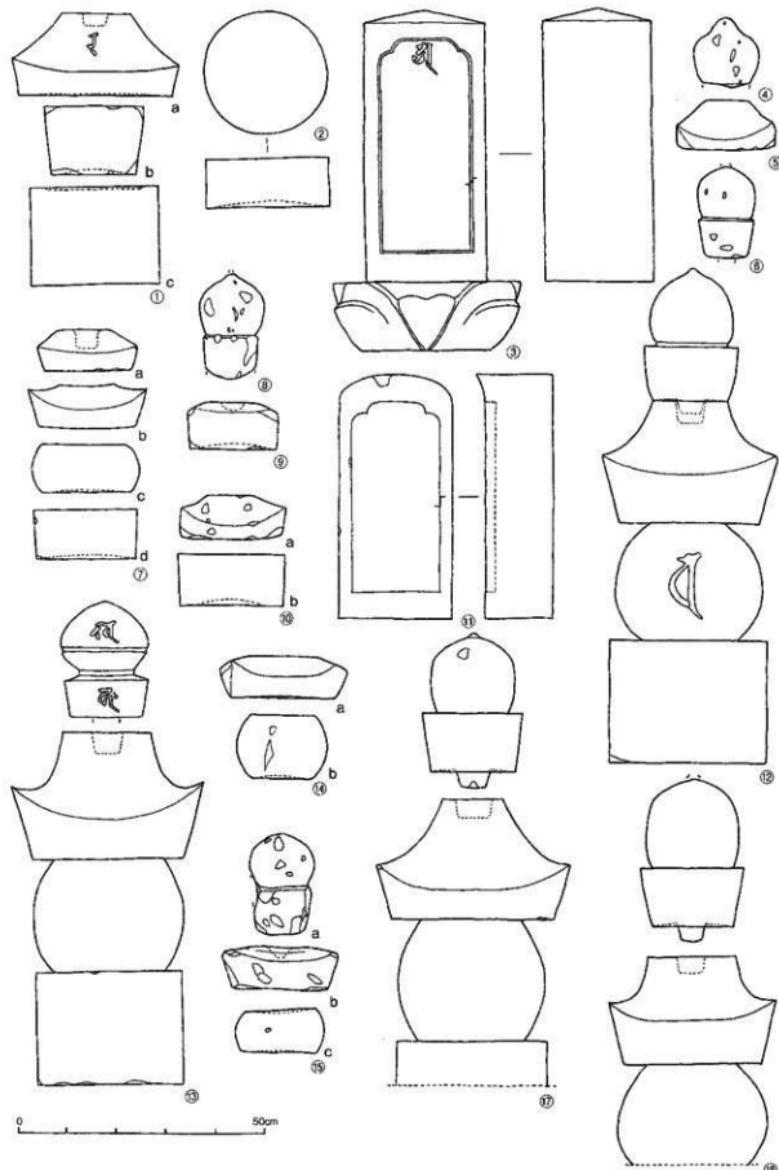


第12図 墓地位置図(○印)



第13図 墓地周辺図

第14図 墓地の石造物位置図



第15図 墓地の石造物(I)

下方の幅が狹まる点に特徴がある。cも五輪塔の地輪で、正面に次の銘文が彫られている。

宝慶十二年 □□

(ア) 法印如玄本不生位

三月五日

上部において水輪底部と接する部分に円形の窪みが掘られている。aとcはセットであろう。

② 平たい円柱状の石造物である。反花座と基礎をつなぐ敷茆子にある部分であろう。

③ 角柱形の墓標で、下部に反花座を伴う。三面

をつなく敷茆子に刻まれている。

に次の銘文が刻まれている。

[右面]

[正面] (ア) 楼大僧都法印秀明本不生位

[左面] 文化十一戌八月

快教建之

二十一日化

④ 五輪塔の空輪であり、風輪を欠く。

⑤ 五輪塔の火輪。上部に納穴はみられない。

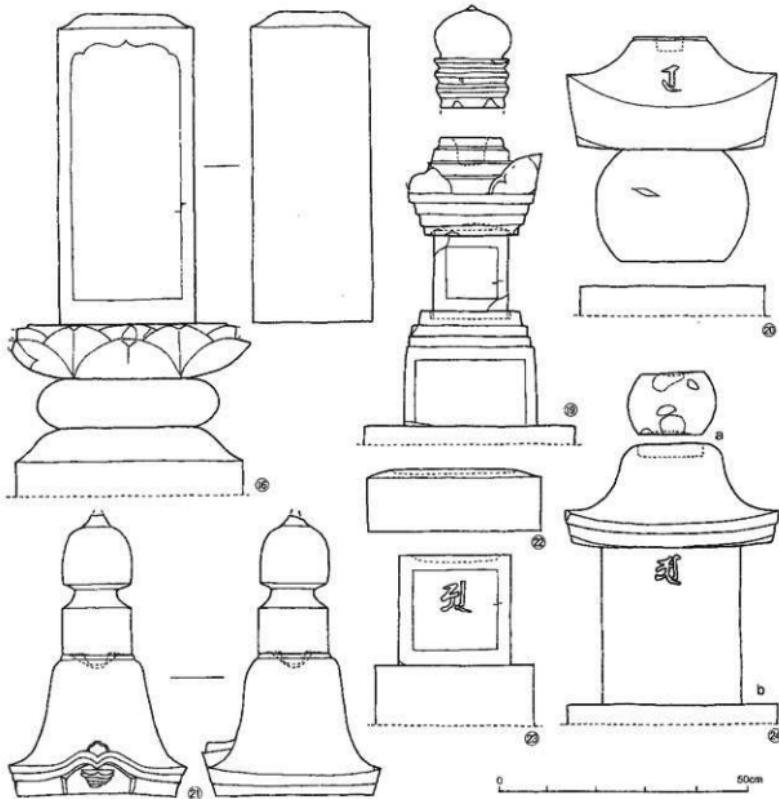
⑥ 五輪塔の空風輪。下部の柄を欠く。

⑦ aとbは五輪塔の火輪、dは同地輪であり、cは偏平のため敷茆子の可能性もあるが、ここでは五輪塔水輪と考えておきたい。いずれも梵字、銘文は刻まれていない。

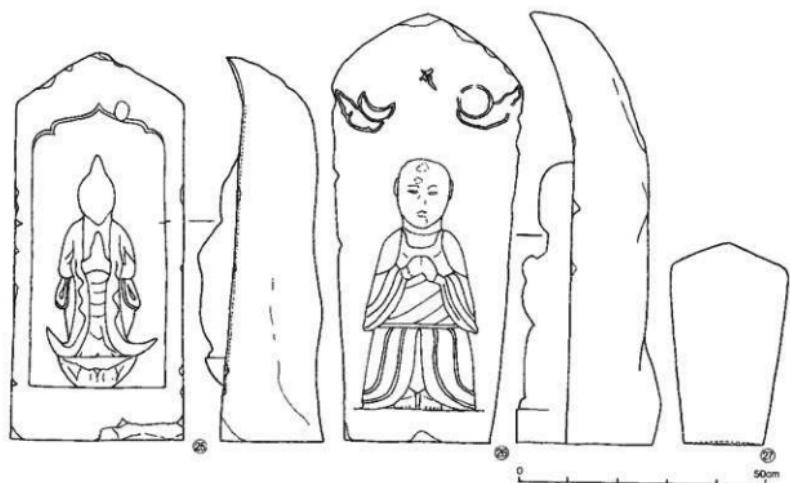
⑧ 五輪塔の空風輪。下部は摩耗し、柄はみられない。

⑨ 五輪塔の火輪。上部に浅い納穴が穿たれてい

る。aは五輪塔火輪、bは同地輪である。ともに



第16図 基地の石造物(II)



第17図 墓地の石造物(III)

梵字・銘文はみられない。

⑪ 楯形の墓標であり、三面に次の銘文が刻まれている。

[右面] 天保六年未十二月廿日

[正面] 真如院盛花智妙大姫

[左面]

豊原為五郎の娘

甲陽勤士中村金太夫妻墓

豊原十兵衛藤原勝幸建之

正面の銘文の上部には花の文様（家紋？）が刻まれている。

⑫ 五輪塔。造立時の部材がそろっていると考えられる。水輪正面には梵字（バ）、地輪正面には「□法印玄□」と刻まれている。

⑬ 五輪塔。空風輪は別部材で、火輪以下はセツトと推測される。空風輪正面には梵字（キヤ）（カ）、地輪正面には「（ア）法印玄盛」と刻まれている。

⑭ aは五輪塔の火輪、bは同水輪である。ともに梵字は刻まれていない。

⑮ aは五輪塔空風輪、bは同火輪、cは同水輪である。いずれも梵字は刻まれておらず、セツト関係もはつきりしない。

⑯ 角柱形の墓標であり、下部に反花座・敷茄子・基礎を伴う。敷茄子の裏面には、花などの文様の浮き彫りがみられる。三面の銘文を次に示す。

[右面] 文政十子九月廿九日命

当山

忍海建之

[正面] (ア) 権大僧都法印快教不生位
[正面] 忍海建之
[左面] 快教碑

快教阿闍梨當國国人也俗姓小田切氏題魯魯師事
文教上人一心修行弘道敬大日□□住於當山有歲焉常

不□世繩□丹誠□本尊虛空藏菩薩教人病不少矣

是以世人呼□□僕哉哉文政十子九月廿九日臥病終不起同年
剋身心無□面□龕□安祥□臨終云寿五十一歲

番号	入 寂 日	被 葬 者	造立者等	備考
⑯	(貞享五年(一六八八)三月十四日)	當寺開山權大僧都快貞	施主■範	
⑰	(造立年月日?)			供養?
⑱	寛保二年(一七四一)七月十七日	法印後榮		
⑲	宝暦十二年(一七六二)三月五日	法印如玄		
⑳	天明二年(一七八八)十二月一日	法印英歎		
㉑	文化十一年(一八一四)八月二十一日			
㉒	文政十年(一八二七)九月二十九日	權大僧都法印快教		
㉓	天保六年(一八三五)十二月三十日	真如院盛花智妙大師	當山忍海建之	
㉔	元治元年(一八六八)正月廿九日	豊原十兵衛藤原勝		
㉕	明治二年(一八六九)二月十日	俗人		
㉖	大法師快伝			
㉗	供養?			

第3節 墓地の石造物

〔正〕 本不生位
 (サ) (觀音立像)
 月十日

- ㉘ 五輪塔。水輪の下部には方形の台石が敷かれている。
 ㉙ 宝蓋印塔。相輪下部を欠く。基盤の下の台石が当初のものかは不明である。
 ㉚ 五輪塔。空風輪下部の柄は通常の平面円形であるのに対し、火輪上部のほどぞ穴は平面形が隅丸の正方形であり、両者はセットではない。火輪以下のセット関係もはつきりしない。
- ㉛ 五輪塔。水輪の下部には方形の台石が敷かれている。
- ㉜ 五輪塔。相輪下部を欠く。基盤の下の台石が当初のものかは不明である。
 ㉝ 五輪塔。軒上四段、軒下三段で、隅脚突起は外反する。塔身の四面の枠内にはいずれも種子等は刻まれていない。基盤は上部三段で、沈線で押された四側面の枠内には銘文等がみられない。
- ㉞ 五輪塔。水輪の下の部材は地中に没しているため、地輪であるかははつきりしない。火輪正面には梵字(ヲ)が刻まれている。火輪に比べ水輪は小さめであり、別部材であろうか。
- ㉟ 宝珠と笠があり、軸部以下を欠く。笠は方形の台石にのっている。
- ㉟ 平面は正方形を呈する台石。上部に浅い窪みがある。
- ㉟ 五輪塔の地輪であろう。下部に台石を伴う。地輪には次の銘文が刻まれている。

〔正面〕 (ア) 法印後榮

〔左面〕 宣保二壬戌天

七月十七日

- ㉛ a は五輪塔水輪、b は当初からこの組み合わせであつたかははつきりしない。
 軸部には次の銘文が刻まれている。
- ㉜ [右面] 天明二壬寅年 [正面] (ア) 法印英歎 [左面] 十二月二日

㉟ 光背形の觀音像。立像で合掌する。額面は削られている。正面には次の墨書きがみられる。

貞享五年
 長年

(カ) (地藏立像)
 (月) 二月廿四日施主■範敬白

② 無縫塔、反花座を欠く。正面に次の銘文が刻まれている。

未七月

大法師快伝

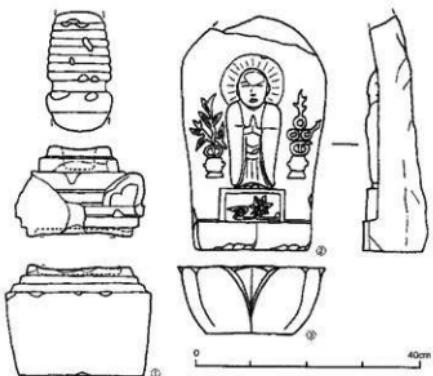
廿九日

①b、④～⑩、⑪～⑯aが、中世の五輪塔の部材と考えられる。形態的には十六世紀代のものが中心であろう。①bの地輪の下幅が狭まる傾向は十六世紀前半頃の特徴と考えられる。⑩の宝廣印塔は相輪が大きい点が特徴で、十六世紀後半頃の造立か。他の石造物は近世の所産と推測される。よってこの墓地には中世と近世の石造物が混在していることになるが、全体をみると近世の石塔類が中心となって配されており、近世において何回かの造成・改変を経てきたものと推測される。中世においてこの地に石塔が立っていたかはつきりせず、近世において周辺の中世石塔がこの場所に集められた可能性もある。近世においては、⑪のように一部俗人も含まれるが、主として宝生寺の僧侶の墓地として営まれてきたと考えられる。

銘文によつて僧名や入寂日等もいくつか把握できる（第1表）。⑩の紀年銘は当寺開山の快貞の入寂日ではなく、地蔵像を造立供養した年月日の可能性もある。⑩も墓標的でなく、供養のために建てられたものか。⑩の後榮は奥宮に保管されていた元文元年（一七二六）都材墨書きにみえる一方、⑯を造立した忍海は弘化二年（一八四六）の御修理工様などに登場し、ともに本殿等の建立や修復に携わった（第二編第四章参照）。

第四節 参道脇集石上の石造物

第二編第三章第七節で報告した参道脇の集石のうち、集石6上に第18図①～⑩の石造物がおかれている（図版14）。①は宝廣印塔の部材で、上から相輪・笠・



第18図 集石上の石造物

が、笠の軒下段数と基礎の上部段数が異なるため笠と基礎も別部材の可能性がある。それぞれの時期ははつきりしないが、十五世紀後半から十六世紀にかけての所産であろうか。①の脇には③の反花座と②の光背形の地蔵石仏が位置し、この反花座と石仏はセットであったと推測される。反花座の下には方形の台石が敷かれている。石仏は上部を欠損し、次の銘文が刻まれている。

□明一一（華瓶）

（地蔵立像）

八月十二日（華瓶）
元号の一文字は残った部分から「天」と推測されるため、天明一年（一七八一二）の造立と考えられる。

（烟 大介）

基礎からなる。どの部材も摩耗や破損が進み、相輪は上下を欠く。笠は軒上四段、軒下二段で、隅輪突起は外反し、相輪の柄を受ける上部の納穴の平面形は、隅丸方形である。基礎は上部三段で正面には銘文が刻まれているが、判読できない。相輪は笠・基礎と石材が異なるため別部材と考えられる一方、笠と基礎の石材は似ている

が、笠の軒下段数と基礎の上部段数が異なるため笠と基礎も別部材の可能性がある。

それぞれの時期ははつきりしないが、十五世紀後半から十六世紀にかけての

所産であろうか。①の脇には③の反花座と②の光背形の地蔵石仏が位置し、この

反花座と石仏はセットであったと推測される。反花座の下には方形の台石が敷か

れていた。石仏は上部を欠損し、次の銘文が刻まれている。

第五節 参道の石造物

磧道八十級ヲ上レバ即チ堂ナリ」

兩者とも第二十五町を祠（虚空蔵堂、現穗見神社山宮）前の石段下と認識す

る。これに開通し、文化二年（一八〇五）の『甲水源委』、「河原石澤河」には「寶石、鳥居、西行歌碑が点在するが、ここでは参道石造物に関する諸記録を整理するとともに、参道の現状、個々の石造物の位置、形態、銘文等について解説する。

一 研究史

斐國志（文化十一年＝一八一四）の記載が古く、卷之六十六神社部第十二「苗教山權現」に次のような記載がある。

〔略〕上条南割ヨリ登ル毎町ニ石碑ヲ立ツ第一町ニ榜場（セイサツバ）ヲ置フ第十三町ニ石ノ華表ヲ立ツ第廿廿町ニ結ノ神ノ祠アリ子女婚嫁ヲ折ル第廿二町ニ權現ノ腰掛石アリ或ハ西行法師ノ腰掛石トモ称ス州中眼下三在リ臨眺甚ダ佳ナリ第廿四町ニ宝生寺アリ第廿五町ヲ攀シテ直至二達ス虚空蔵堂ト称スレド

モ宮造り也（略）

奥宮虚空蔵堂（現苗教山穗見神社奥宮）に至る参道に、一町（約一〇九m）ごとに石碑が立ち、第十一町には制札場、第十三町に石鳥居、第廿町に結ノ神社、第廿二町に權現ノ腰掛石（西行ノ腰掛石）、第廿四町に宝生寺があるという記載である。また同じ『甲斐國志』卷之三十山川部第十一「苗教山」には次のようにある。

〔略〕村ヨリ登ルニ第七町ヲ水精坂ト云フ砂土ノ中ヨリ水精ニ似タル物ヲ出ス大サメノ如シ第十三町ニ石ノ華表アリ第二十町ニ祠アリ結ノ神ト云フ土人形ヲ廻戸ニ結ビテ子女ノ婚合ヲ祈ル第二十一町ニ西行ノ腰掛石ト称スル者アリ相伝フ昔時西行法師此ニ進ンデ憩息スル處ナリト又其ノ時詠ミシ歌トテ石ニ銘シテ第二十四町ニ立ツ

甲斐の国こまの郡の苗敷のそのから松の下そす、しき

（中略）旁ラニ不動堂アリ其ノ前ニ小池アリ溢レテ徑ニ横ハレリ第二十五町ヨリ

生寺高上苗教山二十六町」とあり、苗教山を二十六町と捉えている。ただ現状では、宝生寺隨神門跡脇に二十六丁目「石」がある。『甲斐國志』「苗教山權現」では第二十四町を宝生寺とするが、同じ「苗教山」では西行歌碑を第二十四町とするなど、『甲斐國志』記載に若干の混亂が見られるが、現状では湧水地点の脇に廿四丁目碑が西行歌碑とともに存在することから、そこが廿四丁目であったこととは間違いない。

第二十四町の西行歌碑に関しては、慶応四年（一八六八）の『甲斐國寺記』「穗見神社 別當 宝生寺」に「西行法師碑 丈ヶ四尺五寸 一基 碑頭ニ法師當山而て詠める歌形付有之」と記し、さらに「山路途中之坂をいま西行坂ト唱ふ」と、西行坂という地名に触れる。

西行歌碑に関しては初見は『甲州新』（享保年間）とするほか『裏見寒話』（宝暦四年＝一七五四）卷之五「所逐」に「西行 苗教 西郡 かひの國巨摩の郡の苗教の其から松の下そす涼しき」、『甲斐國勝志』（天明二年＝一七八二）卷之四「苗教山」に「西行法師此地にて詠る歌、甲斐の國こまの郡の苗教のそのから松の下そす涼しき」として記載を見る。しかし前掲『甲斐國志』「苗教山」では「是レ後人ノ偽作セルナルベシ家集書ニモ見ル所ナク其ノ詞旨モ亦薄浅ナリ」と、西行歌詩を否定している。碑文について『甲斐國志』には「甲斐の國こまの歌のみを記し、其應松」天にはその略図を掲げるが、これは実際の歌碑とは異なることから、完成予定圖とみるべきであろう。『北戸寧都町村取調書』（天正八年＝一九一九）「伝説」に、

「苗教山穗見神社、境内ニ石碑ヲ建テ銘シテ

西行上人

甲斐の国こまの郡の苗敷のそのから松の下そす、しき
から松や幾千代かけて名も涼し

引葉

之レ西行法師ガ此処ニ來リテ詠メル和歌ナリト称シ俳句ハ堀内幾松氏ノ祖先遠

近庵引葉ノ作ナリト云フ、而シテ此ノ引葉ガ或時から松の下に憩ヒニ眠欲ノ甚

シカシカバ、何時シカ寝タリト問モナク其處ニ西行現ハレタルヲ夢ム、依リテ足

人ヲ勧誘シ永タ後世二伝ヘントテ此ノ碑ヲ建設スルニ至ルナリト云フ」

と、正確な碑文の内容および引葉の建立経緯について詳細に記している。

遠近庵引葉および「其唐松」については「蘿崎市誌 中巻」に詳しい。引葉(遠

近庵引葉、堀内太郎兵衛、享保八年(一七二三)・寛政一年(一七九九)は、苗

敷山麓、廿利郷上条南割生まれで、諸國知人の俳句の短冊を国別に集めて短冊

「其唐松」(天・地)をまとめ、さらに短冊帖の披露をかねて盛大な句会を開催し

た。席題は「其唐松」で、安永五年(一七七八)に句集「其唐松」を刊行したが、

その自序中に西行歌碑建立のことを記している。

〔略〕常に茅庵のあたり近き苗敷の山に往来して其から松の梢を仰ぎ、この木の都

の田づらを彼上人の靈に折りもろるるの余り、こたび碑をかしこに營む事になん

なりぬ。かつ今は才とせあまり三とせ戻も先ならんか(略)

このたび上人の碑を建てることになったとしながら、二十年先にもなるかもし

れぬ」と述べている。現状では石碑左側面に「天明七年(一七七八)丁未六月十三日」

の銘があり、実際の建立が「其唐松」刊行の十一年後、引葉六五歳であったことがわかる。

第十二町の奥掛石については、權現ノ奥掛石、西行ノ奥掛石とする説のほか、
〔甲斐国寺記〕では、中興の徂行基作という虛空藏菩薩を「奥に乗せ魔より登り
休みし處之石を奥掛石ト唱へ今ニ顯然たり」とする。

昭和五十四年の「蘿崎市誌 下巻」「苗敷山の信仰」には丁石について次のよ
うに記す。

「第一町から二五町まで、それぞれ虚空藏菩薩を表す梵字の下に信者の寄進し
た石標が立っていたとみられる。第一丁目のは「元禄四辛未歲 苗敷山道初丁目
長右衛門」というのであつたことが、由緒書には記されているが、今は行方が

わからぬ。確認できるものは次の石標である。

三丁目 当村 遠末武女

十口(欠) 丁目 武川塙前村 塩谷長兵衛

十九丁目 下条西割村 矢崎甚五衛門

白上条中割 二十丁目 遠見駒井村 上野勝兵衛

四基と、これはいささか性格を異にする、「二十六丁日 領安妙悟為菩提」の

一基である。最後のは旧宝生寺跡に建つ。」

初丁目丁石は里宮社殿裏に現存するが、十口丁目丁石については今日未確認、

そのほかの丁石の所在は今回の調査で確認されている。

昭和六十四年には「蘿崎市の石造物」が刊行された。その石鳥居の項の表中に苗敷山の石鳥居が取り上げられ、寛文四年銘を記すが、脚の大工銘については記載がない。また道標の項には八点の丁石の写真、大きさ、銘文が示されているが、

その中に今回の調査で確認できなかつた資料三点が含まれている。八点の丁石は以下の通りである。

初丁目 元禄四辛未歲 四〇×一七cm
二丁目 四六×三五cm

三丁目 信州高遠 劍兵衛 三〇×一〇cm ※(○州高遠/□丁口/□助兵衛)

台座なし、図版17-21

十九丁目 上野喜左衛門、台座あり、図版17-19

十九丁目 遠見駒井村 上野善衛門 五五×二六cm ※(遠見駒井村/(種子)白上

白子子二十丁目 下条西割村 六〇×一五cm ※(下条西割村/(種子)白上

子二十/東城氏 正重、台座なし、図版17-20

二十一丁目 五一×二二cm

白上条中割 廿丁目 五四×二七cm

廿六丁目 五六×二五cm (※は今回未確認で、写真より碑文を判読したもの)

□丁石、十九丁目丁石、二十丁目丁石が現在行方不明であるが、勘兵衛は高遠
石工と考えられ、また十九、二十丁目丁石については今回確認済みとは別に同一
姓で重複して別に丁石が存在したことを示す事例ということで、参考ルートを考

える上でいざれも重要な資料といえる。

平成五年（一九九三）刊行の『苗穂山慈見神社の研究』^[4]での功刀吉彦氏の記述を要約すると、以下のとおり。

初丁の石碑 里宮本殿脇にある。

三十日碑（現存）この付近の地名を「鳥居平」という。

七丁目（石碑なし）お山の神の祠があり、ここから一〇〇㍍程上がったあたりを「水晶坂」といい、米粒ほどの水晶が見つかる。

十一丁目（石碑なし）傍屋（休憩所か制札所）があったといわれる。氏子の山寺、竹の内・久保・湯舟の四集落からの道の合流地点で、ここからが總見神社社有林である。

十三丁目（石碑なし）大鳥居があり、しばらく登った先で参道は表（左）・裏（右）に分かれる。表道は眺望がよく、道も緩やかで、裏道は暗く、崖上などを通り、途中に行路病者を葬つたという供養石仏がある。

二十二丁目（石碑あり）結び社前で、表裏参道は合流する。

二十二丁目 御輿掛けの石碑があり、檜の古木が立つ。

二十四丁目（石碑なし）水舟という湧水あり。

おおむね「甲斐国志」の記載に従っているが、表裏参道の記述および行路病者の供養石仏に関する記述は初見となる。供養石仏についてはやや平原の尾根上にある

積石塚状の集石に建ら、周辺には丁石台座が存在する。隣接する尾根南の傾斜面にも古道があつて、十九丁目丁石が台座とともに遺存することから、二本のルートが並行するのがわかる。

二 調査経過および各石造物の解説

今回の調査は四度の踏査により、登山道および周辺を歩きながら所在を確認、位置を記録し、一／四（歌碑は一／六）の略図作成とともに碑文の原寸大（ビニールトレースを実施し、原図とした。

各石造物は次の通りである（初丁里宮より順に記載）。

① 初丁目丁石（第19図1）

里宮總見神社本殿脇に所在。「丁石の上半および台座を欠く。高さ二七㌢（現状）×幅二八㌢×厚さ一四㌢+柄長三五㌢で、欠損のため本来の高さは不明ながら、幅が他の丁石は二四㌢では一定なのに對し、本例は二八㌢と幅広である。欠けた碑文の上に種子と三角形の屋根飾を推定すると約六〇㌢の高さが推測でき、初丁目としてひとまわり大形品だった可能性が高い。石材は他の丁石同様に灰褐色の安山岩。正面長方形に彫り込んで幅二三㌢の碑面とし、三行を刻む。背面は荒彫りの舟底形とし、側面にも堅痕を残す。

「元禄四年辛未當村／口是苗穂山道初丁目／□□□長右衛門」

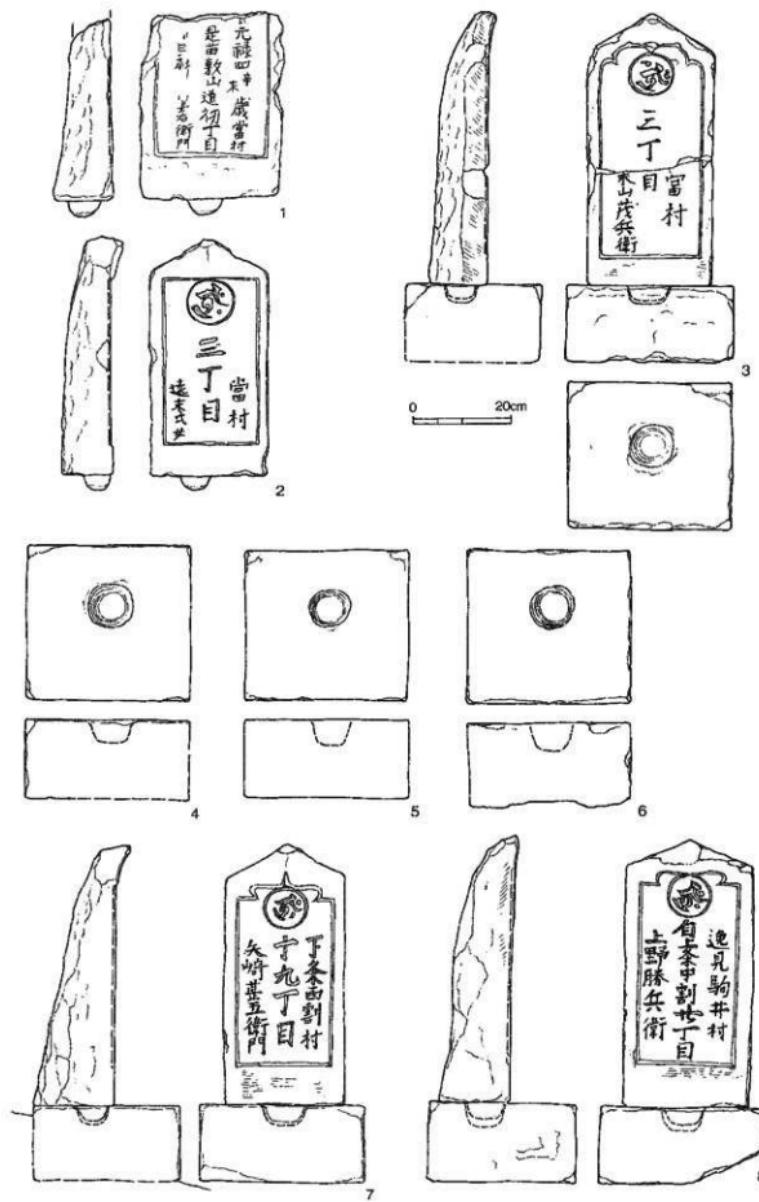
他の丁石が年号を記さないのでに対し、本例は御輿掛け場碑とともに元禄四年（一六九一）と明記し、他の丁石の建立年代を知る手掛かりとなる。「當村」記銘の丁石は一・二・三丁目丁石の三基が知られるが、三基に共通するのが刻字の彫り込みが浅く、線がやや細い点にある。本資料は台座がなく本来の建立地は定かではないが、丁石が起点を里宮とする点に異論はないことから、神社本殿脇から西へのびる登山道の起点となる初丁目台座は、神社裏あるいは境内にあつたと考えられる。

② 二丁目丁石（第19図2）

里宮裏から西へ延びた道の側面（法面）右脇に南面して立つ。そこから西へ伸びる登山道と南に折れ曲がる山裾の旧道の分歧点にあたるらしい。南側の旧道には二丁目丁石があることから、二丁目丁石が分歧点にあるが、台座はなく、本来の位置は定かではない。四三㌢×二四㌢×一〇・五㌢+二㌢で、板碑型（板駒型）、背面舟底形の荒彫り。柄は中心から左にずれた位置に丸く突出する。側面にも堅痕を残す。灰褐色の安山岩。碑面は一八・五×三四㌢の長方形で、三行を刻む。

「当村／（種子）二丁目／遠末式女」

種子は直径九㌢の円の中に虚空蔵菩薩（カタカラナ衣記・トラハ、慣用音・タラーク）を意味する梵字を彫り込んだもの。種子の字形は他の丁石とおおむね共通している。（第22図）なお「二」には線が浅く追刻されて「二丁目」のように



第19図 参道の石造物(I)

判読できるが、二丁目丁石は別に存在するので二丁目であろう。女性による寄進の例であり、高さが現存丁石の中でも最も短く、基部の厚みは末広がりを示す他例とは異なって板状で、小形である点に注意したい。

③ 三丁目丁石（第19図3）

本格的な山道の入口にあたり、蛇行する山道の右手に東向き、道に面して立つ。

この地点は山道が深くえぐれ、周囲の展望は利かない。碑は中ほどで半分に割れているが、台座とともに完存することから原位置を保つ。丁石は頂部が三角形に尖った大形の部類で、五六×二四×一・三三四の板碑型、背面舟底形の荒彫りで、側面にはやや丁寧な鑿調整痕がある。碑頭は上部に蓮弁状（花頭空状）の装飾をもつ長方形に彫り込んだ鋸り額で、大きさは四四×一九・五四。苗敷山にはこの手の装飾は唯一である。石碑の高さとしては丁石の中では廿六丁目と並んで大きい。石碑の断面形は、二丁目同様にやや板状で、幅部が末広がりになつていてない。碑文は次の通り。

「当村／（種子）三丁目／木山茂兵衛」

字体は他例同様、わずかに右肩上がりの楷書体であるが、初丁目、二丁目と同じく縦の彫り込みがやや浅く弱い。台座は幅三三・七四×奥行三〇・〇四×高さ一・六四。無銘で、上面裏面寄りに直径八・五〇四×深さ二・四四の枘穴を穿ち、石碑の枘を納める。石材は、石碑よりも軟質なディサイト質安山岩とみられる。

④ 石祠

三丁目丁石をわずかに過ぎた右カーブの右手に炭窯があり、その反対側、道から離れた南の谷に面した急斜面に三基の石祠が並ぶ。うち左端の正面には「八幡宮」と刻む。

⑤ お山の神

蛇行した急な山道をしばらく登った左手、小さなビーグルの上に石垣で開いた小さな区画があり、阿吽の山犬、石祠の三基の石造物が存在し、お山の神と呼ばれる。石祠の裏には松の大木が生え、丁石はないが、七丁目とされる。石像群は登山道に背を向けて南東に面し、一体の山人形石像の首に笹竹で作った弓、足元に

は数本の矢が奉納されている。山人像は高さ三七cm程度。左側の台座には「久保竹ノ内講中」、右、阿吽の山犬台座には「慶應四年正月十七日建之」と刻され、苗敷山麓の久保・竹ノ内地区の苗敷講中により明治元年（一八六八）に建立されたことがわかる。

⑥ 石鳥居（十三丁目、第20図14）

苗敷山中腹の日当たりのよい南尾根上に東西に建つ。石鳥居までの登山道は尾根を迂回するように南へ曲がり、湯舟地区方面からの登山道と合流して尾根道を石鳥居まで進んでいるが、山中には多数の山道の痕跡があることから、里宮からのルートが本来の苗敷山登拝道かどうかは検討を要する。功力氏によれば、山寺・竹の内・久保・湯舟の四集落からの道の合流地点が十一丁目とされ、石鳥居のある尾根が苗敷山頂へのメインの尾根であることから、本来の山岳信仰としての登拝道は里宮からではなく南から上つてくる尾根道ではなかつたか、とも考えられる。

石鳥居は登山道左脇の一段高い尾根上の平坦面にあり、周囲には立木がなくスキの原となつていて、鳥居越しに苗敷山山頂、山宮方面を見る位置となる（図版18-35）。ただし現状では登山道が鳥居下を通じておらず、石鳥居の場所が参道などどのような関係があつたのか不明である。眼下には御勅使川、南アルブス市方面を望む苗敷山中隨の景勝地である。

石鳥居は高さ四・七四、幅五・二五m（ともに筈木先端で計測）の大形の明神鳥居である。脚は直徑一・四、長さ三・七四の円柱で、八〇×五〇cmの額には浮き彫り状の隸書体で「苗敷山」と刻むほか、貫正面の額左右に文字があり、右には「慶文四年辰年」（一六六四）、左には「四月五日」と刻む。また向かって右脚の裏側に地面に埋もれるようにして一行の文字があり、「大工府中魚町二丁目大坂吉兵衛」と大工名を刻む。県内の記年銘をもつ近世の石鳥居の中では古い例である。大坂吉兵衛は、府中（甲府市内）を中心に活動した石工で出自は大坂とみられるが、本資料により府中魚町二丁目に居住したが、何らかの拠点としていた人であり、大工を名乗ることから、石屋の棟梁として組織的に石造物制作を行つ

ていたとみられる。脚は土中に約一五cm埋没し、基部の様子は不明である。現在、

約六度前傾し、倒壊の危険性も感じられる。なお、本地点は十三丁目とされるが、

丁石はない。

(7) 丁石台座 (第19図4)

石鳥居を過ぎると登山道は尾根の南側を巻くようにして上るが、これは新道とみられ、本来は尾根上を進むものであろう。現在の道が尾根と合流して再び別れる地点があり、その分岐点そば（車止め上）の旧登山道（尾根道左脇に丁石台座がある。三三×三一×一六cmで、中央よりも裏面寄りに直径九cmの円形、深さ五cmの枘穴をもつ。石碑はないが、三・十九・廿丁目の「丁石台座」と断定でき、台座は枘穴の位置からるものと想ふ。）と舊道との分岐点とされることがある。

北面していたことが推測される。なおこの先、旧登山道は尾根部北斜面の崩落によりところどころ分離されつつ、尾根上をうねうねと登っていく。

(8) 丁石台座 (第19図5)

旧道の尾根道（裏道）と尾根南側の裏道の分岐点と思われる地点を過ぎると、山頂から東向きに伸びた尾根になる。裏道は尾根を避けるように進み、裏道はやや急な尾根に向かう。その尾根上は緩やかな面となり、旧道脇に集石（積石塚）が基存する。その西側道の左手に道に面して北面する丁石台座がある。三三×三一×一六cmで、裏寄りに枘穴があり、他の事例と類似する。南脇の旧道、I地点に十九丁目丁石があることから本地点も同じ十九丁目とみられるが、未確認資料に逸見駒井村上野喜左衛門例がある（鹿嶋市一九八九、図版17-19）。本來この丁石が台座に建っていたと想ふ。

なお集石上の地蔵石仏・宝鏡印塔相輪・笠・基礎については第四節にゆずるが、地蔵石仏は天明二年（一七八二）とみられる銘をもつ。

(9) 十九丁目丁石 (第19図7)

(8) の台座がある尾根の南斜面には現登山道が通るが、さらにその南脇に旧登山道があり、裏寄りと考えられる。その旧道右手に南面、道に面して十九丁目丁石が台座上に立つ。石碑は頂部が三角形、背面舟底形の荒彫りで、五三×二四×

一六cm+枘三・五cm。大きさとしては廿一・廿四丁目とともに中形の部類といえる。側面形は幅が厚く広がり安定感がある。碑面は上部に花頭窓状の飾りをもち、大きさは三六×一八cm。この飾り棒は廿丁目、廿四丁目に類似があるが、本例は中央に抉りを入れる。碑文は次の通り。

「下条西割村／（種子）十九丁日／矢崎甚五衛門」

文字はやや太く、刻みは深い。

台座は三三×三〇×一五cmで、中央裏寄りに枘穴をもつ。(8) 地点にも台座が存在することから、十九丁目には裏道、裏道に重複して丁石が存在したことがわかる。

(10) 廿丁目丁石 (第19図8)

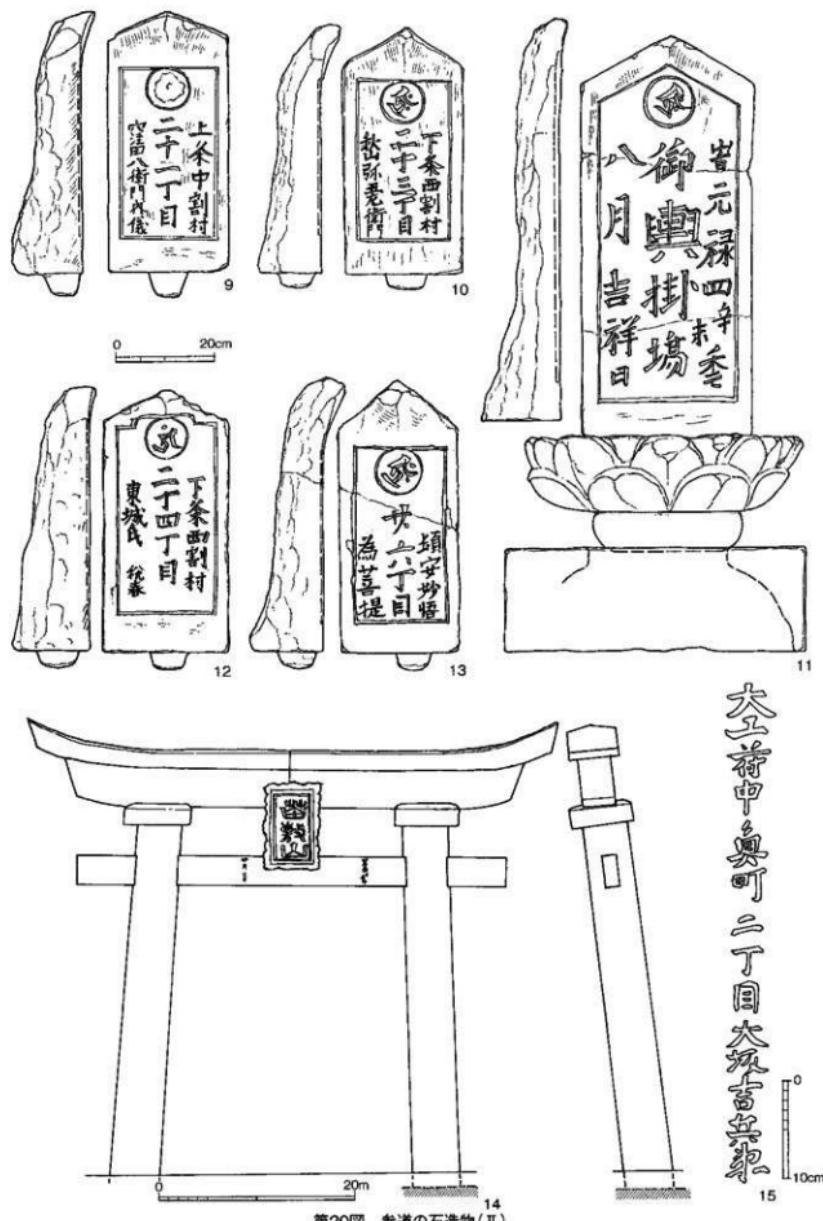
結び社跡直前、裏道、裏道が合流する地点にあり、登山道左手に北面して大きめの自然石の上に建つ。尾根上にあたり、北側、八ヶ岳から茅ヶ岳方面の眺望が開け、眼下に藤井平、駒井方面を見下ろす地である。石の上に台座ともに建つことから原位置を保つとみられるが、同様な例として、二十四丁目丁石が巨石上にある。石碑は開いた三角形の頂部をもつ板碑型、背面は舟底状の荒彫りで、側面形はやや被かれた形となる。大きさは五五×二五×一四・五+枘三・五cmと大形の部類になる。碑面は十九丁目と同じ花頭窓状の飾り棒をもち、大きさは二九×一九・五cm。碑文は次の通り。

「逸見駒井村／（種子）自上条中創廿丁目／上野勝兵衛」

逸見駒井村（埼玉市藤井町駒井）と、苗敷山麓以外の信者による建立例で、本地点から藤井平への展望が利く点と無関係ではないだろう。また「自上条中創」と添えるのは本例と未確認の「廿一丁目丁石」「（自王子）」のみである。台座は三三×三〇×一六cmで、裏面寄りに枘穴をもつ。

(11) 丁石台座 (第19図6)

結び社跡南西側、登山道左脇に台座が存在する。次の廿一丁目台座が斜面下方へ転がったものと考えられることから、本例は廿一丁目丁石の台座であろう。



第20図 参道の石造物(II)

⑫ 二十一丁目丁石（第20図9）

碑面は三四・五×一・〇cmの長方形で、文字は次の通り。

「上条中割村／（種子削除）二十一丁目／喜田八衛門内儀」

「内儀」は婦人の尊敬語であり、「丁目丁石とともに数少ない女性寄進例である。

直径九cmの円形の種子が削り取られたようになっている。神仏分離時の行為とも思われるが、他例ではなく本例のみというは理解しがたい。また、種子の影り込み線が全く認められないことから、元々種子がなかった可能性もある。

⑬ 御輿掛場（廿二丁目、第20図11）

登山道右手側、斜面上方にある大形の石碑で、台座、蓮台、石碑からなり、總高一・二五mを測る。石碑は頂部三角形の板碑型で、大きさは八二×三五×一六cm、側面形は裾が大きく広がった安定的な形で柄はない。碑面は石碑外形と同じく山形の頂部をもつ駒形で、大きさは六八×二八cm。文字は次の通り。

「時元禄四年未年／（種子）御輿掛場／八月吉祥日」

文字は非常に大きく、刻みは深い。蓮台は三段交番の花弁で、蓮台基部を台座にはめ込むように基部形態は丸みをもっている。高さ二三三×幅五七cm。台座は一枚の合わせで、上面中央に蓮台を嵌めこむ円形の穴が開き、内部は下方に向かって大きく抉られた空洞となっている。六一×三〇×二一cm。石碑の形式が丁石と同じ板碑型であることから同時期とみられ、しかも初丁目と同じ元禄四年（一六九一）であることから、一連の丁石整備事業の中でも本例も設置されたとみられる。『甲斐国志』記載の権現ノ御輿掛石、西行ノ腰掛石に当たる石は定かではないものの、周囲にいくつかの巨石が散在する。

⑭ 二十三丁目丁石（第20図10）

水場手前の登山道がカーブした地点に横たわる丁石で、台座はない。原位置は

不明ながらその付近にあったとする、南東方向を望む見晴らしの良い場所である。やや尖った三角形の頂部をもつ板碑型で、背面舟底形の荒彫り。側面形は裾広がりで、頂部が前方にやや長く突き出す。大きさは五〇×一四×一二cmで、碑面は三一×一九cmの長方形。文字は次の通り。

「下条西湖村／（種子）二十三丁目／秋山號五左衛門」

⑮ 二十四丁目丁石（第20図14）

不動堂があつたとされる水場地點、登山道右手の西行歌碑脇の大きな石の上にあり、脇に台座とみられる石造物があるが、長方形の貫通した柄穴が開き、丁石の台座とは違うようと思われる。やや開いた三角形の頂部をもつ板碑型で、断面は裾広がりで比較的厚い。大きさは五四×二四×一六cm+柄三五cmと中形の部類である。碑面は上部に花頭巻状の装飾をもつ飾り枠で、四〇×一九・五cm。文字は次の通り。

「下条西湖村／（種子）二十四丁目／東城氏 稲春」

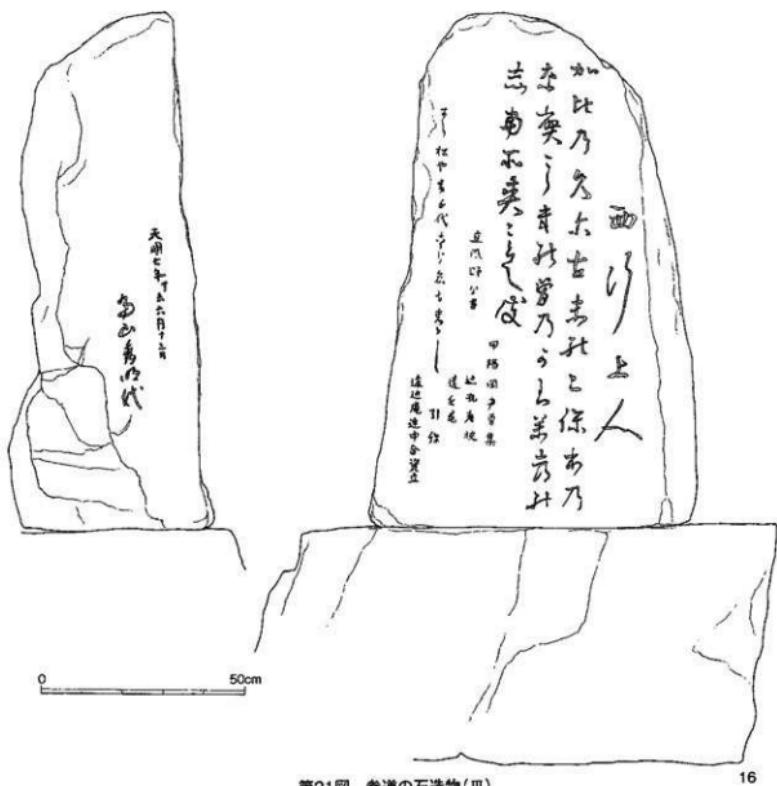
「東城氏」表記の丁石は、行方不明の「二十丁目丁石」に「東城氏 正重」とあり、同じ下条西湖村であることから関連性が窺える。

⑯ 西行歌碑（第21図16）

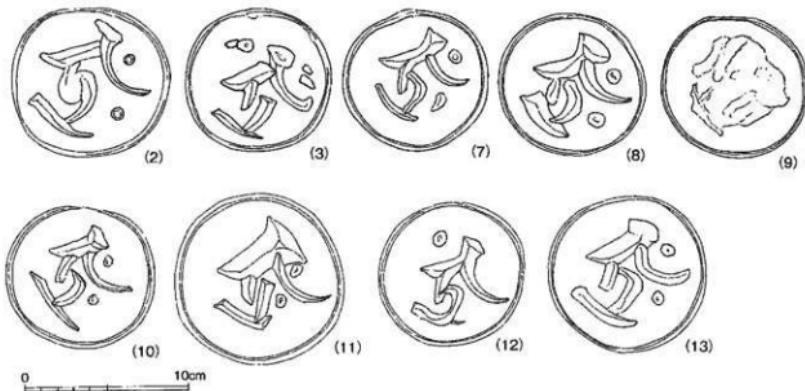
二十四丁目の渓水地點脇、登山道右手に前面して建つ。石材は台座と石碑の二つからなり、ともに苗穂山中の巨石（花崗岩か）を用いている。台座は山側が土で埋まり、全貌は不明であるが、幅一・二五m、奥行き〇九m以上、高さ〇六mのテーブル状の平たい石。加工痕はないが、表面は平らに研磨調整しているらしい。柄穴の有無は不明で、半立面に石碑を載せただけのように見える。

石碑はやはり自然石を利用し、碑面を平らに研磨したので、一・二・六×〇・八×〇・四八cm。西行人以下、西行にわたり萬葉假名、行書体で歌を刻み、続いて書間者名、書家名、引歌の句を添えている。また向かって左側面に天明七年（一七八七）の年号を記している。碑文は次の通り。

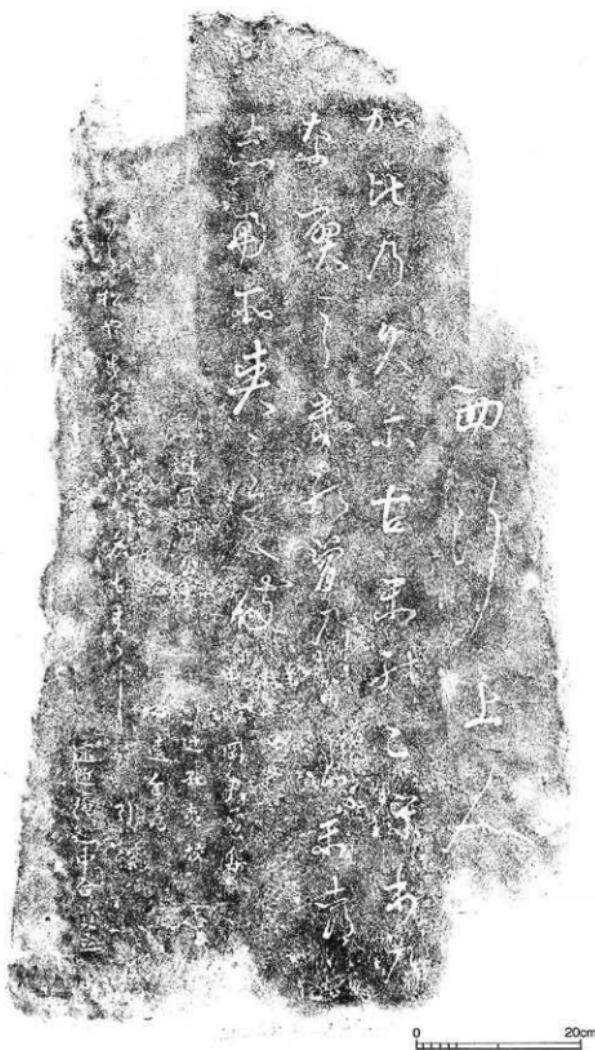
「西行人／加比乃久爾古未能已保利能／奈英之幾能曾乃可良萬常能志當所
春々之支／甲陽岡口勇集／造風口公書　辻孔夷校／から松や幾千代かけて名も



第21図 参道の石造物(Ⅲ)



第22図 丁石種子



第23図 西行歌碑拓本

す・し 遠近庵引業／遠近庵連中合資立」（左）「天明七年丁未六月十二日／当山秀明代」

苗教山麓に住み、西行を尊敬した遠近庵引業が句集『其時松』を刊行した後、

約十年を経て遠近庵連中合資により建立された歌碑であり、校閲を書家の辻孔夷

が行ない、宝生寺住職秀明が建立の中心的人物であったことがわかる。⁽⁵⁾

⑦廿六丁目丁石（第20図13）

境内の隨神門跡前にある鳥居の礎石と思われる石造物上に横たわり、中ほどで割れている。頂部が三角形に尖る板碑型で、側面形は裾広がりとなり、頂部が前方へ突き出している。五六×二四×一五cm+柄三・五cmと大形で、柄を中心から離れた位置に作り出す。碑面は三五×一八・五cmの長方形で、碑文は次の通り。

「頌安妙悟」（種子）廿六丁日／為菩提

丁石建立願意を明記したもので、他の丁石と内容が異なっている。これも台座

を欠くので本来の位置は不明であるが、山宮に上る石段下、隨神門跡付近は『甲斐國志』によれば二十五丁目にあたるので、二十六丁目丁石は本来、石段上の山

宮社殿付近にあったとみるべきであろう。

註

（1）松平定能編『甲斐國志』文化二年（一八一四）、佐藤八郎ほか校訂 一九七一「大

日本地誌大系別巻『甲斐國志』越山閣

（2）岸波裕『甲斐國志』文化二年（一八一四）、一九七四『甲斐國志』六卷 甲斐國志刊行会

（3）今日、隨神門跡前にある廿六丁目丁石は、本来石段上の社殿前付近にあったものであらう。

（4）山梨県立図書館『甲斐國寺記』一九六八、甲斐國寺記・寺記 第一卷

（5）野田成方『嘉見家譜』宝應四年（一七五四）『甲斐國志』六卷 甲斐國志刊行会

（6）萩原元克『甲斐名勝志』天明二年（一七八二）『甲斐國志』一卷 甲斐國志刊行会

（7）眞廣松「天（原一）〇〇五一〇〇三一〇〇四二〇）

（8）「北」厚都町村取調書六（著尾資料 历一〇〇五—〇〇九—〇〇五九九）

（9）佐藤八郎 一九七八「第四節 典範」『延岡市誌 中巻』。ただし歌碑建立を安永半

間とするなど、実際の石碑の確認、文字判読は行なわれなかつたようである。

（10）山寺仁太郎 一九七九「第五章 山岳信仰 第二節 苗教山の信仰」『延岡市誌 下巻』 著者市

（11）延岡市教育委員会 一九八九「延岡市の石造物」

（12）功力吉彦 一九九三「参道について」『苗教山稲見神社の研究』

（13）廿四丁目丁石については、前述したように西行歌碑のある源水地点の岩上に存在する。

（14）註（12）と同じ

（15）秋山敬 一〇〇四「甲斐の石工」在銘遺品を中心に」『武田氏研究』一九号

（16）文字の判読、辻孔夷に関してはさ澤高美・宮氏にご教示いただいた。

（鶴原 功）

第七章 文獻調査

第一節 苗敷山穗見神社文書調査

昭和三十一年（一九七二）に新造されたという苗敷山穗見神社の里宮の宝蔵庫に残されていた文献資料について筆者が行った古文書調査によれば、次の諸点が明かにされた。里宮が所蔵する古文書のボリュームは、作成年代が不詳である六九点をふくみ、全部で二七九点の古文書の存在が確認された。

作成された時期がハッキリしている古文書で、最も古いのは、明治七年（一八七四）に作成された「穗見神社小作徵収簿」であった。しかし、「この文書は、明治二十六年度分の内容であり、何故、「明治七年」と書かれているのかは不明である。おそらく作成年代は明治三十七年であり、なんらかの理由で、三十九年を示す「三」が落ちていたのかも知れない。この点について、確かめるデータは残されていない。また、旭村村長山本柳平発の明治十一年（一八七七）の「穗見神社附地所名譜之儀二付御同」も、内容的には十年とはしがたい。従つて、明治十五年以前の古文書は残されていない。ただ、明治十年以前、特に近世期の資料類が全くなかつたのは、從来からいわれていた、明治前期に南アルプス市（旧若草町）の加賀美山法善寺に古文書類を移しており、その際に同所において近世文書類はすべて焼失したことは事実であったと考えられる。

なお、古文書類の時期的な残存状況は、明治期が九七点、大正期が三一点、昭和戦前期が二四点、昭和戦後期が五八点となつてゐた。

ここで古文書群を内容で区分するならば、基本的に各村の大字を単位とする太々講の構成員を書き上げたものである「御神樂講名簿」が最も目に付いた。ちなみに六一冊を数える。これは苗敷山穗見神社の地域社会における信仰圈を明らかにできるだろう。これについては、本書の第二編第十五章の「苗敷山穗見神社

の信仰圏—明治二十年代を中心にして—」を参照してほしい。

さらに明治から昭和期にかけて、「金錢出納簿」や「領収証」など金錢の出入りに関する資料類も多かつた。また、「社殿圖面」をふくむ「社殿修繕工事関係資料」が残されていた。これらのことは、里宮の宝蔵庫を管理していた地元の活動と関わっていたと考えられる。近代以降になつても、何回かなされた苗敷山穗見神社の改築の実態を明らかにできるだろう。

なお、大正期になると「小作料請求事件裁判資料」と、昭和戦前期には「二吹山境界問題関係資料」が残されており、近代社会の進展にともなつて、地域社会に依拠する神社も、その波とは無縁で無かつたことを示していよう。

（齊藤 康彦）

第1表 苗敷山穂見神社文書目録

番号	資料	枚書	年号	年	月	日	表題		受	丁数	枚数	メモ
							穂見神社小字御歳收帳	穂見神社附所地所名籍之備ニ付				
2	2	20	明治	7			穂見神社小字御歳收帳	北巨摩郡村長本山柳平		85	56	明治36年度分
4	4	21	明治	10	11		穂見神社附所地所名籍之備ニ付	北巨摩郡村長本山柳平		3		
3	4	24	明治	15	12		上郡賀田永小作地代御歳收帳	湯舟藤吉		8		紙
4	1	01	07 明治	21	7		苗敷山穂見神社水代御神秉謹	社務所			3	名簿
5	1	01	20 明治	21	6		苗敷山穂見神社水代御神秉謹	山梨県北巨摩郡旭村 杜務		6		名簿
6	1	01	24 明治	21			苗敷山穂見神社水代御神秉謹	山梨県甲斐國北巨摩郡旭村 杜務		8		名簿
7	1	04	01 明治	21			明治廿四年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	今井村課中		2		名簿
8	1	04	06 明治	21			明治二十六年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	北巨摩郡旭村社務所		4		名簿(芦井村)
9	1	04	07 明治	21	5		明治二十六年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	北巨摩郡旭村社務所		3		名簿(神山村)
10	1	04	09 明治	21	5		明治二十六年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県甲斐國北巨摩郡旭村 杜務		2		名簿(旭村二番)
11	1	04	11 明治	21	5		明治二十七年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	北巨摩郡旭村社務所		2		名簿(原村)
12	1	04	12 明治	21	6		明治二十八年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	北巨摩郡旭村社務所		2		名簿(原村)
13	1	04	13 明治	21	5		明治二十九年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県甲斐國北巨摩郡旭村 杜務		7		名簿(旭村)
14	1	04	14 明治	21	7		明治三十一年七月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	北巨摩郡旭村社務所		2		名簿(上手村)
15	1	04	15 明治	21	5		明治三十二年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	北巨摩郡旭村社務所		3		名簿(野坂村)
16	1	04	17 明治	21	5		明治三十五年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県甲斐國北巨摩郡旭村 杜務		3		名簿
17	1	04	18 明治	21	7		明治三十六年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 米山吉兵二		2		
18	1	04	19 明治	21	5		明治三十六年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二 堀内清左二門		1		
19	1	04	25 明治	21	6		明治三十七年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二 指当人 三枝真二郎		1		
20	1	04	26 明治	21	7		明治三十七年五月苗敷山穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二		1		
21	1	04	27 明治	21	7		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二		1		
22	1	04	28 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二		2		
23	1	04	30 明治	21	7		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二		1		
24	1	04	31 明治	21	7		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県北巨摩郡 杜務		3		名簿
25	1	04	32 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県北巨摩郡 杜務		6		名簿
26	1	04	33 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県北巨摩郡 杜務		5		名簿
27	1	04	34 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県北巨摩郡 杜務		7		名簿
28	1	04	35 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県北巨摩郡 杜務		10		名簿
29	1	04	36 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県北巨摩郡 杜務		5		名簿
30	1	04	37 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県北巨摩郡 杜務		3		名簿
31	1	04	38 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	山梨県北巨摩郡 杜務		3		名簿
32	1	04	39 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二 堀内丹吉 司官 久保田利雲		2		
33	1	04	40 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二 堀内丹吉 司官 久保田利雲		3		
34	1	04	41 明治	21	6		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二 堀内清左二門		1		
35	1	04	43 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二 堀内丹吉 司官 久保田利雲		4		
36	1	04	44 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二 堀内丹吉 司官 久保田利雲		4		
37	1	04	45 明治	21	5		穂見神社水代御神秉謹姓名簿	社務所 氏子継代 米山吉兵二 指当人 三枝真二郎		12部つながっていた		
38	1	04	05 明治	22	5		明治廿二年五月苗敷山穂見神	北巨摩郡旭村社務所		4		名簿・神社の由緯について
39	1	04	16 明治	22	5		明治廿二年五月苗敷山穂見神	北巨摩郡旭村社務所		4		名簿・神社の由緯について
40	3	13	明治	22			穂見神社太々掾收入帳	社務所		96		一束
41	1	04	20 明治	22	5		穂見神社太々掾收入帳	社務所		2		
42	1	04	02 明治	24	6		明治廿四年六月苗敷山穂見神	北巨摩郡旭村社務所		6		名簿
43	3	14	明治	24			穂見神社太々掾收入帳	社務所		91		1枚目～31枚目 右半分のみ 32枚目～左右両方 78枚目～91枚目 左右両方
44	1	01	26 明治	25	7		苗敷山穂見神社水代御神秉謹	北巨摩郡旭村 杜務所		9		名簿収録
45	1	01	31 明治	25	6	13	明治廿五年苗敷山穂見神	山川一浦志満謹(浦島商店)				
46	1	04	08 明治	25	7		明治廿五年七月苗敷山穂見神	北巨摩郡旭村社務所		3		名簿(神山村)・神社の由緯について
47	1	04	42 明治	25	7		穂見神社太々掾收入帳	社務所		41		

番号	施設名	年号	月	日	表題	発行者	巻数	丁数	メモ
48	1 01	15 明治	26		櫻見神社社務所			61 (領收証)	
49	1 01	03 明治	27	8	櫻見神社 太々瀬收入簿			99 領收証(明治32年7月20日まで)	
50	1 01	19 明治	27		櫻見神社大々瀬收入簿	社務所		100 領收証(明治28年まで)	
51	1 01	01 明治	30					97 領收証	
52	1 01	12 明治	33	8	14 櫻見神社収入帳簿	櫻見神社 社務所		種類変更	
53	1 01	02 明治	34		櫻見神社収入帳簿			95 領收証(大正3年まで)	
54	1 01	06 明治	34	6	13 大々瀬新加入人名簿	櫻見神社 社務所		8 名簿	
55	1 01	04 明治	34	7	28 櫻見神社落付算簿			6	
56	1 01	30 明治	35	6	13 櫻見神社落付算簿	氏子代 山寺組			
57	1 01	28 明治	36	6	2 櫻見神社修繕工事費人工二三帳			8 会計簿	
					出勤簿			14 出勤簿・領收証	
58	1 01	29 明治	36		明治卅六年度分 例祭外費領收証	櫻見神社氏子代 氏子代(個人名)		27 領收証	
59	1 03	15 明治	36		境内立木同伐額	櫻見神社 氏子代 村山長十郎・堀内元通・堀内丹吉・山本惣十郎		3 山梨県如意大山崩	
60	1 03	16 明治	36		本社修繕工事費領收証	氏子代 村山長十郎・堀内元通・堀内丹吉・山本惣十郎		4 領收証	
61	1 03	17 明治	36	6	本社修繕工事費收入簿	氏子代 村山長十郎・堀内元通・堀内丹吉・山本惣十郎		5 本社屋根修繕出来方面積	
62	1 03	18 明治	36	6	本社修繕工事費支払箇帳	氏子代 村山長十郎・堀内元通・堀内丹吉・山本惣十郎		6 別に領收証1枚あり	
63	1 03	19 明治	36	6	本社修繕工事費支払箇帳			44 領收証	
64	1 04	04 明治	36		明治三十六年度分祭費領收証			81 11枚目 領收証書11枚	
65	3 05	明治	36		櫻見神社祝賀簿			14枚月額領收証6枚 30枚	
								□ 領收証8枚 31枚月額領收証書 37~46年内紙	
66	2 14	明治	36		春乃三種支出簿	旭村 三番組		49枚目 引取券 58枚日領收証11枚 72枚月領收証書13枚 23枚(1束) 終末	
67	2 16	明治	36	4	春乃四種支出簿	旭村 三番組		34 大正15年までの記述あり	
68	2 17	明治	36		春乃五種收入簿	旭村 三番組		26	
69	1 04	21 明治	37		領收証			28	
70	1 01	09 明治	38		明治三十八年六月太々瀬賃糧			17 別に領收証42枚あり 丸	
					収益			81 領收証	
71	1 01	21 明治	38		櫻見神社明治三十八年度分			1 領收証の袋	
					領收証			24 領收証・併用金證書	
72	1 01	27 明治	38		明治三十八年度祭費領收証	櫻見神社氏子代		10枚目 受取券6枚 16枚	
73	3 06	明治	38		寄附出納簿	旭村三番組		目 領收証3枚	
74	3 26	明治	38	1	櫻見神社上地小豆詮券	櫻見神社氏子代		14	
75	1 01	04 明治	39		領收証	北巨摩郡旭村 収入役		20 領收証(明治38年度分)	
76	1 04	00 明治	39		明治三十九年度領收証	櫻見神社		64 領收証	
77	1 01	16 明治	40		苗敷山應見神社大々瀬名簿	社務所		3 他者券 太々瀬規約	
78	1 01	32 明治	40		苗敷山應見神社大々瀬名簿	神社		4 他者券 太々瀬規約	
79	1 01	38 明治	40		苗敷山應見神社大々瀬名簿	甲斐國北巨摩郡苗敷山應見		5 他者券 太々瀬規約	
80	1 03	03 明治	40		例祭費支払領收証	神社		6 他者券 太々瀬規約	
81	3 11	明治	40		苗敷山應見神社大々瀬名簿	社務所		39 領收証	
82	3 12	明治	40		苗敷山應見神社大々瀬名簿	神社		1	
83	3 15	明治	40		表裏なし(領收証)			75	
84	1 04	23 明治	40		櫻見神社大々瀬名簿	社務所		1 19枚あり	
85	1 04	46 明治	40		苗敷山應見神社大々瀬名簿	甲斐國北巨摩郡苗敷山應見		2 他者券 太々瀬規約	
86	1 01	33 明治	41		苗敷山應見神社大々瀬名簿	神社		2 他者券 太々瀬規約	
87	1 01	34 明治	41		苗敷山應見神社大々瀬名簿	甲斐國北巨摩郡苗敷山應見		2 他者券 太々瀬規約	
88	1 01	35 明治	41		苗敷山應見神社大々瀬名簿	神社		2 他者券 太々瀬規約	
89	1 01	36 明治	41		苗敷山應見神社大々瀬名簿	甲斐國北巨摩郡苗敷山應見		2 他者券 太々瀬規約	
90	1 01	37 明治	41		苗敷山應見神社大々瀬名簿	神社		2 他者券 太々瀬規約	
91	1 01	39 明治	41		苗敷山應見神社大々瀬名簿	甲斐國北巨摩郡苗敷山應見		2 他者券 太々瀬規約	
92	1 03	05 明治	41		例祭外費支払領收証	社務所		11 別に17枚領收証あり	
93	4 22	明治	41		苗敷山應見神社大々瀬名簿			1 他者券 太々瀬規約	
94	1 05	06 明治	42		祭費領收証			62 領收証	
95	1 03	02 明治	43		当審山木替手割領出分 例祭費支払領收証			50 領收証	
96	1 03	07 明治	44		例祭外費支払領收証			11 例に22枚領收証あり	
97	1 03	08 明治	45		例祭外費支払領收証			17 例に18枚領收証あり	
98	1 03	15 大正	2		櫻見神社外祭費領收証			16 別に25枚領收証あり	
99	1 03	09 大正	3		櫻見神社外祭費領收証	御内元通		3 (時代別領收証)	
100	1 04	47 大正	3		例祭外費支払領收証			6	
101	4 13	06 大正	3	10	23 岩見明誠	御内元通		7	
102	4 13	11 大正	3	10	23 岩見明誠	山本保法律事務所		14	
103	4 13	09 大正	4	12	8 諸高			26	
104	4 13	11 大正	4	7	22 狩矢			2	
105	4 13	14 大正	4	9	21 土地所有者二箇所ノ件			1	

第1節 苗穂山總見神社文書調査

番号	籍	資料	枚数	年号	年	月	日	表題	発	受	丁数	枚数	メモ
106	4	13	17	大正	4			(大正4年度)總見神社收入出 手帳	社奉 野沢保義		2		
107	4	13	21	大正	4	1		上地三村上申	功刀吉久		3		
108	3	16		大正	4			總見神社精勤班換書類	總見神社氏子継代		51		2つの資料が一巻に、○ 例祭當番鳥居組 墓内組 境内元油(領收証書1枚目) 19枚 12枚目(1枚目)C共 修繕費上事御取証書 大 正5年(32枚目から)
109	2	13		大正	4			老号ノ五 所有地小作入附借	椎村三番組		28		
110	4	13	12	大正	4	9		土地證明類	椎村長 三枝太郎		12		
111	4	13	14	大正	4	6		17(大正3年度總見神社)底入山 種類表	社奉 野沢保義		2		
112	1	03	01	大正	5	5		總見神社剪絆修繕工事日誌			5		日誌(大正5年6月まで)
113	1	03	11	大正	5	5		般般般選課表 功刀吉久			2		
114	1	03	12	大正	5	5		總見神社奥殿是根絆修繕工事見 種類表	大工佐野貞一				
115	1	03	14	大正	5			總見神社精勤班換書類	例祭當番 鳥内組次第 保義		67		領收証
116	4	13	01	大正	5	12	25	小作請水事件ノ折断状	大草よし		6		
117	4	13	08	大正	5	2		原告大草よし 請水書面等斧書			3		
118	4	13	03	大正	5	12	25	小作請水事件ノ折断状	大草よし		3		
119	4	13	18	大正	5	12	25	小作請水事件ノ折断状	大草よし		4		
120	1	03	13	大正	6			總見神社證書類	例祭當番 本山保法律事務所	功刀吉	29		11枚目 28枚領收証
121	4	13	10	大正	6	6	22	頭賣	本山保法律事務所		5		
122	4	13	12	大正	6	12	28	證明書			1		
123	4	13	23	大正	6	31		(領收)証			9		
124	4	13	08	大正	6	3	22	上中書			3		
125	4	13	09	大正	6	4	24	審査書面	大草よし		3		
126	4	13	19	大正	6	5	25	確定入印川状	中府裁判所	船尾正信	1		
127	2	12		大正	8			台号ノ五 所有地小作入附借	椎村三番組		55		
128	4	13	10	大正	8			耕作訂正申立			2		
129	3	01		昭和	3			坪刈記載報	南割区		17		前15P 後2P
130	2	15		昭和	3			坂尾山崩	加藤三番組		62		
131	3	02		昭和	4			總見神社收入款庫			42		
132	2	10		昭和	4			總見神社支出款庫	例祭當番 功刀吉久		76		
133	3	20		昭和	7			總見神社收入出預算決算報達			251		領收書 証狀 土地界 線問題 神社規則 等
134	1	02	01	昭和	8			昭和八年度領收証込	總見神社氏子 継代		26		領收証
135	1	07		昭和	8	9	3	耕種書	鈴木吉平		2		
136	1	02	02	昭和	9			昭和九年度領收証込込	總見神社 会計		54		請水書・領收証
137	2	19		昭和	9			農社耕種額及社廻所 増収二 割スル領收証			125		
138	1	02	03	昭和	10			昭和八年度支払耕種額	南割区		44		領收証
139	1	02	06	昭和	10			昭和八年度付替 總見神社 氏子継代	村社見總見神社氏子継代(植 田村西 久保 田美定 人名)		4		領收証
140	4	13	13	昭和	10	4	16	(定期履歴本)			4		
141	1	02	04	昭和	11			昭和拾老年度及拾八年度領收 証	總見神社		81		領收証
142	3	03		昭和	11			昭之六号 省府出納帳簿	船尾南割組		49		最終實にメモ書き(1枚)あ る
143	1	02	06	昭和	13			昭和拾年年度領收証込込	總見神社		45		領收証
144	1	02	07	昭和	14			昭和拾四年度領收証込込	總見神社		29		領收証
145	3	04		昭和	14			支入出入口對帳	總見神社		148		別に用印無6枚あり
146	1	02	08	昭和	15			昭和拾五年度領收証込	總見神社氏子継代		59		領收証
147	3	21		昭和	15	3		船尾總見神社宗教者名簿	總見神社 人一箇		214枚あり 表紙なし6部		
148	2	18		昭和	16			耕種販賣收據	上条南割組		106		
149	1	02	09	昭和	16			昭和拾六年度領收証込	總見神社		47		領收証
150	1	02	10	昭和	17			昭和拾七年度及拾八年度領收 証込込	總見神社		64		領收証
151	1	02	11	昭和	19			昭和九年度船尾々總見神 社收入出預算決算報達			13		領收証
152	1	02	12	昭和	20			昭和二十年度領收証込込			16		領收証
153	1	02	21	昭和	21	8	26	總見神社社奉貢額是根經書附帳	總見神社		7		寄附額
154	3	27		昭和	22			領收証込込			30		
155	2	07		昭和	22	12	27	寄合分受領書	北川摩耶村上条南割 山 寺福 住石良 山本清吉		1		
156	1	02	14	昭和	23			昭和式參年度總見神社領收 証込込			30		領收証
157	3	07		昭和	23			金錢出納帳			34		前23P 案30(予算費の記 述) 前から9枚目 昭和 28年度特別会計出納 費 表1枚
158	3	08		昭和	24	2		苗穂山管理署出勤簿	南割区		7		前4P(山寺 竹内 久保 壽舟) 後3P(成績表)
159	2	09		昭和	24	3		總見神社會計簿			81		算り(領收証・集金)
160	4	14		昭和	24			支給なし(領收書等)			2		總見神社所有者の文字15本 の在役の件について
161	3	23		昭和	25	7	26	生産性	高木忠孝 米山忠志 墓谷 仲津 旗谷清監		40		対照入り
162	3	44		昭和	26			支給なし(領收書)	湯澤常造 他		0		対照のみ
163	4	12	03	昭和	26	8	1	北川摩耶村日向村の割 湯澤 公太郎	山型摩耶村井郡政務課 野沢 公太郎		2		
164	2	03		昭和	27	2	26	苗穂山三村山境界問題 旭村 耕種試験曾敷地	旭村		4		
165	4	14	01	昭和	27			(二十七年度)祭配費計画	總見神社代表 米山文治		220		領收証
166	3	19		昭和	28	2		領收証込込			1		封筒のみ
167	3	31		昭和	28			總見神社付合会計領收証在中					

番号	種類	枚数	年号	年	月	日	書類	宛	件	枚	丁数	枚数	メモ
168	4	12	昭和	28	5	3	入山許書在中 表題なし(領収書等)				10		
169	4	20	昭和	28							76		
170	3	09	昭和	29			苗穂山麓地其他積算書 而外山麓地其の他積算書				109	領収書・受取書・請求書	
171	3	25	昭和	29	12	3	第1回奥宮除祓修復工事領收 苗穂山三吹山除祓修復工事領收				53		
172	3	30	昭和	29			神社除祓修復 表題なし(領収書)	地見神社玉子絶代			1	表紙のみ	
173	3	38	昭和	29			表題なし(領収書)				4	領収書	
174	2	04	昭和	29	3		苗穂山三吹山除祓修復声明書	苗穂山次山除祓修復代表 旭村農業組合長 久刀美雄 地見神社玉子絶代 山本義			12	山林に関する問答メモ6枚	
175	3	24	昭和	30			表題なし(領収書)				140	領収書等	
176	3	28	昭和	30	2		表題なし(領収書)				102	2月から12月分	
177	3	35	昭和	30	10	26	入札書	清水木店(小西郡源村 有野)			2	耕作権移転証書・南割権 山地見神社境内測量図 封筒入り	
178	3	36	昭和	30			表題なし(領収書)				4	領収書等	
179	3	37	昭和	30			表題なし(領収書)				5	領収書	
180	3	39	昭和	30	2		表題なし(やまと原といふ記 述)				1	1号~60号 ○印はもとと なっている	
181	3	43	昭和	30	2		14 神社奉公所				4	領収書・算計表等	
182	4	12	07	昭和	30		苗穂山東内立木調査表				35		
183	1	02	13	昭和	31		昭和三十一年度廃石取扱 額及び其他重要事項				7	領収書	
184	2	22	昭和	31			地見神社玉子絶代				237		
185	4	16	19	昭和	32		昭和三十四年度造林林につき 会計簿	山本忠雄			2		
186	2	11	昭和	34			地見神社				48		
187	1	05	昭和	35			地見神社由縁	苗穂山地見神社久刀吉久			14	本	
188	4	16	21	昭和	38	3	第12回神社総代会開催の祝辞				1		
189	4	16	22	昭和	38	7	昭和35年度廃石出産予算書				2		
190	4	19	昭和	38	8	10 南北学習用水池場新設に關す る重見書				2			
191	2	21	昭和	39			北仁喜原村上条彦利子三次 山梨敷山 神社付界確認 新設事件				8点	封筒入り	
192	2	25	昭和	39			表題なし(領収書等)				195	ビニール袋入り	
193	4	16	12	昭和	39	2	19 国庫貢の支払いについて 同財課長 西塙助三				2		
194	4	11	昭和	40	6	6	16 岩谷被災者国庫賄助二十万 円 四方円一、一万円				3		
195	2	23	昭和	41			会計簿 地見神社				89		
196	4	17	昭和	42			第6回御式禮古奉事会会 員名簿	山梨県本部			2番		
197	4	16	01	昭和	43	1	7 党員	式年通賀費賄助候文部長 小林綱寿郎			1		
198	3	29	昭和	44	11	17 (國乃確) 山梨県文部省県民大 会に關する文獻)				6	書類4枚 業務1枚 手書 き書類1枚 全て封筒入り		
199	4	16	16	昭和	46	7	20 文化財指定に伴う指定書の送 付について	滋賀市教育委員会 教育委員会 長 中村博			3		
200	3	22	昭和	48			表題なし(領収書)				97	ビニール袋入り	
201	3	45	昭和	49			表題なし(領収書)				57	封筒入り	
202	4	16	11	昭和	49		昭和49年度造林事業賄助金 の支払案内	滋賀市森林組合 組合長 小林昌治			3		
203	2	08	昭和	50	1		電気料金領収延	東京電力株式会社 ホミジンジャー ヨネヤマ			2		
204	4	16	08	昭和	50	3	昭和49年度造林事業賄助金 の支払案内	滋賀市森林組合 総合長 小林昌治			1		
205	4	16	06	昭和	51	4	昭和51年度 地見神社玉子絶代会 員入選出予算(案)	滋賀北氏子絶代会長 八巻招 介			1		
206	4	16	20	昭和	51	11	6 第1回山梨県社会福祉まつ り実施要項				6		
207	3	47	昭和	62			苗穂市地籍圖 苗穂山境界図				5	地籍図3枚 憲界図1枚 土地・家屋名簿(表 (SS2)が一種まりに記して あった	
208	4	16	15	昭和	52	11	10 立木壳賣契約書				1		
209	3	17	昭和	53			昭和五十三年度分領取返(領 入り)					領収書6枚 特別參拝章 大祭	
210	2	24	昭和	57			会計簿 苗穂山地見神社				127	2~29と24は紙袋に入って いた。	
211	4	18	昭和				(神宮式官) 地見神社				7枚		
212	4	13	16		4	12	20 庫帳書面	大原よし			5		
213	4	13	19		5	12	9 新盆供養二箇月スル件				1		
214	4	13	15		11	11	上地台整理	堀内元通			1		
215	4	16	10		1		(沼氣一宮) 沼氣山除祓修復費 金について	功刀義晴			1	手紙	
216	3	40			3	2	表題なし(金額内訳)				1	苗穂山椎林神等賞賛 280 円等	
217	3	41			6	14 表題なし(奥宮工事に關する 文書)				1	左上に記されあり 6月14日 ~6月15日(年号不明)		
218	4	16	02		10	18 (裁判についての下紙)	宮内省理賃部管理課賃財係 内藤寅十二 森久吉			1			
219	1	01	05				苗穂山地見神社神璽 聞官				1	1. 記入 2. 名簿 3. 1. 丸 4. 2. 丸	
220	1	01	08				苗穂山地見神社神璽 聞官				1	1. (袖)神社名簿 2. (名簿)	
221	1	01	10				苗穂山地見神社神璽 聞官				1	1. (袖)神社名簿 2. (名簿)	
222	1	01	11								19	1. (袖)神社名簿 2. (名簿)	
223	1	01	13										
224	1	01	14										

第1節 苗敷山神見神社文書調査

番号	資料	状態	年月日	表題	角	受	丁数	枚数	メモ
225	1 01	16		代々譲申名史跡			1	名簿	
226	1 01	17		鹿児神代々譲史跡			4	名簿	
227	1 01	22		太々譲人名			9	(施行名簿)	
228	1 01	23					2	(施行名簿)	
229	1 01	25		備考			3	鳥人神古跡跡地宮に關する施行事の日程	
230	1 03	04		貸付附董病書	山梨県北巨摩郡追村大字上 後山割		2	病書	
231	1 04	10		苗敷山神見神社御史跡地宮	北巨摩郡追村庄所		6	名簿(中巨摩郡ト高砂村 分)	
232	1 01						106	御起延	
233	1 03			甲斐農務省内密見本領地清帳	甲斐農務省行会		9	自記	
234	1 04			東川 美羽中田玉織 神見神 社所有土地			1	ご案内状・封替	
235	1 06				功刀吉人	湯舟延革	1	役員会通知(封筒入り) (自記)	
236	1 08						10	入札に関する文書	
237	1 09			(戸籍)			6		
238	4 25			用紙二関スル件			1		
239	4 13	62		用紙書			2		
240	4 13	97		(現化印)			0	一括 記述なし(冊子のみ)	
241	4 17			市制施行十周年記念事業(苗 敷山神社雄建校寄附金芳名 録)			30	東	
242	3 10			代参人名簿			1	「藤崎田坂命」という記 述	
243	3 18			(御札)			2	『苗敷山尼鬼社社 義景 空壁』という記述	
244	3 32			(御札)			1	『除 防守 苗敷山』 という記述	
245	3 33			(御札)			2	『除 防守 苗敷山』 という記述	
246	3 34			(御札)			1	『除 防守 苗敷山』 という記述	
247	3 42			整理なし(總則・規則等)			6	説明・規則・祭器具(施入 り)・祭招帳録・祭場の位 置・不動産管理について、財務・財産管理等	
248	3 46			(旗一式)				『苗敷山神見神社』とい う記述	
249	2 01			神見神社(神像) (御印)			4	『除 防守 苗敷山』と いう記述	
250	2 02			神見神社拝殿設計図 侧面底 風輪断面20分の1			1		
251	2 05			神見神社拝殿設計図(正面図)			1	破れあり	
252	2 06			大々譲人名原帳			112		
253	1 04	22		印木奉			1	葛原村上り	
254	1 04	29		印木奉				大矢頭額	
255	4 1			所持山				掛け軸(ご神体)	
256	4 4			高倉山 神見神社御神楽大麻				木版	
257	4 6			(見)				木版 金墨り	
258	4 6			神見神社末殿改設設計図 正 面底風輪側面1/55 平面圖 1/50					
259	4 2			神見神社末殿改設設計図 正 面底風輪側面1/55 平面圖 1/50			62		
260	4 10			神社 備書					
261	4 16	03		神社衣類及鹿具取扱	神楽部	庵内銀行	1		
262	4 16	04		御神神社(御印)			1		
263	4 16	05		御神社 一金五万円	南割区民 湯船松城	庵内陽吉	1		
264	4 16	07		御山川御神樂・御神樂書			3		
265	4 16	09		御北山神社代行祝詞・神社負 担者並御願人御願人御願人			2		
266	4 16	13		昭和三〇年度奉植造林用苗	苗崎町長 浅川彦六	苗崎山代業者	3		
267	4 16	14		木代行耕種について		庵内銀行	3		
268	4 16	17		借用証・貸出金証書	相当区長 墓内廣	仲社担当 湯船延	3		
269	4 16	18		入札書	矢崎製材所		2		
270	4 12	01		市内施設上木南割		山本郡代業	2		
271	4 12	04		伴社受成	苗崎市塩町 花輪昌道	6 分動日記・領收書・第27 回奉還定期預金計算書	51		
272	4 12	05		御通報 御見神社絆			6		
273	4 12	06		(山内施設)			1		
274	4 12	08		(御見神社御神社跡)	山梨県北巨摩郡源村 大崎 見		3		
275	4 12	09		竹内 米山文化館 矢崎克標	山梨県北巨摩郡塩村 御見堂入		2		
276	4 13	04		印鑑二関スル件	吉野小学校 市川銀		1		
277	4 13	05		(大草村より通所名寄)			2		
278	4 13	07		(御微書)一括			1		
279	4 13	17							

第二節 地誌ほか苗敷山関係文献

白文にあらためた部分がある。また、割書の部分はポイントを下げる寄せてにて掲載している。

本節では近世・近代に編まれた地誌類を中心とした諸文献から、苗敷山に関連する記述のある史料について報告する。なお、ここでは刊行物となっているもののみを対象とする。

現在確認されている甲斐の地誌は、そのほとんどが江戸時代後期に成立したものである。そのなかで、比較的成立が早いものとしてあげられるのが、宝永三年

(一七〇六) に甲府城主となつた柳沢吉保の命により編まれた「荻生徂徠の『岐中紀行』」「風流使者記」である。また、柳沢氏移封後も勘定支配体制のもとで、江戸から人・文化が流入した。甲府へ赴任してきた勘番士たちなどによりたくさん

の日記や紀行文が残されている。また、甲斐國地誌の嚆矢として甲府勘番支配松平定能が幕府の命を受けて、甲斐國の歴史・自然・文化を総合的にまとめた「甲斐國志」があるほか、甲斐國出身の文人学者など民間人によつても「甲斐名勝志」「甲斐義記」などの地誌が編まれている。これららの地誌類は、「甲斐志料集成」や「甲斐義書」などによって翻刻され、甲斐國近世を研究する上で欠くことのできない貴重な史料群となつてゐる。本節では、以下おもに「甲斐志料集成」「甲斐義書」等におさめられた甲斐の主要な地誌類の内容を確認し、苗敷山に関する情報の抽出し、掲載する。なお、鹿見神社に関する史料として、苗敷山以外の櫛見神社関連史料についても、周辺史料として必要と思われる場合は掲載している。

なお、未刊行の地誌類史料においても苗敷山に関する史料が一部確認されている。よつて、今後それらの調査が進むことによってさらなる史料の増加も期待できると思われる。

史料の引用にあたっては、各史料を成立年順に配列した。掲載にあたっては、可能な限り原文のままの引用・掲載を心がけたが、一部常用漢字に改めた部分や

史料一 『甲州月牌帳 二印』

甲州巨麻郡甘利庄古之前宝蔵院迎修
権大僧都宥怡 寿位 御取次トシテ苗敷山御住宥職御登山

之時御立候 天正十五年丁亥卯月七日

【甲斐國供養帳】

史料二 『甲州縣』

「卷之上」

國母地藏附黎明神之事

享保十七年(一七三二)頃力

一甲斐國の往昔は、水海にて村里人家も少く候所、山梨郡東光寺村、東光寺之法

城寺之國母地藏と、巨摩郡飯澤村之枝郷、鬼島村之末柳川の洲崎に小宮有之、貳

黎明神との方便を以、右山間の石を切開き給ふによりて、一國の水干落村里田

畑も多く出来る由有之、右之地藏を國母地藏と申奉り、寺を水去りて土と成ると

書き、法成寺と唱へ候由、又同郡西川内領栗食と云村に、網懸け石と云岩あり、

右の岩にあたり蛤等の石に成たる形の物有之山梨郡指出村指出の磯と云所有り、

しほの山さしての磯に鳴千鳥古今和歌集、

君か御代をは八千代とぞ鳴

亦巨摩郡甘利の西の方に、苗敷山と云有、此山上に立せ玉ふ虚空藏菩薩は、其節國中の水干瀧へ稻の苗を與へ給ふとて、一國の百姓毎年八月十三日に、其年の新米をちいさき俵に舟に持參致すよし、古来よりの語り傳御座候由、中之、

【甲斐義書 第二卷】

第2表 地誌ほか苗敷山関係文献

第2節 地誌ほか歴史書山岡係文献

甲州月報號		記錄名等		著者		西暦		所收文獻		史料書號		刊行年		編著者		發行	
(印)		(天正十五年)		(五八七)		(一七八四)		「高野山成慶院」印斐志公叢書(「」)		武田氏研究 第四二号		一〇一〇		九島和洋		武田氏研究會	
甲斐國四郡古跡帳	甲州勘	嘉慶六年	一六〇一	甲斐義叢	一卷	一九七四	甲斐義叢刊行會	第一苦房	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐義叢	一卷	甲斐義叢刊行會	第一苦房	第一苦房
甲斐國二郡村高帳	村上某力	享保十七年頃	一七三〇	甲斐義叢	一卷	一九七四	甲斐義叢刊行會	第一苦房	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐義叢	一卷	甲斐義叢刊行會	第一苦房	第一苦房
甲斐國二郡村高帳	野田成力	宝曆四年	一七五四	甲斐義叢	第二卷	一九七四	甲斐義叢刊行會	第一苦房	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐義叢	六卷	甲斐義叢刊行會	第一苦房	第一苦房
甲斐國二郡村高帳	(鷹野高帳)	寶曆六年	一七五六	甲斐志公叢成	一卷	一九七四	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐志公叢成	一卷	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
甲斐國二郡村高帳	(名主瀬井兵衛)	延享二年	一七四五	甲斐志公叢成	資料編	一九七四	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐志公叢成	資料編	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
甲斐名勝志	藤原元克	明天二年	一七八一	甲斐義叢	六卷	一九七四	甲斐義叢刊行會	第一苦房	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐義叢	六卷	甲斐義叢刊行會	第一苦房	第一苦房
甲陽隨筆	加賀美政清	寶政年間	一八〇〇	甲斐志公叢成	第二卷	一九七四	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐志公叢成	第二卷	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
甲斐國志	岸汝裕	文化二年	一八〇五	甲斐志公叢成	第八卷	一九七四	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐志公叢成	第八卷	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
甲水源委	甲斐志公叢成	甲斐志公叢成	一九八〇	甲斐志公叢成	二卷	一九七四	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐志公叢成	二卷	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
甲斐國志	松平定能編	文化十一年	一八一四	甲斐志公叢成	二卷	一九七四	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐志公叢成	二卷	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
貢年村入用夫錢帳	(江郡麻下條西御村)	天保十四年	一八四三	甲斐志公叢成	二卷	一九七四	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐志公叢成	二卷	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
甲斐義叢記	大森義龍	嘉永元年	一八四八	甲斐資治叢成	第一卷	一九七四	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐志公叢成	第一卷	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
甲斐國寺社領記	不詳	慶応四年	一九六八	甲斐義叢	六卷	一九七四	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九七四	甲斐義叢	六卷	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
甲斐地名辭典	吉山東伍	明治四十年	一九〇七	甲斐同社記	寺記 第二卷	一九九六	山梨県立図書館	山梨県立図書館	山梨県立図書館	山梨県立図書館	山梨県立図書館	一九九六	甲斐同社記	寺記 第二卷	甲斐同社記	寺記 第二卷	山梨県立図書館
甲斐古蹟考	猿川字十	大正八年	一九一九	甲斐志公叢成	第六卷	一九九八	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九九八	甲斐志公叢成	第六卷	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
中巨摩郡誌	山梨県中巨摩郡連合教育公	昭和三年	一九二八	甲斐古蹟考	全	一九九〇	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九九〇	甲斐志公叢成	全	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房
甲斐國古社史考	赤岡重樹	昭和十一年	一九三六	甲斐國古社史考	全	一九九一	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	武田氏研究會	第一苦房	第一苦房	一九九一	甲斐志公叢成	全	甲斐志公叢成刊行會	歷史圖書社	第一苦房

史料三「裏見寒話」

「卷之二 仏閣」

△苗敷山（一本に南部上條虚空蔵を載す）、何れも縁日八月十三日、參詣多し、

「卷之五 所述」

○初鹿野

かひか根の藪の原はみな暮て
夕日残れる初鹿野の山

苗敷 茂野

西 行

かひの國巨摩の郡の苗敷の
其から松の下そ涼しき

【甲斐叢書 第六卷】

天明二年（一七八二）

史料四「甲斐名勝志」

「卷之二」

○延喜神名式所載神社

甲斐國廿座 大一座小十九座

山梨郡九座 幸小

袖師神社 物部神社

甲斐名神社

黒戸糸神社 金桜神社

松尾神社 玉

昌麻郡五座 幸小

穗見神社 宇波刀神社

倭文神社 笠屋神社

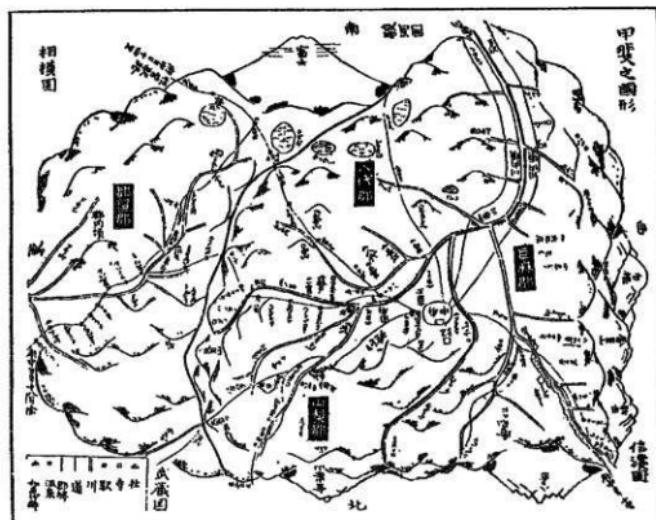
八代郡六座 大一座小五座

佐久神社 弓削神社 表門神社 浅間神社名神大 中尾神社

梅衡神社

○國史及風土記所載式外神社

茂山神社 宮守神社 市川神社 比志神社 當麻戸神社 幸燈大明神 加
國史及風土記所載神社不載神名式者多。予按 忌部廣成所撰古語拾遺曰、至
天平年中勘造神帳中臣專權任意取捨有由者小祠皆列無縫者大社猶發云々右神社
等は往昔忌部家親しき神社なるべし。文德実錄曰、嘉祥四年天下諸神不論有



第1図 「甲斐名勝志」卷之一挿図「甲斐之國形」（「甲斐志料集成」第二巻、歴史図書社より）

位无位共叙正六位云々
※挿図あり（第1圖参照）

「卷之四 巨麻郡」

○苗鋪山 蔡より一十余町上りて虚空藏堂あり。國內見えて佳景也。一説に、

風土記に所謂白雲寺是也と云。西行法師此地にて詠る歌、

甲斐の國こまの郡の苗鋪のそのから松の下そす・しき

○洲澤城跡今は須澤と書り 苗鋪山の麓なり。山を少し登りて平地有、民家數十軒

あり。大平記に觀応二年十二月高武藏守師直兄弟京都没落の時、猶子師冬錄名より甲斐の國洲澤の城に引籠けるを、源訪下官の祝部を先として近國の兵等相集、三日三夜に城を攻落すと云は此地なり。

【甲斐志料集成 第一卷】

史料五 「甲水源委」

文化二年（一八〇五）

「武川筋」

河原石澤河 発源巨摩郡苗鋪山寶生寺境。至上條南割村。注田代澤河。河

身三十餘町。

寶生寺直上苗鋪山廿六町。捲蘿楊雲。不啻其翠微。東南黑則北山武川村

落略屬。基布羅列於殿下。無一樹半林遮掩眼界。相傳在昔六度仙者。開斯邦。以觀望採苗之處。故有苗鋪之名云。益陟至寶生寺前。廟人賣一層。

雜樹文殊。希見職景。蓋風土記所謂白雲寺。是也。又帶西行有過此所賦之歌云。客肥那音宣寄埋乃可復立那奈矣識古那促乃革賴綾子郡西垣宿四思試之。

【甲斐志料集成 第二卷】

史料六 「甲斐國志」

文化十一年（一八一四）

「卷之三十 山川部 第十一」

一御坊沢 苗敷山北ヨリ出アテ上条北割村ヲ東流シ南ニ曲リテ同中割・東ノ割

ヲ間ラ巡テコレヨリ剝場沢ノ名アリ下条西割・中割ヲ歷テ同南割ニテ御勤使川

ニ入ル橋二所一下条西割三在リ一下条南割ニアリ川筋輦ニ云御普請所御功

川上条北割ヨリ同東割ニ至ル長二十町余剝場沢上条中割ヨリ下条西割ニ至ル長

サ八町余○薄葉沢 川筋輦ニ云御普請所長二町二十歩○思沢 上条中割ニ在リ

上レバ即ツ堂ナリ

「卷之六十六 神社部 第十二」

一苗敷山權現 府城ノ乾位ニ在リ相距コト二里余御朱印領七石七斗余七石四斗八

升八在・余西割一斗八升八在上条南割 山林東西三十六町余南北廿六町余山足二里宮

ノ古跡アリ除地方一町余上条南割村ヨリ登ル毎町ニ石碑ヲ立ツ第十一町ニ

勝場ヲ拂フ第十三町ニ石・華表ヲ立ツ第廿町ニ二結ノ神祠アリ子女婚嫁ヲ折ル第

廿二町ニ稚現ノ奥掛石アリ或西行法師ノ奥掛石モ称ス州中眼下ニ在リ臨眺

甚佳ナリ第廿四町ニ宝生寺アリ第廿五町ヲ盡シテ直ニ祠前ニ達ス虚空藏堂ト称スレドモ宮造也宝生寺記日山代王子權現本地仏虚空藏菩薩、國建明

神ヲ配祀ス國建、神ヲ祭ルニ正月九日ヲ以テシ王子權現ヲ祭ル二十一月十日ヲ以テス又六月十三日廿三日ヲ前会式ト称シ八月十三日廿三日大会式ト称ス共ニ本地仏ノ縁日ナリ上古國建、神南山ヲ決鑿シテ湖水ヲ乾シ中郡平地トナリシ時山代王子稻苗ヲ敷シテ民ニ稼穡ノ道ヲ教エ是以州中ノ人今ニ会式ノ日早穗ヲ獻古名ヲ德見、神社ト稱ス昔ハ大社ナリシガ天正丁午ノ兵燹ニ罹テ後祠宇旧ニ復スル事能ハズト云、リ正殿戸前二間流レ破風船物、手先拌殿梁間二間柱間五間梁物出紙向背板風篠リ屋根南面間六間破風瓦格子二土門梁間二間桁間三間攝待屋更南二間桁間六間鐘樓堂方一間火神宮・稻荷社・千体佛堂・不動堂・役行者堂等社中ニアリ 真言古義宝生寺兼帶朱印・古文書等ハ仏寺一部ニ載ス

「卷之八十四 仏寺部 第十二」

一苗敷山宝生寺西村 真言宗加賀美村法善寺ノ末御朱印七石七斗余七石四斗八升下參西町村ニアリ山林東西北二十六町金南北二十六町余古寺跡方一町許、山麓ニアリ今寺ハ山之上三十町余ニアリ客殿・庫裡・鐘樓・諸堂備レリ虚空藏堂・同拝殿・門六間三廊中八本地虛空藏右、國建大明神左、山代王子權現、祭日六月廿三日八月廿一日日本州ニ伝ハル所ノ福智院ノ三虛空藏トハ玉泉院寺松尾光寺當寺ヲ併セ云フ行基和尚ガ一本三像ノ影刻ナリ寺記云「云昔洪水ノ時鳳凰山ノ南下ニ仙窟アリ神在丘ト云」六度仙人ト云者住メリ觀明神ト力ヲ戴セ南山ヲ鑿リ洪水ヲ漏シ播殖ノ地ヲ開キ惡竈毒鱗ヲ駆テ五穀ノ種ヲ施セリ故ニ山ヲ苗敷ト分ス今ニ至テテ州人六月ノ祭ニハ豐熟ヲ祈リ八月ノ祭ニハ初禱ヲ小サキ儀二人入レ以テ請スルヲ恒例トス六度仙人ハ山代里ニ住シ山代王子・女國玉姫ヲ娶リテ二男二女ヲ生ム長ヲ風祭王子ト云ヒ次ハ風雨王子・雨宮王子・藤巻姫ナリ地ヲ割テ四郡トナン風祭ヲ巨麻二封ジ廟間ヲハ代二封シ藤巻ヲ都留二封ジテ遂ニ此ニ退テ神トナル國建明神以後四子亦名、神トナル刀八毘沙門・山梨明神・八代權現・源方明神、是ナリト云ヘリ、末ヶ三寺アリ寺宝二水様九年七月武田ノ印書・章○同十二年七月同・章○天正五年十一月同一章○同十二年四月十九日寺領五百二百文・御朱印○同十七年十一月伊奈熊藏・証文○同廿年

加藤光泰・田印禁制・章井・寺領・証文一通、慶長八年四奉行・証文一通、寛永十九年以米御代々・御朱印ヲ歲入

一円通山海藏院西村 同宗室宝生寺・末除地七畝十四歩、本尊・地藏

一導効山西方院西村 同宗同末除地二畝廿步、本尊・毘沙門

一法水山真光寺同村真言宗上条南惣村宝生寺ノ末除地五畝廿四歩本尊ハ觀世音坐像前板者が付した返り点・送り仮名は省略した。

【大日本本地誌体系別卷「甲斐国志」第一卷、第二卷】

史料料 〔甲斐叢記〕（一名「甲斐名所図会」）

嘉永元年（一八四八）

〔前編 卷之一〕

※插図あり（第一圖参照）

〔前編 卷之四〕

菲崎宿 甲州道中信濃路に記せり



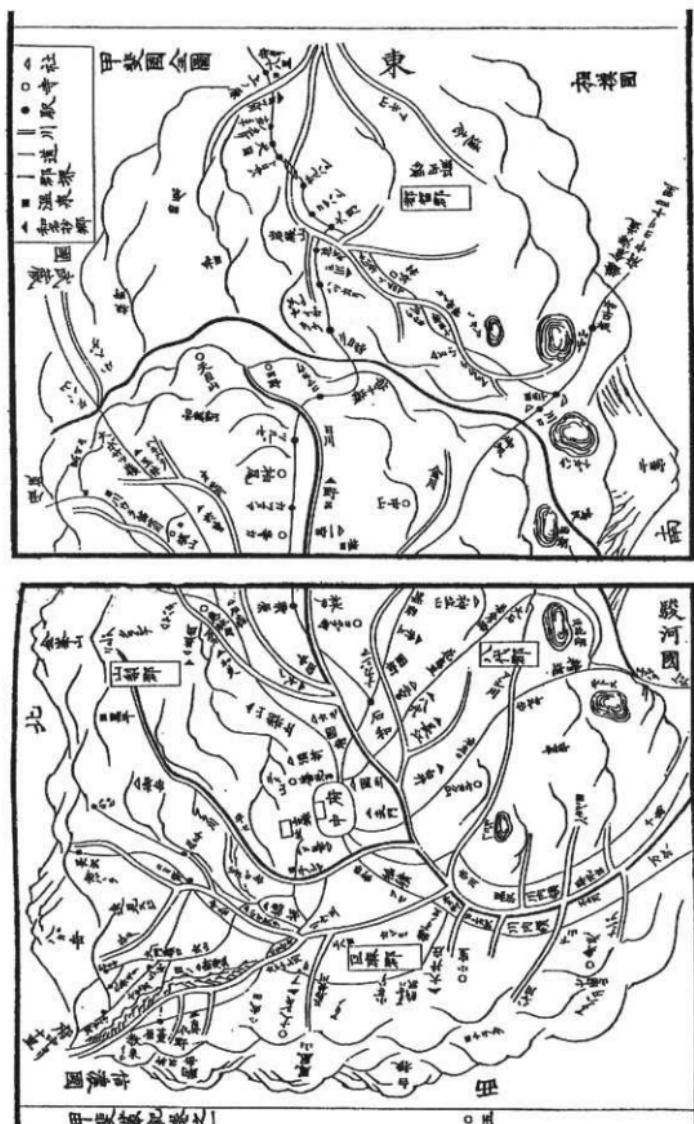
古時は南方歎沢の鬼島より西へ小柳川に沿て上り国見平歎沢支村を歴て長知

沢村河内領

より西北の方高下村なる仮宿と云處に上り小室村北盛に岡の跡ありより北へ山際に傍て寂勝寺小林落合上高地、曲輪、田、等乃諸村を過ぎ有野村古の馬相野なり八田の牧の系に接しに係り三勤使川を越え甘利郷なる苗敷山の峯を過ぎ此邊より鶴原山に沿て上る若尾、武田、青木、入戸野、等の諸村を歴て圓井村にて官道甲州道中に會り此道筋は古よりの走路なりといへり

高尾山落合村 宮地の西北なる山城なり。白山權現に三体王子を配祀れる。祠なり。州人これを文殊と称す。享和十三年七月洪水にて山岸崩れ、土中より石碑出たり。正面に權現神社と刻付左の方に文造三と云る二字彷彿に見ゆ。其余は缺泐で辨ち難し。因て權現神社なりと云。十一月朔日に祭あり授權の神なりとて登拝の者群

集せり。山の中腹六本松と云る處、東南打撲で、眺望甚はだ佳し。
苗敷山上峰南面村
頂に社あり。國母地蔵又金剛藏と云はれるなりと國建神とを配
祀る宝生寺といへる寺ありて、攝神れり。寺領七石余あり。古き傳に國建神行基
此山に遊びて、憩息し時の腰掛石と云るあり。又其時歌し歌とて石に銘付て路の

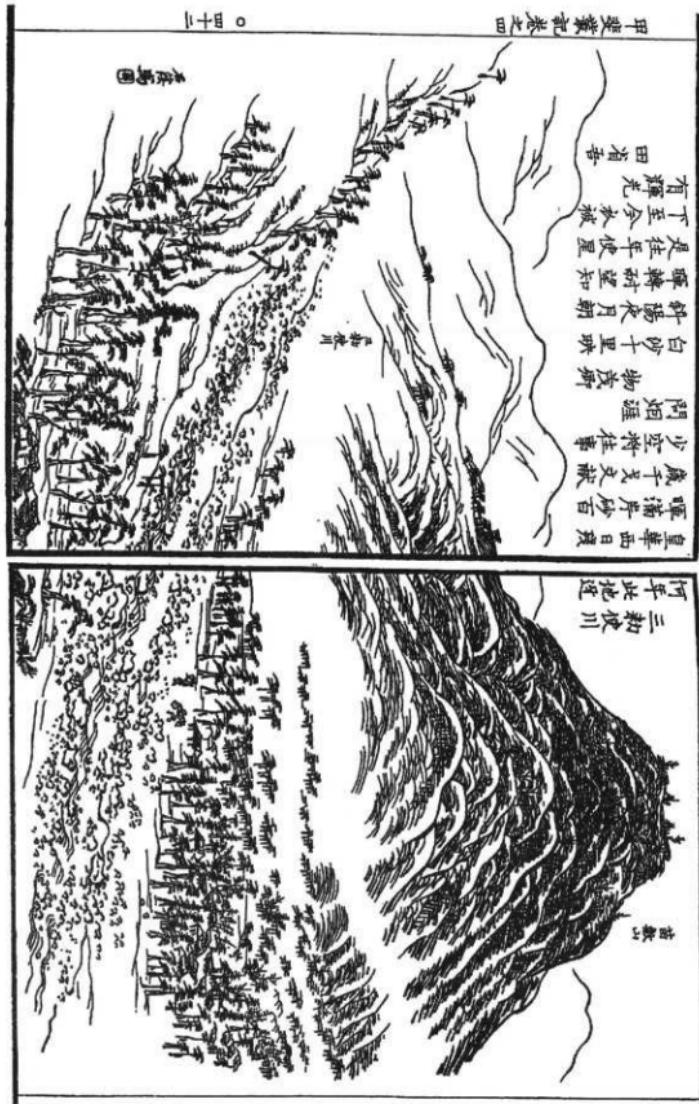


第2図 「甲斐叢記」前掲卷之一挿図「甲斐國全図」(図のみ『甲斐名所圖会甲斐兼記』臨川書店より)

旁に建り

甲斐の國巨摩の郡の苗敷のその唐松の下ぞ涼しき。
此歌も仮托なるべけれど、人口に傳る故、此に附記せり。舊此社を古は穂見神社
と称して、大社なりしが、天正壬午の兵火に罹し後は、蕉の形には非ずと、寶生

。〇十日。



第3図 「甲斐畫記」前掲巻之四掲図（苗敷山）（同前）

寺の記に見えたり。
※掲図あり（第三図参照）

須澤城址須沢村 三勃使河の北岸苗敷山の西南に在りて、深漠を隔たる山なり。

里人の傳へ、御勅使十郎塙谷三郎と云者此に據ると云。桜雲記に正平五年北

朝貢元年十二月鎌倉氏と、高橋磨守副冬筒直の弟不快に依て、師冬没落して申

州柄漢城に至る。同六年正月申州伴野村柄漢城にて、上杉元部少輔憲及諫訪の

探部が為に、師冬殺さるとあり。伴野村と云は何處を序するにや定て記し謬れるならん太

平記には洲澤と作り。但此時の城主何人なる事を記さず。意ふに、其嘗て師冬の領

地にもやあらん。

「後編 卷之七」

稀倉洞穴山神 神領七石余、祭神三座建御名方命・倉稻魂命・素戔嗚尊にて延喜式に載たる地見神社なりとぞ。又此地を稻倉といふは往昔、屯倉のありし處なれば、此名ありととな。祠の西北の地に穴山氏・鷹山郡長坂・青木の諸士の宅邸あり。本村の車坂より並崎の穴明神祠へ道あり、その坑道は分明に知られねど、大雨などに崩崩れ、或は土を鑿などせし時に、坑口露る事も有と云へり。穴山の名、蓋しこれに因るか。此地を石水組といふは、巨石より泉の湧出所あるに因て名け、るとなん。

千々の秋つきぬ田のみを稀倉に地見の御神のみそなはすらん。

日野 大納言資生卿
中山 大納言忠尹卿

賀茂季萬

賀茂直慶

小笠原牧

詞花

もえ出る草葉のみかは小笠原駒のけしきも春めきにけり

僧都寛雅

壬生忠見

甲斐根

をしからぬ命なれともけふまではつれなき甲斐の白根をもみつ

賀茂保角

矢崎好質

市川の森

逐人の小屋の寝覚の淋しさに衝鳴たつ市川のもり

八代駒雄

苗敷山

甲斐の國巨摩の郡の苗籠のこの唐松の下そくしき

大貳三位

和泉式部

大貳三位

甲斐か根や籠の里はみなくれて夕日のこれる初鹿野の山

史料八 〔甲陽隨筆〕

寛政年間（一七八九—一八〇一）

「上」

國母地藏・均裂明神虚空藏之事

一甲斐國は、往昔は水海にて村里人家も少く所、山梨郡東光寺村の西、法城寺の國母地藏と、巨摩郡鶴澤村の枝郷鬼崎村の末、柳川の洲崎に小宮有、均裂明神の方便を以て右村山の岩石を切開き給ふに、寄て一國の水干落村里・田畑も多く出来たるよし、依て右地藏と國母地藏と中奉り、寺を水去りて土と成し告さ

法城寺と唱へ候由又同郡西川内領栗倉と云村に紐掛石と云岩あり、右岩に淺削、蛤等の貝、石に成たる形の物有之、山梨郡指出村に指出の碑と云所あり、古今和歌集に

しほの山としての碑に鳴千鳥君が御代をは八千代とそなく、

又巨摩郡甘利の西の方に苗敷山と云山有、此山上に立せ給ふ虚空藏等は、其跡國中の水干落へ稀の苗を與へ給ふとて、一國の百姓毎年八月十二日に其年の新米を少しあ供にこしらへ持參致す、古来より語り傳へ候よし

「下」

甲斐國名所和歌之事

同作

本尊不動明王 同

一体

西行法師碑 同作

丈ヶ四尺五寸 一基

背面二法師當山三面詠める歌影付有之

仁天 広目天増長天

丈ヶ毫丈或尺 木像

武体

選舉之作

文殊菩薩臨土共 石像

三体

梵鐘 長サ三尺五寸渡り武尺八寸

毫ツ

金火箸 丈ヶ三尺五寸過リ一寸五分角

毫膳

大鑊 渡り武尺五寸

銘第二回至治二年八月ト有之

以上

薦諸堂社之部

文珠菩薩臨土共 石像

三体

梵鐘 長サ三尺五寸渡り武尺八寸

毫ツ

金火箸 丈ヶ三尺五寸過リ一寸五分角

毫膳

大鑊 渡り武尺五寸

毫ツ

一、王子權現社 壱間四方

以上

以上

一、同渡殿 板葺

以上

以上

一、同拜殿 三間六間

以上

以上

一、石尊社 壱間半六間

以上

以上

一、泡瀬神社 三尺四方

以上

以上

一、中之里坊 六間五間

以上

以上

一、北之里坊 五間六間半

以上

以上

法水山真光寺ト々々上条中里村二有之

以上

以上

以上八ヶ所

南之里坊本尊毘沙門天 木像 一体

弘法大師之作 中之里坊本尊地藏尊 同 一体

空也一人之作 北之里坊本尊觀音菩薩 木像 一体

選舉之作

巨摩郡武川筋甘利之郷上条南割村穗見神社苗教山別当宝幢院宣生寺儀ハ神代之其昔當国一円湖淵たりし時其湖淵之乾方風凰山之平腹に神在岳ト云仙窟あり地祇より靈瑞を蒙り神仙後ノ處に住給ふ土人彼ノ異人を六度仙人ト称す國土を広平にし蒼生を繁榮になし其業を安んぜしめん事を志し給ふトイヘ共國之中間湖淵なれば素願成就しかたし何卒此湖淵を乾かし民ニ耕稼之營ミを教へんと旦暮心を苦しめ給ふ 茲ニ當國いま河内之庄ト云處に鶴鹿ト云荒神在します仙老趨りて求願之所を告げ給ふト直に荒神即神通力ア以て強る山岸を蹴劈き水流を通し給ふに因て後世此神を蹴等大明神ト称す此故に六度仙人ハ國土をして平堅たらしめ爾來り神仙山代之里に遷り山代王子之女國玉姫を娶りて三男一女を産む嫡男を小間寿丸ト名く風祭王子ト云二男ハ山名志寿丸ト名く風間王子ト云後世巨摩山製之文字に改めしとなんニ男ハ八代王子ト名く南宮主ト云其次ハ都留知与越ト名く南宮主ト云即當國中世におよんで風祭閑雨宮巻之四姓あり所謂六度仙人四子之嫡裔にして國家羽翼累世之巨室たり此時四子成長におよんで一州を四郡に分附し四人之王子に与へ即山代王子ハ五穀万物之種子を國土に下なし苗を國中に農耕之營みを始むる因之山代王子を苗教仙人ト唱へ山を苗教山ト号し故に古き詠歌にも有之即王子を山代王子權現ト垂跡す将六度仙人を國祖大明神ト垂跡し本殿左右に兩神を鎮座す茲に福智能之事を折らんとし給ふに山中忽然トして明星天子来臨之光リト共に虛空菩薩影向し給ふ於是此山に虛空藏尊を勧請し山代王子國建兩神之本地トして本殿中央に鎮座す故に寺名を生宝寺ト号す寺亦六度仙人ハ上条なる甲曹山に隠れ六度満行したために終に地藏菩薩ト現す是法城寺固母地藏是也時に國玉姫ハ國

玉大明神ト奉跡し男女嫁するに宣教き靈持トし世之人縁結之神ト唱へ山内二撰社

有之是當山從往古云ふる處之古記靈廟是也 中興ハ行基と一木を以て虚空藏菩薩

蔵三像を彫刻し本州伝へる處之福智能之三虛空藏トす所謂國玉能満寺松尾智光寺

ト當山を併せて三虛空藏トす此時虚空藏菩薩之像を與に乘せ置より登り休みし處

之石を奥掛石ト唱へ今に顯然たり因之行基菩薩を中興創建ト從上古今に到而國

中之實踐五穀豐熟之尊像ト仰ギ參詣群集なす事甲國一般人之知る處なり乍併人家

を去ル事一里余餘敷山坡を攀踏し山嶺に寺あり故に世人掌而禮見釋社ト称し客殿

を同望台ト唱へ又曰雲軒ト称す故に中世西行法師此山に躋り一詠あり碑銘今に顯

然たり因而山路途中之坂をいま西行坂ト唱ふ村山上之住居當むに自在ならず依之

当國世々之國土より山上諸堂社修復料等給之就中武田信玄之時に當ては諸堂社修

覆領として境内山林ハ勿論南麓南割におるて高武百拾四石西割村におるて高武百七

拾四石を給り境内禁制書等迄御立被置候殊ニ當國五穀播種農耕之元祖當院二鎮座

因有之天文八年秋八月中當寺之住僧阿達梨榮真を信玄公深く御帰依はあり別當職

被仰付一國中五穀成就之札配札御免狀給り甲國一円廻村仕候式例も有之候得共通

きし享保二年戊午寛延三年丙寅兩度に山上山下共炎燒之節古悉く亡失す其後德川

家二而も前々之旧例有之武田家先格五拾分之一割合を以て本殿領として境内山

林ハ勿論南麓南割西割村におむて御朱印地別當宝生寺江被下置今に境内禁制書

等迄御立被置已ニ宝永二乙酉年正月十五日より松平美濃守殿甲府御城主中ハ毎年

年頭御日見へ仕候古格も有之百姓古今に到而御宝祚延長當國一般五穀成就為御祈

持平常長口護摩供修行仕來候旧例二御座候実に人家を一里余隔り四方相切られぬ

之山頭に一字を建立能在蓋地他ニ異也別段例年六月十二日八月十三日兩度之会式

にハ回中之黎民諸作之初穗を山上に持參禮見神社ト称し五穀万物豐饒を祈る露場

二御座候

苗敷山古詠歌 謂人不知

ありかたや苗を国土に敷そめて

米の宝の幾世生る、

苗敷山二て詠める 西行法師

甲斐の国巨摩の郡の苗敷の

そのから松の下ぞ涼しき
以上

徳川家御朱印

高七石七斗余

同 境内山林

三拾六町二廿六町

同除地下々扇

壱反八畝歩 明神領西割分

同武畝廿步

南之里坊 西法院境内

同七畝拾四歩

中之里坊 海藏寺境内

同五畝廿四歩

北之里坊 真光寺境内

家康公御朱印写

苗敷山

甲州苗敷領吉利上条内五貫文矢戸内武百文事

右如前々所令寄附不可有相違之状如件

天正十一年十九日 朱印

苗 敷 山

大猷院様御朱印写

別當宝生寺

甲州上条南割村虚空藏堂領

甲斐国上条郡虚空藏堂領同郡上条南割村之内武斗

八升下条西割村之内七石四斗八升合七石七斗余事

任先規寄附之訖全可收納并山林竹木別當宝生寺中

諸役等免除如有來水不可有相違者也

慶安元年十月廿四日 朱印

戲有院様御朱印写

甲州巨摩郡

虛空藏堂領

甲斐国巨摩郡虚空藏堂領上条南割村之内武斗八升

下条西割村之内七石四斗八升合七石七斗余事并寺

中山林竹木諸役等免除任天正十一年四月十九日慶

安元年十月廿四日丙午先例之旨宝生寺進止永不可有

相違者也

寛文五年七月十一日

朱印

常慈院様御朱印写

甲州巨摩郡上条南割村

虛空藏堂領
宝生寺

甲斐国巨摩郡虚空藏堂領同郡上条南割村之内武斗

八升下条西割村之内七石四斗八升合七石七斗余事

并寺中山林竹木諸役等免除任天正十一年四月十九

日慶安元年十月廿四日寛文五年七月十一日目先判之

旨宝生寺進止永不可有相違者也

貞享二年六月十一日

朱印

有德院様御朱印写

甲州巨摩郡上条南割村 虚空藏堂領 宝生寺

甲斐国巨摩郡虚空藏堂領上条南割村之内武斗八升

下条西割村之内七石四斗八升合七石七斗余事并寺

中山林竹木諸役等免除依当家先判之例宝生寺進止

永不可有相違者也

享保三年七月十一日

朱印

尊信院様御朱印写 延享四年八月十一日

浚明院様御朱印写 宝曆十二年八月十一日

文恭院様御朱印写 天明八年九月十一日

慎徳院様御朱印写 天保十年九月十一日

溫恭院様御朱印写 安政二年九月十一日

昭徳院様御朱印写 万延元年九月十一日

右七通ハ同文言ニ御座候以上

篠川家禁制書写

苗 敷 山

一、甲乙人等狼藉之事

一、於等内殺生之事

一、伐採山林竹木并放牛馬之事

右之条々于違犯之聲者可被所嚴科之旨被仰出者

也 仍如件

天正二十年二月九日

(黒印)

四奉行黒印写

御寺領覺

宝 生 寺

合七石四斗八升
廿利西割之内

同 所 南 割 之 内
武 斗 八 升

右令寄進候國家之御祈念寺中御造當肝要存候重而

御朱印申請可進候 以上

慶長八年癸卯

桜井安芸守信忠

書判

三月朔日

石原四郎右衛門尉昌明

書判

小田切大隅守茂富

書判

跡部九郎右衛門尉昌忠

書判

苗敷

右八今教御訊問ニ付泰差上候以上
七月十八日 長坂源五郎 奉慶應四年年
右八今教御訊問ニ付泰差上候以上
七月十八日 長坂源五郎 奉

伊奈熊藏殿御証文

甲州武川筋苗敷領之事

島上中下共二卷段ニ壹斗免之大錢取之分百姓請負

一札有之偽如件

已上

黒印

右依有御朱印任面貿數如此也然者全可有所務出

島上中下共二卷段ニ壹斗免之大錢取之分百姓請負

天正十七乙五年

十一月廿二日

伊奈熊藏 書判 黒印

苗敷山

苗敷山

光泰御証文写

於于甘利上兼南割

為苗敷山寺領給人領而之分地參拾俵之分令寄附畢

者守此旨國家安榮武運長久之祈尊要也仍如件

付不可伐採山諸役免除除不可有俗徒之籍者也

天正二拾年二月八日

光泰 書判

宝生寺

武田家御朱印

朱印

苗敷山之別當拘之家一間之分棟別錢并御普請役為

御持御救免候者也仍如件

丙子

「通卷第二十二卷 法善寺」(関連部分のみ)

武田八幡宮拝札之写

(表)

梵字在リ

當社務法善寺第十二代別当姓大僧都嚴忠

武田八幡宮寫御拝札之写

天文拾年辛十一月廿三日

本願尊孝

天正拾年辛十一月廿三日

本願尊孝

(表)

小御權那 武田三郎義信并苗敷山住阿闍梨榮貞

時御奉行 今井中務大輔虎甫

大工駒沢之住

時御奉行 今井中務大輔虎甫

棟梁加賀美住

栗原宣春軒道台

助右衛門尉

浅利伊予守虎在

青木尾張守満懸

飯山美濃守長能

小權那

板垣駿河守信方

江上郷右衛門尉

当所代官

史料一〇「甲斐国社寺領記」

(成立年不明)

「巨麻郡武川筋」

- 眞言法泉寺末
一、御朱印七石七斗余
同 宝生寺末
一、御除地貳百貳拾四坪
同 同寺末
一、同 八拾坪

上條南割寶生寺
同 海藏寺
同 西法寺

苗敷山 上條南割の西側にして、甘利山と云ふ、鳳凰山・御座石山の尾にして、虚空藏堂あり。別当を滅罪寺と云ひが、近年改祀して、延喜式、巨麻郡總見神社と為す、徵證のあることにや。○名勝志云、苗舎山は山嶺の麓にて、之に登れば國内見えて佳景なり。西行法師の詠とて「かひの國」麻の郡の苗敷のそのから松の下ぞすすしき。」

- 真言宝生寺末
(中略)
一、同 九拾坪

【甲斐志料集成 第六卷】

史料一三「甲斐国古蹟考 全¹」

大正八年(一九一九)

史料一一「甲斐国社寺宝庫目録」

(成立年不明)

「仏寺部」

○苗敷山寶生寺 同村 武田の印書

- 一、永禄九年七月 同
一、同 十二年七月 同
一、天正五年十一月 同
一、同 十一年四月十九日 寺領御朱印
一、天正十七年十一月 伊奈熊藏謹文
一、同廿年 加藤光泰黒印禁制
一、同年 同 寺領証文
一、慶長八年 四奉行証文
一、寛永十九年以来御代々御朱印

「第十五章 甲斐國に於ける稻作の由來」
本章に記載する古文書は、紀元一千二百〇四年御奈良帝御治世、天文十三年八月十五日、敬神寺海藏宿禰より向山城主向山出雲守に奉呈せし書にして、甲斐に於ける稻作の由來を記述せしものなり。本書は天文以前に記述して神社に保存せしを寫して呈出せしものにて、其文体亦天文以前のものなり

【甲斐志料集成 第六卷】

甲斐國苗笠稻取根元略縁由記

高嶺今田弯鋒尖露霧影陽而留交濃厚雲錢鎧洛厚薄變峽間水湛湖水滌澗薄々然綏結天皇大臣

大祖火火出見尊壽向山土木鬼王干山向十木鬼古王云井上土本鬼古王云天皇命春葵地理計明

長田足丹後辨尼佐々真武日向向照山祇石友辨羅六度仙境山代土云親合計千人人足

隨指命鰐淨鬼島又兩喜云山雲山場割繫水流順願國土開相攸定編從雲霧晴見安住安耕地

得

右貴人國衛士城國政談合當甲斐國治善國に湖水に同山國改其外號々□名有後甲斐國云然諸々道定便□之愛山代王越長田足地方量理農農作事切理有向山土木鬼古土人命

百姓五穀大南方稻收方教導向山縣長田格子田作亦次寶生縣內山田格子田作數多農

史料一二「甲斐地名辭典」(吉田東伍著「大日本地名辭書」抄)

明治四十一年(一九〇七)

人苗代初種時從穀收方悉教導田數千萬々次第殖國宋繁榮爰始時

國家繁榮の基となれり。

綏靖天皇二十一庚子年春農人年々田數々勤苦向山縣長田格字苗穀殿德觀殿建立

寶生縣山代格字苗穀殿德觀殿建多農人從苗穀收後苗一結愛二貳殿獻

向山土木鬼古王山代王山田王云長田足是改有功農人褒美與秋至同熱德收納後是皆

農人稻小結宛德觀殿前通區改善美與此則甲斐國田作苗穀稻取愛始者

向山土木鬼古王山代王長田足御薨去

後國建大神德觀大神紀緣由紀

別紙謹記有

敬神司海藏宿禰

右本昔相達無御座候者

天文十三年八月十五日

向山城主

向山出雲守殿

家臣堀隼人書判改之

解

綏靖天皇の大臣たる彦火火出尊の裔、甲斐大閥祖たる向山土木鬼古王。天皇の御命を蒙り地理を計り、長田足、丹後辨尼、佐々真武、日向向照山祇右左辨羅、六度仙境等、共に親ら千人の人足を隨へて、之を指揮して蠻澤鬼鳥と云ふ場所を開拓して、水流順に落ち國土相開き雲霧忽ち晴れたるが如く、人民安住の土地安耕の良士を得たり。

右の貴人國歴上城に於て、國政を談議し、甲斐國の政治を行はるること、なりし、國の名は元湖水といひ、又向山國と改め、其外諸々の國名ありしものなるが、後甲斐國と云ふ、然る後諸所に道路を通じ交渉の便を開けり。

爰に於て山代王長田足の兩人、土地測量の長となり、農作の事に功績ありたり、土本鬼古王此兩人に命じて百姓に五穀苗の作り方又穀の収め方等を教導せしめ、向山縣長田格字に於て田を作らしめ。又次に寶生縣内山田格字に於て田を作らしむ、数多の農人に苗代に初種を蒔き、又稻の収め方を教導せしむ、田追々増殖し

綏靖天皇二十一庚子年春、年々田増殖する故農人勤苦し、向山縣長田格字に苗穀殿德觀殿を建て又寶生縣山代格字に苗穀殿德觀殿を建て、苗穀へ終りし後苗一結びづ、此二殿に獻せしめしとなり。土本鬼古王、山代王、長田足是を改め、功績のありたる農人に褒美を與へたり、秋に至りて稲熟し之を収納する後、農人をして稲を小結びとして、德觀殿に獻せしめ、前の通り之を改め褒美を與へたり。是れ即ち甲斐國に於ける田の耕作苗の植方、稲の収め方等の始めなり。

向山土木鬼古王、山代王長田足、御薨去なされたる後國建大神として祀る、又德觀大神として祀るものなり。

此縁由紀は、神社に別巻としてあるものを謹寫して、敬神司たる海藏宿禰より向山出雲守に奉呈せしものなり。

一苗敷山
古蹟考

北巨摩郡旭村にありて古昔德觀神社あり。

接するに本邦稻作の由縁其因て來ること遠し、思ふに本邦は米作の國なり、白銀の如き豊白なる米穀は、天國より此土に傳へて、天孫及び天孫の子孫を奉養し給へり。

天照大神皇孫を慈土に降さんとせし時、高皇靈產神相語りて宣はく、「夫の豐葦原の瑞穗の國は吾子孫王たるべき地なり、皇孫行て之を治めよ、齊祚の隆へまさんこと、當に天壤と窮りなかるべし」と

日本書記上卷に曰く、「天熊人悉く取りて持ち去り、而して之を奉進す、時に天照大神喜ばれて曰く、是物は則ち願見葦生の食ひて活くべきなりと、則ち

粟穀麥豆を以て、陸田の種子となし、稻を以て水田の種子となしたまふ」是れ

神代に於て五穀を常食とし、此種子よく國土に適して成熟繁茂したる證にして、瑞穀の國の号ある所以ならんか、是に因て之を見れば、本邦稻作の由縁遠く神

代にありしや明かなり。

甲斐國誌神社部巨摩郡武川筋

「苗教山権現の條下」 山代王子権現、

本佛寺虛光院菩薩、國建明神を祀りす。國建明神を祭るに正月九日、王子権現

を祭るに十一月十日を以てす。上古國建明神南山を決鑿し、湖水を乾し中郡平

地となりし時、山代王子稻苗を斂き施して、民に稼穡の道を教ゆ、是を以て州

中の人尚會式の日早苗を獻す。古名を穗觀神社と称す、昔は大社なりしといふ。」

山代王子権現とは是誰ぞ、即ち本書に於ける山代王ならん、土本鬼古王は甲

斐廉國の祖神なるの故を以て、國建明神として苗教山に奉祀せしものなり。是

を以て見れば甲州に於ける稻作最古の地は、東八代郡向山地方と、北巨摩郡苗

教山地方にして、苗觀殿穂觀殿の創立ありし地なり。向山地方は土本鬼古王を

奉祀せし地なれども、苗觀殿穂觀殿の遺蹟として見るべきもの存せず。苗教山

は古名穂觀神社と称し古へ大社にして、今尚早苗を獻する式ある所が、

塙海宿橋を以て、國建明神と奉祀せること他の書類に於て見ゆ、蓋し再開國造

として大功修業ありたるを以ての故なり。然れども宿橋の入國は、人臣第十二

代景行帝の朝なり、茲時神武紀元を去る七百五十年、王化既に東進に及べるや

必せり。而して蝦夷民族東北に割據して良民を苦めたるの故を以て、崇神の朝

武渟川別尊の東海の巡視あり。景行の朝日本武尊の東征あり、甲斐の地日本民

族の發展せしや明なり。尊亦去るに及んで御子武田の王をして残り護らしむ。

果して然らば宝生鬼寺に於ける國建明神は、甲斐樹神なる土本鬼古王たること

亦明なり。神代に於て既に稼穡の道見ゆ、本書に於ける綏靖の朝土本鬼古王、

山代王、長田足の諸人、耕作の道を指導せられたること真ならんか。

史料一四 「中巨摩郡志」⁽²⁾

〔第十編 第二章 式内社並国史現在社〕

昭和三年(一九二八)

〔甲斐古蹟考 全〕

史料一五 「甲斐國古社史考 全」

〔第一章 總説〕
甲斐國廿座 大二座小十九座

昭和十一年(一九三六)

○巨摩郡五座並小

(一) 渡食氏神名帳考證 (二) 伴僧友神名帳考證 (三) 神社表

錄 (四) 神祇志料 (五) 特選神名帳 (六) 人日本史傳紙 (七)

地名辭書 (八) 地理志料 (九) 神祇寶典 (名) 甲斐名勝志 (志)

中斐國志

(中略)

穂見神社

祭神 (一) 天穗日命 (名) (三) 保食神 (六) 穂見神 (九) 海神之子穗萬見命也。

所在 (名) (三) 西郡筋高尾山に住す、今稻荷社と称す (五) 按本社の所在高尾

村御崎明神、上條南割村苗穂山、(志) 布施村八幡宮、上三ノ條村御崎明神を同殿

も式内穂見神社也と云說ありて詳ならず (六) 上條南割村苗穂山上、苗穂山穂

見現 (八) 上條南割村苗穂山、(志) 布施村八幡宮、上三ノ條村御崎明神を同殿

に祀る。社記曰、穂見神社也。穴山村源方明神稻倉に鎮座す、所祀三座中

中央御名方命、右村稻倉命、左素盞鳴尊也。往古は穂倉明神と称す、右殿の稻

倉倉魂命地主神にして穂見神社なり云々。近世有稻川宮御信仰に因て額字御寄附

あり。長坂上條村源方明神社記曰、十五所明神を祀る穂見神社などと。苗穂

山穂現府城の乾位に在り相距ると三里余、山足に里宮の旧蹟あり、上條南割村

より登る廿五町、祠前に達す虛空藏堂と称されども宮造なり。寶生寺記曰、山

代王子現、権本佛地虛空藏菩薩、國建明神を配祀す、古名を穂見神社と称す。

昔は大社なりしに天正壬午の兵變に罹りて後祠宇旧に復すること能はずと云へ

り。高尾村御崎明神俗に文珠と称す、古碑あり正面に穂見神社と刻せり因りて

穂見神社也と云ふ。

〔中巨摩郡誌〕

山梨郡 九座並小

神部神社

物部神社

甲斐奈神社

黒戸奈神社

金桜神社

松尾神社

王諸神社

山梨岡神社

巨麻郡 四座並小

神戸神社

穂見神社

大井保神社

宇波刀神社

倭文神社

等屋神社

佐久神社

八代郡 六座大一座小五座

弓削神社

浅間神社名石大

表門神社

中尾神社 桦衡神社

右近喜式所載、二十神之外、雜見于古史中者、今謂諸式外神社、但二十神、式社限三

郡之九筋也、都留郡並八代曰事、事之内二ハ無シ

〔第五章 神宮寺〕

苗敷山寶生寺 北巨摩郡旭村上條南割にありて真言宗法華寺末御朱印七石七

斗餘、古守跡は方巣町許苗敷山内にあり。本地虛空藏菩薩、右は國建大明神、

左は山代王子權現、本州に傳はる福智罷の二虚空藏菩薩の一なりと。式内總見神社の神宮寺なり。

〔第八章 神祇に関する歌〕

穂見社 巨麻郡

久かたの神代のつかひたちしより神や年ある年を守らん 苗舗にて

かひの國こまの郡の苗敷のそから松の志たそすすしき

西行法師

〔第九章 延喜式内社〕

穂見神社

傳へて太古國中洪水氾濫して、民隣居する所なし、穂見神國神爾群神と力を戮
せて、山を鑿り、水を疏し、始めて平土を得、穂見神稼穡を譲し、禾苗を敷き、
牛民乃ち粒食す。故に國人每歲新穀を薦め、祭を致し社稷神となすと云ふ。佐久

神社の條參照都志日金拆命亦の名穂高見命、阿曇族の祖神にして、佐久神と同神
なり。

穂見神社

〔大日本史〕今在上條南割村苗敷山上。○苗敷山稚現 傳言太古國中洪水氾濫只莫所降七

都見神與國神爾群神戮力鑿山疏水始得平土。穂見神勤謀稼穡禾苗敷生民乃粒食 故

國人每歲新穀奉祭焉為社後得云東海側之國四姓之紀・宝生寺記

〔地名考證〕〔別名移〕逸見(伊見)

〔神社要略〕穂見は假也。祭神保食神名勝志 ○西都勝古尾山に在す。今稻荷社と稱す。

同上甲斐名勝志に往昔は國民稻穀を獻せしと云。保食神は五穀を司る神なればなり。

故に穂見の號あるならん。享保十二年七月國中洪水の時、此山の麓の深水大に漲り、岸

を崩し流しけるに、土中より古き石碑出たり。銘に穂見神社とあり。字形古體にみえた
りとぞ。今は神殿の中に有と云といへり。

社額御朱印高七斗一升餘。

〔第十章 神名錄〕

穂見神社

祭神 祭日 社格 所在

今按本社の所在高尾村御嶽明神、上條南割村苗敷山権現、穴山村源訪明神、布施村御嶽
明神など、何れも式内穂見神社なりと云說ありて詳かならず。まづ高尾村は祭神倉孫魂
命稚產彌命と云ひ、社に圓徑八寸六分の統一面あり。中央に衣冠神像を彫り、左方に三

体王子甲斐國八日出郡北鷹尾、右方に天福元年大正金印十二月十五日云々と記し、又享保十三年洪水の時、山岸崩れて土中より出し古石碑に總見神社とあり。又寶文寶水の棟札に總見神社とありと云へり。

又南剣村は、古記に其靈安明神と力を戴せて、南山を斬り、洪水を泄し、播種の地を開き、民衆を去り、五穀の種を施せり。故に地を而歎と号し、州人今に六月祭には豐熟を祈り、八月祭には初穂を小さき後に入れて誇づるを猶舊とすと見え、又古は駒ヶ岳安野より八山の牧まで總て牧にて、苗教山権現・御崎明神共に此牧野の内に在りて、何れも皆社殊に國人の尊仰も同じければ、是非判然がたし。また右山村古老の言に、苗教の社を夏宮と云ひ、高尾の社を冬宮と云ふ。此辺の里人、両社へ初穂を獻するにによりて考るに、この内一社は何れか旅所なるべし。穴山村諏訪明神・布施村御崎明神なりとも云へど、穴山村の社地糧倉と唱へ、總見へ越ゆる所を、總坂と云を證とするのみにて、正しき證とも云ひがたく、布施村なるは、八幡宮即ち主神にて、御崎明神は後に配せ祭れる社なりと云へば、この二社は式内にあらざること明かなり。

[神祇志料] 今上條南湖村にあり。苗教権現と云。按本聖國志寶生寺記に、苗教山祠は山代王子稚兒に國建明神を配祭る。上古國建神市川を御鑿して湖水を乾し、中郡平地となり時、山代王子稻田を數株して、民に稲種の業を教ふ。是を以て國人猶早稲を奉る。凡正月九日國建神を祭り、十一月十日王子権現を奉る。即總見神社是なりと云へり。帖く附して後考を俟つ。

總見神社 北巨摩郡日之春村長坂上條村二座ス。
崇神 建御名方神 十五所神 受母智神
此邊和名抄所載總見之都也今迄見二作ル 總見・總見音相通、慶長八年ノ黒印狀二總見大神領トアリ。薦社額朱印地四石七斗餘。

同名社 北巨摩郡穴山村稲倉二座ス。
祭神 倉稻魂命 素盞鳴命 建御名方神
薦社額朱印地七石六斗餘。

同名社 中巨摩郡村薦高尾村二座ス。
祭神 大稻主子 大壽命王子 大智德王子

舊社額朱印地七斗二升餘。恐ラクハ非ナリ。

總見神社 北巨摩郡日之春村上條南湖削下苗教山鎮座

總見神山代王権現 虛空藏菩薩。本縣明細帳には、天之底立命・國之常立命・豐受垂命の三神を登載せり。御朱印社額七石七斗餘。國志所載苗教山権現にして、里宮は山足にあり。此地古の餘ノノ鄉なり。宮寺は真言宗寶生寺にして、今廢寺となるも、社殿階段石欄に廢寺地あり。虛空藏菩薩を安置し、所謂本州三虛空藏の一にて、之を福滿虛空藏菩薩と云ふ。六度仙人の釋談信するに尼らざるも、州俗小苞を造り、初穂を獻すと。神村高尾山と御前使川を相挾みて對峙す。社稷神を祀りて防河豐饒を祈りしもの、如し。祭日八月十三日。三郡概覽の勝地なり。西行會で詠せし歌に

甲斐の國巨摩の郡の苗教のこのか

らまつのひたぞ涼しき

總見神社 中巨摩郡日之春村高尾山大智德王子

祭神白山権現・二郎王子大福王子・大壽命王子・大智德王子黒印神第七石二升。國志所載御崎明神なり。享保十三年暴雨の際山崩れて一石を撫だり。文治三、總見神社等の影字僅かに見ゆど、又天福元年の懸鏡一面を藏せりと云ふ。

總見神社 北巨摩郡穴山村稲倉二座

祭神建御名方命倉稻魂命者支鳴命の三神なり。御朱印社額七石六斗。國志所載諏訪明神なるも右殿貯米招魂命、本殿及び左殿は後世合祀せるものなりと云。

總見・諏訪・十五所神社 北巨摩郡日之春村長坂上條村鎮座

祭神建御名方神・十五神・受母智神の三神を合祀す。國志所載諏訪明神なり。

八幡總見神社 中巨摩郡日之春村布施組鎮座

祭神譽田別尊・倉稻魂命の二神なり。御朱印社額五石四斗餘。布施郷五ヶ村の鎮守なり。

(巨摩郡武川筋)

苗敷山櫻現 上條南割 ○七石七手餘

山林東西三十六町餘 法寶寺
南北二十六町餘 寶生寺

(巨摩郡逸見筋)

源訪明神 塚川 △一斗八升五合

千三百坪

奥石因幡

苗敷明神 塚川 △一斗一升

除地 千一百坪

奥石因幡

参考史料一 「残簡甲斐風土記」

成立年不明

△白雲寺 寄田二十九九二畠田、

行基開基、而有 安石製之 製之弥陀尊像

聖書云、行基姓高志氏、泉州大島郡人、百濟國王之風也、天智天皇七年

生十五山家、學塔伽羅論於釋基又從義源益智謹、受口足戒於德光基事

行化、所遇過處築舍設路、指某堆之可耕墾、點某水之溉灌、穿渠池築堤堰、

計靈功績不日成、州民土今額之、王畿之内遠近四十九所、諸州往々而在焉、

聖書云而有之

【甲斐志料集成 第一卷】

註

(1) 全十二冊。萩原鶴平編。昭和七十二年。昭和五十六年復刻。口記紀行篇、地理篇、

國志篇、歴史篇、教育・宗教編、史伝・文芸編、雜著篇等にわかれ。

(2) 全十二冊。昭和八十二年。甲斐志料集成行会編。昭和四十九年復刻。

(3) 史料一は古田東伍著「大日本地名辞書」(明治三十五年、富山房発行)の甲斐国

部分を抄録・縮出したものである(増補版あり)。該当部分は「大日本地名辞書」北

(4) 同書には勘定部分以外にも「寅生縣」などの用語が頻出しているが、他史料では見

られない用語である。測定したが「寅生縣」と関連する用語としてとらえられている。

(5) 北巨摩郡連合教育公組、統轄北巨摩郡誌(原題「北巨摩郡勢」)班の精鑑復刻

版である、昭和五年、山梨県北巨摩郡教育会発行)「神社及宗教 第一節郷社」で

は源訪神社の東で穴山村の逸見神社を中心にまとめてある。式内社についての記載

もあり、諸文献にある見解をまとめてある(苗敷山穗見神社についての記述はみら

れない)。史料内で出典として引用されている(一)~(九)の史料のうち刊本が

確認できたものは以下のとおりである。(一) 渡会(出)延経著「神名帳考證」は享保十八年(一七三三)成立。刊本は「日本庶民生活史料集成 第二十六卷 神

社經起」(全二十卷)一九八二年など。(二) 鈴鹿通風撰、井上範園校刊「神社經起」は享保十八年(一七三三)成立。刊本は「日本庶民生活史料集成 第二十六卷 神

社經起」(全二十卷)一九八二年など。(三) 鈴鹿通風撰、井上範園校刊「神社經起」は明治二十五年発行、昭和四十六年復刻。思文閣(全一冊)。うち該當部分は下綱。(五)

教育部編纂の「特選神名帳」は大正十四年、研修中華堂(内務省編纂)発行がある。

(西海 真紀)

第三節 高尾山穗見神社文書調査

筆者が行つた苗敷山穗見神社の古文書調査によれば、苗敷山穗見神社里宮の宝蔵庫に残されていた古文書のボリュームは、作成年代が不詳である六九点をふくみ、全部で一七九点の古文書が確認された。

しかし、作成された時期がハッキリしている古文書で最も古いのは、明治七年(一八七四)に作成された「穗見神社小作徵収簿」であり、明治前期にみられた神仏分離や、それとともにならぬ廢仏毀釈と苗敷山穗見神社との関係を明らかにできる古文書類は発見されなかつた。

そこで現在は山梨大学教育人間科学部で保管している中巨摩郡権村(現 南アルプス市)の高尾山穗見神社の古文書群のなかから「宗教關係資料」に限り調査を行つた。古文書類は全部で五八四点を数えた。その時代的な内訳は、元禄十六年(一七〇三)の「鷹尾山御神被御上置勘定帳」を上限とする近世文書が四三二点、昭和八年(一九三三)を下限とする近代文書が七九点、年代不詳の古文書類が七四点あつた。

なお、本調査の目的である苗敷山穂見神社関係の古文書は、近世期では弘化五年（一八四八）の「甘利郷祈願人村々控」をはじめとする六点、近代期では明治二年（一八六九）の「苗敷山御神樂創建記」と「建言書」の二点と、年代は不詳だが、「苗敷山穂見神社に付同」と「甘利郷御祈持配札姓名控」の二点が確認された。年代不詳の文書は形態から近代に作成されたと考えられる。

文書調査の過程で気が付いた点は、近世期の古文書では、文化八年（一八一〇）同九年の「穂見神社太々御神樂講帳」（八冊）、文化三十一年の「穂見神社御神樂殿主覚帳」（四七冊）、天保九年（十四年）の「穂見神社籠殿寄進帳」（二十五冊）、天保から弘化期にかけての「上京勅化帳」など（三四冊）、幕末期には「穂見神社無煙灯籠奉加帳」や「穂見神社御神樂殿影物奉加帳」など三〇冊が残されている。これらの資料は山梨県に止まらず関東や中部圏の村々が登場しており、高尾山穂見神社の信仰圏は広かつたと考えられる。

近代以降は、すでに紹介した苗敷山穂見神社の内容が判明する古文書の他に、明治十四年（一八八二）の「穂見神社諸賄日記簿」（四冊）がまとまっている。

（齋藤 康彦）

第3表 高尾山穂見神社宗教関係文書目録

通番	作業番号	元号	年	月	日	表 種	作 成 者	宛 名	備 考
1 T 110	元禄	16	8			高尾山御神樂殿御上履動定帳	佐坂信中守		
2 T 084	元禄	16	8			高尾山御神樂殿御上履動定帳	上高砂村 旗文衛		
3 T 085	元禄	16	8			高尾山御神樂殿御上履動定帳	神主 佐坂信中守		
4 T 087	元禄	16	8			高尾山御神樂殿御上履動定帳	神主 佐坂信中守		
5 T 088	元禄	16	8			高尾山御神樂殿御上履動定帳	神主 佐坂信中守		
6 T 086	元禄	16	8			高尾山御神樂御（後久）			
7 T 001	延享	2	8			育文二印山御加令請歌板等	神主 齐坂重斗	上飯田御所	
8 S 098	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
9 S 149	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
10 S 160	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
11 S 151	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
12 S 152	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
13 S 154	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
14 S 157	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
15 S 158	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
16 S 159	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
17 S 160	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
18 S 162	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
19 S 161	寛延	1	8			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	穂坂生計		
20 S 153	寛延	3	9			穂見神社正一位御崎大明神奉加帳	神主内 齐坂重斗		
21 S 020	宝曆	4	4	2		山口大権現鳥居建立名之記	穂坂相模守		
22 T 199	貞政	6	1			穂見神社大神主神主御中御名前帳	社役人		
23 T 138	3 寛政	9	8			仲道葬祭略ノ記	穂坂後守		
24 T 088	文化	3	1			穂見神社御神樂殿主覚帳	穂坂善藏		
25 T 098	文化	3	1			穂見神社御神樂殿主覚帳	穂坂善藏		
26 T 117	文化	3	1			穂見神社御神樂殿主覚帳	世話人 高尾村 祓坂秀藏		
27 T 172	文化	3	1			穂見神社御神樂殿主覚帳	世話人 高尾村 祓坂秀藏		
28 T 066	文化	3	10			仲御殿奉加帳	世話人 高尾村		
29 S 019	文化	3	10			高尾山勤化帳	加賀村上北説中		
30 T 113	文化	3				御神樂殿袖付記貯帳	侯丹波		
31 T 089	文化	3				穂見神社御神樂殿主覚帳	本願人 祓坂秀藏		
32 I 090	文化	3				穂見神社御神樂殿主覚帳	本願人 齐坂善藏		
33 T 091	文化	3				穂見神社御神樂殿主覚帳	本願人 祓坂秀藏		
34 T 093	文化	3				穂見神社御神樂殿主覚帳	本願人 祓坂秀藏		

通函	作成年号	元号	年	月	日	表題	作成者	宛名	備考	
									本題人	他題人
35	1 094	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
36	1 095	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
37	1 096	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
38	1 097	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
39	1 099	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	山野人	他坂吉藏		
40	1 100	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
41	1 104	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
42	1 102	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
43	1 103	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
44	1 104	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
45	1 105	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
46	1 106	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
47	1 107	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
48	109	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
49	110	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
50	1 111	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
51	1 112	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
52	1 113	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
53	1 114	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
54	1 115	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
55	1 116	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
56	1 118	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
57	1 120	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
58	1 121	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
59	S 184	文化	3			御神來歲酒大口記呂	世詠人	他坂吉藏		
60	S 188	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
61	S 169	文化	4			御神來歲酒十豆板	依田疏八			
62	S 170	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	山野人	他坂吉藏		
63	S 173	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
64	S 174	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	仲花人	他坂吉藏		
65	S 175	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	山野人	他坂吉藏		
66	S 176	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
67	S 177	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	仲花人	他坂吉藏		
68	S 178	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
69	S 179	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
70	S 180	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
71	S 181	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
72	S 182	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
73	S 183	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
74	S 184	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	世詠人	他坂吉藏		
75	T 067	文化	4			御神坐忍入用紙	他坂丹波			
76	T 014	文化	4			御神坐忍入用紙	仲主			
77	T 092	文化	4			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
78	T 107	文化	2			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
79	T 108	文化	3			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
80	T 119	文化	4			他見神社御神來歲酒十豆板	木題人	他坂吉藏		
81	S 163	文化	4			御神坐忍日記呂	他坂丹波			
82	S 171	文化	4			他見神社御神來歲酒十豆板	小野人他坂吉藏			
83	S 044	文化	7	6		御見神社大々神來歲酒	竹原村			
84	S 103	文化	8	2		御性之名御	(金引附)			
85	T 143	文化	8	3		他見神社太々御神來歲酒(後次)	他見神社社主 保坂丹波			
86	T 144	文化	8	3		他見神社太々御神來歲酒	当社 他			
87	T 145	文化	8	3		他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
88	T 146	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
89	T 147	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
90	T 148	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
91	T 149	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
92	T 150	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
93	T 151	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
94	T 152	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
95	T 153	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
96	T 154	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
97	T 155	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
98	T 156	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
99	T 157	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
100	T 158	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
101	T 159	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
102	T 160	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
103	T 161	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
104	T 162	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
105	T 163	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
106	T 164	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
107	T 165	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			
108	T 166	文化	8	3	10	他見神社太々御神來歲酒	当社 役人			

第3節 高尾山總見神社文書調査

通番	作業番号	元号	年	月	日	表題	作成者	宛名	備考
109 T	167:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
110 T	168:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
111 T	169:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
112 T	170:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
113 T	171:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
114 T	172:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
115 T	213:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
116 T	214:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
117 T	215:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
118 T	216:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
119 T	217:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
120 T	218:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
121 T	219:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
122 T	220:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
123 T	221:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
124 T	222:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
125 T	223:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
126 T	224:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
127 T	225:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
128 T	226:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
129 T	227:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
130 T	228:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
131 I	122:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
132 I	123:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
133 I	124:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
134 I	125:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
135 I	126:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
136 I	127:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
137 I	128:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
138 I	129:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
139 I	130:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
140 I	131:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
141 I	132:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
142 I	133:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
143 I	134:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
144 I	135:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
145 I	137:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神楽講報	当社 総人		
146 I	137:	2文化	8:	3:	10	總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
147 I	137:	3文化	8:	3:	10	總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
148 I	137:	4文化	8:	3:	10	總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
149 I	137:	5文化	8:	3:	10	總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
150 S	183:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
151 S	186:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
152 S	187:	文化	8:	3:	10	總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
153 T	200:	文化	8:	3:	10	大々御神事行持加賀	神主 神事所		
154 T	140:	文化	9:	2:		大々御神事行持加賀	田頭巾		
155 T	173:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
156 T	174:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
157 T	175:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
158 T	176:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
159 T	177:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
160 T	178:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
161 T	179:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
162 T	180:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
163 T	181:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
164 T	182:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
165 T	183:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
166 T	184:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
167 T	185:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	当社 総人		
168 T	186:	文化	9:	3:		御神樂講入用冠(火燒)			
169 T	189:	文化	9:	3:		御神事務方貲帳			
170 T	141:	文化	9:	3:		高尾山御神事御書御領	西野村		
171 T	142:	文化	9:	3:		高尾山太神事御書御領	寺部村山		
172 T	186:	文化	9:	3:		總見神社太々御神樂講報	世蘇人 第五ノ門・文右ノ門		
173 T	187:	文化	9:	3:		大々御神事行持加賀	在家庭村		
174 T	116:	文化	9:	3:		太々御神事行持歌謡録	總見神社 本所		
175 S	047:	文化	14:	2:		人々御神事行持大賀	大賀光		
176 S	048:	文化	14:	2:		祭礼詠歌	總坂丹波		
177 S	046:	文政	7:	11:		高尾雲山小前帳	信州上郷防北山諸中村		
178 T	112:	文政	11:	8:		御修羅奉加賀	甲斐國高尾山社役人		
179 S	043:	文政	11:	8:		修羅世活人名帳控帳	高尾山 社役人		
180 S	045:	文政	11:	8:		御神樂講中行前控帳	社役人		
181 S	155:	文政	11:	8:		御修羅奉加賀	甲斐國高尾山社役人		
182 S	156:	文政	11:	8:		御修羅奉加賀	甲斐國高尾山社役人		

通卷	作集番号	元号	年	月	日	类	题	作成者	宛名	備考
183	S_0422	文政	12	10		瑞中治事記帳	高尾山 稲佐姓			
184	S_039	文政	13	8		御前家物右衛門帳	甲斐國西山巴郡御前家物右衛門二内			
185	S_0410	文政	13	8		御前家物右衛門帳	甲斐國西山巴郡御前家物右衛門二内			
186	S_038	文政	13	11		火神事記帳	高尾山神主			
187	S_036	天保	2	9		大和事記小札紙底本	肥前記奉			
188	S_099	天保	3	6		祝詞	九谷正泰			
189	S_166	天保	3	6		祝詞	内藤正春			
190	S_167	天保	3	6		祝詞	内藤正春			
191	S_145	天保	3	8		太神諸色入用控帳	肥前記奉			
192	S_033	天保	3	10		御井樂事記念受取定帳	肥前記奉			
193	S_033	天保	3	11		樂村正記豆類	高尾山			
194	T_137	天保	3			配丸御行帳	高尾			
195	S_044	天保	3			御前家物右衛門	肥前神社神主 保坂入膳			
196	I_062	天保	4	2		上京御事記御前家人物名帳	肥前富士 桥本耕村 西尾常七			
197	I_053	天保	4	2		上京御事記御前家人物名帳	肥前富士 桥本耕村			
198	T_058	天保	4	7		猪崎御子人足記帳	当村千子 井澤村夫			
199	S_032	天保	4	9		御若御子人足記帳姓名榜	高尾山神家			
200	T_059	天保	4			代代人御御事記御前家人物名帳	高尾山 備坂大牌亮			
201	I_032	天保	4			上京御事記御前家人物名帳	肥坂入膳 介			
202	T_1209	天保	5	4		(欠) 祈序例	柏原重義 江口			
203	T_066	大保	5	9		御性子帳	高尾山 備坂大牌介			
204	T_061	天保	5	9		御行帳中邊出入用控帳	記奉			
205	T_062	天保	6			御行帳中邊見御社寺附御行中御姓名帳	肥坂入膳			
206	T_063	天保	7			延喜式御行所總見御社配札御帳	肥坂大牌亮			
207	I_066	天保	8	4		御風印御本印御書御賀額爲次歲日記所帳	甲斐國山岸郡高尾村御行所總見御社配札御帳			
208	T_064	天保	8	10		大神事記色人用控	藤原記史			
209	I_007	人保	8	10		延喜人用日記帳	藤原記史			
210	T_058	天保	8	11		御行中守教錢万歳袋	肥坂入膳藤原記史代			
211	T_065	天保	8			鹿島御行所總見御社配札御湖村	肥前神社 備坂入膳亮			
212	S_041	天保	9	9		富里御手記帳	藤原記史			
213	S_050	天保	9			御行帳中邊見御社寺御事御度別御村帳	北武神社 備坂大牌亮			
214	S_083	天保	9			地見御行御置高御帳	世話人			
215	S_088	大保	9			總見御社御殿御寄御帳	世話人 委補			
216	S_090	天保	9			總見御社御殿御寄御帳	世話人 青左二門			
217	I_098	天保	10	1		金出人萬日記帳	藤原記史			
218	I_022	天保	10	9		当社御事所西端御藏人捲	当社神主 内役人			
219	T_093	天保	10			御行帳中邊見御社寺御事御度別御村帳	北武神社 備坂大牌亮			
220	S_081	天保	10			地見御行御置高御帳	世話人			
221	I_025	天保	11	6		配札源中邊御名帳	藤原記史			
222	T_092	天保	11			御行帳中邊見御社寺御事御度別御帳	北武神社 備坂大牌亮			
223	I_021	天保	11			總見御社日折願帳	總見御社			
224	S_086	天保	11			總見御社御行御寄御帳	世話人 角右二門			
225	S_037	天保	12	7		高尾山大參山御日記	村松正祐 岩波記史			
226	I_1200	天保	12	10		參禮御行御御請人用控	肥坂仕舞党			
227	I_091	大保	12			御行帳中邊御御請人用控	北武神社 備坂大牌亮			
228	I_039	天保	12			總見御社 龍殿吉造御帳	高尾山 神土内役所 世話人			
229	I_040	天保	12			總見御社 龍殿吉造御帳	高尾山 神土内			
230	S_046	天保	12			御行帳中邊御御請人用控	世話人			
231	S_087	天保	12			總見御社 龍殿吉造御帳	世話人			
232	S_091	天保	12			總見御社御行御寄御帳	世話人			
233	T_092	天保	13	1		萬所山口江口捺帳	橋松平			
234	I_023	天保	13			御行帳中邊見御社 寶藏院御御帳	北武神社 備坂大牌亮			
235	S_084	火保	13			總見御社御御請人用控	世話人			
236	S_089	天保	13			總見御社御御請人用控	武川筋斯丸村 世話人			
237	I_016	大保	13	11		謹中姓名控帳	寺亭			
238	S_082	天保	13	11		總見御社 神社體御奇造御帳	世話人 仁右二門			
239	S_037	天保	14			總見御社 離散御寄御帳	世話人 喜左二門			
240	S_038	天保	14			總見御社 離散御寄御帳	高尾山 神土内役所 世話人 今井村 亀平			
241	I_017	天保	15	2		御行帳御必御帳				
242	I_018	天保	15	2		御行帳中邊見御社 各處家別御御帳	肥坂大牌亮			
243	I_024	天保	15	2		鷹野郡庵原御御帳	藤原記史			
244	I_054	天保	15	9		上京御化帳	神土 備坂大牌			
245	S_061	天保	15	8		上京御化帳	肥坂大牌			
246	S_070	天保	15	8		上京御化帳	神土 備坂大牌			
247	S_062	天保	15	9		上京御化帳	肥坂大牌			
248	S_068	天保	15	9		上京御化帳	高尾山神土 備坂大牌			
249	S_065	人保	15	10		參禮御行化帳	肥坂入膳			
250	I_012	天保	15	11		參禮御行化帳	神土 内役人			
251	I_043	天保	15	11		參禮御行化帳	神土 内役人			
252	I_044	大保	15	11		參禮御行化帳	神土 内役人			
253	I_045	天保	15	11		參禮御行化帳	神土 内役人			

第3節 高尾山棲見神社文書調査

番号	作成者	元号	年	月	日	表題	作成者	宛名	備考
254	I - 046:	天保	13	11		御殿御化粧	神主内役人		
255	S - 072:	天保	13	11		御殿御化粧	神主内役人		
256	S - 073:	天保	13	11		御殿御化粧	神主内役人		
257	S - 074:	天保	13	11		御殿御化粧	神主内役人		
258	S - 075:	天保	13	11		御殿御化粧	神主内役人		
259	S - 076:	天保	13	11		御殿御化粧	神主内役人		
260	S - 077:	天保	13	11		御殿御化粧	神主内役人		
261	S - 078:	天保	13	11		御殿御化粧	神主内役人		
262	I - 051:	天保	13	11		上京御化粧金請取押帳	藤原花英		
263	I - 019:	天保	13	11		當社御殿所等御詔人證	当社役人		
264	I - 048:	私化	2	4		上京御化粧	高尾山神主 稲坂大膳		
265	S - 064:	私化	2	4		上京御化粧	高尾山神主 稲坂大膳		
266	I - 054:	私化	2	8		上京御化粧人姓名添帳	稻坂大膳、藤原花英		
267	I - 055:	私化	2	8		上京御化粧	高尾山神主 稲坂大膳		
268	I - 047:	私化	2	8		上京御化粧	高尾山神主 稲坂大膳		
269	S - 066:	私化	2	8		上京御化粧	高尾山神主 稲坂大膳		
270	S - 067:	私化	2	8		上京御化粧	高尾山神主 稲坂大膳		
271	S - 068:	私化	2	9		上京御化粧姓名添帳	稻坂大膳		
272	I - 041:	私化	2	11		御殿御化粧	豊前人 弥吉		
273	S - 080:	私化	2	11		難陀御子(御)	御家人 須磨二門		
274	I - 026:	私化	2	12		御所御殿所御見神社 每歳家別御行御 姓多	當社神主、施原人勝充、代 村松和 泉		
275	I - 049:	私化	3	1		上京御化粧姓名添帳	高尾山神主 稲坂大膳		
276	I - 050:	私化	3	1		上京御化粧姓名添帳	高尾山神主 稲坂大膳		
277	S - 071:	私化	3	1		上京御化粧姓名添帳	被坂中正		
278	I - 158:	私化	3	1		上京御化粧金請取押帳	藤原紀代		
279	I - 138:	私化	3	4		御多御子御御行御	代人		
280	I - 138:	私化	3	4		御上京御化粧姓名添帳	被坂中正		
281	S - 063:	私化	3	4		上京御化粧姓名添帳	高尾山神主		
282	I - 027:	私化	3	8		參籬所御行證 内達寄切姓名添帳	高尾山神主 稲坂中正		
283	S - 079:	私化	3	8		上京御化粧	宮地村 北新居小路牛		
284	I - 016:	私化	3	9		御神前御御者御禮			
285	T - 101:	私化	4	1		御御行御見神社行御配札添帳	兼武神主 稲坂中正		
286	T - 102:	私化	4	1		御御行御行御名帳	兼武神主 社役人		
287	S - 009:	私化	4	1		御御行人御用建	高倉館		
288	S - 013:	私化	4	1		御車主御行御見神社御人姓名添帳	神社役人		
289	T - 099:	私化	4	2		御御行御行御官主御室内裏	高心齋		
290	S - 008:	私化	4	1		御御行御見神社 行御配札添帳	兼武神主 稲坂中正		
291	S - 136:	私化	5	1		日利御行人村々接	高倉館		苗穂山開闢文書
292	T - 103:	私化	5	1		村々御御行人接			
293	I - 104:	薪水	1			諸色益人御御接	鷹齋		
294	T - 139:	薪水	1			茶面御行御益事御御接	本斎士 直次郎、龜吉		
295	S - 001:	薪水	1			御御行御見神社行御配札添帳	藤原定英		
296	S - 128:	薪水	1	7		乙仰御行御御御行御家々姓名添帳	原原記美		苗穂山開闢文書
297	S - 134:	薪水	1	7		凡擇御行御御行御御御行御家々姓名添帳	稻坂中正 原原記美		苗穂山開闢文書
298	S - 007:	薪水	1	11		村々御御行御接	本神主、危吉		
299	S - 012:	薪水	1	11		御本神井御御行御接	神主、危吉		
300	T - 190:	薪水	2	2		御御行御所見神社行御配札添帳	神坂信弘		
301	T - 191:	薪水	2	2		永代久、御御行御御行御家々姓名添帳	被坂中		
302	S - 004:	薪水	2	4		萬事行加御控	本斎士、龜吉、直次郎		
303	S - 147:	薪水	2	11		太神事萬事行加御	高倉館御事所		
304	S - 018:	薪水	2	12		古府八幡御御行御方接	当否		
305	T - 109:	薪水	2	12		被坂井御御行御接	高倉館		
306	I - 139:	薪水	2	12		茶面御御行御幕事加御	木賀少、直次郎、龜吉		
307	T - 139:	薪水	2	12		茶面御御行御幕事加御	本斎士 直次郎、龟吉		
308*	T - 139:	薪水	2	12		茶面御御行御幕事加御	木賀少、直次郎、龜吉		
309	T - 139:	薪水	2	12		茶面御御行御幕事加御	本斎寺 直次郎、危吉		
310	T - 139:	薪水	2	12		茶面御御行御幕事加御	本斎寺 直次郎、危吉		
311	I - 077:	薪水	2			棲見神社 事御行御御行御接	此話人		
312	I - 078:	薪水	2			事御行御御行御接	世話人		
313	I - 079:	薪水	2			御見神社事御行御御行御接			
314	I - 080:	薪水	2			奉拂御御行御御行御接	上教來石村 世話人 須磨二門		
315	I - 081:	薪水	2			御見神社 事御行御御行御接	世話人		
316	S - 006:	薪水	2	11		鶴洲堂上御行人目記録			
317	T - 012:	薪水	3	1		山神大權現 永代久々御御業者代	山神大權現御本社神々 百々野澤加 寅頭		
318	S - 002:	薪水	3	1		御御行御接	神主内神事手		
319	T - 100:	薪水	3	2		御御行御御行御接	高倉館		
320	T - 192:	薪水	3	2		御御行御御行御接	被坂中		
321	T - 193:	薪水	3	11		御見神社御御行御御行御接	神主 御事所		
322	S - 146:	薪水	3	11		太神事御行御接	高心齋神事所		
323	T - 070:	薪水	3			第四大々謹御姓名錄 信濃國		安政6年3月まで	
324	S - 016:	薪水	4	13		太々御御行御御行御接	被坂中 本原記英内神事所役人		
325	T - 011:	薪水	4	2		鶴洲原庵御行御御行御接	高尾山神官達		

通巻	作業番号	元号	年	月	日	書 錄	作成者	宛 名	備考
326	T-194	嘉永	4	2		御前御所御見神社御配札 ^ル 斯村板	施設備中		
327	I-001	嘉永	4	2		駿河御座鑑御内ヶ朝候	高倉院内 嘉原良光		
328	T-197	嘉永	4	3	13	永代大内 ^{シテ} 御神事請人用空牒			
329	S-119	嘉永	4	3	16	護上大内御官下記			
330	I-082	嘉永	4	3		奉持御座鑑御詔附幕參加候	世話人		
331	T-040	嘉永	4	9		御前御所御年紀札姓名控	上高砂村 下高砂村 斎東村		
332	S-011	嘉永	4	12	3	駿州富士郡川人日記錄	施設備中		
333	T-189	嘉永	4	12		御前御所御見神社御配札 ^ル	施設備中		
334	S-137	嘉永	4			代參中人裁覺	高倉院内		
335	T-195	嘉永	5	11		御前御所御見神社御配札家別案内	施設備中		
						送人			
336	S-008	嘉永	5	11		駿州富士郡川人日記錄			
337	I-003	嘉永	5			子 ^シ 万太 ^{タツ} 封礼踏色入印甲	神主内 繩方俊人		
338	S-024	嘉永	6	3		太々支入用牒	神主内役人		
339	I-002	嘉永	6	12		駿州富士郡川人日記錄	藤原弘次		
340	T-196	嘉永	6			御前御所御見神社家御配札案内人足	施設備中		
						綱			
341	S-017	嘉永	7	3		大々人用文度覺			
342	I-004	嘉永	7	4		御見神社御本殿表置御檜皮フキ茶	施設備中役		
						替入用牒	兼武神主 地坂昌中 之助 藤原紀光		
343	T-010	嘉永	7	8		護上代御清中幸納金請收帳	社役人		
344	I-188	嘉永	7	12		配札御付帳	施設備中		
345	I-005	安政	2	10		配札御付帳			
346	T-009	安政	2	11		道町配札件名帳	社役人		
347	S-015	安政	2	11		地藏御御所廟中入用配札諸種費	藤原記典		
						餘			
348	S-114	安政	2	11		(御姓名帳 著行)	稻荷神社兼武神主 櫻坂廣中		
349	S-107	安政	3	4		石越社方人請請取控	神宮所		
350	S-014	安政	3	8		西院社社員姓名帳			
351	S-054	安政	3	11	21	高尾山尾見拜社奉納五石磨石拂人名	神主内役人		
						彌			
352	S-055	安政	3	11		石瓶露人地種費控	施設備中内役人		
353	T-075	安政	3			尾見神社奉納五石磨石拂人地種	北越人		
354	T-107	安政	3			富士郡御所御行々 ^ル 御見神社御見神社	伊丹高尾山兼武神主		
355	I-036	安政	3			總凡和 ^{シハ} 奉納石磨露万人地種	北越人 菅尾村上組 占城石門		
356	S-051	安政	3			總見神社奉納石磨露万人地種	世話人		
357	S-053	安政	3			總見神社奉納石磨露万人地種	世話人		
358	S-092	安政	3			總見神社奉納石磨露万人地種	山梨郡栗原郡上坂村 住詰人平次郎		
						彌			
359	S-093	安政	3			總見神社奉納石磨露万人地種	世話人		
360	S-094	安政	3			總見神社奉納石磨露万人地種	世話人		
361	S-104	安政	3			總見神社奉納石磨露万人地種	世話人		
362	S-105	安政	3			總見神社奉納石磨露万人地種	世話人		
363	S-108	安政	3			總見神社奉納石磨露万人地種	世話人		
364	S-109	安政	3			總見神社奉納石磨露万人地種	世話人		
365	S-106	安政	4	11		石瓶露人地種取控	常井 神事所		
366	S-139	安政	4			西都 ^{シドウ} 社内 ^{シロ} 御神樂科受取狀	神主内 神事所	而敷山口傳文書	
367	T-206	安政	5	3	13	永代大内御神樂科受取狀	神主内 神事所役人	而敷山口傳文書	
368	S-131	安政	5	7		寸利村御面面心之覚大袋解別々 ^ル 姓名控		而敷山口傳文書	
369	I-070	安政	6	11		石金露万人請論取紙	神事所役人		
370	T-076	安政	6	11	1	櫻見社奉納石磨露万人請論取紙	当井出雲人		
371	S-097	安政	6	11		駿河郡土師郡丘家共家 ^ル 御後人姓名記録	兼武等子		
372	S-165	安政	6	11		駿河郡土師御丘家共家 ^ル 御後人姓名記録	兼武神主		
373	I-062	安政	7	1		輪轉內注文書			
374	S-095	安政	7	3	13	永代大内御神樂科請取帳	兼武神主内 神事所役人		
375	S-003	安政	7	6		輪轉御御名帳			
376	S-129	安政	12			上松 ^{シマツ} 御御名帳	神社社	而敷山口傳文書	
377	I-129	萬延	12	5		神社社御御名帳	飯坂人裡		
378	T-036	萬延	2	1		修復料記帳	宮社神主御復修中介記英		
379	S-110	文久	1	10		高尾山白燈籠萬人課	供語人五井石門		
380	T-201	文久	2	3		永代大内御神事御御名帳	兼武神主内 役人		
381	T-202	文久	3	3		永代大内御神事御御名帳	兼武神主内 役人		
382	I-056	文久	4	2		慶平御御渠尼ノ ^ル ノ	施設備中		
383	S-116	文久	4	3		津守御御舟丹征文之書	施設備中	安那伝帳御役所	
384	T-041	元治	2	2		魔界御御行巡	櫻坂姓		
385	T-008	元治	2	4		無想灯籠御御費記帳及受取附込	櫻坂姓		
386	T-095	元治	2	12		無想灯籠御御費記帳及受取附込	櫻坂中正		
387	S-096	元治	2			總見社 ^{シラカミ} 無想灯籠御御費記帳			
388	S-100	元治	2			總見社 ^{シラカミ} 無想燈籠奉加候			
389	S-101	元治	2			總見社 ^{シラカミ} 無想燈籠奉加候	野上村		
390	T-086	元治	2			總見社 ^{シラカミ} 原庭坐鑑奉加候			
391	I-067	元治	2			總見社 ^{シラカミ} 無想燈籠奉加候			

第3節 高尾山神見社文書調査

通番	作業番号	元号	年	月	日	文 稿	作成者	宛 名	備考
392	I-064	元治	2			神見神社無理便益奉加帳	八代郡金川原村 世話人東五郎 平次郎		
393	I-066	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
394	I-067	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
395	I-068	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
396	I-069	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
397	I-070	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
398	I-071	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
399	I-072	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
400	I-073	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
401	I-074	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
402	I-075	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
403	I-076	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
404	I-065	元治	2			神見神社無理便益奉加帳			
405	T-128	慶応	1	7		典儀略	美濃守源助		
106	T-203	慶応	2	3		水代大々御神田御料申納缺	東武神主内役人		
407	T-007	慶応	3	2		進行中小遣記録	高尾山 神事所		
108	S-058	慶応	3	6	28	伊賀國巡行小遣録	北川村		
409	T-005	慶応	3	6		駕泊印(子代大々御神田御料申名書)	神事所役人		
						出候			
410	S-056	慶応	3	6		甲斐国四郡水代太々御申名書	高尾山 神事所役人		
411	T-006	慶応	3	7		進行中行錄	高尾山 他取件		
412	T-220	慶応	3	8		神見神社祭詞 空			
413	T-108	慶応	3	10		大神事并大々御神田御料用印	神原孔能		
414	S-057	慶応	3	11		神見神社御神田御料奉加帳	牧野平之助		
415	T-077	慶応	3	11		神見神社御神田御料奉加帳			
116	T-078	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
417	T-079	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
418	S-060	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
119	T-081	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
420	T-082	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
421	I-083	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
422	T-084	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
423	T-085	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
424	S-102	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
425	S-103	慶応	3	12		神見神社御神田御料奉加帳			
426	S-124	慶応	4	1		笠置ノ御前御行付村内御事下締	神主 稲田通道之助		
427	S-140	慶応	4	1		人吉貢財ニ付由請者	稻田通道之助		
428	T-004	慶応	4	7		御行御御奉差詔	稻田通道之助	寺社御役所	
429	T-124	慶応	4	7		社祀神内御吉	八幡神主 内藤貞負	社寺御役所	
430	T-003	慶応	4	8		御行御奉差詔	稻田通道之助	寺社御役所	
431	S-059	慶応	4	8		御行御奉差詔	稻田通道之助	寺社御役所	
432	T-026	慶応	4	8		御行御奉差詔	稻田通道之助	寺社御役所	
433	T-128	明治	1	11		口上書	神見神社主 稲田通道之助	社寺御役所	
434	T-111	明治	1	11		(神見神社申井氏跡)	神見神社主 稲田通道之助	社寺御役所	
435	S-060	明治	2	4		(受領高反別書)	稻田通道之助	市川御役所	板垣少
436	S-132	明治	2	5		苗鹿山 御神田御事記			苗鹿山開拓文書
437	S-141	明治	2	6		建言書	内藤轉自	市川御役所	
438	S-120	明治	2	7		人見跡	市川御役所		
439	S-122	明治	2	7		人見跡	原坂口草摩高尾村御見神社神主		
440	T-071	明治	2	8		(受領高反別書)	稻田通道之助 稲田通道之助	市川御役所	標頭欠
441	S-133	明治	2	8		建言書	片桐村内	市川御役所	苗鹿山開拓文書
442	T-204	明治	2	11		大々御奉差詔受取錄	神主 喬治美乃利		
443	T-131	明治	3	3		(神見神社書)	神主 喬治美乃利		
444	S-010	明治	3	6		御行御奉差詔	稻田通道之助		
445	T-013	明治	3	10		(参拜道詔改付二丁)建白	稻田通道之助	甲府御役所	
446	S-144	明治	3	11		(神見神社内御行上)	稻田通道之助	甲府御役所	
447	S-139	明治	3	12		御行御第一内慶少額記			
448	T-045	明治	4	5		(外务省神行御事行衣御願)	河原田口草摩高尾村神主 稲田通道之助		
449	T-118	明治	4	8		神見神社三社御鄉村高兵外政調板	坂坂美乃利	御役所	
450	T-072	明治	4	11	16	大嘗祭御祝詞			
451	T-122	明治	4	11	17	社地御行林人放逐上	神見神社 稲田通道之助	甲府御役所	
452	T-139	7明治	4	12		未御行御貢御頭領字	名主 青石平門		
453	T-073	明治	5	6	30	六月御行御祝詞			
454	T-139	5明治	6	2	3	中御行御祝詞引領	高尾村元名主		
455	T-135	明治	6	3		御行御祝詞未社收御書「」	稻田通道 稲田通道	稻田通道	
456	S-112	明治	6	5	13	(人理人道を揆らかにする文)	巨摩郡廿五區高尾村神主 稲田通道之助		
457	T-139	4明治	6	10		大神御御祭事加額	坂坂美乃利		
458	T-133	明治	6	11		御行御申禁			
459	T-206	明治	6	12	20	神見神社御祭	大神事		

通番	作業番号	元号	年	月	日	文書類	作成者	宛名	備考
460	T-1265	明治	6	12		神社婦人費記	明治大等官司 櫻坂美乃利		
461	S-1422	明治	6	12		神事ノ儀事向付	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤間敬明	
462	T-0892	明治	7	4		社寺領上如御見分ニ付筆帳	山梨村芦原櫻坂美乃利		
463	I-0534	明治	7	7		同様額ノ五區新社取調書	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
464	S-1177	明治	7	8		記(神社什物)	元町官芦長 櫻坂美乃利		
465	S-0296	明治	7	10	31	祭見神社遷社地木款改	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
466	T-1165	明治	7	12		山梨縣志摩地主請役下源	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
467	I-1399	1 明治	7	12		小物販賣、米穀並免租物	芦長 櫻坂美乃利		
468	I-1395	6 明治	8	2		酒税改賦役			
469	I-1393	3 明治	8	2		人物算賛初需要加算	山梨郡第十五区柳村宅番帳		
470	S-1433	明治	8	8		記(山梨縣地主請役)	中込津佐右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
471	S-0264	明治	9	6		鄉社修造許權	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
472	S-1198	明治	9	6	25	記(神社什物)	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
473	S-0286	明治	9	6	28	明羅貴	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
474	I-0635	1 明治	9	11		祭見神社人会取調帳	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
475	I-1395	2 明治	9	11		大神宮御別御奉還	山梨県第十四区柳村一帯組		
476	S-0277	明治	9	12	15	參體入諸姓名傳			
477	I-1265	明治	9	12		御開井	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
478	I-0635	2 明治	9	12		山梨吾井引入金額調簿	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
479	I-0008	明治	10	7		社領上地實株割帳句占	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
480	I-1277	明治	10	8	6	(社寺専究)	祠會 宮川公謙	山梨県志摩 藤村糸綱	
481	T-0537	明治	10	8		四社領上地官林木款	神村 他安樂之利	山梨県志摩 藤村糸綱	
482	I-0098	明治	10	10		大明神社御奉賛 納付帳	世耕人 櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
483	T-238	1 明治	10	10	14	身代課	長野県足利熊川	山梨県志摩 藤村糸綱	
484	T-234	1 明治	10	12	21	巳年人祭典選入費井件金條	野尻公義	山梨県志摩 藤村糸綱	
485	T-0543	明治	10	12		總見神社薄田日記帳	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
486	T-0585	明治	10	12		總見神社詔願日記帳	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
487	T-0586	明治	10	12		總見神社詔願日記帳	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
488	T-0965	明治	10	12		總見神社詔願日記帳	櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
489	T-234	2 明治	10	14		總見神社詔願	野尻公義	山梨県志摩 藤村糸綱	
490	T-0533	明治	10	15		他見神社詔願		山梨県志摩 藤村糸綱	
491	T-0495	明治	10	15		御守料領取帳	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
492	T-0582	明治	10	15		總見神社 雾尾山 御神社御附用	高尾山社務所	山梨県志摩 藤村糸綱	
493	T-0485	明治	10	15	4	總見神社 神祇書 井二社務所 呈	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
494	T-0511	明治	10	15	4	霧尾山御附用		山梨県志摩 藤村糸綱	
495	T-234	3 明治	10	15	4	高尾山霧尾山御附用役人名簿	總見神社處所	山梨県志摩 藤村糸綱	
496	T-0505	明治	10	15		明治十九年大典社入禁幕簿		山梨県志摩 藤村糸綱	
497	T-234	4 明治	10	15		社務所防護牌記	櫻坂姓性	山梨県志摩 藤村糸綱	
498	T-1065	明治	10	16	2	御官月給并賛費領取帳	柳村役所	山梨県志摩 藤村糸綱	
499	I-0417	明治	10	16		神官奉宿期約		山梨県志摩 藤村糸綱	
500	T-0486	明治	10	17	21	7 死去鉄瓶	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
501	S-0495	明治	10	17	23	祭典獎費支払帳	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
502	I-1322	明治	10	17	23	(脚註文書)	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
503	I-0105	大正	5	1		牛耕	秋葉神社 社務所	山梨県志摩 藤村糸綱	
504	I-0111	大正	12	4		總見神社 年素收入帳	總見神社 杜務所	山梨県志摩 藤村糸綱	
505	I-0122	大正	13	4		總見神社牛力社連書	總見神社 氏子継代櫻坂美乃利	山梨県志摩 藤村糸綱	
506	T-1111	大正	13	4		高尾山社御祭品小額人名簿		山梨県志摩 藤村糸綱	
507	S-1485	大正	13	4		高尾山社御祭品本額人名簿		山梨県志摩 藤村糸綱	
508	T-1065	昭和	25	11		總見神社牛力		山梨県志摩 藤村糸綱	
509	I-0135	昭和	4	12		祭典獎費支払帳	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
510	I-0680	昭和	8	1		神見神社ニ型スル牛社連所神札移し件記ス(昭和八年一月ヨリ) 隆見神社 闇六郎スル件記ス(昭和九年一月ヨリ)	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
511	S-0285	昭和	8	1		太々衝打牽事加課帳	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
512	I-0303	昭和	8	1		竟	新藏組 井浦人	櫻坂善右門	
513	T-1305	昭和	8	10		神社祭礼牛付道筋改修願	櫻坂實己	山梨県志摩 藤村糸綱	
514	S-1398	昭和	7			(松林院上願)	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
515	T-1365	昭和	3			總見神社大木神廟講帳 平岡村	高尾山神社 保根丹波	山梨県志摩 藤村糸綱	
516	S-0522	昭和	11			竟		山梨県志摩 藤村糸綱	
517	I-0286	昭和	8			上水乾化御修牛控帳	櫻坂善右門	山梨県志摩 藤村糸綱	
518	T-2295	昭和	11	22		(井筒若上)	井澤公輝	櫻坂善右門	
519	I-0133	昭和	11	22		(神松寺書上)		山梨県志摩 藤村糸綱	
520	T-0145	昭和	12			鳴拉屋鶴壽		山梨県志摩 藤村糸綱	
521	T-0177	昭和	12			鳴拉屋鶴壽		山梨県志摩 藤村糸綱	
522	T-0195	昭和	12			總見神社牛力		山梨県志摩 藤村糸綱	
523	T-0199	昭和	12			名取二百首并自寄		山梨県志摩 藤村糸綱	
524	T-0205	昭和	12			櫻坂伊富貴		山梨県志摩 藤村糸綱	
525	T-0221	昭和	12			櫻坂伊富貴		山梨県志摩 藤村糸綱	
526	T-0222	昭和	12			總見神社大木神廟講帳		山梨県志摩 藤村糸綱	
527	T-0233	昭和	12			(永代人々神業當中國郡村各名目中)		山梨県志摩 藤村糸綱	

第3節 高尾山惣見神社文書調査

通番	作業番号	元号	年	月	日	表題	作成者	宛名	備考
528	T-024					第一 大々諱中姓名帳 碩河間 傷豆			
						國 相模國 三河房			
529	T-025					第二 大々諱中姓名帳 已序西			
530	T-027					御祈禱附姓名帳 上高砂村 上高砂村 遠水村			
531	T-028					御國體土當社御祈禱附姓名帳 种事所役人			
532	T-029					第七割請附邊境三上野四上			
533	T-030					第二 大々諱中姓名錄 八代郡 山風			
534	T-031					農耕收穫式目			
535	T-032					寺附神納帳			
536	T-033					大々諱中姓名錄 三峰郡中			
537	T-034					惣見神社大々諱中姓名帳			
538	T-035					毎朝御持記 多友延命財施利			
539	T-037					内院奉書持傳入戸友慶品々持 藤原弘英			
540	T-039					慶原御祈禱村々姓名帳 藤原記英			
541	T-042					御持名帳			
542	T-043					武川西巡行記			
543	T-044					(禮座名帳)			
544	T-094					印參拜文			
545	T-097					詔旨 德以兼中			
546	T-116					惣見神社御詞	藤坂孔廟		
547	T-117					惣見神社著詞			
548	T-119					(注詞)			
549	T-120					惣見神社大々神靈譜帳 藤原木村 寶訪人秀七			
550	T-121					幕三郎作行事入用品・御持物 藤原記英			
551	T-123					(個人賃錢文批)			
552	T-124					(自社に付)建白			
553	T-138	11				御奉書記			
554	T-193					底舟 满			
555	T-207					祝詞			
556	T-208					神道靈迹集			
557	T-210					祝詞			
558	T-211					祝詞			
559	T-212					(大工名前書上)			
560	T-231					祝詞			
561	T-233					祝詞			
562	I-029					上京勅使 藤坂大膳、藤原記英			
563	I-030					覺			
564	I-034					御見舞			
565	I-057					祝詞			
566	I-058					(神社吉上)			
567	I-059					惣見神社御神系統図			
568	I-060					惣見御伊弉諾神殿鎮住义舟			
569	I-061					繪面面			
570	I-083					惣見神社 奉持祭招請狀附奉持帳 當所 本郷主 龟吉、直次郎			
571	I-136					(大工名前書上)			
572	S-021					(御持記録)			
573	S-022					御作國東郡御旦家村々御姓名帳 藤原記英			
574	S-023					御祈禱			
575	S-030					祝年祭詞			
576	S-031					祝詞集			
577	S-111					(櫻丸に付き名事より抜き書き)			
578	S-118					惣見神社大々神坐詔帳			(漢中再名板挿入)
579	S-121					日祥御記			
580	S-123					(甲斐四志原模) 御阪御中			
581	S-125					かき薬乃あし			
582	S-126					巫学歌辭			
583	S-127					(苗穂山惣見神社に付詞)			
584	S-135					廿利御祈禱配姓名帳	藤原記英	苗穂山惣見神父宮	

第八章 民俗芸能

第一节 民俗芸能の伝承母胎——上条南割

一 里（上条南割）の現在

上条南割は苗敷山の東麓にあって、山寺・竹之内・久保・湯舟の四つの地区で構成される（第1図）。この四区の領域が近世の上条南割村である。それぞれには「区」と呼ばれ、自治体の下部組織として機能する。『甲斐国志』を見ると上条南割村は、戸数七六・人口二七五である。明治八年（一八七五）、上条南割村は上条中割村・上条北割と合併し廃村となり、その後、周辺町村と合併し並崎市の行政区となつた。

北から南に向かって、近世に開削された徳島堰が通る。四つの区はそれぞれに小集落を形成し、山麓を伝つて流れる小さな沢を中心に戻間する。今日では戸数が増えて集落規模は大きくなつたが、神社・寺院・墓地などの公的な施設や家々の多くは、徳島堰の上手、即ち山麓側にある。徳島堰よりも低いところにも家屋が並ぶが、それらは新しい宅地や公民館施設である。古い家々は堰の上方に多く、しかも限られた狭地に寄り添つて家屋が建つ。堰の開削よりも古い時代、各集落は山麓側から始まり下手に延びたことをうかがわせる。

南端の湯舟区は、他の区とはやや事情を異にする。山麓を背にした小集落ではあるが、御勤使川原方面に広がった集落である。御勤使川の氾濫の危険を背負つており、集落立地としては厳しい条件の下にあると言えよう。一部は川床と同じ程度の低地にあり、徳島堰が貫く他の三つの区とは違つた集落景観をなす。苗敷山の南側斜面の水を集めめた沢のうち、三本が湯舟区を通る。集落西端を通る「西の沢」、中央の「中の沢」、東端の「田代沢」である。「西の沢」と「田代沢」の付近では、小規模な水山が営まれていた。

奥宮（山宮）を含めた徳見神社は、四地区が合同で祀る神社である。氏子総代は一年交代の各区の持ち回りとなつていて、総代に当たつた区を「担当区」と呼び、湯舟→久保→竹之内→山寺の順で繋がれる。祭の準備は「担当区」となった区の全戸と、他区の氏子総代とが協力して行つていている。神楽部は氏子組織から独立するが、総代と連携する。

四つの区はそれに区長を選出し、区長代理等の役員がいる。また、区長の中から四区を統括する「担当区長」が順番で就く。各区は単独の公民館をもち、別々の自治会（行政下部組織）になつていて、区の中はさらに幾つかの組に分かれ、各組は組長のもと自治会（区）の下部組織としての役割を担う。

二 ムラとしての区

民俗学的に注目したいのは、それぞれの区が別々に道祖神を祀つてゐる点である。徳見神社の祭祀は協同でありながら、四つの区が別々の道祖神の祭祀母胎として存在する（第1図、写真1～4）。それぞれの集落は、山に通じる道を持つ。道は集落の奥へ山中に貫いており、道の脇に道祖神は祀られている。道祖神祭祀は山梨県内に一般的で、並崎市域では石祠・丸石道祖神が主である。今日に残る石祠などの跡を見ると、十八世紀以降が多く、道祖神の祭祀は少なくとも江戸時代の後半には盛んに行われていたと思われる。区は単なる行政の下部組織ではなく、祭祀に対する独立した組織であった。

竹之内区の例をみると、道祖神の祭祀は昭和三十年代まで年に六回あった。一月十四日の小正月、四月十四日の春の後祭り（徳見神社の春祭りの翌日）、七月下旬の田の出送り、八月十五日のお灯籠祭り、九月一日の風祭り、十月十八日の秋の後祭り（徳見神社の秋祭りの翌日）、十一月下旬の山道作り、以上の六回である。徳見神社の例祭に比し、回数が多いだけでなく、地域住民の生産や生活に密接した祭りであるのが大きな特徴である。

道祖神祭りは、区内を幾つかに分けた組が担当する。例えば湯舟区では、区内を六組に分けて道祖神の当番を担当している（写真5）。小正月の十四日には僧

俗に講習してもらい、「どんどん焼き」を行う(写真6)。この日が区の新年会となり、公民館に集まって神酒を飲み、競走を食べる。こうした準備は、すべて当番の仕事である。区の範囲における各家々のネットワークは、近世村の範囲におけるネットワークよりも遙かに濃密である。

道祖神祭以外の行事の例として、湯舟区の「武者講」がある。「ブシャコー」と読み、一月十七日に行われていた「山神講」のことである。この日に区の一年の総決算を行った。区内の全戸が当番の家に集まって、一競走になったという。當番は一年交替で順番に回り、費用は当番の家で負担した。帳簿と一緒に、天秤では公民館に集まり、区の新年会として行っている。さらに、この日に道祖神の石の重りや棒が当番戸に引き継がれていた(写真7)。秤と棒は満て用いる米を



第1図 上条南割と周辺 (①~④は下の道祖神の写真に対応)



写真3 久保の道祖神



写真2 竹之内の道祖神



写真1 山寺の道祖神

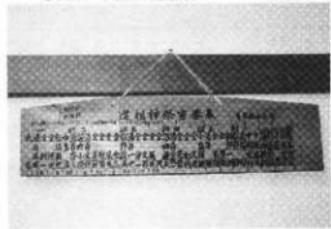


写真5 道祖神の当番表 (湯舟)



写真4 湯舟の道祖神

計量したものであろうというが、実際は定かでない。各戸の人数や前年の出来事などを記したのが報薄である。山神の祭りには弓矢を工作し矢を射る儀式を行う例が一般に広くみられ、それが「武者講」の名の由来になったのである。今日では公民館に集まり、区の新年会として行っている。さらに、この日に道祖神の

祭りを重ねて実施するようになった。

また、竹之内の「山神講」は二組に分かれていた。一組では戸数が多いため、区内を二つの組に分けた。毎月の十七日に月番（月当番）の家に集まり、曼荼羅を掛け祈禱を行った。十二月十七日が最後で「とり番」と称してこの日に要年の当番を抽選したという。³⁾

その他、冠婚などの生活互助は区内もしくは組内で完結しており、今日の区は濃密なネットワークでつながった地縁集団になってい。前代においても、おそらくそれぞれの

区ごとに独立した機能を持ち、人々の生活が成り立っていたと推測される。こうした伝統のうえに今日の各区があり、これら四つの区が統合して穗見神社を祀っているのである。

三 近世の村とムラ

『甲斐国志』には、いわゆる小名（こな）

として「竹ノ内」・「山寺」・「久保」の三つを記載する。現在の区名と小名が重なる事実から、小名は近世村内の単なる小地名でなく、小集落に付された名（小集落名）であったと考えられる。周辺の近世村でも同様の傾向にある（第1表）。そして、小集落は何の機能もなく存在したのではなかった。

「区」は自治的・自律的な組織で、民俗学で言うところの「ムラ」に相当しよう。冠婚葬祭の付き合いはムラで完結する。緊密なネットワークが土台となって、一定の行政的な役割を担うことになる。土地に暮らす人々にとって、生産や生活

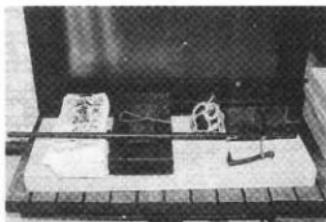


写真7 武者講の引き継ぎ物 (湯舟)



写真6 どんど焼き (湯舟)

第1表 近世村と小名、道祖神祭祀一覧表

明治期	近世村	戸数	人口	神社〔甲斐国志〕	小名〔甲斐国志〕	小名〔『茎崎市誌』〕	道祖神祭祀
龍岡村	下条南割	85	320	唐土社、石宮社	石宮、真葛、矢ノ下	石宮、真葛、越下	真葛、越道②
	下条東割	86	267		戸尻、坂ノ上	戸尻、坂ノ上	中村、東村、戸尻②
	若尾新田	60	170	神明社			
大草村	下条中割	32	112	神明社	町屋、丸林	町屋、丸林	新田村、宿村、丸林、田島
	下条西割	60	220	七社大神社	大門、清水、冷間	大門、清水、冷間、川崎、下条	大門西、清水、川崎、大門、冷間、下条
	上条東割	72	251	南宮社、若宮八幡社	羽根、堀、丸山、池ノ久保、宮ノ前	羽根、堀、丸山、池ノ久保、宮ノ前	堀久保、羽根前、丸山東、洗井
	若尾	79	289	子ノ神社			
旭村	上条南割	76	275	穗見神社	竹ノ内、山寺、久保	竹ノ内、山寺、久保、湯舟	竹ノ内、山寺、久保、湯舟
	上条中割	62	182	安房社	田島、小曾根、鍛冶屋	田島、小曾根、鍛冶屋	田島、小曾根、鍛冶屋
	上条北割	111	578	八幡社	北原、山口、鉄物師屋 宮ノ下	北原、山口、鉄物師屋 宮ノ下	北原②、山口、西山、東山、北山

※戸数・人口は、『甲斐国志』に記載の数字である。

※道祖神祭祀は、『茎崎の石造物』(1992年)から拾い出した。祭祀組織の名を記載してあるが、複数の道祖神があるところだけ数字で示した。

互助組織として機能するムラの方が大きな意味を持つた。近世の上条南割村は、その中に三つのムラを含んでいた。江戸時代においても、自律的・自治的な集団として存在していたと思われる。

山梨県の近世村は、大半がこのタイプである。一つの近世村にムラが三つといふのは、上条南割に隣接した近世村と比べてみても平均的である（第1表）。近

世村の中に複数のムラを含むのは、東日本の一般的な形である。總見神社（奥宮・里宮）は近世の上条南割村民が共同で祭祀する神社であるが、神社祭祀の形態としてもこうした共同タイプが主流である。

現在の湯舟区は他の三区と同様に道祖神を祭り、總見神社の氏子組織を持ち、また自治的組織としても独立して存在する。だが、江戸期の『甲斐国志』には小名として載らない。明治中頃に編纂された「山梨縣市町村誌」も小名として記載していない。元々は、久保と一体化していたと思われる。他の三区に比して、社会的自律が不安定で弱かったのである。ムラは生活や信仰の基礎単位として機能するが、戸数増加によつてムラが分裂して新たなるムラとして独立する例、また小規模で自律の弱いムラが連結して一つのムラとして機能する例は珍しくない。

小名はひとつであつても、その中に複数の道祖神を祭る事例が、周辺地域でも幾つか見受けられる。表中の上条北割の鎧物師屋や北原がそれに当たる。道祖神祭祀を含めて独立していたのか、または道祖神祭祀だけが別々で、それ以外の付合いかは協同していたのかは、ムラの事情によつて異なる。

四 ムラと同族

それぞれの区いわゆるムラには、中核となる姓がある。それらが区によつて異なる。集落の生成や展開など、歴史的背景が垣間見えるようにも思える。

現在の山寺区は山本姓が、竹之内区は功刀姓が多数を占める。久保区は堀内姓が圧倒的に多い。「久保」の由来は小さな谷地形、いわゆる窪（久保）地から來た地形地名であろう。いっぽう、湯舟区は湯舟姓が圧倒的に多く、集落としては

久保（窪）から離れた南の御動使川方面に集合する。ある時期まで、久保区と湯舟区は独立しながらも協同の機会が多く、その後、堀内姓の多い地域がそのまま久保区となり、湯舟姓の多い小地域が湯舟と呼ばれるようになつたのである。湯舟区も單独の道祖神を祀り、近世末期のものと推定される石祠が残る。その頃にはムラとして機能する湯舟が存在していたと思われる。

本家をオーヤ（大家）、分家をシンヤ（新家）と呼ぶものの、マキとかマケといつた巨擘地方に広くみられる、同姓を一団で呼ぶ名称を伝えない。また、行事も残していない。直接的な本分家関係は認知されているが、そこから先の系譜をたどるのは難しい。新たに名字を付けるにあつて、その土地に多い名字にならつた結果だとも伝えるが、全体的に同族意識は希薄である。

直接的な本分家関係を除けば、同姓の結合はまったく機能していない。堀の開削などに伴う経済的な変動が大きく、同族結合が早く緩んだためではなろうか。早い時期から、経済的に強い力を持つた地主・小作關係が取つて代わったのである。大地主をジョーヤ（上家・オーヤ（大家）などと呼び、必ずしも本家筋がジョーヤ（上家・オーヤ（大家）ではなかつた。各区は同族的な小集落を形成しながらも、同族としての結び付きよりも、道祖神祭祀にみられる地縁的な結び付き方が、ムラ生活の基軸であつたと考えられる。

五 總見神社（里宮）

竹之内区内に鎮座する總見神社の里宮は、「前宮」あるいは「おおじ」とも呼ばれる。山頂に登場する「山代主子」に由来するようにも説くが、付会のひとつにすぎない。「おおじ」に漢字を充てば、「王子」もしくは「皇子」となろう。

いずれであつても貴賀の子、即ち神子（ミコ）・皇子（ミコ）を指す。里宮（前宮）は山上から神を迎える齋場であり、その宮が子を意味する「王子（皇子）」の別称を持つのは興味深い。

苗敷山の北側斜面には幾本かの沢がある。そのうちの「北の沢」と「南の沢」の二本が、里宮の湧水で合流する。そして、さらに下流へ向い、下条西割を経て

御勅使川へと流れる。地元では、この沢を高森沢とか王子沢と呼ぶ。周辺に比し日立本村が繁っていたところから、「高森」の名が付されたのである。苗敷山頂の奥宮から見ると、「王子（皇子）」即ち里宮は沢水の流路の先方に鎮座する。奥宮と里宮は水流によって結び付いており、里宮は然るべき地に設けられていたのである。

「北の沢」と「南の沢」が合流した地点に、水神を祀る（写真8）。これは竹之内区によつて、新たに祀られたものである。「北の沢」の上流に、宝永四年（1707）以下条西町村で祀った水神が残る（写真9）。

「竹之内」の地名は、「竹の地」に由来すると思われる。竹林は山麓にあって地中の水脈をとらえて繁殖する。竹は大量の水分を吸い上げて生長する。竹林は水脈と密接で、人々は竹林を自安に水源を探つた。集落の拡大とともに山麓の開拓が進んだが、所々に竹林が残る。おそらく、苗敷山麓には各所に竹林が繁つていたと思われる。開拓によつて姿を消したが、その中の一つが今日の「竹之内」の地名となって残つたのではないか。

穗見神社の祭神は、天之底立

例祭日であるが、今日ではその前後の休日を充てる。

由緒として、以下を記す。⁽³⁾ 上

古、甲斐の国が洪水と化した時、

鳳凰山に住む六度仙人が駆逐明



写真8 水神石碑 (竹之内)



写真9 水神碑 (竹之内)

神と力を合わせ、南山を欠削して水を治め平野とし、里に住む山代王子がこの地を耕し、種苗を敷き、民に米作の道を教えた。これを以て國中の人々は六度仙人を國立明神、山代王子を山代王子権現として両神を山頂に祀り、苗敷山と呼んだ。聖武天皇の御代神龜元年（七二四）に延喜式内社、穗見神社を建立して、春秋兩東と初禮を供えて祭りをした。農事の神として往時には県内は勿論、長野県下にも多く、百数十に及ぶ講中があつて春秋二季の大祭は大いに賑いを見せたという。御勅使川を越えて市をなした」と伝える。形式として整えられており、「甲斐国志」などの記述を参照に整理された由緒と思われる。

講中とは代講を指し、代参者は神酒・赤飯・御神影・講社札・神社札など、講員分を受け取つた。「岐北神社誌」（昭和三十七年）には、「苗敷山太々講」などの名称を載せる。

また、穗見神社は稻作の神ということで、参詣者は里宮の境内の土を一握り持ち帰り、苗代の水口に置く習慣があったという。これを「お土もらい」と呼んだ。

六 小池沼の伝承

里宮の北西部方向、つまり下条西割村の祀る水神のある西側一帯を、地元では「山田」と呼んでいる。かつては水田であったが、今は水田として利用されるのは一部である（写真10）。この地域の山麓にあって、意外と言つてよいほど広い平坦地である。その外れは大公寺の墓地になつてゐる。かつては、曹洞宗大公寺末寺の小池山福寿院という小さな寺があつた。「山田」一帯は、以前は「小池沼」とか「淵」と呼ばれる沼があつたという。今では埋め立ててしまつて大方が畑地となつてゐるが、一部に小さな沼地が残る。

この小池沼にまつわる伝説に「下条ばんば」がある。下条西割村に暮らす子守の老婆の正体は角の生えた鬼婆で、小池沼に身を投じたとする話である。⁽⁴⁾ 本来、ウバは高貴な女性を指し、巫女（シャーマン）のイメージに重なる。ウバが老婆や乳母役となり、子守をしていて、大切な子を水中に落としてしまつたとする伝説は全国に多い。小池沼の話では子は大声で泣いたとなつてゐるが、同じ系統の

姥子伝説と言つてよからう。水辺を舞台とし

た子と女性の物語の底には、水神信仰が流れている。水神は女性として示現するのが一般的である。興味あることに、下条西割の祀る

水神祠は、安産や子育ての神として信仰されてゐたという。呼び名も「水神さん」でなく

「子（ね）の神さん」であった。⁽²⁾

里宮の鎮座する一帯は、水神信仰のうぶな

形が残る。苗敷山の山中の水を集めめた沢水

や、地中を伝つて流れ出た湧水を神の賜とし

て祀つた。その斎場としてあつたのが、今日

の里宮であつたと考える。小池沼が「澤」とも呼ばれたのは、湧水に由来したの

ではなかつたか。水温や水量の安定した湧水は神秘であり、また恵みであつて福

作に欠かせない。

七 苗敷山伝承をめぐる若干の考察

慰製の伝承は広く知られているが、盆地地形から跡付けた後世の付会であろう。

奥宮手前には西行歌碑が建ち、小さな湧水がある。「水場」と呼び、今でも水は絶えない。大きな沢は洪水や土石流を引き起こすが、いっぽうで水量の安定した

小規模な沢は利用価値が大きい。古い水田や集落はこうした沢沿いにいち早く開けたと考えられ、苗敷山信仰は山中から流れ出た水と深く関連していたと思われ

る。

奥宮手前の「水場」の湧水は山麓の南側を伝つて流れ、湯舟区を通る田代沢にも入る。田代沢は湯舟区の西端を流れ、山麓や下流域の耕地を潤した。今日の水田はほとんどが鳥塚の下方に広がるが、かつては山麓の沢沿いに営まれた小規模な水田が存在した。竹之内区から山寺区にかけての「山田」や、田代沢の沢水を使つた「田代」などである(第1図)。



写真10 山田の景観 (共同墓地より写す)

また、湯舟区には「七坪田」と呼ぶ小さな水田があつた(第1図)。凡そその隣は集落の外れで、「西の沢」沿いの山中にある。竹林や雜木林に囲まれた三〇枚程の水田があつた。田一枚の広さが七坪程度であったところから、「七坪田」と呼ばれた。この付近を「古屋敷」とも称し、草分け伝承と結び付くのは興味深い。湯舟の地名の由来となつた湯が湧き出ていたとも伝える。七坪程度の小さな田を湯槽に形容したのかもしれないが、湯は温泉の意でなく、嚴冬期でも凍る二つのない湧水を指したのではあるまい。

さらに、山中の沼地にも注目したい。奥宮に登る参道沿いには、ヌタバがあつたという。ヌタバはニタバともいい、湿地や沼地のことである。イノシシは身体に付着した寄生虫を落とすために泥浴びする習性があり、山中の小さな湿地・沼地が利用された。華嶺市の藤井地区に相生(アイヌタ)の地名があるが、このヌタ(ヌタ)もヌタバに由来する。

甘利山一帯は標高一〇〇〇m付近に高層湿原が存在する。なかでも沼池が知られる。苗敷山を遠望すると、山腹にあって傾斜が非常に緩やかで平坦に近い後線が確認できる。地形や地質から、この山一帯がヌタバのような湿地がつくられやすい環境にあるのである。山中の湿地を利用した農作が行われていたかも確認するすべはないが、いずれにしても山中の神秘であることは間違いない。そこが確認できる。地形や地質から、この山一帯がヌタバのような湿地がつくられやすい環境にあるのである。山中の湿地を利用した農作が行われていたかも確認するべはないが、いずれにしても山中の神秘であることは間違いない。そこが確認できる。

由緒に登場する「山代王子」の「山代」とは、山中にある沼地を指したのではあるまいか。水源のある山宮(奥宮)の地は穀物豊饒の祈願の対象として、寺社勢力がそれを擁護付けや信仰拡大に利用したであろうことは充分に予想される。それゆえ、早い時期から修驗系の道場として発達し、先進的な文物の移入をもたらしたものであろう点も推測に難くない。

「甘利」地名は、律令制下の「余りの戸」に由来するというのが通説である。⁽³⁾だが、ここで仮に「甘利」をアモリ、即ち「天降り」とすれば、奥宮は甘利(天降り)の中腹にある端山である。奥宮のさらなる上にある天降り(甘利)の、その斎場としての役割が奥宮にはあつたのではないか。「天降り(アモリ)」即ち甘利山から

奥宮の地に迎えられた大神は、山を下つて里宮の地に湧水や沢水となつて現わる。これが「おおじ（王子・皇子）」であったのではないか。里宮から下が耕地であるから、里宮は水口に位置する。

「苗敷」なる名を持つ神社が北巨摩地方に残り、苗敷山を中心とした信仰の移入と推測される。^{〔註〕} 苗敷信仰の由来は難解である。山全体が水神の性格を有す点に注目すれば、苗の生長を祈願する水「祭り」と根は同じと考えてよいのではないか。^{〔註〕} 『甲斐国志』の「苗敷山」の項は「水精坂」について記す。「第七町ヲ水精坂ト云フ砂土ノ中ヨリ水精ニ似タル物ヲ出ス大米粒ノ如シ」とある。七町目は山神を祀る場所であり、さまざまなもので祀られる。だが、「砂土」の「水精」は結晶ではなく、水の結晶であるとの感覚であれば、水神信仰の一変形と解釈することができる。

第二節 穂見神社の倭神樂

一 北巨摩地方の倭神樂

蘿崎市・北杜市域で、現在でも上演されている倭神樂は凡て五〇である（第2表）。北巨摩地方（逸見筋と武川筋・北山筋の一部）の近世村は八〇村程（『甲斐国志』）であるから、約三分の二に相当する。神樂の伝承母胎は近世村が大半だが、江草村・上津金・下津金（旧須玉町）や上手（旧明野村）のように、近世村の範囲で二・四を伝える例もある。これらは近世村のなかにある「ムラ」が神樂伝承の母胎である。農耕を祈願して春に演じられる神樂が大半である。

名称は「お神樂」「岩戸神樂」「大和神樂」「太々神樂」等さまざまであるが、

内容はいわゆる倭神樂（本稿はこの表記で統一）である。しかも、衣装や面・楽器を保有し、境内に独立した神樂殿を持つ。神樂芸能がこれだけ濃密に繼承されている地域は全国的に珍しく、「一地域としては実に驚くべき分布状況」と指摘される。^{〔註〕} 上条東割の南宮社のように他から招いている例もあるが、それを除け

ば他の自前の神樂團を擁した、いわゆる氏子神樂である。演目・舞の形式・楽音は、微妙な違いはあるものの、様式としては同一系統の倭神樂である。それにおいて、最初は他所から学んで出発したと考えるのが自然であろう。

『蘿崎市誌』は、江戸期に湯立蒸紙の神樂が行われていたことを記す。しかし、今日の北巨摩地方に伝わる神樂を鳥瞰しても、倭神樂一色である。湯立行事が独立する例はあっても、湯立を伴う神樂は見当たらぬ。また、獅子神樂（獅子舞）が一部に残るが、それらは独立して小正月行事となつており、倭神樂の演目には取り込まれたという例もない。

二 氏子神樂の発達

倭神樂は、記紀神話にある幾つかの場面を拾い出し、横笛と太鼓の演奏にのつて舞う。言い換れば、着面した舞踏風の默劇となろう。娛樂的な性格が付加されるものの、元来は純然たる神事芸能であった。神事としての形式や演目も色濃く残しており、形式という点では斎場淨によつて始まり、演目（座）としては「乙の舞」や「神の舞」がある。この二つの舞は、記紀神話のモチーフにはない演目（座）である。翁面を付け、鎧と扇を手に翁舞に舞うもので、原形は神事芸の三番叟にあら。山梨県内の倭神樂では、ほとんど例外なく演ずる演目である。人形淨瑠璃などでも、翁の演ずる三番叟は定番である。

穂見神社に伝わる現在の神樂が、演目・舞の形式・楽音のいずれからみても、北巨摩地方に広く行われる倭神樂であるのは間違いない。倭神樂の流行は幕末から明治期で、おそらく古若八幡神社あたりが中心となつて北巨摩一帯に普及したものであろう。穂見神社の神樂が白前の神樂團を編成して上演しはじめたのは、その流行の波及であったと思われる。

この穂見神社周辺で、明治初期の『社記』に載る神樂殿は、上条東割村の南宮社と北宮地村の武田八幡宮の二棟のみである。北巨摩地方全体では、二・〇棟に近い神樂殿が掲載されている。『社記』より古い『甲斐国志』になると、南宮社の神樂殿の一棟のみである。この時期、武田八幡宮には神樂殿はなかった。しかし、

第2表 北巨摩地方（蘿崎市・北杜市）神楽伝承地一覧表

No.	名 称	伝承地	種 種	実施時期	場 所	神楽殿
1	(かぐら) 神楽	北杜市明野町小笠原	小笠原神楽保存会	八坂神社例大祭 (建立式)	八坂神社神楽殿 (建立式)	○ (昭和37年)
2	(かぐら) 神楽	北杜市明野町上手	三船神社神楽保存会	三船神社例大祭	三船神社神楽殿	○
3	(かぐら) 神楽	北杜市明野町上手	宇波刀神社神楽保存会	宇波刀神社例大祭	宇波刀神社神楽殿	
4	(かぐら) 神楽	北杜市明野町浅尾	浅尾津來会	三島神社例大祭	三島神社神楽殿	
5	(かぐら) 神楽	北杜市明野町浅尾新田	浅尾新田神楽保存会	源氏大社例大祭	舞訪大社神社神楽殿	○
6	(かぐら) 神楽	北杜市明野町下神取	伊勢神明社神楽保存会	伊勢神明社例大祭	伊勢神明社神楽殿	
7	(かぐら) 神楽	北杜市須玉町上神取	白山神社神楽団	白山神社例大祭	白山神社	○
8	(やまとかぐら) 磐神楽	北杜市須玉町坂之尻	坂之尻神楽保存会	坂之尻勝御神社例大祭	坂之尻勝御神社	
9	(おおわすわじんじやくぐら) 大和諏訪神社神楽	北杜市須玉町上津久	諏訪神社神楽団	記載無し	記載無し	○
10	(くわはらすわじんじやくぐら) 倉庫御訪神社神楽	北杜市須玉町上津久	桑原御訪神社神楽団	桑原御訪神社例大祭	桑原御訪神社	
11	(こしょすわじんじやくぐら) 御所御訪神社神楽	北杜市須玉町下津金	御所御訪神社神楽団	御所御訪神社例大祭	御所御訪神社	
12	(ふじわらのんじやくぐら) 藤原神社神楽	北杜市須玉町下津金	下津金比羅神樂団	金比羅様奉事り	藤原神社(金比羅様)	○
13	(わだまのんじやくぐら) 和田馬野神社神楽	北杜市須玉町下津金	和田原熊野神社神楽団	熊野神社奉事り	和田原熊野神社	○
14	(かってこやすじんじやくぐら) 勝手子安神社神楽	北杜市須玉町江原	勝手子安神社神楽団	勝手子安神社春香例大祭	神社神楽殿	○
15	(にたがらしめいしやくぐら) 七日平神社神楽	北杜市須玉町江原	七日平神社神社神楽団	神明社奉事例大祭	神明社神楽殿	
16	(あきばじんじやくぐら) 秋葉神社神楽	北杜市須玉町江原	秋葉神社社員八幡組神楽團	秋葉神社春香例大祭	秋葉神社神楽殿	
17	(ねごわししゅくやくとくぐら) 根小屋神社太鼓神楽	北杜市須玉町江原	根吉屋神社神楽団	根吉屋神社春香例大祭	根吉屋神社神楽殿	
18	(せんべいじんじやくとくぐら) 丹波和大和神楽	北杜市須玉町小尾	丹波神社神楽団	神部神社例祭(春)	神社神楽殿	○
19	(ひしじんじやくとくぐら) 比志神社人和神樂	北杜市須玉町比志	比志神楽団	比志神社春香例大祭	神社境内神楽殿	○
20	(みながわじんじやくぐら) 美能神社神楽	北杜市高根町美濃	美能神社神楽団	美能神社春香例大祭	美能神社	○
21	(たかのじんじやくぐら) 高野神社神楽	北杜市高根町高根	高野神社神楽団	高野神社祭典	高野神社	○
22	(だいひらいわくら) 大井神楽	北杜市高根町高根新町	其義新町延喜寺	延喜寺神社春香例祭	神明社神楽殿	○
23	(こりょうやまくわくら) 平尾屋神楽	北杜市高根町高根	建部神社神楽団	建部神社正月祭・ 司厨折年祭	桂部神社神楽殿	○
24	(やまとかぐら) 大曾神楽	北杜市高根町坂東町	東御敬神会	伊勢大曾神樂	伊勢大神社神楽殿	○
25	(あつなんじこだいんじやくぐら) 熟恋神社太々神楽	北杜市高根町村山西側	芦原神社神楽団	春の例大祭	神社神楽殿	○
26	(やまとかぐら) 磐神楽	北杜市高根町上園沢	上園沢八幡神社神楽団	上園沢八幡神社例大祭	上園沢八幡神社神楽殿	○
27	(いすゞやまとかぐら) 古瀬大曾神楽	北杜市高根町丘町	丘町神楽保存会	春季祭典、二半舞(12月31日 ~1月1日)	熱田神社神楽殿	○
28	(おから) お神楽	北杜市長坂町中丸	敬神会	祐平源助大神社春季例祭	舞訪大社神社神楽殿	○
29	(おから) お神楽	北杜市長坂町中丸	敬神会	源武神社春香例祭	源武神社神楽殿	○
30	(だいだいかぐら) 太々神楽	北杜市長坂町大八田	敬神会	建御神社春香例大祭	速間神社神楽殿	○

No.	名 称	伝承地	組 成	式 節 時 準	場 所	神楽類
31	(やまとかぐら) 大和神楽	北杜市美郷町白井沢	春秋会	白井沢諏訪神社奉祭祭	諏訪神社神楽殿	○
32	(やまとかぐら) 人和神楽	北杜市人来町西井原	敬か会	八ヶ岳社例祭	八ヶ岳神社	○
33	(やまとかぐら) 大和神楽	北杜市大泉町谷戸	般津会	逸見神社例祭	逸見神社	○
34	(たのてんこんじゅくやまとかぐら) 北野天神社大和神楽	北杜市小瀬波町	北野天神社人和神楽保存会	北野天神社火の大祭	森吉野天神社神楽殿	○
35	(はんにまがたけいんじゅくやまとかぐら) 甲斐神社の代太神楽	北杜市戸川町横手	横手神楽保存会	甲斐駒ヶ根神社春の例大祭	神社神楽殿	○
36	(かんにまがたけいんじゅくやまとかぐら) 丹波鹿ヶ嶋作年貢の神楽	北杜市白州町白瀬	竹竿舞神間	伊賀病を除神吐春の例大祭	芦社神楽殿	○
37	(ころやまだ・せんじやのかぐら) 白山大神社の神楽	七ヶ宿白州町花水	白山大神社神楽保存会	白山大神社例大祭	白山大神社神楽殿	○
38	(だいだいかぐら) 太々神楽	北杜市川可坂原	牧原八幡神社神楽保存会	牧原八幡神社春の祭典	八幡神社前	○
39	(だいだいかぐら) 太々神楽	北杜市武川町山高	山高神樂会	山高正月祭り	辛香津神社	○
40	(やまとかぐら) 人和神楽	高崎市郷井町利井	上今井神楽保存会	富嶽の神幸事例大祭	神社神楽殿	○
41	(やまとかぐら) 大和神楽	高崎市若宮町	若宮神楽保存会	若宮八幡宮夏の例大祭	神社神楽殿	○
42	(だいだいかぐら) 太々神楽	高崎市櫛原町宮久保	後文神社神楽部	後文神社秋季例祭	後文神社神楽殿	○
43	(だいだいかぐら) 太々神楽	高崎市櫛原町三之瀬	記載無し	神明神社秋季例祭	神明神社	○
44	(だいだいかぐら) 太々神楽	高崎市梅原町柳平	記載無し	本宮例文神社春季例祭	本宮例文神社	○
45	(やまとかぐら) 人和神楽	高崎市穴山町	鶴見神社神楽保存会	鶴見神社神秋季例祭	鶴見神社	
46	(やまとかぐら) 大和神楽	高崎市穴山町	鶴見神社神楽保存会	御名方神社春季例祭	御名方神社	
47	(ひよことかぐら) 芦戸神楽	高崎市神山町北宮東	武田八幡宮神楽保存会	武田八幡宮秋の例大祭	神楽殿	○
48	(だいだいかぐら) 太々神楽	高崎市内野町上田井	記載無し	持久神社の例祭	持久神社	○
49	(ひよことかぐら) 岩ノ神楽	高崎市大草町上島裏割 同上	上今井大山神社神楽保存会 同上	南宮大神社春の例祭 同神社秋の例祭	南宮大神社神楽殿 同上	○
50	(やまとかぐら) 人和神楽	高崎市起町上島割	苗敷山鶴見神社神楽部	苗敷山鶴見神社春の祭典	鶴見神社正宮神楽殿	○

※上表は山梨県民俗芸能調査(2010年度)の収録資料から墨俣市と北杜市に伝承される神楽を拾い出して一覧にしたものである。

※上表の「神楽殿」は『駿北神社例』(1962年)から拾い上げたものである。それ以前に改築された神楽殿もある。また、現存点(2010年度)で神楽殿を保有するも、神楽云を伝承しない地が10ヶ所程度あることを付記しておく。

角力場と共に神楽場を記しており、おそらく専門的な神楽団による神楽奉納が行わっていたのである。神楽殿の存在は記録からも散見できるが、神楽の系統や演目については手掛かりがほとんどない。⁽¹²⁾

さて、稔見神社（前宮）に神楽殿が設けられた時期は不詳だが、その後の急速な拡大から推せば、幕末から明治期に建てたと考えてよいのではないか。勿論、

神楽殿がなくとも拝殿での上演は可能であるし、また自前の神楽団がなくとも外部の神楽団による奉納も充分にあり得よう。多数の参詣者を集めるとともにれば、複数の神楽団の奉納も考えられる。昭和初期頃の稔見神社の神楽は、武田八幡の神楽団の奉納であったと伝えている。

專業の神楽団は有力な本所を持たない以上、その活動には限界がある。武田八幡宮といえども、専属の神楽団を長期間に維持するのは難しかつたであろう。結局は、技芸を他所から学び、上演と継承は土着の神楽団の結成を得つことになる。第二次大戦後になつて氏子神樂が始まるが、稔見神社の神楽部が高尾山の稔見神社や武田八幡宮の神楽団から学んだという。これが今日の稔見神社の神楽の元になるが、武田八幡宮の影響をより強く受けたようである。

稔見神社の倭神楽

奥宮を持ち修驗系文化の拠点として栄えた地に伝わる稔見神社の神楽であるが、山伏神樂の要素はまったくない。他地域から学び、また部分的に別の地域の様式を取り入れ、それが今日の形を作り上げている。学んだ神楽であつても、演技は機械的に再現される性質のものではないから、長い歳月を経るうちにさまざまな個性が加わる。稔見神社の神楽は、「他所に比べて、舞や楽曲は荒々しく力強い」と評される。

春の例祭に行われている稔見神社の神楽芸の概略を、以下に整理する。

演者は氏子からなる、いわゆる「氏子神樂」である。今は神楽部を結成し、上演や技の継承が行われている。昭和二十八年に神楽面を買入、翌二十九年に神楽殿が改築された（写真11）。大戦前後は中断された。明治・大正期まで通つ

た場合に、他所の神楽団による奉納、また前の神楽上演があつたかは不詳である。現在の演者は、最古參の者は約五十年間になる。

昭和末期の四年間ほど休止したが、その後、再興して現在に至る。

使用している神楽面は、昭和二十八年、京都の京極何某という彫師に依頼して製作したもので、柄材の一木造である。当時としては、かなり高価な面を調達した。その後、面を追加して現在では二〇面ほどを所有する。

神楽殿は昭和二十九年に、それまでの茅葺のものを改造した。社有林から切り出した木材を使用した。旧神楽殿の建築年代は不詳である。

稔見神社には広大な社有林があるが、それは大正二年に払い下げられたものである。敗戦後の木材高騰時に伐採・販売し、その収益金が神社の運営や施設修築の費用に充てられている。当時は資金が潤沢であつた様子で、他地域に比して神楽面の数が多い。神楽の演目のうち、「ウチコミ（打込）」が何回かあるが、それぞれ異なる面を用いる。ただ、舞を演ずることができる人数は一〇名足らずで、一人が一・三の演目を担当する。

倭神楽の演目（座）

1、齋場淨「サイジヨウキヨメ 一人」（写真12）

鳥兜を被つた素面の二人が御幣を手に持ち、最初に祭壇を拝し、統いて四方を拝する。樂は太鼓のみで、舞はなし。舞台を清める儀式。

2、打込「ウチコミ 一人舞」

鳥兜に男面を付け、剣（太刀）と鎗を手に、笛と太鼓に合わせて舞う。床を力強く踏み込む所作が特徴。ウチコミの名称は、この所作に由来すると思われる。



写真11 里宮の神楽殿



写真13 鋼治屋



写真12 売場淨



写真16 四弓



写真15 乙の舞

写真14 宇豆女

真13)

てる。

4、鋳治屋「カジャヤ 一人舞」(写

の舞」の字を充

が、舞としては男面の一人舞である。

前半は男が鉢と剣(太刀)を手に、

笛と太鼓に合わせて打込を舞う。

5、打込「ウチコミ 一人舞」

6、宇豆女「ウズメ 一人舞」(写真14)

7、乙の舞「オトノマイ 一人舞」(写真15)

8、打込「ウチコミ 一人舞」

9、天狗の舞「テングノマイ 一人舞」

10、鰯釣り「タイツリ 一人舞」

11、神の舞「ジンノマイ 一人舞」

3、神の舞「ジンノマイ 一人舞」
4、鋳治屋「カジャヤ 一人舞」(写真13)
5、打込「ウチコミ 一人舞」
6、宇豆女「ウズメ 一人舞」(写真14)
7、乙の舞「オトノマイ 一人舞」(写真15)
8、打込「ウチコミ 一人舞」

9、天狗の舞「テングノマイ 一人舞」
10、鰯釣り「タイツリ 一人舞」
11、神の舞「ジンノマイ 一人舞」

は長袖を持つて、舞台の上で戯れる。いわゆる、コントの一種である。後半は、狐と男が各々扇を手に、協力して剣(太刀)を鍛打ち上げる。一般には「鋳治屋」でなく「金山彦」で知られる演目である。

「天冠を被り、女面を付けた一人の舞。扇と鉢を手に、笛と太鼓に合わせて舞う。舞が終わると、扇と鉢を祭壇に置く。一般的には「尽の舞」、「人の舞」、「仁の舞」などの漢字を充てる例が多い。内容は猿舞である。「ジンノマイ」と読み、「ここでは「神の舞」の字を充てる。

通称は「天狗」。一般には「天孫降臨」と呼ぶ。鳥兜に天狗の面を付けるが、記紀に登場する「猿田彦」である。猿田彦が降臨の先導役を務める。花道から床を踏みながら登場する。指に御幣を付け、手には鉢を持つ。四方を押し、打込を舞う。

「天冠を被り、女面を付けた一人の舞。扇と鉢を手に、笛と太鼓に合わせて舞う。舞が終わると、扇と鉢を祭壇に置く。一般的には「尽の舞」、「人の舞」、「仁の舞」などの漢字を充てる例が多い。内容は猿舞である。「ジンノマイ」と読み、「ここでは「神の舞」の字を充てる。

通称は「天狗」。一般には「天孫降臨」と呼ぶ。鳥兜に天狗の面を付けるが、記紀に登場する「猿田彦」である。猿田彦が降臨の先導役を務める。花道から床を踏みながら登場する。指に御幣を付け、手には鉢を持つ。四方を押し、打込を舞う。

「天冠を被り、女面を付けた一人の舞。扇と鉢を手に、笛と太鼓に合わせて舞う。舞が終わると、扇と鉢を祭壇に置く。一般的には「尽の舞」、「人の舞」、「仁の舞」などの漢字を充てる例が多い。内容は猿舞である。「ジンノマイ」と読み、「ここでは「神の舞」の字を充てる。

同前だが、素手で登場し、祭壇にある扇と鈴を取り上げて舞う。

12、大蛇退治「オロチタイジ 一人舞」

天冠を被った女面（施）が鏡を手に、神前に座す。そこに長槌を背負ったオロチが登場し、悪戯をはたらく。オロチと称するが、大蛇でなく鬼面である。そこに劍（太刀）を手にした別の鳥兜の男面が現われ、オロチ（鬼）を懲らしめて追い返す。その後、劍（太刀）と鈴を手に舞う。本来は、文字通りの「大蛇退治」であったと思われるが、内容は大幅に簡略化されている。

13、四方舞「シホウマイ 一人舞」

鳥兜を被った男面が御幣を手に登場し、祭壇の鈴を取って緩やかに舞う。

14、乙の舞「オトノマイ 一人舞」

（同前）

15、四弓「シキユウ 四人舞」（写真16）

鳥兜を被った裏面の四人舞。四人が四方へ四本、合計十六本の矢を放つ。

16、四方舞「シホウマイ 一人舞」

鳥兜の男面が御幣を手に登場し、祭壇の鈴を取って緩やかに舞う。

17、玉取り「タマトリ 一人舞」

天冠を被った女面（姫）が玉を持って神前に座す。赤・青・黄の鬼が現われ、姫の玉を奪い取る。前出の「大蛇退治」などと同様に、コントの一種である。三匹の鬼は、姫の奪い合いを始める。そこに、鳥兜の男面が現われて鬼たちを懲らし、無事に玉を取り戻す。鬼を追い返すと、男面は劍（太刀）と鈴で舞う。登場する役柄は多いが、舞としては男面の一人舞である。

18、神の舞「ジンノマイ 一人舞」

（同前）

19、四方舞「シホウマイ 一人舞」

ここ四方舞は、鳥兜を被った男面と狐の二人が登場する。前半は、男面が鏡と扇を積んだ三宝を手に舞う。後半は舞と言つよりも、前出の「鍛冶屋」や「劍釣り」と似たコントで、鍬と苗木を手にした狐が稚戯を演じる。舞を終えた男

面が狐を届け招き寄せると、狐は蹴で地（床）を耕し、そして苗木の葉をちぎつて撒き、その後に地（床）を踏むしぐさをする。続いて、三宝を受け取り、積んである餅を周囲に撒く。舞としては一人舞。

20、地曳「ジビキ 一人舞」

鳥兜を被った男面の三人が、交替で力強い打込みを舞う。鉢で地を掘り起こし、地（絵板）と鈴を手に舞う。舞台上は三人だが、同じ舞を交替で舞う。

21、四方舞「シホウマイ 一人舞」

鳥兜の男面が御幣と鈴を手に舞う、一人舞である。

22、岩戸「イワト 各一人舞」

天岩戸が、倭神樂のクライマックスとなる。ここだけの特別な演目はなく、それまで演じたものを再演。すべて一人舞で、演者の総出となる。最初に、天冠を戴いた女面（天照皇大神）が岩（絵板）を手に神前に座す。そこに、素戔之雄命が登場し悪戯をはたらくと、岩戸に隠れてしまう。以下の演者は次々と登場し、演技が終わると神前に並んで座す。

（1）宇佐女（同前）（2）四方舞（同前）（3）打込（同前）

（4）四方舞（同前）（5）神の舞（同前）（6）天狗の舞（同前）

（7）乙の舞（同前）（8）四方舞（同前）

（9）岩戸開け 岩を開けた手力雄之命が、岩（絵板）と鈴を手に舞う。

以上で神樂の演目は終了し、演者たちは花道を通つて控えに戻る。

五 稔見神社神楽の特徴

上演した演目の延べ数は、一二二席である。しかし、内容的には数種の一人舞が、演目タイトルを避けて、繰り返すのが基本である。複数の演者が同時に舞う演目は、「四弓」の四人舞の一種のみと云つてよい。「鍛冶屋」や「劍釣り」「玉取り」のように、道化の狐や鬼が登場するケースもあるが、舞う所作はなく、道化は演出の一部に終始する。基本となる一人舞は、「神の舞」「乙の舞」「四方舞」「宇豆女命」「天狗」「打込」などで、演者の数が限られている。また、多くが一般

の社会人であるため練習時間の確保は難しく、演目のバターンも限られてしまつてゐるのが現状である。

全体の流れが單調になりがちなかで、觀衆の歓心を惹くための工夫として、コント風の演目が比較的多めに取り入れられている。「網治屋」・「鯛釣り」・「大蛇退治」・「玉取り」がそれに該当する。「鯛釣り」は周辺地域でも人気のある演目で、全体が短編化・簡略化する傾向が年々強まるなか、いまだに上演される所が多い。「玉取り」は国の重要無形文化財に指定されている「田野の十二神樂」(甲州市大和町田野)にもある演目であるが、北巨摩地方でも北社市須玉町域に残る。

六 奥宮での神樂

櫻見神社の神樂奉納は、今日では春の例大祭に前宮のみで行われる。大戦後は里宮のみが通例になつてゐる。奥宮での神樂奉納は古い時代にあつたと伝えるが、代参講で賜わつた明治期のことであつたろう。「例祭が大いに賑わつた翌日は必ず雨になつた」との語り伝えが残つており、それは「山頂の神樂と大勢の人が雨乞いになつたからだ」ともいう。³⁾ 奥宮の神樂殿は確認されておらず、坪殿が利用されていたと思われる。また、さらに遡ることができるとすれば、宝生寺の施設が利用されていた可能性もある。

奥宮の屋根を銅板に葺き替え、建物の一部を補修したことによつて特別上演の性格が強い。落慶は秋の例祭に合わせて行わる。神樂は下記演目が演じられた。春の例祭の上演演目から、選び出された五種である。ランジャヤ(蘭馨)とは、入退場や舞台上での移動に伴う、緩やかなリズムの樂音を指す。現代流に言へば、パックランド・ミュージック(効果音)である。

奥宮での奉納神樂の演目は以下である(当日の演目次第資料による)。

1、齋場淨「二人舞」

蘭馨

型四方

太鼓(二人)・笛(三人)

2、剣取猿田(天狗)「一人舞」

蘭馨・打込

型八方

同上

四方舞・蘭馨 型八方

同上

4、四弓「四人舞」

蘭馨・四弓

型八方

同上

写真17 天狗



写真17 天狗



写真18 岩戸(宇豆女)

5、岩戸「各一人舞」

蘭馨

型八方

同上

同上

(1) 天照皇大神

蘭馨

同上

同上

(2) 素盞之雄命

宇豆女

型八方

同上

(3) 宇豆女命

神の舞

型八方

同上

(4) 神の舞

四方舞

型八方

同上

(5) 四方の舞

乙の舞

型八方

同上

(6) 乙の舞

蘭馨・打込

型八方

同上

(7) 手力雄之命

宇豆女

型八方

同上

(8) 宇豆女命

宇豆女

型八方

同上

それぞれの演目の内容を補足しておく。

1、齋場淨「二人舞」

神樂の二人が御幣を持ち、四方を拝する。

2、剣取猿田「一人舞」

(写真17) 通称、「天狗」。猿田彦の面を付けた一人舞。剣持から取った剣と鎗を持ち、横笛と太鼓に合わせて八方へ踏み込む。剣(太刀)と鎗を持ち、樂を伴い、舞台を踏む元々らしい舞をウチコミ(打込)と呼んでいる。

3、鯛釣り「一人舞」

恵比寿と狐

(道化)の二人が登場する。恵比寿が竿と鎗を持つて四方舞をし、鯛を釣り上げる。それを狐(道化)が眞似るが、蛸を釣る。

4、四弓「四人舞」

素面の四人が笛と太鼓に合わせ、弓を持つて舞う。八方に矢を放つ。

5、岩戸「各一人舞」

岩戸は八場面で構成される。いずれも、一人舞である。

最初に①天照大神が登場し、その後に②素盞之命が現われて戦戲をはたら

く。^く③宇豆女命が天冠を被り、扇と鉛を持って舞う。続いて、翁面を付け扇と鉛

を持った④神の舞となる。次の、⑤四方の舞は御幣と鉛を持ち、笛と太鼓に合わ

せて舞う。

⑥この舞「一人舞」では翁面を付け、扇と鉛を持って舞う。^く⑦手力稚の命が岩

戸（絵板）と鉛で打込の舞をする。^く⑧宇豆女命の舞で終える（写真18）。

註

(1) 功刀達也 一九九九「ふるさと研究誌」私家版

(2) 註(1)文獻

また、後出「甘利山」は五丁目に「久保竹内講中」が祀った山神について紹介している。

一月二十日には弓矢を供えて祭りを行ない、昔は四方に矢を放つたという。五丁目付近が山と里の境界であったことがうかがえ、山と里が違った原理で支配された空

間と認識されていたのがわかる。

(13) 註(6)文獻

(3) 沢見市誌編纂委員会 一九七九「澤見市誌」

(4) 註(1)文獻

(5) 註(1)文獻

(6) 功刀吉彦 一九九三「苗敷山櫛見神社の研究」私家版

(7) 山寺仁太郎 二〇〇一「甘利山」山日日新聞社 一九八九「増補改訂

(8) NHK中京放送局 一九八二「山梨の地名」山日日新聞社 一九八九「増補改訂

版「山梨古事記」等

(9) 「峠北神社」（峠北神社総代会、一九六一年）では「苗敷」の名を持つ二社の神社を載せる。北杜市高根町東井出の苗敷神社（『甲斐国志』に記載なし）と、同市長坂町



写真19 苗敷神社（北杜市高根町）



写真20 苗敷大神社（北杜市長坂町）

影山
正美

坂町坂川の苗敷大神社（『甲斐国志』）では「苗敷明神」である。前者の苗敷神社は五穀豊穰を願って山頂に祀ったという（写真19）。後者の苗敷大神社は黒源太清光朝臣の勧請によるものだと伝え、「一月十三日に簡略神事が行われていた。社屋の傷みが激しく、現在は同地区の諏訪神社境内に移転されている（写真20）。いずれも上条南割に鎮座する澤見神社（奥宮・里宮）との直接的な関連を伝えないが、苗敷の後継が遼望できる地である。

(10) 「甲斐国志」は南宮社の「御手洗池」について、「大旱大雨ニモ水増セズ旱年ニハ士人此ニ霊ス」と記す。南宮社は下条東割にあるが、これもまたあめ水信仰の一例と考えられる。原状地における湧水が奇異の典型であり、信仰の源頭を示唆しよう。

(11) 高山茂 一九九五「甲斐の太々神樂」甲斐路 七八号 山梨郷土研究会

(12) 「高根町誌 下」（一九八九年）には熱郡神社の神樂を取り上げるが、そのなかに神主が幕末に祀った山神として、慶長年間に德川家康の命を受け、開ケ原合戦や大坂の役で奉納したと伝えている。慶長年間まで通るのは難しかろうが、文化年間の神樂曲が残ることからして、この頃に始まっていた可能性は高い。『甲斐国志』に

は熱郡神社の神樂版の記載は見られない。また、神樂の系統に関しては倭神樂であつたかどうかはわからない。

第九章 苗敷道

はじめに

南アルプス市八田地区の上高砂から六科を東西に結ぶ道路は、旧御影村や竜王方面から苗敷山穂見神社へ参拝するためのかつての主要道で、旧御影村地域で「ナエシキミチ（苗敷道）」あるいは「ナエシキドウ」と呼ばれていた。「苗敷道」については旧「八田村誌」「石造物」の項でその名称が見られ、さらに功刀吉彦氏が「苗敷山穂見神社の研究」で具体的にそのルートを検討し、竜王から穂見神社里宮までの参拝ルートがほぼ明らかにされている。しかしこれまでの報告や研究では、各地点の資料について十分に報告されておらず、また御勅使川渡河地点についてはなお検討の余地がある。そこで、本章では苗敷道に係わる資料を報告するとともに、そのルートを再度整理してみたい。

一 苗敷道のルート 竜王から苗敷山穂見神社里宮（第1図）

「苗敷山穂見神社の研究」で想定された、竜王から穂見神社里宮にいたるルートを概観したい。竜王と上高砂を結ぶ①高砂渡しで釜無川を渡り、上高砂集落を通りて西へ向かう。前御勅使川とほぼ平行する道を進むと南北に走る「市川道」と交差する。この地点に建てられた②庚申塔（嘉永三年庚戌八月朔日建立）には「右ないしき、向いちかわ、前いらさき、左かうふ」と刻まれており、苗敷山への道標の役割も果たしている。野牛島を経て六科地内に入ると、駿信往還（西郡道または井崎道）と交差する地点に③甲子塔（元治元年（一八六四）十一月廿七日建立）が建てられ、これにも「西 苗志き、東 中府 道」と刻まれて、やはり道標の役割を与えられている。さらに西に進むと南北に走る「信州道」と交差する。ここから北西に進み④御勅使川を横断し、⑤御勅使川左岸に至る。そ

の交差点に⑥「丁目と刻まれた丁石が建てられている。丁石から約二〇m西に進めば⑦穂見神社里宮に到着する。以下、苗敷道上の①～⑥各地点について報告する。

二 各地点の概要

① 高砂渡し 上高砂（第1図）

釜無川左岸の竜王方面から右岸の上高砂へは昭和七年、コンクリート製の永久橋である旧信玄橋が完成するまで渡船が利用されていた。『甲斐国志』山川部では「渡船二所 一ハ竜王村ヨリ西都筋上高砂ニ達ス 一ハ西都筋上今諏訪村ヨリ西八幡村ニ達ス 共ニ冬春ノ間ハ仮橋ヲ架ス」とあるように、水量が増す夏は渡船、水量が少なくなる冬は仮橋として土橋が架けられていた（八田村一九七二）。新「八田村誌」所収の天保二年（一八三二）の穴水広家文書などの諸史料では「釜無川渡船」と記述されているが、地元では「高砂渡し」とも呼ばれている。

第二編第十五章の「苗敷山穂見神社の信仰圏」では、釜無川左岸の竜王にも御神樂講が存在していたことが報告されており、また後述する笛本正孝氏の証言でも竜王からの参拝者について言及されている。こうした竜王方面から苗敷山穂見神社への参詣には、この高砂渡しを利用していたと考えられる。

釜無川渡船を日常的に利用する乗場村々として、川西では三五ヶ村、川東では竜王・竜王新町・西八幡・下今井・篠原・宮竹新田・竜王下河原・大下条の八ヶ村が挙げられる（八田村二〇〇三）。とりわけ苗敷山と隣接する芦倉山の入会会三六ヶ村の内、川東の竜王・竜王新町・八幡・篠原の四ヶ村は、芦山山地薪炭材や田畠の肥料の下草類を入手していたため、常日頃から苗敷道を利用していたと考察される。

② 庚申塔 野牛島（第2図・写真1）

野牛島居村の市川道との交差点南東隅に建てられている。交差する市川道は並

第1図 苗敷道と主要な旧街道 (1/40,000)

⑥丁石(二丁目)
(上森南町)

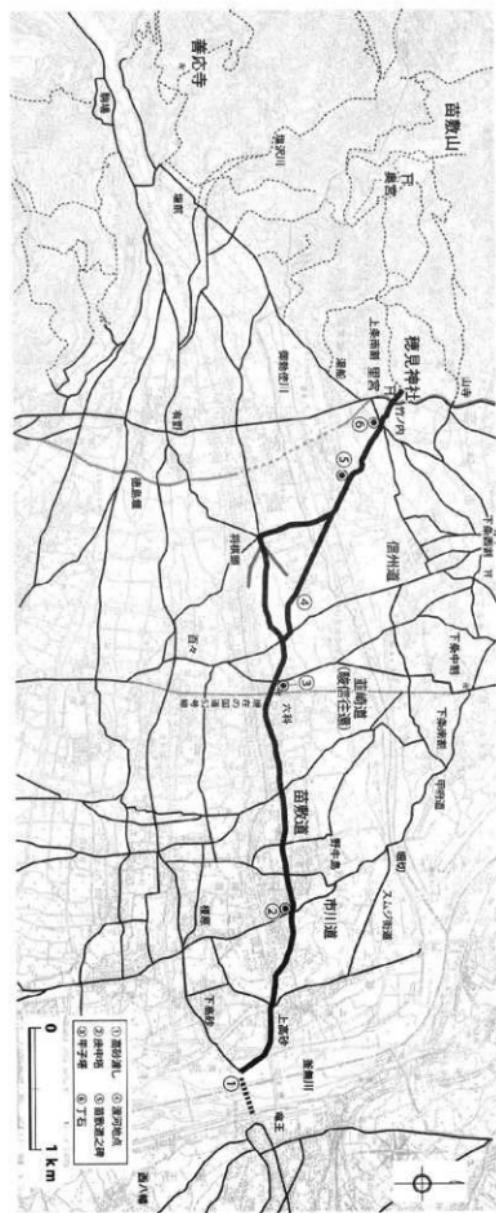
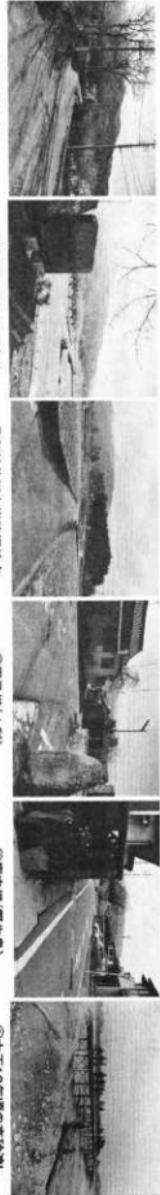
⑤舟中街溝・苗敷道之跡
(上森南町)

④御野使川右岸渡河地点
(六科)

③甲子塔(六科)

②要冲塔(野牛島)

①大正10年頃の苗ヶ瀬
(上高野)



崎から市川大門に至る古道である。庚申塔には自然石が用いられ、高さ約八五cm、底辺での幅約七三cm、底辺での厚さ約四七cmを測る。正面には「庚申塔」の文字の下に「右なししき、向いちかわ、前にらさき、左かうふ」と、北の莊崎側から南の市川大門へ向かう視点で刻まれており、道標の役割も果たしている。山の地名である「ないしき」の銘があるのは、建立者の人々にとつて苗敷山が主要な目的地のひとつであったことを示唆している。右側面には嘉永三年（一八五〇）八月の建立年月日が見られる。裏面には建立者である六名の名が刻まれている。建場所は野牛島桃岳廟所の東であり、三枝 中島姓は現在でも野牛島に多いことから、六名は野牛島村の人々であったと考えてよいだろう。

（右） 東 甲府

道

西 苗志き

右なししき
向いちかわ

（正面） 庚申塔

元治元年

（左） 申子塔
十一月廿七日建

前 にらさき
左かうふ

（右） 嘉永三年庚戌年八月朔日造

（裏面）

三枝雅太郎
中島兵左工門

④ 御勅使川渡河地點（第4～8圖）

「苗敷山穂見神社の研究」で功刀氏は、六科在住の笠本正孝氏（旧八山村文化財保護審議委員）の証言を基に、御勅使川渡河地點を特定している。今回はその地点を検証するために、再度笠本氏から聞き取り調査を行った。

笠本正孝 六科（大正十年十月生）

③ 甲子塔 六科（第3図・写真2）

六科の曹洞宗永富山隨心院の西側、苗敷道と莊崎宿へ続ぐ駿信往還（今ノ西都）

道・莊崎道との交差点に建てられている。近隣の甲子塔二五名が五穀農耕を祈願し、元治元年（一八六四）十一月に建立したものである。講は明治終わりころまで続けられたが、時途絶え、大正十三年に復活し、現在でも春秋の甲子の口に祭礼が行われている（八田村一〇〇三）。

甲子塔には長方形の自然石が用いられ、高さ七三cm、幅約四〇cm、厚さ約四四cmを測る。正面に「甲子塔」と建立年月日、左側面に建立者である「六科村」と「講中拾五人」、右側面には「西 苗志き 東 甲府 追」が刻まれている。

道・莊崎道との交差点に建てられている。近隣の甲子塔二五名が五穀農耕を祈願するため、再度笠本氏から聞き取り調査を行った。

そこでは甘酒やもちなどが売られていた。苗敷山は農業の神様なので、主に稻作をやっていた毛王村一帯の人々が来ただろう。高砂の人も来た。」

笠本氏にい案内をいただき、実際に御勤使川を横断する地点を確認した。その地点が第1・8図に示した④地点である。ここで近世から明治期までの絵図・地図が第1・8図に示した④地点である。ここで近世から明治期までの絵図・地

形図を基に、御勤使川横断ルートについて検討してみたい。用いた資料は六科村絵図(近世)・山梨縣歴史の調査報告書第七集「河内路・西郡路」、明治四年六科村堤防図(旧「八田村誌」)・明治二十一年陸地測量部測量二万分之一地形図(以下明治二十一年地形図)、明治二十四年河川流域面積取調書添付図面(南アルプス市立蔵)、明治十九年御影村水害図(南アルプス市教育委員会蔵)である。

比較の結果、絵図資料に描かれた、甲子塔を通じて御勤使川を北上する主要道は、以下の四ルートである(第8図)。

a : 賢信往還ルート。甲子塔で苗敷道と交差する道路である。六科村絵図では「吉崎道」の記載があり、④から御勤使川を渡河し、下条南割符棋頭の東側を通じ、宗源寺に至り、下条南割符棋頭を経由して、吉崎宿へ向かうルートである(a-1)。

山梨県歴史の調査報告書「河内路・西郡道」では「今ノ西郡道」(甲斐国志)としている。明治四年六科村堤防図および明治十九年御影村水害図では六科御勤使川通七番と八番堤の間を北上している(第5・7図)。明治二十一年地形図では御勤使川右岸の渡河地点から分岐し、下条南割符棋頭の先端付近を通過しやや上して下条西割大門へと続いている。上して下条西割大門へと続いている。

b : 「信州道」ルート。六科村絵図では「信州道」の記載がある。百々駿往来と分岐し西側のルートをとる。明治四年六科村堤防図では六科御勤使川通御

往還と分岐し西側のルートをとる。明治四年六科村堤防図では六科御勤使川通御

往還と分岐し西側のルートをとる。明治四年六科村堤防図では六科御勤使川通御

c : 徒歩本氏の証言ルート。bから分岐し、やや西側で御勤使川を渡河するル

トである。明治二十一年地形図にのみこの道と推定される道が記載されている。御勤使川を渡河し、現在苗敷道由米碑が建立されている地点に通じている。

d : 六科将棋頭ルート。甲子塔から西へ進み、六科将棋頭先端のすぐ西側を北

上し、御勤使川を渡河するルートである。対岸の苗敷道由米碑が建立されている地点に通じている。明治二十四年河川流域面積取調書添付図面および明治二十九年御影村水害図には将棋頭までのルートが描かれており、明治二十一年地形図にはさらに御勤使川上に将棋頭から北上する道が記載されている(第6・8図)。

以上絵図や地図に描かれた道を検証した結果、甲子塔から苗敷山腰見神社里宮へ通じる主要道は将棋頭から北上するルートを想定できる。dは日々からも通じている道であり、明治二十一年地形図にも記載されていることから、主要な北路ルートであったと考えられる。「竹之内集落から対岸の御勤使川右岸へ向かう道は六科将棋頭へ通じていた」との前述した刀連也氏の証言もある。一方の筆者本氏の証言にある渡河ルートは地図上では確認できなかつたが、穂見神社への最短ルートであり、広大な河原を利用した、絵図等には描かれない枝道であつたと言えるだろう。なお、dよりさらに西には曲輪田や飯野新田、有野から上条南割へ北上するルートeが認められる。

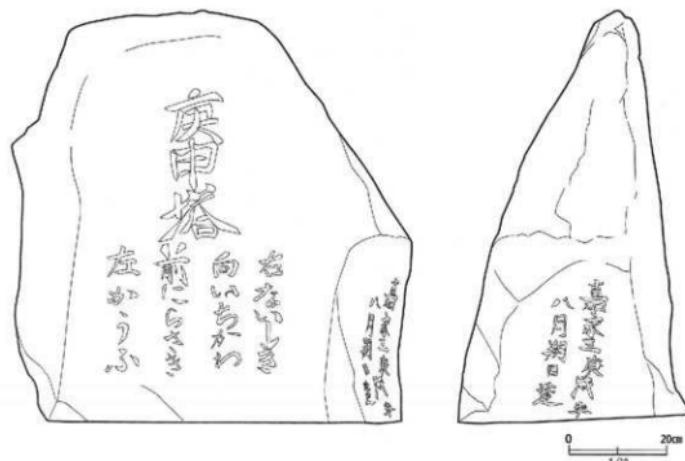
⑤ 御勤使川左岸 府中街道・苗敷道之碑 (写真3)

御勤使川を横断する左岸の出発地点には、平成五年一月、竹之内ふる里研究部ほかによって建立された碑がある。「府中街道」は苗敷道を竹之内集落側から呼んだ名前であり、府中(甲府)へ向かう道といふ意味で使われている。

⑥ 丁石(石灯籠) (第9図・写真4)

六科から御勤使川を横断して続く苗敷道と、東から里宮へ続く参道との交差点に建てられている。「苗敷山總見神社の研究」には「一昨年部落内の農地から(そこは里宮から約二丁目の所)山のものとは違う、四角の石柱の里道にある道標二丁目が出土した。これで苗敷道はお宮から野牛島を越がることができた。」とある。

そこで、出土地点や現在地への建立緯度を知るために、現在地へ建立したメンバー



第2図 庚申塔（野牛島）実測図（1/10）



正面



右側面

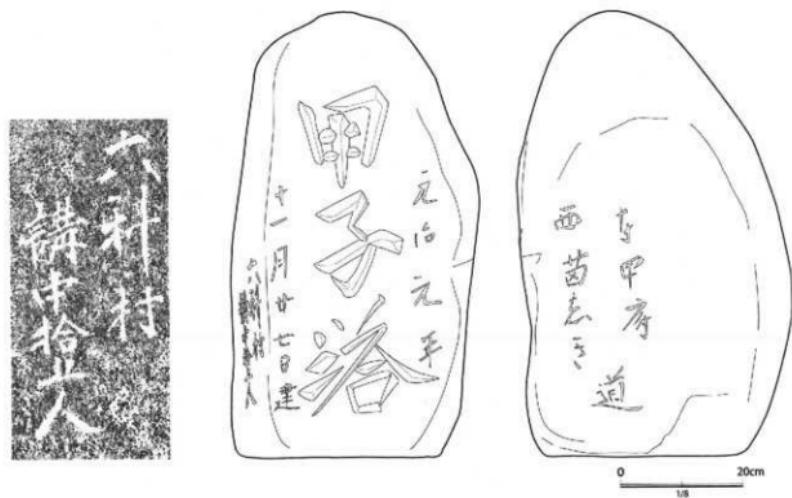


正面



市川道との交差点(東から)

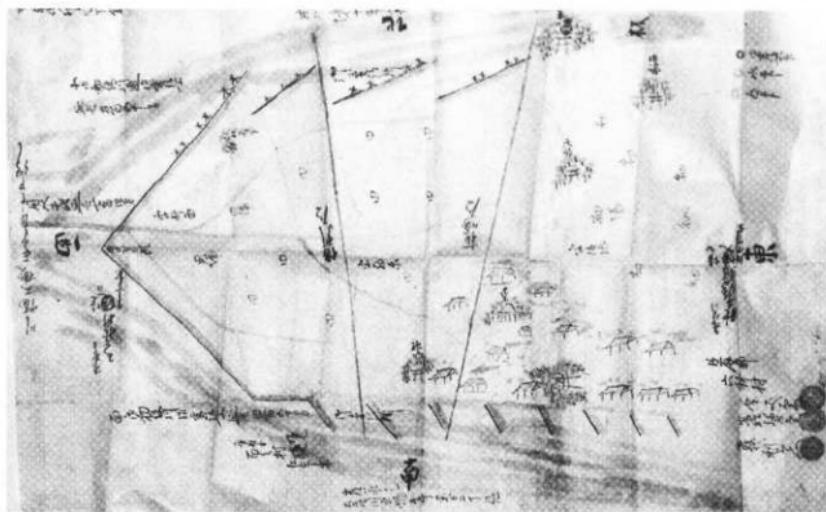
写真1 庚申塔（野牛島）



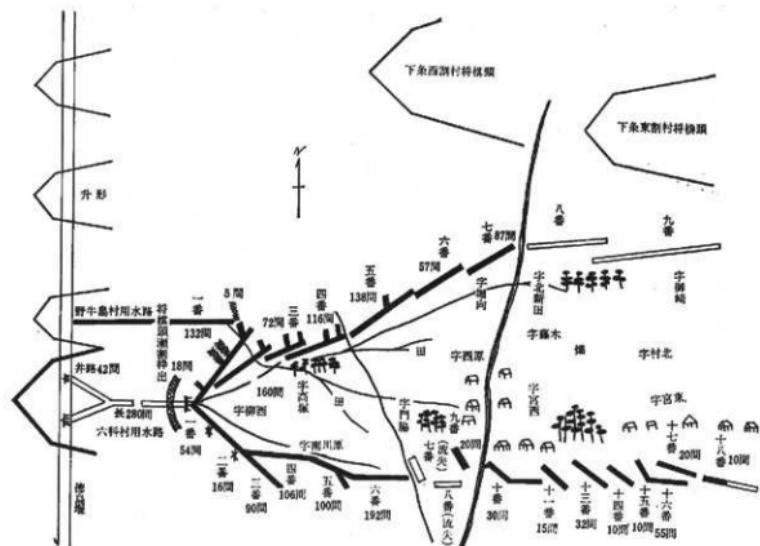
第3図 甲子塔（六科）実測図（1/8） 拓本（左側面）は1/4



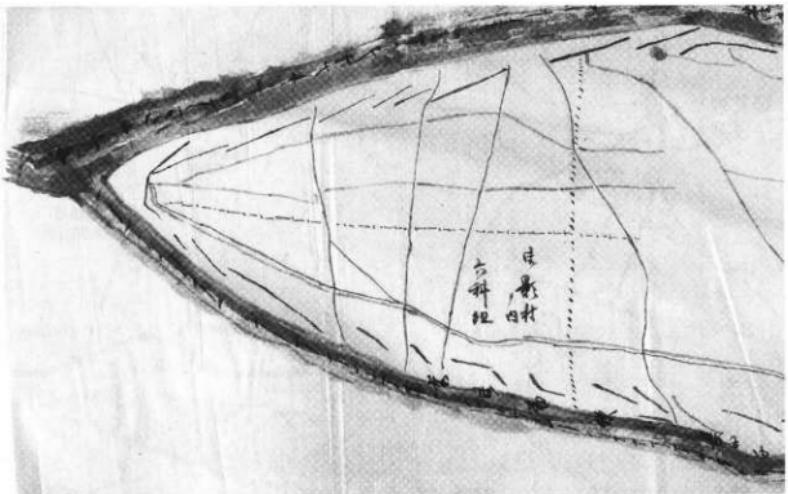
写真2 甲子塔（六科）



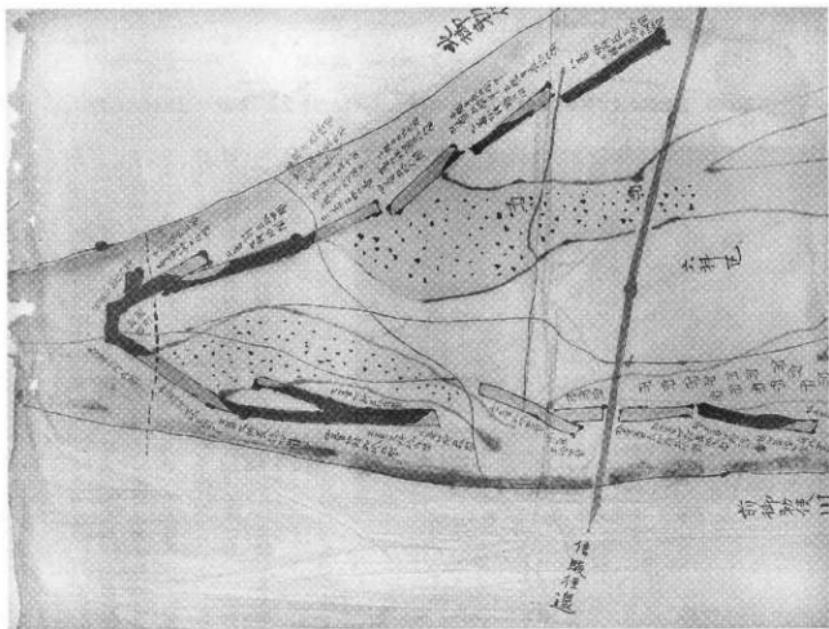
第4図 六科村絵図（山梨県歴史の道調査報告書第七集『河内路・西郡道』より）



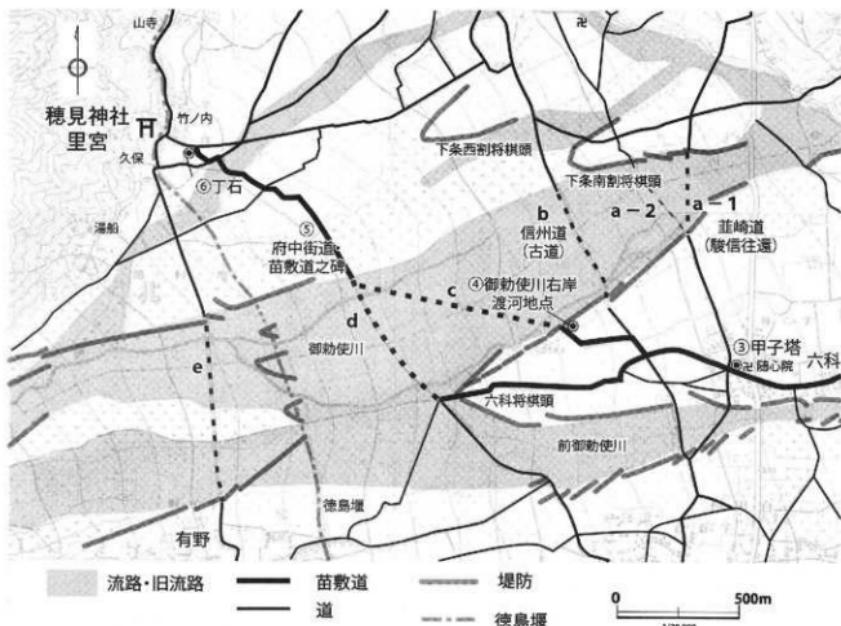
第5図 明治4年未六科村堤防図（旧『八田村誌』より）



第6図 明治24年河川流域面積取調書添付図面 六科部分（南アルプス市蔵）



第7図 明治29年御影村水害図 六科部分（南アルプス市蔵）



第8図 苗敷道および御勅使川横断ルート (1/20,000) 明治21年測量地形図 (1/20,000) を使用



の一人である功刀達也氏からお話をうかがった。

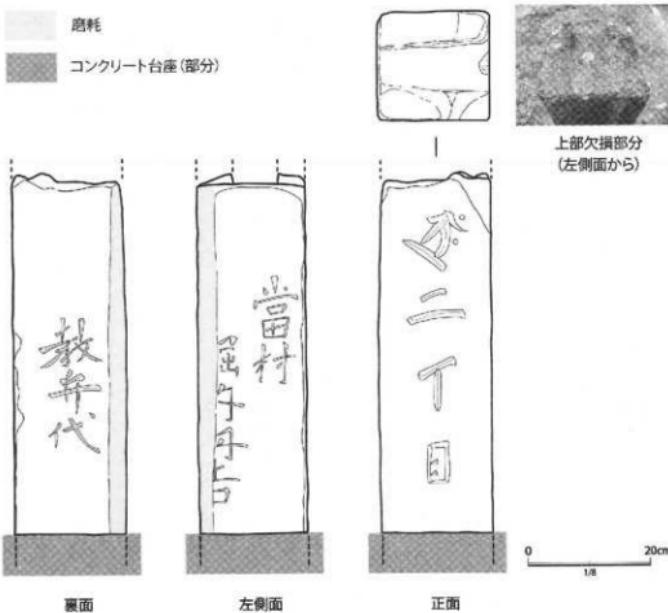
功刀達也

堺市上条南割竹ノ内

昭和八年六月生

「今丁石が建つてすぐ南の煙から、平成元年の頃、水道工事でパイプを敷設するため掘つたらでてきた。でた場所は里宮から二丁目まではちょっとと遠いが、空いてる土地もあったので、出た場所のすぐ北隣に建てた。もともと石の灯籠で、上の方が割れてなくなっている。子供の頃、同じような初丁目の石灯籠を見たことがある。想像だが、一部削れているのは横の水路に砂止めとして置かれていたから、水流で丸く削られたのではないか。」

以上の証言から、本来の建立地は別地点であった可能性はあるが、現



第9図 丁石実測図 ($S = 1/8$)



写真4 丁石 二丁目

地点が總見神社里宮から約二〇〇～二三〇mではば二丁（一八・一八田）であり、現在地とそれほど離れていない地点に建立されていたと推測される。また同じ形状の初丁目の「石」があつたとの証言があることから、里宮から東へ灯籠を利用した丁石が建立されていたと考えられる。

丁石の形状は幅約一八寸の四角柱である。火袋に相当する石灯籠の上部が欠損

しており、下部も約三〇cmの高さのコンクリート台座で固められているため本来の高さは不明である。現存高は五九cmを測る。灯籠の火袋にある開口部は、上部の痕跡から、幅約五五・八cmで、左右側面方向に開口していたことがわかる。

正面には種字と「二丁目」が刻まれている。種字は宝生寺の本尊である虚空藏菩薩を表すタラークである。左側面には左端が欠損しているが、寄進者である「堀内丹吉」の銘文がある。堀内丹吉は總見神社の明治三十六年「本社修繕工事費収入簿」に氏子総代の一人として名が認められる人物である。⁽²⁾裏面には「教弁代」の文字が刻まれている。「苗敷山總見神社の研究」によれば、教弁は總見神社の神主を兼務した宝生寺の最後の寺僧であり、明治元年に吉利建と改名し、明治五年に神主職を退任した人物である。⁽³⁾

北巨摩地域の信仰圈と参拝ルートについては今後の重要な課題である。また御勅使川の流路変更に伴うルートの歴史的変遷についての検討も必要であろう。

最後に調査にあたつた功刀達也氏と筆者正孝氏から苗敷道についてさまざまなご教示を受けた。末筆ながら、深く感謝を申し上げます。

註

(1) 美無川渡船川西三五ヶ村は、上高砂・下高砂・櫻原・野牛島・上八田・在家塚・飯野・飯野新田・駒場・安通・芦倉・須沢・大嵐・塙前・有野・百々・六科・下条南割・下条北割・下条中割・下条西割・上条南割・上条中割・上条東割・上条北割・青尾・若尾新田・鍋山・北宮地・水上・武田・鍋口・青木・築山・徳水である（八田村

(2) 第二回総合調査報告第七章文献調査第一節の「苗敷山總見神社の信仰圏」参照。

引用・参考文献

功刀吉彦 一九九二「苗敷山總見神社の研究」

佐藤八郎校訂 一九六八〔甲斐国志〕雄山閣

白根町誌編纂委員会 一九六九a〔白根町誌〕白根町

白根町誌編纂委員会 一九六九b〔白根町誌〕音羽編 白根町

茲崎市誌編纂専門委員会 一九七九〔茲崎市誌下巻〕茲崎市

茲崎市誌編纂専門委員会 一九七九〔茲崎市誌資料編〕茲崎市

八山村 一九七二〔八山村誌〕八山村

八山村 一九七二〔八山村誌〕八山村

山寺仁太郎 一九七八〔第三節 苗敷山の信仰〕〔茲崎市誌下巻〕茲崎市

山梨県教育委員会 一九八六〔河内路・西郡路〕山梨縣歴史の遡り調査報告書第7集 山梨

県教育委員会 一九九一〔河内路・西郡路〕山梨縣歴史の遡り調査報告書第7集 山梨

山梨県教育委員会・学术文化課原史編さん室編 一九九九〔村明細帳〕巨摩郡編II (山梨県

史資料叢書〕山梨県

その道を利用した村々の信仰圏の問題に繋がっており、とりわけ他の西部地域や

おわりに

(裏面) 教弁代

(正面) 〔種字〕 二丁目
(左) 菩村 堀内丹吉

以上、苗敷道と呼ばれる西部方面から總見神社へと続ぐ道と各地点での関連した資料を報告し、御勅使川渡河ルートについて再度整理した。「苗敷道」とは苗敷山を通じる道の通称であり、今回対象としたルート以外にも、北巨摩方面などからの参拝ルートがその名称で呼ばれた可能性がある。苗敷道を考察することは、

第十章 地蔵ヶ岳の採集遺物

一、鳳凰山信仰と地蔵ヶ岳

苗敷山の西北側に位置する鳳凰山、地蔵ヶ岳は、山頂の特徴的な岩層の存在により、甲斐金峰山とともに甲斐における山岳信仰の山として、古くから山麓の人々の崇敬を集めてきた。苗敷山信仰を考えるうえで地蔵ヶ岳を含む鳳凰山(法王山)を大日如来、苗敷山を含む諸山を胎藏界(大悲胎藏生曼荼羅)の諸仏に比定したとする考え方があるが(第三編第五章参照)、鳳凰山から苗敷山までを山岳信仰の世界として捉えるとき、鳳凰山信仰についても理解しておく必要がある。その風凰山の中でも中核をなす地蔵ヶ岳から採集された信仰関連遺物について、ここを報告する。

鳳凰山は、南アルプスのうち、甲斐駒ヶ岳・鳳凰山系のはば中央に位置する高峯である。苗敷山を前山(端山)とするならば、鳳凰山はその西側の背後に位置する奥山にあたり、苗敷山からは甘利山、千頭星山、辻山(南御室小屋を経て鳳凰山系に至ることができる。現在では、北から地蔵ヶ岳(二七六四m)、親音岳(二八四〇m)、薬師岳(二七八〇m)の三峰を総称して鳳凰山(鳳凰三山)と呼ぶのが一般的だが、江戸時代には、現在の地蔵ヶ岳の一山だけ、あるいは親音岳と薬師岳の二山、または地蔵ヶ岳・親音岳・薬師岳の三山をそれぞれ指したこともあり、山名の呼称には異説が各種あつて一致をみなかつた(史料一)。山麓の北杜市武川町や南アルプス市芦安地区では地蔵ヶ岳一山、甲府盆地中央部以東では二山、吉崎地域では二山を指しており、複数される山頂部の見え方によるところの差であると思われる。いずれにせよ、現在の三峰の山々を法王山(鳳凰山)とする呼称名、認識が近世段階に確立していたことは確かである。

地蔵ヶ岳の山頂には、高さ二〇mの程の二角錐形を呈した岩塔状の花崗岩の岩が屹立し、甲府盆地からでもその特徴的な威容を確認することができる。この大

岩は、地蔵仏、大日岩、オートンガリ、鳥岩の名があるほか、最近の登山関係者からは古代エジプトの石造記念碑にたとえてオベリスクとも呼ばれる。この岩直下のアカヌケ沢の頭との鞍部は、東の河原と呼ばれる花崗岩の風化した砂疊地が広がる。北には石空川が流下し精進渓を作り、東には小武川のドンドコ沢が流下して五色ヶ滝・白糸の滝・鳳凰の滝・南精進ヶ滝を形成する。

山名の由来は、岩をくねくねに、また山稜を翼を広げた鳥に見立てて、中國の想像上の瑞鳥である「鳳凰」を山名に冠したとの説、胎藏界の中心となる大日如米を別名「法王」と称することにちなむ説、「法皇」を称した弓削道鏡が説せられたことによるとの説がある。

室町時代後期に著された『役行者本記』には、修験道の開祖と称されている役の行者が巡廻したとされる東北から九州にいたる全国百二十箇所の靈山が列挙されている⁽²⁾。甲斐においては鳳凰山が御岳(金峰山)、白峰(北岳)、駒ヶ岳(甲斐駒ヶ岳)、富士山とともに取り上げられている。当時、鳳凰山が修験道の靈山として全国的にその名を知られていた存在であったことがわかる。永禄三年(一五六〇)武田信玄は、府中八幡宮に奉仕する社家の勤番制度を定めているが、翌四年の「番帳」には「小山の林き」が載り、鳳凰山権現里宮の社家があてられてゐる⁽³⁾。

鳳凰山信仰の中心は、地蔵ヶ岳の山頂にある岩塔状の大岩である。大岩直下の岩場には「鳳凰山大神」「鳳凰山天照星御大神鎮座」の二基の石柱と、二基の石龕が存在する。石龕の一方の中には「鳳凰山人神」の石碑があつて脇に地蔵が置かれおり、もう一方には合掌する天照大神と思われる女神像が安置されている(史料二)。一九〇八年の鳳凰山登山記には、「天文云々、大日云々と刻された小石龕と仏像六体を見た」とあり、前述の石龕のほかに「大日如米」を著した天文年間(十六世紀半ば)の小石龕が存在した可能性がある。

「賽の河原」には、高さ二〇cm前後の地蔵の石像が五十体以上存在する。これらの地蔵像は、子宝を孕む女性が一体を白毫に借り受けて祈願すれば必ず子宝を授かり、お札に一体を新調して二体にして山上にお返しするという受け信仰の

結果、徐々に増えていったもので、現代の石像が大多数を占めているが、史料一によれば近世に遡る小屋名も北御室小屋であった。この場所には、かつて寺院が存在していたと伝えられるが、この周辺では懸仏、剣形鉄製品、「開元通宝」「寛永通宝」などが発見されている。

懸仏（写真1）は智賀印を結ぶ大日如来像で、直徑三〇cmを測る鎌倉時代の遺品である。（『中紀行』）には、山頂の祠中に掛鏡（懸仏）があったと

いう伝承が記されており、この懸仏が該当する可能性もある。また、甲府市桜井町の風凰山東禅寺の本尊の釈迦如来像は、武田信虎が風凰山の山頂から下したという伝承を持つ、いわゆる宝冠の釈迦像であり、鎌倉期の作で山梨県指定文化財となっている。宝冠の釈迦像は神宗通有の像であり、等身大と大型であることなど、風凰山から下したとされる由来については疑問であるが、風凰山という山号をもつ寺院として注目すべきであろう。



写真1 挂鏡(懸仏)

（信藤 祐二）

二 地蔵ヶ岳の採集遺物

地蔵ヶ岳山頂の大岩周辺、岩場の割れ目及び養の河原では、一度の踏査により雁鍊、剣形鉄製品、鳥居形鉄製品、近世以前の錢貨等の信仰遺物を発見している。

ここではそれらの遺物を報告する（第1・2図）。

① 雁鍊（1～10）

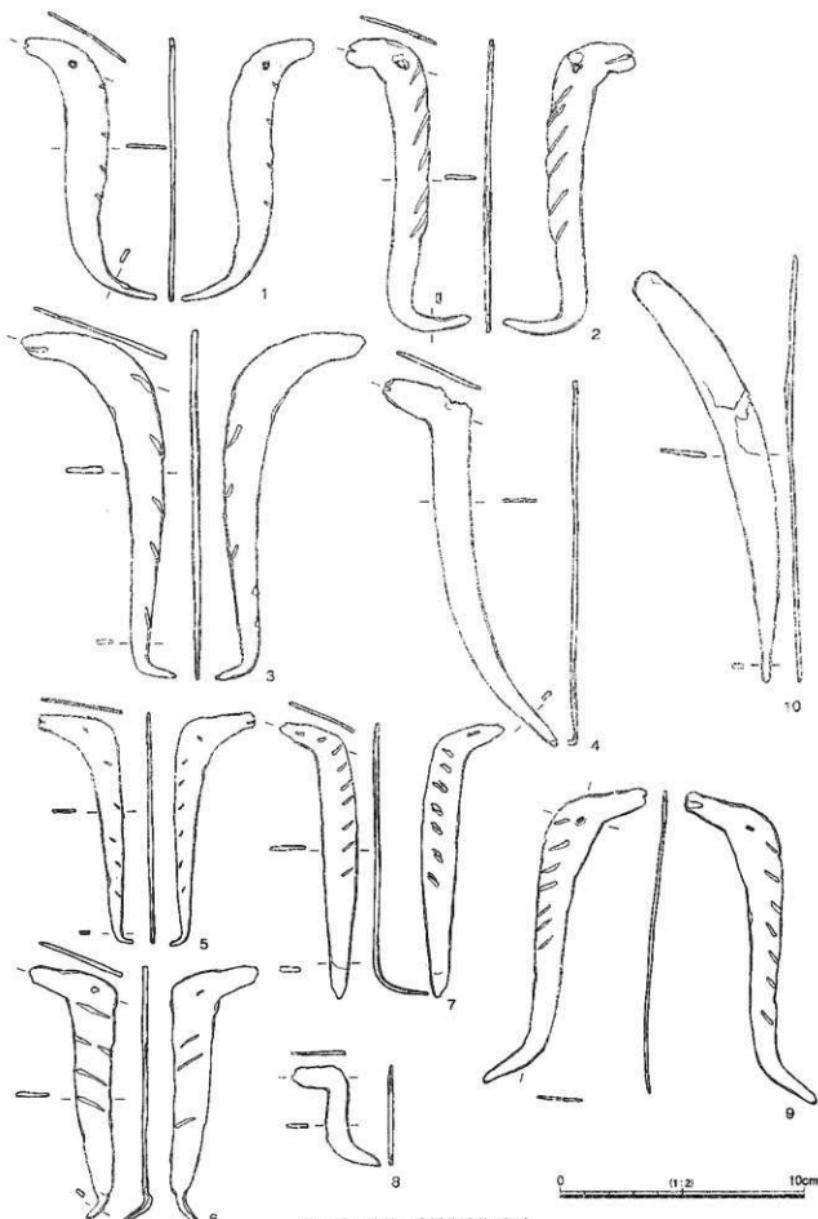
雁鍊状の板状鉄製品で、鍊先端にある部分に口、目、背にたてがみ状の沈線

表現をもつ蛇体状の形態を基本形とする。岩塔周辺ではほんどの資料が採集されているが、賽の河原からも一点見つかっている。岩陰などで単体で採集されたもののか、複数点がまとまって一か所で採集されたものがあり、その遺存状況のあり方が注目される。

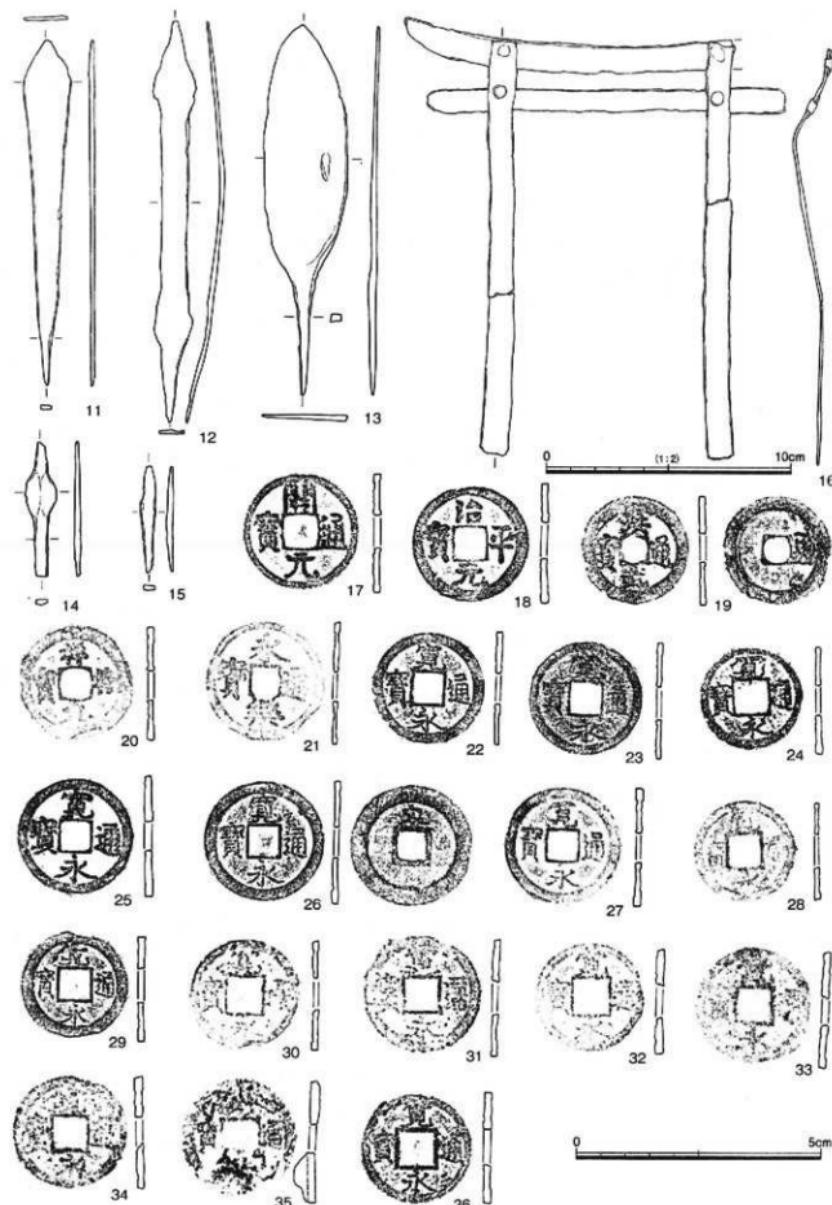
ここでは各文様および部位を口、目、背文様、頭部、体部、尾部と呼称して説明する。各種沈線文を備えた基本タイプ（1・2・5～7・9）のほか、文様がない無文例（4・8・10）、目の表現を欠くタイプ（3）、口の表現を欠くタイプ（6）がある。形態は尾が長く体部が緩やかなS字状（1・2・9）、体部が直線的なもの（5～7）、体部が内湾するもの（10）、外反するもの（4）、Z状を呈するものの（8）がある。なお10については雁鍊ではなく刀形の可能性もある。また直線的なタイプでは尾部を右あるいは左側に折り曲げたような事例もあり、板や棒等に取り付けるための形態を示している。口は片面にのみ線刻するものが多いが（1～4・9）、両面から施ししたものもある（5）。目は両面からの刺突文とするが、貫通孔とするものもある（2・9）。背文様は下向き傾斜の沈線文を三～七本程度刻むが、逆に上向き傾斜とする例もある（7）。大きさは四一～五cmの大小があるが、8は極小形で雁鍊としては異質である。また1・2・5～7の中形3・4・10の大形例がある。中形に直線状が目立つほか、大形例には無文例が多いが、大きさと形態・文様間に相関性があるとはいがたい。

近年、長野県川上村御陵山の祠内で多量の雁鍊が見つかっていて、形態的に分類が行われ、段階的な変遷過程が推測されている（6），本資料はいずれも古手の段階に属し、時期的には根拠は薄弱ながら中世段階と推測される。

雁鍊は諏訪信仰圏の祭祀具で、神の依り代として各地域で行われた雨乞い、風心的な分布域は長野県東信地域である。御陵山例によれば、剣形、容器形、刀形、弓矢形など、多様な鉄製品とともに雁鍊が存在していて、雁鍊祭祀が各種鉄製品に先行する祭祀形態であった可能性が考えられる。地蔵ヶ岳でも雁鍊とともに剣



第1図 地蔵ヶ岳採集遺物（I）



第2図 地蔵ヶ岳採集遺物（II）

剣形を呈した板状鉄製品で、左右対称の刃部、束にあたる尖った基部がある。岩塔での採集品が多いが、養の河原付近の資料も存在する。11は先端側に最大幅をもつタイプ、12は先端側、基部側二か所にふたつのビーグをもつ二段タイプである。また13は木の葉状を呈し、特異なタイプであるが、断面形をみると両縁が刃部ではなく、右側が峰、左側が刃部となっていることから、包丁形あるいは刀子形とみられる。養の河原付近で採集。14~15は極小タイプで、14は劍であることは確かだが、15は両端が尖った釘状であり、剣形と断定するのは難しい。

③ 岩店形鉄製品 (16)

岩塔西側の石祠付近にあった鳥居形鉄製品。薄い鉄板を紙で接続したもので、近世以降の祠ではときどき見ることがある。

④ 銭貨 (17~36)

他の鉄製品同様に岩塔および養の河原の二ヶ所で多数の銭貨が採集されている。寛永通宝とそれ以前の中世以前に遡る可能性のある渡来銭等に二大別できる。計十枚の銭貨の内訳は開元通宝一、治平元宝一、洪武通宝一、祥符元宝一、永樂通宝一、寛永通宝一五と、圧倒的に寛永通宝が多いが、近世以前とみられる渡來銭等も五点存在する。遺物の採集地点は、養の河原および岩塔周辺を南、東、西に分けると、養の河原では寛永通宝四で、いずれも鉄錢。岩塔周辺では寛永通宝六、永樂通宝一、祥符元宝一、開元通宝一、洪武通宝一、治平元宝一で、寛永通宝などともに渡來銭等も目立つ。岩塔東では寛永通宝一、岩塔西では寛永通宝二がある。このように岩塔南側が庄園的で、北側では採集されていない。地蔵ヶ岳登拝が中世に始まっていたことを示すとともに、岩塔へ奉賽銭を奉納する行為が岩塔南側を中心に行われたことがわかり、天文年間の銘をもつ小石碑の存在がかつて存在したという記録との関連性が窺える。養の河原では寛永通宝でも十八世紀後半代とみられる銭貨に限られるのが特徴的で、「養の河原」としての信仰的な場が形成された時期を示しているように思われる。

第1表 地蔵ヶ岳採集の遺物一覧表

No.	種別	材質	出土地点	大きさ
1	鍔	鉄	岩塔	10.8×5.4cm 厚さ2mm
2	鍔	鉄	岩塔	12.5×5.3cm 厚さ2.5mm
3	鍔	鉄	岩塔	14.3×6.2cm 厚さ2mm
4	鍔	鉄	岩塔	15×7.2cm 厚さ2mm
5	鍔	鉄	岩塔	9.5×3.5cm 厚さ2mm
6	鍔	鉄	岩塔	10.5×3.5cm 厚さ2mm
7	鍔	鉄	岩塔	11.2×3.3cm 厚さ2.5mm
8	鍔	鉄	岩塔	4.1×3.6cm 厚さ2mm
9	鍔	鉄	養の河原	12.5×6.3cm 厚さ2mm
10	鍔	鉄	岩塔	17.2×5.5cm 厚さ2.5mm
11	鍔	鉄	岩塔	14.2×2.2cm 厚さ1.5cm
12	劍形	鉄	岩塔	16.4×1.8cm 厚さ2mm
13	劍形	鉄	養の河原	15.5×3.5cm 厚さ2mm
14	劍形	鉄	岩塔 西側	5.5×1.3cm 厚さ2mm
15	劍形	鉄	岩塔	4.4×0.6cm 厚さ3mm
16	鳥居形	鉄	岩塔 西側	18×15.7cm 厚さ3mm
17	渡來銭(開元通宝)	銅	岩塔 南側	2.4×3.4cm 厚さ1mm
18	銭貨(治平元宝)	銅	岩塔 南側	2.4×2.4cm 厚さ1mm
19	銭貨(洪武通宝)	銅	岩塔 南側	2.2×2.2cm 厚さ1mm 茜面に文字
20	銭貨(打羽元通宝)	銅	岩塔 南側	2.4×2.4cm 厚さ1mm
21	銭貨(永樂通宝)	銅	岩塔 西側	2.6×2.6cm 厚さ1mm
22	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 西側	2.3×2.3cm 厚さ1mm
23	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 東側	2.3×2.3cm 厚さ1mm
24	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 東側	2×2cm 厚さ1mm
25	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 南側	2.4×2.4cm 厚さ1.5mm
26	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 南側	2.4×2.4cm 厚さ1.5mm
27	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 内側	2.5×2.5cm 厚さ1mm
28	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 西側	2×2cm 厚さ1mm
29	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 南側	2.2×2.2cm 厚さ1mm
30	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 南側	2.3×2.3cm 厚さ1mm
31	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 南側	2.5×2.5cm 厚さ1.5mm
32	銭貨(寛永通宝)	銅	岩塔 南側	2.2×2.2cm 厚さ1mm
33	銭貨(寛永通宝)	銅	養の河原	2.4×2.4cm 厚さ1.5mm
34	銭貨(寛永通宝)	銅	養の河原	2.4×2.4cm 厚さ1.5mm
35	銭貨(寛永通宝)	銅	養の河原	2.5×2.5cm 厚さ3mm
36	銭貨(寛永通宝)	銅	養の河原	2.3×2.3cm 厚さ1.5mm

史料一　鳳凰山　[甲斐國志]　卷之三十川之部第十一

駒ヶ岳ノ東南ニアリテ吉倉山ノ北少シク西ニ在リ　東南ヲ御靈山ト称ス　西ノ祭日ハ九月九日ナリ　神主　小池氏神沢村ニ住ス　此ノ山ハ柳澤ヨリ西南ハ能呂川ヲ隔テ、白峯ニ對ス高サ敷大ノ立テ岩アリテ遠ク望メバ人物ノ狀ノ如シ州人多クハ誤リ認メテ是ヲ地蔵ガ倉ナリト云フハ非ナリ　風嵐山椎現ノ石祠アリ　祭日ハ九月九日ナリ　神主　小池氏神沢村ニ住ス　此ノ山ハ柳澤ヨリ西南ニ当レリ　村ヨリ一里ニシテ雄山ノ杜ニ至リ　又一里ニシテ三本木ノ石祠ニ至リ又一里ニシテ精進湯ニ至ル　此レヨリ岐嶋ヲ攀ルコト又一里ニシテ絕頂ナリソノ絶頂に詣ゼント欲スル者ハ必ズ此ノ八九月ヲ以テ候トス　必ズ此ノ湊水ニ沐浴シテ然爾後始メテ講ル　尤モ不淨燒火ヲ禁ズ　又六七月ノ間ニ登ルモノアレバ疾風暴雨シテ寒氣早ク至リ　秋稼ニ大害アリト云フ　一説ニ絶頂ノ祠中ニ掛ケ能アリ　往時蓋アリテ之ヲ禦ミ去ラントセシニ前ノ岩間忽チ穿マリテ行クコト能

ハズ長レテ立幡リ鏡ヲ含ケバ路復タ開ケテ初メノ如シト云ヘリ 是レヨリ東南ノ

方ニ対スルヲ地蔵ガ岳ト云フ

相ビ距ルコト一里弱脊少シク低シ 其ノ次ヲ鏡

音ガ岳ト云ヒ其ノ次ヲ藥師ガ岳ト云フ 地蔵ガ岳ヨリ此ニ至ル 亦一里ニシテ

近シ 岐ナ東南ニ連ナリタル一脈ノ山ナリ 其ノ仮名ヲ以テ山ノ分名トヘルハ各

處ニ小石仏ヲ置クガ故ナリ 土人地蔵・觀音・藥師ノアル所ヲ三岳ト云フ 又藥

師ガ岳ヲ或ハ乗り駕ガ岳トモ呼ブ 駕駕ガ岳ヲ南ニ下レバ砂払ヒト云フ処アリ

此ヨリ芦倉村ヘ五里許リ南少シク東ニ当ル御室・焼山・堀切・枝立・丸合・清水

等阪路殊に險惡ナリ 凡ソ此ノ山ノ絶頂二里許リノ間砂白クシテ海浜ノ景色アリ

奇石・怪岩・琪樹・瓊草、一々名状シ難シ 又此ノ山ノ面ニ春三月頃ヨリ雪消

エテ消工残リタル者自然ニ牛ノ形ラ作ス处アリ 土人星ンデ脳候トシ農牛ト称ス

峠中紀行ニ云フ 風凰山ヲ問ヘバ即チ神鳥來柄ノ處、字或ハ法王ニ作ル 法

王ハ大口也、瑞ヲ山上ニ現ズ或ハ日夕、法王東ニ講セラル時、此ノ山ニ陟リテ

京師ヲ望ムト、予其ノ道鏡ノ為ルヲ疑フ・

史料二 「鳳凰山大神」[甲斐国社記寺記]

鳳凰山大神 従柳沢村五里余高岳ニ鎮座
所 祭 天照大口例祭

本殿 高岳ニシテ風烈ユエ石宮

高五丈許巨石之中断江勘請

里宮社地 字小山云々 石宮 縱九拾間余

同社 字三本木ト云々 石宮 橫五十間

鳥居石 高サ八尺余

社地 壓六拾間余 橫四拾間余

祭日 二社共二毎年九月九日

山元麻子 柳沢村 山嵩村 黒沢村

註

(1) 山寺仁太郎 一九七九 「鳳凰山の信仰」[正崎市誌] 下巻

中山嘉明 二〇〇二 「鳳凰山」名の錯誤とその村々の信仰」[甲斐路] 一〇〇号

(2) 註(1)に同じ。

(3) 宮家準 二〇〇〇 「役行者本記」[役行者の修驗道の歴史]

(4) 山梨県 一九九九 甲府市今沢家文書「武田家朱印状写」[社中法度等] 「山梨原史 資料編4 中世1 県内文書」

(5) 辻本満丸 一九〇八 「鳳凰山第四登山記」[山岳] 二一・二九

(6) 現・個人蔵資料。

(7) 註(1)文献および山梨県 二〇〇四 「山梨原史 資料編7 中世4 考古資料」を参考。

(8) 萬生徂徠「峠中紀行」宝永三年(一七〇二) 一九八一 「甲斐志料集成二 日記紀 行篇」歴史図書社

(9) 御陵山信仰遺跡研究グループ 二〇〇四 「御陵山信仰遺物の研究」[研究報告] 第一集 帝京大学山梨文化財研究所

第三編

研究編

第一章 延喜式内社穂見神社について

大隅清陽

はじめに

苗敷山に関する今回の総合学術調査に、文献古代史の立場から寄与しようとする場合、何よりも問題となるのは、その山上に本宮、東麓に里宮を有する現在の穂見神社が、「延喜式」卷九神名上の甲斐国条、巨郡五座の二番目に挙げられた延喜式内社「穂見神社」の論社の一つとされていることである。結論を先に述べれば、筆者は、苗敷山穂見神社が、古代の延喜式内社穂見神社を繼承するものである可能性は大きいにあると考えているが、式内社の現地比定は、學問的に見て必ずしも容易なことではなく、蓋然性の高底を相対的に論ずる他ない場合が多いのも事実である。そこで本章では、穂見神社に関する論社について、苗敷山穂見神社以外のそれも含めて総合的な検討を行うだけでなく、9世紀の甲斐国内における神階奉授の動向や、式内社・官社とそれ以外の非官社（いわゆる國史見在社）の分布や地域的展開にも留意することによって、苗敷山穂見神社が、延喜式内社穂見神社である可能性を検討することにしたい。

一 社殿の成立と神社の立地

現代人の感覚からすると、日本の神々を祀る宗教的施設として、地域社会に「神社」が存在することは、半ば自明のことのように思われるだろうが、いわゆる「神社」は歴史的な経緯のなかで形成されたものであり、それ 자체、歴史的な検討の対象である。「神社」が形づくられた古墳時代後期から奈良時代ごろにかけての古代の人々の「神」の概念について、岡田耕司氏は、第一に、あらゆるもの（物

体でも生物でも）に神靈が宿ると考えられており、多様な神格が存在したこと、第二に、神は平常は人里ではなく遠方の清浹の地（山の奥や海の彼方など）に住み、祭りの日にだけ人間界にやって来るものであること、第三に、神は目に見えず、それゆえ神の形（神像彫刻など）は本来は作られなかつたこと、などの諸点を挙げられている。¹⁾また直木孝次郎氏は、「村落や氏族などの公共の神は、（中略）多く野外において祭祀され、その原初の形態においては、社殿の跡はなかつたものと推定してよいであろう。そして社会生活の発展とともに祭記の儀礼に変化が生じ、その結果、社殿が作られるようになつた」と述べられるとともに、社殿の存在しない「もり」から、次第に社殿の存在する「やしろ」に転換したとし、その背景に、自然崇拜から人格神へと神觀念自体が変化したことがあつたとされてゐる。²⁾

それでは、どのような条件がそろつた時に「神社」が成立したと言えるのか。岡田耕司氏は、第一に、一定の祭場と祭禮対象が存在すること、第二に、祭る人が神職などの形で組織化されていること、第三に、祭りのための常設の建物が存在すること、の三点を挙げ、そのうち決定的な要因は三番目の建物の成立であると³⁾。文献史学の通説では、常設神殿の建設は、おおむね7世紀以後の律令制形成期に始まるとしてされており、7世紀に、伊勢神宮や石上神宮などの、王權と關係の深い神社（神宮）で大神殿が造営されるようになるのに続き、八九世紀にかけて、いわゆる官社（=後の延喜式内社）の制度が展開するのに伴つて、全国に広がつていったと考えられている。⁴⁾

小倉慈司氏が、古代における神社の立地の主要因として、

a 信仰対象地そのもの

c 他の要因に規制された場所（=意義的な理由が a または b でないもの）

という三つの分類を提唱している。⁵⁾小倉氏によれば、多くの神社は自然的要因に基づいて立地されたと考えられ、具体的には山や川、巨石など、a 信仰対象地

そのものが神社とされる場合と、それら信仰対象を臨む場所が選地された場合があると考えられる。このについては、具体的には（イ）官司・邸宅・莊園等の内部に祀られた地主神・守護神、内神や宅神等（口）境内社、（ロ）移社、の三バターノンが想定されているが、八九世紀の甲斐における官社（ニ）延喜式内社の立地を考察する本稿では、さしあたり（ロ）と（ハ）のケースは除いてよいと思われる。（イ）については、郡家を中心とする官衙のほか、駅路・伝路などの交通路や、特に北巨摩地域においては、牧の設置に伴う開発の進展の問題を考慮する必要があるだろう。

甲斐における神社の立地を考察する場合、今一つさけて通れないのは、今回の総合学術調査の対象である苗敷山穗見神社をはじめとして、多くの神社に見られる「山宮」と「里宮」のセット関係である。

『国史大辞典』

によれば、山宮とは、

山頂や山中に神靈を祀る神社・祠・祭殿などをさし、麓の村里的「里宮」と対をなす。前述のように、山を神靈の宿る神聖な場所とする信仰は古代から見られるが、古くは、山そのものは畏敬の対象として入山を禁じ、山容を拝するに都合のよい麓の淨地（前述の小倉氏の分類のりに当たる）を祭場として神を迎えて祀つて

いたが、やがてそこに社殿が設けられるようになる。ところが平安時代前期（ころ）から、山岳佛教の盛行に伴い、修驗者らの登拝修行の対象として巣山が選ばれ、頂上に祠宇を建てて奥宮などと称したので、かえって山頂の社が元で、麓の里宮は後世の遷祀であるのかごとく説く例も生じてくるという。山国である甲斐國の古社には、「山宮」と「里宮」の対からなるものが多く、また社伝等によるその起源も、本来は「山宮」であったとする場合が多いが、前述のように、これは本来のものではないことに注意する必要がある。しかしその一方、山を神体山として信仰の対象とすること自体は神社成立以前から行われており、その神体山を、山容によって浅間型と神南佛型に分類されることも、大場算庭氏以来広く行われている。

甲斐國の式内社の場合、山梨郡の山梨岡神社（論社がいくつかあるが、通常説明されるように、笛吹市春日居町領日に鎮座するそれに比定して問題ないであらう）が、典型的な神南佛である御室山（六藏經寺山）を神体山とし、その麓に

位置すること、また御室山を山宮とする伝承をもつことが注目されよう。つまり、「山宮」と「里宮」のセット関係をもつ神社であることは、その立地が小倉氏の分類（い）「信仰対象に臨んで選地された場所」に相当する可能性を示しており、それは、式内社の比定にとつても有力な手がかりとなりうるということである。ただし、その場合、古代の神社の所在地として想定できるのは、山宮ではなく里宮で、むしろ里宮の地理的環境の検討こそが重要となる。苗敷山穗見神社の場合も、古代の延喜式内社の候補地となりうるのは、苗敷山（危山）山上の本宮（山宮）ではなく、その東麓の、蘿崎市危町上条南割に鎮座する里宮であることを確認しておきたい。

二 官社制・神階社制の地域的展開

前述のように、地方における常設の神社社殿の成立の大変な要機となったのは、八九世紀における官社制の展開であった。官社とは、毎年二月四日、神祇官が天皇の名のもとに行う稚作の子供儀礼である新年祭などの国家祭祀に際し、國家から幣帛を賄賂される神社のこと（延喜式卷九・十神名式「延喜式神名帳」ともいう）にまとめて記載されていることから、延喜式内社ともいう。官社制の成立は天武四年（六七五）ごろと考えられているが、天武・持統朝には畿内を中心とし、延喜式に見られるような全国的な体制は八世紀中ごろの天平年間（七二九～七四九）に確立したらしい。しかし、官社の認定は九世紀まで継続して行われ、また延喜十七年（七九七）には、多くの外國の官社には国司が神祇官に代わって班幣することになり、神祇官による官幣と、国司による国幣の区別も生じた。

川原秀夫氏によれば、官社に認定された地域の神には、以下の四点を受け入れることが神祇官から要請された。⁽¹⁾

(1) 新年祭における國家祭祀時の班幣（大社は大嘗祭と二度の月次祭時の班幣も加わる）

③社殿の造営

④社殿の清浄状態の維持

特に③は、地域における常設神殿の成立にとって、官社制が重要な役割を果たしたことと示していよう。

甲斐国における官社の認定状況⁽¹⁾

一月庚子条に「甲斐・信濃・越中・但馬・土佐等の國の一十九社、始めて折年の幣帛の例に入る。(その神名は神祇官記に其なり。)」とあり、大宝令の施行後間もない時期に、既に甲斐に官社が存在していたことがわかる。また、「日本後紀」

延暦二十四年(八〇五)十二月乙卯条には、「甲斐國巨麻郡の弓削社を官社に預けしむ。靈験有るを以てなり。」とある。

この弓削社は、「延喜式」卷九神名式上において、八代郡六座のうちの二番目に見える弓削神社⁽²⁾と同一とされ(市川三郷町弓削に鎮座する弓削神社が、他に論社もなく比定地として適切と考えられる)、延暦から延喜の間に、巨麻郡と八代郡の郡界に何らかの変更があつたために、「延喜式」では巨麻郡ではなく八代郡の所在となつていて考えられているが、少なくとも官社の認定が、九世紀にも継続していたことがわかる事例である。

しかし、官社制による地域祭祀の統制は、その認定に地域的な偏りが著しかったことや、神職が中央の神祇官や地方の国府に自ら出頭して幣帛を受け取ることを、国家の側から一方的に強制していたこともあって、九世紀後半には衰退していく。これに代わって、地方の神社を統制する機能を果たしたのが、神に対する位階授与制度である神階社制である。⁽³⁾神階の授与は八世紀中ごろの天平年間(七二九~七八四)より見えはじめ、奈良時代後半から増加し、九世紀中ごろの嘉祥年間(八四八~八五二)に官社を包含した形で制度化され、九世紀後半の貞觀年間(八五九~八七七)に確立する。当初は官社・非官社の別を意識して運用されていたが、やがて両者の区別は無くなり、十世紀に諸國の神の大半が神階の対象となるに及んで、祭祀統制策としては形骸化した。川岸秀夫氏によれば、神階社となることにより地域の神に求められるのは、

①神階による昇叙

②司祭者の国家による選任

③社殿の造営

④社殿の清浄な状態の維持

であり、②~④が官社と共通することから、神階社制が官社制を継承する制度であつたことが知られる。神階を授与される神は、それまでの官社よりもはるかに多く、神階社制の展開は、地域における社殿造営の浸透に大きな役割を果たしたと考えられよう。

官社以外の神階社をはじめ、祭祀・靈験・奉幣などの記事が正史に見える神社を、国史見(現)在社や式外社⁽⁴⁾という。甲斐国における国史見在社には、山梨郡の浅間明神、美和神⁽⁵⁾、巨麻郡の比志神のほか、郡名未詳のものとして、繪岑神、船形神、建岡・藤建神、金神、膝上神、白根神、在樹神、広神などがある。これら全ての鎮守地を比定するのは難しいが、ここでは、原正人氏がほぼ特定できるとした比志神(貞觀五年(八六三)六月八日)に正六位上から従五位下に昇叙⁽⁶⁾と繪岑神(貞觀十年(八六八)九月十七日に無位から従五位下に銳爵)⁽⁷⁾の二例について、その性格を整理しておきたい。

比志神に比定される北社市須玉町比志に鎮座する比志神社は、大永八年(一五二八)の棲札銘をもつ本殿が現存する巨摩地域で最古の古社である。県内に比志の地名は他に存在せず、金峰山西麓の支脈に囲まれた山間地域ではあるが、経文中期の遺跡である那岐遺跡跡や、細文から近世に至る集落跡である塩川遺跡が存在する。特にこの地が、信濃との遠距離交通路の一つである總坂路の道筋の一つ(近世の小尾街道)に位置することは注目される。

繪岑神は、笛吹市御坂町上黒駒に鎮座する繪岑神社が、同名の社が他に無いことからも鎮守地と考えられる。秩ヶ岳と神座山の間の標高九〇〇mの高所に位置するが、神社前を水源とする神座川は、上黒駒の戸倉の集落で金川に合流しており、原氏は、当該地域の水源神の性格をもつとされる。上黒駒は、隣接する駒留、下黒駒と並んで、東海道支路としての甲斐路(御坂路)に置かれた駅(近半

の半川南氏の説によれば加吉駅) の所在地とされている。

比志神、増等神とともに、単なる山岳信仰の展開により神階が授与されたのではなく、国家による遠距離父通路の掌握という背景も持つことは注目されよう。また、比志神の場合は、九世紀の北巨摩地域で急速に展開する、御牧をはじめとする牧の開拓との関連も考慮されなければならないだろう。これに対し、九世紀初頭に官社に列した巨麻郡(延喜式の段階では八代郡) 司削神社は、前述のように、現在の市川三郷町弓削の同名の神社に比定されるが、当該地は芦川が笛吹川に合流する地点の冲積地に立地し、山間部ではない。少ない事例のみから判断するところではできないが、式内社は官社の認定が進んだ九世紀前半には、その認定は、比較的新しく開拓され生産基盤となつた平野部を中心とし、神階体制に重点が移る九世紀後半になると、特に巨摩郡内では、大規模な牧開拓などを背景に、主要な交通路に沿つた山間部において、在地の信仰の掌握が進んでゆく、という傾向が読み取れるのではないか。これは、延喜式内社である巨摩郡總見神社の比定を行つても配慮すべき点であると思われる。

式内社に関する論点整理の最後に、總見神社の「總見」という神名の性格についても触れておきたい。甲斐国式内社の名称には、山梨郡甲斐郡神社、松尾神社、巨麻郡倭文神社、八代郡佐久神社、弓削神社、浅間神社など、他國と共に通する名称を持つものがある一方、山梨郡甲斐奈神社、黒戸奈神社、金桜神社、玉諸神社、大井俣神社、山梨岡神社、巨麻郡宇波乃神社、笠屋神社、八代郡安門神社、中尾神社、杵衝神社など、甲斐固有の神名を持つものが多く、巨麻郡總見神社もその一つである。⁽¹⁾ 「總見」の「總」は幅・すさまなどの神事をさす、「見」はミミの甲類で、ワタツミ(海神)・ヤマツミ(山神)のミのようだ、神事をさす語として接尾語的に用いられる。したがつて、「總見」とは「總體の神靈」という意味的な語義となり、総作を中心とする農業神であったと理解できよう。近世の苗敷山信仰とも共通する点があり興味深いが、第一節でも述べた古代における信仰の形態を考慮すれば、その祭祀のための社殿は、山間部ではなく、日常的な生産の場(この場合は水田の展開する地)の近くに求めるべきであることを確認しておく。

三 總見神社の論社と式内社の比定

【延喜式】卷九神名上は、甲斐国巨摩郡の官社として、記載順に、①神部神社、②總見神社、③宇波乃神社、④倭文神社、⑤笠屋神社の五座を挙げる。以下では、このうちの總見神社の論社について、「山梨県の地名」⁽²⁾を中心に、「甲斐国社記」、「寺記」⁽³⁾、「甲斐国志」⁽⁴⁾、「式内社調査報告」⁽⁵⁾などに見える基本的なデータを整理したうえで、その鎮座地の比定を試みることとした。⁽⁶⁾

A 總見神社

【所在】 南アルプス市(旧總形町) 高尾。高尾集落の西方に位置する。

【例祭日】十一月朔日(社記)

【祭神】倉稻魂尊・稚産靈神・保食大神・天照大御神・天村雲命・級長津彦命・級長津姫神・旬々造知神・草野媛神

【由緒】旧郷社。通称高尾さん。あるいは北高尾として知られる。「甲斐国志」では御崎明神と記され、慶應四年(一八四八)に当社が寺社役所に提出した社記、由緒書では總見神社と称している。社蔵の天福元年(一一三三)十二月十五日の紀年銘のある懸仮には「三林王子・甲斐国八田御牧北高尾」と刻され、当社は八田御牧内にあつたとされる。三林王子とは大福王子、大寿命王子、大智德王子をさし、俗に文殊と称されたという。攝社末社は合わせて七十五社あつたとされる。

B 總見神社

【所在】 菲崎市旭町

【祭神】天之底立命・國之常立命・豐受能命

【例祭日】一月九日・十一月十日・六月十二日・二十二日・八月十三日・二十二日(甲

【由緒】苗敷山(旭山)の山上に本宮、東麓に奥宮がある。旧村社。かつては社

大きな神域を誇ったが、天正壬午（一五八二）の戦いで兵火にかかり、以後旧觀に復することはなかったと伝える。古くは苗穂山権現と称し、真言宗苗穂山宝生寺（現在は廢寺）が神宮寺であった。近世には、山上境内に本地仏の虚空藏を安置する虚空藏堂があった。本地虚空藏菩薩には、同菩薩が湖底であった甲府盆地を干拓し、苗を敷植えて人々に播作を教えたという闘闘伝説があり、社名および苗穂の山名はこの伝説に由来する。社領は合わせて七石七斗余。

E 稲見諏訪十五所神社

【所在】北杜市長坂町長坂上条

【祭神】建御名方命・保食神・天地神五行神

【例祭日】一月十四日 八月四日 九月八日（社記）

【例祭日】甲斐國志によると、当社は江戸時代には諏訪明神と称して、十五所明神を祀り、長坂上条村、長坂下条村、渋沢村の鎮守となつてゐる。『社記』に末社として三ヶ村合わせて一七社の記載があるが、稲見社は見えない。朱印地は四石七斗余。

C 稲見神社

【所在】韮崎市穴山町。穴山町の南端、字稱倉にある。

【祭神】建御名方命・合稻魂命・素戔鳴命

【例祭日】九月十九日（山梨県の地名）二月十七日 十一月二十三日（式内社調査報告）

【出諸】旧郷社。素戔鳴命は社地にある根の神石と呼ぶ磐石を祀つたものといい、倉稻魂神は古代巨麻郡遠見郷の正倉の鎮守であったとされる。また建御名方神は天文年中（一五三二～一五五五）に上手村（現北杜市明野）の諏訪社（宇波刀神社）の分霊を勧請したものといふ。中世には稻穀（稻食）大明神、近世には諏訪大明神と称された。社領は七石六斗余。

D 八幡宮稲見神社

【所在】中央市（旧田舎町）布施

【祭神】卷田別命・合稻魂命

【例祭日】一月十七日 七月二十三日 八月十八日 十一月朔日（社記）

【出諸】旧郷社。慶長十三年（一六〇八）の番帳の四十一番に見える社宜両人のうち一人は当社のそれで、八幡宮である。『社記』にも八幡宮とあり、相殿として稲見神社が見える。古くは布施郷六ヶ村（布施・上三条・下三条・河西・山神・白井阿原）の惣鎮守であった。社領は布施村、上三条村合わせて五石四斗余。

A 稲見神社（南アルプス市高尾）は、倉稻魂命・稚産靈神・保食大神という稻作に關わる農業神を祀つておらず、現在でも五穀豐穰の神として例祭への參詣者も多い。しかし、『式内社調査報告』が指摘するように、その鎮座地が入墨を三五kmも離れた山中であることは、古代の式内社の立地としては不自然と言わざるを得ない。同書はまた、甲斐における式内社が、およそ甲府盆地の周辺、盆地平坦部より丘陵部にかかる地か、またはその丘陵台地上に存在するのを通例とする。また、甲斐国の中には山宮のあるものが多いが、一般に、その本拠は山宮ではなく里宮と見るべきことも指摘する。これに対し、A 稲見神社の場合は、里宮との關係が明確ではなく、白山権現・三輪王子を祭神とすることなどからも、古代以来の鎮座というよりは、修驗的な信仰の脈絡によつて当地に鎮座した社である可能性も考慮すべきとしており⁽³⁾、支持すべき見解であろう。

B 稲見神社（韮崎市旭町）が、前述のように山宮と里宮のセツト關係を有し、苗を敷植して人々に播作を教えたという農業神であることは、古代の式内社の比定地としては有利な点である。鎮座地は御動使川の形成した扇状地と旭山山塊との境界上にあり、現在も水田が広がる稻作地帯で、古代巨麻郡余戸郷（後の甘

利庄の中心部に属する。また、里宮の前を南北に通る道は、県道十二号線旭バ

イバスの旧道であるが、この道は、近世の駿馬往還以前の西郡路として、百々村

(南アルプス市「旧白根町」百々) で蓮崎へ向かう道と分岐し、若尾村・武田村

(蓮崎市) を経て下川井村(現同上) で甲州道中に合流する中世以前の要路であつた。

C德見神社(蓮崎市穴山町) は、こうした重要な交通路上には位置しないが、合稻魂神という農業神を記することは古代の神名の性格と一致する。鎮座地は、八世紀以後急速に開発が進み、現在でも県内有数の穀倉地帯である藤井平の北縁部にあたり、古代の生産基盤との関係から見ても不自然な点はない。式内社調査報告¹⁾は、当社を最も難の少ないものとして、式内社に比定している。しかし、本稿で述べたところからすれば、山宮と里宮のセツト関係を有しない点、主要な交通路に接しない点に関して、B德見神社(蓮崎市旭町) に劣っている。

紙敷の関係で、詳細は別の機会に譲るが²⁾、巨麻郡における式内社を、

①神都神社→南アルプス市(旧甲丙町) 下宮地

②德見神社→蓮崎市旭町

③宇波戸神社→北杜市明野町上手

④倭文神社→蓮崎市坂町吉久保

⑤笠原神社→甲斐市(旧敦賀町) 中下条

と比定することができるなら、①は駿馬往還、②はそれから分岐した西郡路、③は塩川を挟んで邊見路の対岸、④(?) はいずれも櫛坂路といつた中世以前の主要交通路に接していることが注目される。またその配列は、①を起点として釜無川右岸を北上した後、同左岸に移つて今度は南下する形となり、全体として見ると、

はば時計回りに配列されることになる³⁾。蓮崎市穴山の德見神社が、その配列の場合の塩川の渡河点付近にあたると考えれば、この原則とは矛盾しないが、德見神社を穴山に比定した場合には、釜無川右岸の式内社が、①神都神社のみとなつてしまい、また、②徳見神社と③宇波戸神社の二社が近接しきることになつて、全体のバランスを欠く点が問題と思われる。

おわりに

極めて雑駁な議論に終始してしまったが、本稿の結論を示せば、延喜式名社德見神社の比定地としては、A德見神社(南アルプス市萬尾) の可能性は低く、今回の中世から近代にかけての苗敷山信仰は、今回検討した式内社德見神社の複数の論社を含む広大な信仰圈を有し、個々の德見神社への信仰圈とも重なりながら、複雑な構造と展開を示していた。八九世紀の地域社会において、官社制や神階社制によって統制されていた律令制期の神祇信仰は、どのような変遷をへて、こうした信仰の世界へと変質を遂げていったのか。そのミッシングリングを探す作業は、史料的な制約もあって容易ではなく、ある意味で、古代・中世宗教史全体の研究課題でもあるが、古代の地域史研究にとっても重要な問題であることを確認して、稿を終えたい。

註

(1) 岡田精司「神社の古代史」(大阪書籍、一九八五年) 八頁。

(2) 直木安次郎「森と社と宮―神祇の変遷と社殿の形成」(同書著「古代史の窓」(学習社、一九八二年) 所収、初出は一九五八年)。

(3) 岡田氏註(1)前掲書、一七二四頁。

(4) 三宅和則「古代の神社と祭り」(吉川弘文館、一〇〇一年)、同「古代の王權祭祀と

自然」(吉川弘文館、二〇〇八年)、終章、川原秀夫「社殿造営政策と地域社会」(足立喜式研究) 二五、二〇〇九年、有島純也「日本古代國家と文配理理念」(東京大学出版会、二〇〇九年) 第一部第二章、神社殿の成立と律令国家、など参照。

(5) 小倉慈司「古代在地社会における「神社」の存在形態と青木遺跡」(『国史学』

一九四、二〇〇八年）四〇—四五頁。

- (6) 「国史大辞典」第一四卷（吉川弘文館、一九九二年）「里官」の項（平井直房氏執筆）
参照。

- (7) 大場整雄「祭祀遺跡・神道考古学の基礎的研究」（角川書店、一九七〇年）。

- (8) 中村英重「古代祭礼論」（吉川弘文館、一九九九年）。

- (9) 川原氏註(4)前掲論文のほか、同氏「律令官社制の成立過程とその特質」（日本古代の政治と制度、『続群書類』完成会、一九八五年）所収。

- (10) 原正人「神階授与と在地社会」（山梨県史・通史編1「原始・古代」）〔山梨県、一〇〇四年〕第六章第三節も参照。

- (11) 以下、神階社制については、川原氏註(4)前掲論文のほか、同氏「神階社考」（古代文化、四九、「一九九七年」）、小倉慈司「八九世纪における地方神社行政の展開」（史学雑誌）、一〇一、「一九九四年）を参照。

- (12) 原氏註(10)前掲論文のほか、岡山莊司編「古代諸國神社神階制の研究」（岩田書院、一〇〇一年）一五九—一六二頁も参照。

- (13) 原氏註(10)前掲論文、六七九—六八一頁。

- (14) 平川甫「甲斐の交通」（山梨県史・通史編1「原始・古代」）〔山梨県、一〇〇四年〕第五章第七節。

- (15) 原氏註(10)前掲論文、六七四頁。

- (16) 上代語辞典編修委員会編「時代別国語大辞典 上代編」（岩田社、一九九四年）。

- (17) 碓井正義編「山梨縣の地名 日本歴史地名大系19」（岩田社、一九九五年）。

- (18) 山梨県立図書情報課「山梨県史料9 甲斐国社記・寺記」第一卷・神社編（山梨県立図書館、一九六七年）。

- (19) 佐藤八郎・佐藤三枝訂「大日本地誌大系 甲斐国志」第三卷・神社部（雄山閣、一九七一年）。

- (20) 式内社研究会編纂「式内社調査報告」第十卷・東海道5（皇學館大学出版部、一九八一年）。

- (21) 論社に関するデータの整理、および鎮座地の比定作業にあたっては、守屋秀亮「古代史の恩」（学生社

代甲斐国における神社の研究」（山梨大学教育人間科学部卒業論文、一〇〇九年）の成果を利用した。

(22) 註(20)前掲書、五四〇—五四四頁。

(23) 「山梨県の地名」（註〔17〕前掲、四八頁）。

(24) さしあたり、川原氏註(21)前掲論文も参照。

(25) 遺跡式神名帳における都別の式内社の配列については、「和名抄」における郷の配列となるんで、現状では規則性が見出せないことが多い。ただし、例えば相模国高尾郡の場合、相模川の下流から上流の順になつていると考えられるなど、大河川などによる地理的条件や、国府や郡家との関係、交通路との関係などから、一定の規則性が想定できる場合もある。

参考文献

- 有富純也「一〇〇九「日本古代國家と支配理念」」東京大学出版会
磯貝正義編「一九九五「山梨県の地名 日本歴史地名大系19」」平凡社
大場整雄「一九七〇「祭祀遺跡・神道考古学の基礎的研究」」角川書店
岡山莊司編「一〇〇一「古代諸國神社神階制の研究」」岩田書院
岡田精司「一〇〇四「神社の古代史」」大蔵書籍
小倉慈司「一九九四「八九世纪における地方神社行政の展開」」史学雑誌、一〇一、「一九九四年」。
小倉慈司「一〇〇八「古代在地社会における「神社」の存在形態と青木重勝」「国史学」書類編成会
川原秀夫「一九八五「律令官社制の成立過程とその特質」」日本古代の政治と制度、統群
川原秀夫「一九八二「古代史の恩」」学生社
川原秀夫「一〇〇九「社殿造営政策と地域社会」」延喜式研究、二五
佐藤八郎・佐藤三枝校「一九七一「大日本地誌大系 甲斐国志」第三卷 雄山閣
式内社研究会編「式内社調査報告」第十卷・東海道5（皇學館大学出版部
一九八一年）。

- 中村英重 「九九九『古代祭祀論』」吉川弘文館
- 三宅和朗 「〇〇〇『古代の神社と祭り』」吉川弘文館
- 三宅和朗 「〇〇八『古代の王權祭祀と口説』」吉川弘文館
- 守屋秀光 「〇〇九『古代伊勢国における神社の研究』」山梨大学教育人間科学部平成二十
年度卒業論文
- 山梨県編 「〇〇四『山梨県史 通史編Ⅰ 原始・古代』」山梨県
- 山梨県立図書館編 一九六七「山梨県史料9 甲斐國社記・寺記」第一卷・神社編 山梨
県立図書館

第二章 苗敷山山頂遺跡における平安時代の 堅穴建物跡群をめぐる問題

一 山間地集落遺跡の認識について

平野修

はじめに

苗敷山山頂遺跡では、奥宮の反対斜面にあたる西斜面において、十一世紀代の平安時代中・後期を中心とする堅穴建物跡群が検出されている。西斜面においては土師器を中心とする平安時代の遺物の分布が認められ、当該斜面を中心に平安時代の堅穴建物跡をはじめとする遺構群が存在していることが推測できる。

平安時代の堅穴建物跡は、林道建設工事によって偶発的に発見され、堅穴調査されたもので、調査実施範囲が狭少のため、堅穴建物跡の全容は知り得ないが、どの堅穴建物跡も概して小規模でありながら、遺物の出土量は多く、かつその内容も充実している。

土師器窯を中心には、甕・羽釜・須恵器等が煮、灰釉陶器・綠釉陶器がみられ、土師器窯は灯明痕跡を残すものが多く、墨書き器も認められる。墨書きがみられる灰釉陶器窯の高台部や、角鉢などの鉄製品も出土しており、当該期の低地における集落と比べても保有物の内容は遅色なく、むしろ高い。

これまで山梨県内の平安時代集落が発見される立地は、高地といえども標高約1000mを測る山間地での発見は極めて希な事例であるといえよう。そこで小稿では、こうした山間地で発見される平安時代の堅穴建物跡に焦点をあて、苗敷山山頂遺跡をはじめとする諸事例を検討し、集落を営んだ目的について考察をおこなってみたい。

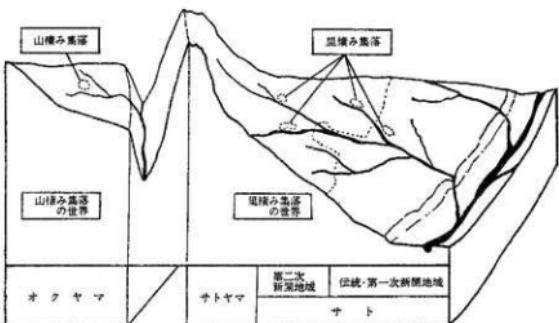
山梨県内は周知のとおり、南に富士山、西に赤石山脈（南アルプス）、北に八ヶ岳、東に奥秩父山地など、海拔2000mを超す山々に囲まれる。平均標高2000mを測る甲府盆地は、地形的に山地・丘陵地・河岸段丘地・扇状地に分けられる。八ヶ岳山麓などの山麓地帯は、やせ尾根がいく筋ものび複雑な地形が続き、盆地部は北東から流れる笛吹川と西北から流れる釜無川が盆地南西部で合流して富士川となり、静岡方面へ向かう。盆地西部には御動使川や早川などが東流する。周縁には御動使川扇状地、釜無川扇状地、金川扇状地、京戸川扇状地など多くの複合扇状地が形成されている。こうした地形条件のもとに、古くは旧石器時代から人々の生活の営みが刻み込まれてきた。

山梨県の場合、地理的にみると盆地の中央部の低地部の周縁には、前述したように八ヶ岳などの山地が迫り、山麓地帯が広がる。そのため低地部を除けばほとんどどの地域が山間地と捉えられかねない。東京都の多摩丘陵一帯も山間地として括される場合もみられ、地形区分に混乱を来たすおそれがある。

そこで本稿では、能登健氏らが民俗学上の概念である「サト」・「ヤマ」を考古学的に分析した概念を用いた（第1図）。能登健氏は、群馬県下の古代集落の検討に際して、居住地の他、生産域や墓域も分析対象に加えて集落遺跡の総合的検討をおこなっている。水田農耕地の開拓プロセスにより「伝統集落」・第一次新開集落・第二次新開集落といった三段階の変遷過程を想定し、それらを「里権集落」と総称し「サト」とした。

一方、九世紀以降新たに畑作を基盤として山間部に出現する集落を「山棲み集落」とし、從来、考古学で山間地・高冷地などと括っていた「ヤマ」を地域的特性を踏まえながら、「サトヤマ」と「オクヤマ」としている。

「サトヤマ」は、時代や目的によって自然に対する人間の働きかけ方は異なるが、農耕地を中心とする生産域を有する集落が分布する「サト」の外側に位置し、狩猟・採集・木材の採取のための入会地的なエリアであり、通常、誰もが勝手に



第1図 サト・サトヤマとオクヤマの概念図（註(1)文献から転載）

は立ち入れないエリアである。また、その外縁には信仰の対象となる山岳が展開しているようなエリアとしている。

「オクヤマ」は、「サト」の外側に存在する別世界とも言うべき空間であり、「サト」の支配的認識にとっては存在しない空間」であるエリヤマとしていることから、「オクヤマ」に展開する遺跡を、本稿では「山間地遺跡」とした。

以下、こうした視点のもと、苗敷山山頂遺跡をはじめとする山梨県内外の山間地遺跡を検討していく。

前節において、「サト」の世界と隔絶した空間である「オクヤマ」に位置する遺跡が山間地遺跡とした。ここでは、こうした山間地遺跡のいくつかを検討してみたい。

二 山間地遺跡の検討

苗敷山山頂遺跡（第二編第三章第12回参照）

はじめにでも述べたとおり、本遺跡からは、十一世紀後半葉から十二世紀前半葉を中心とする堅穴建物跡群が六棟以上検出されている。堅穴建物跡は同一箇所での重複が著しい。平成十三年の緊急発掘調査時に部分的に検出された2号堅穴建物跡の南側を、平成二十一年調査時に拡張し、堅穴全体を検出している。この追加調査の結果、2号堅穴建物跡は、東西幅約四八メートルを測り、南東コーナー寄りにカマドを付設し櫛状施設を有する堅穴建物跡であると判明した。カマドは右組みで堅固に構築されており、貼床面が少なくとも一面確認されていることから、堅穴の建て替えなし、床面の貼り替えがおこなわれている。

出土遺物は前述したとおり、十世紀後半葉を中心とする土師器壺や壺・羽釜、

須恵器壺か壺、綠釉陶器がみられ、朱墨痕がみられる灰釉陶器壺の高台部の出土もみられる。土師器壺は灯明痕跡を示すものが多く、顯文的な「奉」字という墨書き器も認められる。鐵釘・角鉗などの鉄製品も出土しており、当該期の低地における集落と比べても保有物については遜色はない。特に墨書き土器の文字は、筆使いに慣れた感じで、高い識字レベルをもつ人物が本集落に出入りしていたことがわかる。

1号堅穴建物跡は甲斐型土器終焉後の金色雲母を多量に含む土師器が主体で、十一世紀前半葉の所産と考えられる。4号堅穴建物跡は、土師器体部下半にヘラ削り調整がされ、内面に甲斐型土器特有の暗文状のミガキを施す個体が多いことから、十世紀前半葉から後半葉の所産と考えられる。

このように、十世紀前半葉から十一世紀前半葉にかけて断続的に当該地に堅穴建物を構築していたことがわかる。堅穴建物構造や出土遺物の内容は、サトヤマに展開する集落遺跡の内容と比べても特殊とされるべきものではない。特に出土遺物である墨書き土器の内容の「奉」字や「六」などは、個人や集団を意識した祭祀とし記載されたものと考えられ、仏教的色彩よりも在地神に対する信仰行為が強く表れているものと考えられる。

本遺跡は山梨県笛吹市芦川町（二〇〇六年八月、旧東八代郡芦川村から笛吹市

に舍供^{スル}に所在し、御坂山系の黒岳、駿道ヶ岳、破風山の三山に囲まれた吉川の源流域で、標高六〇〇mから一六四一mを測る山間地域である。本遺跡は、古代の官道である東海道を結ぶ甲斐国内の主要陸上ルートである御坂路、若彦路をつなぐ脇ルート上に位置する遺跡である。

標高七六〇m前後を測る場所に立地する本遺跡からは、平安時代の堅穴建物跡二棟、土坑八基などが検出されている。堅穴建物跡は重複しており、一号住居址(報告記載)は、平面形態が方形を呈し、一边約四mを測る。西壁に石組みカマドを付設している。出土遺物は豊富で、九世紀後半代・十世紀前半代・十一世紀後半代の土師器壺・甕・灰釉陶器塗・使用痕跡の残る須恵器片などが出土しており、本遺跡でも遺構・遺物の内容は、サトやサトヤマに展開する集落遺跡の内容と比べても特殊とされるべきものではない。

注目されるのは墨書き器は比較的多く、「車大」、「五」、「奉カ」などといった記載文字がみられることがある。「車大」と記載される墨書き器は、同市一宮町に所在する大原遺跡¹⁾や東地蔵遺跡²⁾、甲府市蓬沢町に所在するチクヤ遺跡³⁾、山梨市三ヶ所に所在する三ヶ所遺跡⁴⁾などでも出土しており、字形・字風については笛吹市所在の大原遺跡出土資料と酷似している。大原遺跡は「玉井郷長」銘墨書き器が出土し、古代山梨郡玉井郷の中核的な集落であったと考えられている遺跡で、さらに国分寺や甲斐國府の造営や維持に関わった集落ともみられている。こうした集落から出土した「車大」銘墨書き器が、山間の堂所遺跡から出土していたことは、「東大」と記載した人物が、大原遺跡の他、堂所遺跡にも出入りしていたことを示唆するものとして注目されよう。

横尾遺跡(第3回)

長野県佐久郡川上村にあり、甲斐と信州の国境域にあたる信州峠の直下の、標高一三五四m測る山間の高地に立地している。一九七四年に発掘調査がおこなわれ、板敷きの床構造をもつ十世紀後半代と考えられ堅穴建物跡が検出されている。焼失建物であり、堅穴西南隅に石組みカマドが付設され、その脇には土師器塗(内面黒色土器)・甕・灰釉陶器塗・皿が出土している。その立地条件から、

少なくとも水耕作には不向きな土地であるものの、堅穴の床構造がやや特殊であり、出土遺物の内容も低地部集落のそれとあまり変わりはない。

本遺跡は前述のとおり、信仰の山である金峰山や、佐久往還とされるような甲斐と信濃国を結ぶ古道沿いに立地していることは注目されよう。

熊倉遺跡(第4回)

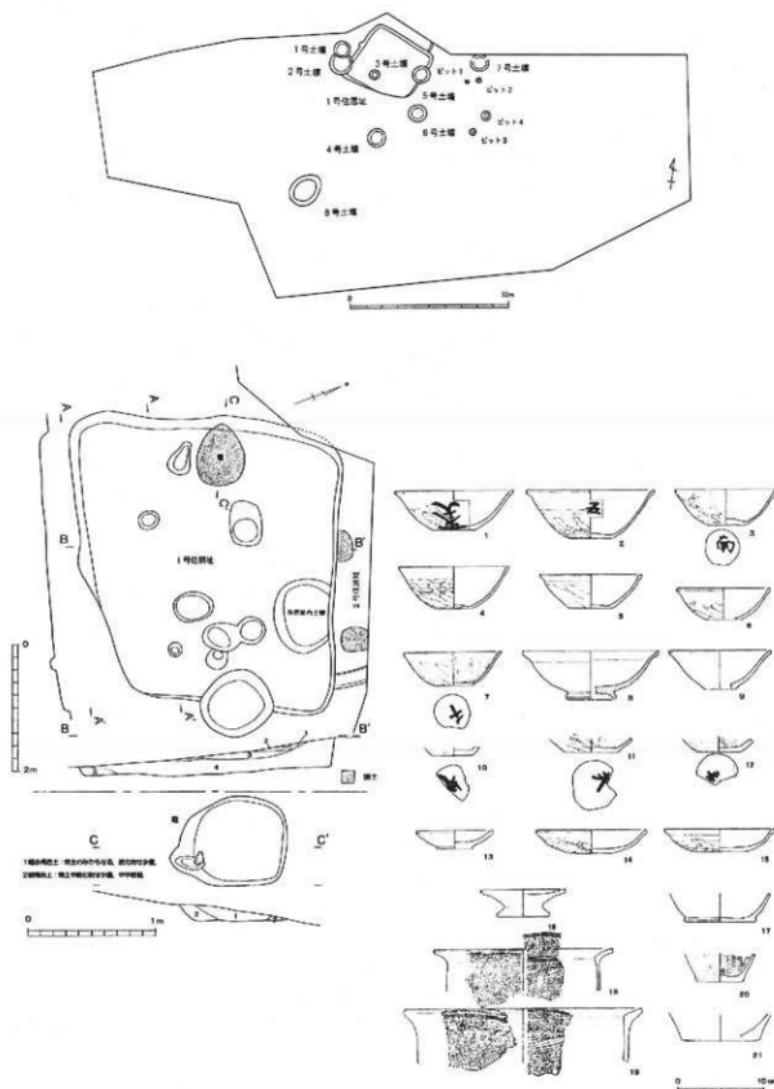
群馬県吾妻郡六合村入山字松岩⁵⁾にあり、草津白根山麓の標高一〇〇〇mを超える高地に立地する。一九六二年、群馬大学による学術調査が行われ、次いで一九八一~八三年、小規模土地改良事業とともに、六合村教委が発掘調査した。平安時代(九世紀後半)の集落遺跡で、堅穴建物跡が完全に埋没せずに露地として残っている遺跡として注目された。東西一五〇m、南北一〇〇mほど⁶⁾の範囲に、かつては堅穴建物跡とみられる露地が二五ヶ所ほどあったという。

熊倉遺跡は群馬県最奥部の、南北を谷に断ち切られた河岸段丘上にあたり、外界からはほとんど隔離された地にある。立地の特殊性から、製鉄などに携わった特殊な集団の遺跡ではないかと考えられたが、八三年の調査ではこれを決定づける資料は得られていない。村教委による発掘調査と並行して行われた周辺遺跡の分布調査等により、この遺跡を「山極み集落」という農耕集落として位置づける考え方が示された。

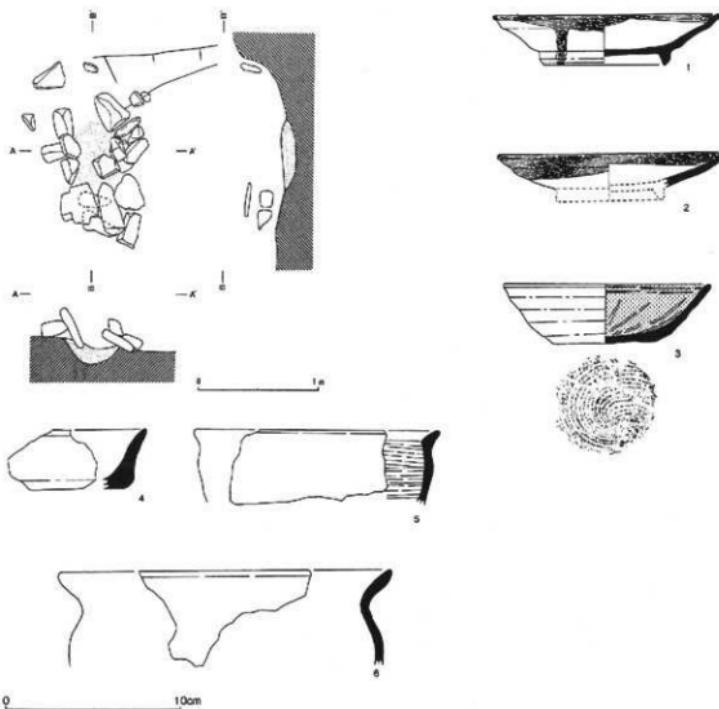
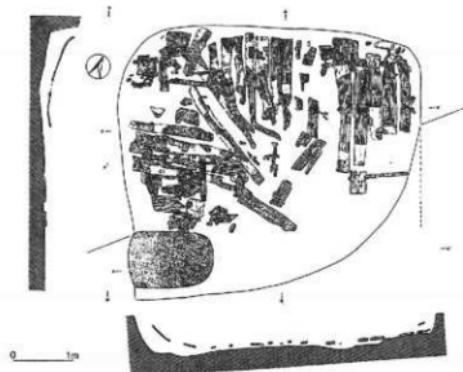
調査に携わった一人である能登健氏によると、カマドが検出されなかつた七号住居址と、粘土を用いて構築された三号住居址を除いて、すべて石組みを備えたカマドが設置される。出土遺物では、土師器・須恵器の壺・瓶類・武藏型鏡と思われる土師器塗・灰釉陶器皿・鉢などが出土しており、サトの集落と同じ様相が認められるとしている。

また一二〇〇mに近い高標高値や、深く谷を刻む地形条件から水田をつくることは不可能として里塙みのプロセスに全く合致しない「水田のない集落」であるとしている。

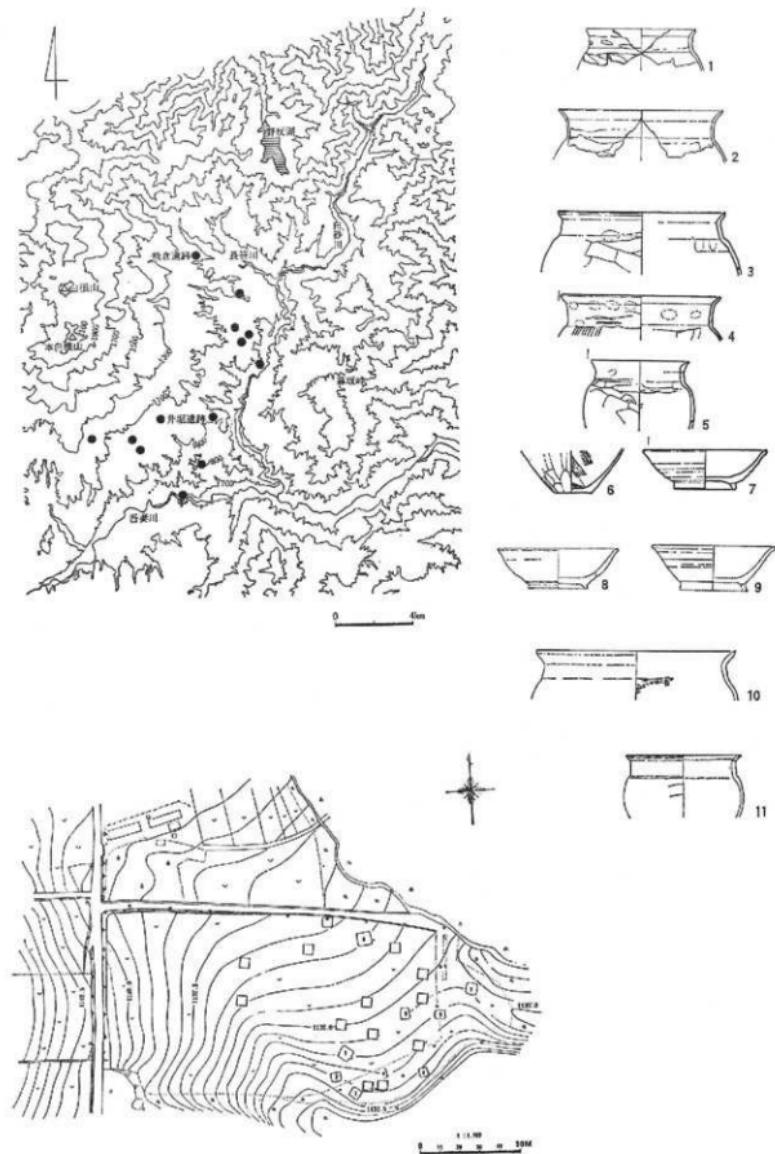
その他、能登健氏は標高九六〇mに位置する群馬県草津町に所在する井堀遺跡などの事例を挙げ、生産域の視点から水田のない集落は確実に存在するとしてい



第2図 堂所遺跡（註(3)文献より作成）



第3図 横尾遺跡（註(8)文献より作成）



第4図 熊倉遺跡（註(1)文献より作成）

三 山間地遺跡の特徴

山間地遺跡の特徴については、桐原健氏⁽¹⁾が集落遺跡研究の進展間もない頃、「山間の諸遺跡」の特徴として、遺跡規模は小さいにもかかわらず、堅穴の重複が多い。堅穴建物は規模が小さく粗末なつくりながら、灰釉陶器や鉄滓、八稜鏡といつた特殊な遺物が出土しており、特に灰釉陶器の保有率が高いことから、その運搬の一翼を担つた集団、マタギ、鍛冶に携わる山の民の集落と位置づけている。

その一方で篠沢治氏⁽²⁾は、善光寺平における遺跡立地分析をおこなう中で、山間地遺跡についてもふれられ、桐原氏が取り上げた山間地遺跡は、「地形分類そのものがあややかなもの」であり、その大部分は農耕不適地に立地するものでなく、谷水田や小沢川に水利を求めての水田經營の可能性を指摘している。その上で、桐原氏が述べられた「白毫運搬の一翼を担つた（中略）山の民」という見解については再検討すべきだとしている。

平安時代の居住形態は、土井義夫・渡江芳浩両氏の分析では⁽³⁾、少數の堅穴が断続的に何度も占地した場所である「重層的居住の場」と、一回または数回の占地しかされない場所である「單期居住の場」という二つの現れ方を指摘している。そこでこうした指摘を踏まえて山間地遺跡の特質について考えてみたい。

ここで取り上げた山間地遺跡の特徴をもう一度整理しておきたい。

- ①標高1000m前後を測る、山間に立地する。
- ②主として九世紀後半ごろから十世紀後半代にかけての堅穴建物跡が検出されている。

③堅穴建物跡は、一時期一軒から、多くとも二、三軒しか存在しない。

④堅穴建物跡どうしの重複関係は概して希薄であるが、建て替えに伴うものと考えられる同一場所での重複は認められる。

⑤堅穴の規模は、一辺四、五m前後を測るもののが一般的であり、建物内には堅

固な石組みカマドが付設され、板敷き床構造や棚状施設も付設するものもある。

⑥出土遺物の内容は、土師器壺・甕、灰釉陶器、綠釉陶器など普通的に出土しており、筆使いに慣れた筆跡の文字を記した墨書き土器も出土している。また刀子や鉄鎌などの鉄製品、鉄滓などが出土している。

以上に挙げた特徴の中で、①・②を除いた特徴以外は、サトやサトヤマに営まれる集落の堅穴建物の様相とは差異はなく、際だった違いは認められない。やはり山間地集落の特徴は、人が容易に立ち入ることができない、隔絶した場所に立地するということが特徴の一つとして挙げられよう。

二つ目の特徴として、長野県川上村の横尾遺跡のように、これら遺跡は地域を結ぶ道に沿って立地していることが挙げられる。谷筋や支尾根筋を往来する里道や小径などは、昨今の山の荒廃によって藪の中にも埋れたり、比較的限定された地域の人々の山道であるため、現在の地図上では記されることはない。しかしヤマは各時代を通じてさまざま目的に使われたはずであり、そこに出入りするための道は必ず存在したであろう。一見隔離された場所にみえるが、人々の往来は意外とあったのではないか。

三つ目の特徴として、これら遺跡は修驗とのかかわりが深い雪山の前伏山的な場所に立地していることである。苗敷山は南アルプスの甲斐駒ヶ岳を起点に鳳凰山系へのびる主尾根の東端に位置している。横尾遺跡も金峰山信仰に伴う岳州御登拝⁽⁴⁾となる小川山のほど近いところにあり、熊倉遺跡も山岳修験の雪山である草津白根山麓に位置している。このように生業活動の他、信仰活動の拠点となる場所に立地していることが多いことが指摘できる。

四 苗敷山山頂遺跡の堅穴建物跡群を考える

さて、本小稿の主たる目的は、苗敷山山頂付近で検出された堅穴建物跡群が、同じく山頂に鎮座する穗見神社奥宮や、その本殿内に安置される鎌倉時代初期の

作とされる木造三宝荒神像、別当宝生寺にみられるように、中世以降に盛行する信仰活動の先駆けとなる造像群などかどらかを検証することである。

検出されている古代の建物遺構は、堅穴建物跡のみで、周辺のテラスにおける調査でも掘立柱建物跡などの他の建物遺構は検出されていない。山梨県埋蔵文化財センターが平成十八年度に発掘調査を実施した苗敷山山頂遺跡奥宮西地点のナ

ラスでは、十世紀代の祭祀場とされる集石遺構や池状遺跡が確認され、墨書き土器や灯明具も出土している(第5図)。堅穴建物跡群との有機的な関連が示唆される。

集石遺構の内外からは、細かな炭化物とともに、親指大前後の土器器片瓦片、須恵器片、不明鉄製品などが出土し、その中でも土器器片がその出土遺物の大半を占め、墨書き土器片や灯明具片も含まれているということから、調査者は、集石周辺で火を用いた何らかの祭祀行為が執りおこなわれたと推測している。

苗敷山の他、苗敷山と釜無川の間の標高一〇〇〇メートル付近には、池平(いんてら)、鷹の田(たかんた)、さわら池などといった平坦地が複数存在し、いずれも沼地をもつ高層湿原である。こうした場所が「甲斐国志」や「甲斐義記」には「甲府盆地湖水伝説」と関連し、農耕を祈願する信仰の山、聖地として古代以来捉えられていた可能性も指摘されており³³⁾。これら湿原と尾根筋を繋ぐ苗敷山が、信仰に関わる前伏山の存在であつたと考えても大きな誤りはない。

以上の状況から推測すれば、平安時代の苗敷山における信仰形態は、仏堂を懸

えた寺院などは建立せず、テラス(平場)および堅穴内の、農業神に対する宗教儀式が中心であったと推測される。そして堅穴建物跡は、宗教儀式や山中修行に訪れた僧侶などの逗留用の仮住まい、もしくは生業活動に伴つて出向いた際の仮住まいとして使用された建物であったと想定できる。

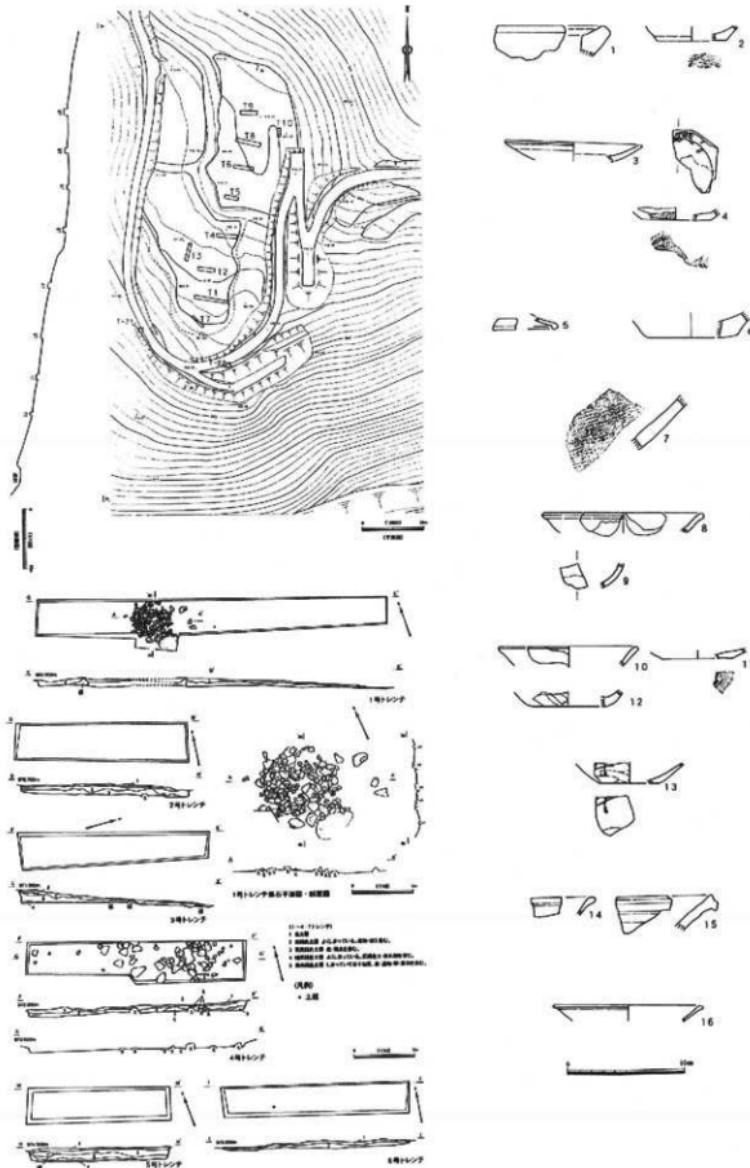
前者の僧侶などの逗留用の仮住まいと想定する根拠としては、出土遺物である灯明具や墨書き土器、灰釉陶器、綠釉陶器である。灯明具として使用された土器器の环や皿や墨書き土器は、サトの集落でもみられる遺物であり、しかも一見、普遍的に出土しているかのように見える。しかしこれら土器群の出土率は、極めて低いのである。墨書き土器に限つては、まったく出土しない集落遺跡もある。灯明具

の存在については、山本義孝氏によれば、「灯火を灯すことが多いという行為は半僧俗の『火治史』の存在を伺わせ」るとしている。墨書き土器も宮瀬交二氏の見解のよう³⁴⁾、その出土比率の低さから、「集落に住んでいた居住者が墨書き土器の書き手だった可能性はあまり高くない」とし、「宗教儀式をやるような人が、筆硯を携帯して各村々を廻り、墨書き土器を使うその場で書いたり、それに関わった人がその場で慣れない文字を書いたりした」という存在であったと推測している³⁵⁾。灯明具も、油煙の付着状況から、一回限りの使用で廃棄されているものが多く認められる事から、単なる灯りとりの道具だけではなく、何らかの宗教儀式に用いられた可能性が極めて高い。

また、緑釉陶器の存在も見透せない。出土した緑釉陶器は、香炉や鉢などはみられず壺のみであるが、仏具として利用されることが多い緑釉陶器であるため、いわゆる「六器」に該当する器だったかもしれない。ただ全体的に、出土遺物の仏教的色彩は弱く、執りおこなわれた儀式も仏教一色ではないことがうかがわれる。在地の人々も取り込み、基層信仰などのさまざまな宗教諸要素が絡み合った、祈願色が強い年中行事としておこなわれていたのではないかと推測している。

おわりに

苗敷山は、地元では古くから信仰の山として知られ、甲斐における山岳信仰の拠点の一つだといわれてきた。幸か不幸か、林道建設によって露呈した十一年世紀代の遺物を含む堅穴建物跡群の発見で、まとまつた考古学的データを蓄積できる機会を得た。出土した遺物の多くは一見、宗教的色彩は薄く、サトの集落とあまり変わらないことが問題視されてきた。遺跡は、サトやサトヤマと隔絶したオクヤマにあるが、道を連ればサトやサトヤマにつながつており、決して断絶していない。苗敷山の麓には、甲斐国と駿河国を結ぶ駿州往還別名「富士川街道」とも呼ばれる)が通り、「苗敷道」と呼ばれる道も現存していることから、苗敷山中の道は信仰のみならず人・モノの交流においても地域における回廊的な性格



第5図 苗敷山山頂遺跡南西地点 (註(13)文献より作成)

を有していたとも考えられる。

十世紀以降の苗敷山は、これまでの考古学的成果からも山林仏教・山岳密教などの信仰に關わる山としての性格を強めていたと考えて良いから。それはおそらくサトヤマにおける宗教活動とも連動していたと思われるが、その考古学的データはまだ得られていない。

最後に繰り返しになるが、苗敷山山頂遺跡の堅穴建物跡は、土師器窯や羽釜などの煮炊具も出土していることから、山本氏が述べているような半俗的な信仰が、断続的な入山に伴って、この堅穴建物を使用し、この堅穴建物で、寝起きや炊事をおこない修行をおこなっていたと、現段階では想定しておきたい。

以上、資料の実見、提供については、佐倉市教育委員会の間間後明氏にお手を煩わせた。ここに記して感謝申し上げたい。

註

- (1) 能登健一「正史・小島教子「一九八五「山櫻み集落の出現とその背景」」、「ヤマ」に関する考古学的研究分析」、「信濃」第二七卷第四号・信濃史学会
- (2) 関根俊明「二〇〇三「苗敷山山頂遺跡・林道開発に伴う堅穴急須掘調査報告書」」、荒井市教育委員会
- (3) 小瀬忠秋・岡野秀典他「一九九九「宮町遺跡発掘調査報告書」」、芦川村埋蔵文化財調査報告書第一集 東八代郡社会教育推進協議会文化財担当者部会
- (4) 猪股喜彦「一九九〇「八原道路発掘調査概報」」、官町道路調査会・官町教育委員会
- (5) 山本寿々雄「一九七五「勝沼バイパス道路建設に伴う古代甲斐國の考古学調査結果」」、山梨県教育委員会

(8) 川上村誌刊行会「一〇〇九「川上村誌 通史編」」川上村教育委員会

(9) 前掲註(1)と同じ

(10) 横原健「一九六八「平安期にみられる山地居住人の遺跡」」、「信濃」第一二〇号第四号・信濃史学会

(11) 笹沢浩「一九七に「善光寺平における古墳時代以降の集落遺跡の立地の基礎的研究」」、「信濃」第一四号第四号・信濃史学会

(12) 土井義夫・淡江芳浩「一九八七「平安時代の居住形態」」、「物質文化」四九号・物質文化研究会

(13) 右利孝子「一〇〇九「山梨県内中世寺院分布調査報告書」」山梨県埋蔵文化財センター調査報告第一六〇集・山梨県教育委員会

(14) 信阪祐仁「一九九九「苗敷山信仰」「山梨県史だより」」第一八号・山梨県教育委員会山梨史編さん室

(15) 山本義孝「一〇〇二「甲斐における山岳信仰研究の展開」」、帝京大学山梨文化財研究所報第四六号・帝京大学山梨文化財研究所

(16) (株)文化財研究所奈良文化財研究所「一〇〇二「談事抄錄」」、「古代」二四・集落と墨書き土器・墨書き土器の機能と性格をめぐって」

(17) もし墨書き土器の書き手が後から自身で、各村々をめぐって墨書き行為をおこなっていたとすれば、その文字の筆跡や字形の分析から、サトヤマの同時期の集落から出土している墨書き土器の中に、同一人物によって記載された資料が発見されるという可能性も考えられる。文字の型式分類、文字の系統分類という考古学視点をもつて、筆跡や字体の共通性の究明から、書き手の動向も判明できるかもしれない。

参考文献

- (6) 甲府市教育委員会「一〇〇三「チクヤ遺跡一般発案物最終整備分場建設に伴う発掘調査報告書」」、甲府市文化財調査報告書第一二二号
- (7) 柳原功一「一〇一〇「三ヶ所一古通小原東東後原敷線改良に伴う発掘調査報告書」」

山梨市文化財調査報告書第一二集 (財)山梨文化財研究所

時務「一〇〇五「修験道の考古学的研究」」、雄山閣

荒井秀規「一〇〇三「東国墨書き土器研究の新視点」」、「駿台史學」第一一七号・駿台史學会

倉澤正幸「一〇一〇「信濃国小鹿郡地方における古代白山信仰の伝播」」、「信濃」第六二卷第五号・信濃史学会

基崎市教育委員会

二〇〇五「北口摩文化財審議会連絡協議会平成十七年度臨地研修会

山岳信仰の地、苗穂山と文化財 資料】

橋口定志 一九八五「平安期における小規模遺跡出現の意義—南関東における事例を中心

にして—」「物質文化」四四 物質文化研究会

宮瀬文一 一九八九「古代東国村落史研究への一視点」「物質文化」五一 物質文化研究会

第三章 善応寺経塚の研究

はじめに

善応寺経塚は、南アルプス市大鳳字赤羽根の善応寺境内に所在する経塚で、苗敷山と直接関連するわけではないが、距離的にも近く、「苗敷山信仰の展開を考慮するうえで無視できない遺跡」と判断し、ここで取り上げることにした。

善応寺経塚は、すでに多くの研究で取り上げられているが、なぜか詳細な報告がなされていない。藏田義は、東京国立博物館所蔵の経塚遺物を紹介するなかで、善応寺経塚出土遺物を取り上げたが、遺物の種類などを明示したに留まつた（藏田一九六四）。藏田の作業をもとに編集された東京国立博物館所蔵の経塚遺物の目録では、主要な遺物の写真が掲示され、わざかではあるが、情報量が増加した（東京国立博物館一九六七）。また、闇秀大は「経塚・閑東とその周辺」と題する特別展覧を東京国立博物館で開催し、善応寺経塚の遺物を展示するとともに、記録にみえる発見時の状況などについて初めて紹介した（闇一九八八）。平成元年（一九八九）には、白根町教育委員会によって、隣接する須沢城址推定地の調査の一環として、善応寺経塚の発掘調査が実施されたが、残念ながら経塚に関連する遺構・遺物の発見には至らなかつた（宮沢・萩原一九八九）。その後、田代孝は、山梨県の経塚の集成的研究を公にして、「理経の遺跡」の代表的な事例として善応寺経塚を紹介した（田代一九九五）。さらに、山梨県史編さん事業の一環として善応寺経塚と出土遺物の調査・研究がなされ、末木健は山梨県の経塚などを概説するなかで善応寺経塚に触れた（末木一九九九）。なお、善応寺経塚出土品のうち磬については詳しい報告がなされ、工芸史上の位置づけが示された（山梨県史編さん室一九九九）。最近、山梨県教育委員会が実施した山梨県内中世寺院

時枝務

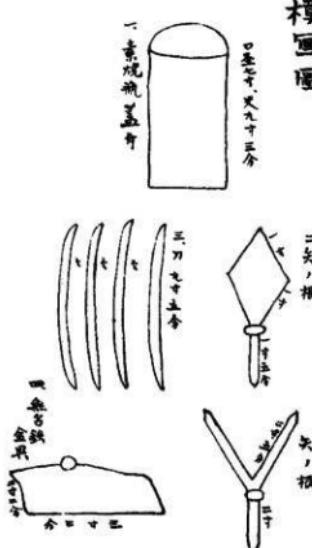
分布調査において、再度善応寺の発掘調査が実施されたが、経塚については十分な成果を挙げることができなかつた（石井一〇〇九）。

本稿では、上記の諸研究を踏まえ、まず大正二年（一九一三）の発見時の史料を紹介し、遺跡に関する検討を加えた後、出土遺物の観察結果を報告し、最後に経塚の性格について基礎的な考察をおこないたいと思う。

一 善応寺経塚の発見

善応寺経塚が発見された経緯については、東京国立博物館所蔵の「東京帝室博物館 大正三年 埋蔵物録一 譲受ノ部一」（館史七二七）の「第九号一 山梨県中巨摩郡源村字大庭区善応寺裏ニ于テ発掘ノ経緯外四点差出スヘキ旨同県へ指令ノ件」と「二 同上ノ発掘品ヲ山梨県ヨリ譲受ノ件（五月）」に収録されている史料によって知ることができる。時系列に沿つて紹介しておこう。なお、この史料によるとと思われる記述は、すでに闇や田代によってなされているが（闇一九八八、田代一九九五）、史料そのものは紹介されていない。

模写図



第1図 善応寺経塚出土遺物模写図

善応寺経塚は、大正二年五月一日に善応寺の裏山で発見され、五月二十日に山梨県から宮内省に報告された（史料一）。報告には模写図（第一図）が添付されおり、出土品のおおよその形状・大きさ・点数を知ることができるが、図は至つて簡略なものである。発見地について、そこが「元柄沢ノ城址」で、建久四年（一一九三）に城主の鎌田行信が高師冬によって滅ぼされ、その遺骸を埋葬した所であるとする伝説を報告しているが、「元柄沢ノ城址」は須沢城で、建久は誤りであろう。史料一には、発見地点・発見者・発見時の状況についてまったく触れられておらず、具体的な事実関係を把握することができない。

史料一 大正二年五月 埋蔵物発見につき山梨県報告
史料二 大正二年五月 埋蔵物につき東京帝室博物館打合依頼
史料三 大正二年五月 埋蔵物につき諸陵寮回答

山梨県下中巨摩郡源村字大嵐区善応寺裏山腹ニ於テ埋蔵物発見ノ趣報告有之候
処、右ハ悉皆差出サセ度候ニ付、及御打合候也

大正二年五月二十二日

東京帝室博物館

諸陵寮御中

埋蔵物が、もし天皇陵などと間違する場合には宮内省諸陵寮の管轄となるので、善応寺経塚の出土品について諸陵寮で検討した結果、そのような可能性は認められないと判断されたので、諸陵寮は五月二十六日にその旨を東京帝室博物館へ回答した（史料三）。

埋蔵物が、もし天皇陵などと間違する場合には宮内省諸陵寮の管轄となるので、善応寺経塚の出土品について諸陵寮で検討した結果、そのような可能性は認められないと判断されたので、諸陵寮は五月二十六日にその旨を東京帝室博物館へ回答した（史料三）。

史料四 大正二年六月 発掘品処分につき宮内省指令案

埋蔵物発見ノ件左記ノ通及報告候也

史料五 大正二年五月二十一日

山梨県報告

宮内省御中

大正二年五月二十日

山梨県

一發掘ノ年月日及場所

別紙模写圖ノ通り

一口碑等徵蓋トナルヘキ事項

伝説ニ依レハ、該所ハ元柄沢ノ城址ニシテ、建久四年城主鎌田行信ナルモノ高師冬ニ攻メラレ一族自刃シ、其遺骸ヲ埋メタル所ナリト云フ

（模写圖）

こうして、大正二年六月十日、宮内省は山梨県に対して、善応寺経塚出土品を東京帝室博物館へ送付するよう指令した（史料四）。

史料四 大正二年六月 発掘品処分につき宮内省指令案
立案 大正二年五月二十七日

東京帝室博物館
歴史部長⁽¹⁾ 部次長⁽²⁾ 技子⁽³⁾
帝室博物館総長 出張中 事務課長 事務課長
大臣 諸陵寮御中

事務課長 事務課長 事務課長

山梨県から報告を受けた宮内省は、発見された埋蔵物に対する東京帝室博物館の方針を確認したところ、五月二十一日付の文書で悉皆差出して欲しいという意向であるとの回答を得たので、協議することになった（史料一）。

次官印

調査課長印

調査課勤務印

大正二年六月廿一日

山梨県印

文書課長印 文書課勤務印

御中

発掘品處分ノ儀伺

一素焼瓶 蓋付 卷箇
一矢ノ根 式箇
一刀 四個
一無名金具 壱個
一素焼皿 式箇

山梨縣下中巨摩郡源村字大嵐区善応寺裏山腹ニ於テ埋藏物發見ノ趣報告有之候
處、右ハ悉皆差出候處、且該埋藏物發掘ノ地ハ諸陵墓ニ於テ御陵墓ノ關係ヲ認メ
ザル趣ニ付、左記ノ通指令相可然哉、此段相伺候也

案

指令第一二五号

山梨県

大正二年五月二十日附梨警取第三一五号ノ三報告中巨摩郡源村字大嵐区善応寺
裏山腹ニ於テ發掘ノ埋藏物ハ悉皆東京帝室博物館ニ差出スヘシ

大正二年六月十日 執行者

官内省

宮内省からの指令を受けて、六月二十一日に、山梨県は埋藏物を東京帝室博物
館へ送付した（史料五）。その時、送付された遺物は、素焼瓶一個・矢ノ根一個・
刀四個・無名金具一個・素焼皿二個であった。このうち、無名金具となるのは、
醫のことであろう。素焼皿は、宮内省に報告した後に、新たに発見されたもので
あるとして追加された。

史料六 大正二年六月 埋藏物受領につき東京帝室博物館領收証案
立案 大正二年六月二十三日

料六。

技手印

決裁 大正二年五月廿六日

歴史部長印 部次長印 技手印
事務課長印 事務課長印

総長印

主事々務課勤務印

属印

史料五 大正二年六月 埋藏物送付につき山梨県通知
梨警取第三一五号ノ五
本年五月一H、県下中巨摩郡源村字大嵐区善応寺裏山腹ニ於テ埋藏物發見二付、
宮内省ニ及報告置候處、本月十日指令第一二五号ヲ以テ、埋藏物ハ悉皆貴館ニ差
出スヘキ旨指令有之候ニ付、左記ノ送付候案御調査ノ上領收証御回送相成候

山梨県へ領收証送付ノ件

追テ宮内省へ報告後、尚ホ素焼皿式枚發見二付、併セテ送付致候

本月二十一日附梨警取第三一五号ノ五ヲ以テ御送付相成リ、貴県下中巨摩郡源

村字大嵐区善応寺裏山腹発掘埋蔵物到着候ニ付、別紙領取証及回送候也

年月日

山梨県宛

館名

別紙 追テ取調上ノ都合有之候ニ付発掘地ノ位置及遺跡ノ構造、遺物埋没ノ状態
御取調ノ上図ヲ以テ説明相成度シ

領取証

一素焼瓶 薩付 老個

一矢ノ根 式個

一刀 四個

一無名金具 老個

一素焼皿 式個

以上山梨県中巨摩郡源村字大嵐区善応寺裏山腹発掘

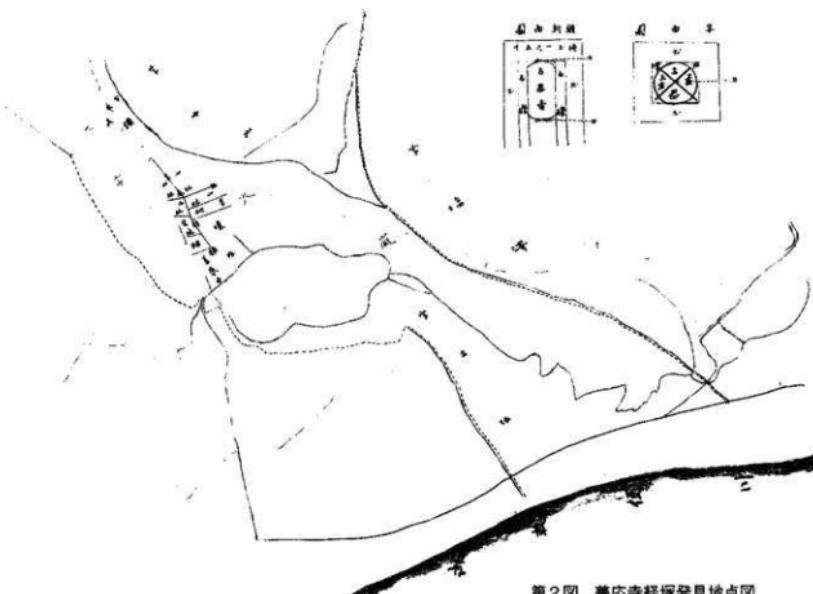
計五点
右領取候也

年月

山梨県宛

館名

山梨県は、東京帝室博物館の求めに応じて、八月十一日に発掘地の位置などについて報告した（史料七）。それによれば、遺跡は雜木林のなかにあり、地表には顯著な遺構はなかったようである。添付された図面（第2図）は簡略に過ぎてわかりにくいか、川原石の石組内に経筒を納め、経筒の上部と底部に短刀を十字形に組み合わせて置いていた。経筒の上面までの深さは「約一尺五寸」、約四五cmであったというから、石組は地山を掘って構築されていた可能性が高い。短刀の周囲には木炭が認められたというが、少量であり、出土状態も不明であるという。防湿効果を狙った施設の一部であった可能性も否定できないが、図示されていないところから、顯著なものではなかった可能性が高い。儀礼に伴う遺物であ



第2図 善応寺経塚発見地点図

る可能性も考慮すべきであろう。無名の金具、すなわち啓は、発掘の翌日に発見地点を均した際に掘削した土中から発見されたもので、本来の出土状態は不明である。もっとも、同一地点からの発見品であり、経塚の副納品と考えて大過なからう。縗と素焼小皿は、四、五年前に付近で採集されたもので、短刀と一緒に発見したものではないといい、厳密には経塚遺物かどうかが不明である。また、善応寺の過去帳に記載された伝承が紹介されているが、善応寺は「笠見ガ浦政綱」が康元年中（一二五六～五七）に建立したというもので、史料一で示された伝承とは別のものである。なお、五輪塔と推測される石塔について図及びみられるが、経塚とは直接関連しないものである可能性が高い。

史料七 大正二年八月 埋蔵物発掘地等につき山梨県報告

製表第三二一五号ノ七

去六月廿一日製表第三二一五号ノ五ヲ以テ送付置候埋藏物ニ關シ、七月廿七日第一〇九六号追告ヲ以テ御中越ニ係ル発掘地ノ位置其他、左記之通及通報候也

大正二年八月十一日

山梨県

東京帝室博物館御中

一造跡ハ何等ノ構設ナク、普通ノ山野ニシテ、二十年乃至四十年位ノ松其他ノ雜木林ナリ、遺物埋設ノ状態ハ別紙圖面ノ如ク、素焼土瓶ノ上下ニ短刀ヲ十字形ニ交又シ、其周圍ハ河川ノ流域ニ於テ天然ニ磨カレタル様ヲ以テ積ミ、其深さハ地表面ヨリ約一尺五寸ニシテ埋藏物ノ上部ニ達ス、尚全処ヨリ少量ノ木炭ヲ堀出シタルモ如何ナル状態ニアリタルモノナリヤ判明ナラサルカ、短刀ノ周開ニ堀メアリタルモノト認メタル

一無名ノ金具ハ、発掘ノ翌日全所ヲ撫シタル際、拂り上ケタル上中ヨリ發見シタ

ルモノ、矢ノ根及素焼小皿ハ四、五年前ヨリ發掘地附近ノ地上ニ於テ發見拾得シタルモノニシテ、短刀等ト全時ニ發掘シタルモノニアラス

一善応寺ハ城守山ト号シ、開基後見ガ浦政綱康元年中建立セシモノト寺ノ過去帳ニアリ、又其下方一丁程ノ處ニ熊野椿現ヲ祀リ五輪ノ古塔ラシキモノアリ、建物ニ使用セシ石材等ヲ發見ス
（別紙四面）

東京帝室博物館は、十二月十八日付で、善応寺経塚出土品を収蔵したいといつて志をあきらかにし、山梨県へできれば寄贈して欲しい旨を伝えた（史料八）。また、地権者の住所・氏名などを通知するよう、手続きに必要な情報の開示を求めている。

史料八 大正二年十二月 埋蔵物譲受につき東京帝室博物館照会

立案 大正二年十二月十六日

決裁 大正二年十二月十八日

歴史部長①

事務局長②

部次長③

事務課長④

技手⑤

事務課員⑥

総長⑦
主事々務兼勤印

属印

山梨県下発掘埋藏物譲受ニ付照会之件

本年六月二十一日閉幕収第三二一五号ノ五ヲ以テ御送付相成候貴県下中巨摩郡源村字大風区善応寺裏山腹発掘埋藏物、今回法定期間満了候處、右ハ悉皆入用一付譲受度、尚譲品ハ本館ニ陳列衆庶ノ觀覽ニ供スヘキモノニ付可成寄贈ノ事ニ御取計相煩シ度、若シ又相当代価ヲ要スル義ニ候ハ、其旨御回答相成度、此段及御

大正二年十二月 日

館名

山梨県宛

追テ本件ハ、發掘地民有地ニシテ、寄贈ノ事ニ相成候場合ハ權利者ノ住所姓
名族称等委細御通知相成度候也

古屋 楚全代

右權徒寶代

井上 藤助印

金丸 龜吉印

山梨県は、十二月二十六日、東京帝室博物館からの照会に対し、所有者が
十二月二十二日に埋藏物の寄贈を申し出たことを伝えた（史料九）。寄贈者は、
善心寺兼務住職の古屋楚全、檀徒物代の井上藤助・金丸龜吉の二人である。

史料九 大正二年十一月 埋藏物寄贈につき山梨県回答

梨賛收第二一五号ノ八

本月廿日付第二一四〇号ヲ以テ御照会ニ係ル、該県中巨摩郡源村善心寺裏山ニ於
ケル埋藏物二箇ス件、所有者ヨリ別紙ノ通り寄贈申出有之候矣、此段及回答候也

大正二年十一月廿六日

山梨県回答

東京帝室博物館
御中

小取第五六四六号ノ一 十二月廿四日進達

寄贈書

一素焼蓋付 売個
一類刀（九寸五分） 四本
一矢尻（鐵製） 式本
一呼金（破片） 売個
一素焼小皿 式枚

前五点
拾個

右善心寺々有林内ヨリ發掘候處、今般寄贈仕候間、御聞届ケ被下度候也

山梨県中巨摩郡源村
善心寺兼務住職

大正二年十一月廿三日

寄贈の連絡を受けた東京帝室博物館は、翌大正三年五月十八日付で、山梨県に
領取証を送付し、一件落着となつた（史料一〇）。

史料一〇 大正三年五月 埋藏物寄贈領取証送付につき東京帝室博物館通知

立案 大正三年五月十四日

決裁 大正三年五月十八日

山梨部長印
事務局印

總長印
主事々務兼勤印

部次長印
事務局印

技手印
技手印

山梨県下發掘埋藏物寄贈二付領取証送付ノ件
案

大正二年十一月二十六日付梨賛收第三一五号ノ八ヲ以テ、貴県下中巨摩郡源村
字大島区善心寺裏山腹發掘埋藏物ハ、權利者ヨリ貴館へ寄贈可致旨御回答之件丁
承、就テハ別紙領取証及回送候矣、交付方可然御取計相成度候也

大正三年 月 日

山梨県宛

館名

善心寺經塚出土品は、歴史部の管轄となり、津田敬武によつて列品保管証が
製作された。列品保管証に記載された、当時の「第四区宗教」の列品番号・品
目・形質・数は、次の通りである。宗・三九三、経筒、「土製素焼、高九寸五

分、「徑六寸九分、底部大破損、蓋缺損、山梨県中巨摩郡源村字大嵐、善応寺裏山腹發掘」、元徳。宗一三九四、鐵、銅、瓦、平棟、長各四寸八分、全上、式徳。宗一三九五、短刀、「鐵、腐蝕、破損、長九寸乃至七寸五分、全上」、四個。宗一三九六、鎧、「鐵、半缺損、長三寸一分、幅二寸一分、全上」、元徳。宗一三九七、皿、「素焼、徑三寸一分、山梨県中巨摩郡源村字大嵐、善応寺裏山腹發掘」、式徳。

二 立地と構造

善応寺は甘利山南側の山腹の尾根上に形成された緩傾斜地に立地するが、付近はちょうど御動使川が山間部から盆地に出てすぐの地点にあたり、そこから上流には急峻な山地が、下流には扇状地が広がっている。善応寺は、いわば地形変換点付近の山腹に所在しており、里に近いとはいえ山寺といつてよい寺院である。

経塚は、善応寺の境内に位置することは確実であるが、実は具体的な地点を特定できているわけではない。平成元年の発掘調査では、経塚遺物の「出土地点は通称『丸山』と呼ばれていた」ということであり、古くから馬の背状の地形であったということである。経筒が発見されて数年内に出土地点より下は開墾され、段々畑となっている。そのため、今回の調査は過去に出土した地点より北西側山林を調査地区とした。調査地区内は善応寺東側と西側より山頂へ向って延びる山道がちょうど合流する地点であり、東側に向って傾斜する三角形状を呈している（宮沢・萩原一九八九）として、経塚の位置を善応寺本堂背後にみられる難波状の平坦面の最上部と推定した。経塚より下方が段々畑として開墾されたという証言を重視し、開墾の限界地点に経塚があったと判断したのであるが、発掘の結果、経塚遺構は確認できなかった。

平成十八年の山梨県内中世寺院分布調査にともなう試掘調査では、「大正2年」に発見された経筒は、テラス東側の山道工事中に出土したと伝えられる。出土地点は、本堂背後に所在する10段前後のテラスのうち、上から2段目山道沿い付近

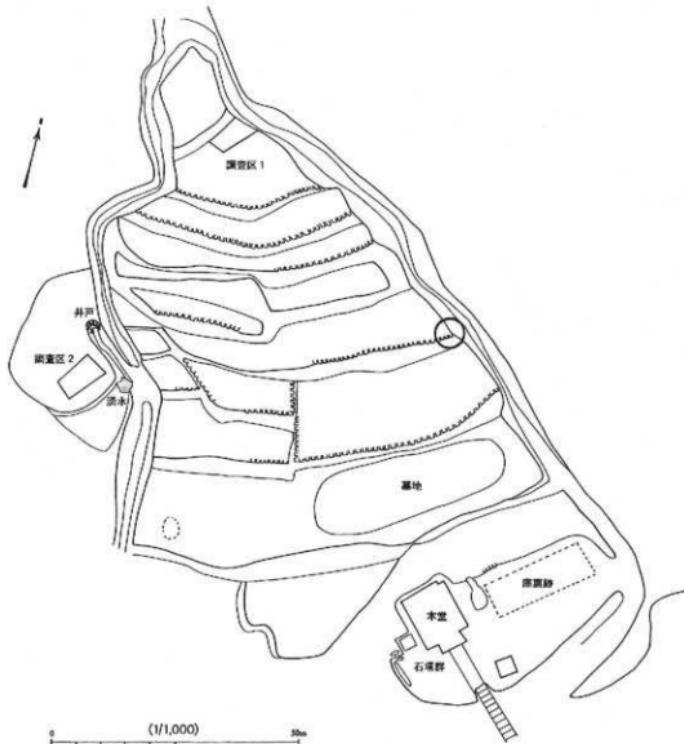
であるとされる」とし、その地点に調査区1を設定して発掘調査が実施されたが、経塚は確認できなかつた（石神二〇〇九）。この地点は、平成元年に白根町教育委員会が発掘調査をおこなつた地点とほぼ同一地点であり、現状ではこの地点に経塚がないことが確実になつた。すでに破壊されて残存しないのか、地点が異なるのか、いずれかであろう。

そこで、第2図に示した地図を熟観し、発見場所がどこか考えてみよう。善応寺の裏山には、中央に区画線が設けられ、そこから東西に小区画線が形成されていたようである。中央の区画線の西側には、寺院寄りに畑、その上段には宅地がある。宅地から中央の区画線を挟んで東側には、墓地があり、その上段は山林になつていて、発見地点は、墓地の上段の山林と、さらにその上段の山林の境界にあたる小区画線を東側に辿り、山にぶつかつた場所である。

問題は、現在のどこなのかということであるが、墓地は現存しており、そこを基準に発見地点を探すことができる（第3図）。墓地の上段には、比較的広い平坦面があるが、そこが墓地の上段の山林とすると、さらに上段の平坦面との境界の東端、現在山道が通つている地点といふことになる。調査区1とは確実に違う地点である。ただ、「上から2段目山道沿い付近」という伝承が誤りかといふと、当時の平坦面のあり方を第二図でみると、現在よりも平坦面が少なくて、発見地点は確かに上から2段目に当たつていて、つまり、上から一段目といふ伝承を、当時と現在の地形の改変を無視して理解したために、発見地点の誤解が生じたものと考えてよからう。今回の推定地点を実際に踏査してみると、山道の東側にわずかに旧地形が残された地点において、集石を観察することができ、経塚と関連する可能性がある。最終的な判断は、発掘調査を実施してみないと下すことができないが、なんらかの遺構が残存している可能性は十分にある。

このように、善応寺経塚は、寺院背後の緩傾斜面に営まれており、基本的には甘利山から続く尾根に立地している。段々畑として開墾されたため、現状では旧地形を復元することが困難であるが、現地を踏査すると、経塚推定地周辺がわずかに尾根状の起伏を示していることが観察できる。平成元年の発掘調査時の所見

によれば、「出土地点は通称「丸山」と呼ばれていたということであり、古くから馬の背状の地形であったということである」(宮沢・藤原一九八九)とされ「馬の背状」の複数尾根であった可能性が高い。しかも、丸山と呼ばれたこんもりとした起伏があり、周辺から視覚的に区別できたのである。西側はなだらかな斜面であるが、経塚推定地のすぐ東側は谷の急斜面になつており、尾根の縁辺といった地点であったと推測できる。



第3図 善応寺経塚の位置(石神2009に加筆)
○印が経塚の推定位置

このような善応寺経塚の立地は、宗教的にどのような意味をもつていたのであろうか。第一に、寺院背後の山林であるということであるが、善応寺本堂に藤原時代の制作とされる木造千手觀音立像が安置されており、経塚造営以前に寺院が創建されていた可能性が高いことが注目される。善応寺の住僧によって、境内の聖性を高めるなどの目的で、寺院の付属施設として経塚が造営された可能性が指摘できる。その場合、写經に始まる一連の作業は、寺院の宗教活動を視覚的に演出するものとして、多くの信者の関心を集めたことが推測できよう。善応寺経塚は、いわば寺院主催の宗教的イベントの結果として造営されたモニメントであった可能性が、まず考えられるのである。第二に、尾根上に営まれた状況からは、背景の山へと続く道の存在が暗示される。和歌山県田辺市熊野本宮の備崎経塚では、大峰奥駈道の出入口に当たる尾根筋に多数の経塚が群集して営まれており、入峰修行との関連が指摘されている(山本二〇〇六)。善応寺における山岳修行の存在は確認できていないが、経塚の位置はまさに山への入口に当たっており、今後山岳宗教との関連性についても検討する必要があろう。もっとも、山岳宗教との関連性がない場合でも、聖俗の境界の標識として経塚を造営するための場所に、山との境界に当たる道沿いを選んだことが考えられる。第三に、そうした聖地としての表象でない場合、経塚と関連する可能性が残る。京都府伏見区稻荷山経塚は、藤原夢実の娘皇喜門院聖子の追善供養のために、墓所のある最勝金剛院山に営まれたものとみられる(三宅一九八三)

が、その立地は善応寺経塚と多くの共通点を見出すことができるものである。善応寺の住僧などの墓地を造成するにあたり、土地を聖化し、往生の地に相応しいものとすべく、経塚が造営された可能性も否定できない。立地の宗教的意味については、今後発掘調査が実施されれば、より絞り込むことが可能になるかもしれない。

次に、善応寺経塚の構造について、史料七と第2図から検討してみたい。この点については、すでに閑と田代によって研究が発表されているので、両氏による見解を確認したうえで、史料に即して再点検しておきたい。

閑は「発見届によると、陶製の経筒は、地表下一尺五寸のところより下に土壤を孕み、その中央に掘えられ、経筒の天と地にある所にはそれぞれ十文字に交差させた二本の刀身を置き、経筒の周囲には木炭が詰められ、さらには河原石が積まれていた」と述べる（閑一九八八）。田代は、「陶製の経筒は、地表下一尺五寸のところより下に土坑を穿ち、その中央に掘えられ、経筒の天と地にあるところにはそれぞれ十文字に交差させた二本の刀身を置き、経筒のまわりには木炭が詰められ、さらに河原石が積まれていた」とし、「善応寺経塚では、土坑を掘って、その中に経筒を納め、その周側に木炭を詰め、河原石を積んでいた」というのも、經典を保護する意味であろう」と解釈する（田代一九九五）。遺構の状態に関する閑と田代の記述を比較すると、微妙な表現まで一致しており、田代が閑の報告にとどめて筆を落としたことは明白であるので、史料七と閑の見解を比較しつつ、遺構の理解に努めることにしよう。

史料七によれば、「遺物埋設ノ状態」は、「素燒土瓶ノ上二短刀ヲ十字形ニ交差シ、其周圍ハ河川ノ流域ニ於テ天然ニ磨カレタル砾ヲ以テ積ミ、其深サハ地表面ヨリ約一尺五寸ニシテ埋藏物ノ上部ニ達ス」とい、同所から「少量ノ木炭」が検出されたが、「如何ナル状態ニアリタルモノナリヤ判明ナラサルカ、短刀ノ周囲ニ埋設モノト認メラル」という。この記述に素直に従えば、経筒の周囲には河川で磨滅した砾が積まれていたのであり、経筒が「土壙を孕み、その中央に据えられ、経筒の周囲には木炭が詰められ、さらに河原石が積まれてい

た」（閑一九八八）状態ではなかつたと解釈せざるを得ない。経筒は、砾による石積のなかに置かれていたわけで、確かに石積を掘るために土坑を掘つた可能性が高いが、それはあくまでも推測される状況であつて、史料七に記述された事実ではない。まして、木炭は短刀の周囲から少量出土しただけであつて、「経筒の周囲には木炭が詰められていた」という事実は認められない。この埋納状態は、ほかの事例から閑が推測したものであつて、その可能性を否定することはできなが、少量という点に拘れば、儀礼的な焚き火によつて残された場合など、さまざまな可能性を考慮する必要がある。閑の記述に従えば、田代がいうように、「土坑を掘つて、その中に経筒を納め、その周囲に木炭を詰め、河原石を積んでいた」というのも、經典を保護する意味であろう（田代一九九五）と考えるのが適切かもしれないが、史料七の記述と乖離した見解といわざるを得ない。

それに対し、「経筒の天と地にある所にはそれぞれ十文字に交差させた二本の刀身を置」いた（閑一九八八）短刀の特殊な出土状態は、史料七にみえるところで、経筒への經典埋納に際しておこなわれた儀礼の状況を物語るものといわねばならない。

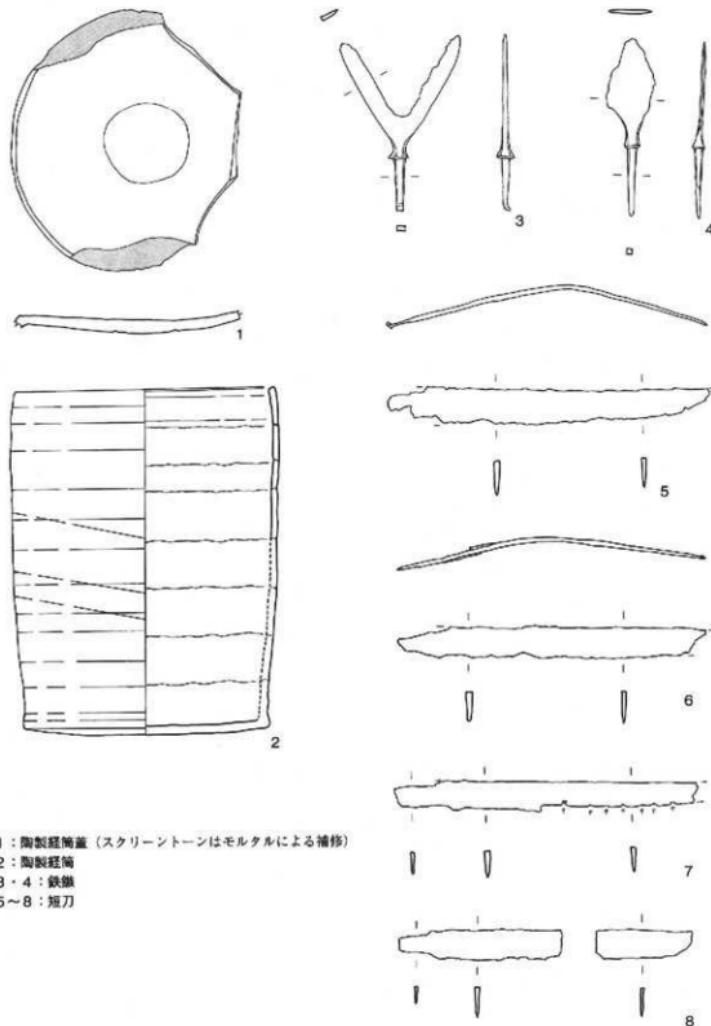
このように、史料七と閑の記述には若干齟齬するところがあり、善応寺経塚は閑が考えた構造よりも策略なものであつた可能性が指摘できそうである。

三 出土遺物

善応寺経塚の出土遺物は、陶製経筒一口・同蓋二口・鉄鎌一本・短刀四口・鉄製簪二面・土師器坏二口があり、いずれも東京国立博物館に所蔵されている。

陶製経筒蓋（第4図1）

推定径約二・五cm、現存高一・七cm、器厚最大一・一cmを測る。被蓋であるが、縁を欠くため、全形は不明である。頂部は平坦で、中心部がわずかに窪み、凹面をなしている。頂部中心部に径約七・〇cmの円形の置台痕が認められ、頂部を下にして製作されたことがわかる。置台は、植物質の円形の敷物と推測され、陶製



第4図 善応寺経塚出土遺物実測図(I)(縮尺4分の1)

経筒の身部底面にもみられる事から、蓋と身が同様の技法で製作された事が知られる。置台痕の周囲には回転ヘラケズリ調整が施されており、わずかに残る緑部にはヘラケズリ調整が観察できる。内面には、巻き上げ成形痕が残り、表面には回転ナーチ調整が施されている。縁に近い部分には、現状幅二五cmの範囲に、指頭ナーチ調整痕を見る事ができる。約三分の一を欠失し、一部モルタルによる補修がなされている。胎土は長石粒・輝石粒を含有し、焼成は良好で、色調は淡灰褐色を呈する。頂部に「宗一二九三」の墨書きがある。列品番号はE—一四六八二である。

陶製経筒（第4図2）

口径二二・二cm、器高二八・五cm、底径二〇・一cmを測る。円筒形の経筒で、口縁部はわずかに内傾する。体部は直線的で、底部直上で突起し、底部側面が外反する。底部は、周縁部が浮き上がりつておらず、必ずしも平坦ではない。器厚は、体部で約〇・五cm、底部で約〇・九cmを測り、大きさに比して器厚がきわめて薄いことが知られる。成形は輪模みで、粘土帯の継ぎ目が内面に残り、粘土帯を八段積み上げたことがわかる。上から一段目と三段目、四段目と五段目の継ぎ目部分に、常に押さえられた痕跡が外側に残る。外側は全体に回転ヘラナーチ調整を施し、口縁部には丁寧な指頭ナーチ調整を施す。内面は軽くナーチ調整を施すのみで、粘土帯の継ぎ目が残されたままの状態であるが、「縁部のみ丁寧な指頭ナーチ調整を施す。底部中央には径約九cmの円形置台痕があり、その周辺約三cmは未調整で、縁辺部はヘラケズリ調整を施す。胎土は長石粒・輝石粒を含有し、焼成は良好で、色調は淡灰褐色（淡灰褐色を呈する）。口縁から約五cmの範囲は淡灰褐色を呈するが、それ以下の中部分は淡灰褐色を呈しており、蓋を被せた状態で焼成された可能性がある。以下の中部分は淡灰褐色を呈しており、蓋を被せた状態で焼成された可能性がある。以下の中部分は淡灰褐色を呈する。列品番号はE—一四六八二である。

鉄鍔（第4図3・4）

口径一・五cm、基長四・三cm、茎幅〇・七cm、茎厚〇・五cm、刃部長約七・〇cmを測る。3は斧股鍔で、長一四・四cm、最大幅九・八cm、身部厚〇・四cm、闊幅一・六cm、

鍛鉄製である。きわめて大きな鐵鍔で、实用性に乏しい事から、儀礼用のものと考えられる。蓋の先端が折れ曲がっている。列品番号はE—一四六八三である。4は半根鍔で、長一三・五cm、現存最大幅三・六cm、身部厚〇・三cm、闊幅一・四cm、闊厚一・〇cm、茎長五・八cm、茎幅〇・六cm、茎厚〇・七cmを測る。鍛鉄製である。きわめて大きな鐵鍔で、实用性に乏しい事から、儀礼用のものと考えられる。身部の一部を欠く。列品番号はE—一四六八三である。

短刀（第4図5～8）

鍛鉄製の刀身である。5は現存長二六・三cm、最大幅二・〇cm、最大厚〇・五cmを測り、中央部でくの字状に折り曲げている。棟は直線的で、鋒は柳刃状を呈するが、闊は欠損のため不明である。6は現存長二五・三cm、最大幅一・五cm、最大厚〇・六cmを測り、中央部でくの字状に折り曲げている。棟は直線的であるが、鋒、闊ともに欠き、形態的な特色を描むことができない。5に比して細身である。7は現存長二六・七cm、最大幅一・五cm、最大厚〇・五cmを測る。棟は直線的であるが、鋒・闊ともに欠き、形態的な特色を描むことができない。故意に刃を潰した痕跡が七箇所あり、短刀としての機能を喪失させた事が推測できる。6よりもさらには細身である。8は二片に割れており、同一個体の可能性が高いが、接合しない。それぞれの破片の大きさは、一個が現存長三三四cm、最大幅一・四cm、最大厚〇・四cm、もう一個が現存長七・九cm、最大幅一・四cm、最大厚〇・一cmを測る。鋒は丸みを帯び、棟は直線的で、闊は鈍化のため不明であるが、蓋部とみられる部分がわずかに残る。列品番号はいずれもE—一四六八四である。

鉄製簪（第5図9）

現存長八・七cm、最大高六・六cm、器厚〇・六cmを測る。鍛鉄製で、右側縁辺にはハリガみられる。左半分を欠いている。表面は二条の溝で縁取った素面であるが、裏面は鍛造ちのままである。右側上縁はわずかに弧をなすが、下縁は直線的である。紐は本体と共鍛で、山形をなしているが、左側の紐を欠いている。径〇・五cmの孔を穿つ。欠損面は鋭角で、故意に割った可能性がある。裏面に「金第一四六八五」と「宗一三九六」のラベルが貼られている。列品番号はE—一

一四六八五である。

土師器坏（第5図10・11）

10は口径九・四cm、器高二・一cm、底径四・〇cmを測る。底部はわずかに上げ底で、体部は直線的に立ち上がり、口唇部は丸みを

帯びる。底部には回転系切痕が残り、周縁部にハラケズリ調整を施す。体部は回転ナ

ア調整で、口唇部には指頭ナア調整を施す。

内面にはロクロ目がみられるが、中心部は

窪み、その周囲のロクロ目は同心円状に凹

凸をなしている。内面の口縁部の一部には、

タール状の物質が付着しており、その付近

の口唇部には被熱によるわずかな剥離が認

められる。また、外面上にも煤の付着がみら

れ、灯明皿としての用途をもつていたこと

が知られる。胎土は微砂粒・金雲母を含

し、焼成は通有で、色調は外面が赤褐色、

暗灰褐色、内面が海老茶色・灰褐色を呈す

る。底面に「宗一三九七ノ内」のラベルが

貼られている。11は口径一〇・二cm、器高二・

一・二・四cm、底径四・五cmを測る。底部は

わずかに上げ底で、体部は直線的に立ち上

がり、口唇部は丸みを帯びる。底部には回

転系切痕が残り、体部は内外面ともに回転

ナア調整で、口唇部には指頭ナア調整を施す。内面にはロクロの回転による「」

の字状の窪みがあり、その周囲の四方に小さな円形の窪みが四箇所にみられる。

重ねて乾燥した時に入れた緩衝材の痕跡であろうか。胎土は微砂粒・金雲母を含

有し、焼成は通有で、色調は暗茶褐色である。側面に「宗一三九七」のラベルが貼られている。列品番号はいずれもE-一四六八六である。

9：善
10・11：土師器

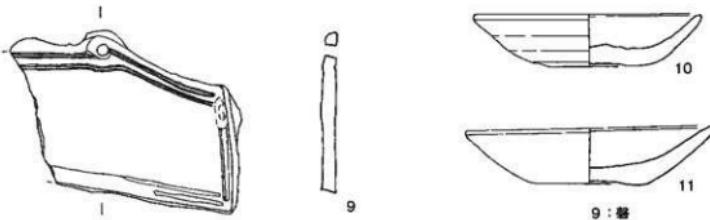
四 善応寺経塚の性格

善応寺経塚の性格については、遺跡の立地と構造を検討するなかで若干言及したが、ここでは遺物の年代観などを踏まえつつ考察を深めることを試みたい。

善応寺経塚の時期を知る手がかりは、陶製経筒・外筒は、山梨県内に限っても、甲州市の柏尾山経塚、大善寺経塚、雲峰寺経塚、甲府市の一の森経塚などで

発見されているが、いずれも善応寺経塚例とは異なる形態をみせている（田代一九九八）。柏尾山経塚例は、承和五年（一一〇三）銘をもつ銅製経筒を納めていた点で基準資料となるものであるが、口径二六・八cm、総高二六・五cmを測る大きなもので、丸底に近い底部をもつなど形態的な相違点も多く、直接比較資料とすることができない。山梨県内の陶製経筒・外筒を比較・検討した田代孝によれば、一の森経塚例は、承和七年（一一九六）銘の鋼板製経筒を伴った静岡県沼津市・明寺経塚例などと類似し、「十二世紀最盛末」の製作と推測できるという（田代一九九八）。善応寺経塚の陶製経筒は、田代によれば「涙美経系」であるといふ（田代二〇〇四）が、筆者の観察では、円形單台の使用など特徴的な技法がみられ、涙美経系とは異なるようく見える。東海地方の窯で焼かれたものとみられるが、产地を特定できない。そのため、年代を絞り込むことが難しいが、器高に比して口径・底径が大きく安定した形態をみせており、一の森経塚例よりも古く位置づけることが可能であり、十二世紀後半のものと考えられる。

このように、善応寺経塚の時期は、十分に絞り込むことができないが、陶製経筒の年代観をもとに、十二世紀後半に造営されたものと推測できる。共伴した短刀は、同様なものが各地の経塚で検出されており、十二世紀後半のものとみてな



第5図 善応寺経塚出土遺物実測図(II)(縮尺2分の1)

んら矛盾はない。共伴関係に問題がある鉄鎌・鉄製磬・土師器壺についても十二

世紀後半に埋納されたものとしてよからう。狩猟鎌は、同様な形態のものが北杜市健康村遺跡・号住居などで検出されている（岡野一九九九）が、十二世紀の特色をよく示している。鉄製磬は、「平安時代初期頃の作と推定される」（山梨県史編さん室一九九九）という見解が示されており、十二世紀よりも遅れる可能性があるが、類例が少ないだけに同形式の鉄製磬の存続期間が問題となろう。製作されてから一定程度の期間伝世した可能性を考慮すべきかもしれない。土師器壺は、中世初期の様相を呈しており、十二世紀のものとみて大過ない（山下・瀬田一九九九）。副納品は、十二世紀ないしそれ以前の製作にかかるものとみられ、経塲遺物として埋納された可能性が高いと考えられる。

菩庵寺経塲の遺構は、川原石を積んで構築されていたようで、簡易な石室をもつていた可能性がある。陶製経筒の上下には短刀を交差して置いていたとされるが、具体的にどの短刀が用いられたのかは、残念ながら不明である。但し、短刀四口のうち二口は、中央部でくの字形に折れ曲がっている。これが陶製経筒の上下いずれから発見されたかは不明であるが、折れ曲がった二口がセットになるものと推測できる。折れ曲がっていない短刀のうち、一点は刃を潰しており、もう一口は割れている。破損した時期が、埋納前なのか発見後なのかで評価が分かれてくるが、前者であるとすれば儀礼の一環として短刀の破壊がおこなわれた可能性が指摘できる。折れ曲げたり、刃を潰したりしたのは、刀剣としての機能を喪失させるためであつたと推測されるが、それがどのような宗教的意義をもつていては定かでない（井口一九九九）。刃に除魔の機能を期待した可能性があるが、経塲供養に際して短刀を折り曲げるようなバフォーマンスがおこなわれたとする前におこなう必要があつたと考えられ、周到な用意のもとになされた行為であつたに違いない。経塲出土の折り曲げられた短刀については、井口昌晴による集成があり、瀬戸内を中心広くみられることが指摘されているが、その性格については定かでない（井口一九九九）。刃に除魔の機能を期待した可能性があるが、経塲供養に際して短刀を折り曲げるようなバフォーマンスがおこなわれたとするならば、超

人間の能力で信者の信仰を集めめた聖や聖者が、工夫の限りを尽くした演出をおこ

したるものと考えるのが適切であろう。

鉄製磬は、経塲の副納品としては珍しいものであるが、奈良県天川村金峯山経塲で銅製磬が出土している。そのほか、音が出る仏具として、五鈍錫・錫杖・鈴口の出土が知られており、経塲供養に際して音が必要であった可能性が指摘できる。菩庵寺経塲の造営に際して、読経の声とともに、磬の音が響き渡った情景を想定することができよう。しかも、鉄製磬は故意に破壊された可能性が高く、使用後破棄されたことが考えられる。神聖な音を封じる必要性があつたのであろうか。ここにも一種のバフォーマンスがおこなわれた可能性が垣間見られる。

土師器壺は、タール状の物質と煤が付着していることから、灯明皿として用いられたことが推測できる。本尊である經典に対して、香花とともに、火が拂げられたのであるうか。あるいは、夜ないし夕暮れ時に、仄かな火のものと嚴かに儀礼が執り行われたことを物語っているのであろうか。藤原道長は、金峯山経塲での埋葬に際して万灯会を催しており、灯明が埋葬に不可欠なものであったこととも考えられる。

このように、副納品を検討すると、音や火、あるいはバフォーマンスを伴う莊厳なイベントが駆けつくる。從来、厳格な儀礼として経塲への埋葬を考え勝ちであったが、その場には儀礼執行者のかたに施主などの観客がいた可能性がある。短刀を折り曲げるような派手なバフォーマンスがおこなわれたとするならば、超

ない、信者を惹きつけた可能性がある。経典への信仰を鼓舞するため、宗教家による五感に訴えかけるような儀礼が繰り広げられたのが、経塚造営の場ではなかったか。地中に埋納してしまえば、地上からはその存在さえ確認しにくい経塚であるが、その造営のイベントは想像以上に華やかなものであったかもしれない。

善応寺において、当時流行した経塚造営がおこなわれた背景には、境内の整備、入峰道の設営、墳墓の造成などなんらかの事情があったと予想されるが、現在のところ一切不明である。しかし、ある程度定式化した経塚造営儀礼がここでおこなわれたことは疑いなく、それを必要とするような状況が現出していたことも確かである。とりわけ、副納品における武器の多さは、善応寺経塚の施主の属性を暗示しているかもしれない。十二世紀後半、新たに台頭してきた在地領主層が、善応寺の施主などに際して、盛大な経塚造営イベントを催した可能性は決して低くない。珍奇な鉄製器を惜しげもなく埋納し、儀礼用の短刀や鎧をあらかじめ用意するだけの余裕が、善応寺経塚の施主にはあったのである。ある程度経済的に裕福な施主が、経塚造営作法に通じた宗教家と出会ったところに、善応寺経塚が誕生したと評価してよからう。善応寺経塚は、十二世紀後半のこの地域の政治・経済・文化を反映したモニュメントとして、造営されたものなのである。

おわりに

以上、善応寺経塚について、基礎的な資料を紹介し、若干の検討をおこなつてきました。その結果、史料的にも不明な点が多い十二世紀の地域史を描くための資料を、わずかではあるが提供できたのではないかと思う。もとより不十分なものであるが、こうした些細な資料をも疎かにすることなく、地域史の資料として活用していくべきだと思う。苗穂山を理解するためには、やや広域にわたる宗教の動向を把握し、地域史のなかに位置づけていく作業が不可欠であろう。本稿はそのための基礎的な作業に過ぎない。幸い善応寺経塚周辺は、大正時代以後、開発の手が及んでおらず、今後の調査の進展によっては、思いもよらない成果がもたらさ

れるかもしれない。そうした調査に、本稿が少しでも参考になれば、目的は達成したことになる。なお、東京国立博物館における調査に際しては、望月幹夫氏、古谷義氏のお世話をうけた。記して御礼申し上げる。

引用・参考文献

- 足立順司 一〇一〇「堂ヶ谷経塚の刀と弓矢—經典理窟の作法—」「堂ヶ谷善応寺 堂ヶ谷経塚」坂 平成17~21年度静岡港駿河湾岸・独立港湾整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
- 財團法人静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 石神英子 一〇〇九「善応寺」「山梨県内中世寺院分布調査報告書」山梨県教育委員会
- 井口昌喜 一九九九「折り曲げられた鐵刀を伴出する経塚遺物」「龍宮釋迦」「奈良國立博物館研究紀要」創刊号 奈良國立博物館
- 岡野秀典 一九九九「武藏」「山梨県史 資料編2 原始・古代2 考古(遺構・遺物)」「山梨県」
- 成田 蔭 一九六四「経塚論」「東京国立博物館保管関東地方出土の経塚遺物(下)」「MUSEUM」一五四号 美術出版社
- 末木 雄一九九九「守院跡と仏教関係遺物」「山梨県史 資料編2 原始・古代2 考古(遺構・遺物)」「山梨県」
- 橋・遺物」「山梨県」
- 岡 秀大 一九八八「善応寺経塚」「経塚・關東とその周辺」「東京国立博物館」
- 田代 孝 一九九五「山梨の経塚信仰」「山梨日日新聞社出版局」
- 山代 孝 一九九八「山梨における深衣喪服の分布」「山梨県史研究」第五号 山梨県
- 田代 孝 一九九八「山梨における深衣喪服の分布」「山梨県史研究」第五号 山梨県
- 二宅敏之 一九八二「藤原葉室の埋葬」「経塚研究」「雄山閣出版」
- 田代 孝 一九九〇四「山梨の経塚と開拓地」「貿易陶磁研究」第二四号 日本貿易陶磁研究
- 宮沢公雄・森原三雄 一九八九「須沢城址」「新規園遺跡 須沢城址」「山梨県立根府教育委員会」
- 山梨考査・瀬田正明 一九九九「奈良・平安時代の編年」「山梨県史 資料編2 原始・古」

代2 考古（遺跡・遺物） 山梨県

山梨県中編さくら室 一九九九「考」山梨県史 文化財編 山梨県
山本義幸 二〇〇六「修築述」鎌倉時代の考古学 高山書院

第四章 日本の山岳宗教と苗敷山

一 苗敷山信仰の考古学研究史

はじめに

今回の総合調査の眼目の一つは、苗敷山の山岳宗教が、いつ形成され、どのように歴史を歩んだかということにある。

宝生寺跡から採集された膨大な近世陶磁の存在は、かつて苗敷山が繁栄していたことを如実に物語っているが、いざその信仰内容がどのような性格のものであったかという点になると、必ずしも十分に解明されているとはいえないのが現状である。

そもそも考古資料は、宗教のような明確なかたちのないものを知るには向いておらず、まして山岳宗教のような捉まえにくい民俗宗教を研究する資料としては必ずしも適切なものではない。文献史料や民俗資料が非常に使用できる条件であれば、あえて使わなくてもよいような性格の資料が考古資料であるが、不幸なことに苗敷山ではいずれの資料も十全ではない。とりわけ、苗敷山信仰の成立期の様相を知るために、わずかに検出された考古資料の検討を避けて通ることができるのが実状である。

そこで、ここでは、おもに考古資料に振りつつ、苗敷山の山岳宗教の歴史に追つてみたい。周辺の山頂遺跡などを含めた実証的な研究は、別稿が用意されているので、ここでは苗敷山に関する從来の調査・研究を振り返り、問題点を整理することから作業を開始したい。そのうえで、全国的な知見を踏まえながら、苗敷山の立地の特色、平安時代における山岳宗教の問題、中世の様相、近世における生寺の評価についてまとめておきたい。

時 枝 務

まず、苗敷山信仰についての従来の研究を振り返り、苗敷山信仰の歴史がどのように描かれてきたかを整理しておきたい。

苗敷山が注目されたのは、平成十二年（1990）に山本義孝らが山頂に新設された林道脇から縄文陶器片や上質漆器片などを発見したのを契機に、平成十三年に埼玉市教育委員会が発掘調査を実施し、複数の堅穴建物跡を検出したからである。発掘調査報告書の「まとめ」を執筆した間間俊明は、「以前から遺存状況の良好な山林寺院跡として知られていた苗敷山山頂遺跡に初めて発掘調査を実施したことになる。平地にある一般的な集落と類似性の強い堅穴住居構造や遺物組成を持ちながらも、灯明皿として使用した痕跡を持つ壊が多いことや壊の器形において特異なものがあるなど違いのあることも事実である。遺跡の立地条件等も含め、一般的な集落とは異なる意義を持つ信仰の場としての遺跡と位置づけられると考えられる」とし、苗敷山山頂遺跡を「信仰の場」として理解した（埼玉市教育委員会二〇〇三、三頁）。その際、灯明皿の多さに注目し、宗教活動との関連で把握していることが特筆されよう。

その後、間間は、苗敷山山頂遺跡の発掘調査の成果を踏まえ、苗敷山信仰の展開についての素描をおこなった（間間二〇〇三、一六九—一七〇頁）。やや長いが引用しておこう。

苗敷山信仰は、古くは平安時代から始まつたことは確かであり、その発生には鳳凰三山の前衛の山であること、甲府盆地を見渡せる位置にあることや高層湿原の存在など、様々な地理的要因が絡んでいたといえます。また、堅穴住居が仏教的施設の構成要素となりうることから、平地部で見られた仏堂的施設の延長として古代の苗敷山信仰が成立した可能性を探査しました。しかしながら、平地集落に存在する仏堂的施設を山間部へ遺傳する甲斐国内の政治的な背景の検討をしていませんので、今後の課題といえましょう。

中世段階で信仰が存在していたことは、現在本宮内に鎌倉初期の仏像が存在することや、武田信玄の寄進に関する棟札の存在から疑う余地はありません。しかし現在のところ、発掘調査で出土した遺物や散布している遺物に中世段階の遺物は皆無であります。平安時代末の信仰形態が中世に入り大きく変化したことを示すといえます。

近世遺物の散布は、中世期の宗教形態のさらなる変化を示すものです。平安時代の遺物の散布域と比較して苗穂山東斜面といった参詣ルートを中心としており、西斜面への散布は見られず、近世に西斜面は利用されていません。「甲斐国志」に西斜面について何も触れていないこともその現れといえます。古代からの信仰形態が現在にまで継続されていると思われがちですが、各時代でその様相は姿容しながら伝えられてきました。(後略)

このなかで、閑間は苗穂山信仰の枠組を示したが、それが現在の研究の基礎になっている。そこで、論点を明確にするために整理すれば、第一に苗穂山信仰が平安時代に開始されたこと、第二に鳳凰三山への登拝口であることから信仰が始まったこと、第三に甲府盆地を見渡せる優れた景観をもつ位置や高層湿原の存在などの自然条件が基礎になっていること、第四に平安時代の山林仏教と深い關係にあること、第五に中世に信仰形態が変化したこと、第六に近世に宗教形態が一層変化し、山頂部の空間利用に大きな変化があったことなどを唱えていふといえよう。このうち、第一と第二の論点は苗穂山の立地条件に関わること、第一と第四の論点は苗穂山信仰の成立に関わることで、それらをまとめれば、立地条件、信仰の成立・中世の画期・近世の画期の四つに論点を絞ることができよう。

平成十四年には、閑間俊明・橋原功一・信藤祐仁・堀内真によって山梨県の山岳宗教遺跡について総括されたが、そのなかで苗穂山の性格について、次のようないい説明がおこなわれた(閑間・橋原・信藤・堀内二〇〇四、五二二頁)。

苗穂山は、鳳凰三山の前衛の山であり甲府盆地を見渡せる位置にあることや高層湿原の存在など様々な地理的要因の背景のもとで自然信仰的な山岳寺院として古代に成立した。中世になり、当山は密教系山岳寺院の修行場とし

て使用されるようになる。史料は少ないが、武田氏の保護もうかがえる。武田氏滅亡後に苗穂山達見神社は焼失するが、徳川氏により再建され再度信仰の対象となり、密教的な修行形態から「太々講」と呼ばれる信者団体による五穀豊穣を願う信仰形態へと変貌する。甲斐国内での山岳宗教の起源とその変遷過程を示す山の一である。

この説明は、先の四つの論点について、それぞれ解答を示したものとなっている。立地条件は「様々な地理的原因」を背景とし、信仰の成立は古代の「自然信仰的な山岳寺院」に通じ、中世の画期は「密教系山岳寺院の修行場」の成立として性格づけられ、近世の画期は講集団を母体とした「五穀豊穣を願う信仰形態へと変貌」したことに求められるという。

この説明が実証的な裏づけをもつものであれば、すでに苗穂山信仰については既知のことには属するはずであるが、実際には、さまざま問題点が指摘されたため既説となり得ていない。立地条件については首肯される点が多いが、古代の山岳寺院の遺跡は未確認であり、中世に利用された行場を特定することは難しく、太々神業を奉納するための講集団を山岳信仰の担い手とみることには飛躍がある。少なくとも、これらの中間點を解決することなしに、この説明をそのまま容認することはできない。実証的な検討が求められるところである。

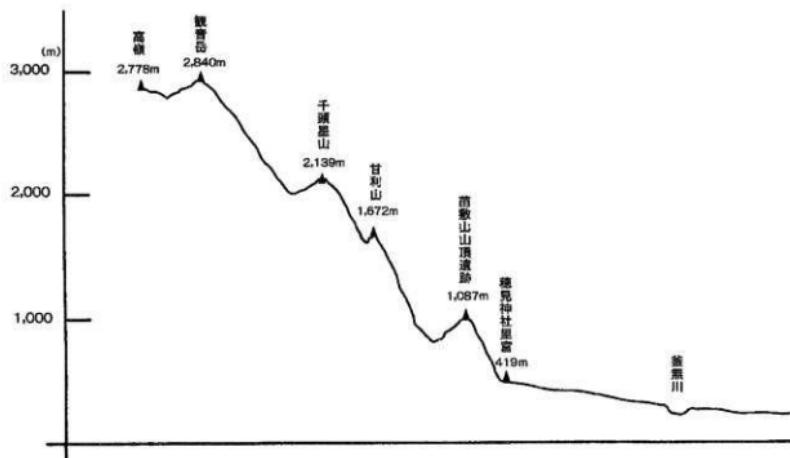
このように、苗穂山山頂遺跡は、古代に成立した山岳寺院で、中世的な発展を遂げたものと考えられたため、平成十八年に山梨県埋蔵文化財センターによって山梨県内中世寺院分布調査の一環として発掘調査が実施された。調査を担当した石神孝子は、調査結果にとづいて、「確認された2基の集石遺構や遺物から、本テラスでは10~11世紀の祭祀の場であったものと推測される。今回確認した遺構は蘿崎市教育委員会により調査された住居跡と同時期のものである。しかしながら後継する中世の遺構は認められず、苗穂山の信仰拠点がどのように推移するのかを今後明らかにする必要がある」(石神二〇〇九、一四二頁)とまとめている。つまり、古代についてはともかく、中世の実態は不明であるとしているわけだ、先にみたような苗穂山信仰史の疑問点が浮上することになったのである。

以上、振り返ってきたように、考古学の立場からおこなわれた苗敷山信仰史の研究は、おもに閑間の積極的な研究活動によって生み出されたものであった。古代の山岳寺院に源を発し、中世には密教寺院として発展したが、近世には民衆の熱い信仰を集める山へと変貌したというのが、彼の描いた物語であった。それは、古代から近世まで、時代のあり方を反映しながら発展し続けた寺院の、いわばサクセス・ストーリーといえるものであった。この分り易く、共鳴しやすい物語は、多くの賛同者を生んだはすであるが、何分実証的に弱いところがあり、部分的な批判が石神によつてなされた。(こう研究史を整理することによって、さまざまなもの問題を内包しているにせよ、これから苗敷山信仰史の研究が、まず閑間説を検証するところから出発しなければならないことがあきらかになったといえよう。

二 苗敷山の立地

苗敷山の立地について、閑間は「鳳凰三山の前衛の山」「甲府盆地を見渡せる位置」「高層温泉の存在」の三点を挙げ、これらの要因が絡み合つて独自な宗教的な意味を生み出したと考えた(閑間二〇〇一)。

鳳凰三山は地蔵ヶ岳・觀音岳・薬師岳の総称で、苗敷山の背後に聳え立つており、苗敷山からより高所へと歩みを進めれば到達することができる。苗敷山は甲府盆地と鳳凰三山の中間にある「前衛の山」であるというわけである。鳳凰三山の標高は、地蔵ヶ岳が二七六四m、觀音岳が二八四〇m、薬師岳が二七八〇mで、いずれも二七〇〇mを越える高山である。それに対して、苗敷山は標高一〇三七mで、鳳凰三山よりも一七〇〇m以上も低い。地蔵ヶ岳の山頂からは薬師・劍形鉄製品・錢貨、その南下の鳳凰小屋付近からは鷹爪・劍形鉄製品・錢貨が採集されており、中世から近世にかけての山頂祭祀遺跡が確認できる(閑間・樋原・信藤・堀内二〇〇四)。苗敷山と鳳凰三山の直接的な関係は確認できないが、甲府盆地から眺めた際に手前に苗敷山、その後に鳳凰三山が横たわる景観を、閑間は意味あるものと判断したのである。



第1図 苗敷山から鳳凰三山に至る地形断面（苗崎市教育委員会 2003）

高山と低山、高所と低所という関係は、鳳凰三山と苗穂山の間に認められるだけなく、苗穂山においても、山麓の徳見神社・里宮と奥宮の間にみられ、いわば重層的な構造を呈していることが知られる。ここでは、いずれも甲府盆地から眺望することが可能で、前景をなす山岳に連れる事はない。同時に、作成された苗穂山から鳳凰三山に至る断面図（第1図）をみると、苗穂山から鷲音岳までの山塊において、觀音岳が頂部に位置するのに対して、苗穂山はあたかも基部をなすかのような位置を占めていることがわかる。したがって、いわゆる里山と奥山の関係（能登・洞口・小島一九八五）をそのまま当て嵌めることは無理であるが、苗穂山と鳳凰三山がそれぞれ異なった性格付けをなされていた可能性は否定できない。

かつて能登健らは、平野の集落を基準に、サト・サトヤマ・オクヤマという空間の広がりを規定し、サトを「水田を中心とする生産域を有する集落の分布する地域」、サトヤマを「集落を取り巻く未開発地からこの山岳に至るまでのサトの人々が積極的に組織しえない領域」（能登・洞口・小島一九八五、二八一頁）、オクヤマを「サトの認識の外側に存在する別世界ともいべき空間である。言わばサトの支配的認識にとっては存在しない空間」（能登・洞口・小島一九八五、二八二頁）と概念規定した。サトヤマとオクヤマの間は高山などによって遮断され、里棲み集落と山棲み集落は関係が希薄で、生業や社会のあり方に大きな違いがあつた可能性を想定したのである。

このモデルによれば、苗穂山はまさにサトヤマであり、山麓にあるかもしれない里棲み集落は里棲み集落に分類される。鳳凰三山との間を連するものはなく、苗穂山から鳳凰三山まで山塊は連続しており、鳳凰三山もまたサトヤマと見做し得る。しかし、ここで問題となるのは、そもそもサトである甲府盆地は、関東平野の集落からみればサトヤマの向こうのオクヤマに広がる平地に過ぎない」とである。能登らの概念は、彼らが分析した群馬県八ヶ岳熊倉遺跡の実態を考えうえでは有効なものであるが、一般的な概念として敷衍しようとすると、どこからみたサトヤマなのかという問題が発生することになる。つまり、サトをどことみるかに

よって実態が変わることになり、サト・サトヤマ・オクヤマという関係が入れ子状に展開することになる。平地と山地の二本立てで概念化できるような地形であれば問題ないが、山の向こうに平野があり、その奥にまた山が広がるような地形環境では、このモデルを実体化させるには限界があるといえよう。

能登らが設定する概念ほど厳密に考ええず、人々が生活する平地に隣接して、人々の生活のなかでさまざまに利用されているような山を里山とすれば、苗穂山はまさに里山の典型であるといえよう。問題は、苗穂山の奥に広がる鳳凰三山を、里山の延長とみるか、それとも別の高山として捉えるかということに帰着しよう。そこで、山梨県内のおもな信仰遺跡が所在する山岳の標高をみると、竜王山三七七六m、八ヶ岳の権現岳一七八六m、金峰山二五九五m、鶴冠山一七一〇m、篠井山一二九四mとなり、いずれも苗穂山よりも高い。権現岳が鳳凰三山と近く、金峰山は鳳凰三山よりもやや低いが、二〇〇〇m級の山という点では共通している。一〇〇〇m級の鶴冠山と篠井山は、苗穂山に近い標高の山といえるが、いずれも里山とはいえない山である。つまり、苗穂山は、山梨県内の山頂遺跡が所在する山としては、孤立しているとみることができる。しかも、遺跡の時期に注目すると、十世紀に遡るのは苗穂山のみで、あとはいずれも十二世紀以降、十六世紀に下るもののがもつとも多いようである。鳳凰三山から出土した遺物も、十四世紀の懸仮を最古とし、鐘錐や剣形鉄製品は十六世紀まで下る可能性が高く、苗穂山とは数百年の開きがある。このようなことを考えると、苗穂山と鳳凰三山の信仰は、別個のものとして捉えるべきであるといえよう。

しかし、もし十世紀の段階で苗穂山において山岳宗教が成立したとすれば、それが母胎に発展し、終には鳳凰三山にまで至ったとする可能性はないわけではなく。山形県羽黒山は、標高四一九mの里山であるが、十世紀に上師器を用いた祭祀がおこなわれるようになり、十二世紀には山頂の御手洗池に銅鏡が奉納されたことが知られる。中世には、羽黒山頂に寺院が営まれたが、標高一九八〇mの月山も祭祀の対象に組み込まれるようになり、秘所三鉢沢に刀劍の奉納が盛んにおこなわれた。羽黒山では、低い山から高い山へという山岳修行の発展が認めら

れ、低山を拠点に高山を目指す行者がいたことを推測することができる（時枝二〇〇五）。また、福岡県太宰府市と筑紫野市にまたがる宝満山は、標高八二九

mの山であるが、七世紀後半に祭祀が始まり、八世紀には奈良三彩など豪華な道具を用いた山頂祭祀が繰り広げられた。十世紀頃には、標高二一〇〇mの英彦山に至る人跡道が拓かれ、十一世紀には英彦山山頂に経塲が造営された。宝満山の場合も、低い山から高い山へという流れをみることができ、山岳宗教が低山から始まつたとする学説がまんざら根拠のないものではないことを示している。もつとも、いずれも低山と高山の間で、祭祀の開始時期に差があり、高山が遅れるのが一般的なようである。こうした大きな流れと、苗敷山から鳳凰三山へという流れは、軌を一にするものといえよう。

苗敷山の標高一〇三七mという高さは、全国の信仰の対象となつた里山と比較してみると、三輪山四六七m、朝熊山五五三m、求善提山七八二m、比叡山八四八m、筑波山八七六m、妙義山一一〇三m、大山一二四六m、伊吹山一三七七m、榛名山一四四八m、伯耆大山一七二九m、赤城山一八二八mというように、平均的な高さであることが知られる。つまり、苗敷山は、独立した信仰対象となり得る山としての高さをもつてゐるのであり、必ずしも「鳳凰三山の前衛の山」であることを要しないのである。中世になつて、鳳凰三山への登拝拠点的な性格を付与された可能性は否定できないが、それは後事的な現象である可能性が高いのである。

次に、「甲府盆地を見渡せる位置」という特色は、里山である以上当然の自然条件であるといえる。裏返せば、甲府盆地から望むことができる山ということでもあり、里山であるという以上の内容をもつた。確かに、古代の山岳信仰のかには、国見のような土権の儀礼との関連が予測される場合もあるが、十世紀に始まつたとみられる苗敷山での活動とは結び付きそうもない。「鳳凰三山の前衛の山」であるから信仰されるようになったわけでないとはすれば、「甲府盆地を見渡せる位置」という立地条件は重視されねばならないが、これはあくまでも甲府盆地から望める位置ということに過ぎない。甲府盆地を取り囲む里山であれば、

どこでも信仰対象となつた可能性があるわけで、なぜそのなかで苗敷山なのかという疑問に答えることができない。

その点、最後の「高層湿原の存在」という特色は、個性的なものであるが、現状では池平・鷺ノ田・さわら池などの湿原と宗教の結び付きを把握することができないという難点がある。しかし、苗敷山の山頂には、高層湿原とはいえないまでも、梅雨時には湿地化する土地があり、その周辺に集石遺構を確認することができ。集石遺構は、出土遺物から祭祀に関連する可能性が高いと判断されており（右神二〇〇九）、かつて湿原を祭場とする信仰現象がみられたことを暗示する。

かつて金井典美は、湿原祭祀という概念を創出し、全国各地における事例を集め成した（金井一九七五）。金井によれば、湿原祭祀は、そのあり方から「神の田園」型・八島型、「ダイタ坊の足跡」型・「鬼の泉水」型・「高天原」型・その他六類型に分類されるという（金井一九七五）が、伝説などがない場合にどの類型に属するかを判断するのは難しい。しかし、いずれも水田がない場所にあたかも水田のような景観が広がっている点で共通しており、湿原祭祀が水田稻作と密接な関係にあることが知られる。湿原祭祀の背景には、稻作に關わる信仰が横たわっていることが確実であり、その意味で苗敷山という山名は象徴的ではある。苗敷山の山頂の低地は、高層湿原ではないが、灌木を交えるものの草原に近い景觀を呈しており、湿原祭祀と関連する可能性が指摘できよう。池平・鷺ノ田・さわら池などの湿原だけでなく、苗敷山頂の低地を含め、稻田のような景觀がみられるかどうかが觀察する必要がある。 「高層湿原の存在」という自然条件は、意外と重要な意味をもつてゐるかもしれない、山名にまつわる伝説などを含めて、今後の検討課題である。

三 平安時代における山岳宗教の問題

閑間によれば、苗敷山山頂遺跡から検出された空穴建物は、「仏教的施設の構

成要素となりうるものであるとされ、いわば山林寺院の一部をなす施設、おそらくは僧房としての機能をもつ建物と考えられるという（問問二〇〇三）。ただし、高所に位置していることからすれば、必ずしも僧域に属するとは限らず、より重要な施設である可能性も考えられるともいっており、堅穴建物の性格を特定できない。また、問問は「苗穂山に存在した信仰施設の維持管理は堅穴住居に住む人々によってなされた可能性」があるともいつており、在俗の管理人を想定している節もある（問問二〇〇三、一六九頁）。しかし、いずれの場合も、中心となる宗教施設が発見されていないため、議論が空想的になりがちであることを否めない。

確かに、群馬県高崎市黒熊中西遺跡などで僧房が堅穴建物である事例が知られており（群馬県埋蔵文化財調査事業団一九九二）、苗穂山山頂遺跡の堅穴建物が僧房である可能性はある。静岡県富士宮市村山浅間遺跡では、十世紀の堅穴建物が一棟検出されているのみであるが、山岳修行の拠点であった可能性が指摘されている（富士宮市教育委員会二〇〇五・植松二〇〇六）。この場合、堅穴建物は単に僧房としての機能に留まらず、さまざまな機能を併せもっていたと推測され、苗穂山の堅穴建物についても同様な評価をおこなうことも不可能ではない。しかし、村山浅間遺跡では、そこから富士山に登攀するという目的が容易に推測できるのに対して、苗穂山における修行の対象を明確化することは困難であるという相違点がある。

ところで、問問は、苗穂山山頂遺跡の堅穴建物出土遺物に「土器破片・皿に灯明皿として用いられた痕跡のあるものが目立つこと」に注目し、「灯をともす」とが多かったことの現れであるといえます。この灯をともすという行為、実は非常に信仰と結びつきが強いといふことが、近年の発掘調査からわかつてきています」として、関連する事例を掲げている（問問二〇〇三・一五九・一六〇頁）。この指摘は、堅穴建物の機能を検討するうえで重要なものであるが、信仰に関連する可能性があるという以上の考察がなされていない。

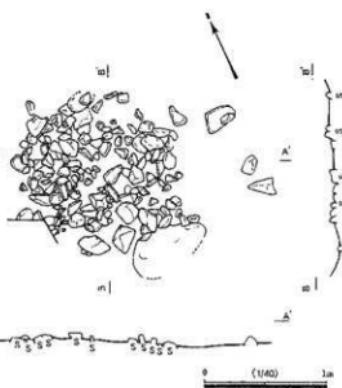
堅穴建物出土遺物で灯明皿と確認されたものは、2号堅穴住居跡出土の「端に

ススが帯状に巡る环一口と4号堅穴住居跡出土の「芯が束ねられて器の端にあつたことが明確な」环一口で（埼玉市教育委員会二〇〇三・三三頁）、いずれも所謂「かわらけ」に近い土器である。2号住居跡は6号住居跡と重複し、1号堅穴住居跡は1・3・5号までの四軒と重複しており（埼玉市教育委員会二〇〇三・五七頁）にいえばどの堅穴建物に伴つたものなのか特定しにくい。灯明皿は、夜間の作業のために火を灯すためのものと考えられがちであるが、堅穴建物内で使用したと考える必要はなく、外部で宗教的な目的に使用した可能性もある。その場合、堅穴建物から出土したのは、灯明皿が未使用時には堅穴建物内に安置されていたたるものということになる。

そこで、苗穂山山頂遺跡で、堅穴建物以外に灯明皿が出土した地点がないか検討すると、湿地状の土地に営まれた集石造構の周辺、山梨県丹波文化財調査センター発掘調査時の第2号トレンチなどから数点の灯明皿が出土していることが知られる（石神二〇〇九）。細片ではあるが、十一世紀のものと判断されていることが基本的に堅穴建物から出土した灯明皿と同時期の遺物である。また、

墨書き土器の細片が出土しているが、文字は判読できないという。しかも、トレンチからは焼土粒子・炭化物も確認されており、周辺で火を燃やすことがあったとみられる点が注目される。調査を担当した石神孝子は、「10

11世紀の祭祀の場で



第2図 第1号トレンチの集石造構（石神2009）

あつたものと推測される」としており（石神二〇〇九）、なんらかの儀礼が執行された場所とみてよい。火を使用した儀礼であることは疑いないが、灯明皿を用いている点から判断すれば、万灯会などが想定されよう。しかし、それだけでは、焼土粒子や炭化物は形成されないことから、護摩などより広範な儀礼が執行された可能性も考慮して置かなければなるまい。このように考えると、堅穴建物から出土した灯明皿の使用場所が、湿地状の土地に営まれた集石遺構周辺であった可能性が指摘できるわけであるが、次に問題とされなければならないのはそこがどのような場所であったかということであろう。

集石遺構は二基確認された（石神二〇〇九）。第1号トレンチのものは全埋され、径一五寸の出形プランを呈することが判明した（第2図）が、第4号トレンチのものはトレンチの外側に広がるため全貌は不明である。いずれも、拳大を中心とする自然石を配したもので、第4号トレンチのものはやや大きめな砾が混入している。集石の時期を直接示すものはないが、遺構の内外から十—十一世紀の土器・灰釉陶器などが出土しており、それよりも新しい遺物がみられないことから、十—十一世紀に構築されたものと判断して過当なからう。風蝕木などによる自然成因の擬似遺構とは異なり、人為的なものとみられるが、性格については判然としない。高さは低いが、倒壊している可能性もあり、広義のケルンとみてよかろう。山岳宗教の靈山によくみられる甕の河原に積まれた小石と、ほぼ同じようなものであり、湿地性の土地に造営されている点になんらかの宗教的意味があることが予測される。恒久的な構築物というよりは、自然物を利用した簡易な遺構とみるべきなので、宗教的な性格をもつ可能性が高い。発掘調査によつて検出されているのは二基だけであるが、未発掘の部分が多く、多数の同様な遺構が埋もれているものと推測される。その景観は、まさに甕の河原を連想させるものであり、灯火がともされた夜景はさぞ神秘的なものであつたに違いない。

同様な遺構は、たとえば長野県蓼科町中字三塚などが知られるが、むしろ香川県まんのう町中寺廢寺のC地区と同様なものが、中寺廢寺のC地区から構成されることに注目し、そ

れぞれの地区的性格を、A地区が仏堂と塔からなる中枢施設、B地区が大川山信仰に關わる神社と修行僧の僧房、C地区が民間信仰にもとづく「石塔」行事の根拠地であると推測した（上原二〇〇八）。このうち、C地区ではケルン状の石積みがみられ、苗敷山山頂遺跡のものよりも大規模なものであるが、集石遺構といふ点では共通している面が多い。上原は、中寺廢寺が機能的に分化した三つの地区から構成され、それぞれの地区が担つていた仏教・神祇信仰・民間信仰を統合するかたちで一つの寺院が成立したと考へている。中寺廢寺は十世紀を中心に榮えた古代寺院であり、時期的にも苗敷山山頂遺跡に近いことから、集石遺構の性格を考える際の手がかりとなる。

もしも、苗敷山山頂遺跡の集石遺構が中寺廢寺のC地区と同様な性格をもつとすれば、苗敷山山頂遺跡にもA区やB区に相当する遺構があるのではないかといふ期待が生まれるが、少なくとも仏堂と塔の存在は可能性が低そうである。しかし、神社と僧房ということであれば、堅穴建物が僧房に該当すると考へれば、あるいは、苗敷山山頂遺跡にもA区やB区に相当する遺構があるのではないかといふ期待が生まれるが、少なくとも仏堂と塔の存在は可能性が低そうである。しかしながら、十—十一世紀に構築されたものと判断して過当なからう。風蝕木などによる自然成因の擬似遺構とは異なり、人為的なものとみられるが、性格については判然としない。高さは低いが、倒壊している可能性もあり、広義のケルンとみてよかろう。山岳宗教の靈山によくみられる甕の河原に積まれた小石と、ほぼ同じようなものであり、湿地性の土地に造営されている点になんらかの宗教的意味があることが予測される。恒久的な構築物というよりは、自然物を利用した簡易な遺構とみるべきなので、宗教的な性格をもつ可能性が高い。発掘調査によつて検出されているのは二基だけであるが、未発掘の部分が多く、多数の同様な遺構が埋もれているものと推測される。その景観は、まさに甕の河原を連想させるものであり、灯火がともされた夜景はさぞ神秘的なものであつたに違いない。

四 中世の様相

閑間は、仏像や株札から中世の苗穂山信仰について知ることができるところだ。しかし、その後の調査によって、中世の遺物が確かに存在することがあきらかになり、「東斜面から十六世紀代のかわらけや陶器が出土している」ことが報告された（閑間・橋原・信藤・堀内二〇〇四a、五一九頁）。その成果を受けて、苗穂山は、中世に「密教系山岳寺院の修行場」となったことが説かれた（閑間・橋原・信藤・堀内二〇〇四a）が、絶対的な資料不足であることは否めない。今回の調査で確認された中世遺物のなかには、第二編で報告されているように、中世前期に遡るもののが含まれている。猿投や渦巻の瓶子とみられる陶片も採集され、經塚や火葬墓が存在する可能性が浮上してきたが、總見神社の基壇盛土中や宝生寺敷地から発見されており、残念ながら遺構は近世前期の工事で破壊されてしまつた可能性が高い。

中世の苗穂山を考えるうえで重要なのは、すでに閑間・橋原・信藤・堀内によつて注意されているように、平安時代の遺構が分布する南斜面ではなく、新たに東斜面に宗教施設が営まれたことである（閑間・橋原・信藤・堀内二〇〇四a）。

東斜面は、近世に宝生寺が営まれた場所であり、現代に続く信仰空間である。甲府盆地側から苗穂山に登拝し、總見神社に参拝する形態が定着し、東側からの参道を軸に宗教空間の整備がおこなわれたことが推測できよう。中世の宗教施設については、皆不明であるが、近世へと繋がる流れのなかに位置づけることができるかもしれない。資料が不足しており、宗教施設の性格を特定することは不可能であるが、「密教系山岳寺院」と呼べるような施設があつた可能性は低い。總見神社の前身となるような施設があつた可能性がもともと高いのではないか。

か。もともと、仏像彫刻の存在は、中世に神仏習合が進展し、苗穂山の祭祀が僧侶によって執行されていたことを示している。そうした伝統が形成された結果、十六世紀後半から十七世紀前半に、宝生寺が創建されることになったのである。つまり、苗穂山は、平安時代に顯著な造構が認められるものの、中世になつて

不明瞭になり、近世には寺院として整備されたという経過を辿つたのである。平安時代に創建された山寺で、中世の動向が不明瞭であるにも拘らず、中世末期から近世初期にかけて寺院として整備された事例として、長野県松本市若澤寺跡を挙げることができる（原二〇〇六・長野県立歴史館二〇一〇）。若澤寺は、九世紀に標高二二五〇mの元寺場に創建された寺院であるが、十一世紀末頃に廢棄され、十三～十四世紀に古瀬戸四耳壺瓶子を用いた火葬墓が造営された。その後、十五世紀中頃に密教本堂を中心とした大規模な伽藍が造成されるが、十六世紀中頃により低い場所にある若澤寺跡の場所に移転し、新たな伽藍が造成した。若澤寺では、十二世紀初期から十五世紀前期までの動向が不明であるが、火葬墓を營んでいることからなんらかの宗教活動を継続していた可能性が高い。しかし、逆にいえば、火葬墓を除いて、宗教活動の痕跡は明瞭でないわけで、苗穂山の動向と類似した展開をみせているといつてよい。若澤寺跡の事例から、改めて苗穂山の動向振り返ってみると、堅穴建物が廃絶した十一世紀後期から十二世紀初期までの時期が暫期であったことに気付く。しかも、苗穂山頂採集の瓶子などが、若澤寺の骨壺に通じる器種であることは、偶然の一一致とは思えない。中世初期に、両寺が類似した動きをしたことが推測されるが、そのことは苗穂山が宗教的な場として利用されていたことを示しており、遡つて平安時代にも宗教施設として機能していた可能性が高いことを傍証していると考えられる。

苗穂山の中世の様相については、考古学のみでは十分に解明することができないものであるが、別当を勤めていた宝生寺にとつては、それが積極的な宗教

五 宝生寺の宗教活動

閑間は、近世の苗穂山の信仰を、講集団を母体とした「五穀豊穣を願う信仰形態」と捉えた（閑間二〇〇三）が、その信仰と宝生寺はどういう関わつていいのだろうか。「五穀豊穣を願う信仰形態」は、總見神社に対する信仰にふさわしいものであるが、別当を勤めていた宝生寺にとつては、それが積極的な宗教

活動を展開するための基礎であつたことは疑いがない。宝生寺が、穗見神社と深い関係にある神仏習合の寺院であったことが推測できるわけであるが、考古資料から両者の関係を実証することは不可能に近い。

宝生寺跡には、石垣と礎石が残存しており、穗見神社直下の斜面に平坦地を造成して、本堂と庫裏が建設されたことが知られる。小さな庭園とみられる遺構も残されている。ほとんど瓦が出土しないことから、瓦葺ではなく、植物質の屋根材を用いていたと推測される。伽藍配置は、近世にもっとも一般的であった横越院式伽藍配置であり、際立った特色を見出すことはできない。ただ、修法に重点を置いた仏堂建築というよりは、多くの参詣者を予測した建物配置であったとみることは許されよう。しかも、相当な広さをもつていたとみられ、接客空間に事欠かない建築であつたと考えられる。講集団の參詣に際して、休憩所のような役割を担つたであろうことが推測できるが、建物の間取りなどが不明なため、本堂と庫裏の機能を解明することが困難である。

宝生寺の建築時期は不明であるが、山内の石造物などから、おおよその時期を推測することができる。苗敷山への参道沿いには、寛文四年（一六六四）銘の石鳥居のほか、元禄四年（一六九一）銘などの町石が建てられており、登拝者の便宜を図るために参道が整備されたのが、十七世紀後半であったことが知られる。おそらく、宝生寺の伽藍が建築されたのが十七世紀で、それに併せて参道の整備がおこなわれたのである。その推定が正しければ、宝生寺が整備された時期は十七世紀で、近世前期が大きな空白期であったとみることができる。

宝生寺跡とその下の斜面からは、陶磁器を中心とする多量の遺物が採集されておりが、飲食具が圧倒的に多いことが注目される。無い物など大勢の人々に供するためのものもみられるところから、参詣客らに食事などを供するための器とが主体を占めているという。基本的には講集団に食事などを供するための器と考へてよかるう。酒器や茶器が多くみられ、茶器は旅客に際して茶をもてなす風習が定着していたことを示し、酒器は山上で宴会が催された可能性を示唆する。宴会は夜に開かれるのが普通であり、参詣者が宝生寺に宿泊した可能性があるが、すれば宝生寺は宿泊機能をもつてゐることになる。苗敷山は容易に日帰りがでる山であり、あえて山中に宿泊する必要を認めないが、神樂奉納などと同会を組み合わせ、娛樂を兼ねた信仰登山が人気を博したのかもしれない。無い物の器の存在は、大勢の客に料理を振舞つたことを暗示し、宝生寺が旅館のよう働きをしていたことが推測できる。

先にも言及した長野県松本市若澤寺跡では、十六世紀中頃に元寺場から下方の地点へ移動し、護摩堂・方丈・中堂・金堂などからなる伽藍を造成したことが知られている（原二〇〇六・長野県立歴史館二〇二〇）。天正三年（一五七五）には若澤遣供養碑、寛永十二年（一六三五）には町石が建立されており、十六世紀後半から十七世紀前半に参道の整備がおこなわれたことが知られる。宝生寺よりもやや早いが、中世末から近世初期に伽藍の整備がなされている点では、よく似た動きであるといえよう。山寺にとって、近世の到来は、大きな画期であったといえよう。その後の若澤寺の動向をみると、うえで注目されるのが、護摩堂跡から検出された十八世紀中頃から十九世紀中頃までの大量の陶磁器で、碗・皿などの食器が多く、仏具はほとんどみられない（長野県立歴史館二〇二〇）。それらは、参詣者用の食器と考えられ、多くの参詣者で賑わつた状況を遺物からうかがうことができる。世俗的な器種や無い物が多いこと、大量であること、十八十九世紀がもつとも量的に多いことなど、宝生寺と若澤寺はよく似た傾向を示している。

近世後期になると、庶民が気軽に近隣の寺社に参詣するようになるが、そうした動向は山寺にも波及していた。宝生寺や若澤寺の例は、参詣が飲食を伴うような娛樂性の高いものであつたことを示しており、信仰ばかりでは山寺の歴史を理解できないことがわかる。近世の宗教は、世俗的なところに特色があるといわれることが、これらの例もそうした理解と矛盾しない。宝生寺でおこなわれた儀礼については不明であるが、飲食器などの考古資料をみると、登拝した民衆は、

儀式よりも後の宴会を楽しみにしていたのではないかと思われる。考古資料からのみでは近世の苗穂山信仰の全体像を提示できないが、近世の山岳宗教がそれまでの時代とは大きく異なる様相を呈していたであろうことだけは、確実にいえそうである。

おわりに

以上、苗穂山の山岳宗教のあり方について、できるだけ広く目配りをしながら検討を加えてきたつもりであるが、結果的には文字通り「頭蛇尾」になってしまった。

全体として、閑間説を検証してきたわけであるが、その結果次のことがわかった。

第一に、立地条件として、閑間が注目している「鳳凰二山の前衛の山」としての性格は、中世以降に付加されたもので、苗穂山信仰の本質ではない可能性が濃くなつた。この点に関しては、今後も確実な資料にもとづいて検証作業を継続していくしかねばならない。

第二に、信仰の成立は、集石造橋の検討から、閑間のいうように平安時代まで遡らせてよいのではないかと考えた。中寺廻寺との対比が適切なものかどうか問題も残るが、民俗宗教も含めた広範な視点で検討する必要があり、豊穴建物だけによって判断することは難しいと思う。

第三に、中世の二期は、資料不足が激しく、問題の所在を確認しただけに留まつた。しかし、十二世紀の空白が存在する可能性もあり、苗穂山信仰の展開は、一筋縄ではいかないことが示せたと思う。閑間らの「密教系山岳寺院の修行場」説は、もう一度白紙に戻して、基礎資料から組み立てなおす必要がある。

第四に、近世の二期は、若澤寺との対比によって、問題の所在をあきらかにした。陶磁器から解明された事実は、苗穂山信仰史を描くうえで重要であるばかりでなく、社寺参詣史にも興味深い題材を提供することになろう。

たことになる。ご批判いただければ幸甚である。

引用・参考文献

- 石寺光子 1999 「苗穂山山頂遺跡南西地点」「山梨県内中世寺院分布調査報告書」 山梨県教育委員会
- 上原真人 2008 「諏訪中寺廻寺の空間構造」「忘れられた墓場をさぐる3—近江における山寺の分布」栗東市教育委員会
- 植松章八 2006 「発掘された富士信仰遺跡—村山と人穴」月刊考古学ジャーナル 第五三九号 ニューサイエンス社
- 閑間俊明 2003 「古代山林寺院の一観画—山梨県苗穂山山頂遺跡をめぐって—」『修祓の里奥信濃小説』修祓道と銀山』ほおずき書籍
- 西田俊明・櫛原功一・信藤祐仁・郷内真 2004a 「苗穂山」「山梨古史 資料編7 中世4 古代資料」山梨県
- 金井典美 1975 「源氏宗祖—義兼原の信仰と文化」法政大学出版局
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992 「黒熊中西遺跡(1)」
- 時枝 勉 2005 「考古学からみた羽黒山修祓」「千年の修祓 羽黒山山伏の世界」新宿書房
- 長野県立歴史館 2010 「東の牛伏寺 西の澤寺—古代に創建された松本平の二つの寺跡」
- 韋崎市教育委員会 2002 「山梨県韋崎市 苗穂山山頂遺跡 林道開発に伴う緊急発掘調査報告書」
- 原 明芳 2006 「松平家の古代末期の寺院考」「信濃」第五八卷第五号 信濃史学会
- 富士吉田市教育委員会 2005 「河山浅間神社調査報告書」

第五章 苗敷山周辺の山岳信仰

山本義孝

一 苗敷山を見る視点

苗山を見る目線

山岳信仰を考えるにあたって基本的な視点として重視しているのが、対象となる山を單独でとらえず、山脈として認識することである。富士山のような孤高で独立した山は例外として、ほとんどの山は峰々が連なって山脈をなし、境が明顯ではなく、しかも、繋がることによって始めて意味を持つている。その背景に存在する観念は、山を神仏の神靈が宿り、なおかつ里に暮らす人々との接点をなす聖地と認識しているからで、その世界は、必ず空間的な広がりと連携を持っている。つまり曼荼羅世界を構成している。

次に欠かせない視点が、実際にどの地点からどのように見えるのかということであるが、これが意外と認識されていない。現代の調査ではまず、精度の高い地形図があり、事前にこれをもとに詳細な地形を把握し特徴をつかむことができる。ところが、実際に山に入ると、そのイメージは大きく異なることが多い。

苗山は拝む対象である。里から見た場合も背後の山脈との関係も加味されて、見え方が異なり印象は大きく変わる。この「山の姿を押むこと」とつまり、遙拝という行為は、里からだけではなく、山中の尾根筋を中心に拝顕修行する途中では、実に様々な対象物が拝され、特に山の姿を遙拝することは欠かせない。

最初に示した義奈羅世界が苗敷山を始めとする背後の山脈にどのように存在するのか、また遙拝という観点から苗敷山がどのように認識できるのかを考えていこうことしよう。

「宮寺」様式としての苗敷山

次に重要なのが「宮寺」という目線である。明治初年の神仏分離により、わが国の宗教体系は大きく異なり始め、戦後の教育によつて神仏習合という新たな概念はかなり定着した。この思想を説明する場合に、神宮寺というものが良く引き合いに出される。しかし、神宮寺というものは神社の境内に寺院が一角を占めて存在する形態を指し、適切な事例ではない。

歴史上実際に使われた用語として神仏が合併し、渾然一体となつた状態を西部といい、その思想に基づいた宗教様式に「宮寺」様式というものがある。この用語の概念と歴史的展開は、戦前は神道史の宮地直⁽¹⁾によって主に研究され、戦後は宮地の八幡宮の研究を引き継いだ宗教学者中野幡能⁽²⁾により八幡信仰史研究から論じられてきた。近年では神社史研究からの岡田精⁽³⁾、神仏習合史からの達山出典⁽⁴⁾の癡識がみられる。

元禄年間に成立した「神道名目類聚抄」では「宮寺」を「兩部神道を以つて祭る社を云」とし、神仏が融合した社と認識している。岡田による近年の総説の裏では、「宮寺」を神社に付設された「神宮寺」と混同した記述が少なくない現状を指摘し、両者は近似したものであるが、はつきり区別するべきものであることを述べている。さらに「宮寺」は前近代の日本の宗教を特色づけるものであつたが、明治維新の神仏分離政策によつて完全に消滅してしまい、今では研究者の間でも正確な理解を持つ人が少ないので現状であるとしている。

中野の研究によつて、宮寺という宗教様式は宇佐宮を起点とした八幡信仰の中から発生し、天台僧による八幡神の勧請によつて宮寺様式最初の八幡宮である由原宮が誕生し、密教僧の勧請による石清水八幡宮の成立をもつて完成されることが跡づけられた。その後、石清水八幡宮は周辺の寺社に多大な影響を与え、岡田によると平安時代中期以降の京都や近郊には、北野天満宮、祇園社・感應院、日吉山王權現などをはじめ天台宗のもとで多くの宮寺が營まれたが、この宗教様式は地方にも波及して天台宗・真言宗の宮守が繁榮し、教派修驗道とも結びついた独特な展開が明治時代まで見られたのである。

実際の社寺構成では配置に定型ではなく、杜殿を中心として仏堂が渾然一体と



第1図 鳳凰三山を中心とする山の連なりと主要な宗教施設

苗敷山は写真1に見るように背後にそびえる鳳凰三山の地蔵ヶ岳・觀音岳・薬師岳の三山を頂点とした山脈から派生する主尾根が辻山で分岐し、一方は千頭星・吉利山を経て苗敷山に延びて端山となり、そこには里の世界との境をなす椎見神社里宮が所在する。もう一方は大屋頭山から夜叉神峠へと延び、現在はこのルートが鳳凰三山への主な登山道となっている。地蔵ヶ岳からの後継は西方向へ大きく振り甲斐駒ヶ岳へ通じる。地蔵ヶ岳から里に延びる稜線は燕頭山から見返り峠を経て鳳凰山権現里宮の所在する拂沢へつながっている。(図中の表記地点については全て現地確認をおこなっている)

なった配置をしている。甲斐国においては、苗敷山と金峰山が代表的な山岳修業式の事例である。これら二つの視点から苗敷山の信仰をさぐることにする。

一 鳳凰三山の信仰と山岳修行

苗敷山の位置

第1図に示すように標高二七〇〇mを越える鳳凰三山（地蔵ヶ岳・觀音岳・薬師岳）を頂点とする稜線は南へと延びる。そこから派生した主尾根は登拝ルートの分歧点となる辻山から分かれて東へ延び、千頭星山・甘利山を経て、最末端に位置する苗敷山（旭山）へと連なる。つまり苗敷山は、鳳凰三山へと連なる山脈の端山の位置を占めており、鳳凰三山との関係を探る必要が生じてくる（写真1）。



写真1 鳳凰三山と苗敷山の山並み（竜王信玄堤より）

今度は目標を変えて御動便川を中心になると、夙見神社、左側には丸山を背負った高尾の穂見神社が挟む位置関係にあることが見えてくる。では、

鳳凰三山の信仰と山岳修行

このような地形の実相を前提に鳳凰三山周辺における山岳信仰と山岳修行の在り方を探ってみよう。

鳳凰三山の北端をなす標高二七六四田の地蔵ヶ岳（鳳凰山）山頂には高さ二〇四mに及ぶ岩塔（大日岩）が存在し、これを鳳凰山権現の磐座と認識して祭祀をおこない、奥宮と位置付け、里宮に柳沢の雄山神社を先てる山岳信仰である。近世期の登拝路は柳沢から南西方向の雄山神社より尾根筋に入り、一度谷へ降りて精進ヶ滝で沐浴潔斎後、燕頭山まであがり、ここからは尾根筋をたどって地蔵岳へ登るものであった。神主は柳沢村の小池氏が務め、登拝は八・九月の間に



写真2 鳳凰山高竜寺山門より望む地蔵ヶ岳（柳沢）



写真3 精進ヶ滝 滝に至る渓谷中には岩屋遺構・岩陰祭遺跡が存在し、中世期の山岳修行の痕跡を留めている。

限り、六・七月中に登ると異変を生じるというタブーを設け、大祭は九月九日であった。⁸⁾



写真4 地蔵ヶ岳の磐座 真鳳山推現の本宮、奥之院とされる岩寺。天空に向かって直立する岩が依り代となる。



写真5 薬師岳の磐座（山頂付近） 依り代の磐石が直立し、下に岩屋が存在する。

次に、鳳凰三山における入峰修行の可能性と、その在り方を想定してみよう。この山脈への入峰は二七〇〇mを超える複数の縦走となる。ここでの森林限界は二六〇〇m前後なので、このルートは荒涼とした山岳地帯の複数の峰を抜け、強い日射しや風雨をまともに受ける厳しいものである反面、視界を遮る山脈もなく、三六〇度の眺望が展開する。実際に富士山をはじめ甲斐金峰山、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳・北アルプスはもちろん、遠くは日光、乗鞍岳や北アルプスの山々を遙拝することができる。鳳凰三山を曼荼羅世界の中心と認識した遙拝型の山岳修行を行なうことができる。

では、この場合参籠の撫点となる場所はどこか。高山での長期にわたる山岳修行を実践するには水源が確保できることに加え、強い風雨を避けられ建物を設けることが可能な平場が確保できるという条件を備えた撫点を必要とするが、鳳凰三山には現在も北端に位置する鳳凰小屋、南端に位置する南御室小屋の二ヶ所が存在する。御室とは神仏を祀る参籠小屋という意味である。

写真6 薬師岳の磐座下の岩屋内 岩窟の壁に接して石組みの祭壇が設けられ、地蔵石仏が祀られている。



写真6 薬師岳の磐座下の岩屋内 岩窟の壁に接して石組みの祭壇が設けられ、地蔵石仏が祀られている。

兩御室小屋に挟まれた南北約四kmの稜線上には地蔵ヶ岳（鳳凰山）の磐座（岩

屋）と呼ばれ、林に開まれた水源の緩斜面である。現在の小屋建設に伴い中世期の懸仮、鉄型、鐵製品、古鏡が採集されている。三山の南端の標高二四九一mに位置する南御室小屋は稜線上の鞍部にあたるが広い平場が存在し、周りは樹木が繁る水源の水量も多い。これらは入峰に伴う参籠宿を前身とするものであったと考えることができる。



写真7 南御室小屋 計葉樹林帯中に広い鞍部があり、稜線がなだらかになる。

塔^{タカ}、薬師岳の磐座とその下の岩屋^{（岩陰）}、稜線上の薬師岳小屋南の岩屋の各行所がある。薬師岳山頂付近からは千頭星山から甘利山、その先端の苗敷山へと続く尾根筋が限前に広がり、視覚的に両者の繋がりを感じることができる。大辻山から東に折れると苗敷山へのルートへ、そのまま後線をたどると夜叉神峠へと通じる。

三 『甲斐国志』「甲斐国社記寺記」に記された鳳凰山と苗敷山の関わり

苗敷山に関する記載は『甲斐国志』では卷之六十六 神社部第十二に「一苗敷

山權現」、卷之八十四寺部第十二に「苗敷山宝生寺」と神社部・仏寺部の双方に記載され、まさに両部の宮寺様式の靈山ということができる。苗敷山權現と

いう名前は、特定の名前でもって権現号とせず、漠然と苗敷山の山神が権現として垂迹したことを願し、修驗霊山に祀られる山神の祭祀形態と共通する。以下抜粋すると



写真9 観音岳～薬師岳の稜線 森林限界を超えた荒涼とした山岳地形。



写真10 天狗岩の岩屋遠望 千頭星山から奥へ続く後線は岩場が続く行場で天狗岩の窓には漫跡を残してきた猿が存在する。



写真11 甘利山より苗敷山を望む 辻山から先端の苗敷山で里の世界と接する。

仏寺部第十二

一苗敷山宝生寺同村 寶言宗加賀美村法善寺ノ末御朱印七石七斗余（中略）
ナリシ時山代土子稻苗ヲ施キ施シテ民ニ稼穡ノ道ヲ教コ（中略）古名ヲ穗見
ノ神社ト称ス昔ハ大社ナリシガ天正壬午ノ兵火ニ罹リテ後祠宇旧ニ復スル事
能ハズト云ヘリ

左ハ山代王子権現（中略）寺記三云フ昔シ洪水ノ時鳳凰山ノ南下ニ仙窟アリ
神在丘ト云フ六度仙人ト云フ者住メリ賦役明神力ヲ戮セ南山ヲ駆リ洪水ヲ

灌シ播殖ノ地ヲ開キ惡竈毒鱗ヲ駆リテ五穀ノ種ヲ施セリ故ニ山ヲ苗敷ト号ス
(以下略)

とある。双方を合わせて読むと、山上の祠は虚空藏堂と称するが神社造であること。諸説は虚空藏堂を中心て客殿・庫裏・鐘樓などからなり、宝生寺の寺号認可を受けていたこと。苗敷山権現の本地は虚空藏堂で右脇に国建大明神、左脇に山代王子権現を祀ることがわかる。寺記によると、「鳳凰山の南、神在丘」というところに岩屋（窟）があり、六度仙人が住んでいた。甲斐の盆地が洪水をおこし

て水で満たされていたのを、蹴裂明神と力を合わせて南の山を削り、湖水を流して乾かし、山代王子は民に稻苗（五穀の種）を与えて農業の技術を教導したことにより、「苗穂」と称した。」と国生みに関する中世説話を載せてある。

〔甲斐國社記寺記〕「宝生寺の部の古記（縁起）」にはさらに詳しく述べられ、要約すると、「六度仙人は山代の里に移り、山代王子の姫を娶って三男一女を産め、四人の子供が成長すると甲斐の国土を四人に分け与えた。山代王子は五穀万物の種子を国土に下し、民に農耕を伝えた。これにちなんで山代王子を苗穂仙人といい、その住む山を苗穂山と号し、王子は垂迹して山代王子権現となつた。六度仙人は國建大明神となって垂迹し、この両神が本殿の左右に鎮座している。両神が福・智の能力を得んと祈るこの山に（求聞持法の修法により）明星天子が光と共に来臨し虚空蔵菩薩を向影させた。これによつて虚空蔵菩薩を勧請し両神の本地仏として本殿中央に鎮座し、寺号を宝生寺とした。六度仙人は上条の甲曹山に隠れたが、六度の溝行を果たしたので、ついに地蔵菩薩として出現した」とある。

鳳凰山の雲窟で修行を重ねた六度仙人は苗穂山において求聞持法を修めて虚空蔵菩薩を顯し、国建大明神として右脇神に祀られ、最後は地蔵菩薩として出現している。つまり、六度仙人＝国建大明神＝地蔵菩薩ということである。これら宝生寺に伝わった中世説話は、苗穂山の祭神が鳳凰山の祭神と同体であることを示している。地蔵菩薩と甲斐の国生み伝説という、鳳凰山の後継の南端に位置する夜叉神跡と御動使川の「流御堂」、國母地蔵の信仰が関わることになる。

四 地蔵信仰との関わり

「地蔵菩薩靈験記」という地蔵菩薩に関するさまざまな説話を三井寺の僧実尊が編纂した靈験記があり、原作は十一世紀前半に成立している。このなかに「流御堂」の話を載せた中巻十四話「古寺ヲ修理シテ靈験ヲ得ル事」が收められ、これは室町時代初期の増補と推定されている。内容は三河国大浜に住む僧が善光寺

いと頼まれる亡靈回向譚である。

「流御堂」に關する部分を整理すると、「善光寺に向かう途中富士山麓で、甲州一条の高砂河原に建つ地蔵堂のことを耳にし、現地を訪ねてみると牛を倒す子供が、「ここを一條といふのは、十秒が水に流れ、広大な白砂の河原があつた。中央に流御堂（無川）という大きな河が東西に流れ、広大な白砂の河原があつた。中央に流御堂という古寺があり、本尊は六尺三寸の彩色された木像であつた。靈験を感じた法師は善光寺参詣の帰りに再び訪れ、流御堂のいわれを尋ねた。夜半、流御堂で説経していた童子が答えるに、昔、西山白根岳の麓を流れる頂（須）沢川の傍らに安通院という行基菩薩建立の道場があり、本尊は地蔵菩薩であつた。人里離れた山奥で参詣者も少なかつたが、淳和天皇のときには洪水があり、この地まで流され流御堂と称されるようになつた」という。つまりこの地蔵は御動使川のはるか上流から流れ着き、高砂の地に祀られたというのである。

これに関連する説話として「地蔵菩薩三國靈験記」卷九の三話に「甲斐ノ国稻積地蔵ノ事」が收められる。内容は流御堂の本尊は稻積地蔵と呼ばれ、これを祀つた後は、甲斐の國土に稻が良く稔り人々が「稲積」と呼んだこと。しかし「（地蔵菩薩靈験記）に收められた先の説話と同じ内容で、淳和天皇の時に洪水が起り、寺が流されてしまったことを詳しく述べる。この稲積地蔵とは國母地蔵のことである。國母地蔵由来記」に詳細な記述がある。それによると地蔵菩薩と蘇原岡（甲斐市篠原（旧童王町））で出会った僧行基が養老二年（七一八）に小堂を建て、自ら刻んだ地蔵像を安置したのが起源という。この地蔵は國母地蔵とも呼ばれ、もと法城寺の本尊であった。その寺号は「水去りて土となる」という意味を持ち、元は湖水だった甲府盆地が國母地蔵の靈験で切り開かれ平地になったといふ。この地蔵は甲斐の国生み伝説に関連して信仰を集めていた。

〔甲陽草薙〕（江戸初期までに成立）卷一には甲斐の支配者は国造り・国守りの地蔵として崇敬を集めていた國母地蔵を祀る法城寺を建立すべきと述べている。そのためか、武田信虎は鷹岡ヶ崎館造成に合わせて館の近辺に法城寺を移転し、

武田氏滅亡後、徳川家康は新たに築城を進める甲府城の鬼門の方角、東光寺村に移している。これは第二次大政奉公の昭和二十年七月の甲府空襲の際に焼失したが、法城寺の元地には代替仏の「国母地蔵」を祀る小堂が今も残されている。

大地に恵みをもたらしてくれる国土の母神地蔵を地蔵にして、甲府盆地の開発において最大の難題であった御動使川と釜無川の水を鎮める信仰と、苗穂山を含んだ鳳凰三山周辺の山岳信仰の中で醸成された山の地蔵菩薩の信仰が重なり合って、「流御堂」や国母地蔵の信仰が形成されたものと考えられる。

五 虚空藏信仰との関わり

明治以前の苗穂山の信仰は最も特徴付けているのが虚空藏信仰である。三で触れたように現在の山宮本殿は神佛分離以前には虚空藏堂と称し、本地仏に虚空藏菩薩を祀っていた。

古代における虚空藏信仰といえば、南都の官寺僧によって形成された自然管宗の虚空藏求聞持法実践の山房としての姿がまず浮かぶ。苗穂山宝生寺の寺記は、その修法を実践する山房から始まる事を伝え、さらに地蔵菩薩との関わりを示す説話が残っている。そこで、ここでは虚空藏信仰および虚空藏菩薩と地蔵菩薩の関わり、虚空藏信仰の民俗事例を整理する。

修驗靈山と虚空藏信仰

修驗靈山における虚空藏信仰の事例は多く、中日本においては白山信仰を継承とした美濃の高賀山、白山美濃禪定道中の石徹白中居社、白山別山加室社、能登石動山が、東北では出羽三山がある庄内平野の金峰山周辺に濃厚な分布が見られ良く知られている。

虚空藏信仰の研究を精力的に進めてきた佐野賢治によると、この信仰を主に扱ったのは、真言系の僧侶で、特に中世後半には当山方の修驗によって広く伝播したとする。真言密教では、「沙門」によって伝授された虚空藏求聞持法を勧めた空海との関係から、虚空藏菩薩が大切にされている。その傾向として歴ね

関西方面では求聞持法実践道場からの系譜を引く事例が多く、東北地方の虚空藏菩薩では、福徳法である虚空藏菩薩法の系譜を引くものが多いという。

地蔵菩薩との関係

本来虚空藏菩薩はバラモン教においては天を統べる神であり地の神である地蔵菩薩とは対偶仏として一対となつて信仰され、初期の虚空藏菩薩像が地蔵菩薩像と一組で造像される事例は意外と多い。^{〔注〕}『諸仏境界真実經』上巻では、虚空藏菩薩を金剛胎菩薩とし、金胎を天地に配して、虚空藏菩薩を金剛界大日、地蔵菩薩を胎藏界大日として、同体とする説も現れている。

この思想は鎌倉期以降、淨土思想が盛んとなる中で山岳抖擞を専らとする修驗者間で虚空藏菩薩と天と極樂への導者、地蔵菩薩と地獄からの救済者といふ考證が生じ、民間へは十三仏念佛の唱導として広まってゆく。^{〔注〕}

十三仏念佛への展開

十三仏についての儀軌は無く、日本での創説とされる。十三仏とは初七日から三十三回忌に至る十三回の供養事に十三の仏菩薩を配当したもので、虚空藏菩薩は最最終仏として位置付けられる。死者の追善だけではなく、自身の死後の法事を予め修する子修や逆修にも多くの信仰された。これは地獄の冥官十王の本地とされる不動明王から阿彌陀如来までの十仏に阿彌陀、大日、虚空藏の三仏を加えたといいうのが通説で、室町初期までには成立したとされる。これは、山中他界觀を背景に、山岳禪を行法とする修驗者が、虚空藏菩薩をして独自の他界觀、淨土觀を形成したものであると考えられている。^{〔注〕}

體食禁忌と十三參り

修行者自身の智を得るための守護仏という虚空藏菩薩信仰の性格から、民衆に広まつた民俗事例は極端に少なく、般食物禁忌と、主に都市部において盛んな「十三參り」というものが知られる程度である。般は水神の化身とされ、次第に水神の使者と考えられるようになり、これを食することを禁忌した風習で、虚空藏菩薩が持つ災害消除的性格を巧みに結びつけた真言系僧侶、当山方修驗の介在が想定されている。



写真15 雄夜叉神像

(秋王護国寺)



写真14 雌夜叉神像

(秋王護国寺)



写真12 嵐峨野虚空藏法輪寺本堂 現在も盛んに「十三参り」が行われる。



写真13 「十三参り」晴着を着た親子連れが多く訪れる。2010年3月29日撮影。

藏信仰が一般的であり、堂の中に納まつて、僧侶によって大切に守られてきたからであろう。

教王護国寺の夜叉神と虚空藏信仰

東密教学の根本道場である教王護国寺（東寺）の金堂裏には、一基の規模な堂宇が存在し、中には阿彌陀が欠失して痛みの激しい夜叉神像がそれぞれ祀られている。

これは弘法大師御作といわれ、最初南大门の左右に安置されていた。旅人が拝まないで通ると罰があつたので中門の左右に移されたが、慶長元年（一五九六）に中門が倒壊した後は現在の小堂を建立し安置したという伝承が残り、東側が雌夜叉で本地は文殊菩薩、西側が雄夜叉で本地は虚空藏菩薩である。苗敷山に接する御勅使川の洪水を鎮めるため、最奥の峰に夜叉神を祀ったのが夜叉神峰の由来とされる。教王護国寺において、夜叉神の本地を虚空藏菩薩とする信仰が存在するることは看過できない問題である。

六 まとめ — 苗敷山の山岳信仰 —

十三参りは虚空藏菩薩を祀る寺堂に十三歳になった男女が厄落とし、開運、智恵授けとして詣る寺院行事で、京都法輪寺、茨城県東海村松虛空藏堂、会津柳津円蔵寺虚空藏堂などが名高い。ただ、この民俗の成立は江戸中期を過れないという結論が出されている。

苗敷山周辺では虚空藏信仰が周辺の民衆の間に広がっていった痕跡は見られず、むしろ農業神としての性格が強い。これは苗敷山においても悟自身が自然智を得るために虚空

苗敷山を中心に、その地形的実相と『甲斐国志』『甲斐国社記寺志』に記された説話、御勅使川に關わる地藏説話の双方から検討した結果、苗敷山が鳳凰三山を頂点として、南は御勅使川の水源をなす夜叉神峰と、これを取り巻く峰々までの一つの広がりを持つ空間であると想定して検討を進めた。これは現地踏査を重ねるに従い、机上の空論では無かつたことが裏付けられたと認識している。

鳳凰三山を構成する後継線上に参籠宿を前身とする二ヶ所の御室小屋、神仏垂迹の拂り代となる岩塔（磐座・石柱）や岩屋が確認され、辻山から千頭星山へ連なる高低差の激しい稜線上にも岩場と岩屋が確認でき、明治以前は鳳凰山と呼ばれた、地蔵ヶ岳を通じる柳沢からのルート上にも特に精進ヶ滝周辺には、中世期に遡ると推定される岩陰祭祀遺跡が存在しており、鳳凰三山周辺が、かつては山岳修験の行場であったことを充分に窺わせるものであった。

甲斐の国生み伝説、苗敷山の虚空藏説話、鳳凰山の六度仙人と地藏説話、御勅

使用における地蔵説話が成立する背景には、この山域での多様な山岳修行者の存在があり、その内容から、虚空藏と地蔵を対偶され支え唱導した山岳修行者の存在があり、その内容から、虚空藏と地蔵を対偶する浄土思想が実際の山岳において展開した事例と評価することができる。

苗教山主生寺別当宝林院は甲斐国における真言教学の中枢に位置付けられる古義真宗法華寺の末寺という関係があり、中世期（恐らく中世後半）においては、

法華寺を拠点に苗教山を登拝拠点とした当山方の山岳修行者の存在を、想定する必要があるだろう。

近世以降山宮を中心に形成された苗教山主生寺が、神社建築の虚空藏堂を中心（最高所）として諸堂社が配置され、典型的な一部神道の宮寺様式の構成をなしているのは、鳳凰三山・苗教山における多様な山岳信仰が融合した実態を反映したものである。

重要な要素で最も重要な要素は、山の登拝拠点であると同時に、他の世界との接点をなす山で、瑞山信仰の対象地となる。業名な事例として出羽三山の月山に対する端山が羽黒山（端山の黒山（原生林の山））、遠州秋峰入峰の瑞山が秋葉山（秋の瑞山）であり、いずれも重要な瑞山信仰の拠点となっている。

（7）中山尊明「『鳳凰山』名の錯認と他の村々の信仰」[甲斐路 100号]

山梨郷土研究会

（8）「甲斐国志」¹⁶第六十六神社部第十二「一鳳凰山…絶頂ニ諸セント欲スル者ハ必

ズ八九月ヲ以テ候トス…六七月ノ間ニ登ル者アレバ疾風暴雨シテ寒氣早ク至リ秋稼二大害アリト云フ」。このタブーは中世期における入峰時期が反映しているのではないかと想定している。つまり、甲斐金峰山への登拝初日は六月十五日と定められており、七月一杯をこれに充てるすれば、統いて鳳凰三山には八・九月の入峰となる。

註

（1）宮地直一「一八八六—一九四九」実史史学の方法によって神社・神道の歴史を考察

した近代神道史学の先駆者として評価されている。東京帝國大学では国史学科に所

属し、卒業論文として「八幡宮の研究」を提出。昭和八年（一九三三）から東京帝

国大学神道研究室に属し、十二年に主任教授となる。中野義能は宮地の勧めで八幡

信仰史の研究を生涯のテーマとした。

（2）宮守様式を扱った中野義能の代表的著書として、一九七五年「八幡信仰史の研究」（増補版）吉川弘文館、一九八五年「八幡信仰」（増補版）一九九〇年「宇佐神宮と國

東半島」「神々の聖地」（後正社）、一九九八年「八幡信仰と修驗道」吉川弘文館をあげることができる。

（3）岡田耕司「一〇〇〇「京の社—神と仏の千三百年」」（培養房）

（4）滝口出雲「一〇〇三「八幡宮寺成立史の研究」」（続群書類後完成会）

（5）元禄時代に成立した神道辞典で内容は簡潔で神社建築から祭儀、神名、思想にまで及ぶ。播磨が多く用いられ、人門書としても有効であるが、著者は不明。

（6）端山とは、單に地形的に山脈の端に位置する山というものではなく、雪山を構成す

岩谷書店

(17) 佐野實治 一九九一「虚無主義の研究結果と課題」民衆宗教史叢書第一四巻 一五二
空藏信仰【第三回】雄山田

(18) 中村雅俊 一九七六「十三まいりの成立——總論虚空藏法輪寺たてひいて——」『御影史
学論集』三、御影史学研究会

(19) 鳩風山は、苗敷山との關係と『諸仏境界実錄』の思想から見ると、虛空・苗敷山を
全剛胎菩薩とし、地藏菩薩を胎藏生大日とする法王山が本来の意味ではないだろう
か。山頂石塔が大日岩と呼ばれる所以も説明が付く。

第六章 中世の苗敷山

西川 広平

中世の苗敷山については、文献を始めとする史料をほとんど確認できず、全容を明らかにするのは困難である。近世には、苗敷山の山上に虚空藏堂・同拝殿・客殿・庫裡・鐘楼・諸堂から成る宝生寺が存在したが、『甲斐国志』によると、方一町程の面積を持つ「古跡跡」が山麓に所在したという。

考古学における成果によつて、山上の總見神社奥宮周辺から、平安時代の住居址ほか古代の遺物が確認されるとともに、主に十八世紀以降の陶磁器片が出土していることが判明した。しかし、その間の中世段階における遺構や遺物は、その前後の時代と比較して数少ない。したがつて、『甲斐国志』の記述どおり、中世段階では苗敷山の山上には信仰の拠点が置かれず、それらは山麓に展開していたと考えられる。

なお、苗敷山山上には、隨身門跡付近に永正六年（一五〇九）の銘がある灯籠竿部、及び總見神社奥宮社殿付近に応安二年（一三六九）の銘がある灯籠竿部がそれぞれ所在するが、當時から山上に信仰対象となる規模の大きい施設が所在したのかは不明である。

近世宝生寺の寺領は七石七斗余りであったが、このうち七石四斗八升は苗敷山がある上条南割村の東に隣接する下条西割村にあつた。^{〔二〕}あるいは、山麓の「古寺跡」は、上条南割と下条西割との境界付近に位置していたのかもしれない。

ところで、文献史料により苗敷山が確認される時期について触れると、『甲斐国社記・寺記』に掲載された慶心四年（一八六八）七月付の宝生寺の由籍書^{〔三〕}には、天文八年（一五三九）八月に宝生寺の住僧栄真が武田信玄の帰依を受けて苗敷山の別当職に補任され、甲斐一国に五製成就の札を配付することを許可されたことが記されている。

しかし、この内容を同時代の史料により確認することはできず、また『甲斐国志』卷八十四仏寺部第十二「苗敷山宝生寺」項にも記されていない。したがつて、この由緒は、十九世紀前半以降に創作されたものと考えられる。

また、宝生寺の本守であった法善寺に伝来したという武田八幡宮殿の天文十年造営札には、大權主の武田晴信に次いで、少齋として武田義信と「苗敷山住御蘭葉榮真」の名が記されている。^{〔四〕}この様札は現存しないが義信を「武田三郎」と表記するなど、戦国期の史料としては疑問が残る。

一方、『甲斐国志』に記載された宝生寺に伝来した文書は、次のとおりである。

- ①「永禄九年七月武田ノ印書 一章」
- ②「同十二年七月 同 一章」
- ③「天正五年十一月 同 一章」
- ④「同十一年四月十九日寺領五貫二百文ノ御朱印」
- ⑤「同十七年十一月伊奈熊蔵ノ証文」
- ⑥「同廿年加藤光泰ノ黒印禁制一章并ニ寺領ノ証文一通」
- ⑦「慶長八年四奉行ノ証文一通」
- ⑧「寛永十九年以來御代々ノ御朱印」

上記①から⑧までの内、⑨永禄十二年七月付の武田家朱印状以外は、その内容を確認できる。⑩の文書の内容を推測することは困難であるが、『甲斐国志』には、苗敷山内における木材伐採・牛馬の放牧を禁ずる禁制や寺領の安堵・免役状については、⑪、⑫のようにその概要が記されている。⑬にはそのような記載がされてしまうが、したがつて、永禄十二年七月の武田家朱印状は、禁制や安堵・免役状に該当しないと考えられる。

上記①から⑧までの文書の内、内容を確認できる最古の文献史料は、⑭に該当する丙寅（永禄九年）一五六六七月十八日付の武田家朱印状^{〔五〕}（史料一）である。

史料二

○朱印
苗敷山之別当拘之家・間之分、棟別錢并御普請役、為御祈持御赦免候者也、
仍如件、

丙寅

七月十八日 長坂源五郎

奉

史料一によると、苗敷山の別当が所持する家一軒分に賦課された棟別錢及び御普請役を、武田家が祈持の代わりに免除したという。祈持の内容については不明であるが、その前月にあった信玄女黄梅院殿（北条氏政室）の出産に關係するものであつたとも推測される。

続いて、③に該当する天正五年（一五七七）十一月六日付の武田家朱印状⁽²⁾が、次の史料二である。

史料二

定

任仙謹坊譲与之旨、□□向後相拘、不可有造宮等疎略、然而當家御武運

長久、國家安泰之御祈念、可抽丹精之由、被仰出者也、仍如件、

土屋右衛門財

天正五年丁
十一月六日

源宗坊

苗敷山

甲州苗敷領、甘利上条内五貫文、矢戸内三百文事

右如前々所令寄附不可有相違之狀如件、

天正十一年十九日 朱印

史料二は、近世に宝生寺の本寺であった法華寺（南アルプス市）が所蔵する文書であるが、文書の包紙の貼紙に「譲与之旨ハ苗敷山ノ三字欠損」と記されていることから、苗敷山に關係する文書であることを確認できる。

史料二によると、仙謹坊の譲与の意向に従い、今後は源宗坊が苗敷山を管理し

て境内の造営などに勤め、武田家の武運長久と國家安泰の祈念を行いうよう、武田家が源宗坊に指示している。この時に仙謹坊から源宗坊に譲渡されたのは、内容から判断して苗敷山の別当職であったと考えられるが、別当職の補任には、先代からの譲渡の意向だけではなく、武田家による承認が必要であったことを確認できる。

このような史料一、史料二の内容をふまえると、中世の苗敷山は、別当を中心にして運営された靈場であったことがうかがわれる。ここで、永禄四年（一五六二）四月、府中八幡宮（甲府市）に勤仕する國中地域の福宜衆の輪番制度を定めた武田家朱印状⁽³⁾を見ると、その五十六番に「あまりの祢き」「下条の祢き」、五十七番に「あまりの祢き」「上条の祢き」とあるが、五十六番の「あまりの祢き」は上条東割の南宮明神、「下条の祢き」は下条中削の神明宮、五十七番の「あまりの祢き」は上条南割の八幡宮、「上条の祢き」は下条南割の右宮明神の福宜衆であると考えられている。⁽⁴⁾このように、府中八幡宮に対して、苗敷山からの福宜衆の輪番勤仕を確認できないことから、苗敷山は福宜衆の存在しない信仰形態を有していたことが推測される。

続いて、④「同十一年四月十九日寺領五百二百文ノ御朱印」に該当するのが、史料三の德川家朱印状⁽⁵⁾である。

史料三

苗敷山

甲州苗敷領、甘利上条内五貫文、矢戸内三百文事

右如前々所令寄附不可有相違之狀如件、

天正十一年十九日 朱印

史料三は、武田家が滅亡した頃年、徳川家によって発給された寺領安堵の朱印状である。本文書により、苗敷山は甘利上条において五貫文、矢戸（谷戸・北杜

市大泉町)において二百文の所領を安堵された。「前々の如く」とあるとおり、この所領は武田家統治時代以前に免れていったことがうかがわれるが、現在、武田家が苗敷山に発給した所領の寄進状等を確認することはできない。

同年四月十七日には天沢寺(甲斐市)、四月十八日には篠原八幡(甲斐市)、松尾神社(甲斐市)、甘利八幡(韭崎市)、甘利南宮(韭崎市)、おひれの宮(韭崎市)、穴山瓢訪社(韭崎市)、四月十九日には法善寺(南アルプス市)、四月二十日には慈照寺(甲斐市)、松雲院(南アルプス市)、深向院(南アルプス市)、八幡寺(南アルプス市)、円井瓢訪社(韭崎市)、大公寺(韭崎市)、四月二十一日には伝嗣院(南アルプス市)のように、史料三に前後して武川筋・西郡筋を始め甲斐国内の寺社に対しても、寺社領の安堵を伝える徳川家朱印状が発給されたが、本文書もこの一環として発給されたものである。しかし、甘利八幡や甘利南宮のような甘利地域の神社領が四月十八日付であるのに対して、苗敷山が近世に宝生寺の本寺となつた法善寺と同じ四月十九日付であるのは、既に同時期から法善寺との関係が構築されていた可能性もうかがわれる。

統いて史料三の六年後にあたる天正十七年(一五八九)十一月二十二日に発給されたのが、⑤に該当する史料四の伊奈家次等領譲文書である。

【史料四】

甲州武川筋苗敷領之事

一、武拾美若斗六升四匁五才
甘利北割村二而
黒印

已上

右依有
御朱印、任面付員數如此也、然者全可有所務、田畠上中下共ニ宅段
ニ毫牛宛之夫錢取、右之分百姓請負一札有之、仍如件、

天正十七己丑年

十一月廿三日

伊奈熊藏 花押 黒印

苗敷山

【史料五】

於于甘利上桑南割

為苗敷山守領、給人帳面之分地參拾俵々分令寄附署、者守此旨國家安榮式運

史料四是、徳川家の奉行人である伊奈家次(忠次)が、苗敷山領として甘利北割にて「十俵一斗六升余の所領を後高により打ち出し、田畠一段あたり一斗の夫方を徵収することを指示した文書である。文中に「御朱印有るに依り」とあるように、史料四是徳川家が発給した朱印状によって知行が認められた所領を対象にしていたことがわかるが、その朱印状とは史料三の徳川家朱印状等に該当するとして多數発給されている。

ところで、史料二には甘利上条と矢戸における所領の安堵が記されているのに對して、史料四には矢戸の所領が見えない。しかし、法善寺の場合は、天正十一年に加賀美・寺部・藤田・加賀美中条(箇中条)に所在した寺領が、天正十七年に発給された徳川家朱印状には、加々美郷内の所領のみ記載されている。また、甘利南宮の場合も天正十一年に甘利上条・同下条・同河崎分に所在した寺領が、天正十七年には甘利東之割のみ記載されている。

したがって、史料四により天正十七年に苗敷山領として確認された所領は、矢戸を含んだ所領であったが、表記上、史料三で筆頭にあげられた甘利における所領のみを在所として記載したと考えられる。

そして、史料四には「右之分百姓請負一札これ有り」と記されており、苗敷山が直接土地を所持し經營するではなく、百姓が年貢として一定額を苗敷山に納めることを請け負つたことがわかる。

史料四が発給された翌年にあたる天正十八年(一五九〇)、徳川家康は關東地方に国替えとなり、甲斐国には代わって豊臣秀吉の家臣が大名として入封する。この内、天正十九年二月頃に甲斐国を知行した加藤光泰が発給した文書が、天正二十一年一月八日付の加藤光泰判物等である。

長久之祈願要也、仍如件

付、不可伐採山、諸役免除不可有俗徒之縛者也

天正二拾年二月八日

宝生寺 光泰花押

史料五によると、光泰が苗敷山の寺領として、甘利上条南剣において三十俵を寄進し、國家安榮や武運長久の祈願を行なうよう、宝生寺に誓約している。光泰は、既に前年の天正十九年春月廿日付で甲斐国内における寺社領の寄進を行なっているが、本文書と同年月日付で二宮美和神社（笛吹市）、三宮國玉神社（甲府市）、景徳院（甲州市）に対しても所領寄進の文書を発給している。⁽³⁾

ここで注目されるのは、苗敷山の寺領が「給入帳面之分地」として表記されており、新たに加藤家の家臣團に所領を配分した上で、再編成された寺領が上条南剣に与えられたことである。また、「宝生寺」というきぢが、本文書により初め

て史料上に記載されている。

そして、付記には立木伐採の禁止と諸役免除の保障が記されているが、この文書は光泰が発給した寄進状の一部のみに確認される表記である。したがって、宝寺が寺領（境内）において立木伐採の禁止を保障するよう光泰に要求した結果、史料五が発給されたことがうかがわれる。

さらに、史料五が発給された翌日にあたる天正二十年二月九日の日付で、苗敷山の寺領を保障する内容の史料六が苗敷光泰禁制寫⁽⁴⁾が発給された。

【史料六】

苗敷山

一甲乙人等狼藉之事

一於寺内殺生之事

一伐採山林竹木并放牛馬之事

右之条々於于違犯之盜者、可被所嚴科之旨被仰出者也、仍如件

天正二拾年二月九日

黒印

史料六は、史料五とともに先の(6)に該当する文書である。内容は、苗敷山内における狼藉、及び寺内における殺生、山林竹木の伐採や牛馬の放牧をそれぞれ禁止し、違反した者を処罰する旨が記されている。

すなわち、この内容は、史料五の付記に記された文旨を再び承認することであり、苗敷山を信仰の場、霊場として聖域化するものであった。そして、近世に形成された苗敷山上における宗教施設の設置の前提になつたと考えられる。

このように、史料五及び史料六により、所領や靈場が権力によつて保障されることをとおして、近世苗敷山における信仰の場が確立したのではないだろうか。⁽⁵⁾

（1）佐藤八郎校訂 一九六八「大日本地誌大系46甲斐国志」三 雄山閣 卷之八十四
註 郡第十二「苗敷山宝生寺」項

寺部第十二「苗敷山宝生寺」項

（2）註（1）文献

（3）山梨県立図書館 一九六八「甲斐国社記・寺記」二

（4）山梨県 二〇〇四「山梨縣史」資料編7中世4、第三部「三四号」。なお、同「一二五

号には、武山八幡宮に埋葬する至誠天文十年造営札が掲載されているが、これに榮真の名がなく、義信は「武山太郎」と表記されている。

（5）註（1）文献

（6）山梨県 一九九九「山梨県史」資料編4中世1、「一二六号文書」

（7）丙寅（永禄九年）六月十六日、武田信玄は富士浅間大菩薩に対し「信玄息女、北条氏政妻」（黄梅院殿）の安座を祈願している（山梨県 二〇〇五「山梨縣史」史料編5中世2上、九七三号文書）。

（8）註（6）文献、「一二五号文書」。

（9）註（6）文献、「四〇号文書」。

（10）西田かほる 一九九四「甲州国中における社家とその組織の成立——水持・足水期を対象として——」『武田氏研究』一一

(11) 註(6)文獻、一二二七号文書

(12) 註(6)文獻、一二八八号文書

(13) 註(6)文獻、一二六九号文書

(14) 註(6)文獻、一二九五号文書

(15) 註(6)文獻、一四〇九号文書

(16) 註(6)文獻、一四一〇号文書

(17) 註(6)文獻、一四二三号文書

(18) 註(6)文獻、一四三一号文書

(19) 註(6)文獻、一三五八号文書

(20) 註(6)文獻、一二五八号文書

(21) 註(6)文獻、一二九〇号文書

(22) 註(6)文獻、一三九四号文書

(23) 註(6)文獻、一二九六号文書

(24) 註(6)文獻、一二四〇八号文書

(25) 註(6)文獻、一二二二号文書

(26) 註(6)文獻、一三六八号文書

(27) 註(6)文獻、一二二八号文書

(28) 列えは、「高野山神社(註(6)文獻、七九三号文書)、一寅美和神社(註(6)文獻、七五三号文書)、三寶圓玉神社(註(6)文獻、一五号文書)」などに著述されている。

(29) 註(6)文獻、一三五九号文書

(30) 註(6)文獻、一四一一号文書

(31) 山梨県 一九九八「山梨県史」資料編3近世1、一五号文書

(32) 註(31)文獻、一二二号文書、一二二号文書、一四号文書

(33) 註(31)文獻、一八号文書

(34) 十六世纪末の高野山の信傳に関しては、天正十五年(一五八七)四月七日に「高野山御住有者」が「甘利庄吉之弟庄蔵院」の逆修を取り次ぎ、高野山(和歌山県)に登山して供養を行っている(丸島和洋、二〇一〇「高野山或羅院」甲斐国供養帳)

(三) —【甲州月牌帳 二印】(その一) —【武田氏研究】四一)。苗教山と高野山を中心とした修験との関係がうかがわれる。

第七章 苗敷山の石造物の変遷

谷川 章雄

様四辛未□ 八月吉日□ や奥宮参門手前の石段登り口右側にある石灯籠の「□元禄四辛未歲」と一致している。また、その前年の紀年銘は、「元禄三庚午年」と刻まれた奥宮隨神門跡正面左手の石標に見られる。このことは、すでに指摘されているように、元禄三四年（一六九〇—一六九一）頃に苗敷山の参道から奥宮にかけて再整備が行われたことを示している。

この時期より古い石造物の紀年銘は、参道の十三丁目の石鳥居の「寛文四甲辰年（一六六四）四月三日」に認められた。

一 石造物の造立年代

苗敷山の石造物

今回の調査においては、苗敷山の石造物として、以下のようなものが確認され

た。

①参道の丁石

②参道の山の神の石祠

③参道の石鳥居

④参道の「御輿掛場」の碑

⑤参道の西行歌碑

⑥参道脇集石6上の石造物

⑦奥宮から山門跡にかけての石造物

⑧奥宮周辺の石仏

⑨墓地の石造物

これらの石造物については、その詳細が報告されているが（第二編第六章参照）、

ここでは苗敷山の石造物をめぐる問題を考えることにしたい。

参道・奥宮周辺等の石造物の造立年代

まず、苗敷山の近世を中心とした石造物の造立年代について、紀年銘のあるものを中心に検討してみよう。

参道の「丁石で紀年銘のあるものは「初丁日丁石」の「元禄四辛未歲（一六九一）」のみである。ただし、この年代は、参道の廿二丁目の「御輿掛場」の碑の「豈元

一 方、中世に遡る石造物の紀年銘は、奥宮北側にある石灯籠の竿の「応安二（一三六九）卯月三日」が最も古い。しかしながら、次に古いものは、奥宮隨神門跡正面左手にある「元時永正六月己巳（一五〇九）壬七月十五日謹願主敬白」と刻まれた石灯籠の竿まで年代が下ることになる。これは、中世から近世にかけての石仏の中に、十六世紀後半代頃とされる六地蔵石籠や、慶長期前後の五地蔵石籠が見られることとも整合している。資料の乏しさは否めないが、十六世紀代が苗敷山信仰の画期の一いつであった可能性も考えられる。

先述のように、元禄三四年（一六九〇—一六九一）頃を中心とし参道から奥宮にかけての再整備が行われたと考えられているが、その後の十八世紀以降の苗敷山の様相はどのようなものであったのだろうか。

紀年銘のある石造物を見ると、奥宮隨神門跡正面左手にある石灯籠か六地蔵石籠の中台とされる「宝永 庚寅 載」があり、これは宝永七年（一七一〇）のものである。

十八世紀後半になると、参道の廿四丁目に西行歌碑が造立される。別に述べら

れているよう（第二編第十章参照）、この歌碑は天明七年（一七八七）に上条南割村名主で俳人の遠近庵引樂（堀内太郎兵衛）が主体となつて造立したものである。これとほぼ同時期のものには「□明二 八月十三日」と刻まれた地藏石仏が参道脇の集石6上にあり、これは天明二年（一七八二）のものとされる。また、墓表には、慶應四年（一八六八）に参道の山の神の石祠が造立されている。

墓地の石造物の造立年代

次に、墓地の石造物の造立年代を見てみよう。すでに指摘されているように（第一編第六章第三節参照）、墓地には、中世の石塔と近世の墓標が混在していた。

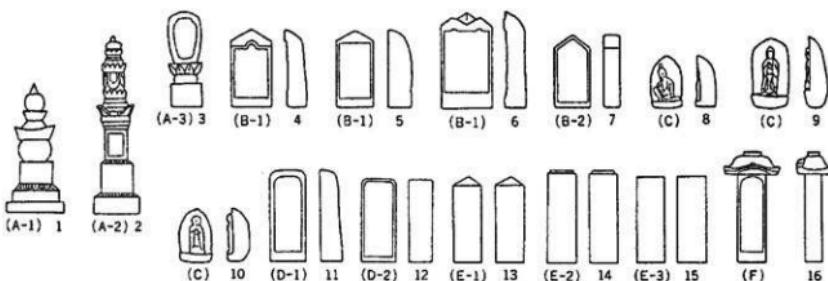
全体を見ると、近世の墓標が中心に配置されており、近世に何回か墓地の造成、整理が行われたことを推測させる。また、中世の石塔は当初からこの地に建てられていたかはつきりせず、近世になって周辺の中世の石塔がこの場所に集められた可能性もあるという。

中世の石塔では、五輪塔の地輪の下幅が狭まる十六世紀前半のもの、宝篋印塔の相輪が大きな十六世紀後半頃の造立かというものなど、十六世紀代のものが中心である。

一方、近世には、この場所は主として宝生寺の僧侶の墓地であった。江戸および周辺村落の墓標の分類に準拠して（第1図）³⁾、墓標の紀年銘をもとに被葬者を古い順に並べると次のようになる。

貞享五年（一六八八）	C類
寛保二年（一七四一）	A-1類
宝暦十二年（一七六二）	A-1類
天明二年（一七八二）	F類？
文化十一年（一八一四）	E-1類
文政十年（一八二七）	E-2類
天保六年（一八三五）	D-2類

ここではC類（舟形）の貞享五年（一六八八）の紀年銘が最も古いが、墓地全



第1図 江戸および周辺村落の墓標の分類（谷川 1988）

体でもB-1類（板碑形）などのより古い型式が見られないことから、十七世紀後葉がこの墓地の歴史の一つであった可能性が考えられる。貞享五年銘のものは被葬者が「当寺開山」とされており、墓標ではなく供養塔かも知れない。また、十八世紀中葉にA-1類（五輪塔）が造立されるが、十九世紀になるとE-1類、E-2類（角柱形）が見られるようになる。なお、僧侶を中心の墓地でありながら、無縫塔（A-3類）は一基のみであった。

天保六年（一八三五）の紀年銘をもつD-2類（桶形）は、「真如院盛花智妙大姑」という戒名から明らかなるように、女性の俗人の墓標である。詳細は別に述べられているが（第三編第十章参照）、この被葬者は甲府勤番であった中村金太（太）夫の妻であり、出自はやはり甲府勤番をつとめた豊原為五郎勝英の娘であつた。中村家は知行地二百石および禄米五十俵の旗本、豊原家は禄米二百俵の旗本である。施主は銘文によれば「豊原十兵衛藤原勝幸」となっている。

中村家の菩提寺は遠光寺村の仏国寺（日蓮宗）、豊原家の菩提寺は甲府の要法寺（日蓮宗）であるところから、真言宗の宝生寺の僧侶を中心とした墓地になぜこうした墓標が造立されたかは不明である。近世の苗敷山信仰がその背景にあつたか、または墓標ではなく供養塔であるかもしれない。

なお、ここでは甲府勤番の旗本の妻の戒名に「院号大姑」が用いられている。この点について気のついたことを述べておきたい。

江戸の武家の戒名については、寛永寺の子院護院院の過去帳の分析によつて明らかにされている。それによると、旗本の家柄と戒名の格式はほぼ次のとおりであつた。^③

寄合
院殿号大居士
両番・大番
院号居士

小十人組・医師

院号居士

右の旗本の家柄と石高・禄高との関係を見ると、概ね寄合は二千石以上、両番は三百石（儀）・一千八百石（儀）・大番は百石（儀）台・一千石（儀）台まである

たとされる。

こうした江戸の旗本の戒名の格式を見ると、「一百石および五十俵の旗本中村家の妻で、出自が二百俵の旗本である豊原家の娘であった者の戒名が「院号大姑」というのは、格式がやや低い印象を与える。また、墓標の法量も竿高が五〇cmと小型であつた。

このことが被葬者の家の中の位置など個人に由来するものか、あるいは甲府勤番の戒名の格式が江戸の旗本とは異なっていたのかは、今後究明していく必要があるだろう。

以上のように、苗敷山の石造物の造立年代を検討してきた。資料が少ない点でやや不安が残るが、その変遷を以下のようにまとめることができると思われる。

①中世の石造物の紀年銘は、石灯籠の竿の応永二年（一三六九）が最も古い。
②永正六年（一五〇九）銘の石灯籠の竿、十六世紀後半頃とされる六地蔵石輪、慶長期前後の五地蔵石輪があり、さらに墓地の中世の石塔は十六世紀代が中心であることから、十六世紀代が歴史の一つであったと考えられる。

③寛文四年（一六六四）銘の十三丁目の石灯籠は、この地域では古いものに位置づけられる可能性がある。また、墓地の石造物では「当寺開山」を被葬者とするC類（舟形）の貞享五年（一六八八）の紀年銘が最も古く、B-1類（板碑形）などのより古い型式が見られないことから、十七世紀後葉が歴史の一つであったと考えられる。

④丁石、「御輿掛場」の碑、石灯籠 石標の紀年銘により、元禄三・四年（一六九〇・一六九一）頃に参道から奥宮にかけて再整備が行われたこととをうかがわせる。

すなわち、ここでは中世末の十六世紀、近世に入ると十七世紀後葉、元禄三・四年

年（一六九〇～一六九一）頃、十八世紀後葉を石造物の変遷上の西期として指摘されるのではないだろうか。

二 石造物の変遷と西期

石造物の変遷と西期

これまで述べてきた、苗敷山の石造物の変遷と西期の背景について、若干の考察を試みることにしたい。

十五世紀後半から十六世紀にかけて宝生寺は武田氏の保護を受け、武田氏滅亡後も同様の庇護下にあった。

文化十一年（一八一四）に成立した『甲斐国志』卷之八十四仏寺部、第十二苗

敷山宝生寺の項には、以下のような記述がある。

永祿九年（一五六六）七月武田ノ印書一章〇同十二年七月同一章〇天正五年（一五七七）十一月同一章〇同十二年（一五八三）四月十九日寺額五貫二百文・御朱印〇同十七年（一五八九）十一月伊奈熊藏・証文〇同廿年（一五九一）

加藤光泰・黒印禁制一章并二寺領・証文一通

また、慶応四年の『甲斐国守記』の宝生寺の項にも、「就中武田信玄之時に當ては諸家社修復領として境内山林ハ勿論南麓南割において萬百七十石を給り境内禁制書等迄御立被留候」「殊ニ当國五穀播殖農耕之元祖當院ニ鎮座因有之天文八年（一五三九）秋八月中當寺之住僧阿源榮真を信玄深く御倚依はあり」別當戦被仰付一国中五穀成績之礼配札御免狀給り甲國一円周村仕候式例も有之候」と記されている。また、同書には『甲斐国志』に見える「永祿九年（一五六六）七月十七日武田家御朱印」「天正十一年（一五八三）四月欠く十九日家康公御光泰御証文写」が記載されている。

永正六年（一五〇九）銘の石灯籠の竿、十六世紀後半代頃とされる六地蔵石幢、朱印写「同十七年（一五八九）十一月廿三日伊奈熊藏殿御証文」同廿年（一五九一）光泰御証文写」が記載されている。

期には、こうした宝生寺の隆盛があつたようである。

十七世紀後葉には、寛文四年（一六六四）銘の十三丁目の石鳥居や「当寺開山」を被葬者とするC類（舟形）の貞享五年（一六八八）の墓標が見られ、その後、丁石、「御奥掛場」の碑、石灯籠、石標の紀年銘から、元禄三四年（一六九〇～一六九一）頃に参道から奥宮にかけて再整備が行われたと考えられている。これは近世の苗敷山信仰の拡大がこの時期に始まったことをうかがわせる。

一方、享保十七年（一七三三）頃の成立かとされる「甲州新」には、「亦巨摩郡甘利の西の方に、苗敷山と云ふ、此山上に立せ玉ふ虛空藏菩薩は、其節國中の水干渴ハ稱の苗を与へ給ふ」とて、「一國の百姓毎年八月十三日に、其年の新米をちいさき後に搭へ持參致すよ」と記されている。『甲斐国志』にはさらには詳しい記述があり、「六月十三日廿三日ヲ前会式ト称シ八月十三日廿三日ヲ大会式ト称ス」（卷之六十六神社部、第十二苗敷山權現の項）、「今ニ至リテ州人六月ノ祭ニハ鼎然ヲ祈リ八月ノ祭ニハ初禮ヲ小サキ儀ニ入レ以テ謂ナルヲ恒例トス」（卷之八十四仏寺部、第十二苗敷山宝生寺の項）と見える。

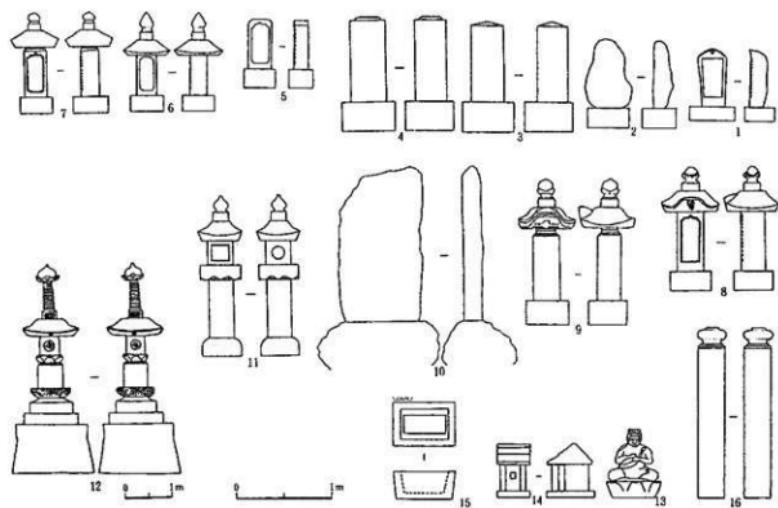
こうした文献資料に見える習俗は、近世の苗敷山信仰の拡大の具体的な様相としてとらえることができる。

また、天明七年（一七八七）に上条南割村名主で俳人の遠近庵引樂（堀内太郎兵衛）が中心となつて造立した西行歌碑については、その造立以前において「甲州斬」のほか、宝曆四年（一七五四）に成立した「裏見寒話」卷之五所述にも「苗敷 西都 かひの國日暮の郡の苗敷の其のから松の下ぞ涼しき」という西行の歌が紹介されており、歌碑造立以前にこの歌が流布していたことがわかる。

このように、十七世紀後葉以降、元禄三四年（一六九〇～一六九一）頃の参道から奥宮にかけての再整備を経て、十八世紀後半にかけて近世の苗敷山信仰の拡大が見られたことは疑いない。

近世の山岳信仰研究をめぐって

こうした近世の苗敷山の様相を他の山岳信仰と石造物のあり方と若干比較して



第2図 人穴碑塔群の分類（横松 2004、一部改変）

みよう。

静岡県富士市にある人穴碑塔群は、富士講およびその前史の石造物としてよく知られているが、次のような変遷が明らかにされている。

すなわち、十七世紀後半に「石仏」（第2図13）・「石祠」（14）が造立され、十七世紀末には「平笠付塔身頂部方頭状方柱形碑塔」（6）・十八世紀前半には「舟形碑塔」（1）・「自然石形碑塔」（2）および「塔身頂部四角錐状方柱形碑塔」（3）が出現するが、これらは富士講以前であった。富士講碑の初例は、明和二年（一七六五）銘の「唐破風笠付塔身頂部有段方頭状方柱形碑塔」（9）であり、「平笠または唐破風付き笠をもつ方柱形碑塔」（6～9）が見られ、「塔身頂部円錐台状方柱形碑塔」（4）が続く。「塔身頂部溝鉢状方柱形碑塔」（5）は「笠を有しない方柱形碑塔」（3～5）に先行する。「方柱形碑塔」（3～9）の導入と増大が江戸富士講の成立と拡大を物語っているという。

このような人穴碑塔群に見られる富士講の成立と拡大の様相は、苗敷山とともに展開していくのに對して、近世の苗敷山信仰は村落の農耕儀礼に立脚しながら拡大していくように見える。とすれば、今後の近世の山岳信仰の研究は大きな歴史的動向に位置づけるだけではなく、苗敷山のような個別の事例にもとづいて、都市や村落などの信仰基盤に着目した地域性、階層性を含めた詳細な検討を行なっていく必要があるのでなかろうか。

註

- （1）甲府市史編さん委員会 一九九二『甲府の石造物』甲府市役所 四五二～四六一頁
- （2）谷川章雄 一九八八『近世墓標の類型』『考古学ジャーナル』二八八 ニューサイ

- (3) 藩生真沙雄 一九九〇「護国院總務室の分析」東駒山寛水文庫護国院Ⅱ 文獻調査・考察編 都立学校調査委員会 五一～五三頁
- (4) 富士吉市教育委員会 一九九八「富士人穴」
- (5) 横松草人 一〇〇四「草人講の成立と展開」「江戸の折り」古川弘文館 一五三頁
- (6) 橋口定志 一〇〇四「江戸の折り」成果と課題」「江戸の折り」古川弘文館
一九四一～九七頁

第八章 石鳥居の造立石工について

想櫻那中
神主

孝寒祠文位

〔事例IV〕 甲府市愛宕町 長禪寺石灯籠 一対
〔右塔等〕 (右) 明暦武年丙申仲冬良辰
(左) 奉寄進石灯籠

〔左塔等〕 (右) 瑞雲山長禪寺
(裏) 東晉入月四
奉寄進石灯籠

〔正面〕

瑞雲山長禪寺
奉寄進石灯籠

〔裏〕

楊井吉兵衛道正

〔事例V〕 笛吹市八代町岡 八幡神社石鳥居
〔左〕 施主□(甚カ)右門
〔右〕 太工大坂

楊井吉兵衛道正

〔事例VI〕 甲府市美咲二丁目 御崎神社石鳥居
〔左柱〕 (裏) 天和三年葵寅辰日
〔右柱〕 (裏) 稲荷社
〔左柱〕 (正面) 本願本多九兵右衛
〔右柱〕 (裏) 田辺善兵右衛
〔左柱〕 (裏) 吉兵衛
〔右柱〕 (裏) 大坂石工
〔左柱〕 (裏) 吉兵衛
〔右柱〕 (裏) 大坂吉兵工
〔左柱〕 (裏) 如意安全子孫繁昌
〔右柱〕 (裏) 明暦武年丙申年
〔左柱〕 (裏) 奉寄進御鳥居
〔右柱〕 (裏) 甲府市千塚三丁目 八幡神社石鳥居
〔左柱〕 (裏) 奉為物施主息夫
〔右柱〕 (裏) 右

銘文が刻まれる。

苗敷山山頂部付近にある本宮に向かう参道の十三三丁目にある石鳥居には、次の

一 石工吉兵衛の作品

〔事例I〕

苗敷山

〔裏〕 寛文甲辰年四月一日

〔柱〕 大工府中魚町二丁目大坂吉兵衛

銘によれば、この石鳥居は寛文四年（一六六四）に甲府の魚町二丁目居住の大坂吉兵衛なる石工が造立したことがわかる。石工吉兵衛については、この事例以外にその名を刻む作品を県内で五例が確認される。

〔事例II〕 甲府市酒折三丁目 酒折宮石灯籠

〔竿〕 (正面) 奉納御宝前 宣成

〔裏〕 吉兵衛

七月吉辰

慶安四年
〔竿〕 (裏) 大坂

甲府市千塚三丁目 八幡神社石鳥居

奉寄進御鳥居

右

奉為物施主息夫

如意安全子孫繁昌

石屋

大坂吉兵工

〔左柱〕

〔裏〕 五月初五日

想櫻那中

二 銘文でわかること

Iの吉兵衛に付された「大坂」は、II・III・V・VIにも刻まれており、吉兵衛の姓と考えられないこともないが、「大坂石屋吉兵衛」(VI)の表記からすると、地名と考えた方がよさそうである。IVは大坂の表記を伴わないが、活動時期から考えて同一人物としてよからう。とすれば、吉兵衛の姓は楊井(やないか)、実名は道正ということになり、大坂は吉兵衛の出身地を指すと考えられよう。甲斐国内には在所として特記されるような「大坂」の地名はないから、大坂は關西の大坂(攝津國)を指すものと思われる。

事例の年紀は、慶安四年(一六五二、II)、明暦二年(一六五六、III・IV)、延宝四年(一六七六、V)、天和二年(一六八三、VI)と三年間に及ぶが、總見神社の寛文四年(一六六四)はその期間内に収まる。三年は一人の活動期間としては若干長いようにも感じられるが、不可能というほど長くない。^④造立事例は石爲宿四(I・III・V・VI)、石灯籠二(II・IV)で、IVを除いて他はすべて神社所在のもので、神社への関係密度が高い。ただ、作例の鳥居・灯籠とも社寺共通の石造物であるところからして、このことは特に神社との関係が深いことを示すというわけではなく、單に觸発的理由によつて作品個体が残された結果に過ぎないであろう。

三 関西石工と甲斐国

大坂出身の吉兵衛が遠く離れた甲斐で仕事をすることになつた背景を考えてみたい。

甲斐国において石工銘を刻んだ最古例は甲府市湯村三丁目にある塩沢寺の貞和六年(一三五〇)銘板碑だが、銘文に欠損があり、石工名や在所は確認できない。これに次ぐのは、文和二年(一三五三)に甲州市大和町の柄雲寺庭園の庭石に刻まれた銘文で、「京成道石刻之」とある。京成は「京城」で京都のことであろう

から、道石は京の石工と考えられる。境内に、甲斐には遺存例が他にほとんどない關西形式である同年銘の宝篋印塔(普同塔)が現存するのも(山梨県指定文化財)、彼が作者であれば納得できよう。

開山業海本淨がこの地に開創創建に着手したのは貞和四年(一三四八)だが、彼は觀応三年(一三五二)七月二十七日死去しており、後事を託されたのが一世無二之元である。一方、道石が普同塔を造立した文和二年には、法橋院道院弘が業海の師で勤謹開山でもある中峰妙本(普應國師)像を、伯者法眼慶[□]が業海像を作製している。前者は院派と呼ばれた京仏師、後者も「將軍家大仏師」と称しているから、いずれも在京住の仏師とみられよう。業海の没年月を刻み、界指定文化財になつてある宝篋印塔も残されるが、これは關西形式だから、道石や京仏師が招聘されたのは、業海の死の直後、造営を急ぐ之元によってということになろう^⑤。

こうして関西石工との接点を見出すことができた。その後の中世在新遺品は次の四例しかない。

① 忍水十二年(一四〇五)一月一日

市川三郷町大坂 熊野神社狛犬

「大公性見 小公藤二良」

② 享禄五年(一五三二)三月七日

山梨市北 雄八幡神社如法經塔

「大工九□□良 小工□□□」

③ 水禄四年(一五六一)

甲斐市越王 舟石 爵家藏石橋

「市之丞」

④ 天正十一年(一五八四)八月

韮崎市神山町 武田八幡宮市鳥居

「作是 今□之住人筆」

したがつて、柄雲寺も関西との関係が持続されたかどうかは不明である。

江戸時代に入ると、正保五年を初見として吉兵衛の活動した十七世紀後期には一六例が確認できる。吉兵衛を除いた一〇例は次のとおり。

⑤ 正保五年(一六四八)二月二十四日

甲府市湯村三丁目 塩沢寺無縫塔 「大工信州之角兵衛」

⑥寛文十年（一六七〇）六月二十七日

北杜市明野町 三島神社石鳥居 「大工遠州佐浜村住谷上志郎右衛門」

同飯野弥左衛門」

⑦寛文十一年（一六七一）十一月

南アルプス市上宮地 八幡神社石鳥居 「信州石屋六左衛門」

「信州石屋六左衛門」

⑧寛文十二年（一六七二）四月十二日

甲州市塙山 惠林寺宝慶印塔

「石工泉州産黒田伝藏藤原吉吉」

⑨延宝五年（一六七七）十二月

南部町福士 最恩寺石灯籠

「石工泉州大島郡磯部長右衛門」

⑩天和元年（一六八一）十一月

甲府市塙山 湯訪神社石鳥居店

「石屋竹井伝右門」

⑪元禄四年（一六九一）六月

甲府市湯村三丁目 塩沢寺無縫塔

「造立之大工勘右門」

⑫元禄六年（一六九三）十二月

南アルプス市中条 御牧神社石鳥居

「信州高遠石屋八郎左衛門」

⑬元禄十一年（一六九八）四月

南アルプス市塙山 白山神社石鳥居

「□□高遠守屋勘兵衛」

⑭元禄十一年（一六九八）四月

南アルプス市塙山 白山神社石鳥居店 「施主信州石屋勘兵衛」

「□□高遠守屋勘兵衛」

紀前期内（元禄十四年（一七〇一）～寛延二年（一七五〇））の在銘事例一八のうち、在所不明の一例を除けば、すべてが高遠石工という盛行期を迎える。それ以降もその状態を維持し、甲斐在石工が見え始める十八世紀後期になつても数の上では圧倒する時期が十九世紀半ばまで続く。即ち、⑫に始まる十七世紀末以降、甲斐国内では高速石工の盛期を迎えることになるのであるから、吉兵衛の活動したの

はその直前のこととなる。

前掲の一〇事例二一人の石工を国別みると、信濃一（⑤⑦）、遠江二（⑥）、和泉二（⑧⑨）、高遠四（⑫～⑯）となるが、信濃の一例は高速とは明記されないもののその可能性が強く、在所不明の一例も高速石工である可能性がある。⁽¹⁾これに大坂の吉兵衛事例を加えて整理すれば、高速石工八（和泉二・根津六）となり、両者が拮抗して活動した時代ということができよう。中世石工の実態が不明なことは前述したとおりだが、十七世紀末以降高速石工が隆盛していくことを考えれば、十七世紀後期は関西石工（或いは他國石工）の時代から高速石工に集約されていく時代への転換期であったといえよう。実際、十八世紀以降の江戸時代の事例をみても、高速以外の他國石工は、江戸二・武州神奈川宿一・信濃佐久郡一・同諏訪郡四の八人しかおらず、関西石工は一人も見えない。吉兵衛は通石以来の系譜を引く甲斐で活躍した関西石工の最後の人物といふことができるよう。

四 甲斐国石工の存在形態

以上は石造物の在銘遺品による分析であるが、石工のすべてが自分の作品に銘を刻んだわけではない。残存事例をみても、作者名を刻まない方が圧倒的に多い。在銘遺品の上では確認できない在國石工について、その実態を文献の上で確認しておこう。

中世文書には甲斐の石工は登場しない。⁽²⁾近世に入つてからだが、宝永二年（一七〇五）の『古山日記』⁽³⁾に次のようにある。

「右切拾五人

北山筋宇津谷村

是は老人高石工斗宛御役引・御用之節勤日巻日老人に米壹升八合つ・御扶持被下、一人老年に廿四人充相勤候、其外は貸金被下候

宇津谷村（甲斐市）の右切一五人に對し、役食担を条件に年貢を免除し、役勤仕の際は食糧を支給、一人当たり年一四日が義務勤務で、それを越えた場合は賃

金雇用とするのである。「石切」を業とする者の存在が確認できるが、同年に作成された宇津谷村明細帳（写）によると、

右石切之儀、先年者当村ニ御座候ニ付御役相勤申候所二、只今者石切退転仕

二付、御役被仰付候節者貯銀を以相勤申候

とあって、石切は退転して村には現在居住する者はいないから、御用の際は他村の職人を資金で雇つて請つたと説明しているから、宝永二年時点では宇津谷村に石切は居住していなかったことになる。

では、不居住になつたのはいつ頃であろうか。同地の小林正博家には寛文二年

石切人致書上ケ帳（A）、貞享元年石切人致書上帳（B）、元禄三年役人致書名前

第1表 宇津谷村石切時代別実名一覽表

記載根拠	寛文二年（一六〇二）	B 貞享元年（一六〇四）	C 元禄三年（一六〇九）
慶安年中名前帳写	往古より相勤候名前		先年の名前帳写
徳右衛門	徳右衛門		
佐太郎	佐太郎		
喜太郎	喜太郎		
惣三郎	惣三郎		
与三左衛門	与三左衛門		
三左衛門	三左衛門「忠兵衛父也」		
五郎右衛門	五郎右衛門		
次郎兵衛	伝右衛門「次郎兵衛子也」		
伝左衛門	伝左衛門		
彦兵衛	彦兵衛「吉左衛門子也」		
六右衛門	六右衛門		
与右衛門	与右衛門		
吉之丞	吉之丞「八右衛門父也」		
府右衛門	府右衛門		
太郎右衛門	太郎右衛門		
吉兵衛	吉兵衛		

書上ケ帳（C）が残り、同村の役引石切の実名が記録される。

Aには、「右者、当村ニ御座候石切之者共前々より御用相勤候例を以、慶安年中

御城御普請之節御用相勤候人数、此度御用ニ依被仰付候ニ石切名前帳面差上申候」とあるから、前回の慶安年間（一六〇八～一六一〇）の名前帳を書きして提出したらしく、城制に囲っては、石切個人よりも役負担人数の確認がより重要だったからとみられる。Bは「河内筋切石村御普請」を命ぜられた際、「往古より相勤候石切之名前人数相改」めて報告したというから、これも貞享元年当時のものではない。

Aと人名を比較すると次郎兵衛が伝右衛門と変わっているだけ残りの「四人が同名である。」はそれぞれの名前につけられた付箋の文字で、血族関係が注

記される。それはこの四人の家が在村したため注記が可能だつたと考えるのが至

しから、八左衛門→八右衛門→太郎右衛門→太郎右衛門は書き誤りだとしても、

半左衛門・文右衛門・吉兵衛の三人は明らかにA・Bに登場しない。つまり、Cは慶安年中帳を下敷きにしていないことがわかる。そこで参考になるのが、Bが

彦兵衛に「吉左衛門子」と注記する点である。同人はAでも彦兵衛だからそれ以前に吉左衛門を役負担者とする名前帳があつたとすれば注釋はある。その慶安以

前の名前帳には半左衛門・文右衛門・吉兵衛・吉左衛門が載り、慶安年間には彼等の子どもたちもまた在村していたため、後継者として徳右衛門・佐太郎・府右

衛門へと変更されたが、元禄三年以前に離村したため、Cが利用した旧帳の名前

がそのまま残り、Bで付箋をつけられた四家のみが後継者の名に変更されたとすれば、すべてが整合的理解できる。そう解することができると思えば、慶安段階での在村者は七家、元禄三年には四家と減り、明細帳の作られた宝永二年までには役負担者のすべてが離村したと考えられる。

「石切」と表記される宇津谷村の石工はこうして姿を消すが、彼等は城普請や川除などの土木工事に集団的に従事する石工で、個別に石造物を造つて銘を刻ん

だ吉兵衛等のような石工とは差異が異なっていた（以下、前者を「石切」、後者を「石工」という）。したがって、両者は仕事が競合しないわけで、石切の存在は石工の活動をそれほど制約しなかつたと思われる。他国石工の活動を盛んにした所以であろう。⁽⁵⁾

石切ではない甲斐の石工の初見は、明和五年（一七六八）上野原市西原の稱荷神社本殿建立に従事した原村（西原地内）の伝兵衛（肩書きは「石切」と表記される）で、南部町猪根にある勝法寺前の遠忌碑を刻んだ安永八年（一七七九）の「当村石屋又七・半六」がこれに算き、以後微増していくことになる。幕末に活躍した夜子沢（身延町）石工に伝わる石工由来記が、一旦中絶した同地の石工職が再興された時期を安永年間（一七七二～八一）とするのも、こうした状況を反映しているといえよう。しかし、高遠石工の勢威にはなかなか追いつかず、在銘道品の数の上で拮抗するには、幕末の一八四〇年代（高遠一四、甲斐一二）まで待たねばならなかつた。

もう一例は横札によるものだが、若宮八幡神社（昭和町西条）石鳥居を嘉永六年（一八五三）に再建した「甲府堅町石工伊藤幸吉源好光」である。堅町は甲府城北部に位置し、一の堀を抜んで先手小路の武家屋敷地につながる南北通りにあつた。好光の名は他に見えないが、天保七年（一八三六）の調訪神社（甲斐市牛引）石鳥居を造立した「信州中伊奈郡入谷山室村井藤幸吉平吉光」が、字は異なるものの読みが共通する。高遠石工である井藤吉光が、甲府定住にあたり、井藤を甲斐に多い伊藤、名を好光、本姓を甲斐源氏にちなんだために平氏から源氏に改めるということはあり得よう。とすれば、彼の城下在住はそう長くはなかつたことになる。

いすれにしる、この二人（三人）は吉兵衛の活躍した時代よりも百年若しくはそれ以上後の事例である。同時代の十七世紀ではどうか。元禄八年（一六九五）九月の上下町中諸職人改選⁽⁶⁾に下町中の「石切」五人が記載される。この「石切」が業態上でも名称どおり石切だったのか、或いは石工を意味するのか微妙だが、覚では「是ハ平ニ而御役ハ不勤候」と注記するから、宇津谷石切のように役引城普請などに従事することを条件に年貢免除を受けること）ではなかつたことがわかる。逆の言い方をすると、こうした石切が少なからず存在したことか、石切のいなくなつた宇津谷村での賃金雇用による御役勤めが可能だったといえよう。現段階では、文献上でも十七世紀段階での甲府石工の存在は確認できない。

この甲府城下に居住していた石工は在銘道品の上で二人が確認できる。一つは

六 魚町居住と刻した事情

最後に、このような城下の状況を踏まえた上で、吉兵衛が自分の在所を「府中魚町二丁目」と刻んだ事情を考えてみよう。

魚町は近世の甲府城下町の町名である。中世の源義ケ崎館前の城下には前身とみられる町名はない。城下東部の三の堀に囲まれた「郭内」の南北通りで、西の柳町通りと東の穴山町通りに並行する。一・五丁目があり、二丁目は北が山田町通り、南は甲州街道である八日町通りと交差しており、貞享四年（一六八七）段階で、東側に九軒、西側に七軒があった。¹⁷⁾十七世紀の居住者を一括して記録したものは残らないから、個別史料から拾つてみると、寛文十年（一六七〇）の久兵衛、同十三年の次郎兵衛・角右衛門・小兵衛・重右衛門・次兵衛・伊兵衛・道益・九郎右衛門・金十郎・弥左衛門、貞享三年（一六八六）の魚間屋德右衛門、以上一二名が確認できるが、この中には吉兵衛の名は見当たらない。とはいっても、不明の四名のうちに含まれる可能性は残るわけだが、寛文四年時点で魚町に定住していたとすれば、その後に造立したV・VIに在所を刻まなかつたのはなぜかといふ問題が生まれる。鰐東にのみ銘文を取りめたVは記載するスペースが確保できなかつたからだとしても、それではVIは説明できないからである。

そこで参考にしたいのが、註(18)で引用した「宿取改善上之事」の記事内容である。この文書は、寛文十三年二月に魚町を含む下府中の七町が町年寄に提出した町内宿泊人名簿である。魚町は二十二日に作製している。

第2表 寛文十三年甲府城下町下府中（魚町）町内宿泊人一覧表

No.	宿泊人	在所	着日	立日	泊数	宿泊先	宿泊理由
1	表具屋教右衛門	中安・下秋原村	3	17	14	○丁・角右衛門 与次兵衛 屏風仕付 縫り縫亮	
2	喜兵衛	江戸・大舟町	18	17	1	○丁・角右衛門 与次兵衛 屏風仕付 縫り縫亮	
3	孫次右衛門	甲斐・古関村	19	12	20	○丁・角右衛門 与次兵衛 屏風仕付 縫り縫亮	
4	仁右衛門他1名	甲斐・川窪村					
5	伊兵衛	駿河・岩本村	15	1	1	○丁・角右衛門 与次兵衛 屏風仕付 縫り縫亮	
6	加兵衛	駿河・浜静村	19	5	1	○丁・角右衛門 与次兵衛 屏風仕付 縫り縫亮	

この表は名簿から商人（生産者が自ら売却する場合も含む）・職人の宿泊事例を抜き出したものだが、他国商人一九人（No.2-5・13・15-18・20-22）、自國商人二人（No.3-4・14-19-23-25）、職人一人（No.1）となる。商人の滞在が長くても二週間程度なのは持參した商品が捌けるまでということであろうから相応だとしても、職人の場合はそのを造つたり、直したりするわけだから、より長期の滞在を必要としよう。たつた一例だけの職人事例でも、泊数は一四日だが、商人二人（No.3-4・14-19-23-25）、職人一人（No.1）となる。商人の滞在が「今明口二参り候はつ」と再来を注記している。

吉兵衛が魚町に常住したかどうかを判断できる資料はないことは前述したが、このように仮宿事例が極めて多かつたことからすれば、吉兵衛はこれを利用した可能性があろう。さらに長期滞在を必要とする、借雇という手もあつた。八日町

25	伝三郎他1名	21	6	6	6	○内・大河原	宿泊人
24	市左衛門他2名	22	6	6	6	○内・大河原	宿泊人
23	太郎左衛門他1名	23	6	6	6	○内・大河原	宿泊人
22	六郎兵衛他1名	21	6	6	6	○内・大河原	宿泊人
21	甲斐・大石村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
20	甲斐・小瀬波村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
19	甲斐・波木井村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
18	甲斐・大宮町	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
17	甲斐・大和村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
16	甲斐・本村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
15	甲斐・雲母村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
14	甲斐・高岡町	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
13	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
12	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
11	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
10	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
9	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
8	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
7	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
6	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
5	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
4	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
3	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
2	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人
1	甲斐・郡内村	21	15	14	11	○内・大河原	宿泊人

のことではあるが、「いせ町志丁目甚左衛門信原市之丞儀、今月十九日ニ右の借やを罷立、拙者借屋へ引越申候、家職ハ大工仕候」と職人が借屋した例がある。

吉兵衛が残した作品六例のうち、現住地を刻むのは徳見神社石鳥居の一例のみである。工事を請負った都度仮宿（或いは借屋）だったため、同地への居住意識が稀薄だったことを反映するものと考えたい。一方、出身地とみられる大坂はIVを除く五例に記載されており、意識の相違をかいま見ることができる。

さらにいえば、先の宿泊人名簿には別に寺社参詣・代官所折衝・買い物・病気治療・親戚來訪などの理由での宿泊ケースがあり、前表も含めた計は六事例。

一〇六人となる。うち、他国人は二三事例で二八人（江戸一・遠江二・信濃三・駿河三二人）、甲斐国内の在郷人が三八事例、七八人となる。これは一三十二年まで、即ち一ヶ月の約三分の二の集算だから、計算上は一ヶ月約一六〇人、一年間に一、九二〇人となり、年間約二千人の宿泊出入りがあったことになる。このように多くの人が出入りし、情報が集中する城下に居を構えたからこそ、人と人の交流や情報の入手が容易で、甲府から離れた地域にあるIやVの工事も請け負うことができたといえないこともなかろう。

第3表
十七世紀の棟札に見える他国職人一覧表

No.	年 代	西 唐	造営建物	所 在	職 人 名	國名	棟札番号
5	寛文九七	元和廿二・一五	元和廿二・一五	工匠鉢木辰次	工匠鬼崎古次	工匠半田正定	一〇〇四
4	寛文五二・一	元和廿二・一五	久遠寺五重塔	身延	工匠平吉治	工匠眞下吉治	一〇〇五
3	寛文内一・一八	一六五	本遠寺本堂	大野	工匠穂波義重利	工匠穂波義重利	一〇〇六
2	慶安二八・三	一六五	若宮八幡宮社殿	高尾	大工・村川三太夫	小工・古田三良衛門尉	一〇〇七
1	元和廿二・一五	一六五	久遠寺五重塔	身延	工匠鉢木辰次	工匠鬼崎古次	一〇〇八

註

(1) 指摘「甲斐の石工一在鉢道具を中心にして」(『武田氏研究』一九、一〇〇四)。

(2) もちろん、吉兵衛の名を親子若しくは師弟が襲名して一代にわたる可能性も絶対ではないが、本論に直接関係はないので、ここでは一応同一人物と考えておく。

(3) 恵那守の造立経緯については、指摘「恵那守の創建」(『大和村誌』上・第一編第一の作例を残しており、建築大工等と同様に仮宿（借屋）であったにしても、かな

り特異の存在だったといえる。

事例の多い建築の場合をみると、甲斐国内の工事に従事した他国職人は意外と多く一九〇人もいる。(3) 十七世紀の事例だけを拾えば次のとおりである。

No.1-2-5-6は大名が施主になつての工事で、家臣若しくは領内職人を引き連れてなされたもので、他は任意の請負であるが、甲斐に本拠を持たない点では

一緒で、工事中は当然仮宿ということになる。ただ、彼等はその後も造営に関わった痕跡はなく、一度限りだったと思われるのに対し、吉兵衛は三〇余年間に六つ

の作例を残しており、建築大工等と同様に仮宿（借屋）であったにしても、かな

No.	年 代	西 唐	造 営 建 物	所 在	職 人 名	國名	棟札番号
8	元禄二・一	一六七	鶴見神社御宮	身延	大工泉正次	伊予	一〇〇九
7	貞享四・一五	一六七	鶴見神社御宮	身延	大工羽根多右衛門	伊予	一〇一〇
6	寛文一〇・一	一六九	御嶽神社御宮	桐原	屋根葺青木平右衛門	武藏	一〇一一
5	元禄二・一	一六九	御嶽神社御宮	木挽	屋根葺内田源兵衛	郡 I No.399	一〇一二
4	元禄二・一	一六九	御嶽神社御宮	木挽	和泉	近江	一〇一三
3	元禄二・一	一六九	御嶽神社御宮	木挽	郡 I No.109	一〇一四	一〇一五

(4) 詳細は註(1)論文及び附録「近世甲斐における高速发展」(『再発見－高速发展』)はお書き省略、(一〇〇五)参照。

(5) 註(1)論文。

(6) 笹本正治「武田氏の職人支配－武山氏を例として－」(『年報中世史研究』三、

「九七八」。

(7) 「甲斐義書」一、「甲斐国志」(巻一〇一)の記事もこれに掲げたものと思われる。

(8) 山梨県史資料叢書「村明細帳・巨摩郡編」(山梨県、一九九九)所収。

(9) A-Cとも保坂吾良吉「宇津谷村の職人集団について」(『甲斐路』七九、一九九四)に翻刻され、A-Bは「山梨県史」資料編10・近世3(山梨県、一〇〇一)にも收載される。

(10) 残存石造物からすれば、石切・石工以外に大量の墓石を製造に従事した銘を残さない石職人がいたことは間違いない。石切・石工も一部それに関わった可能性があるが、その存在形態を知り得るような史料は確認されていない。

(11) 註(1)論文。

(12) 平山慶「甲府城の史的位置—甲府国城邑別研究序説—」(『研究紀要』9、山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター、一九九二)。

(13) 飯田文弥「甲府御町宿の成立と助馬(じま)」(『甲斐路』三九、一九八〇)。

(14) 「甲州文庫史料」3、「甲府株仲簡編」(山梨県立図書館、一九七四、史料一九)。

(15) 「山梨縣時社調查報告書」(同上)、「山梨縣」(一九九六)、株式会社。

(16) 「元禄八年御公用宿帳」(『山梨県史』資料編9・近世2(山梨県、一九九六))。

(17) 「甲府略志」(甲府市、一九一八、九八〇)。享和三年(一八〇三)の魚町家持表口問数改帳(『甲州文庫史料』2、「甲府町方編」(山梨県立図書館、一九七四))でも、東側九軒、西側八軒であり、江戸時代を通じて戸数はあまり動かなかつたとみられる。

(18) 宽文十年は寛文十一年涉江五右衛門跡式刀改帳(『甲州文庫史料』2、史料五)、同十三年は宿取改帳上之事(同前、史料七)、貞享三年は同年町中諸問屋改帳(同3、史料一)。

る。

(19) 「山梨縣時社調查報告書」(同上)、「山中内」(一九九五)、「河内」(一九九七)、「同中内」(一〇〇四)、「河内II」、「河内III」(一〇〇五)から始つた。

II (1004)、郡内II・河内II・補遺(1005)から始つた。

第九章 参道石造物に関する考察

櫛 原 功 一

一 丁石について

今回の調査での確認、未確認を合わせた丁石碑は第1表の通りで、御奥掛場を含めて一四例、うち現存を確認できたものは一〇例であり、他に台座のみが三例がある(第2表)。

丁石は初々三丁目、十九廿六丁目が知られるが、四十八丁目の間に認められない。ただし未確認のNo.4・5はその間を埋める資料とみられるほか、石鳥居が十三丁目、台座⑦が十五丁目付近に相当するものと考えられ、本来二六地点すべてに何らかの石造物が建立されていたと考へてよいだろう。また十九丁目、二十一丁目は二例ずつ存在し、功力氏のいうように表道裏道が併存したため、それぞれの道沿いに重複して建てたとみられる。十七・二十二丁日の間に二本の道とみられ、本来尾根道が古くからの道で、南斜面の道は新道と思われるが、元禄年間では两者ともに裏道表道として利用されていたと考えられる。したがって十八・十九・二十丁目の三ヶ所には二つずつの重複した丁石の存在が推測され、本來は計二九基前後の丁石および丁石に相当する石造物が存在したと考えられる。そのうち今日目にできるのは一三程度ということになる。

丁石はいずれも頂部三角形の舟形光背状を呈した光背型。あるいは広義の板碑型であるが、板碑型と呼ぶにはいささか抵抗感がある。注目すべきは石塔(墓標)として丁石が製作されている点で、身延町七面山の丁石が板碑型を採用する点と共にしている。建立年は初丁目丁石(二十二丁目御奥掛場碑の年号とともに元禄四年であることから、元禄四年(一六九一)にすべての丁石が配置されたと推測したいが、数年の年代幅を想定する見方もありうるし、また消失に伴う後の補

第1表 参道の丁石

No.	位置	碑名	碑文	高さcm	幅cm	厚長cm	台座	所在	備考
1	① 初丁目丁石	元禄四年未満當村	元禄四年未満當村	37	28	3.5	無	有	
2	② 二丁目丁石	當村(種子)二丁目/油木氏女	當村(種子)二丁目/油木氏女	43	24	3	無	有	
3	③ 三丁目丁石	當村(種子)二丁目/木山茂兵衛	當村(種子)二丁目/木山茂兵衛	36	24	3	有	有	
4	不明	口丁目丁石	口州高速(口丁目)口勝兵衛	(30)	20	?	無	小明	吉崎市 1989
5	不明	十丁目丁石	武川塙前村ノ口丁目/矢崎甚五郎門	?	?	?	?	?	不明
6	⑨ 十九丁目丁石	下条西削村(種子)十九丁目/大崎甚五郎門	下条西削村(種子)十九丁目/大崎甚五郎門	53	24	3.5	有	有	
7	不明	十九丁目丁石	急見駒井村(種子)十九丁目/上野喜左衛門	55	26	?	有	有	吉崎市 1989
8	⑩ 二十丁目丁石	急見駒井村(種子)二十丁目/野藤反衛	急見駒井村(種子)二十丁目/野藤反衛	55	25	3.5	有	有	
9	不明	二十丁目丁石	下条西削村(種子)二十丁目/東城兵正直	60	25	?	無	不明	吉崎市 1989
10	⑪ 二十一丁目丁石	上条小削村(種子)二十一丁目/塙内八郎内廣	上条小削村(種子)二十一丁目/塙内八郎内廣	53	24	5	無	有	台座は下方に存在
11	⑫ 銅銭掛場	時元禄四年未半(種子)御奥掛場/八月古押口	時元禄四年未半(種子)御奥掛場/八月古押口	82	35	無	有	有	二十一丁目か
12	⑬ 二十二丁目丁石	下条西削村(種子)二十二丁目/秋山宗吉左衛門	下条西削村(種子)二十二丁目/秋山宗吉左衛門	50	24	3	無	有	
13	⑭ 二十三丁目丁石	下条西削村(種子)二十四丁目/東城兵役泰	下条西削村(種子)二十四丁目/東城兵役泰	64	25	3.5	無	有	
14	⑮ 廿六丁目丁石	浪速妙伊(種子)廿六丁目/為善跡	浪速妙伊(種子)廿六丁目/為善跡	56	24	3.5	無	有	

(備考欄文献名は第2編第6章第5節の註(10)、(11)を参照)

第2表 参道の丁石台座

No.	位置	幅cm	奥行cm	高さcm	納穴径cm	納穴深さcm	備考
15	⑤	33	30	16	8.5	4	三丁目丁石台座
16	⑦	33	32	16	9	—	台座のみ
17	⑧	33	31	16	8	5	集石横、台座のみ
18	⑨	33	30	15	9	5	十九丁目丁石台座
19	⑩	33	30	16	8.5	5	廿丁目丁石台座
20	⑪	33	31	17	8.5	6	台座のみ、廿一丁目丁石台座か

てんも全く考えられないわけではない。しかし大方の丁石に年号がないこと、要所にある初丁目、二十二丁目に同じ年号を刻む点から、順次年月をかけて設置していくたどりよりは、同時期に計画的に配置されたと考えるのが妥当ではないか。

石工は、不明丁石（No.4）銘から信州高遠勘兵衛とみられる。石工自らが願主となって丁石のひとつを建立しているわけだが、現在知られる丁石の字体がほぼ同じことから考えて、文字はすべて石工勘兵衛の書で、すべての丁石を勘兵衛が制作したと推測しておきたい。勘兵衛は南アルプス市梁山白山神社の石鳥居銘から守屋勘兵衛と判明する。

丁石は文字を刻んだ碑面の形態により、以下のように分類できる。

長方形—No.2・9・10・12・14

装飾A—No.6・8・13（花頭密状、No.6は加えて中央にラインあり）

装飾B—No.3（花頭密状）

隅丸形—No.7

山形—No.11

装飾A・Bは、中世板碑の系譜を引く板碑型塔婆の半円形の装飾からの変形ともみることができる。板碑型塔婆は近世前期、寛文～元禄期に多いとされるが、これらの丁石類が元禄四年建立とみられる事から、板碑型塔婆の装飾を引き続いだモチーフと理解することは可能であろう。

高さでは四大別できる。

特大—No.11（高さ八寸）

大—No.1・3・8・(9)・14（高さ五六寸程度）

中—No.6・(7)・10・13（高さ五三・五四寸）

小—No.2・12（高さ五〇寸）

※高さは柄を除く。() は未確認。

と関連するものと考えられる。

文字の刻字の仕方に二種ある点、注意される。

字体①—線が細く、浅い。No.1・2・3

字体②—線が直線的で太く、角張り、線断面は稜筋彫り状。No.4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14

一部二大別しておくが、筆跡としては同一人物のものとみられ、不明丁石の「高遠／勘兵衛」の存在から、勘兵衛本人がすべての丁石の文字の書き手と考える。

I類 やや鋭角で尖る—No.3・6・7・9・12・14

II類 開きぎみ—No.2・8・10・13

頂部I類が大きい傾向があるほか、碑面が長方形のものは小さく、装飾的なものは大きい傾向がある。また大きいものを重要地點に建てる傾向もあり、No.1は初丁目、No.14は二十二丁目に、特にNo.11は御奥御場（二十二丁目）に存在する。碑文の願主村名別では次のようになる。

当村—No.1・2・3

下条西割村—No.6・9・12・13

上条中割村—No.10

逸見駒井村—No.7・8

武川塙前村—No.5

信（カ）州高遠—No.4

村（地）名がある資料一二点のうち、苗敷山麓に当たる当村（上条南割村）、

下条西割村、上条中割村、武川塙前村で九点（七五%）を占める。その立地場所は村ごとに近接する傾向が見え、当村は里宮から三丁目まで、駒井村は十九・二十丁目、下条西割村は二十三・二十四丁目と隣接傾向がある。

丁石寄進者の同名異村例としてNo.5・6の矢崎甚五衛門があるが、No.5は未確認で写真がなく、原資料に当たることができないので誤記かもしれない。また

同村同姓例にはNo.7・8の上野善左衛門、勝兵衛、No.9・13の東城氏正・税奉があり、何らかの血縁關係と考えられ、ペアでの寄進が何らかの意味合いでも可能性はある。また女性例がNo.2・10で、No.2の大きさが小形である点も性別と関連するものと考えられる。

であろう。

立地との関連で注目されるのは廿丁目で、塙川沿いの藤井平を望む地点に座り、
があり、さらにも後7も集石付近にあつたとすれば藤井平を見下ろす地点である。
藤井平を展望する場所は登山道中でも十九、二十丁目付近に限られていて、明らか
に寄進者在住の村の視認性が意識されていたことは間違いない。ただし全ての
丁石について「界の眺望が意識されている」とは言えない。また当村者寄進になる
初、二、三丁目が里宮に近い位置にある点は、村からの近さ、里宮と寄進者との
結びつきの強さを示しているとみることができよう。同様に二十六丁目について
は碑文内容が趣を異にしているが、山頂あるいは山貢、宝生寺への祈願とみられ、
最終丁石が廟堂を直接的に表現したものとなつてゐるのは注目される。

山梨県内の丁石の事例としては七面山が古く、承応二年（一六五四）以降、安
政六年（一八五九）までの間の年号が認められるが、苗敷山の丁石は七面山丁石
と同様の板碑型石塔であることから、七面山丁石を模倣して建立されたものと考
えられる。また、金峰山南ルートには御室小屋から山頂までの間に「丁石」が点在し、
山梨市妙見山には觀音堂までの間に十一丁の石が存在するが、いずれも十九世紀
以前の事例となる。丁石については高野山の例が著名であるが、各地の事例との
比較検討が今後必要であろう。

二 勘兵衛の作品と軌跡

寄進者名に關する文献個からの考察は第三編第十章に譲るが、いずれも各村の
名主等の有力者とみられる中で、異質なものに「丁目の女性名、不明丁石No.4の
高速勤兵衛例がある。後者は高速石工勘兵衛が苗敷山丁石を建立したことと示唆
する資料で、かつ本人が丁石寄進に參加したことを示す。山梨県内では、秋山敬
氏の集成⁽¹⁾および苗敷山丁石を含め、勘兵衛銘をもつ石造物として次の四例が知ら
れる。

① 元禄四年 高速勘兵衛（韭崎市苗敷山 丁石）

② 元禄六年十二月 信州高速发展八郎左衛門勘兵衛（韭崎市中田町中条 御

牧神社 石鳥居）

③ 元禄十一年四月 高速守屋勘兵衛（南アルプス市篠山 白山神社 石鳥居）

④ 元禄十一年四月 施主信州石屋勘兵衛（南アルプス市篠山 白山神社 石

灯籠）

これまで元禄六年鉢の御牧神社石鳥居は、県内での高速发展の初出例で、それ
以降活発化する高速发展の先駆例として評価されてきたが、苗敷山例はそれを通
じて転換したことが指摘されているが、丁石制作が数カ月程度の短期間で行われ
たとは考へにくことから、一年以上の期間をかけてすべてを揃えたと考えると、
それができ、苗敷山例も同一人物と考えられる。元禄四年の内藤氏高速发展をきつ
かけとする藩外での出稼ぎ獎勵策の結果、甲斐では畿内系石工から高速发展流入人
へと転換したことが指摘されているが、丁石制作が数カ月程度の短期間で行われ
たとは考へにくことから、一年以上の期間をかけてすべてを揃えたと考えると、
元禄四年以前からの着手とみることができ、内藤氏受封以前からの動きであった
とみなければなるまい。つまり苗敷山丁石は、同一人物とみられる勘兵衛が元禄
四年以前に甲斐国内で活動していたことを示す事例であり、高速发展の活動が苗
敷山丁石制作をひとつ契機として開始されたことを示唆する。

四つの勘兵衛作品をみると、篠山白山神社石灯籠例を除き、おおむね字体の共
通性が認められる。線が直線的で彫りがやや浅く、同一人物の筆跡と判断できる。

また御牧神社と白山神社の石鳥居を比較すると、柱と笠木の長さの比率、バラン
スが類似し、全体としてよく似ている点を指摘できる。さらに類東の額縁デザイン
の類似性を指摘できるが、御牧神社例に対し、後出する白山神社例は硬直化し
たデザインである点が注目でき、同一人物の制作になる石鳥居として両者間に系
譜性を認めうる興味深い事例である。また表面の仕上げに条線状の繊痕を残すの
も特徴で、技法上の共通性が見られる。

勘兵衛は元禄四年（一六九一）から同十一年までの七年間に、韭崎市上条南割、
中田町中条、南アルプス市篠山と旧巨摩郡内三ヶ所で仕事をしたことになるが、
未確認物件、無銘例を考慮すると実数がどのくらいだったのか定かではないが、

活動範囲が狭い点が特徴的で、後述する大坂吉兵衛とは対照的である。甲斐国内

でも比較的高遠に近い巨摩郡内での活動であり、何らかの地縁を頼つての仕事と思われる。また御神社石鳥居の制作は、全くの想像ではあるが「丁石制作を縁にした駒井村上野氏からの依頼ではなかったか。また築山白山神社は、苗敷山の南、御勅使川岸にあたり、苗敷山から近い位置にあることから、丁石制作を契機とした制作依頼があつたことが推定でき、勘兵衛の一時的な生活拠点も苗敷山麓にあつたと考えたい。

また大きな特徴として、石工本人が施主、顧客となって建立している点を指摘しておく。これは苗敷山不明丁石銘および築山白山神社石灯籠銘から判明する点であるが、後者では、隨神門前二基ある石灯籠のうち、施主名として右側に「奉造立石灯籠」、左側に「奉造立石灯籠」、施主當村兼田吉左衛門」と刻んでいる。神仏に信仰心が強く、とくに苗敷山信仰に傾倒した人物といえるが、想像するに當時、信州伊那、高遠方面からの苗敷山参詣を示す傍証といえるのではないか。高遠石工の初期活動形態として、石工本人の信仰心の存在を指摘できるとともに、神仏関連の石造物制作を契機とする活動のあり方をみることができる。また自らが顧客となるなど、地域に根ざすための一層のサービス行為を伴うものであったことがわかる。

三 大坂吉兵衛の軌跡と作品

① 甲府市酒折 酒折宮石灯籠（一六五）石大工坂吉兵へ

② 甲府市千塚 八幡神社石鳥居（一六五六）石屋大坂吉兵衛

③ 甲府市愛宕町 長澤寺石灯籠（一六五）石工楊井吉兵衛道正

④ 蓼科市苗敷山 石鳥居（一六六四）大工府中魚町二丁目大坂吉兵衛

⑤ 笛吹市八代町岡 八幡神社石鳥居（一六七）太工大坂吉兵

⑥ 甲府市美咲 御崎神社石鳥居（一六八三）大坂石屋吉兵衛

秋山氏によれば、大坂吉兵衛と③の楊井吉兵衛道正は同一人物と考えられる。ところから、在所は大坂で、吉兵衛の姓名は楊井道正とみられ、とびとびに作品を残しつつも終始「大坂」を称していることから、甲府に永住したというよりは、渡り職人としてその都度入出でし、甲斐を営業圏にしていたと考えている。大坂吉兵衛の作品は御崎神社石鳥居を最後とし、以後、高遠石工勘兵衛と交代するかのような消長を示すが、苗敷山では両者の作品が残る稀有な地といえる。しかも苗敷山の石鳥居は境内四ヶ所の大坂吉兵衛の石鳥居中、最大の秀作で、おそらく最も充実した時期の制作ではなかったか。甲府市街地でも十七世紀以前に限るとこれほどの大形石鳥居は類例が少なく、當時としては最大級の作品といえよう。それをわざわざ苗敷山中に運搬して建立したことを考えると、當時苗敷山總見神社および講には相当の財力があったとみられ、丁石を整備する十七世紀末にかけてを

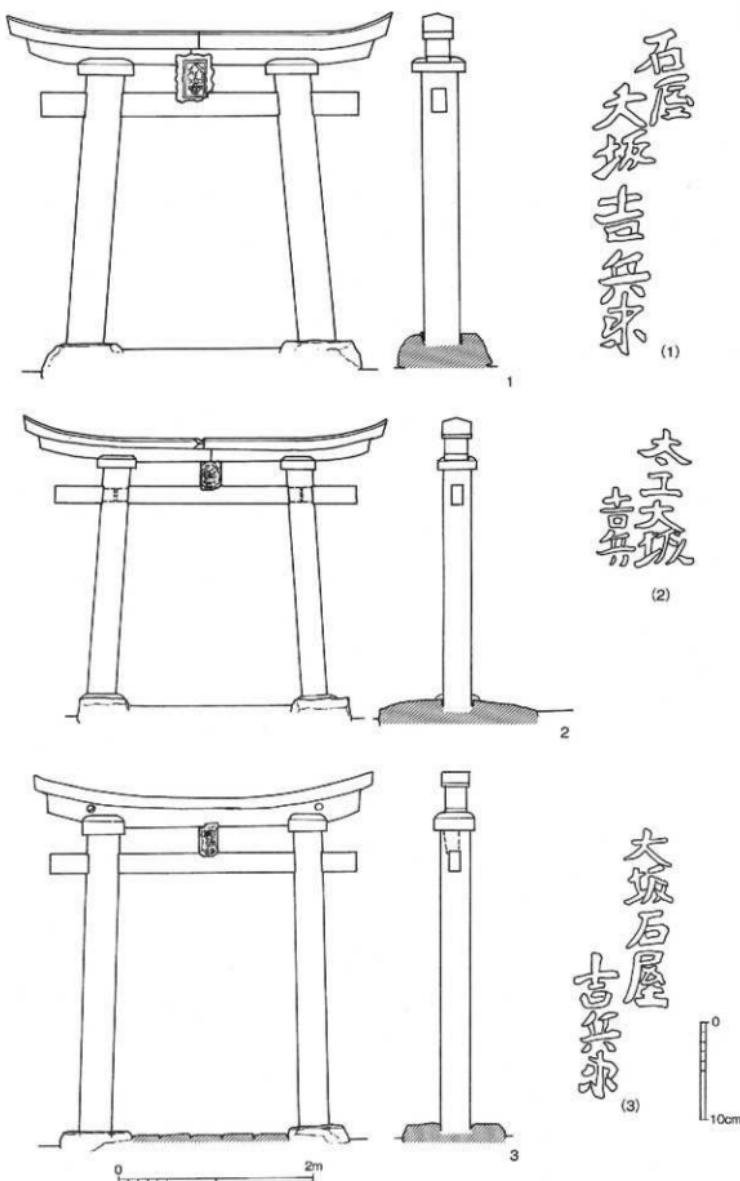
苗敷山信仰が最も隆盛した時期ともみることができる。

さて、大坂吉兵衛の作品とされる六作品の石工名と筆跡、石鳥居の形態変遷について検討をくわえてみたい。

①は酒折宮の境内、対で立つ石灯籠の右側のもので、裏面に「石工」名を刻む（第2図3）。最初の作品であるが、他の例に比べ文字が小さく、「吉兵衛」の文字が不鮮明である。ただし、正面の文字や、その彫り方は苗敷山石鳥居と共通する。

②は石鳥居の最初の例で、④、⑤と比較すると柱、笠木の長さの比がおおむね共通する。それは先の勘兵衛作品と比べると違いが明顯で、均整のとれた柱の長さが特徴的である（第1図1）。文字は左側柱の裏面にあり、④、⑤と共に通した字体といえる。額東の「八幡宮」の文字は、輪郭を彫り込んだレリーフ状を呈し、④・⑤・⑥と共通する。

③は長澤寺中門内側の池の傍らに立つ対の石灯籠で、右側裏面に石工名を刻む（第2図2）。寺院関連の作品としては唯一で、字体が他の例と大きく異なり崩しておらず、大坂を名乗らない点、また姓名を正しく刻む点は、非常にかしこまつた印象を受け、別人の吉兵衛ではないかとも思われるが、年代的に同一人物なの



第1図 大坂吉兵衛の石鳥居と石工銘

慶安四年

奉納御寶前

宣成

七月吉辰

石工

太工
花崗岩

石工
楊井吉兵衛道正



千時元年十一月寅白四月日
高遠守屋勘兵衛

であろう。

④は第二編第六章第五節で述べたとおりであるが、作品としては最も大きく、また石工名に關わる文字数も最も多い（第20図14）。甲府から離れた地域からの依頼のため、府中魚町二丁目とわざわざ明記したのではないだろうか。魚町二丁目は、現在の甲府市中央三丁目の印傳屋本店北東側にあった甲府最大の繁華街にあたり、石工の工房があつたとは考えにくく、町名の意味に關しては検討を要する。額東の文字はレリーフ状の特徴的な字体である。なお、吉兵衛の「吉」の一画目の横棒は三画目よりも長いのが特徴で、⑥と共通する。

⑤は②と同じ八幡神社の石鳥居で、他の事例がいずれも安山岩を用いるのに対し、花崗岩である（第1図2）。また文字は柱にはなく、額東の右侧面に記している。これは花崗岩への刻字が石の性質上むずかしいことから、柱を避けて、軟質安山岩を用いた額東へ文字を彫ったものである。風化が激しく、額内の石工名については読み取りが可能で、大きな文字で書いているが、最後の「衛」の字を刻むスペースがなく、吉兵とまりとなっている。また「太工」と太の字を使うのは本例のみである。なお、笛吹川左岸では花崗岩利用の石鳥居が多いとされ、安山岩を多用する甲府周辺とは異なる花崗岩の右切り場があつたとみられる。

⑥は最後の作品で、柱が長く、笠木の反りが強く、縱に長い印象を受ける（第1図3）。一本で通す笠木には日月を刻むなど、他の石鳥居に比べ異質である。額東の「福荷社」の文字は他の石鳥居同様にレリーフ状にした特徴的な字体である。また吉兵衛の「吉」は一画目が三画目よりも長く、⑥と共通するが、これは晩年の特徴かもしれない。

同じ作者による石鳥居にどのような共通性があるのか調べる目的で、合わせてすべての作品を見たところ、四例の石鳥居には形態的な変化があるものの、基本的には類似した構成に基づいた大小のバリエーションとして理解される。ただし最後の御崎神社例は柱の長い独特の外観となっている。石工名に關わる文字はそれぞれ異なるが、字体、彫り方は同じで、同一人物の制作であることは確実視されよう。それに對し、一例存在する石灯籠は神社、寺院への奉納品であるが、消

第2図 石工銘（勘兵衛・吉兵衛）

折官例の石工名の彫り方が比較的石鳥居に近いあり方に対して、長持寺例はやや異質で、字体、内容ともに正確を期したようみえる。そうした姿勢は奉納先の違いによる変化なのかもしれない。石鳥居を観察するポイントとして、須東の額の飾り、文字の彫り方、字体があるが、四例の石鳥居の文字はいずれもレリーフ状で共通している。大坂吉兵衛作を特徴づける字体であり、前述した勘兵衛作品と比較すると個性的といえる。

四 おわりに

勘兵衛作品が地域的な分布を示すのに対して、先行する時期にあたる大坂吉兵衛の作品は甲府を中心としつつ周辺地域にわたる八代、蘿崎方面にまで及び、分野が広域的といえる。甲府では十七世紀末以降、高遠石工が各地域に入り込んで多くの作品を残し、さらに十八世紀後半には各地域を拠点とする甲州石工が出現するようになる⁽⁶⁾。それらの先行形態となる泉州系および大坂吉兵衛は注文に応じて甲斐国内を広くカバーするものであった。秋山氏は十七世紀前半では石工は渡り職人であったとする見通しを示しているが、大坂吉兵衛は中心地域の甲府に拠点を定めつつも広域の注文に応じた移動的な制作活動態勢をとることから、渡り職人が地域に定住して販路を限定化していく過渡的な過程を示すものと思われる。

なお、本稿執筆にあたり大坂吉兵衛、勘兵衛作品の実見および実測作業にあたっては、佐藤勝廣氏、鷹野義朗氏にご協力いただいた。感謝申し上げる次第である。

註

- (1) 功力吉彦 一九九三「苗穂山神社の研究」
- (2) 望月真澄 二〇〇一「身延山信仰の形成と伝播」岩田書院。七面山には承応三年(一六五四)から安政六年(一八五九)までの丁石が知られ、うち三十・丁目丁石

は碑面に半円形の鉢輪をもつ板輪型丁石である。

- (3) 山梨文化財研究所定例研究会(二〇〇一年一月)で畠大介氏より指摘を受けた。

(4) 菊地大樹 一九九一「第二章 石造物を通して見た湯之奥金山」「湯之奥金山遺跡の研究」下部町ほか

(5) 身延町教育委員会 二〇〇四「身延山久遠寺史料調査報告書」に「古銘文が報告されているが、七面山では承応三年(一六五四)、元文三年(一七三八)、文化十年(一八一二)の三回にわたり丁石建立が行われている。承応三年例は板輪型、元

文三年例は角柱型である。

(6) 秋山敬 二〇〇四「甲斐の石工―在銘遺品を中心に―」「武田氏研究」二九四

(7) 佐藤勝廣 一九九四「山梨県内の石造物にみる信州石工」「山梨考古学論集Ⅱ」お

よび註(6)。

(8) 文化年間以降に建立されたと考えられる七面山登拝道の石灯籠四丁台には、多数の高遠各地の寄進者名を見ることができる(註(5)文獻参照)。石工と判明する事例はないものの、石工関係者が多數含まれることが村名から推測できる。

(9) 註(6)と同じ。

(10) 山梨県立博物館の高橋修氏からご教示いただいた。

(11) 畠大介氏ご教示。

(12) 註(6)と同じ。

(13) 註(6)と同じ。

(14) 元興寺文化財研究所佐藤重聖氏のご教示によれば、大坂泉州では十八世紀代に泉州の採掘が禁止されたため、全国各地へ泉州石工が分散し、地方に定着、在地化していく様相が認められるという。甲斐の泉州系石工、大坂吉兵衛の系譜もそつた

見方で理解できよう。



- 1 甲府市千塚八幡神社石鳥居
- 2 笛吹市岡八幡神社石鳥居
- 3 甲府市御崎神社石鳥居
- 4 1の額東
- 5 2の額東右側面
- 6 3の額東
- 7 甲府市酒折宮石灯籠
- 8 甲府市長禅寺石灯籠
- 9 8の石工銘

写真1 吉兵衛の作品例

9

8



- 10 薩崎市御牧神社石鳥居
11 南アルプス市築山白山神社石鳥居・石灯籠
12 10の額束
13 11の額束
14 築山白山神社石灯籠の銘文
15 築山白山神社石灯籠及び隨神門

写真2 勘兵衛の作品例

第十章 山内の石造物をめぐる人びと

宮澤 富美恵

丁石を奉納した人びとの居所は、御牧神社（韭崎市中田町）の鳥居建立にも関与したとみられる信濃國高遠石工の勘兵衛を除き、地元および周辺地域である。これらの人びとにについて、ほとんど詳細は不明だが、初丁目奉納者である地元上条南割村長右衛門に関してのみ、同一人名にかかる史料がいくつか確認できる。ちなみに、初丁目のものは丁石中唯一紀年銘（元禄四年）を有している。

一 石造物の奉納者

(1) 丁石

苗穂山参詣道には、起点である里宮の地見神社の初丁目から山頂までの間、一丁ごとに丁石が置かれている。今回の総合調査により所在が確認できたのは、第二編第六章に報告されている通り、十三丁目の石鳥居を除くと、台座のみのものと含めて合計一二基である。各丁石には人名が刻まれており、二十六丁目丁石を除き、この人名は奉納者とみられる。このほか、現時点では所在不明であるものの、「葦崎の石造物」などから鉢文が判明する丁石も併せて、確認できる奉納者名は第1表の通りである。

第1表 丁石奉納者名

丁数	村名	人名
初	当村（上条南割）	□□長右衛門
2	当村（上条南割）	達末式女
3	当村（上条南割）	木山茂兵衛
不明	□州高遠	○勘兵衛
不明	武川源前	矢崎甚五衛門
19	下条西割	浅見利井
20	浅見利井	上野喜左衛門
20	下条西割	上野勝兵衛
21	東城氏 正重	東城氏
21	上条中割	森田八衛門内蔵
23	下条西割	秋山弥左衛門
24	下条西割	東城氏税春

「長右衛門」は上条南割村の検地帳にも現れている。同村の検地帳は、慶長六年（一六〇一）、火番の可能性がある。貞享五年（一六八八）、元禄十六年（一七〇三）のものが現在山梨県立博物館に所蔵されており、このうち長右衛門の名は貞享および元禄の新田検地帳中に確認できる。貞享五年五月九日作成の「甲州武川筋上条南割村鳥居付新田御検地水帳」によれば、検出された田地八町九反余・烟地三町一反余の總反別のうち、長右衛門分として田地八反余・烟地四反余が認められる。翌十日に作成された「甲州武川筋上条南割村鳥居付新田御検地見取水帳」では、烟二反余中一六歩が同人分であった。同様に、元禄十六年九月十八日甲州武川筋上条南割村鳥居付新田御検地水帳」にも、田二町三反余のうち長右衛

第2表 寛文7年宗門改帳による上条南割村村民の家族構成

当主名	親族数	奉公人数	当主名	親族数	奉公人数
五郎兵衛	3	0	次兵衛	1	0
平左衛門	1	6	伝左衛門	1	0
助左衛門	2	0	太郎右衛門	1	0
三郎兵衛	0	0	長左衛門	2	0
小兵衛	2	0	作左衛門	1	0
七左衛門	1	1	三左衛門	1	0
惣兵衛	0	2	六右衛門	1	0
五郎右衛門	1	2	太郎左衛門	1	0
源左衛門	1	0	源兵衛	1	0
伊兵衛	2	0	庄九郎	1	0
六兵衛	5	10	市兵衛	1	0
七兵衛	2	7	庄之助	0	4
惣右衛門	1	1	九兵衛	1	0
権左衛門	1	0	市左衛門	2	0
半右衛門	2	0	伊之助	1	0
孫右衛門	1	0	太兵衛	2	0
仁兵衛	2	5	甚兵衛	1	0
五郎左衛門	1	0	九右衛門	3	0
半兵衛	0	0	六左衛門	1	0
惣左衛門	1	0	喜兵衛	1	0
長三郎	0	0	源三郎	0	0
金右衛門	1	0	加右衛門	1	0
長兵衛	1	0	忠兵衛	2	0
弟五左衛門	1	0	半拾郎	1	0
空右衛門	1	0	久左衛門	1	0
伊左衛門	3	0	甚之丞	1	0

人物とは考えにくいものの、「長右衛門」の名を襲名する同一家に属する人物だと仮定することは可能であろう。この仮定に従えば、長右衛門家は、近世前期から中期にかけて、譜代の下人も含め、上条南割村内随一の奉公人を抱えた時期もあり、なおかつ村役人にも就任していることから、村内でも指導的な立場にある有力な旧家だったと考えられる。また、徳島堰開削に伴う新田開発事業への参画や、山畑の預り小作を行うなどの行動も見受けられ、旺盛な経営意欲もうかがえる。さらには、里宮の膝元である竹之内集落に居を構えていることも併せると、長右衛門は苗ヶ山参詣道の出発点である初丁目丁石を建立するのにふさわしい経済力と家格を持ち合わせた人物と想像できる。

丁石奉納者のうち長右衛門以外では、長右衛門同様、前述の貞享五年および元禄十六年の新田地帳に記録された名請人中に、「茂兵衛」が見出せるが、この人物についてはほかに有力な史料が見当たらず、二丁目丁石奉納者の上条南割村木山茂兵衛との関連は不明である。

(2) 石灯籠

総門前の石段登り口にある元禄四年(一六九一)銘の石灯籠には、「本願主」として上条南割村の米山氏・堀内氏・西郡吉田村施入人として名取一郎兵衛・法恩院・秋山久兵衛・秋山十郎左衛門・五味安兵衛・名取七郎衛門・名取左衛門・五味一左衛門・名取十郎兵衛・このほか上条南割村米山口次左衛門・米山長門・五味一左衛門・名取十郎兵衛・西郡加賀美村(南アルプス市)深沢清左衛門などの人名が確認されている(第一編第六章第一節参考)。

まず、上条南割村の米山氏・堀内氏および米山口次左衛門・米山長門・五味一左衛門・名取十郎兵衛・このほか上条南割村米山口次左衛門・米山長門・五味一左衛門・名取十郎兵衛・西郡加賀美村(南アルプス市)深沢清左衛門などの人名が確認されている(第一編第六章第一節参考)。

また、上条南割村の米山氏・堀内氏および米山口次左衛門・米山長門・五味一左衛門・名取十郎兵衛・このほか上条南割村米山口次左衛門・米山長門・五味一左衛門・名取十郎兵衛・西郡加賀美村(南アルプス市)深沢清左衛門などの人名が確認されている(第一編第六章第一節参考)。

以上の一分を納め、預り小作を行った手形を差し出している(宛所は不明)。手形の裏面には「竹之内村長右衛門」と記される。「竹之内」とは、上条南割村のうち鹿児神社里宮が所在する集落名である。

以上、寛文七年から享保九年までの約六〇年間にわたる史料中に登場する長右衛門については、寛文七年段階で三七歳だったことを考慮すると、すべてが同一

お、同書に載る「長左衛門」を祖先とする米山家については、先に見た初丁目一の北巨摩郡町村取調書⁶⁾に収録されている「北巨摩郡旭村取調書」中の「旧家」の項に、米山家が二軒(祖先名貴内・長左衛門、友次郎)、堀内家が二軒(祖先名太良兵衛・政兵衛(両名は同一家)。後述の堀内引樂家にあたる)、六兵衛・善四郎・挙げられており、これらの旧家とかかわる人びとを含む可能性がある。な

石泰納者である長右衛門の誤記かもしれない。

次に、吉田村南アルプス市の人びとのうち類似する人名としては、「市郎部兵衛」が元禄五年（一六九二）時点での同村名主、「久兵衛」が明和二年（一七六五・安永七年（一七七八）時点での同じく名主、「重郎左衛門」が元禄五年時点での同村長百姓、「安兵衛」も同年でやはり長百姓、正徳五年（一七一五）時点での名主役に就いていたことが確認できるほか、宝暦・明和期（一七五一～七二）と文政期（一八一八～三〇）にも名主として名前がみえる。銘文では「七郎衛門」であるが、「七郎右衛門」だとすると、同じく先の元禄五年史料で吉田村長百姓である。

また、宝永六年（一七〇九）の史料によれば、当時の吉田村の村役人として、名主与市左衛門、長百姓市郎兵衛・十郎左衛門・安兵衛・市左衛門・徳石衛門といつた名前が確認できる。なお「法華院」は、現在も吉田地区に所在する寶洞宗寺院宝泉院のことだと思われる。残る上条中割村と加賀美村の人物についてははつきりしない。

以上のことから、上条南割村や吉田村を中心に、寺院を含む村のおもに有力者層に属する人びとが石灯籠の造立に関与していたと考えられる。ただ、遠方とまではいえないにしろ、地元村の隣接地域ではない吉田村の人びとが、村ぐるみともいえるような形で、苗穂山内における石灯籠建立に出資した理由は定かでない。どのような背景があつたにせよ、當時、苗穂山信仰が地元周辺のみならず、西郡地方にまで広がっていたことは指摘できる。

ところで、苗穂山（穗見神社）は近世期に成立した地誌類などの記述からも明らかなように（第二編第七章第二节参照）、稻作起源伝説にかかる地としておもに農村地帯から信仰を集めたという。近世後期にはこの信仰がさらに発展し、米の計量器である甲州杓の出港とも結びつけられた。安永・天明（一七七二～八九）年間に発生した甲州杓存廃問題の際には、甲斐国国中三郡の村々は以下のようない出港を主張することによって、甲州杓存続の正当性強化を図つたことが知られている。

乍恐御國柄之儀ハ甲斐國往昔湖水滿之節、國母地藏・歐聖明神之方便を以急

ニ水切落シ、夫々旱渴と罷成、村里人家も安定不成時節、段々御田地開キ、人家も追々相増候ニ付、依之苗穂山處空至藏江十民二苗を數候へど、國母地藏

之任告ニ、此時始而耕種を土民江篤へ被下、未升と申候義も定而在之間敷時節、何江入候而猶江給ひ候哉、此種大耕成与唱江候義今ニ残り、田畠を広メ五穀を増殖し、其後五六百年以前ハ、善藤耕共唱江候之出、弥米穀増長仕仕、毫ニ於御國中ニ舞在大升と語り云江申候、（中略）御國中大小之御百姓毎年正月十一日田うなひ初ニ罷出、此節苦難之授被下候通り、大耕江米を入持參仕、田之神江篤、又四月苗代仕候時も溝米と申候を同様持參仕、同田の神江篤既日例、全御百姓之私ニ無御座、苦難令之任授ニ于今無断絕及一千年ニモ申候。

「施入人」として多くの村民が石灯籠造立に協力した吉田村は、御勅使川扇状地上に立地し、江戸後期にはいわゆる原七郷とも称した乏水の畑作地帯に属する。非水出地域である原七郷村々の生業基盤は、柿をはじめとする地元産物などを主体として扱う行商活動であった。このように、稻作と直接的ななかわりを持たない村の人びとも、苗穂山信仰を支えていたのである。

幕末期においても、吉田村同様に水田を持たない村が、耕作の守護神として苗穂山を信仰していた様子について、文久元年（一八六一）、江戸から甲斐国を訪れた松本文雅の旅日記の中に見出すことができる。御嶽山（甲府市金櫻神社）参詣へ向かう途次八月二十一日、文雅は柳平村分内の山道で、苗穂山参詣から帰る一人連れに会ったといふ。「一人の『耕し人』の居村である「カウド」とは、このルート上に位置する神戸村（甲斐市）のこととみられる。同村は、甲府城下北部山間地帯に立地する皆畠村である。

跡より登り来る二人の道者有、いくつの人とさくに、此あたりカウド村の耕し人といふ、打立てかたらふに、耕作の御守り苗穂山の虚空蔵へ詣てしに、釜無川の橋落てせむすへなさに通じて戻れりと、又此はさらハ昔天竺より米ノ種を持渡り、うな舗て民に耕作を広め給ひし御仏なる故、山の名も苗穂

といひ、此國の人こそそりて爰にまつると、例のねなし事信する懇人の心、

皇國にハ耕作の御祖神しかと有る物を、元を忘れて業を信する族多きを、いかにせむかとおもひつゝけて登りゆき、雪塚といふ峰に出でしばし休らぶ。なお、二人は文雅に対し、苗敷山の虚空蔵菩薩について、天竺から米を持ち帰つて稀作を広めた御仏だと語っている（もともと、江戸人の文雅にとつては受け入れ難い「根無し事」だったが）。すでに見た通り、甲州枡存続運動においても、稀作は虚空蔵菩薩によりもたらされたものとの認識が示されており、當時甲斐国の人びとにとつて、虚空蔵菩薩が苗敷山信仰の中心にあつたことがわかる。

(3) 墓標

苗敷山内に設けられた僧侶墓地のなかに、天保六年（一八三五）の紀年銘を持ち、「真如院盛花智妙大師」との戒名が刻まれた墓標が一基存在する（第二編第六章第四節および本編第三十三章）。銘文によれば、戒名の人物は、「豊原為五郎之娘」かつ「甲陽勤士中村金太夫妻」であり、墓については「豊原十兵衛藤原勝幸」が建てたという。

豊原為五郎については、「寛政重修諸家譜」にみえる、「為五郎 母は奥古が女。寛政元年九月七日遺跡を継、勤番となる。時に三十二歳（嘉永二年六月朔日）はじめて将軍家に承認す。妻は布施吉之丞正義が妻。後妻は武田兵庫信寿女」とされる豊原勝英が該当人物らしい。ただし、文中の寛政二年（一七九〇）六月の御目見に関しては、実際には甲府出立後の五月二十八日に為五郎が死去してしまったため、登城は叶わなかつたものとみられる。

さて、豊原家は藤原氏の支流であり、初代勝重は西丸の書替役を務めたという。享保九年（一七二四）、甲府藩の廢止に伴い甲府勤番が設置された際、二代勝房が勤番士となつて甲府へ移住している。同人は寛保二年（一七四二）に没して甲府城下の要法寺に葬られ、以後豊原家は同寺を菩提寺とした。そして四代勝宮につづき、五代為五郎勝英も甲府勤番士を務めたということである。同書によれば、勝英には勝純・某（広次郎）・勝吉という三名の男子と二名の女子があり、成名の人物はこの女子のうちどちらかに該当するのだろうか。

墓標を建立した豊原十兵衛藤幸については、「寛政重修諸家譜」の系譜には名

を見出せないが、天保九年三月に焼失した江戸城西丸の再建のため、甲府勤番士から支出された上納金目録中に、追手勤番支配野藤河守配下として「高式百俵上納金三両 豊原十兵衛」と記されている。⁽⁵⁾ 戒名の人物との関係は明らかではないが、兄弟あるいは甥などの近親者であり、墓標を建立した天保六年当時の豊原家当主とみられる。

一方、戒名の人物を妻としていた「中村金太夫」は、「寛政重修諸家譜」が取載する清和源氏支流中村家の家系に連なる旗本だと考えられる。同家では三代目長清が「金大夫」を称しており、五代目長久の時代、豊原家同様、享保九年段階で甲府勤番士となって江戸から移住し、以後遠光寺村（甲府市）の仏国寺を代々の葬地としたとのことである。

墓標に名を刻む金太夫とは、金太夫長久から数えて五代目の寛長に当ると推測される。寛長は、「宇一郎 外記 母は渡辺氏。安永九年四月五日家を継、勤番となる。時に十九歳采地一百石、嘉永八年六月朔日初めて将軍家にまみえたまつる。妻は富津彦左衛門定祥が女、後妻は門奈松五郎雷明が女」だとし、治部進を名乗る長子がいた。別の史料によれば、山手勤番支配曾我伊賀守配下の「假目付金太夫惣領中村治部進」が文化十年（一八一三）御番入したことがみえており⁽⁶⁾、治部進の父親も金太夫を称し、當時假目付役に就任していたことが判明する。

以上のことを総合すると、墓標の金太夫は寛長とみなしえるが、「寛政重修諸家譜」編纂時点では彼の妻は富津家あるいは門奈家の出自であるから、豊原為五郎の娘を娶つたのは同書成立以降のことなのかもしれない。なお、富津・門奈両家はともに甲府勤番士でやはり仮目付役であった。いずれにしろ、「真如院盛花智妙大師」の墓が、いかなる経緯により僧侶墓地中に存在するようになったのかは不明である。

(一) 甲斐國の西行伝説

苗敷山は、旧富沢町（現南都町）万沢地内の西行坂とともに、平安末期の著名な歌人、西行の伝説が残る地である。苗敷山登山道二十四丁目には、西行が当地を訪れた際に詠じたという、「甲斐の国こまの郡の苗敷のそのから松の下そす、しき」の歌を刻んだ碑が現存する（実際の銘文はすべて仮名文字表記）。詳細は第二編第六章第五節参照。

またこれにちなみ、参詣道の途次に「西行坂」と称する坂もあったという。しかしこれに江戸時代後期には、歌は西行の作ではないとの見解が出されていた。『甲斐國志』は、「昔時西行法師此ニ遊テ憩息」した所として、当時、苗敷山参詣道二十二丁目に「西行の腰掛石」なるものが存在することを紹介したのち、歌については、「後人ノ偽作セルナルベシ」と断じ、「其詞旨モ亦膚淺ナリ」と評している。

西行が苗敷山で詠じたという歌については、近世期の甲斐國で成立したいくつかの地誌類も触れてはいるが、西行と苗敷山とのかかわりが、いつ頃から甲斐國の人びとに広く認知されるようになったのかは明確でない。管見では、幕府勘定方村上某が享保十七年（一七三二）に著した『甲州新』が、「甲斐國名所和歌」のなかで、西行の作として苗敷の歌を載せてはいるのが、古い事例に属するようだ。その後、宝暦二年（一七五二）序の「妻見寒話」、あるいは「甲國茶話」や「甲斐記録」といった、後年『甲州新』に依拠して出現した地誌類の大多数は、苗敷山の言及箇所に西行の歌を併記するようになっている。

以上のことから、苗敷山と結びいた西行伝説は、十八世紀前半には認知されていたと考えられる。しかし前述の通り、早くも文化年間（一八〇四—一八）に、『甲斐國志』が西行の歌を偽作とみなしたことから、苗敷山は歌れとしての確固たる地位を獲得し損ねてしまう。嘉永元年（一八四八）成立の『甲斐義記』は、西行の歌を紹介しつつも、『甲斐國志』の見解に従い、「此歌も假託（しらえ）」となるべけれど、人口に伝る故、此に附記せり」と断り書きを入れている。

西行は、歌聖・柿本人麻呂と並び称される歌人として、後世に与えた影響には

多大なものがあり、また、諸國を遍歴したという生涯は、実際に訪れたか否かに

かわらず、日本各地に伝説を生みだす素地をそもそも有していた。西行伝説の主要バターンは、西行単独の「行動を説くもの」と、土地の人との歌などのやりとりを語るものとに大別できるという。この分類に従えば、苗敷山の西行伝説は、歌と腰掛石とがセットになった前者の類型に属するものである。

一方、現在でもよく知られている、万沢地内の西行坂にかかる伝説について、

『甲斐國志』は、一村ノ北駿州路二小坂アリ、民戸アル處ラ西行村ト名ク、當土川此ニ漲り東へ転ズルヲ西行流ト云、岸上高キ处ニ一株ノ松アリ、老大ニシテ地ヲ覆ヒ、盤根多々露ハル、実ニ數石歲ノ物ナリ、里人ノ説ニ西行此丘上ニ廻シテ憩息セリ、駒河ナル富士ノ烟ノ空ニ消テト詠セシハ此処ナリ、因テ地ニ名ヅクト云云、さらに「西行去テ後、里人右像ヲ造り、此樹下ニ安セリ、世ニ伝ル富士見西行ノ図ハ蓋シ是ヨリ模スルナリト云、此石像今ハ所在ヲ失セリ」と詳しく述べてある。しかし、『新古今集』所載の西行の歌「風になひくふしの煙の空に消て行衛もしらぬ我思ひかな」に対しては、「西行機巻抄中山道下りノ事ハ見タレドモ、全本ニ非ズ、西行物語・同歌集・山家集等ニモ凡テ西行本州へ来リシコトハ見エズ、口碑ニ伝フル歌多ケレドモ、一モ徵スル所ナシ」と述べ、地元で語られている西行坂での成立説を否定している。

とはい乃万沢・西行坂の遊行伝説は、苗敷山のものよりも古くからよく知られていたらしい。『甲斐國志』も言及している通り、万治二年（一六五九）に京都深草の僧元政は、身延山に参詣した際の旅の記録「身延道の記」のなかで、身延へ向かう途次の大坂で、「馬おももの」から坂の名が「西行坂」であること、また「西行の松」についても教えられたことを記している。

西行坂を舞台とする伝説は、明治以降になると西行が地元の人と歌問答を行つ新たなバターンも付加され、さらにも多様化していく。整備された西行公園には、平成十年（一九九八）に西行歌碑が建てられるに至っており、西行坂の伝説は、もはや人びとの記憶から消え去りつつある苗敷山の西行伝説とは対照的に、地元にしっかりと根をおろしたとみができる。「偽作」の歌以外には腰掛石くらいしかない苗敷山に比べ、西行坂には、江戸時代にも存在していた老松を

じめ、「新古今集」所載の歌やいわゆる「富士見西行」の図といった、伝説を強化しえる装置が多く備わっており、また、双方の立地条件を比べてみても、国道五二号線沿いに位置する西行坂と、人びとの日常的な往来が完全に絶えてしまつた苗敷山中とでは、人びとの記憶を反復・更新する環境自体に格差があつたといえよう。

(2) 堀内引蟻による歌碑建設

地誌類による紹介とは別に、江戸時代における苗敷山の西行遊行伝説の普及に大きな影響を及ぼしたとみられる人物がいる。苗敷山内に歌碑を建立した張本人にして、地元上条南洞村の俳人、堀内引蟻である（当初の庵号は「花六庵」）のうちに「遠近庵」。引蟻の略歴については、彼の七回忌に刊行された追善集「蟻の夢」⁽³⁾のなかで、弟子の馬紅が次のように述べている。

先師引蟻居士は、子が翠と同姓の彦なり、若かりしより甘利の里に人の名を

嗣て、住む處は竹内と呼び、姓は堀内と号す。生前只俳諧の修練の外他なし、

中年にして家事をは負う鷺石子なる者にゆたね、と斗の草庵をものとして遠近庵の額をかけたり、さればひたぶるにくるとあくとも風雲に嗜く事三十餘年、

あるは武陵に杖を曳ては抱山宇に俳諧を卸し、師弟雅事の問答しはしひは深切

也、或は遐邇の国々を遊歴して広く諸多士に交り聴ひ、且そかは句をも乞求

めて、其唐松の集を綴り、苗敷山中に碑を築て、西上人の詠を鏽したり、実

に花鳥を慕ひ風月に宿るの一風土也。

これに併せて、『五崎市誌』中巻収載の佐藤八郎・清水茂夫両氏の論考などに依拠しつつ、堀内引蟻の経歴を簡単にまとめてみたい。

引蟻こと堀内太郎兵衛は、享保八年（一七三三）に吉田村（南アルプス市）に

生まれ、のちに上条南洞村竹内内の堀内家の跡を継いだ。同家は甲斐源氏逸見氏

の支流末裔ともいい、代々村役人を務める家柄で、当主は太郎兵衛と政兵衛とを

交替に名乗つたとのことである。少年時代から俳諧を好んだともいう引蟻は、元

文年間（一七三六・四）に江戸へ出て小宮門懸門下となり、船橋後に名主役に就任した。前出の大正八年（一九一九）の記録「北戸摩郡町村取調書6」によると、

詳細は不明ながら、太郎兵衛は御動使川の氾濫を防ぐため堤防を築き、大正八年当時でも、中亘摩郡源村（南アルプス市）の塩沢御料林内に、「引蟻堤」と呼ばれる遺構がわずかに残存していたという。治水事業への積極的な取組みは、村役人としての責任感の強さを物語るものであり、眞面目な人柄を偲ばせるエピソードであろう。

引蟻は甲斐国内外俳人の短冊を多年にわたって収集していたといい、明和八年（一七七一）にはそれを「二冊の帳面に仕立て、『其唐松』と名付けた。いうまでもなく、西行の歌にちなんだ命名である。さらに短冊帳の披露を兼ね、席題を「其唐松」とした盛大な句会を開いたという。そして苗敷山内における西行歌碑の建立を目指し、安永五年（一七七六）には甲斐国内外の俳人から句を募りて短冊帳と同名の「其唐松」天地二巻⁽³⁾を刊行した（以下、「其唐松」は安永五年刊のものを指す）。

『其唐松』天冊に寄せた引蟻の自序は次のとおりである（傍縁は引用者）。

鈴鹿山浮世を余所にありすて、とすみの衣にやつれ、生涯を旅にさすらひたまふる西上人の清き心のはこそいと尊かりけれ、僕近頃、世のなりはひのかしかましきを、子なるものに任せやりて、世の塵を遠ざけ侍るのみなるか、年頃やみかたき一つの夢ありて、よし野初瀬の花紅葉に、むかしの人のかひすの跡を尋ね、おかしきふしの言の葉ひとつもひろひ得まほしく願ふといへとも、やゝ肩に八字の霜の讀添の挽も、漁るべきならねは、いたづらにその下露に朽菴もほるなく、常に茅蘆のあたり近き苗敷の山に往来して、其から松の梢を仰き、こまの郡の田つらを眺めては有て、物皆おもしろし、秋の風と口すさみつ、身を風雲にまかせんことを、彼上人の意に折りのものす

るのあまり、こたひいしのみをかしこにいとなむ事になんなりぬ。かつ今は廿計せあまり三とせ斗も先ならんか、門瑟老師此地に杖を曳て、白毫に有袋を懸給ひしふしの吟詠をはじめ、相しれる人登山の發句、又面合せぬ諸国貴賤好士の短冊にしるしつるも、そこはくひめ麗たれば、紙魚の為に損はんも無下の業やと思ひしる、此編集の同じ巻にあらはし、取あへす其からまつ集

と名づけ侍る、縞なりて是を枕のもとに置は、夢にも旅にさすらふ物ならん
かしと、苗敷山下遠近庵引業自序

文中の門瑟とは、引業の師である江戸の俳人小宮門瑟である。のちの蕉風復古運動の嚆矢とされる「五色夢」運動の担い手のひとり、江戸の佐久間長水を師とする門瑟は、十八世紀後半の甲斐俳壇に少なからぬ影響を及ぼしていた。序文にあるように、宝曆四年（一七五四）に入峡した際には、早川石牙や渡辺梅馬・梅童父子といった、東都在住の俳人らのほかに、堀内引業とも接したという。「其唐松」は、次のような師弟の連句で始まっている。

西上人のそのから松の下そ涼しきと

なかめ給ひける苗敷山の弊なる

遠近庵に杖をと、めて

我脱た笠さへゆかし散松葉

待て攀に聞ほと、きす

句集には、早川石牙・五味可都里・山口黒露といった当時の甲斐俳壇をリードしていた著名俳人をはじめとする甲斐国内外の俳人の名がみえるが、彼らに交じって「河原部」の子葉・杜洲・張我、「甘利」の花蝶・白庭・可山・雲水・馬歎・蘭藏・紅貞・浮佐・乙蝶・菊蝶・梅蝶、「武田」の玄鳥といった地元周辺の俳人の名を多数見付けることができる。そして、引業の人柄をよく表した上矢敵水の跋文で締めくられた。

人ハ名利の為に使はる、物から、いたつらに鶴髪と成て老の後さへ闇ならぬならひなるを、遠近庵の主が其からまつ集の趣を見れば、名を求めるにもあらず、又利を貰るにもあらず、たゞ俳諧ともいふべきにや、さるは知らぬ人々の口すさまをも苦つらぬつゝ、長く坐右に置て友とせんには、げに唐松の下涼しき心ざしを愛でぬ人はあらじかしと、此卷のしるべに筆を添ふる物ならし

実際に歌碑建立が成ったのは天明七年（一七八七）であり、「其唐松」刊行から一〇年以上の年月を要したことになる。西行の歌の題には、引業の「から松」や

幾千代かけて名もす、し」の句が小さく添えられた。碑文末に「遠近庵連中合資立」とあることから、先にみたような「其唐松」中にその名を見出せる人びとを主体とし、引業のもとに集った俳人たちが出資して碑の完成にこぎつけたのだろう。

碑の建立に際して歌の校閲を行った近孔夷とは、もと甲府八日町の呂服商麻屋の主人奥村惣十郎のことである（當時は隨身身分）。孔夷は加賀美光翠の門下にあつて篆刻や漢詩などに長じ、能書家としても著名な人物である。麻屋が篆商であつたため、寄食する文人墨客も多かったともいう。西行伝説が甲斐國の知識人層に広く受け入れられていたこと、また、引業の人的ネットワークが俳諧仲間を超えた広がりを持つていたことがうかがえる。なお、西行の歌を揮毫した人物と思われるが、特定するには至っていない。

ところで、近世中期の甲斐俳壇を代表する人物のひとり川出村（甲府市）の上矢敵水は、門瑟門下の同志として、引業とは非常に親しい間柄にあり、「其唐松」に跋文を寄せたほか、敵水の死後（文化二年（一八〇五））に刊行された引業七回忌の追善集「蝶の夢」においても、かつて引業の新益に敵水が認めた、「引業居士ハ同門に遊びて莫逆の交りと久しうかりしが、ことし卯月十二日苔の下の人と成て名は朽やラス、そのからまつ集にと、め置れける（以下略）」との一文が跋に掲載されている。

上矢敵水にとっても苗敷山は特別な場所であったらしい。敵水は、「其唐松」刊行に先立つ明和八年（一七七二）に苗敷山を敢行しているその折のことを「巨摩の郡の苗敷は山深からず、又浅からで、木立のさま何となく哀ぶかし、円位上人の和歌を詠じ玉ひし所は、物かはり星移ていづこの程にや里人もおぼろげにいひもて伝え侍れど、其からまつの言の葉は千載不朽のかたみにして、すずるに涙ぞ袖を沾しける」と述べ、「淋しさも其から松が簾時雨」の句を吟じたという。²⁵⁾

敵水は、「其唐松」の刊行がなった翌年の安永六年（一七七七）の十月十六日にも、引業とともに苗敷山に参詣している。敵水は宝生寺などの様子について日記に、

桑門ふたり、息継の茶は野ふろのかぎり案内の男が携えて先にすすむ、かるうじて御寺にいたれば、岩そそぐ水の音、緑を解く絶えの声、人々耳を澄して不羨しいとたのもしかりし」と記している。この日の登山には引蟻のほか、貫・黒花・紫明との俳号を持つ代官陣屋の役人三名が同行し、歌仙を興行したという。

当時、歌聖西行を便んで登山する文人は、敵水ひとりに限ったことではない。山中は、西行の足跡をたどって遊行を追体験できる、手軽な異界たりえたのではなかろうか。そして人びとを山へといざない。恐らくはその案内をも進んで行っていた人物こそが、境内引蟻だったと思われる。

「北巨摩郡町村取調書」⁶、「伝説」の項には、次のように記載されている。「引蟻が成時から松の下に憩ひシニ寝欲ノ甚シカシカバ、何時シカ寝タリト、問モナク其處ニ西行現ハレタルヲ夢ム、依リテ里人ヲ勧説シ水々後世ニ伝ヘントテ、此碑ヲ建設スルニ至レナルナリト云フ」。「伝説」の項だけあって、歌碑の建立について、夢を見た引蟻が周囲に働き掛けて成し得たものという、いさかドラマチックな筋立てで語られているが、実際に引蟻が相当の熱意を持って歌碑建立活動をリードしていたことを伝えるものである。

松尾芭蕉は、西行を佐び寂びの境地における先駆者として称賛したとされるが、芭風復古運動の流れをくむ小宮門瑟に連なる引蟻にとって、地元の苗敷山が西行遊覧の地であることは大きな誇りになっていたと思われる。そして、苗敷山内に西行の歌碑を建立することが、ゆかりの地で俳諧の道に精進する自らの貢献と感じていたかもしれない。さらには西行の歌にちなみ、甲斐国内外の俳人を巻き込んでの句会開催や句集刊行は、歌枕としての苗敷山を広く知らしめるための広報活動ともいべき役割を果たしたといえよう。もちろん、その背景には、親しい友人である上矢敲水はじめ、すでに見たように、句集「其唐松」や引蟻選善集「蝶の夢」などに名前を見出すことができる。當時舞崎市域周辺に居住していた引蟻の俳諧仲間らの積極的な協力があったはずである。

折々に詠説を旅したという引蟻の人的ネットワークの広さは、「其唐松」や「蝶

の夢」に寄せられた甲斐国内外の俳人の数からも十分うかがうことができる。なおかつ村役人として後世に残る治水事業を行うなどの実績からも、境内引蟻・太郎兵衛の言動が有する影響力は小さいものではなかったと推測されよう。寛政十一年（一七九九）四月十二日、「見も見たり七十余年蝶の夢」の辞世を残す、引蟻は苗敷山のもので生涯を終えている。

註

(1) 山梨県立博物館所蔵

(2) 大正年間、若尾家を中心とした山梨県史編纂事業の一環として、県下町村の基礎データを集成した手書きの調査報告書（山梨県立博物館所蔵参考資料）

(3) 元禄五年（一六九二）五月二十七日「奉願口上書之御事」、明和二年（一七六五）十月「御留附写」、安永七年四月「書定御伴書之事」、正徳五年（一七一五）六月「指

(4) 宝永六年四月「指上ヶ申一札之御事」（以上山梨県立博物館所蔵甲州文庫）

(5) 安永九年（一七八〇）八月「指願書下書」（山梨県立博物館所蔵甲州文庫）

(6) 文久元年序「なまよみ口記」（山梨県立博物館所蔵若尾資料）

(7) このほか近世期の苗敷山参詣の動機のひとつに因作同書折詠があった。たとえば、大保六年（一八三五）八月十六日、稱作不熟のさざしがみえていた大藏村・北村市須玉町では、姫女子と老人を除く村内全員が苗敷山参詣を奉行している（須玉町町史通史編第一巻）。

(8) 安政六年（一八五九）「甲府御城付」（山梨県立博物館所蔵甲州文庫）

(9) 天保九年（一八二八）十一月「支配両井組与力高塔上納証文」（山梨県立博物館所蔵甲州文庫）

(10) 安政六年（一八五九）「甲府御城付」（山梨県立博物館所蔵甲州文庫）

(11) 宽政四年（一八六六）「立生寺寺記」（甲斐国社記寺記 第一巻）

(12) 卷之三十山川部第十一

(13) 「甲斐叢書」第一卷所収

(15) 「甲斐茶話」卷之二、(山梨県立博物館所蔵甲州文庫)には、「甲州中興の事」と題した以下のようない記述がある。

昔湖水たりしを卯の瀬山切開き、湖木十渴相成、山烟村居ト成りしにより、其後功有役人を神に崇、社を建祭り有、湖水の落口切手段見立たる役人の知行所ハ、八代郡下向山村に基(裏カ)所アリ、殿釋大明神と崇仕アリ、御朱印十九石四斗六升被上之、城沢の下鬼島の宮ハ其場所成被、建立しあるにヤ、下向山の宮本社之由、又彼山を切、大きな穴へ掘付、其穴分水漏て出、石泥崩しシ、其掘付たる役人を崇て、北山筋西青沼村穴切人明神と申、御墨印五石右七斗二升被下之、武川筋に箇瀬山あり、其湖水干落て田ニ成とき、百姓に稻ノ苗をわからあたへ、植たる役人北總を見んといはれしにより神に崇、箇瀬山麓見の社ト申、其後南部になり、虚谷萬葉庵と云御朱印寺第七石四斗八升被ト之、寺を宝生寺といふ、耕作の神也とて、八月十三日に新米を焼来にして参詣ス、西行の歌に
甲府の回こまのこはりの苗しきの
そのから松の下そ冷しき

また山梨郡さし出の穀といふ所アリ、湖の時の名ならんが

しほの山さし出の穀になく千鳥

君か御代をハ八千代ともなく

(16) 「甲斐記録」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫)

甲斐内落勝之事

甲斐國の往昔を尋るに、その説々々にしていた証跡とする記録を得す、然といへとも其少しきを撰み爰に誌す、此固は元の文字ハ海の国ときたるよし、郡内嶺・川内嶺ハいふに及へず、田中志賀瀬原・吉原原(前カ)・沼津より続たる人海なるへし、古大きな地盤外、海底より土砂涌出で國となりし説有、案るに西川内嶺の内切石村の山の頂稟金山の綱掛石といふ所に、創始の正しく石に成たるをいくらともなく見たり、海中にあるもの山に有ハ心得す、又稻原村の下新道といふ所に、岩より石の崩れて落る所也、色黒くして碌石ことし、其石の砂目に七八寸斗の鱗

の形に似たる魚の泥に埋なから泥の石に成たる林にて、魚の頭より尾結在ありくと見ゆる、石の闊たるを拾ひたる人あり、是も山の半腹に魚の石子ふもなき所也、

此山泥の石に成といふ事千年或千年の昔ならん、いかにも久敷事と見へたり、日本高山富士も一夜に涌出たる事年代記に見へたり、或説に又中斐國ハ元湖にして、西郡・東郡・中部郡たゞ、横木里余・堅三、四里余も有たるよし、西ハ平岡の一ノ瀬、東は上野ノ瀬若にて有しといふ、今西令義訪明神ハ湖水の岸にて有しよし、古き云伝ふる所也、又何の代何基といふ事ハいまた詳ならぬと、往昔山梨郡東光寺村辺に或る押領士あり、大福者にて国民をしめしける、耕作の時を失ハス、代々平安安也しに、此湖水年年の天氣により水涸滅有、此湖水内丘七里的水際稻株種出せハ、五万俵取納するよし、押領士間及れ或時役人に申付、水のはき所を見せられしに、今城沢の下卯ノ瀬といふ所高山西山たハリ、山の上巖石を切開く事人労の及ふ所にあらず、又其あたりに土の交たる所也、此所を切開、水を落す物ならば、土石流れ落て水はき所よろしかるへしと見立の繩キ押領士へ告たり、領土恩ハけるハもし其所を掘削て、湖水を減しなば、國家に利有池卯ノ瀬に行て是を見る、役人の言葉のことし、卯の瀬に仮掘をうたせ、裁に満たる米料を惜ます出、國中の人民を苦りへし召寄て、夜を日について掘削に、大辛苦の穴へ掘付たれハ、大水の洩る、事弊し、此穴段々広大に成りて、土ハ流れ難岩もころげ落て思ふ候に掘行、數月ならずしてさしもの湖水干渴と成め、されとも旱地におけるにヤ、湖水の南の端に水の残たる所也、是を南の湖と申せし由、恐も往々押領、今之南湖村是也、俗湖水の地田烟村居ト成事中の上國とハ成けり、誠に右の押領上ハ地の理に依て大時を得たり、後人は是を崇敬して、見立たる人を神に祝ひ、卯の瀬下鬼島といふ所に彼山を切り立てるを以て殿釋の明神と崇め、今に社を残せり、又其後行事といふ情、甲州行脚の時、彼領主ハ上ハ国家に利益あり、下ハ民間に助育有を以て是を歎美し、押領主の墓所を尋、地蔵塚碑を建立し、法名を法城居士と云、追善同向有りしとかや、今法城寺也、此法城の二字彼入湖水を手して功に有により、水十丈と成を以て法名に付たるよし

往昔甲州湖水たりしを落口切開の手段見立たる役人の知行所八代郡下向(山瀬)

村に墓所有、駿賀大明神と崇メ社を造、御朱印拾九右四斗六升被下之、懸沢之下鬼
鳥の宮ハ其場所なる故、建立有りしにや、下向山の宮本社成ヨシ、又後山を切大な
穴へ掘付たる人を崇メテ、北山筋西青沼村穴切大明神、御黒印五右七斗八升・御
朱印社領三石七斗四升・被下之、信久式川筋に苗舗といふ山有、則湖水才落て田に
成時、百姓に稻の苗をわからへ植たる役人、早く此福樓を見んと云れしにより
神に崇め、苗舗山邊見の社と申也、其後南澤に成虚空藏菩薩に祭りける、御朱印寺
領七石八斗八升被下之、宝生寺也、耕作の神也連八月十日新米を焼水にして小
供にし、参詣の人奉納する、何も甲州の中央之神社也、又苗舗に西行法師の歌有
甲斐の國巨摩の郡の苗坂のその辺松の下そ涼しき
又山梨郡茅出の磯といふ所有、是も此国湖水たりし時の歌に
塩の山差出の磯に跨子島君か御代をハ八千代とぞ喰

(17) 『甲斐古科集伝』第一卷所取

(18) 花部英雄「西行伝説」『日本民俗大辞典』

(19) 卷之五十一 古跡篇第十四

(20) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫

(21) 『官沢町誌』上巻 一〇〇一年

(22) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫

(23) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫

(24) 清水茂夫「上矢嶽水伝—明和期—」『甲斐路』三九号、一九八〇年

(25) 清水茂夫「ヒミズとすずらん」『甲斐路』三六号、一九八〇年

第十一章 苗敷山総合調査出土近世陶磁器の 様相とその歴史的評価

はこの周辺の活動の痕跡であり、これらは混入の可能性を除外できる一括資料であるとも換言できる。本稿では「〇〇九年の発掘調査によって出土した1号礎石建物跡（以下「建物跡」を略す）、2号礎石、3号礎石出土資料および表探資料について分析の対象とした。

堀内秀樹

はじめに

苗敷山総合調査では、陶磁器類、瓦、石製品、金属製品、動物遺体など一四三七点出土した。このうち古代の須恵器などを除いた中世から近世の陶磁器は、二〇〇八年度に行われた山頂部分の分布調査と二〇〇九年に行われた麻裡跡の発掘調査によつて約五〇〇点、これに先駆けて客殿、茶室、宝生寺下の斜面から七〇〇点を超える数が一九九九年および二〇〇四年に表記されている。これらは出土資料全体の九〇%を占める。この陶磁器は、周辺に民家などがない苗敷山奥宮の地理的環境から、奥宮地域での人々の諸活動と関連するものと考えてよいだろう。

本稿では苗敷山総合調査で行なわれた分布調査、発掘調査で出土した中世後期から近世にかけての陶磁器類について分布論的・組成論的分析を行い、当該期における活動の復元を試みるものである。

一 分析の方法

分析は、分布調査、発掘調査で出土した陶磁器全点に対して行つた。
① 質質、
② 推定生産地、
③ 器種、
④ 推定生産年代

分析は、分布調査、発掘調査で出土した陶磁器全点に対して行つた。
① 質質、
② 推定生産地、
③ 器種、
④ 推定生産年代などの属性について数量的・組成論的分析を行つた。例えい、歴史的復元の材料とする。

奥宮は標高一〇一〇m苗敷山頂下に位置し、下社がある最も近い集落から徒歩で二時間程度の距離を有する。したがつて、奥宮周辺で採集・出土した陶磁器類

中国、瀬戸、美濃、肥前、京都、信楽、堺、相馬、砥部、在地

① 質質

磁器、陶器、土器

② 推定生産地

中國、瀬戸、美濃、肥前、京都、信楽、堺、相馬、砥部、在地

③ 器種

確認できた器種は、以下の通りである。その器種の推定される主たる用途別に分類した。

〔飲食具〕碗、鉢、皿、杯、猪口

〔調理具〕片口鉢、急須、擂鉢、鍋、土瓶、水注、ほうろく、カマド

〔貯藏具〕甕、壺、徳利、蓋物

〔仏神具〕香炉、御酒徳利、仏花器、仏鏡器

〔文房具〕水滴

〔暖房具〕焜炉、七重、火鉢

〔化粧道具〕紅皿、合子

〔趣味・遊具〕植木鉢、灰落とし、火入れ、花生け、人形・ミニチュア

〔照明具〕灯明皿、カワラケ、ひょうそく

〔推定生産年代〕

資料の推定生産年代を基本的に一世紀を前葉、中葉、後葉の三区分、近代以降の資料については、和暦での表示を行つた。集計はその下限年代で行つた。例えば、十八世紀後葉から十九世紀前葉の推定生産年代を持つ資料であれば、下限年代の十九世紀前葉で集計を行つた。

二 陶磁器様相

上記の方法によつてデータ化を行つた結果、以下のような陶磁器組成が明らかになつた。

① 脱質

確認された陶磁器一二九一点の脱質は以下のようになつた。

磁器 七五七点 (五九%)

陶器 三七六点 (二九%)

土器 一五八点 (二一%)

磁器が全体の一／三近くを占めており、一見して磁器の量が多いことが指摘できる。これについては年代や器種などを交えた中で再考したい。

② 推定生産地

生産地が推定できた破片数は、一二二七点であった。磁器では中国、瀬戸・美濃、肥前、祇部、陶器では瀬戸・美濃、肥前、京都・信楽、堺、相馬、在地、土器では在地の製品が確認された。内訳は以下の通りである。

中国 一二二点

瀬戸・美濃 三七五点

肥前 五一四点

京都・信楽 八八点

堺 四点

相馬 六点

祇部 一点

在地 一七七点

③ 器種

器種が判断できた破片数は、一一四〇点である（蓋を除く）。多い順に列挙すると、碗（五四六点、五一%）、皿（一一点、一〇%）、篠利（八四点、七%）、十瓶（六九点、六%）、灯明皿（三七点、三%）、鍋（三〇点、三%）、鉢（二九点、三%）、培爐（二五点、二%）、擂鉢（二三点、一%）、坏（一八点、一%）……で、

碗が全体の半数を占めている。この他にも皿、鉢、坏など飲食具が多く確認できる。これに加えて、土瓶、鍋、ほうろく、擂鉢などの調理具が多いこと、篠利は燐徳利の割合が多く含まれていることなどを勘案すると、飲食に関連する器種が主体を占めている。

一方、仏教具である香炉は若干認められているものの、仏花器、仏壇器、御持酒徳利などは少なく、信仰の場として性格づけられるような顯著な様相は確認できなかつた。

④ 推定生産年代

二〇〇九年に行われた発掘調査では確認された三基の礎石群（1号～3号礎石）周囲から陶磁器が出土した。ここでは1号礎石、2号礎石、3号礎石個別と分布調査などで出土した陶磁器全體の年代的様相を確認したい。表示した年代は推定生産年代で、一世紀を前葉、中葉、後葉の三段階に分けて表記を行つた。第2表は推定生産年代の下限で集計を行つた。また、近代以降に生産が開始された製品に関しては「近代」の項に集計した。

1号礎石

三八点出土し、年代が推定できた破片は二六点であった。磁器は瀬戸・美濃産の碗（第二編第三章第28図ST1-1）や仏飯器（同ST1-2）が出土しており、このうち碗は十九世紀第一四半期以降に出土するいわゆる湯呑碗である。また、京都・信楽産の土瓶、行平鍋も認められることなどから1号礎石として取り上げた資料は十九世紀前半中葉頃に廃棄されたものと推定できる。

2号礎石

一〇三点出土し、年代が推定できた破片は六〇点であった。磁器は瀬戸・美濃産の燐徳利と小片が確認されているもののその他のものは全て中國產と肥前產である。肥前產の製品は1号礎石と遺構間接合しているいわゆるくらわんか碗や小廣東碗、筒形碗など十八世紀に比定できるものが多い。また、陶器では古手の瀬戸・美濃產灯明受皿（同第29図ST2-4）、腰錫碗、柳が描かれた筒形碗（第29図S

第1表 出土遺物器種組成

	飲食具						調理具						貯蔵具						仏神具						
	瓶	杯	皿	片口鉢	酒口鉢	急須	酒井	鍋	土瓶	水注	カマド	火立	茶	酒呑	蓋物	小箱	香炉	仏花器	仏壇	小刀					
表総	459	26	89	15	6	591	3	5	14	27	56	4	25	3	137	5	3	73	7	85	8	2	1	2	13
1号礫石	7	0	0	0	0	7	0	0	1	1	6	0	0	0	8	1	0	3	0	4	1	0	0	2	3
2号礫石	28	0	5	1	0	34	0	2	0	3	3	1	0	0	9	0	0	2	2	4	4	0	0	0	4
3号礫石	55	3	18	5	0	81	0	0	8	0	4	3	0	2	17	0	0	2	0	2	0	1	0	0	1
合計	549	28	111	19	6	713	3	7	23	31	69	8	25	3	180	6	3	80	9	96	12	3	1	4	20

文房具	化粧道具			研磨具			趣味・道具			照明具			合計							
	水滴	紅藍	合子	七星	大鉢	小鉢	紙本	灰落こし	火入れ	花生け	人形・ミニチュア	カワラケ	軒型具	ひょうそく	カワラケ	軒型具	ひょうそく	カワラケ	軒型具	ひょうそく
表総	8	8	1	3	4	1	2	6	9	5	25	8	1	2	18	18	2	1	21	889
1号礫石	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	4	0	71	33
2号礫石	0	0	0	0	0	0	17	14	31	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	91
3号礫石	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	0	13	114
合計	8	8	1	6	7	1	19	20	40	5	3	8	1	2	19	37	13	1	50	1127

(注)火入れを南朝に生じている。

第2表 出土遺物年代組成

全體	1号礫石	2号礫石	3号礫石
16	7		1
17前	3		1
17中	5	1	1
17後	16		4
18前	51	2	1
18中	106	17	15
18後	162	13	7
19前	148	5	14
19中	435	13	52
19後	108	7	6
近代	14		
合計	1055	26	60

T2-7など1号礫石の出土資料と比較して古い製品で構成されている。これらの様相から2号礫石は十八世紀後葉(十九世紀前葉頃)に廃棄されたものと推定できる。

3号礫石

一七三点出土、年代が推定できた破片は一一一点であった。磁器は十八世紀の肥前系くらわんか碗なども含まれているが(同第31回ST3-3)、年代の中心は肥前産の端反碗(同第31回ST3-9(11)、蛇口日凹形高台皿(同ST3-13)、漁戸、美濃産折枝文

湯呑碗(同ST3-2)など十九世紀の製品である。陶器は漁戸、美濃産折枝文碗(同ST3-5)、火鉢(同第33回ST3-19)、灯明皿など十九世紀の製品が主体的である。これらの様相から3号礫石は十九世紀前葉頃に廃棄されたものと推定できる。

表題資料・調査資料の様相

上記礫石に共伴する資料を含めた全資料の様相を概観したい。資料化できた一二〇〇点中一一〇三点の資料の年代が推定できた。中世末(近世)にかけての資料が確認されており、中世前半に遡る遺物は一点も確認できなかった。十六世紀と推定されたものが七点、近代以降と推定できたものは一四点に過ぎず、大半が江戸時代の製品であった。詳細みると十七世紀は少なく、年代が降低するにつれて増加しており、十九世紀中葉(幕末)が最も多い。点数では十七世紀下限の製品は二二点、十八世紀は三三〇点、十九世紀は七五六点である。

前項で確認された陶磁器分布を再確認すると以下のようになる。

- ・推定生産地は肥前に次いで瀬戸・美濃が多い。

器類は、碗、皿、巻物、土瓶など飲食器が多い。

確認された分布の偏差は、苗ヶ山宝生寺庫裡、客殿で行わゆる

いると考えられる。碗、壺、皿、燭台、土瓶の存在からは庫裡、客殿で酒宴を

常生活を営む上で必要な什器類であり、これらが少ないと資料は偏りや寺
に関係する居住者が生活のために使用したものが主体であるとは考えにくい。そ

してこの行為は江戸中期以降頻度を高め、幕末期にピークを迎えたと推定できる。

方、近代以降に生産された遺物の少なさは、近代以降にこうした活動が継承されなくなつたためと考えられる。

これとは別に十七世紀末～十八世紀初頭の遺物に取り上げておきたい一群があ

る。肥前系染付銀杏文皿（第一編第三章第32図ST3-12）、染付唐草文皿（同

第35図99—36(38) 薬付四方攢猪口(同第35図99—26)などで、特に皿表は複数個体出土しており、崩いで所有していた可能性が高い。これらはいずれも上

質な磁器で、農村集落などでは一般的に認められない製品である。また、十九世

紀に多く出土している陶器類には描いの皿が認められない点、碗類が少ない点等、古くからよくいわれてゐる特徴である。

など両者の構成は異なるのである。両者の製造過程には用途や目的が異なる可能性がある。

これら陶磁器様相と文献の記載や遺存している建造物のデータに照射してみた

い。「苗敷山穂見神社の研究」には、享保二年（一七一六）に本殿が焼失していること、焼けた後は、楚「つ見草」や犬耳から助効草十郎に「苗敷山穂見の火をまほる」と記されている。

こと、境内や庭園物、砾石の堆积物もむだから采集するなど「古都相模の集めに富む」といふ。町時代後半から江戸時代中期ではなかつたかと思われる」（功刀一九九三）と推

定されている。また、現存する石造物の紀年銘は石鳥居が寛文四年、初丁石が元禄四年で、その他の丁石もこうした年代に作られた可能性を考えると十七世紀後

半に大きな整備がされたと思われる。また、焼失した本殿は元文元年（一七三六）再建されたと云つてゐる。

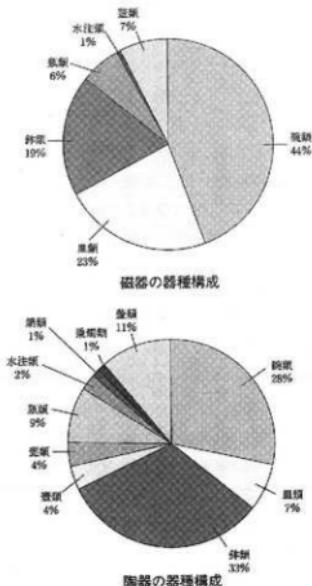
上記のように、十七世紀後半から十八世紀前葉にかけての活発な活動とも受け取れる整備や再建記録などは、遺物の出土状況と合致しておらず、むしろそれは後に活動のピークが存在しそうである。しかし、当該期には、相対的な量は少なないものの前述のように十七世紀末から十八世紀初頭の上質で精いの資料が確認でき、これらは畠山の整備・建築活動の動態と関連することも想定できる。

四
周辺遺跡との対比

苗穂山の調査で確認できた備後器類の特徴を検証するため、いつくかの遺跡出土資料との対比を行いたい。山県郡甲府盆地は周囲を山に囲まれ、近世から近代にかけての大きな物流経路は富士川を遡上するルートが推定されており、これについては「水運は江戸時代初期の慶長年間に開始されたものであり、以後三〇〇年以上の長きにわたり、中斐国(現岐阜県)の運輸経済に大きな役割を果たした」(山梨県教育委員会一九九八)と評価されている。こうした状況は甲府盆地内での遺跡出土陶磁器類相比較の際に流連ルートの違いによる差異を排除できる点でメリットは大きい。こうした点を踏まえ、物流窓口であった駿河岸跡、中斐国(現岐阜県)拠点である甲府城下町、駿河岸のほど近く村落遺跡である宮沢中村遺跡の出土資料を比較対象として取り上げてみたい。

① 鮎沢河岸跡（第1図）

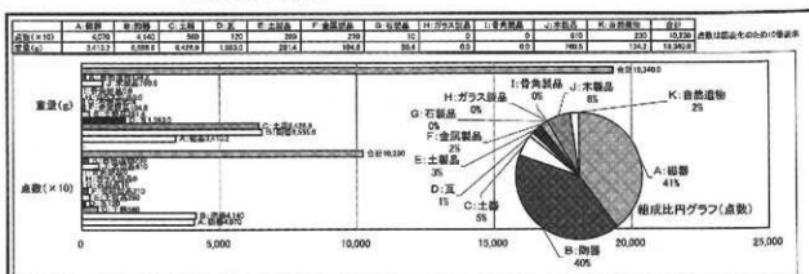
山梨県南巨摩郡笛置山川町にある笛置川舟運の山梨側玄関口にある河岸遺跡である。現在までに飯沢河岸の報告書は六冊刊行されており、近世から近代にかけての陶器資料が多量に出土している。平成十二～十六年度に行われた白子湖神地考古学区の調査報告（山梨県埋蔵文化財センター一〇〇五）の中に出土した文政四年（一八二二）の火災資料についての考察がある（須長一〇〇五）。苗敷山例より年代的にやや降るがこれとの対比を行ってみたい。報文によると熱を受けた陶器



第1図 鰐沢河岸跡出土火災資料の器種組成
(須長 2005より抜粋)

第3表 宮沢中村遺跡2面・3面出土遺物の器種構成
(山梨県教育委員会 2000より抜粋)

	磁器	陶器	石器	土器	青磁	合計
碗	1277	478	70			1825
皿	120	109	19	310		558
鉢	18	163				181
段 重	12					12
瓶	19	36			2	57
急須・土瓶	3	37				40
盃	71					71
徳 利	3	3				6
紅 猪 口	17					17
水 满	12	2				14
蓋	26	84				110
仏 版 器	53	80				133
香 焚	10	79		3	15	107
擂 鉢		93				93
火 鉢				53		53
焙 炎				799		799
灯 明 皿		330		12		342
甕		38		16		54
そ の 他	5	1		8	1	15
合 計	1646	1533	89	1201	18	4487



第2図 甲府城下町遺跡第14号溝出土遺物の器種組成 (山梨県教育委員会 2004より抜粋)

器類の胎質組成は磁器六七%、陶器二三%、器種組成が碗三九%、皿一八%、鉢

一二%、その他となつていて。(2)

胎質組成は苗敷山とほぼ同じであるが、器種組成をみると苗敷山が碗が一二%多く、皿が八%、鉢が二〇%少ない量比となつていて。鉢の開きが大きいが、歓沢河岸跡において鉢に分類された製品は擂鉢、片口鉢、指鉢、練鉢、香炉など用途が異なる複数の器種にまたがっており、詳細は不明であるものの生活に伴う調理具が含まれていることが指摘できる。また、碗が多く、皿が少ないと評価は難しいが、十九世紀前業（文政四年の火災）と中葉（苗敷山のピーク）の年代差、あるいは「歓」に関する行為の頻度の相異などが考えられる。

②甲府城下町遺跡（第2図）

甲斐国を中心の城下町遺跡である。近世は為政者の変遷から、甲府城築城期（一五八一—一六〇〇）、城代・城番・甲府家期（一六〇一—一七〇四）、柳沢期（一七〇四—一七二四）、甲府勤番支配期（一七二四—一八六八）に時期区分されている（山梨県教育委員会：一〇〇四）。近年、近世甲府城および城下町の調査事例の増加に伴い、資料集積も進んでいる。このうち出土遺物について詳細なデータを提示している甲府駅周辺地区整理事業に伴う調査で確認された第一四号

溝出土遺物との対比を行いたい。一四号溝出土遺物廃棄は「明治維新時の甲府勤番土の転出時に行わられた可能性が高く、これらの遺物群が幕末の甲府勤番土屋敷で使用されていた陶磁器などの組成を示している可能性がある」（山梨県教育委員会：一〇〇四）とされる資料で、遺物群の内容から幕末の甲府勤番支配期に比定される。

示されているデータでは胎質組成では磁器四〇七点（四六%）、陶器一四四点（四七%）、土器五六点（六%）で苗敷山の比率より陶器の比率が高い。器種組成では碗四〇八点（四七%）、皿九九点（一一%）、鉢一三一点（一五%）、瓶一二六点（一四%）、その他となつていて。

③宮沢中村遺跡（第3表）

山梨県南アルプス市にある歓沢河岸跡より数km程度北に位置する農村遺跡であ

る。発掘調査では六面の生活面が確認され、一面と三面が江戸後期の生活面と推定されている。両面の出土資料には若干明治期の製品が混じるが、ほぼ十八世紀後半～幕末期の遺物で構成される。

呈示された数量データによると両面の口縁部カウントによる胎質組成では、磁器一六六四点（三七%）、陶器一六二二点（三六%）、土器一二〇一点（二七%）である。磁器が少なく土器が多い点で、苗敷山の様相とは大きく異なっている。土器の二三%を占めるのは平底で取手が付く焼烙（七九九点）で、皿（かわらけ）も多く（三一〇点）出土している。こうした焼烙やかわらけは苗敷山の資料では少量確認されているにすぎない。器種組成では碗（一八一五点、四%）、焼烙（七九九点、一八%）、皿（五五八点、二二%）、灯明皿（三四二点、八%）、鉢（八一点、四%）、仮食器（一三三点、三%）で、この様相も違いが大きい。碗の割合が最も大きい点は共通するが、焼烙が大きな割合を占めている点は苗敷山のみならず歓沢河岸跡や甲府城下町遺跡とも異なっている。

歓沢河岸跡、甲府城下町遺跡、宮沢中村遺跡の様相を概観したが、この中で気づいた点をいくつか指摘したい。

いずれの遺跡においても磁器碗の比率が高く、器種組成では半数前後の割合で確認されている。こうした共通の様相は、幕末期甲斐国の時代相を反映している可能性も考えられる。また、土器の割合に差異が認められた。平底で取手が付く焼烙は圓炉裏とセットで利用されるものであり、いずれの遺跡においても出土しているが、農村遺跡である宮沢中村遺跡が突出して多く確認されている。歓沢河岸跡の火災資料が生活用品か流通過程のものかは判断できないが、農村的な様相の可能性が考えられる。

人形・玩貝類の状況も注意したい。苗敷山を除くと他の三遺跡とも芥子面、泥面、人形、碁石状土器などが一定量出土している。歓沢河岸跡では多量の芥子面が出土しており、地鎮との関係が指摘されている（村石二〇〇五）。宮沢中村遺跡でも一定量出土していることから、芥子面の用途に関する地城性も考えら

れる。同遺跡からはこれに加えてぶら人形、碁石状土製品、土鉢、飯事道具なども確認されている。また、甲府城下町遺跡では京都周辺で生産されたと推定できる飯事道具、箱庭道具なども少なからず出土し、勤番武士の城下町として江戸遺跡との類似性も指摘できる。このように土人形類が近世後期の甲斐国に都市、農村に限らず一般的な器種であったと判断できる。しかし、苗敷山出土資料の中にほんんど認められない状況は、通常の生活空間と異なる性格を有するものと判断される。

五 小結 —近世の苗敷山での活動—

苗敷山の調査で表採、出土した陶磁器について分布、組成論的な視点から分析を行った。以下、再確認したい。

苗敷山で表採・出土した遺物の年代は、十六世紀～明治に比定できるが、そのピークは江戸後期にある。その後、近代に入ると、断続的に出土量が激減し、江戸時代後期を中心に行われてきた活動が近代まで継続されなかつたと判断できる。理由として豪族葬が原因と考えられる。

器種組成の様相は碗、土瓶、徳利（徳利を含む）、擂鉢、鍋など飲食に使用する製品が大半を占めている反面、火鉢、土人形、蓋物、油壺、御神酒徳利、仮飯器、仮花器、蓋物、油壺など日常生活において使用するものや信仰に関する器種が少ない。

また、十七世紀後葉～十八世紀前葉に上質で描いた磁器製品が認められた。当該時期は鳥居、丁石の紀年銘と合致し、苗敷山の整備活動との関連が想起できる。多量の遺物が表採された斜面上の平場には、客殿、茶室、庫裡があり、これらとともに飲食を行う場としての性格を持つている。出土・表採した遺物はここで使用した可能性が高く、分析した様相はこうした場の性格を有する資料として離縛を感じない内容であった。一方、徳利や壺などの存在から酒宴を伴うような行為が行わっていたことも確認でき、苗敷山奥宮地域における宗教活動を考える

際に大きな手がかりとなる。

数量的には十分とは言えないが、他生活遺跡との対比を行つた中でいくつかの特徴的な様相が覗えた。出土標相とその動態は、調査地で行われた活動を反映していると考えており、その分析は重要な意味を持つ。これが苗敷山総合調査の一助になることを希望したい。

註

(1) 香炉は火入れとして利用されている例も多い。苗敷山表採資料からも口縁部にキセルによると見られる敲打痕が複数例認められている。

(2) 東京大学埋蔵文化財調査室 一九九九を参考にされたい。

(3) 器種組成は掲載データから換算した。

参考・引用文献

- 須長義子 一九〇五 「第二節 熱を受けた痕跡のある陶器等について」『駿河岸跡Ⅱ』山梨県教育委員会
- 功力吉彦 一九九二 「苗敷山神社の研究」
東京大学埋蔵文化財調査室 一九九九「東京大学構内遺跡出土陶磁器・土器の分類(1)」『東京大学構内遺跡調査研究年報』別冊
- 山梨県教育委員会 一九〇三 「山梨県苗穂市苗敷山山頂遺跡」
山梨県教育委員会 一〇〇「【墓誌報告】食事による食生活」「江戸遺跡研究会第一回大会食事
にみる江戸の食生活」
- 村石真澄 一〇〇五 「まとめ」『駿河岸跡Ⅱ』山梨県教育委員会
- 山梨県教育委員会 一九九八 「山梨県南に安曇野河岸跡」
山梨県教育委員会 一〇〇〇「山梨県中・安曇野河岸跡」
山梨県教育委員会 一〇〇四 「甲府城下町遺跡」
山梨県教育委員会 一〇〇五 「駿河岸跡Ⅱ」

第十二章 高尾山穂見神社所蔵資料からみる 苗敷山

—地誌類にみえる所蔵資料の再検討から—

保阪太一

はじめに

かねてより延喜式内社穂見神社として苗敷山穂見神社と並び扱われることの多かった高尾山穂見神社。改めて高尾山穂見神社が所蔵する資料に目を通すと、棟札の銘に苗敷山穂見神社の名が記されていることに気づく。本稿ではこれら資料を通して高尾山穂見神社と苗敷山穂見神社¹あるいは苗敷山周辺地域との関係についてアプローチできないか探ってみたい。

そのためには、かねてより地誌類で扱われてきた高尾山穂見神社所蔵の銘記資料の再検討を通して高尾山穂見神社について改めて整理しておきたい。なお、こでは文献史料以外の資料を対象とする。

一 地誌類にみる高尾山穂見神社

高尾山穂見神社は、かつての巨摩郡西郡筋にあたる現在の南アルプス市、梅形山中腹の標高約八九〇m、高尾の集落の北西端に所在する。

先行研究によりすでに知られている通り、高尾崎の存在など県内外を問わず現在でも広い信仰圏を有しており、現在では十一月二十二日から二十三日（かつては十一月一日から二日）にかけて例祭が行われ、夜神樂として知られる太神樂が奉納され多くの参拝者が集まる。現在は本殿と御正体が県の文化財に指定され、

太神樂と神樂殿、さらに御神木である大スギが南アルプス市の文化財に指定さ

れている。

苗敷山同様高尾山穂見神社も甲斐国志をはじめとする地誌類に扱われており、甲斐国志には「御崎明神 高尾村」として記載されている。寛文五年の本殿建築の棟札には「鷹尾山穂見神社御崎大明神」とあり、「穂見神社」と「御崎大明神」ともに記されている。

甲斐国志をはじめとする地誌類には、高尾山穂見神社の山猪の根櫛として度々扱われる銘記資料がある（以下の史料抜粋中に「資料一、二、三」で示す）。次に示すように甲斐国志で扱われた資料をベースに他の地誌類ではそれを補足するともに記されている。

史料一 「甲斐国志」卷之六十七神社部十三

一 御崎明神高尾村印御神御七斗二升社地若干墨印御文應長十九年地額印保弘法寺寄ノ延次アリ除地畠一町一段二畝廿八歩、白山権現、二階主子大屋主子、人祭主子、寺主子ヲ配祀ス俗ニ三文殊ト称ス懸鏡一面（資料二）円径八寸六分中央二衣冠ノ神像ヲ刻ス左ノ方ニ三林王子中安ノ國八田ノ御奉鷹尾、右ノ方ニ天福元年癸卯十一月十五日、其ノ背二丈勧進華房弁慶ト刻セリ又古碑（資料二）アリ享保十二年庚午七月洪水ノ時山岸崩レテ土中ヨリ出ゾト云フ其ノ形子殺上豊下ニシテ上構柱ミ一尺二寸五分、下構一尺六寸二分、長一尺四寸五分正面ニ穂見ノ神社ト正書ラ以テ刻セリ其ノ左ノ方ニ同三字アルガ如クナレドモ欠落チテ弁ジ難シ又其ノ左ニ文治三ノ字彷彿ト見工益ミ左ニ智家方ノ三字ヲ繕ス因リテ穂見ノ神社ナリト云フ十一月朔日ヲ以テ祭ル授禱ノ神ト称シテ登拝ノ者多シ神主穂坂丹波口四男…

他の地誌類も概ねこれと同内容であるが、例えば「日本社寺明鑑」や「社記并由緒書（社記）」には上記の内容に以下のような記述が加わる。

史料二 「日本社寺明鑑」

（前略）本殿ノ古屏（資料三）ニモ文治三年穂見大神御願主一條治郎忠頼三弟

皆野兵部大夫家方トアリ（後略）

史料三「社記并由諸書」

一、 穂見神社御崎大明神 丹摩郡西郡筋高尾村鎮座

(中略)

一、 勸請御座之儀相分り不申候但シ延喜式神名帳ニ被為載候社ニ御座候寛文宝

永ノ棟札等（資料四）二穂見神社ト認有（後略）

また、史料一にある「古碑」について史料三では「御神石」と言い伝えられて
いるところある。

これらから、高尾山穂見神社の山緒を示すものとして概ね以下の資料を挙げて
いることが分かる。

資料一 「懸鏡（御正体）」

資料二 「古碑（御神石）」

資料三 「古屏」

資料四 「棟札」

上記資料は地誌類での記載頻度は高いといえるが、これまで、県の文化財に指
定されている御正体以外は図や写真で紹介されることはなかった。今回改めて神
社所蔵の資料を全て実見させていただく機会を得たが今後さらに詳細な調査を継
続する必要がある。まずは現状で判明した新たな見解を加えて整理しておきたい。

二 地誌類にみる所蔵資料の再検討

資料一 「懸鏡（御正体）」（写真1）

昭和四十年に県の文化財に指定され指定物件名は「銅製懸仮（御正体）」とさ
れている。（中略）

銅製の円形鏡で鏡径は二六・四cm、縁厚〇・五cmを測る。磨かれた鏡面中央に、
坐した衣冠束帶姿の男神像が描かれており、男神像の左右に鉢が隕刻されている。
一六・〇cmを測る。断面形は一辺を持つもののほぼ円形となり、円形の頂部から

男神像はこれまで彫りとされてきたが（『山梨県史』、『櫛形可読』）、彫形りで
あることが確認されている（文化元年・一〇〇六）。

鏡背は刷毛目の残る胎面右寄りに銘が陰刻されている。また、左寄りに二字字
のみを刻記した上からタガネでかき消した様子がみとめられる。

銘記

表

右「三林王子

甲斐國八田御牧北鷹尾

左「天福元年癸巳十二月十五日」

裏
左「大勤進墓幸房井慶」

右「タガネでかき消されている」

北鷹尾については同じ西郡筋にある鷹尾山櫛現（現在の富士川町平林地区水至
神社）について『甲斐国志』卷之六十七神社十三に「一鷹尾山櫛現（中略）南
鷹尾トアリ北ノ方鷹尾山ニ対セル名ナリ」とあり、高尾山穂見神社を北鷹尾、そ
れに對して平林地区にある水至神社が南鷹尾と呼ばれていたことが分かる。つま
りこの御正体には、年記と現在の所蔵場所を示す地名とが揃っており大変興味深
いものである。鎌倉期である天福元年（一一三三）の銘は、神像が描かれている
御正体の中で年記を有するものでは全国的にみても現存最古であるという（文化
元年・一〇〇六）。穂見神社の名こそないものの、所在地が記されていることの意義
は大きい。

資料二 「古碑（御神石）」（第一回、写真2）

史料一によると享保十三年（一七二八）の洪水の際に山岸が崩れて出土した
といわれる安山岩製の石棒状の資料である。高さ（全長）四六・一cm、最大幅
一六・〇cmを測る。断面形は一辺を持つもののほぼ円形となり、円形の頂部から

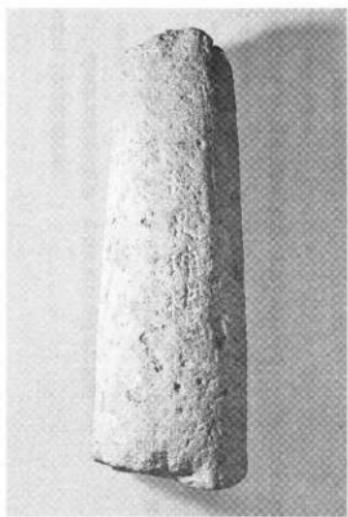
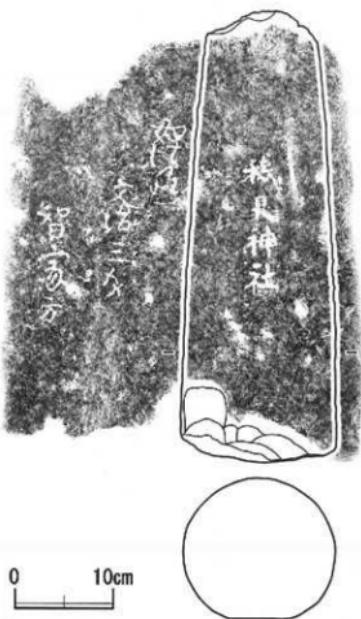


写真2 古碑



第1図 古碑実測図



辺にかけて銘が陰刻されている。

銘記

「徳見神社

如法經

文治三才

智家方」

【甲斐國志】では「如法經」の三字が「欠落チテ弁ジ難シ」とされており、確かに「如法經 文治三才」(鶴形町誌では「如法經塔」とされている)の文字は磨耗が激しく、文治三年(一一八七)の時代性を示している信憑性はある。しかし、ほかの二行、特に「徳見神社」については字体ならびに文字の遺存状態に明らかな違いがあり、また「智家方」の特に「方」などは明確に違い、「鶴形町誌」にあるように追刻の疑いを断じることはできない。しかし、享保十三年(一七二八)の出土した時点すでに「徳見神社」と刻まれていたのか出土後に刻まれたのかは不明であり、追刻とはいえども下るのか、あるいは廻るのかは判断できない。

残念ながら現在の高尾の集落にこの資料の出土地点について伝承されていないので詳細な出土地点は不明である。しかし十二世紀末の文治三年の資料が所蔵されている点は重要であり、「如法經」の文字から修驗にかかる場であったのかもしろくは縁鏡の存在を示すものと考えられ、高尾山徳見神社の性格を考える上でとても興味深い。

資料三 「古扉」(写真3)

改修前の本殿の扉とみられ正面右手の扉内面に銘が記されている。現在の本殿の扉と金具類などの体裁は同じである。
古扉の全長一〇・三四、幅五七・一四、定規線の部材を含む最大幅六・一四
を測る。現在の本殿の扉は全長で一〇五・三〇を測り規格が違うことがわかる。

銘記



古扉部分(銘)

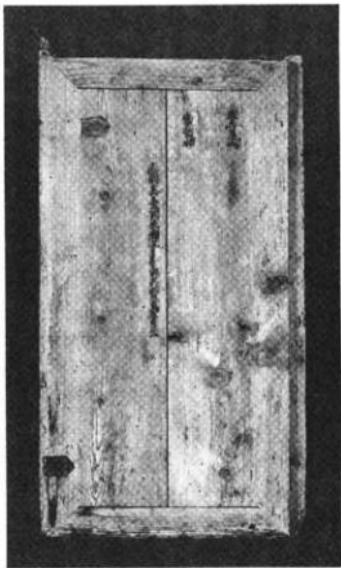


写真3 古扉

全体

一鷹尾山
当社大神

史料二の記載内容とは違いますが多くみられる。「櫛形可誌」には一部に補筆の疑いがあると指摘され、また、「三第三」は「三郎」とされているが文字の右半分が削られており判読し難い。「鷹尾山」以外の二行は一度板面を削った上に墨書きされている。また、文字を消した痕跡とみられる傷跡もあり、今後、赤外線などを用いた詳細な調査を行う必要があるだろう。

資料四 「棟札」（写真4）

史料二に寛文室永の棟札がとりあげられているが、これら二点の棟札を附として穂見神社の本殿は昭和四十年に県の文化財に指定されている。現在穂見神社に伝わる棟札は合計二点、上巻は寛文五年の本殿建築の際の棟札で、下巻は昨年実施された平成二十二年の本殿の屋根修復の際の棟札である。寛文から平成まで実に三五〇年の時を経て二点が残されている。なお、山梨県が実施した棟札調査の報告書にはこれらのうち六点が所載されている。¹²⁾

棟札一 神殿寛文五年建立棟札（一四三）

絶高九一・〇四、幅三〇一・四、厚さ一・八四、平頭、釘穴なし

現存する棟札の上巻となる寛文五年（一六六五）の銘により本殿の築造年代の根拠とされている。少なくともこの棟札の主文には「鷹尾山穂見神社御崎大明神」として所在地である鷹尾山と穂見神社の名が共存する現存資料の最古のものとみられる。同時に御崎大明神の名も併記されている。

表面に三角形に配された○印三点と主文ならびに祈祷文言がみえ、神主は保坂

清右衛門尉代となつており、「社記并由緒書」にある神主家系譜とは「穗」の表記以外は符合している。なお、一部に補筆とみられる箇所がみとめられる。裏面には呪符等の文字が配列されている。

棟札一 神殿・押殿室水二年修復棟札（一四五）

絶高九一・〇四、幅二七一・四、厚さ一・八四、平頭、釘穴なし。

法蓋は棟札一とほぼ同じである。表面には同じく三角に配された○印二点が削され、その下の主文には鷹尾山穂見神社の名が見える。御崎大明神の名は記されていない。神主は穗坂備中守正利代とあり、「社記并由緒書」にある神主家系譜と符合する。

裏面には棟札一と同様呪符等が配列されている。注目すべきはその下に上宮地村を筆頭に五八の村名が列記されていることであり、ここには苗敷山穂見神社の所在する上条南割村をはじめ甘利地区の村名もみえ、この点については後に扱いたい。

三 高尾山穂見神社所蔵資料の検討から

以上みてきたように地誌で扱われてきた資料は現存しており、銘も判別できるなど保存状態も比較的良好といえる。

これら地誌類で扱われた資料の他にも年記を有する棟札類が所蔵されている点は既に述べたとおりだが、現地調査によりその他にもこれまでに扱われることの無かった寛文、宝永の銘を有する旧村五点なども確認されている。また、同じくこれまでに報告等をされたことのなかつた善光形坐像が平安時代中期に遡ることが確認されている。像底に「穂見神社」三昧明神／源義光の銘がみられるがこの銘は後世のものとみられる。¹³⁾

これらの資料を整理すると以下の点が挙げられる。

「穂見神社」銘について

まず、高尾山穂見神社において現存する資料から「穂見神社」という名称が確認できる上巻について考える。資料一の古碑（文治三年）にある穂見神社の銘は後世のものと見られるものの、享保十二年（一七二八）以前の可能性は否定でき

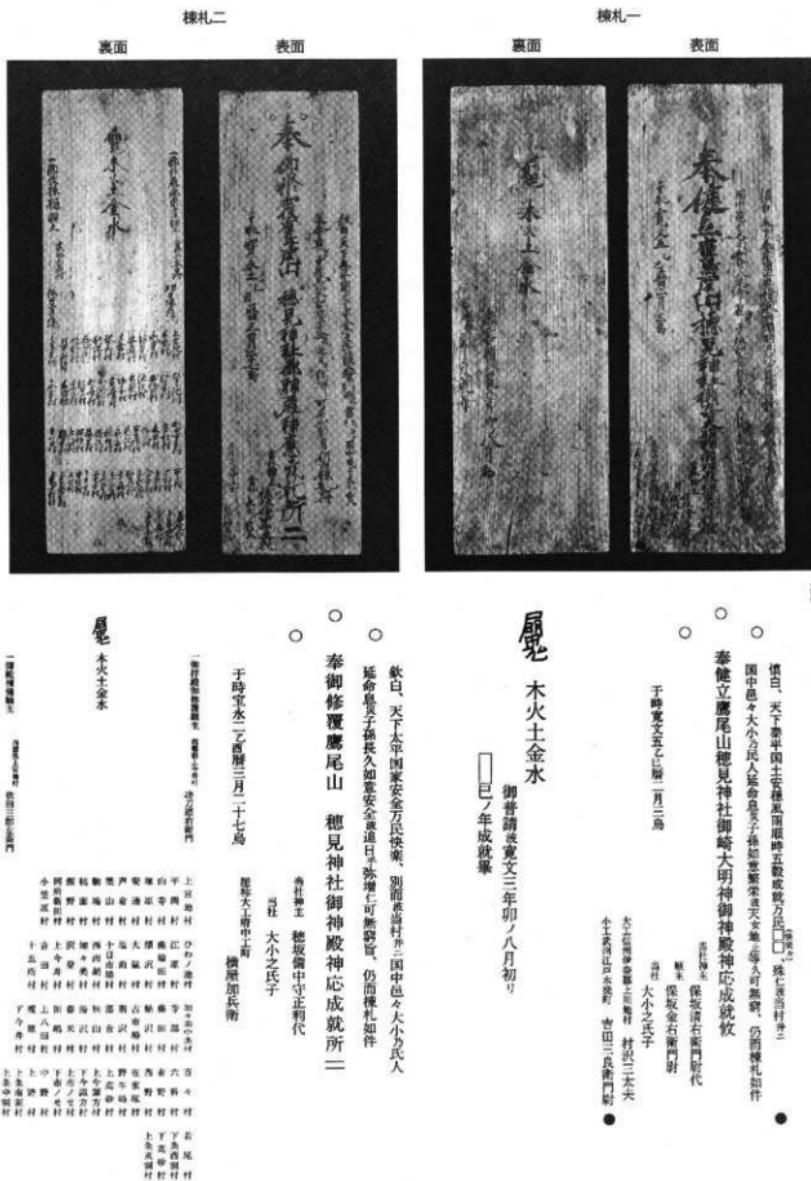


写真4 棚札（上段の写真、下段の銘とともに右が表面、左が裏面）

ない。明確な資料としては資料四棟札の寛文五年の棟札といえ、同時に「鷹尾山」と「穂見神社」が併記されている点でも注目される。また、矮く宝永の棟札以降は穂見神社銘は定着している。また、時期は不詳だが菩薩形坐像にも「穂見神社」銘がみられる。文献史料としては天保年間までは穂見神社と御崎大明神が併記されている例が多く、それ以降は穂見神社で定着しているようである（機形町司編纂委員会一九六六）。

「高尾（鷹尾）」銘について

資料一の「御正体」にみられる「北鷹尾」が天福元年（一二二三）で上限といえ、資料二の古廟は年代不詳である。また資料四の寛文の棟札以降の棟札類にも「鷹尾山」は確認できる。前述したとおり南鷹尾と呼ばれる鷹尾山推現（現富士川町の水室神社）との関係からも北鷹尾が現在の高尾山のことを指すことについては問題ないものとみられる。

「三輪王子」銘について

史料一で三輪王子を配祀するとされ、資料一の御正体に銘が刻まれている。また、銘の時期は不明であるが菩薩形坐像にも記されている。史料一から三輪王子は文殊を指すとされていて、現在の高尾の集落内には文殊寺が存在する。南鷹尾である鷹尾山推現も文殊を祀るとしていたが廢仏毀釈により現在の水室神社となる。高尾山から武川筋方面へ山を下ると御勤使川の手前の山側部に築山村があり、その周辺には三大王子神社、御崎神社、白山神社が存在する。また、御勤使川を越えた苗敷山穂見神社（苗敷山推現）にも山代王子推現の記載があり（『甲斐國志』神社部十二）、これら御勤使川周辺地帯付近の地域と高尾山との何らかの関連性を疑う。

「智異方」銘について

資料二と資料三の銘は共通点が多く、お互いの銘に意識的なものを感じるが、互いに時期に不明な点が多く詳細な検討は難しい。

これまでも智異方については人名として扱われた記載がみられるが管見の中では一条忠頼の近親でこのようないい名には辿りつかず、また、古屏の記載から「智

野」を「伴野」と考へてもみたがこれも該当しなかつた。

一条忠頼の名があることから、武田や甘利地域との関連性を考察させるが、あるいは現富士川町の春米にある一条忠頼の伝承と武田地域とを結びつける存在となるのだろうか。今後の課題である。

古代から中世の資料について

史料一の古碑には文治三年（一一八七）の銘があり、「穂見神社」の銘は後世のものとしても、文治三年の年記を有する資料が享保年間の出土の伝承と共に現存している意味は大きい。その銘から如法經塔とみられ、十二世紀末という年代は如法經の活動年代として符合している。詳細な出土土地點は不明なもの、当地が修驗の場であったことやあるいは經塚の存在を示唆する資料といえる。また、胎藏界の大日如來坐像とみられる菩薩形坐像が平安時代中期の制作とされる新たな知見も加わり、さらに鎌倉期の御正体の存在も含め、これらの資料は古代から中世における高尾山の信仰の姿を伝える非常に重要な意味を持つものといえる。

高尾山周辺においては苗敷山のような本格的な遺跡の発掘調査は行われていない

ため、苗敷山に比べて古代色が薄い觀があるが、古代に遡る資料が純粹に神社に伝承されている点や菩薩形坐像などの新たな知見が加わった点は再評価すべきものと考へる。

棟札からみる苗敷山との関わり

これらのように地誌にみられる資料について概観してきたが、ここでは特に棟札に着目し、高尾山穂見神社と苗敷山穂見神社あるいは苗敷山周辺集落との関わりを示す事例について考えたい。

まず棟札二、宝永二年の資料をとりあげる。

前述した通り裏面には五八の村名が記されている。その村名を拾うと西郡筋の村が全て網羅されているわけではなく、また春米村など西郡以外の村も確認できることである。甘利地区の「上条南割村」「上条中割村」「若尾村」「下条西割村」「上条東割

村の五ヶ村の名もみえ、甘利十ヶ村のうち苗敷山穂見神社を有する上条南割村をはじめ苗敷山に近い範囲に偏っている点は興味深い（第2図）。

文化八年（一八一）の「穂見神社修復勅化添額」によると、寛文三年（一六六三）、元禄十六年（一七〇三）、延享二年（一七八四）、宝曆十一年（一七六一）の修復資金の調達は、相對勅化により集めたという。寛文三年の勅化による修復

が寛文五年の棟札で知られ、元禄十六年の勅化が宝永二年の棟札で知られるものであろうつまり宝永二年の棟札に記されている村名は勅化に応じた村といえる。

今は文献史料については触れていないが、元禄十六年の「鷹尾山御神殿御上覆勅帳」などを精査することにより勅化の詳細を知ることができるものとみられる。しかし、相對勅化といふのも苗敷山穂見神社の所在する地域が対応している

点は興味深く、高尾山穂見神社の信仰圏の広さとともに、近世における両穂見神社の近接な関係が伺われる。

次に、別の棟札をとりあげる。高尾山穂見神社所蔵の棟札に苗敷山穂見神社の旧材に記された人名と同じ人名がみとめられる。

棟札二 高尾山穂見神社本殿延享二年造営棟札（一四四）（写真5）

裏面に「秋山善右衛門光□」という大工名がみえる。最後の一文字は読み取り難く、「山梨県棟札調査報告書」でも不明とされているが、この人名は苗敷山穂見神社の本殿旧材元文元年墨書（三三三）によって確認することができる。この墨書は後世の写しである可能性が指摘されているが、苗敷山穂見神社の由緒を示す内容である点に変わりはないものとみられる。

この墨書きから、大工は西郡筋山寺村秋山善右衛門光財という人物で、少なくともこの旧材に記されている元文年間から高尾山穂見神社の棟札に記されている延享年間に活躍した大工であることが想定できる。「山梨県棟札調査報告書」国中IIでその前後を含めた享保年間から寛延年間までの棟札類から秋山善右衛門の名を抽出してみると、これらを含む四件が確認できた。

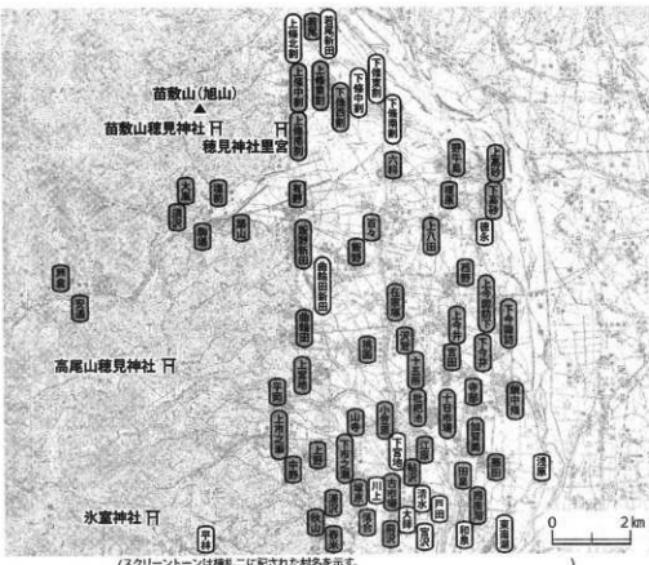
（一）苗敷山穂見神社本殿旧材元文元年墨書（三三三）

（二）苗敷山穂見神社本殿元文三年建棟札（一七一）

（三）高尾山穂見神社本殿延享二年造営棟札（一四四）

（四）下宮地八幡神社神殿寛延二年建立棟札（一六四）

（二）の平岡とは高尾と接する集落で、高尾山の入り口にあたる市之瀬台地上に立地し、明治期には合併し高尾と同じ梅村となる地域である。現在でも高尾集



（スクリーンショットは標札二に記された村名を示す。
明治43年美濃昭和32年修正 沿河32年実行・延喜・昭和仙林・甲府・駿河1/50,000地形図使用）
標札銘に記された村の分布図（1/120000）

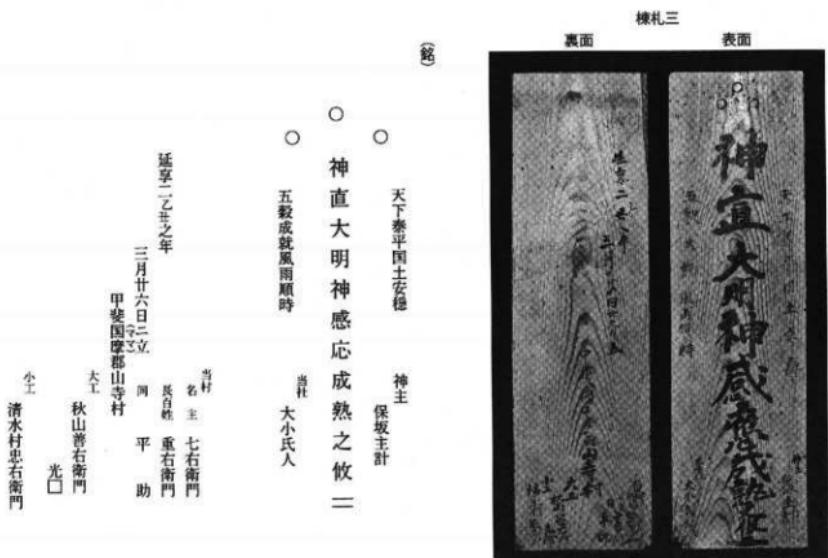


写真5 棚札三（写真、銘とともに右が表面、左が裏面）

落との関係は深い。（四）の下宮地八幡神社とは現在の山寺八幡神社を指し、「社記并由緒書」には、「右御社之儀ハ同郡山寺村鎮守祇神ニ相違無御座候處所之儀ハ往古同郡下宮地村分内ニ鎮座罷在候」とあり、秋山善右衛門の住む山寺村の鎮守である。

「山梨県棟札報告書 国中Ⅱ」では秋山の名が検出できた元文年間から寛延年間で神社に関する棟札類は三九件抽出でき、さらに、西郡筋と現在の韮崎市域に絞つても二五件が挙げられる。また西郡筋だけでも一四件ある中で、上記の四件のみに名がみられるところから県内外に広く活動していた様子は認められず、極めて地元に限って活動していた様子が窺えられ、そのような中で西郡以外で唯一苗敷山穂見神社にのみ拂わっている点は興味深い。やはり、両穂見神社の近接な関係が読み取れる。

おわりに

以上のように、かねてより地誌類で扱われてきた高尾山穂見神社所蔵の銘記資料を整理し、その整理の中で苗敷山穂見神社との関連性を探ってみた。

資料紹介の域を出ていないものの、棟札の検討からは、近世において苗敷山穂見神社やその周辺集落と高尾山穂見神社の良好且つ近接な関係が読み取れるのではないかだろうか。また、所蔵資料を改めて整理する中で僅かではあるが古代・中世の高尾山穂見神社の信仰の姿を考える素材を提示し、また多くの課題を得た。はじめに挙げた高尾山穂見神社所蔵の資料は度々地誌類に取り上げられてきたものの、長い年月中で表舞台から遠ざかっている印象を受けていた。再度詳細な調査を経て今一度検討する必要性を感じている。

本稿でとりあげた資料以外にも地誌類で指摘されている標石の存在や、現在も神社には相当量の額や絵馬が存在しており近世の年記を有するものも確認している。改めての調査が必要であり、これらの中に新発見の事実があることを期待し別機会で報告したいものと考える。

これらのように高尾山穗見神社の詳細を把握することにより、今後さらに苗数

山穂見神社との関連性や性格が浮き彫りにできる」とと考へ、今後の課題とした

い。

最後に本稿を執筆するあたり、資料の実見や実測作業の際に疋坂義助氏、中辻
伸氏には大変なご協力を賜った。記して感謝の意とし結びの言葉をしたい。

註

- (1) 本稿では両者を、苗敷山穂見神社、高尾山穂見神社の名称で統一する。
- (2) 指定物件名は変更されていないが、「穂見」の名称は限定的であり、また、主に近
代以前に用いられるものであるとの指摘により、近年では「御止林」あるいは「縁
制男神像像」という名前を用いるようにしている。本稿でも以後「御止林」を用いる。

- (3) 平成十六年に実施された文化庁による集中地区特別総合調査により識別され、これが指摘されている。また、二〇〇六年に公刊された本集中調査の報告書では「縁
制男神像像」とされている。
- (4) 資料名ならびに資料名称末尾(一)内の番号、法量、及び写真図版中に示した銘は
「山梨県博物館調査報告書 国中Ⅱ」によるものとし、銘は一部加筆修正の上転載した。

- (5) これまで本木像について地誌で扱われることはなかったとみられるが、平成十四
年に官司と本殿内を開査したところ像底に銘があることを確認し、平成十八年度よ
り行なわれている南アルプス市の仏像悉皆調査により詳細調査の対象として調査が実
施されている。調査された鈴木麻里子氏により本善隆形坐像は平安時代中期ころ製
作の始焉界の大日如来坐像とみられる点が指摘されている。写真ならびに詳細は仏
像悉皆調査報告書を参照されたい。

- (6) 地元住民への聞き取りによれば、穂見神社とは別に高尾の集落内に「おみさまさん」「御崎人明神」と呼ぶ地点があり、かつては鳥居が存在していたという。地元では御崎大明神については、穂見神社とは別のものと認識してきたという。
- (7) 第三編第十四章にて取りあげられている「延喜式」もその一つである。
- (8) 「穂見神社本殿修復歴史添附圖」

一、巨摩郡高尾村穂見神社止一位御崎大明神之儀式内之社二面、乍恐 天下四國
御祈念無む後勤行仕罷在、造営修復之跡者先現より甲當國中志次相對勤化往来り二
而造當仕、然ル處先現之振合を以寛文三卯年社頭及大破ニ、松田様御科之節度又、

元禄十六年未造藤次郎衛門様御御配之類、當國中相對勤化奉願上候御記詳之有之
候得也 (中略) 其後延享二寅年 (中略) 宝曆十二巳年 (後略) (櫛形町防護委員會
候得也 (中略) 其後延享二寅年 (中略) 宝曆十二巳年 (後略) (櫛形町防護委員會

会一九六六)

(9) 第二編第七章第三節第三表。

- (10) 第二編第四章において報告されており、干支の説記などから後世のなしである点が
指摘されている。

引用・参考文献

秋山敬一、一〇一〇「櫛形の基礎的研究」(一)として中華園の事例を素材として――『古田書院

飯沢町防護委員会 一九九六【飯沢町】

櫛形町防護委員会 一九六六【櫛形町】

櫛形町防護委員会 一九六六【櫛形町史料】

佐藤八郎校訂 一九六八【甲斐南志】

日本寺明鑑発行所 一九〇四【日本寺明鑑】

南アルプス市 二〇一一「南アルプス市仏像悉皆調査報告書」

南アルプス市 一九七九【南アルプス市誌上巻・下巻】

山梨県教育委員会文化財部 二〇〇六「山梨県の文化財――文化財集中地区特別調査報告書」

二十三集】集中調査報告書

山梨県教育委員会文化財部 二〇〇九「山梨県史文化財編」

山梨県教育委員会文化財部 二〇一〇「山梨県の文化財――文化財集中地区特別調査報告書」

山梨県立図書館 一九八八「社記井山繪書」『甲斐国社記・寺記』第四卷

中略

山梨県立図書館 一九九九「山梨県史文化財編」

山梨県立図書館 二〇〇九「山梨県内中世守護分布調査報告書 第25集」山梨

農教育委員会

第十三章 大笹池の雨乞い信仰

はじめに

苗敷山穗見神社が位置する巨摩山地東麓の標高一〇〇〇m付近には、鷺ノ出や池平、櫛池、大笹池などいくつかの池や沼が見られる。これらのうち、穗見神社から南西へ三・九kmの地点に位置する大笹池では雨乞いの儀礼が明治時代頃まで続けられてきた記録が残されている。本稿では、かつて大笹池で行われてきた雨乞いの儀礼を報告するとともに、それを基に穗見神社が立地する周辺地域の信仰について考えてみたい。

一 大笹池周辺の地理歴史環境

大笹池は御動使川の支流、御庵沢の水源にある五〇×三〇mの小さな池で、甘利山の南麓、標高約一四八〇mに位置する。「甲斐國志」山川部には「須沢川 水源ヲ大笹池ト云フ池長八十步横四十五歩或云形円ニシテ広二町四方アリト又小 笹池アリ云々」の記述が見える。大笹池の北東六五〇m地点には甘利山山頂があり、東へ約二・一kmには櫻池が、南東約四・一kmの地点には臨濟宗城守山善応寺が位置している(第1図)。

寺記によれば善応寺は、鎌倉円覚寺二世の大休正念が開山、笠見浦政綱が開基となつてゐるが、はつきりとした創立年代や経緯は明らかになつてない。一方で、現在観音堂に安置されている千手觀音立像が一本木造りの平安時代の仏像であることや、善応寺北側より十二世紀代の土師器片や素焼きの経筒が発見されることから(第三編第三章参照)、「白根町誌」では平安時代末にはすでに真言宗

斎藤秀樹

の寺院があつたものと推定している。善応寺の位置は、山下の塙前集落から大笹池へ至る「上道」と呼ばれる山道上にあたるが、寺と大笹池を結ぶ上道沿いには「ゴウシミズ強清水」と呼ばれる一年中枯れることないと伝えられる湧水があり、境内にも湧水地や井戸が複数存在する。この付近一帯が豊富な水を湧出する地域であることがわかる。

二 大笹池の雨乞い事例

大笹池の雨乞いについて残された記録は、近世末から近代初頭に行われていた雨乞いについて採取された伝承が中心である。まずは旧町村誌に掲載された二点の記録を見てみたい。

資料一 「第十一編 家と生活 第二章生活 第三節習俗 雨乞い」[白根町誌]

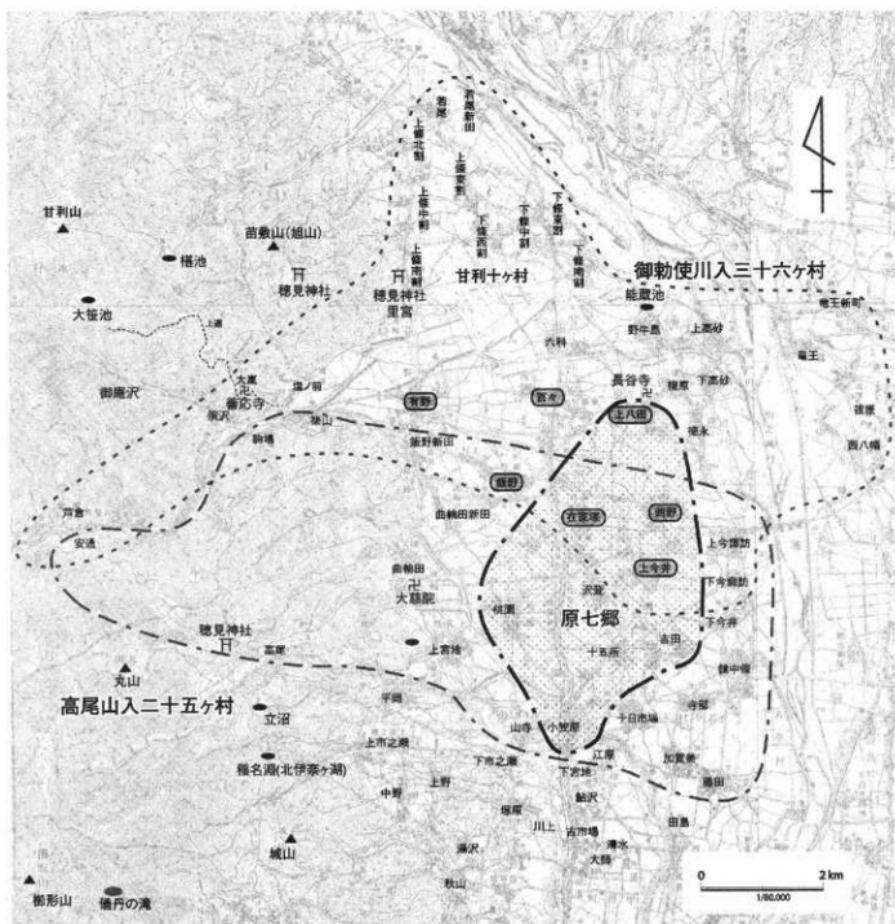
上田八田の觀音堂に原七郷の村々の役人が集まり、一週間の祈祷をしたり、百々の諏訪神社では大勢の氏子が集まり神社の庭へ水を引いて、その中で太鼓を打ちならして祈念したものである。また甘利山の中腹にある大笹池まで大勢の人気が登つて祈願したこともあるという。ここでも前記同様大勢の人が太鼓をならしながら大声を発したり、またノロシをあげて祈願するのである。

資料二 「第十二編 家と生活 第三章生活 雨乞い」[櫛形町誌]

殊に乾燥地帯である原方では深刻な問題で、東吉田では市川の四尾連湖や、百田の觀音様(長谷寺)まで雨乞いに出かけたし、上今井ではなくぬぎの枝で竜の形を作り、村中を練り廻り、時には大笹池まで上つたこともあるという。太鼓をたた



写真1 大笹池



(明治43年測量昭和32年修正 昭和32年発行「滋賀・御嶽・仙岐・甲府・諏訪」1/50,000地形図使用)

----- 御勅使川入三十六ヶ村

----- 高尾山入二十五ヶ村

----- 原七郷

*各種線は入会や原七郷の領域ではなく、所属する村々の広がりを示すための仮想線である

大笠池での雨乞いの記録が残る村

池・沼

第1図 大笠池の雨乞いが記録された村々と入会関係図

たいて大勢でお祭り騒ぎをした。「そう降った やれ降った ほうれ降った ござった てんくばつた つくばつた」

どちらも時代が明記されていないが、後述する資料三や一〇のとおり、大篠池の雨乞いが行われていたのは主に明治時代までと考えられ、町誌の編集年を考えると、近世末から明治時代の状況を示した資料と推察される。どちらの記録にも大篠池の他に、十一面觀音を本尊とする八田山長谷寺で雨乞いが行わたることが記述されている。

次に、小学校の教員であった中込松弥氏が聞き取り調査を行った『西郡古老聞書』とその一部を基にして書かれた『西郡地域資料の研究』をとりあげたい。前者は昭和三十一年頃、「水と生活」をテーマに地域の伝承について調査をした記録である。質問項目が一一二〇ある内、雨乞いに関する質問項目は以下の一二三四の四点である。

一〇 雨乞はどうな風にどこでなされたでしょう
一一 雨乞についての迷信があるか

一二 雨乞い時の呪え言があるか

一三 八田山長谷寺の觀音堂について、雨の信仰はどうな

聞き取り調査成果の一部が掲載されている。どちらも話者と出身集落、生年がほぼ特定されており、大篠池の雨乞いの実情を知る上で貴重な記録である。

資料三 『西郡地域資料の研究』

原方の祈願所は、櫻原村（現八田村）八田山長谷寺の觀音堂（明治四十年国宝指定）である。原方各村の住民は旱魃に際し、ここに雨乞の祈願をこらした。古よりの聞き書きによつて次のようにその大要を知ることができる。

飯野村中村 米山孫作（元治元年・昭和三十二年）九三才

「雨乞は氏神で行われた。藁で長さ五、六間の籠を作つて、村中一戸一人づつ参加

し、太鼓を先頭に村の大通をねり歩いた。それ降つてござつた。天つくばつた。たつくばつた。と唱え言を大声で唱和した。田の畔で太鼓をたたき、鐘を鳴らし、念仏を唱えたりした。尚氏神様に竜の吹流しを立て、西山の大篠池にお水貰い（おみずもらい）に行つた。このお水貰いは、近くは甘利山の南麓、御庵沢、遠くは、長野県の諏訪明神様までお迎えに行つたものだった。」
明治二十年頃からこの風習は行われなくなつた。

この資料の基となつたと考へられる『西郡古老聞書』での米山孫作氏の聞き取り結果は、以下のとおりである。

資料四 『西郡古老聞書』

新野村中村 米山孫作（元治元年三月二十三日生）

一〇 雨乞い（ひ）は氏神で行われた。藁で大きな竜（長さ五六六間）を作つて村中太鼓を先頭にねり歩いたり、出の畦で太鼓や鐘を叩き、念仏を唱えたりした。自分たちも之に参加した記憶がある。尚氏神様に竜の吹流しを立て、大篠池にお水を貰ひに行き、遠くは諏訪明神までお水を貰いに行つた。

一一 氏神に竜の吹流しを立てれば雨が降る。女衆の腰巻が下がれば雨が降ると言つて、無理にみんな下げたりした。

資料五 『西郡古老聞書』

源村有野 河西久吉 明治十年十一月十日生

一〇 甘利山（あんざわ）の大篠池へいった。部落中の人がみのかさつけて太鼓をもつて出かけた。

一一 山奥へ出かけ大声でさわぐとその声で山の中から雲を引き出して雨を降らせるという話がある。

一二 ほうれ降つたござつた。天つくばつた、つくばつたといいながら山へ上る。

一三 馬頭観音で馬をもつ人々が折った。雨乞いについては知らない。

資料六 『西都古老聞書』

在家塚村宇都島 斎藤万平 明治一年生

一〇 小学校西南隅の金比羅神社前で雨乞いを行う。ハダカになって夜おどる。それから八田の観音堂へ詣である。帰つてからも雨乞いわづけられる。明治二〇年頃から以後行わなくなつた。

一一 信州诹訪明神まで代表四、五人が山かけ、徳利に一杯の水をもらつてくる。西山のオオササ池へゴアンザワの水を汲みに行く。

一二 「オオヤマダイショウ・・・セキソンゴンゲン・・・ロツコソシヨウジヨウ」(唱え)との文句については記憶が不正確である)

一三 他の葉で蛇おりくつて、それを観音堂におさめる。

資料七 『西都古老聞書』

西野村(明治二十二年まで塙村上今井) 功刀はま 慶応三年十一月十二日生

一〇 一戸から一人が出て、各々巻を持ち、それで道を打ち、ほこりをたてながら、大ささ池まで行った。ほこりをたてると、雲が出て、雨を降らすといわれた。大ささ池のまわりで、大声で唱えながらおどつた。

一一 「それ、降つてござつた。天つくばつた、つくばつた・・・」

一二 日照りが長く継ぎ水に困ると、部落總出で八田山長谷寺へ行き、たいこをたたきながら、大声で唱えた。

上記の資料に加え、大世話の雨乞いについて市内で聞き取り調査を行つたが、それを知る人はごくわずかで、雨乞い伝承が消えつゝある状況が浮き彫りになつた。

父親(明治三十年生)から聞いた話では、笛や壺のお飾りを持ち、大勢で行列をつくりながら大笹池まで行き池の周りで「そーれ降つてござつた、天つくばつた」と大声で唱えたり、金仏を唱えたりした。踊つたり、池の中に入り水を濁して雨乞いを行つたと聞いている。かなり大勢だつたらしい。いつころかはわからない。どこの村かはわからないが、原七郷の人々が行つたらしい。

親から聞いた話では、親の世代まで大笹池で雨乞いを行つたということは聞いている。火を焚いて折つたらしい。有野の人たちが行つたそうだ。

資料九 有野 河西久夫 昭和七年生

祖父(小野誠三)から長谷寺と大笹池で雨乞いをしたと聞いている。竹ぼうきではこりを立てながら歩き、「それふつてござつた」と唱えた。煙草をしなくなつてから行わなくなつた。

資料一〇 西野 小野雅夫 昭和十三年生

祖父(小野誠三)から長谷寺と大笹池で雨乞いをしたと聞いている。竹ぼうき

ではこりを立てながら歩き、「それふつてござつた」と唱えた。煙草をしなくなつてから行わなくなつた。

資料一一 下今諱訪 伊藤尚武 昭和十九年生

白根町役場勤務時代の昭和四十年代頃、複数の古老から聞いた話では、西野や上八田の人々が山伏か修験者を先頭に轡をかけて大笹池まで行き、燃やして雨乞いを行つたことを聞いた。雨が降る時は苗敷山付近に雲がかかるので、大笹池周辺の山で火を焚いて雨乞いをすれば、雲となり、下の旱魃地域に雨が降ると信じられていたようである。

聞き取り調査から、山伏が先導し、山中での火焚きが行われた点や大笹池で池を濁させ雨乞いをした経緯が得られた。蘿崎市郷の竹之内集落でも古老を対象に聞き取り調査を行つたが、雨乞いについて知る人はいなかつた。甘利山周辺の雨乞いについての記録は、『蘿崎市誌』で雨乞いに着目し研究をまとめている山寺

仁太郎氏の著書に事例が一例報告されている。

資料一二 「第五章山岳信仰 第三節苗穀山の信仰」[華崎市誌]

事実現在でも、下条地区の人たちが、甘利山頂に登り、大籠池を俯瞰して「大籠池の下条婆」と呼ぶと、かれらが下山して帰村するまで降雨があると言われている。いずれにしても、甘利山一帯は、かつて雨乞い行事の舞台であった。

これは大籠池で直接行うのではなく、甘利山山頂や大籠池の近辺で叫ぶことが中心で、西野や上八田など御勅使川以南の村々が行う儀礼と形式が異なっている点が注目される。

三 雨乞いの方法とパターン

以上、提示した大籠池での雨乞いの事例を、大籠池の記述が見られない雨乞いの資料も参考しつつ、雨乞いの場所、大籠池で雨乞いを実施した村、雨乞いの方法という三点に注目し整理してみたい。

まず雨乞いの主な祈願場所に注目すると、①村内・集落内の寺社など、例・百々譚訪神社や在家塚金比羅神社ほか、②村外・真言宗八田山長谷寺、③村外の山中・大籠池、四連湖、櫛形山、④遠隔地・長野県の諏訪湖や戸隠山の4つに分類できる。⁽²⁾ 雨乞いの場所の中でも特に②の八田山長谷寺は、原七郷と呼ばれ、常磐早魃地帯の御勅使川扇状地に立地する七つの村々⁽³⁾（上八田・西野・在家塚・上今井・桃園・吉田・小笠原）の雨乞い祈願所として有名で、村々が共同で加持祈祷を行った史料や記録が残されている。⁽⁴⁾

資料三・四、六、七の事例を総合すれば、日照りが続き雨乞いの効果がでない場合、身近な①から遠方の④への順番で雨乞いの場所を移したとおもむね考えられる。もちろん「上八田村大千敷のため雨乞執行に付諸事議定書小野山之家蔵」（白根町誌編纂委員会「一九六九年」）などで見られるように、大籠池に行かないケースもあり、雨乞いの方法や順序については様々なバリエーションが認められる。しかし、日本全国の雨乞事例を研究した高谷氏が「各自の村の神仏に願つて効の

ない場合はより権威ある遠方の神仏の力をたのもうとする傾向がみられる。これがこの習俗の第三の特色である。（中略）これが最も顯著に見られるのは村から遠く離れた地の著名的な水の神や大社・名刹に詣でて、その神火・神水、もしくは神幣等を受けてくる風習である。」（高谷「一九九二」）と指摘するように、①から④への大局的な流れは首肯できるだろう。

場所と順序について整理してみると、原七郷の人々はまず村内の寺社などで雨乞いを行い、効果がない場合は村々が共同して長谷寺で加持祈祷を行い、それで効果がない場合には大籠池まで行列を組んで雨乞いを行い、さらには、長野県の諏訪湖まで行くというパターンを想定することができる。県外では長野県の諏訪神社・諏訪湖まで水をもらいに行くという伝言が多くみられ、御勅使川扇状地に立地する村の人々も雨乞いの神として諏訪湖および諏訪神社を信仰していたことがうかがえる。

次に雨乞いを行っていた村々に注目してみたい。興味深いことに、原七郷の七ヶ村はすべて長谷寺を雨乞いの祈願所とするが、③山中の段階になると、大籠池で雨乞いをする村は限定される。上述した資料一～一が示すとおり、事例が確認できるのは有野、百々、飯野、上八田、西野、在家塚、上今井の七ヶ村で、御勅使川扇状地中北部の村々である。そもそもの調査事例が少ないので、記録を確認できない桃園や吉田、小笠原など原七郷南部の村々でも大籠池で儀式を行っていた可能性はあるが、現時点の資料状況では、大籠池を雨乞いの主要な祈願場所としたのは御勅使川扇状地中北部の村々と考えたい。



写真2 長谷寺

入会山とし、山々に出入りする権利を有したのは御勅使川

入三六ヶ村⁷であった。原七郷

では在家塚村、上八田村、西

野村、上今井村の四ヶ村が該

当する。一方、同じ原七郷の桃園村、吉田村、小笠原村は高尾人⁸三五ヶ村⁷に属し、大釜池のある山の入会権は持っていない。(つまり、入会権をもつ地域と大釜池の雨乞いの事例を報告した地域「有野、百々、飯野、上八田、西野、在家塚、上今井」とがほぼ一致するのである。

雨乞いの行われる場所が入会と関係があると仮定すれば、御勅使川以北の旧甘利一〇ヶ村の村々で、大釜池にて直接雨乞いを行ったという記録が認められないことも説明がつきやすい。唯一、資料一二において見られる葦崎市下条地区の雨乞い方法に大釜池の名が出てくるが、これは直接大釜池に向いて行う形式ではない。このことは、甘利一〇ヶ村が上八田や西野と同じ御勅使川入三六ヶ村でありながら、近世において甘利山⁹を内山¹⁰としていることを強く主張し、度重なる山論の結果、安政六年(一八五九)に内山として認めさせた¹¹歴史的経緯を反映していると考えられる。(つまり、甘利一〇ヶ村にとって、三六ヶ村の入会地内ではあるが内山地外である大釜池を主な雨乞いの祈願場所とはしなかった、あるいはその他の村々との権利関係からできなかつたと推測されるのである。また、甘利一〇ヶ村の内山には大釜池が存在しているため、主な雨乞いの場所は大釜池であった可能性がある。

雨乞いと入会との関係をまとめれば、原七郷の村々は、旱魃時には七ヶ村の梓組みで村々が共同して長谷寺で雨乞いを行なうが、次の段階の山中では、入会が優先され、村々はそれぞれ入会地内の靈験のある山中の池や山頂に雨乞いを行つたと推測できる。(ただし、後述する資料一四にあるように、在家塚の人々は安政六年に入会地外とされた大釜池で雨乞いをしたとの記録もあることから、基準は必ず



写真3 長谷寺十一面
觀音立像

しも嚴格なものではなく、時代とともにその境界も変化した可能性も考えられる。最後に、雨乞いの方法に目を向ければ、本来ならば雨乞いの場所を実施する村々、早魃の大小や時代による方法の特徴を比較する必要がある。しかし、事例が少なくて、また断片的な資料が多いため、詳細な比較が難しい。現時点では場所ごとの方法を①から④の分類で整理してみたい。

① 村内。氏神にて藁で竈の飾りを作り、鉢や太鼓をたたき、念仏を唱えながら村中を練り歩く、村内の寺社で雨乞いを祈願し、裸踊りを行う、③、④の地で入手した水を氏神へ供えたりする。

② 長谷寺。加持祈祷を行なう。境内の池にかかる石橋、桟橋の上から酒を拂げ祈願する。その石橋を繩で縛り引き回したり、現在境内に安置されているおびんづるさんを繩で縛り引き回したとの証言もある。

③ 大釜池。各戸一人ずつ参加し、大勢で行列をくみ、賽笠をつけ、鉢でこりを立てながら池へ向かう。池では、踊り、大声を出し、念仏を唱え、鉢や太鼓を打ちならし、池の中に入つて池の水を濁し、薬を燃やしたりする。水を持ち帰る。

④ 信州諏訪湖。向いて雨乞いを祈願し、水を持ち帰る。
以上、場所ごとに特徴的な雨乞いが行われていた状況が把握できる。それぞれの雨乞いの方法は日本各地で行われてきた雨乞いの方法と共に通じており、まさに「雨乞いはこれをやつて降らねば次の手といつもの手段が用意されているのが普通であった」(高谷一九九二)と指摘されているとおり、様々な方法が採られた状況が把握できる。

四 大釜池周辺の雨乞い事例 (苗敷山・甘利山・大釜池)

雨乞いの儀礼は大釜池だけでなく、上道で驚がつた善應寺や大釜池、苗敷山(健見神社)でも行われている。ここでは大釜池周辺の雨乞いについて見ていただきたい。

資料一三 有野 金丸正良 昭和二十七年生

昔は善応寺の石灯籠を倒して仏様を怒らせ、雨乞いをしたと古老から聞いた。

「つまう。」東「事つオトナう大王也。」西「トウシ。」東「う。」

池は、互いに関連しあった重要な雨乞いの場所であり、両寺院は雨乞いの信仰によつてその関係が形成されていつたと推測される。

資料一四 「苗敷山穂見神社の研究」

と地元では考えられている。善応寺と大篠池の密接な関係をうががうことができる。さらに、善応寺は、宗派は異なるが八田山長谷寺とも強い結びつきが認められる。両寺院の本尊は善応寺が一本造の千手観音、長谷寺が同じく一本造の十一面觀音で、平安時代に造立された点が共通しており、その容姿から後世に「兄弟仏

と称されるようになった。百撰町誌には、「宗旨は異なるが両寺がかなり密接な関係を有していたことを表すものとして、享保



写真4 菩提寺

資料一五 第二編 空間の民俗 第一章 環境 一 山と生活（「在山の民俗」）

苗敷山や甘利山に雲がかかれば雨が降るという言い伝えは、原七郷の在来中にも残されている。



写真5 鎌倉寺千手觀音立像

また莊崎のナンシキサンに雲がかかる場合は早く雨が降ると言つた。特に夕立が来ると予測した。クシガタヤマとナンシキサンの両方に雲ができたときには、その移動がどちらが早いかを見て判断をした。アマリヤマも大候・気象の変化の

目印になる山であった。アマリヤマに雲がかかるればやはり雨が降る。在家塚では、したことはないが、どこかのムラの人がアマリヤマに行つて雨乞をしているのを見かけたことがある。酒を飲んで掛け合つたりしていた。

中込英明 「今、林さんが梯形山めざしたつていう話があつたんですが、私が郷土研究会級でいろいろ研究した結果が、甘利山、あそにさわら池という池がござりますけれど、これはどういうところからそういう伝説が出たのかはわかりませんけれども、さわら池から雲が出て、それから原七郷へ流れてくると雨が降るんだという昔からの言い伝えがあつたらしいんですけど。そんなことで、さわら池をめざして雨乞いの行列が動いたと。その雨乞いの行列というのが、まつたく現在では幼稚園の生徒でさえ腹かかえて大笑いするわけなんですけど、もちろん当時舗装なんてる道路などにもないわけで、土の道を、みなさん方不タイコにあわせまして、竹ぼうきをもちまして、道をダッタダッタカ埃をたたして、その埃が天へ上っていく。したがつて布が舞つて雨が降るというようのこと

で、ものすごい砂埃をおこしながらさわら池へ向かって雨乞いの行列をおこしたということが、郷土研究のなかから出てきた1例なんでございますけれど、さわら池に雨を降らす神がおつたと。ところがさわら池そのものがだんだん文化が進んでいくにつながつて、人があがつて行つて、聖地でなくなつたと。したがつてそこに住んでおつた雨を降らせる神様が、またその奥へおこしなつて行つてしまつたと。したがつてさわら池まで雨乞いの行列がカネタイコで行進しても、そのときめがなくなつてきたという話を教わりました。」

上記の証言では、梯形山で雨乞いが行われていたことがわかる。また、文末の「まその奥へ」が示す場所は大釜池である可能性が高い。加えて、在家塚ではもうひとつのが入り地である梯形山へも雨乞いに行つた点も、入会との関係を考察する上で重要である。さらにここで注目すべきは、在家塚の人々にとって苗穀山を含めた甘利山一帯が気象を判断する、とりわけ雨を予測するポイントとなつていい点である。こうした記録は資料一にも見られる。甘利山・苗穀山周辺は、湯水地が多數存在することに加え、こうした雨雲を確認する地点であつたことから、

雨乞いの舞台となつたとも考えられよう。

なお、原七郷で雨乞いの記録が多く、西崎郷で少ないので、寛文年間に開かれた徳島堰が通水する地域である旧甘利一〇ヶ村と、常製早越地帯であった原七郷との環境の差を考慮する必要があるだろう。

五 牛と雨乞いの象徴性

大釜池と梯形池には、池の主を「赤牛」とする伝承が今に伝えられている。この伝承については、すでに『羽崎市誌』の苗穀山の信仰の中で、山寺氏が雨乞いとの関係を指摘している（山寺一九七八）。大釜池の信仰を考える上で、ここで伝承とその伝承の舞台となる場所との関係をもう一度整理してみたい。この伝承には現在いくつかの形態がみられるが、その原型は『甲斐国志』に見られる。

「甘利山。上桑北割村ニ近シ。山年貢免除ナリ。相傳フ昔時甘利左衛門ノ財ノ子此山中佐原池ニ瀧シテ因象ノ為ニ命ヲ失ヒ其屍ヲ得ザリケレバ甘利氏怒テ其郷中十村ノ民ニ命ジテ池中へ木太ヲ投シ不潔ヲ沃ギシカバ因象赤牛ニ化シ走テ又其奥ナル大釜池二入ル。右ノ貢トシテ山租ヲ免ゼラレ今尚是ニ仍ルト云。」（甲斐国志・山川部）

上記の史料では池の主である因象が赤牛に変化し、大釜池に移ったと記されているが、時代が下るとこの伝説に変化が見られる。昭和十年に出版された『口碑伝説集』では、大釜池からさらには野牛島の能藏池に逃げた伝承が掲載されているのである（北巨摩郡教育会郷土研究部一九三五）。野牛島では、能藏池の主として赤牛が住み、村人に榆や勝を貸してくっていたが、榆を返さない村人に怒った赤牛が、能藏池から梯形池へ逃げていった伝説が伝えられており（土橋一九五三）、梯形池、大釜池、能藏池のつながりが認められる。一方、「口碑伝説集」には「一説に同郡源村大嵐の親世音はこの赤牛を祀つたのだとも言つてゐ

る」(旭村・小野曾廣)ともあり、赤牛を善応寺の千手観音と同一視する証言が掲載されている。別の伝承では赤牛に変化して逃げる大笹池の主の下条婆々が、大笹池に立っていた觀音様が野火で焼かれていたのを背負って大屋へ向かい、一服したところで水が湧いたという(ゴウシミズ)。善応寺にたどり着いたところ、觀音様が疲れたというので下ろし、その後そこに祀られたとの伝承もある(山寺一九七八)。このように、赤牛=下条婆々を軸として、櫛泡、大笹池、能藏池および大笹池、強清水、善応寺がさまざまな伝承の中でつながっていることがわかる。

このつながりの背景にあるのは、雨乞いと牛との関係であろう。赤牛伝承の舞台となる櫛池や大笹池、善応寺、能藏池では、これまで見てきたように、すべての地で雨乞いが行われている記録がある。また、「牛」と雨乞いが関係する事例を県内で探して見れば、牛が池の主となり雨降りを司る事例は、北杜市の人牛の池(北巨摩郡教育会郷土研究部一九三五)や市川大門町の四尾連湖(土橋一九七五)、増穂町の野々見池(甲斐国志)、山川部、富士河口湖町の河口湖(董士一九七四)などを挙げることができる。さらに、池の主に「牛の首」を掛け雨乞いを行う伝承が、北折の白根御池(野田一九七九)や八牛の池、四尾連湖、河口湖に伝えられている。

以上の事例から、牛は雨乞いの重要な供物とされたことから雨乞いの象徴と考えられるようになり、やがて池の主や雨をもたらす神として崇められ、牛をモチーフにした伝承がさまざまなかつたと推測できる。

おわりに

以上、大笹池の雨乞いの報告を提示しながら、その儀礼を行う地域が入会の権利と関係している可能性を指摘し、長谷寺と善応寺、善応寺と大笹池が雨乞いの信仰によつてつながっていることを示した。苗穂山穂見神社での雨乞い信仰につ

いては、今回の調査では資料が少なく具体的に検討できなかつたが、穂見神社奥宮へいたるまでは源水地点が存在しており、また、甘利山や苗穂山が雨を予測するためのポイントとなつていていることから、穂見神社および周辺の池も雨乞い場所の一つであることが十分に推測できる。穂見神社境内にはかつて雨乞い祈願所として名をはせた大山講のお堂があり、中には大山阿夫利神社の末社が祀られ、毎年代参人を立てて参詣していた(功刀一九九三)といふ。

本稿で検討した雨乞いの資料は少なく、甘利山一帯を雨乞い場所とする地域の詳細な分布や時代による変化、具体的な方法と種類、地域的な特徴など、今後さらに検討すべき課題は多い。それにはまず、急速に失われつつある伝承の記録化が必要である。

最後に本稿を執筆するにあたり、資料をご教授いただいた小野捷夫氏はじめ、雨乞いについて各社説をいただいた方々にお礼を申し上げ、結びの言葉としたい。

註

(1) この記録については小野捷夫氏にご教授を受けた。

(2) 大笹池の雨乞い伝承を含む資料では認められなかつたが、大笹池より遠方に位置する北岳山麓の白根御池でも、原七郷の人々や國中の人々による雨乞いの伝承が記録されており(野田俊彦一九七九)や(芦安村一九九四)、雨乞いの場所についてはよりバリエーションがあつたと考えられる。

(3) 近世、吉田村の枝郷があつた十五所村と沢登村は、それぞれ長百姓をおき実質的に独立村のような形態をとつていたため、原七郷に二ヶ村を加え「原方九ヶ村」と呼ばれた。

(4) 天保十二年上八田村の明細帳では「早朝の節ハ御役所保御御所の上組合内各り雨乞修行仕来り申候。但シ場所の儀ハ、往古より地縁キ根原地内縁内にて根原村一同にて雨乞入請致、下郷村々口御ニ触達シ、村々御越日々行ひ来り候」(山梨県教育委員会学術文化課歴史編さん室編一九九九)とあり、村々が共同で長谷寺において雨乞いを行つてゐたことがわかる。長谷寺で雨乞いが行われていた史跡に

は、「(一四) 長谷寺觀音雨を祈願　嘉永六年　廿六　(山梨県立博物館蔵)」(東村編纂委員会編　一九六〇) や「(七)、雨乞祈願執行二付題草(中込虎一家藏)」、「(七)、(八)田山雨乞御祈願札旨之墨草(中込虎一家藏)」(白根町誌編纂委員会)、「(九)、(九)、(九)」などが挙げられる。また、觀音堂前の池に掛けられた梓橋という石橋は、開山行基菩薩が雨乞いの法を修したところであることから雨乞い橋とも呼ばれ、酒を供にかけて雨乞いの祈祷が行われたとの伝承も残されている。(八)山村
「(九)」。

(5) 「上八田村大千穀のため雨乞執行に付諸事議定書(小野田之家藏)」(白根町誌編纂委員会　一九六〇)には、四月下旬から雨乞いに取り掛かり、長谷寺の觀音堂で護摩焚きが行われ、水天に祈願し、その他に信州源助神社や信州戸隱山の御神水を取りに行って雨乞いをした内容が記されている。

(6) 御勤使川人の三六ヶ村の内訳は、甘利郷十ヶ村・上桑北割村・同中割村・同南割村・同東割村・下余西割村・同中割村・同南割村・若尾村・若尾新田村・金無川左岸四ヶ村・竜王村・竜王新田村・西八幡村・後原村・その他二ヶ村・大嵐村・須沢村・塩前村・駒場村・篠山村・古倉村・安通村・有野村・百々村・六科村・飯野村・野牛鳥村・在家塚村・桜原村・上高砂村・下高砂村・徳水村・上八田村・西野村・上今井村・上今源助村・下今興訪村である。(櫛形町誌編纂委員会　一九六〇)

(7) 高尾入は、二五ヶ村で、安通・高尾の二ヶ村・坂野村・長峰口の坂野村・在家塚村・西野村・下今興訪村・上今井村・駒場村・筑山村・西八幡村・篠原村・一ヶ村・曲輪田村中の峰口の曲輪田村・桃園村・吉田村・鏡中条村・四ヶ村・上古地村・吉田村・山寺村・小笠原村・十日市村・寺部村・幕山村・加賀美村・江原村の八ヶ村である。

(8) 山論については文政四年の「甘利山境紛争調査」や同年の「山論(甘利山)」(山梨県史編さん専門委員会民衆部会　一九九九)など多数の文献がある。「安政六年(一八五九)、苗敷神社の裏西面すみ風穴と、野牛舎のノードウ池及び裏仙窟を見通して、甘利山と三六ヶ村入会山との境界と定め内溝を以って落着した。」(農村編纂委員会編　一九六〇)。

(9) 「山梨県史」民俗編で山梨県内の雨乞いについて報告している福田アジョ氏は、山での雨乞いを雨乞いの中でも最後の方法と位置づけ、さらに県内のほとんどの地域で雨乞いに行く山が決まっていたと述べている(福田　二〇〇三)。

(10) 「大風觀音堂再建勧進の序文(中込虎一家藏)」(白根町誌編纂委員会　一九六〇)、「勸進帳の序」

甲陽巨軍の都武川第一大麻屋、城守山善心寺は、弘法師御開闢之近傍にして、境内に千手大士の靈像あり、是即ち行基菩薩の形刻なり。そのかみて、尊像西須彌が池に隠れて世人尊像の所在を知らず。空海島走兒年久ここに於いて、塩谷河内左衛門と旨ふ者、或時祭のために彼の池邊に臨む。池中に大光明あり左衛門奇異の思をなして暫く御爾すれば、大悲の尊像忽然として出現す。一心頂礼して負ひ来つて、この城守山中に安置す。(後略)

正徳三癸巳初夏上流珠日
蟻守山善心寺

(11) 能藏池での雨乞いについては時代は不明ながら、「能藏池の土は赤土で、早天の時は雨乞いをすれば雨を降らせてくれるし、困った時には何でも叶えてくれた。」(中略)と報告されている。

(12) 「山梨県民新聞」(土橋　一九五二)と報告されている。

引用・参考文献

芦安村　一九九四　【百安村誌】

今福利忠　二〇〇四　【第六章　調査の成程】「日々通説3・5」山梨県埋蔵文化財センター
調査報告書第二二集　山梨県教育委員会他

影山正美　一九九一　【備貸し】(仮説)考一市)の始原的風景を探る(甲斐路第70号・市特集)　山梨郷土研究会

北巨摩郡教育会歴史研究部　一九二五　【口碑伝説集】北上寒那郡教育会
櫛形町誌編纂委員会　一九六〇　【櫛形町誌】櫛形町
櫛形町誌編纂委員会　一九六〇　【櫛形町史資料】櫛形町

功刀古跡　一九九三　【苗敷山德見洋社の研究】

- 佐藤八郎校訂 一九六八 [甲斐國志] 雄山閣
 白根町誌編纂委員会 一九六九 a [白根町誌] 白根町
 白根町誌編纂委員会 一九六九 b [白根町誌] 資料編 白根町
 白根町教育委員会 一九八五 「白根町の文化財案内」
 高谷重夫 一九八二 「雨乞祈俗の研究」法政大学出版局
 土橋里木 一九五二 [甲斐傳説集] 山梨民俗の会
 土橋里木 一九七五 [甲斐の伝説] 第一法規出版
 中込松弥 一九五六 「西郡古老問書」
 中込松弥 一九六〇 「西郡地域資料の研究 第二集」
 荘崎市誌編纂専門委員会 一九七九 [莊崎市誌下巻] 荘崎市
 荘崎市誌編纂専門委員会 一九七九 「莊崎市誌資料編」 荘崎市
 野田俊彦 一九七九 「信仰と民俗」 西山郷土研究会
 八山村 一九七二 「八山村誌」
 八山村 二〇〇三 「八山村誌」
 横田アジョ 二〇〇三 「第三章環境」 [山梨県史民俗編] 山梨県
 高上宗四郎 一九七四 「川口湖のぬし」 [赤牛] 「伝説の河口湖」 緑風社出版部
 向山玉美編 一九三三 「巨利山と鉢蘭の由来」
 山寺仁太郎 一九七八 「第三節 苗教山の信仰」 [莊崎市誌] 荘崎市
 山梨県編 二〇〇三 「山梨県史 民俗編」 山梨日日新聞社
 山梨県教育委員会学術文化課県史編さん室編 一九九九 「村明細帳」 [上磨郡編 II] 山梨県
 史資料叢書 I 山梨県
 山梨県史編さん室委員会民俗部会 一九九六 「在蒙坂の民俗」 山梨県
 神奈川県立歴史博物館 一九九九 「山梨県史資料編 11 近世4 在方丘」 山
 村教育委員会
 山梨県史編さん室委員会民俗部会 一九九九 「山梨県内中世寺院分布調査報告書 第26集」 山梨
 県
 山梨県史編さん室委員会 二〇〇九 「山梨県内中世寺院分布調査報告書 第26集」 山梨
 県
 山梨県教育委員会 一九六〇 「[農村]」

第十四章 高尾山穂見神社との関係

乍志奉建言候

齊藤 康彦

昭和三十一年（一九五六年）に新造されたという苗敷山穂見神社の里宮の宝蔵庫に残されていた文献資料について筆者が行った古文書調査によれば、同所が所蔵する古文書のボリュームは、作成年代が不詳である六九点をふくみ、全部で二七九点の古文書の存在が確認された。しかし、作成された時期がハッキリしている古文書で最も古いのは、明治七年（一八七四）に作成された「穂見神社小作徵收簿」であり、明治前期にみられた神仏分離や、それとともに廃仏毀釈と苗敷山穂見神社との関係を明らかにできる古文書類は発見されなかつた。

そこで現在は山梨大学教育人間科学部で保管している中巨摩郡桶村（現 南アルプス市）の高尾山穂見神社の古文書の中で「宗教關係資料」の調査を行い、苗敷山穂見神社に關係する古文書類の発見に務めた。高尾山穂見神社の「宗教關係資料」の古文書は五八四点を数えたが、苗敷山穂見神社に關係する古文書は、近世期のものが六点、近代以降のものが三点確認された。

本稿は、近代以降の古文書によって明治初年の神仏分離と苗敷山穂見神社との關係を明らかにしたい。
まず、確認された古文書類を掲げたい。なお、古文書は二点であるが、内容的には九通の文書からなつていて。

願上候以上

明治元年十一月

右宝生寺

教弁

花押

（史料一）
文書①
建物書（下書）

甘利輝

村々

弁事

巨摩郡上条南割村苗敷山宝生寺住僧教弁義泰歎上復飾仕候次第左二奉申上候
一同人義昨辰年九月中高野山出張役寺東京府ニ有之候處右役寺工用向有之趣二
テ復飾之儀ハ不立甲府表社守御役所工申立御印鑑頂戴仕東京府役寺工能出滿
留申不國復飾之儀〔斗仕其節御東行御急聲ニテ無添翰ニテモ願事御採用ニ相
成候由ニテ密然ト弁事御役所工差上候願書

文書②

乍恐以書付奉願上候

甲州巨摩郡上条南割村

式内穂見神社別當

宝生寺

教弁改名

甘利建

右八今般

朝政御一新ニ付諸国大小之出神社神仏混淆之儀御廢止別當社僧之蒙ハ復飾之上
神主社人等之称号ニ候様御触之趣承知奉畏拙傍義ハ是迄前書穂見神社ニ奉仕罷
有之候間御布告之趣厚相心得前書之通り改名復飾神勤仕度此段奉願上候
御聞済之上ハ一家神霊祭仕度候間何卒以御慈悲右願之通り被仰付被下置候様奉

御役所

文書③

御附紙御文面

可為願之通事

二彷彿する所業致シ候類神ヲ
專此名トし実ハ神ヲ穢シ候類往々有之候間速ニ禁止之上格別由無之社ハ神替
人一名ニ限り候様中付致シ猶神葬祭出願之者農商無差別都テ差免シ遠シ度右八
筋可有之哉此段何上候以上

巳三月

岩鼻原
知事

神祇官

判事御中

御附幣

別当并村役人工不詳知縣へ不申出密然其筋へ願出候者不筋之儀有之候ハ仮令許
容之附紙所持致シ候共取調之上至當之裁判可致事

神主村役人兼常勤勤メ候向ハ不可ニ付一村鎮守等ハ改テ神主ニ申付小社之分ハ

社人相立申間敷事

但シ

神職配札之儀 伊勢神宮ヲ始メ諸社ニおるて爾年仕米リ候得共不都合ニ付追々

一定之上御規則相立候上可及沙汰事

神祭出願候もの伺之通可差許事

巳三月廿五日

上

文書⑤

文書④
有體當二月岩鼻原知事小室信太夫様ヨリ

神祇官工伺書并同官ニテ御附紙其文

神仏混淆之儀追々ト仰出候御趣意戴シ奉り速ニ復飾正風ニ帰候ハ素ヨリ至之

計ニ候得共御一新之機会ニ投唯、已之利ヲ營候私心等是迄別当社僧之驟尾ニ附

シ御師坏ト唱配札致シ候等別當トモ不談村役人工モ謀らず県ニモ不申出密然ト

其筋工顕出許容之附札ヲ拂拂リ社僧ヲ追村役人ニ願出百姓入別ニハ何兵衛何助

神主何之承坏唱ヘ全ク一身兩名ヲ称シ候類所以モ無之小社二十人十五人之神替
社人ヲ願立姓名ヲ称シ帝刀ヲ佩ながら配札唱神号ヲ完歩行或ハ加持ト申仏氏

上

三摩郡武川筋

廿利十ヶ村之内

村々

明治二巳年八月

市川
御役所

（史料一）は、明治元年（一八六八）に、苗敷山神見神社の別當であり、宝生寺の住僧であった教弁が、和歌山県の高野山へ出張中に東京において復節して、名前を甘利建と改名して、これまで通りに神見神社において神主として務めたい旨を願い出たことを甘利郷の村々が問題化した一連の文書である。事実、明治元年一月三日に正政復古が号令され、十月二十三日に改元されている。新暦の四月九日、旧暦では三月十七日に、新政府は全國の神社の社僧や別當に対し還俗を命じており、四月三十日、旧暦では三月二十八日には神仏判然令を出している。甘利建の行為は、このような背景をもつていた。

文書②で、甘利建が「神仏混淆之儀御廢止別當社僧之靈ハ復節」と書いていることは、以上述べたような新政府の政策と対応する。しかし、地元への相談は無かったようである。それはともかく、出願が認められたことを受けて甘利建は文書③にあるように、「虚空藏ハ出其脚ニ速ニ焼却仕之匂巨摩郡加賀美村法善寺工本地虛空藏安置為致又金仏苦体虛空藏之本体トシ猶又子体仏同郡櫻原村長谷寺工完渡」した。この甘利建の行為は、神仏分離を目指している新政府の意図には従つてはいるものの、地域社会の受け入れることではなく、文書③に示されてるように岩手県での事例に従つて、北巨摩郡の甘利郷の一〇ヶ村は、翌二年八月に山梨県の市川御役所に甘利建の先行する行為の停止を求めていた。

（史料一）の結果を示す資料は残されていないが、次に示す中巨摩郡高尾山神見神社の神主であった總坂造酒之助の（史料二）から、その一端をうかがうことができる。

（史料一）

表二 神見神社
裏二 智家方
右二 文治三年ト御座候

一弁慶奉納之神石

但
一智家方奉納之神石
一舊兄神社（〇二）巨摩郡高尾村ニテ掲者奉仕之儀兼テ弁ヘ乍居其儀ハ不申立
一神祇官二おひてハ（〇三）甲斐國巨摩郡總見神社ト御座候トハ右社号唱ハ居
候神社ハ無之御儀ト被思召奉仕ハ私工御禱も無之御許容ト在候儀ト乍恐奉
存候
一旧記二高尾村之内總見地名顯然候事ニ
一總見神社祭神會福魂命稚產神保食大神
一祭日毎年十一月朔日五穀滿等神獻之次第事

但天福元年

文化年中甲府鎮台出羽守瀧川利春奉納之絵馬其外勤士并諸國奉納燈籠等社号設有之候もの數品三御座候

一棟札等社号認有之候事

舊事生厭。但此錄何得沒有等二不記傳事

巨摩郡上宮地村地内灌沢川向卜中處之立石

甲申ヨリ行程附圖等二も杜考相見えノ事

候

國民船艦を献シ云云

一甲斐国志 御国印云云德見神社也ト云十一月朔口ヲ以テ祭ル

一丁號記三萬尾山官地云因行總見神社地下云十一月朔日三

祭り在授福之神ナリ迎登拝之者群集せり云々

右之次第二子何れ可正何可偏憐賜之私親并賜得共奉仁之社号花衣之額ヲ始地主也。見神社杜ト敬ヒ群集登拝ノ者多分之義ハ甲府並輪歎沃其外遠路之休泊屋二人絕対之來以見神社之神德世上ニ輝渡候儀ト奉水存候然ル歟今般出舖杜社穂見神社杜ト御座候得ハ奉仕穂見神社御敬神之依御旨趣如何仕候ト宜敷御居候哉至当之御所置奉何候誠恐誠惶頓首謹言

文書(3)
○一 護摩講ヲ神樂講ト改執行國中頑愚男女本体虛空藏ヲ移シ候諸堂山内而

ヨリテ拝べき仏体はい何れ一ヶ寺ニ御座候等仕其外本末止不正ヲしらす是カ
為ニ惑ひ□□□ニテ三ヶ所工參会致シ右様御一新之機ニ示し仏像ヲ売金策等

仕候事

(○2) 往昔ヨリ連続ト尾尾ニテ拙者奉仕之儀兼テ弁へ尤居國許ニテ御訛も不守受右之次第も不申立上ヲ欺き復鑑仕御許容之御附帶之改無之押留價□分神惠言おいて御斧咎相或候上ハ既見兄神社苗敷二相達無之高毛毛ハ□社丁以上工

(〇三) 苗教山ト謂も美情不申立申甲斐國今塵郡德見神社ト而已申立候得ハ右神社号唱ハ居候神社ハ無之儀ト被思召奉仕之私工御調も無之教并之中立而已事実ト御採用被為在候樂ト乍念御存候

(4) 右之次第ニ御候得ハ不肖之造酒之助奥津難升ヘ得候共奉仕之社号花器之額ヲ始德見神社ト敬ヒ群祭登拝之者數多之儀ハ甲府並崎蛭沢其外遠路之体ハ泊リ□引モ不切實以德見神社之神德ニ世上ニ輝照無儀ハ不堪感銘候然ル處苗舎山今般見神社ト御候儀其依捨置候得ハ所分抱り候儀トあるなし間仁事出格之忌呑ヲ以真□篤ト御取調之上至當之御訴奉寃候誠恐誠惶頓白

(史料二)は下書きであり、各所に「〇」印があり、欄外の「〇」印に補う文が書かれている。ここでは1~3の番号を付し、插入箇所を示しておいた。たゞ最後の(4)には対応する「〇」印がなかった。

(史料二)によれば、すでに(史料一)で紹介した甘利建の行状は、端的に言えば(1)明治革新に際して仏像を完却したことと、(2)苗敷山櫛見神社で神樂を執行したことである。これに対して穂坂造酒之助は、文書(2)(3)を提示して、高尾山櫛見神社の正當性を主張している。功力吉彦「苗敷山櫛見神社の研究」(一九九三年)によれば、甘利建は明治五年(一八七二)に神主職を退任し、代わって大久保洞雲が、苗敷山櫛見神社の神主に就任しており、甘利郷の行動に対する、村々や穂坂造酒之助の主張が通ったと考えられる。

年)によれば、甘利建は明治五年(一八七二)に神主職を退任し、代わって大久保潤喜が、苗敷山穂見神社の神主に就任しており、甘利郷の行動に対する、村々や穂波造酒の主張が通ったと考えられる。

(史料二)

仰當社奉齋大神名挂巻良豐字氣姫命座在て蒼生乃衣食の根原をなし給ひ其を福へ給ふ主宰の大神にまし在を中世より仏体を尊崇て訛説を混淆し両部を以て祭祀する事とは成にたり雖然神乃靈應ハ尤も奇數ものかも古昔乃至波全く滅却すして山を苗布と號ひ社を穂見といふ皆五穀由縁ありて宮殿も仏堂の造さまならず毎年の祭礼も古き風俗あるハ皆人乃知れる所なり然のミならす延喜の御代の官帳にも其名著き神山なれや今蘇御一新之

御代に到て尤早く復古旧染一洗て古道に基祭 奉仕れる事と成来しなれハ當六月三日祭礼より更て上は天下泰平五穀豐饒下は國郡安總人民繁榮ため從前之謹摩供修行を改て新に古風の御神樂を奏ん間護摩誦中之各位よろしく此意体て太々神樂のため助力被致如例年社參なし給へと云爾

明治二年五月

甲斐国巨摩郡

郡中村々

各位

穗見神社

社役人敬白

永代太々御神樂奉納金
 卷譜二附拾ヶ年ニ金千匹也
但シ拾人一組ニて卷ヶ年金百疋宛受納仕候事

同社

世話人申

（史料二）は、甘利建の名前はないが、甘利の在任中の明治二年であり、「社役人」は甘利建を指しており、「苗敷山御神樂」の創建には甘利建が関与していたと考えられる。「御一新之御代」の「復古旧洗」を機に、六月十三日の祭礼から「上は天下泰平五穀豐饒下は國郡安穩人民繁榮ため」これまでの護摩供修行に換えて、御神樂が実施されることとなつた。なお、（史料三）における定は錢一〇文を意味しており、「金百疋」は錢一貫文を指している。

第十五章 苗敷山穂見神社の信仰圈

—明治二十年代を中心にして—

齋藤 康彦

一 問題関心と資料

昭和三十一年（一九五六）に新造されたという苗敷山穂見神社の里宮の宝蔵庫に残されていた文献資料について筆者が行った古文書調査によれば、次の諸点が明らかにされた。同所が所蔵する古文書のボリュームは、作成年代が不詳である六九点をふくみ、全部で二七九点の古文書の存在が確認された。なお、古文書類の時期的な残存状況は、明治期が九七点、大正期が三一点、昭和戦前期が二四点、昭和戦後期が五八点となっていた。

作成された時期がハッキリしている古文書で最も古いのは、明治七年（一八七四）に作成された「穂見神社小作徵収簿」であり、最も新しいのは昭和五七年（一九八二）の「会計簿 苗敷山穂見神社」であった。

少なくとも近代初頭から昭和五十年代の半ばにかけての古文書類であった。今回の古文書整理作業において、同様の作業を通じて一般的にみられる近世期にはさかのばれる古文書がまったく発見されなかつた点は大きい。この点から、苗敷山穂見神社里宮では、從来からいわれていた、明治前期に南アルブース市（旧若草町）の加賀美山法善寺に古文書類を移しておらず、その際に同所において近世文書類はすべて焼失したことは事実であったと考えられる。しかし、里宮の文庫蔵が所蔵する古文書群が、苗敷山穂見神社が有する古文書の継続でないか、なぜ、近世以前の古文書類が残っていないのか、また、昭和五十七年以降の古文書類はどうにあるのかなどについては分かつていない。そしてなぜ法善寺に古文書類を移したのかについての理由などを明らかにできる資料類は残されていなかつた。しきなかつたことは付け加えておきたい。

たがって明治前期にみられた神仏分離や、それとともになう廢仏毀釈と苗敷山穂見神社との関係は判明しなかつた。

次に古文書群を内容で区分するならば、基本的に各村の大字を単位とする大々講の構成員を書き上げたものの「御神樂講名簿」が最も目に付いた。これはは苗敷山穂見神社の地域社会における信仰圈を明らかにできるだろう。これに統いて、「金錢出納簿」や「領取証」などが気になるのは社会経済史を専攻する筆者の問題関心の故だろうか。また、次いで「社殿圖面」をふくむ「社殿修繕工事関係資料」が残されていた。これらの古文書は、何回かなされた苗敷山穂見神社の改築の実態を明らかにできるだろう。それはともかく、里宮の関係者が残して置いた資料群は、近代以降の苗敷山穂見神社が地域社会において果たしていた一定の役割を示しているといえよう。

なお、大正期には「小作料請求事件裁判資料」と、昭和戦前期には「三吹山境界問題関係資料」が残されており、近代社会の進展とともにあって、地域社会に依拠する神社も、その波とは無縁で無かったことを示してよい。

そこで本稿では、主に明治二十一年（一八八八）の「永代御神樂講名簿」を使用して、明治二十年代前期の時期における苗敷山穂見神社の信仰圈を明らかにしたいと思う。

本稿で基本的に使用する関係資料は、明治二十一年（一八八八）の「穂見神社永代御神樂講選名簿」の三四冊である。なお、同様の太々神樂講に関する資料類は、明治二十二年に三冊、二十四年に一冊、二十五年に三冊、四十年に七冊、四十一年に七冊と散見されるが、明治二十一年のように大量には残されていない。明治二十年代初頭に神社に関する再編成の動きがあつたとも考えられるが、穂見神社に残されている古文書からは具体的に裏付けることは出来ない。しかし、断つて置かねばならないのは、本稿での分析は、苗敷山穂見神社の里宮が所有する文献資料の使用によって明らかに出来る点であり、この間の古文書の散逸、焼失などはまったく考慮していない。ただ、山七にある奥宮においても古文書類は発見で

まず、使用する古文書の内容を明らかにしておきたい。ただ、講を集計した資料は、大きく分けると次の三通りの古文書からなっていた。最も多いのは「明治二十一年五月 苗敷山 稔見神社永代御神樂講連名簿」

と同様の内容をもつ古文書である。同古文書の冒頭部分は、次のようにはじまっている。

(表紙)

明治二十一年五月

が、これは同年だけと考えられる。また、年代の記入は無いが、明治二十一年と推計される「大々講人名原帳 大々講社」は次のように記されていた。これは新講あるいは、新規を纏めたと考えられる。

(表紙)

大々講人名原帳

大々講

(表紙裏 記入なし)

苗敷山

穂見神社永代御神樂講連名簿

北巨摩郡旭村

社務所

(表紙裏)

氏子惣代

米山吉兵衛

(一頁)

記

北巨摩郡

更科村

岩下宗吉

青木芳郎

岩下泰平

青木是口

安部吉則

代参 世八人

(後略)

(以下略)

(一頁)

この資料は、北巨摩郡大草村の大字町屋の講であり、講員は五名である。ただ同資料では前に引用した更科村のように個人別はもとより、講としての金額の記入はなかった。

第一表は、今まで述べてきた複数の資料の集計による基本的には大字を単位とする各講ごとの集計作業過程で作成されたものである。もちろん、大字の記入のないものもあるが、原典の内容に従っている。「大々講人名原帳」からはじまっているが、これは作業順序であつて特段の意味合いはない。ここでは作業過程を示す目的で作成したものであり、「基本表」として一括しておいた。なお、國表の簡略化のために、三〇番目の北巨摩郡旭村「糸中割までを紹介するに止めてある。さらに、「明治二十一年五月 苗敷山 稔見神社永代御神樂講連名簿 北巨摩

第1表 「大々講人名簿」(基本表)

郡	村	大字	講人
北巨摩	大草	町原	1 5
北巨摩	大草	下条中	1 5
北口摩	大草	下条中	1 9
北口摩	大草	下条中	1 9
北口摩	大草	西剖	1 2
北口摩	大草	西剖	1 5
北口摩	大草	西剖	1 3
北口摩	大草	西剖	1 10
北口摩	大草	西剖	1 11
北口摩	大草	西剖	1 5
北口摩	大草	西剖	1 5
北口摩	大草	西剖	1 10
北口摩	大草	西剖	1 11
北口摩	大草	西剖	1 10
北口摩	大草	东削	1 19
北口摩	大草	东削	1 1
北口摩	大草	东削	1 1
北口摩	大草	下条南削	1 9
北口摩	龜岡		1 10
北口摩	龜岡		1 10
北口摩	龜岡		1 8
北口摩	龜岡		1 10
北口摩	龜岡		1 5
北口摩	龜岡	若尾新田	1 5
北口摩	龜岡	若尾新田	1 5
北口摩	龜岡	若尾新田	1 9
北口摩	龜岡	若尾新田	1 5
北口摩	龜岡	若尾新田	1 5
北口摩	龜岡	下条中削	1 5
北口摩	龜岡	下条中削	1 5

(以下、省略)

一金三錢

向山今朝吉
渡辺秋太郎

金三錢

滝田勝藏

金三錢

向山梯平

金三錢

溝田庄八

金三錢

舟山松太郎

金三錢

向山直市郎

金三錢

滝田利兵衛

金三錢

向山勤藏

金三錢

舟山松太郎

(貢)
(表紙裏)

記

渡辺政吉

向山與平

一金二錢五
一金三錢
同
祠官 久保寺洞
米山吉兵衛
同
嫗内丹吉
右之浦
金參拾花錢五厘
(表紙裏)

と/orものもあり、集計するにあたっては、相母石村の一部であり、その講人は三人と数えた。ただ、金額が個人によって異なる点について説明できるデータをもっていない。

なお、古文書の集計過程で、講人はすべて男性名で女性名は確認できなかった。したがって、すでに述べたように大字の記入のないケースも少なくないが、基本的にには、近世期の村落にある近代村落の大字を基準に、各家庭を単位として講を結成していたと考えられる。例えば、中巨摩郡椿村の高尾山神社の古文書群で確認された苗敷山神社の明治二年（一八九〇）の「苗敷山御神樂創建記」によれば、太々御神樂の奉納金は、「表記二附拾ヶ年二金千疋也 但シ拾人一組

にて「寄ケ年金百疋宛受納」とあるところから、講の規模は一〇人を基準としていたと考えられる。また、同一の大字が重複して出てきたことも少なくない。その理由を明らかにすることは出来ないが、登場する講目の名前を手懸かりに、明らかに重複したケースは除いておいた。

二 明治二十年代初頭について

第二表は前述した集計結果を村落レベルで再集計した苗敷山慈見神社の「大々講」の地区別分布表であり、信宿団と考えてよいだらう。

同表では、大きく北巨摩郡と中巨摩郡に区分した。なお、明治二十五年（一八九二）刊行の『山梨県市郡村誌』を用いて村落レベルの戸数を記入して置いた。ただ、北巨摩郡の祖母石村と、中巨摩郡の野々瀬村と竜王村は『山梨県市郡村誌』では登場しないが、それぞれに加え、独立して表示しておいた。ただ、この三つの講については第二表の合計には算入していない。なお、並び順は北巨摩郡と中巨摩郡に分け、講数の多い順に並べて置いた。全部で講数は一四〇講で、講人の人数は一一〇人であった。

全体で最も講数が多かったのは、苗敷山慈見神社の地元である北巨摩郡旭村の一七講であり、講人は一六五人であった。次いで旭村に隣接する北巨摩郡の大草村の一九講、同郡の神山村の一七講が続き、第四位に中巨摩郡の御影村の一〇講

第2表 大々講地区別分布

部	村	講	講入戸数	参加率
北巨摩	旭	27	165	338
	大草	19	141	238
	神山	17	130	189
	竜岡	9	51	369
	塩崎	7	39	326
	上手	4	36	93
	更科	4	15	159
	下条	2	10	229
	駒井	1	1	216
	猪俣	1	1	0.5
	猪俣石	1	13	
中巨摩	御影	12	122	312
	蕨野	9	83	455
	佛	7	50	285
	芦安	7	47	449
	百出	5	31	217
	明徳	3	27	381
	野々瀬	2	18	603
	竜王	1	20	
合計		136	1,037	5,109
				20.3

イタリックは「大々講名簿」から転載。
戸数は『山梨県市郡村誌』による。

が位置している。なお、五位以下は一〇講を下回っている。ちなみに上位四ヶ村落で講数全体の五五・一%を占め、半ばを超えている。しかし、講人の数では旭村が一六五人と首位に立ち、順位には入れ替えないものの、全体に対する割合は五三・八%と若干、その比重を下げている点は見逃せない。ただ、明治二十年代の初頭の時期において作成され、残存している古文書のデータによれば、苗敷山慈見神社の信宿團は講接する諸村を中心としていたことが読み取れる。

しかし、各村落の戸数を基準に村落ごとの参加率を算出すると、事情は異なる。具体的にいえば、参加率が最も多かったのは、講数と講入数では第三位であった神山村の六八・八%であり、次いで第二位の大草村の五九・二%であり、講数と講入数では首位であった旭村は四八・八%と半ばを下回り、第三位に廿んじている。この地位の逆転の理由に関するデータは発見できなかった。

さらに北巨摩郡の更科村と中巨摩郡の御影村の参加率が四割を若干下回り、同じく北巨摩郡の竜岡村の参加率が一八・四%である以外は、一〇%台が六村、一〇%未満が五村であり、七割の村が二割を下回っていた。あくまで古文書の残存を基礎としているが、明治二十年代初頭の苗敷山慈見神社の信宿團を示すものとして確認しておきたい。

ところで古文書の分析過程で、講人の規模に大きな聞きがあることが確認できる。具体的には第一表に示したように、北巨摩郡大草村の大字東割の一九人と、同じく東割の一人の聞きがある。なお、一九人の講人を有するのは一講であるが、一人しか名前の無かったのは全部で七講にのぼった。一人しかいないケースは第一表でも確認できる。実際に事例を示すと、明治二十一年と推計される「大々講人名原帳 大々講社」は次のように記されている。

旧上条東割組

矢崎藤五郎

明治二三年代参

（次頁）

明治二三年代参

旧上条東割組
野田保市

(以下略)

とあり、どちらの古文書

も異筆で「明治二二年代參」と記入されていた。それはともかく、講人の規模で集計したのが第三表である。

すでに述べたように講人は十九人を最大、一人を最少としているが、一〇人と五人にビーグをもつていて、事実、一三六を数えた講のうち二六八%の五〇講が講人数一〇人であり、次いで二五%の二四講の講人は五人である。言い換れば、一三六講の六一八%が一〇人又は五人の講人であった。これはすでに引用したように、複数の講人から収取された金によって、講人の一人が代参を行っていた。ただし、金額の配入が無いケースも多く、人によつて金額にも違いがあった。しかし、明治二十一年五月の活版による「申し合せ」に、

一本日頂上二於テ御神樂ヲ奏シ神札ヲ授与ス
一 納金五拾銭ヲ以テ一講トナシ一人二人アルユハ五人十人迄ヲ限リトス
一本日頂上社務所ニ於テ神酒並喫茶飯セシム

とあるように、御神樂の執行には五〇銭とし、五人若しくは一〇人からなる講が想定されていたと考えられる。しかし、村落や大字の状態でこの申し合せは厳密には守られていないかったと答えられる。事実、四割近い講が決められた講人數ではなかつた。しかし、五人を下回っているのは一一%の一五講に過ぎない。

村落ごとに講の大小をみたものが第四表である。北巨摩郡では一〇人と五人の講に大きな差が見られないが、講人數が五人以下の講は一二一%の一・一講を数えるのに対し、講人數が一〇人を超える講数は六六%の六講と少ない。これに対して中巨摩郡では、講数は北巨摩郡の半分程度であるが、講人數が一〇人を超える講が六割を占め、五人である講は一五・六%の七講に過ぎない。いってみれば、中巨摩郡における講の規模の方が北巨摩郡のそれより大きかつたことを示

第3表 大々講規模構成

講人規模	講数	構成比%
19	1	0.7
15	1	0.7
14	1	0.7
11	9	36.8
10	50	59
9	8	29
8	4	6.6
7	9	29
6	4	25.0
5	34	1
4	1	0.7
3	4	29
2	3	22
1	7	51
	136	100.0

第4表 大々講地区別規模分布

部	村	19	15	14	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	合計
北	大草 草山 神尾 高崎 佐野 上手 下条 井川 清音 哲	1					1	5	2	2	13			2	1	27
		2					2	1		5	5	1	1	2	19	
		1					2	1		1	3	3	1		17	
							1				1					9
																7
																4
																2
																1
中	影 源 耕 野 安 田 明 恵	1					2	10								12
		1					1	3			1	1				9
		1					3									7
		1					2	1								5
		1					1									3
																2
																45
																45
																100.0
合	計	1	1	1	9	50	8	4	9	4	34	1	4	3	7	136

している。

しかも、村落を単位とする講の数と、講の規模には関連性を発見することはできなかつた。事実、地元の北巨摩郡旭村では講数は多かつたものの、「講当たりの講人數は六一一人であり、中巨摩郡の御影村では一〇人以下の講は皆無であり、両者に一定の法則性を発見することはできなかつた。また、その間の事情を説明できる手懸かりは残されていなかつた。

事実、第2表から一講当たりの講人數を算出すると、北巨摩郡の七二四人に

第5表 苗敷山穗見神社
御神楽譜姓名簿

明治二十四年段階での講の実態はどのように考えればいいのかといった問題を明らかにできるデータは残されていない。しかし、筆者としては明治二十年代前半期の苗敷山地見神社の信仰圈を示す一連の資料群であると考へている。

第5表によれば、新たに北巨摩郡の一ヶ村、中巨摩郡の一ヶ村、甲府市の一ヶ町が登場する。苗敷山地見神社の信仰圈は、北巨摩郡の北都地域を中心にして、第2表よりもはるかに広い範囲に及んでいることが確認できた。

を書き上げたのが第5表であり、全部で三六講を数える。なぜ、明治二十一年當時にこれらの村落で同様の資料が残されていないのか、あるいは明治二十一年段階において大字を単位とする講が確認されていた大字の明治二十四年段階での講の実態はどのように考えればいいのかといった問題を明らかにできるデータは残されていない。しかし、筆者としては明治二十年代前半期の苗敷山穂見神社の信仰圈を示す一連の資料群であると考へている。

第5表によれば、新たに北巨摩郡の一ヶ村、中巨摩郡の一ヶ村、甲府市の一ヶ町が登場する。苗敷山穂見神社の信仰圏は、北巨摩郡の北部地域を中心にして、第2表よりもはるかに広い範囲に及んでいることが確認できた。

明治二十一年代の書道

対して中巨摩郡のそれは八・四人と一人以上大きかった。この旧郡を単位とする講の規模の大小の違いが、如何なる理由で生じたのかは不明であるが、中巨摩郡の講の方が大きかった点は確認しておきたい。なお、すでに述べたように、今回は検討の対象としなかつたが、竜王村では二〇人から構成される講があつたことが判明する。

（二）では第2表と第5表を併せてのものとして、明治二十年代前半の佐賀郡山鹿村の村落構成を示す。同図は明治二十一年における一〇課を基準とし、特に説教の多かつた村々（北巨摩郡旭村・大草村・神山村・中巨摩郡御影村）、二十一年のデータに登場した村落、さらに明治二十四年に確認された村落を示した。



第1図 苗敷山穂見神社の信仰圏

第1図 苗敷山穗見神社の信仰団



第四編 總括編

總括

萩原三雄

はじめに

古くから神聖な山と崇められ、現在でもその法灯は形を変えながらも人々に引き継がれている石巒山に關し、その全貌を明らかにすべく、総合學術調査が開始されたのは、平成十九年であった。以来四年間、さまざま角度からの調査研究が進められ、信仰の山の実態がより鮮明となってきた。それらの内容は序編から第三編の研究編に収められているが、しかしその反面、多くの新たな問題点や課題も浮かびあがつてきた。

苗穀山総合学術調査

本調査は、すでに述べてきたように、苗穂山に対する総合的な学術調査である。

らかにすべく幅広い陣容による学術体制を組織して実施された。考古学や文献史などの苗敷山に關わる諸學、民俗学をはじめとし、建築史、仏教彌刻史、宗教史などの苗敷山に關わる諸

学により、まさに総合学としての調査研究が行われたのである。各種の報告会を主催する研究会においては、各分野からそのつどの調査成果や課題、問題点が報告され、

それらをもとに検討が重ねられ、萬葉山に関する議論が展開されていった。当初掲げた調査研究の目標は以下のようであった。

二 茂敷山の成立期に関する問題

苗敷山の初現期の成立過程については、この総合調査の当初からの大きな研究課題であったが、資料の不足から十二分に明らかにはし得なかつた。山本義孝論文（第二編第五章）等において、苗敷山のさまざまな自然崇拜に対する信仰形態を推論する見解も提起はされており、十分検討してきた点であるが、しかし裏づけする資料は必ずしも満足すべきものではない。

氣と、深い歴史の謎を秘めた山である。この苗穂山の実態明確は、わずか四年間という短い期間ではとうていなし得ないものであるが、総合学術調査に結集した各調査員の熱意と意気込みによって多くの成果を得ることができた。さまざまなる研究分野が学際的に検討を行う総合学術調査の力は十分に発揮されたものと確信している。

しかし、なお依然として未解明な点や、また新たに生じてきた問題点や課題も少なくはない。これらの多くは、今後の調査研究に託すことになるが、現段階までの研究成果等については、第三編の研究編において、報告している。

さて、本書で明らかなように、四年間に及んだこの総合学術調査は多くの成果をもたらしている。総合調査編では、苗教山に関するこれまでの研究の歴史をふりかえりながら、考古学による発掘調査やその成果、苗教山信仰に関するさまざ

(二) 苗穂山の史的研究

(一) 苗敷山の立地・規模・形態他諸特質の調査研究

(三) 苗敷山の今後の保存活用についての検討

（四）主の忠臣蔵と二胡による忠臣蔵の調査研究

本総合調査の契機の一つになったのは、苗敷山の境域などから発見された古代集落跡であったが、その古代集落の存在と苗敷山信仰はどういう間に開わりあつたのか、あるいは開わりあつたのか、この点の究明は初現期の様相を理解するうえで、きわめて重要である。標高約一〇〇〇mという山深い里から隔絶された立地的条件は、通常の古代集落とはみせない雰囲気を有しており、相互の結びつきを主張する議論もあるが、さりとて両者のつながりを確實に容認しうる資料もないというのが、現状であろう。この点については、すでに第三編第四章の時枝論文において指摘されているのであるが、しかし苗敷山山頂で検出された古代住居ではすでに述べられているように灯明具としての土師器や墨書き土器、また山間地などでは容易に入手しがたい縁輪陶器を保有するなど、苗敷山信仰との何らかの関わりを示唆するなど、興味をそそる現象が示されている。

時枝論文が「苗敷山山頂遺跡の不可解なありかた」は古代の神社の実態を示す可能性があるとの指摘もあるよう、古代の山岳信仰ともいべき信仰がいかに成立し、その実態はどうであったのか、さらにそれを維持発展させていくいわば担い手たちのありようはどうであったのかといった点を含めて、この種の宗教の成立をめぐる諸課題の解明のために、今回の総合調査での成果は多くの示唆を与えるものになりえよう。

なお式内社の「穗見神社」との関連について、大隅清陽論文（第三編第一章）がさまざまな観点から検討を加えており、中世以前からの主要な交通路に近接しているという点などから、苗敷山の里宮である葦垣市旭町に鎮座する同社が最も有力な比定地であるという指摘をしている。しかし、里に鎮座している穗見神社と苗敷山との古代における直接の関わりについてはいま一歩明らかではなく、この点についても今後強く意識しながら検討を重ねていかなくてはならないであろう。

三 中近世における苗敷山信仰と諸問題

中近世における苗敷山信仰はいつたいどのようなものであったろうか。この点を明らかにすることは、苗敷山信仰の変遷史や宗教的性格を解明するうえで、きわめて重要な意味をもつてゐる。

中世の苗敷山について、第一に指摘しておかなくてはならないのは、その宗教的忽づかいがまったくないわけではなく、むろん今回の総合調査でも明らかにされたように、さまざまな宗教的痕跡が残されている点である。報告例をみると、本殿に祀られていた木造明王形立像は、報告者の鈴木麻里子氏は鎌倉期の十三世紀後半の所産とされており、しかも中央作の優品と評価されている。また、甲斐國志に載る明星天子像は現在南アルプス市の法善寺蔵となっているものであるが、かつては苗敷山に祀られていたものと推定されており、この作も十三世紀後半の年代が与えられ、かつ先の明星天子像と同じように中央の仏師による優品とされた。鈴木氏によれば、この明星天子像は「甲斐國志」に見える不動明王にあてられ、三面三目六臂の明王形である点から三宝荒神と想定されている。また明星天子像は虚空藏菩薩坐像とされており、そうすると両像とも苗敷山信仰といふさかも宗教的矛盾をきたすことではなく、鎌倉期にこうした造仏活動を伴う宗教活動が行われていたことになる。また、これを支えた顯士層なども、甲斐國を支配した武田氏などの権力者層の関与を含めて、当地方を治めたそれ相応の人物たちではないかと指摘している。注目すべき見解であろう。

苗敷山に造立されていた石造物群は、中世に造立されたものも決して少なくはない。坂本美夫氏や畠大介氏らによつて詳説がされているが、最も古い石造物は奥宮の南側に立つ応安二年（一二六九）銘が刻まれる竿であり、当地に造立されている各種の石造物群のなかで突出した古さをもつものである。これは、前述の仏像群とも年代的に大きくかけ離れたものではなく、このころの宗教活動を補強する重要な資料であろう。戦国期の十六世紀代の石造物も六地蔵石幢をはじめ、墓地にもいくつかの五輪塔群が見られ、戦国期にも法灯は確実に引き継がれていたことを示唆している。すでに指摘されている点であるが、地蔵關係の石造物が多いのもまた、苗敷山信仰と矛盾することではなく、当地での確かな宗教活

動を強く示唆するものである。この点に関しては、谷川章雄氏の論文（第三編第七章）のなかでも指摘されているところである。

出土陶磁器をみると、中世段階の資料は少ないが、それでも奥宮本殿の床下から十二世紀後半の三筋蓋ないし四耳壺、及び十二世紀代の輪の副部片が採取されている。いずれも宗教色の強い陶器類で、苗敷山信仰と何らかの結びつきをもつた宗教活動が展開されていたことを予測させる。

それでは、文書史料はどうか。現在知られているものは、西川翁文でないに報告されているように、永禄九年（一五六六）の武田氏の朱印状や天正五年（一五七七）の朱印状をはじめ、中世段階のものは武田氏滅後の大川支配下になる天正十一年の内科群が散見される。現存史料の数は少ないが、戦国期を中心とした苗敷山は確実に宗教活動を展開している様子がわかる。

右のようにみると、中世段階でも苗敷山信仰はとくに鎌倉・南北朝期と戦国期において確実にその宗教活動は継続されていたのであり、しかも質の高い活動が展開されていたことがわかる。

しかし興味深い現象も報告されている。それは、佐々木満報告にあるように、中世段階における土器類や焼造などの炊飯器類の少なさである。もちろん、今後のより幅広い調査研究によつて多少見直される可能性も十分予測されるが、現段階の所見とすれば、苗敷山の中世の日常の活動は、その後の近世に比べると、やや希薄であったと推論することができ、苗敷山信仰のあり方の大きな特色であった可能性がある。中世土器が少ないという点に、いわば中世段階の苗敷山には日常の生活において乏しさを感じることができる。

これはおそらく、のちの近世における苗敷山信仰と対をなすような現象であり、ここで理解すべきは、各時代間の宗教的活動の変質である。むろん、苗敷山だけに特化されるものではなく、この種の山岳信仰全体の信仰形態の動きに共通しているものである。

それでは、苗敷山のその近世における信仰形態についてはどうなのか。古代において主要な歴史舞台となつた山頂の西側から東側に、活動の舞台を確実に移し

礫石を伴つた大規模な建物群を建造している。しかも、報告にみるような大量かつ多彩な陶磁器を保有するようになった。それらの内容は、郷内秀樹論文（第三編第十一章）に詳しく述べ、また以下のような興味深い指摘がされている。それらの陶磁器類は大半が江戸期の製品で、年代が降りにつれて量は増え、十九世紀中期以降に保有量のピークを迎える。しかも飲食に使用する製品が大半を占めている。また、甲府城下町遺跡や駿河河岸遺跡などの出土陶磁器のありようと比較すると、たとえば「土人形類」がほとんどみられない状況などから、苗敷山は「通常の生活空間と異なる性格」をもつものとしている。一方、十七世紀末から十八世紀前葉の時期の陶磁器については、出土量はそれほど多くはないが、上質で精緻な磁器製品が認められるのが特徴的であり、これは、苗敷山の整備活動と深く結びついたものではないかとし、そのころの苗敷山信仰の担い手に富裕層の存在を見通している。

そこで、十七世紀から十八世紀前葉に造立された石造物群をもう一度ながめてみると、その様相はさらに鮮明さを増していく。寛文四年（一六六四）には大工・大坂吉兵衛によって石鳥居が建立され、さらに元禄四年（一六九一）ころには参道の再整備に伴つて多数の丁石群が造立され、逆立の動きが活発になつていることがわかる。そうした石造物群と出土陶磁器類を重ねあわせてみると、官藩官房忠論文（第三編第十章）が近在の有力者層をしていねいに振り起こしているように、そのころの苗敷山信仰を支えた人々の動きや階層性がみごとに浮かびあがつてくる。

その一方で、十九世紀ごろの陶磁器類の出土量は多く、苗敷山がさらに広範な人々の間で受容され、広く浸透していく状況が映し出されており、いわば、信仰の大衆化ともいいうべき現象をみせている。しかも、大半が飲食器類であるといふ場面論文の指摘から、民衆のあいだに深く浸透しつつ、概野を大きくなげていつた苗敷山信仰の、飲食を介在させる新たなかたちが生まれていったこともわかる。このようにみていくと、少なくとも中世から近代に至るあいだ、連絡と、ないしは断続的に続いていた苗敷山信仰であるが、かつて等質な信仰形態が統いて

いたものではないことがわかる。とはいって、そうした宗教的活動は、苗敷山といふ場を共通にしながら展開していたことも確かなことであり、そうしたいわば不等質な宗教活動を引きつけた。あるいは場を提供した苗敷山という存在というものがいったい何だったのか、そのメカニズムは何なのかを考えなくてはならない。そうした点を含め、苗敷山の基底に潜む宗教的特質を明確化することも重要な課題となってきた。

ところで、苗敷山は近世の中ごろから俳諧の世界とも深く結びつき、その世界にいる人たちを強く引きつけた存在であったことが知られている。平安末期の歌人西行の伝説と深く結んでいくその様子については、先の宮澤論文が克明に述べており、詳細は氏の論文によられたいが、多くの俳人・文人たちを引きつけた苗敷山の宗教的特質の一は、「苗敷の山中は、西行の足跡をたどりて遊行を追体験できる手軽な異界たりえたのではなかろうか」と結ぶそのあたりに、存外、当を得た答えがあるようにも思える。

四 苗敷山の保存と活用について

苗敷山に関する調査研究は、いまもなお人々を魅了する神秘的な信仰世界であるだけに、今後も継続的に行われていくであろうが、しかし苗敷山に対する十分な保存と、また歴史文化的資源としての活用を図ることもまた、現代に生きるわたしたちの責務のひとつである。豊かな自然と、すぐれた歴史景観を加味していける苗敷山に対して、いますべき第一は、長期にわたる保存の方針を講じることであろう。そのための方策は官民あげて検討すべき段階に至っている。斎藤康彦氏による論文（第三編第十四・十五章）等にみられるような近代の文書類はもとより、とくに苗敷山信仰を構成している各種の石造物群や仏像などの重要な文化財や奥宮の石段等は荒廃が著しく、保護措置は早急になすべきであろう。

第二には、苗敷山全体を多くの市民に知つてもらうことの重要性である。身近にありながらも、今もなおその実態はほとんど知られておらず、存在感は至つて

弱い。苗敷山が有する固有の文化的価値を多くの市民に周知する方途は、さまざまあるが、たとえばガイドブックやパンフレット類の作成、看板などの設置、苗敷山の現地での説明会や各種の講演会などは、当面早急に行うべき事業であるが、これも繰り返し実施する必要がある。まず、苗敷山の存在を広く周知するためのあらゆる施策を展開すべきである。

苗敷山への登拝道の整備も重要である。麓の神見神社から二時間以上を要する参道には、さまざまな歴史遺産が点在しており、それらの保全はいうまでもないが、参道そのものの整備にも積極的な取り組みを開始すべきである。以上の施策を具体化するにあたり、「苗敷山の整備活用のための委員会」といったような組織の設置が必要であろう。当然、氏子の方々や地元住民の参画を得た体制とし、そのなかで十分に検討を重ね、苗敷山の将来に及ぶ保全とさらにさまざまな活用策が具体的に検討されることを期待したい。

図 版

図版 1

石段・門跡・石積等



石段(下段)



石段(中段 1)



石段(中段 3・2)



石段(上段)



山門跡



隨神門跡



鐘樓堂跡



東斜面 5号テラス後背石積南半部分



東斜面 5号テラス後背石積北半部分



隨神門跡から東斜面 5号テラスへ至る斜面階段脇の石積



東斜面 5号テラスから北東へ下る通路脇の石積



東斜面 5号テラス全面石積

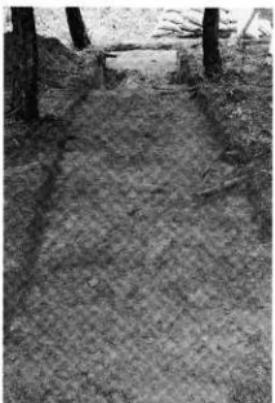
山頂部テラスの調査(Ⅰ)



3号トレンチ(東から)



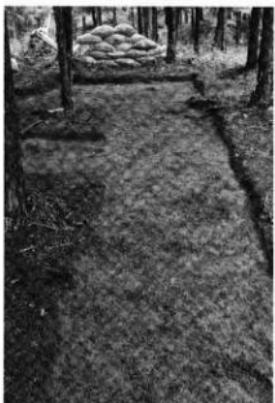
6号トレンチ(東から)



6号トレンチ(西から)



4号トレンチ(南西から)



5号トレンチ(南から)



5号トレンチ(北から)



1号トレンチ(北から)



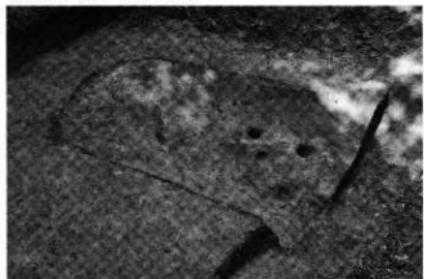
7号・8号・9号トレンチ(南から)



9号トレンチ(北から)

図版3

山頂部テラスの調査(Ⅱ)



B号トレンチ(南東から)



3号トレンチ(南東から)



2号トレンチ(北から)

西斜面テラスの調査(Ⅰ)



B₁トレンチ出土状況



B₁トレンチ出土状況



Cトレンチ(南から)



Dトレンチセクション(西から)

西斜面テラスの調査(Ⅱ)



2号竪穴建物跡(カマド確認状況)



墨書き土器出土状況



2号竪穴建物跡(カマド、刀子出土状況)



2号竪穴建物跡(カマド構築土除去状況西から)



2号竪穴建物跡(カマド構築土除去状況北から)



2号竪穴建物跡(カマド内出土状況)



2号竪穴建物跡(カマド最終使用面以前)



2号竪穴建物跡(カマド最終使用面完掘)

図版5

東斜面テラスの調査(Ⅰ)



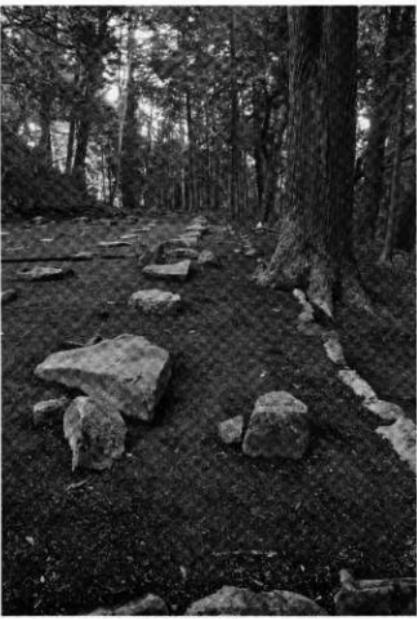
礎石建物全景



3号礎石建物跡(西から)



2号礎石建物跡



礎石建物跡(礎石列(Ⅰライン))

東斜面テラスの調査(Ⅱ)



縦配列 1



2号礎石建物跡(1号トレンチ出土状況)



2号礎石建物跡(1号トレンチ灯明皿+受皿のセット)



3号礎石建物跡(5号トレンチ出土状況)



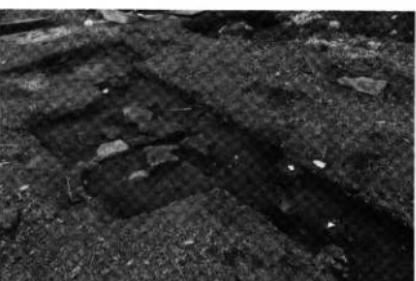
3号礎石建物跡(5号礎石出土状況)



3号礎石建物(6号礎石出土状況)



3号礎石建物跡(2号トレンチ)



3号礎石建物跡(1号トレンチ)

図版7

東斜面テラスの調査(Ⅲ)



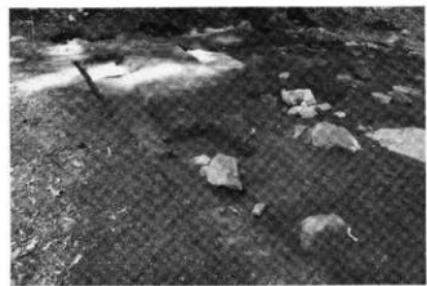
3号礎石建物跡(4号トレンチ)



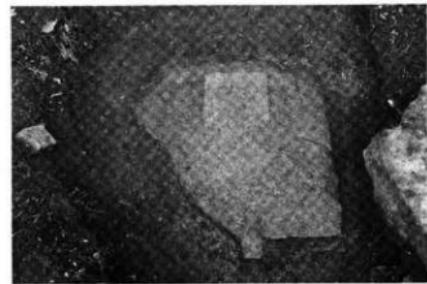
3号礎石建物跡(4号礎石出土状況)



3号礎石建物跡(6号トレンチ)



3号礎石建物跡(5号トレンチ)



1号礎石建物跡(Aライン36)



3号礎石建物跡(1号トレンチ)

東尾根 2 号テラスの調査



1号集石調査前



1号集石調査後



1号集石中心部



2号集石清掃後



3号集石調査前



3号集石調査後



4号集石調査前



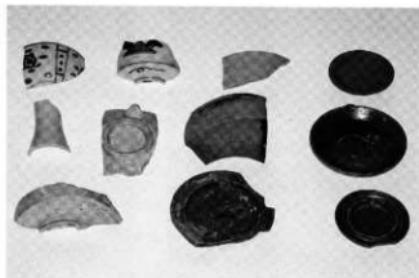
4号集石調査後

圖版 9

出土遺物集合寫真



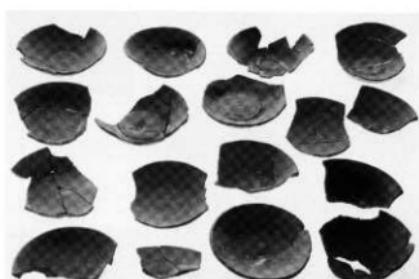
1号磁石建物跡出土遺物



2号磁石建物跡出土遺物 1



2号磁石建物跡出土遺物 2



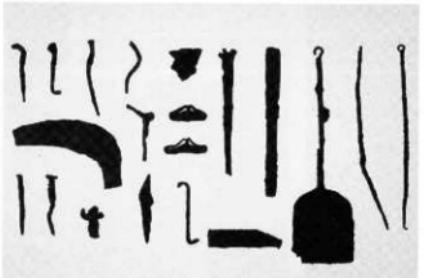
3号磁石建物跡出土遺物



磁石建物跡出土鐵製品



2号豎穴建物跡出土遺物 1



2号豎穴建物跡出土遺物 2



墨書土器「六」

墨書土器「奉」

奥宮から山門跡にかけての石造物(1)



①



②



③



④a



④b・c



④d



⑤a・b



⑥a



⑥b

図版 11

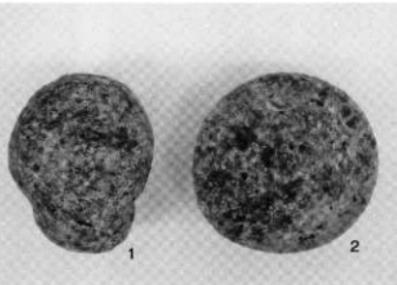
奥宮から山門跡にかけての石造物(Ⅱ)



⑦



⑧



奥宮内の石造物

墓地の石造物(Ⅰ)



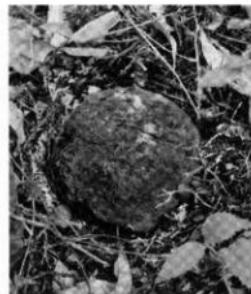
①a~c



②



③



④



⑤



⑥

墓地の石造物(Ⅱ)



⑦a~d



⑧



⑨



⑩a・b



⑪



⑫



⑬



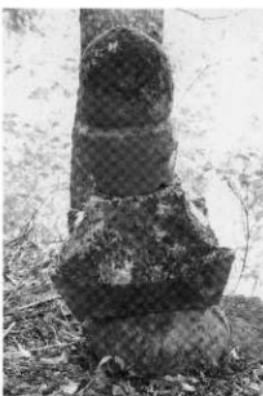
⑭a・b



⑮a~c

図版 13

墓地の石造物(Ⅲ)



墓地の石造物(IV)



参道脇集石上の石造物



集石 6

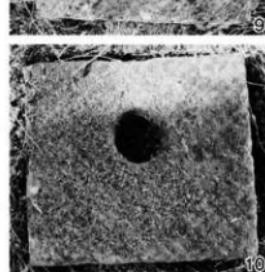


図版 15

参道の石造物(Ⅰ)



- 1 初丁目丁石
2 二丁目丁石
3 三丁目丁石
4 3の左側面
5 3の裏面
6 十九丁目丁石
7 廿丁目丁石
8 三丁目丁石台座
9 №16丁石台座
10 №17丁石台座
11 十九丁目丁石
底面納部



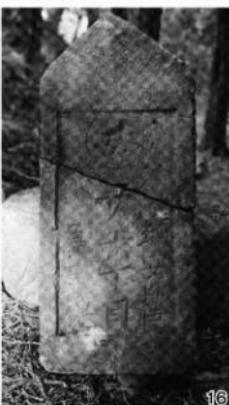
10

11

6

7

参道の石造物(Ⅱ)

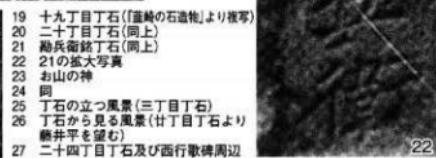


12 二十一丁目丁石
13 二十三丁目丁石
14 御興掛場
15 二十四丁目丁石
16 廿六丁目丁石
17 西行歌碑
18 17の左側面

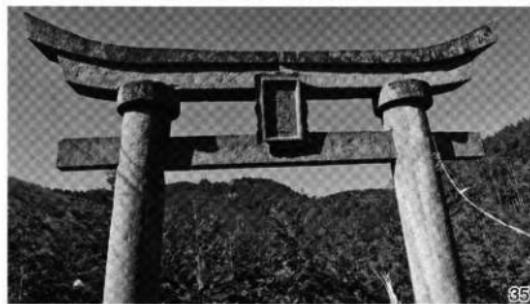
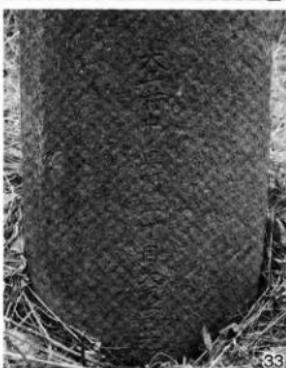
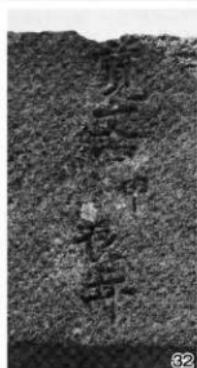
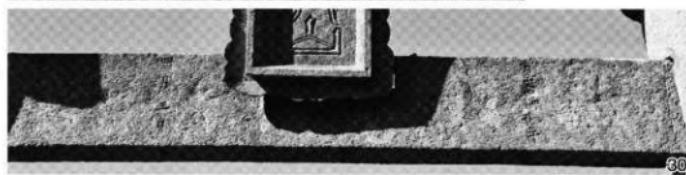


図版 17

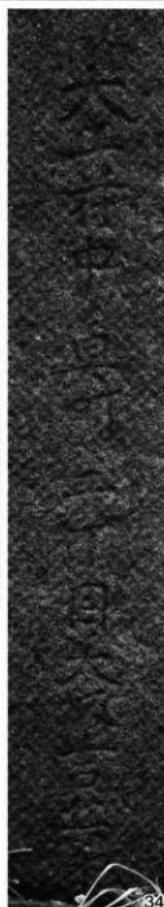
参道の石造物(Ⅲ)



参道の石造物(IV)



28 石鳥居
29 頭束
30 背の絵文
31 背の絵文(左側)
32 背の絵文(右側)
33 柱裏面の大工鉢
34 大工鉢の拡大写真
35 石鳥居から見る山頂方面



苗敷山総合学術調査報告書

苗敷山の総合研究

発行日

二〇一一年三月三十日

編集

苗敷山総合学術調査研究会

発行

苗崎市教育委員会

印刷所

㈱エンドレス

